金 融 庁 の 1 年

（2022 事務年度版）

2023 年 12 月

金　　融　　庁

記載内容について

１．　2022 年７月１日から 2023 年６月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。

２．　証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています(「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)。

目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織 …… 1

Ⅰ　概要

Ⅱ　特命担当大臣

Ⅲ　所掌事務

第２節　令和５年度の体制整備 …… 1

第２章　金融庁の行政運営

第１節　「金融行政方針」の策定・公表 …… 6

第２節　財務局との連携 …… 8

Ⅰ　財務局長会議

Ⅱ　理財部長会議

Ⅲ　地方における業務説明会

第３節　組織活性化と人事 …… 9

Ⅰ　組織活性化に向けた取組み

Ⅱ　服務規律の確保

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

第４節　研究 …… 13

Ⅰ　金融庁における研究部門

Ⅱ　具体的な調査研究

Ⅲ　産・官・学の連携強化

第５節　研修 …… 22

Ⅰ　金融庁における研修

Ⅱ　2022事務年度の研修実施状況

第６節　デジタル・ガバメントへの取組み …… 27

Ⅰ　概要

Ⅱ　取組実績

第７節　報道・広報 …… 30

Ⅰ　報道対応

Ⅱ　広報活動

第８節　情報公開等 …… 33

Ⅰ　開示請求の動向

Ⅱ　文書管理等の状況

第９節　金融機関等との意見交換 …… 36

第10節　パブリック・コメント手続の実績 …… 37

第11節　金融行政アドバイザリー制度 …… 43

Ⅰ　制度の概要

Ⅱ　2022事務年度における取組み

第12節　金融行政モニター制度 …… 44
Ⅰ　制度の概要
Ⅱ　提出された意見等に対する金融庁の対応
第13節　金融サービス利用者相談室 …… 54
Ⅰ　概要
Ⅱ　相談等の受付状況
第14節　政策評価への取組み …… 62
第15節　金融庁業務継続計画の策定 …… 68
Ⅰ　金融庁業務継続計画の概要
Ⅱ　災害発生時に備えた訓練
第16節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み …… 75
Ⅰ　英語による行政情報の発信
Ⅱ　英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）
Ⅲ　法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律案について …… 77
第２節　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案について …… 78
第３節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み …… 79
Ⅰ　開示諸制度の整備
Ⅱ　開示諸制度の運用
Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等
Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組み
Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組み
Ⅵ　公認会計士・監査法人等に対する監督
Ⅶ　ＩＦＩＡＲを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献
第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等 …… 109
Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討
Ⅱ　金融商品取引所等をめぐる動き
Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き
Ⅳ　国際金融センターの実現
Ⅴ　資産運用業の高度化

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）の施行に係る関係政令・内閣府令等の整備 …… 113
第２節　ＦＡＴＦ勧告に対応するための犯罪収益移転防止法の改正 …… 114

第３節　ＩＴの進展等への対応　……117
Ⅰ　デジタル・イノベーションの推進
Ⅱ　金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク
Ⅲ　プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応
第４節　休眠預金等活用法に関する取組み　……129
Ⅰ　法律の概要
Ⅱ　2022事務年度の取組み

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会等……131
Ⅰ　金融審議会の構成
Ⅱ　2022事務年度の開催実績
第２節　自動車損害賠償責任保険審議会　……146
第３節　企業会計審議会　……149
Ⅰ　企業会計審議会の構成
Ⅱ　2022事務年度の審議状況
第４節　金融トラブル連絡調整協議会　……152
Ⅰ　経緯
Ⅱ　議論の状況

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第１節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み　……156
Ⅰ　「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「成長戦略等のフォローアップ」（2023年６月16日閣議決定）
Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針2023」（2023年６月16日閣議決定）
Ⅲ　「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2022年12月23日閣議決定）
Ⅳ　「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023年６月９日閣議決定）
第２節　政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み……181
第３節　金融に関する税制　……183
Ⅰ　ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化
Ⅱ　その他の税制改正
第４節　金融経済教育の取組み……204
Ⅰ　経緯・概要
Ⅱ　具体的な取組状況
第５節　家計の安定的な資産形成に関する取組み……220
Ⅰ　顧客本位の業務運営に関する原則
Ⅱ　ＮＩＳＡの普及・利用促進について
第６節　規制・制度改革等に関する取組み　……224
Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み
Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

第７節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について　……228
第８節　自然災害等の被災者への対応　……235
Ⅰ　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
Ⅱ　東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進
Ⅲ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況
Ⅳ　2022事務年度に発生した自然災害への対応
第９節　新型コロナウイルス感染症への対応　……241
Ⅰ　民間金融機関による事業者支援促進等のための施策
Ⅱ　事業者支援態勢構築プロジェクト
Ⅲ　国際的な連携
第10節　消費者行政に関する取組み　……257
Ⅰ　経緯等
Ⅱ　工程表の作成等
Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策
第11節　障害者施策への対応　……263
Ⅰ　概要
Ⅱ　対応要領、対応指針の改正に係る取組み及びアンケート調査等の実施
第12節　高齢者等への対応に関する取組み……264
第13節　預金取扱等金融機関の旧姓使用への対応に関する取組み　……265
第14節　サステナブルファイナンスに関する取組み　……266
Ⅰ　国内動向
Ⅱ　国際動向
第15節　ウクライナ情勢への対応　……269
Ⅰ　概要
Ⅱ　金融機関に対するモニタリング
Ⅲ　金融機関の対応に関する要請
Ⅳ　国際的な議論への貢献

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り　……277

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　モニタリングの高度化に向けた取組み　……279
Ⅰ　モニタリングを巡る最近の動き
Ⅱ　日本銀行との連携
第２節　金融行政方針に基づく金融モニタリング　……280
Ⅰ　経緯等
Ⅱ　金融行政方針に基づく2022事務年度のモニタリング
第３節　マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策……282
第４節　ＩＴガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ‥284

Ⅰ　ＩＴガバナンスに関する対話
Ⅱ　システムリスク管理態勢の強化
Ⅲ　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み
第５節　業態横断的な金融モニタリング　……286
第６節　データ活用の高度化　……306
Ⅰ　データを活用した多面的な実態把握
Ⅱ　データインフラ整備
第７節　早期是正措置・社外流出制限措置について　……307
Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用
Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用
第８節　金融上の行政処分について　……313
Ⅰ　行政処分の趣旨
Ⅱ　行政処分の業態別発動状況
第９節　指定紛争解決機関　……320
第10節　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策　……321
Ⅰ　意見申出制度
Ⅱ　外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価
第11節　金融モニタリング情報の収集について　……326
Ⅰ　概要
Ⅱ　情報の収集状況
第12節　オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靭性）……327
Ⅰ　オペレーショナル・レジリエンスの意義
Ⅱ　我が国における取組み

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　監督指針　……329
Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針
Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
第２節　預金取扱等金融機関の概況　……331
Ⅰ　主要行等の2022年度決算概況
Ⅱ　地域銀行の2022年度決算概況
Ⅲ　再編等の状況
Ⅳ　不良債権処理等の推移
第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング　……347
Ⅰ　大手銀行グループに対する金融モニタリング
Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング
Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング
Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング
第４節　自己資本比率規制等　……355
Ⅰ　自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要
Ⅱ　関連告示等の整備

Ⅲ　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2022事務年度）
第５節　資本増強制度等の運用状況 ……373
Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法
Ⅱ　金融機能強化法
第６節　金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み ……411
Ⅰ　企業アンケート調査
Ⅱ　金融仲介機能の拡がりを支える組織運営
Ⅲ　Regional Banking Summit（Re:ing/SUM）
Ⅳ　事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討
Ⅴ　人材マッチングに関する取組み
Ⅵ　事業者支援を後押しする取組み
Ⅶ　地域課題解決支援チーム・地域金融支援室の取組み
Ⅷ　経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み
Ⅸ　中小企業の事業再生等に関するガイドライン
Ⅹ　金融仲介の質の向上に向けた取組み等
Ⅺ　認定支援機関による経営支援
Ⅻ　地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）等の積極的な活用
ⅩⅢ　金融の円滑化に向けた取組み
第７節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応 ……459
Ⅰ　被害及び補償の状況
Ⅱ　金融機関における対応状況
第８節　振り込め詐欺等への対応 ……472
Ⅰ　金融庁における取組状況
Ⅱ　金融機関における取組状況
第９節　銀行カードローンへの対応 ……473

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針 ……474
第２節　信託会社等の新規参入 ……474
第３節　信託会社等に対する金融モニタリング ……475

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社向けの総合的な監督指針 ……477
第２節　保険会社の概況 ……479
Ⅰ　2023年３月期決算状況
Ⅱ　再編等の状況
第３節　保険会社に対する金融モニタリング ……487
Ⅰ　顧客本位の業務運営
Ⅱ　持続可能なビジネスモデルの構築
第４節　財務の健全性の確保 ……491
Ⅰ　資産運用に関するモニタリング

Ⅱ　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入
Ⅲ　財務上の指標や規制のあり方の見直し
第５節　保険商品審査態勢について　……492
第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き　……493
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き　……501

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針　……503
第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング　……504
第３節　第一種金融商品取引業　……505
Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況
Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分
Ⅲ　投資者保護基金について
第４節　第二種金融商品取引業　……512
Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況
Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分
第５節　投資助言・代理業　……514
Ⅰ　投資助言・代理業者の概況
Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分
第６節　投資運用業　……516
Ⅰ　投資運用業者の推移
Ⅱ　投資法人の推移
Ⅲ　運用資産の推移
Ⅳ　投資運用業者に対する行政処分
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、
高速取引行為者　……518
Ⅰ　登録金融機関の概況
Ⅱ　取引所取引許可業者の概況
Ⅲ　金融商品仲介業者の概況
Ⅳ　高速取引行為者の概況
第８節　信用格付業者　……520
Ⅰ　信用格付業者の概況
Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人
第９節　適格機関投資家等特例業務届出者等　……522
Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者等の概況
Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について
第10節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について　……524
第11節　認定投資者保護団体　……527
第12節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について　……528
Ⅰ　相談件数の状況等
Ⅱ　対応

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第１節　事務ガイドライン第三分冊 …… 530
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き …… 530
Ⅰ　貸金業者の概況
Ⅱ　貸金業者に対する金融モニタリング
Ⅲ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況
Ⅳ　貸金業務取扱主任者の登録状況
Ⅴ　登録講習機関の講習実施状況
Ⅵ　指定信用情報機関の概況
第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き …… 533
Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況
Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング
Ⅲ　資金移動業者の概況
Ⅳ　資金移動業者に対する金融モニタリング
Ⅴ　暗号資産交換業者の概況
Ⅵ　暗号資産交換業者に対する金融モニタリング
第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き …… 538
Ⅰ　ＳＰＣ等の概況
Ⅱ　資産の流動化の状況
第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き …… 539
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き …… 540
第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き …… 542
第８節　電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き …… 543
第９節　金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き …… 543
第10節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング …… 545
Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング
Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）
第１節　本制度導入の経緯 …… 546
第２節　回答実績 …… 546
第３節　利用上の留意点 …… 546

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続
第１節　本照会手続導入の経緯 …… 547
第２節　回答実績 …… 547
第３節　利用上の留意点 …… 547
Ⅰ　ノーアクションレター制度との関係
Ⅱ　回答の効力

第16章　疑わしい取引の届出制度
第１節　疑わしい取引の届出制度……548
第２節　疑わしい取引の届出に関する概況……550
Ⅰ　届出の状況
Ⅱ　研修会の開催
Ⅲ　疑わしい取引の参考事例の公表
Ⅳ　疑わしい取引の届出等の徹底の要請

第17章　課徴金納付命令
第１節　課徴金制度について……551
Ⅰ　経緯等
Ⅱ　課徴金納付命令までの手続
第２節　課徴金納付命令等の状況……552
Ⅰ　課徴金納付命令の実績
Ⅱ　審判期日等の実績

第４部　国際関係の動き
第18章　金融に関する国際的な議論
第１節　Ｇ７　……560
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第２節　G20　……564
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第３節　金融安定理事会（ＦＳＢ）　……573
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第４節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）　……578
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第５節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）　……582
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第６節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕　……589
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論

第７節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）　……591
Ⅰ　沿革
Ⅱ　組織
Ⅲ　主な議論
第８節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）　……595
Ⅰ　沿革
Ⅱ　主な議論
第９節　その他の会議体等……599
Ⅰ　サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体
Ⅱ　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）
Ⅲ　国際通貨基金（ＩＭＦ）
Ⅳ　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ）
Ⅴ　規制監視委員会（ＲＯＣ）
Ⅵ　金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ）

第19章　当局間の連携・協力等
第１節　経済連携協定　……607
Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11）
Ⅱ　日ＥＵ・ＥＰＡ
Ⅲ　日英ＥＰＡ
Ⅳ　地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ: Regional Comprehensive Economic Partnership）
第２節　アジア地域ファンド・パスポート（ＡＲＦＰ）　……610
第３節　当局間協議　……611
Ⅰ　米国
Ⅱ　欧州
Ⅲ　英国
Ⅳ　スイス
Ⅴ　日中韓
Ⅵ　中国
Ⅶ　インド
Ⅷ　台湾
Ⅸ　ベトナム
第４節　金融技術協力　……614
Ⅰ　概要
Ⅱ　活動実績
第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）　……615
Ⅰ　概要
Ⅱ　活動実績

巻末資料１　最近の主な金融関連立法 ・・・

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織

Ⅰ　概要

金融庁は、2000 年７月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、2001 年１月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。また、2018 年７月には、金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織が再編された。

金融庁には、内閣府設置法第 53 条第２項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の３局のほか、同法第 54 条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、令和４年度末現在、全体で一般職 1,629 名及び特別職５名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員２名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員１名）の体制となっている。（別紙１参照）

Ⅱ　特命担当大臣

内閣府設置法第 11 条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。（別紙２参照）

Ⅲ　所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。（別紙３参照）

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第２節　令和５年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、33 人の増員を行い、18 人の定員合理化減等により、15 人の純増となった。また、リスク分析総括課企画官（為替取引分析業担当）、公認会計士監査検査室の設置等の体制整備を行うこととした。

○　経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ（16 人）
- ―　地域金融機関の事業者支援能力の向上を推進
- ―　マネロン対策等の強化（企画官の設置）
- ―　経済安全保障推進法の施行に向けた体制整備等

○　社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する（14 人）
- ―　改正公認会計士法を踏まえた監査法人等に対する検査・監督体制の整備（公認会計士監査検査室の設置）
- ―　サステナブルファイナンスの推進
- ―　新たな金融サービスの育成・普及を通じたデジタル社会の実現等

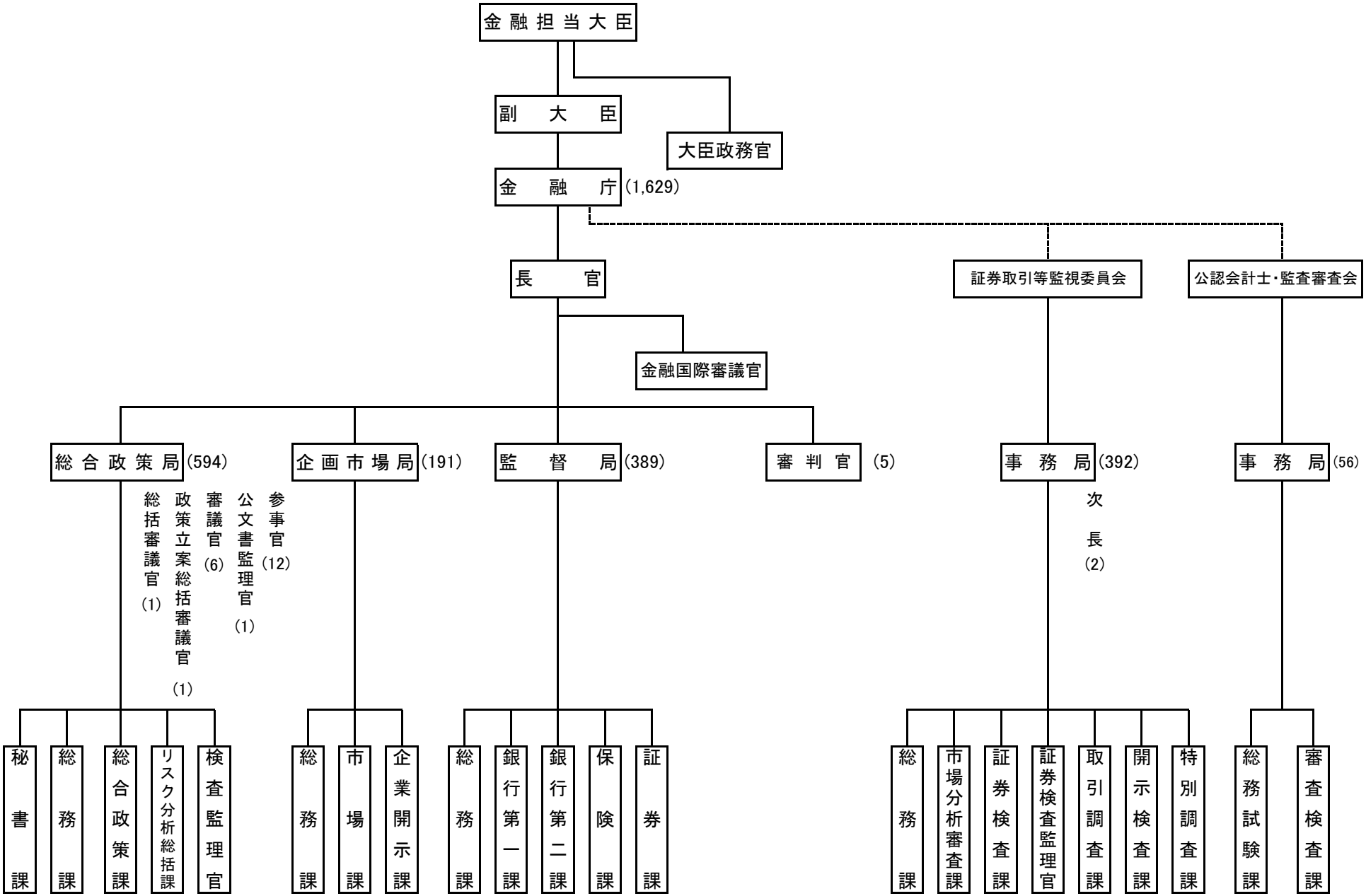
○　その他（３人）

【定員の推移】

定員の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
増　員 (A)	39	27	24	29	33
定員合理化減等 (B)	▲14	▲19	▲22	▲17	▲18
純　増 (A-B)	25	8	2	12	15
年度末定員	1,607	1,615	1,617	1,629	1,644

金融庁の組織（令和４年度）

（別紙１）



※ 数字は、令和4年度末の定員。
※ 審議官のうち1人、公文書監理官、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。
※ 監督局定員は、主任統括検査官等100人を含む。

（別紙２）

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

２　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条　第四条第一項第二十五号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十四　（略）

二十五　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十六～三十三　（略）

２　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の三　（略）

六十　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一～六十三　（略）

金融庁の各局等の所掌事務(令和4年7月)

部局	課室等	所掌事務
総合政策局		総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査　等
	秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営　等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生　等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理　等
	総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務　等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案　等
	総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究　等
	資産運用高度化室	資産運用の高度化に関する政策の企画・立案・調整　等
	金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供　等
	社会環境金融室	金融機関等の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画・立案及び持続可能な開発目標に関する事務の総括
	リスク分析総括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査　等
	情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
	リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進　等
	マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室	金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する事務
	経済安全保障室	金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務
	金融サービス仲介業室	金融サービス仲介業を行う者及び電子決済等代行業を営む者の監督　等
	貸金業室	貸金業を営む者の監督　等
	フィンテックモニタリング室	前払式支払手段発行者、資金移動業を営む者、暗号資産交換業を行う者の監督　等
	検査監理官	重要な検査の実施　等
企画市場局		国内金融に関する制度の企画・立案　等
	総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案　等
	信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案　等
	保険企画室	保険に関する制度の企画・立案　等
	調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査　等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案　等
	企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分　等
監督局		金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括　等
	監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査　等
	信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
	銀行第一課	銀行業を営む者等の監督　等
	銀行第二課	銀行業を営む者（一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等）の監督　等
	地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進　等
	協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督　等
	保険課	保険業を行う者等の監督　等
	損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者（損害保険会社、少額短期保険業者等）の監督　等
	証券課	金融商品取引業者等の監督 等
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会　事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査　等
	総務課	事務局の総合調整　等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査　等
	証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め　等
	国際証券検査室	海外の資産運用会社等の報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め　等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施　等
	取引調査課	金融商品取引法に基づく不公正事案の調査　等
	開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査　等
	特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会　事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
	総務試験課	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施　等
	審査検査課	監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等

第２章　金融庁の行政運営

第１節　「金融行政方針」の策定・公表（別紙１参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態ごとの「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、ＰＤＣＡサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、ＰＤＣＡサイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合して公表した。

2022 事務年度においては、「2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を公表し、これまでの実績を評価するとともに、以下の３つを重点課題として取りまとめた。

① 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

② 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

③　金融行政をさらに進化させる

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的に実施することとしており、金融行政方針の策定にも活用している。

2022事務年度　金融行政方針

～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～

（別紙1）
2022年８月公表

Ⅰ. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

新型コロナウイルス感染症にくわえ、ロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融面から経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋げていく。金融機関による事業者支援の取組みを後押しするとともに、金融機関に対して経営基盤の強化を促していく。

- **資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の事業者に寄り添った支援**を、金融機関に対して促す。このため、地域ごとに関係者が課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させるほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」やREVIC等のファンドの活用を促す。
- **事業者支援能力の向上**に向け、地域金融機関がノウハウを共有する取組みの後押しや業種別の着眼点の取りまとめ、経営人材のマッチングの促進などを行う。
- **経営者保証に依存しない融資慣行の確立や、事業全体に対する担保権の早期制度化**に取り組む。
- **金融機関の経営基盤の強化と健全性の確保**に向け、ガバナンスの強化や、与信・有価証券運用・外貨流動性に関するリスク管理態勢の強化を促す。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**に向け、複雑な金融商品の取扱いを含め、金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化**に向け、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

Ⅱ. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援等の社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する。

- **国民の安定的な資産形成**のため、「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、NISAの抜本的拡充や国民の金融リテラシーの向上に取り組むとともに、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みを促す。
- **スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給**を促すため、上場プロセスの見直し、私設取引システム（PTS）を活用した非上場株式の流通の円滑化、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等に取り組む。
- **企業情報の開示**について、中長期的な企業価値の向上に向け、人的資本を含む非財務情報の充実や四半期開示の見直しに取り組む。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業と金融機関が対話をするためのガイダンスの策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進、アセットオーナーにおける運用上の課題の把握等を行う。特に気候変動については、トランジションファイナンス推進のための環境整備を進める。
- **デジタル社会の実現**に向け、Web3.0やメタバース等の発展に向けた動きを金融面から推進すべく、デジタルマネーや暗号資産等に関する環境整備を進める。
- **国際金融センターの発展**に向け、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に引き続き取り組むほか、ニーズ・課題を幅広く把握し、きめ細かな情報発信を行う。

Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる

内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図り、データ等に基づく分析力を高めるとともに、国内外に対する政策発信力を強化する。

- **金融行政の組織力向上**のため、職員の専門性の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視し、誰もがいきいきと働ける環境を整備するほか、財務局とのさらなる連携・協働を推進する。また、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進する。
- **国内外への政策発信力の強化**のため、国際的ネットワークの強化を図るとともに、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組む。

第２節　財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

Ⅰ　財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年４回（2022事務年度は７、11、２、４月）、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

Ⅱ　理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年２回（2022事務年度は11、３月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

Ⅲ　地方における業務説明会

例年、金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2022事務年度（2022年９月～12月に実施）は、地域金融機関や商工団体等と、金融行政方針等の説明及び意見交換を行った。

第３節　組織活性化と人事

Ⅰ　組織活性化に向けた取組み

全ての職員の能力・資質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めるため、2022 事務年度においては、主に、以下のとおり取り組んだ。

１．職員の能力・資質の向上

- 各職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を行い、入庁 10 年目以上の職員のキャリアパスの軸となる分野の特定を進め、分野に応じた研修を提供するなど、職員の専門性を高めていくための取組みを実施。また、現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定し、職員がそれらをどのように身につけていくかについて検討を実施。
- 将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行い、2023 年４月から運用開始。
- 業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、データ分析基礎研修を実施し、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上を促進。

２．職員の主体性・自主性の重視

- 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、主体的に研究した成果を個人論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが職員に積極的に活用されるための環境整備を引き続き実施。
- 政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益なインプットを得るべく講演会や勉強会等を積極的に開催。
- 職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でのポストの公募を実施。

３．誰もがいきいきと働ける環境の整備

- テレワークやオンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き実施。
- 外部ツールを活用することにより、職員の議事録作成負担を軽減したほか、庁外向けのセミナー参加受付や金融機関向けアンケート機能の簡略化を実現。
- 安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討やＲＰＡ（Robotic

Process Automation）化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押し。

- 多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化するため、幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施したほか、マネジメント層にマネジメントの手がかりを提供するため、庁内広報誌においてコラム「マネジメントの手がかり」を連載し、マネジメント力向上に向けた取組みを引き続き実施。
- 360 度評価や職員満足度調査を引き続き実施し、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有。

（参考１）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等を行った。

また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）　（単位：人）

	2022 年３月１日現在	2023 年３月１日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	24
民間企業等	16	17
地方自治体	４	５
大学教授	３	３
計	47	49

（大学院への留学等の状況）　（単位：人）

	2021 年度	2022 年度
国内大学院（会計、ＩＴ、金融等）	10	９
海外大学・大学院（法科、経済等）	17	18
計	27	27

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

（外部専門家の採用・登用等）　　（単位：人）

	2022年３月１日現在	2023年３月１日現在
弁　護　士	40	39
公認会計士	72	67
不動産鑑定士	３	３
アクチュアリー	９	８
研　究　者	１	１
情報処理技術者	43	44
金融実務経験者	224	216
計	392	378

（参考２）ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局・人事院・デジタル庁が実施した「ワークスタイル変革取組アワード 2023」において、業務見直し・デジタル化部門で最優秀賞１件、優秀賞１件、人材開発部門で優秀賞１件を金融庁が受賞した。

Ⅱ　服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2022年12月）。

② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った（2022年12月）。

③ 全職員を対象に、服務・倫理研修を実施した（年５回のうちいずれかを受講）。

（2022事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
０件	０件

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

当窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2022事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは１件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための取組みの一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2022 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 12 件である。

〇法令等遵守調査室のメンバー（2023 年６月 30 日現在）

室長	田中　豊	（金融庁参与）
	日浅　さやか	（審判官）
	大久保　陽久	（総合政策局総合政策課）
	向井　恵美	（総合政策局リスク分析総括課）
	宜保　茉利子	（総合政策局リスク分析総括課）
	光武　敬志	（企画市場局総務課）
	牧野　一成	（企画市場局企業開示課）
	図師　康之	（監督局総務課）
	安田　栄哲	（監督局保険課）
	富本　司	（監督局証券課）
顧問	久保利　英明	（金融庁参与）

第４節　研究

Ⅰ　金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001 年７月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010 年９月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：ＦＳＡ Institute）へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020 年４月１日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

Ⅱ　具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2022 事務年度においては、"Measuring Climate Transition Risk under a Delayed Transition: An Exploratory Analysis of the Japanese Banking Sector"、「インパクト加重会計の現状と展望 -半世紀にわたる外部性の貨幣価値換算の試行を踏まえた一考察-」、「我が国における気候関連リスクによる住宅ローン・ポートフォリオへの影響分析」など、幅広いテーマについて調査・研究を実施した。それぞれの調査研究の成果については、計３本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「ＤＰ」という。）としてまとめ、ウェブサイト上で公表した。（別紙１参照）

また、各ＤＰの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

なお、2022 事務年度末時点においては、計８本の調査研究を継続して行っている。（研究官・専門研究員及び特別研究員一覧については別紙２参照）

Ⅲ　産・官・学の連携強化

１．アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働

して行政データ等を活用した研究を行った。

２．研究会「金融経済学勉強会」の開催（別紙３参照）

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として、研究会「金融経済学勉強会」を計11回開催した。

３．昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチョン）」の開催（別紙４参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチョン）」を、計23回開催した。

（別紙１）

2022事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表月	執筆者	タイトル
2022年8月	Jakob Thomae	Measuring Climate Transition Risk under a Delayed Transition: An Exploratory Analysis of the Japanese Banking Sector
2023年6月	林 寿和 松山 将之	インパクト加重会計の現状と展望 -半世紀にわたる外部性の貨幣価値換算の試行を踏まえた一考察-
2023年6月	岡崎 貫治	我が国における気候関連リスクによる住宅ローン・ポートフォリオへの影響分析

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

（別紙２）

研究官･専門研究員及び特別研究員一覧

（2023 年6月 30 日時点）

	研究プロジェクト	氏名
研究官（国家公務員常勤職員）	国際動向を踏まえた金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の在り方に関する考察	北原 幸彦
	ESG/SDGsに対するスコアの評価や情報開示との関係性、投資パフォーマンスとの関係	湯山 智教
専門研究員（国家公務員非常勤職員）	事業全体を対象とする担保制度 とその運用状況の国際比較・分析、及び「事業成長担保権」の実行手続や倒産法上の取扱いの精緻化	安永 祐司
		冨川 諒
	地域金融機関の融資行動に関する検証	植杉 威一郎
		真鍋 雅史
		平賀 一希
	市場時系列データの点過程解析に基づく取引誘起ネットワークの解明	大西 立顕
		本間 裕大
		伊藤 真利子

特別研究員 （非国家公務員・委嘱）	全資産担保（事業全体を対象とする担保制度）を活用した米国及び英国の金融機関における組織態勢に関する考察	川橋 仁美
	インパクトが企業価値等に与える影響に関する研究分析	林 寿和
		松山 将之
	金融機関の管理職におけるダイバーシティが金融機関のパフォーマンスに与える影響に関する調査	中嶋 幹
		杉浦 康之

（別紙３）

2022事務年度　金融経済学勉強会

日時	講師	テーマ
７月29日	榎本 雄一朗 （総合政策局総務課国際室 国際銀行規制調整官） 渡邊 駿平 （監督局大手証券等モニタリング室 係長）	「『貯蓄から投資へ』と金融行政」
９月30日	多賀 淳一 （総合政策局リスク分析総括課 主任統括検査官）	「金融行政実践的考察 ～百年と、その先へ～」
10月28日	HYUN Suk（延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance、Green Finance Forum-Korea） KIM SeongHoon（延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance） LOPEZ Prol Javier（延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance） LEE Yongjik（延世大学大学院教授 Graduate School of Environmental Finance） LEE Inhyung（韓国資本市場研究所教授（Korea Capital Market Institute）、Green Finance Forum-Korea） CHO Taek（Green Finance Forum-Korea）	「Green Finance Seminar（韓国からのLesson）」
12月13日	矢原 隆行 （熊本大学大学院人文社会科学研究部教授）	「組織における心理的安全性とリフレクティングの可能性」
１月31日	椎名 洋 （滋賀大学データサイエンス学部長）	「データサイエンス教育・研究　－滋賀大DS学部－」
２月27日	植田 健一 （東京大学金融教育研究センター長、大学院経済学研究科教授、公共政策大学院教授）	「真の資本主義と金融：資本配分の効率性の視点」
４月10日	Dr. Francesco Zanetti（Associate Professor in the Department of Economics at the University of Oxford：オックスフォード大学経済学部准教授）	"Zombie Firms, Agreed and Disagreed Uncertainty"
４月19日	神田 秀樹 （学習院大学法学部教授）	「金融制度と金融機関経営のゆくえ」
５月31日	多賀 淳一 （総合政策局リスク分析総括モニタリング研修指導専門官	「金融行政実践的考察 ”未来へ遺す真実と仮説” ～検査官制度発足150年に寄せて～」
６月16日	狩川 大輔 （東北大学大学院工学研究科准教授）	「航空分野における安全マネジメントの新潮流－レジリエンスエンジニアリングの考え方－」
６月23日	Dr. Patricia C. Mosser （Director of the Master of Public Administration Program in Economic Policy Management, School of Public and International Affairs, Columbia University：コロンビア大学国際関係公共政策大学院教授）	「Cyber risks to financial stability」

（別紙４）

2022 事務年度　昼休み講演会(ランチョン)

日時	講師	テーマ
８月 10 日	齋藤 亜蘭 （株式会社キーエンス データアナリティクス事業グループ コンサルティングデータサイエンティスト） 柘植 朋紘 （株式会社キーエンス データアナリティクス事業グループ マネージャー）	「金融機関のデータ活用における課題と処方箋」
９月 16 日	柳澤 伯夫 （WB 金融経済研究所 代表、初代内閣府特命担当大臣（金融））	「平成金融危機の体験と金融庁の役割」
９月 28 日	Georges Ugeux （CEO of Galileo Global Advisors）	”The regulation of financial innovation”
10 月 21 日	三村 一夫 （一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）事務局長）	「重要な情報を「わかりやすく」伝えるために ～ユニバーサルコミュニケーションデザインとは～」
10 月 31 日	中村 智明 （財務省大臣官房文書課広報室 上席広報専門官）	「危機管理広報 ～リスクとクライシスマネジメントの基本的考え方～」
11 月 28 日	大山 剛 （株式会社 RAF 研究所 代表取締役 CEO）	「国際金融規制監督動向（現状と今後）」
12 月 16 日	岡田 光信 （株式会社アストロスケールホールディングス 創業者兼 CEO）	「持続可能な宇宙環境の実現と令和時代の起業家精神」
12 月 23 日	宮本 孝男 （金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）事務局員（金融庁から出向中））	「国際機関（FSB）での働き方」
１月 12 日	武田 哲男 （株式会社武田マネジメントシステムス 代表取締役）	「個別最適・全体最適の同時達成と融合マネジメント」
１月 25 日	岡田 拓郎 （一般社団法人金融データ活用推進協会 代表理事、株式会社 AVILEN 社外取締役）	「一般社団法人金融データ活用推進協会の取組み ～金融データ活用スタンダード策定に向けた業界横断取組み～」

２月３日	三尾 仁志 （PwC コンサルティング合同会社 ディレクター）	「『ビジネスと人権』を巡る最近の話題と金融機関のリスク管理について」
２月 24 日	西野 精治 （スタンフォード大学医学部精神科教授、スタンフォード大学睡眠生体リズム研究所長）	「スタンフォードと睡眠医学ー最高の睡眠で最幸の人生をー」
３月 13 日	江崎 貴裕 （東京大学先端科学技術研究センター特任講師、株式会社 infonerv 取締役、株式会社ルートエフ・データム エグゼクティブ・アドバイザー）	「これからのRULE DESIGNを考える ― 社会とデータ、AI、そして人」
３月 29 日	Dr. Teng Wang （Principal Economist, Stress Testing Research Section, Supervision and Regulation Division, Federal Reserve Board：米国 FRB 監督規制局ストレステスト調査セクション 主任エコノミスト）	"Bank Screening and Mergers and Acquisitions: Evidence from Stress Test Failures"
３月 31 日	Klaus Loeber （Central Counter Party Chair, European Securities and Markets Authority：欧州証券市場機構 清算機関部門長）	"The EU CCP supervisory structure and activities"
４月 12 日	河野 正道 （三菱 UFJ 銀行 顧問／IFRS 財団 トラスティ、元金融庁金融国際審議官）	「サステナブル・ファイナンスの一層の拡充に向けて-トランジション・ファイナンス及びサステナビリティ・ディスクロージャーの推進を中心に-」
４月 13 日	大浦 博子 （Division Chief, Financial Sector Assessment and Policy Division, Monetary and Capital Markets Department, International Monetary Fund：IMF 金融資本市場局金融セクター評価政策課長）	「FSAP、IMF、キャリアガイド」
４月 26 日	五十嵐 ほづえ （EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 シニアマネージャー）	「日常に溶け込む金融（エンベデットファイナンス）」

５月 17 日	米良 はるか 氏 （一般社団法人インパクトスタートアップ協会代表理事、READYFOR 株式会社代表取締役 CEO）	インパクトスタートアップ -社会課題の解決と持続的な成長の二兎を追う「新しい官民連携」の姿-
５月 26 日	箱嶋 俊哉 氏 （デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 執行役員/パートナー（Chief People Empowerment Officer））	人材育成とエンゲージメント向上のヒント -コンサルティングファームの事例から-
６月 12 日	木内 登英 氏 （株式会社野村総合研究所金融 IT イノベーション事業本部 エグゼクティブ・エコノミスト）	内外経済・金融情勢と日本銀行の金融政策展望
６月 27 日	金澤 一広 氏 （Bain Capital Japan シニアエグゼクティブ、元金融庁金融研究センター特別研究員）	日本の生産性向上と地域金融機関に眠る可能性　～経営改革・企業再生の現場から～

※上記の他、講師の希望により講師氏名、テーマを非公表としたものが１回あり。

第５節　研修

Ⅰ　金融庁における研修

１．全体概要

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、ＯＪＴと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

２．金融行政官育成基礎研修プログラム（通称：キソ研）（別紙１参照）

2021 事務年度に改訂した人材育成に関する基本方針に係る庁内意見公募の際に寄せられた意見を踏まえ、若手職員向けの研修計画の見直しを実施し、2023 年４月より運用を開始した。

キソ研においては、職種や活躍する分野にかかわらず、金融庁の行政官として求められる最低限のスキルを習得することを目的として、既存の簿記研修や金融サービス利用者相談室等での実地研修のほか、新設した研修（証券外務員研修等）を含めパッケージ化し、これらの研修の受講状況を人事評価と連動させることとした。

Ⅱ　2022 事務年度の研修実施状況（別紙２参照）

2022 事務年度の主な取組みとしては、自宅等で研修を受講できるよう、引き続き、研修のリモート化又はオンデマンド化を促進した。また、業務との関連性や実用性等を重視し、以下のような研修を行った。

１．新規採用職員研修

従来の研修カリキュラムを刷新し、課室単位で実施していた業務説明を局（部門）単位に改めるとともに、所管法令の基礎知識を付与する講義を設定した。また、金融機関等の業務・商品に関する科目については、業界団体から講師を招聘することにより最新の業界動向等を含めた実務的な講義を設定した。

また、教養講話として職場における障がい者や高齢者との向き合い方を学ぶユニバーサルマナー研修や、新社会人向けの資産形成のための基礎知識の付与を目的としたＮＩＳＡセミナーを設定した。

さらに、一般職（高卒区分）の職員に対しては、大卒職員との年齢差・社会人経験差によるギャップ解消のため、同区分採用の先輩職員複数名との座談会形式による対話を設定した。

２．英語研修

職員の英語能力の向上を目的として、英会話を中心としたオンデマンド型の研修や金融関係国際機関のレポートを教材とした英語リーディング研修、また、英文メールの作成に特化した英語ライティング研修等、業務内容に沿った複数の英語研修を実施した。

３．ＶＢＡ研修・ＥＢＰＭ研修

ＶＢＡ研修では、ＶＢＡの基本的な使い方に始まり、金融機関からの提出データの集約効率化や分析などに資する内容を盛り込んだ研修を実施した。

ＥＢＰＭ研修では、ＥＢＰＭを促進するためのデータサイエンス専門人材を育成することを目的として、東京大学データサイエンススクールにおける通信研修の受講を提供した。

金融行政官育成基礎研修プログラム（キソ研）の受講スケジュール（概要）

（別紙１）



課長補佐昇任前

- 国会業務・記者対応研修

係長昇任前

- 金融サービス利用者相談室実地研修

入庁２年目

- 簿記研修（２級コース）
- 国会連絡室研修
- 情報システム統一研修「情報システム入門」

入庁１年目

- 新規採用職員研修（銀行・証券・保険分野の業法・業務・商品に係る基礎研修を含む）
- 証券外務員研修
- 英語研修
- 簿記研修（３級コース）

（※１） 研修名称等は変更の可能性あり。

（※２） 運用開始後も不断に見直しを実施予定。

（別紙２）

2022事務年度（2022年７月～2023年６月）の研修実施状況

区分		研修名	目的	対象者	実施月
必修研修		必修研修	金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項、また足下の行政課題や環境変化に係る知識の付与。	全職員	8月～9月
		転入職員研修	金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項に係る知識の付与。	転入職員、中途採用職員等	随時
階層別研修		ハラスメント研修	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント全般を防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解の促進。	個室幹部及び管理・監督者	10月
		幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部としての職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識の付与。	幹部候補育成課程対象者	5月
		シニア職員向け研修	定年延長制度、再任用制度、再就職規制、再就職支援制度及び国家公務員の年金制度など、シニア期の働き方や今後の生活設計を検討するための情報の提供。	主に50歳以上の職員	12月
		新規採用職員研修	当庁職員及び国家公務員として働く上で、必要な基礎知識の付与。	令和5年度新規採用職員	4月
		証券外務員研修	基本的な金融商品の概要、証券市場の知識、法令・諸規則、財務諸表分析の基礎等について学習し、一種外務員資格試験合格相当の知識の付与。	令和5年度新規採用職員	4月～6月
		簿記研修（３級・２級コース）	金融機関等のモニタリング業務等において必要な会計知識、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力の基礎を身に付け、日商簿記検定試験３級又は２級合格相当の知識の付与。	令和4年度新規採用職員	11月～3月
		1on1ミーティング研修	少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与。	少人数グループリーダー及びグループメンバー	9月
		国会連絡室研修	係長相当職昇任前の総合職職員に対して、国会連絡室の業務を経験する機会の付与。	総合職2年目の職員	1月～6月
		相談室実地研修	金融サービス利用者である一般国民の意見等を直接傾聴する機会の付与。	総合職2年目及び一般職（大卒区分）6年目の職員	1月～5月
一般研修	語学	英語リーディング研修	英文のリーディング手法を理解し、英文を速く、的確に理解する能力の向上。	全職員（希望者）	9月～12月
		英語ライティング研修	英文メール作成のポイントを理解し、英文メールを作成できるようライティング能力の向上。	全職員（希望者）	8月～9月
		英語力育成研修	オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上。	一定要件に該当する職員（※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員）	9月～3月
		国際リーダーシップ人材養成研修	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げる力の開花（テーマ毎のワークショップ形式）。	国際会議に出席する職員	1月～2月
		国際リーダーシップ人材養成研修の個別コーチング	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げられる力の開花（事例等に基づいた英語での１対１による対話形式）。	国際会議に出席する職員（国際リーダーシップ人材養成研修受講生の中から希望者）	5月
		中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上。	一定要件に該当する職員（※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員）	9月期・1月期・4月期
	IT	ＩＴパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識の付与。	全職員（希望者） システム担当者及び初めて受講する職員優先）	10月～12月
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験（国家試験）相当の知識の付与。	全職員（希望者） （セキュリティ・ITに関担当職員及び初めて受講する職員優先）	12月～3月
		VBA研修	基本的なマクロ・VBA操作に関する知識及び技術の付与。	全職員（希望者）	3月
		EBPM研修	EBPMを推進するためのデータサイエンス専門人材の育成。	秘書課においてデータ分析人材として認定される職員	1月～4月
		DX研修（幹部職員向け）	当庁実務のデジタル化や金融業界のDX推進に関する実践力の養成。	各局総務課長等の一部幹部職員	9月
		DX研修（全職員向け）	当庁や金融業界のDXを推進していくために必要な知識の付与。	全職員（希望者）	8月、2月
	企業会計	企業会計実務研修	会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与。	会計制度にかかる専門的な知識やノウハウを必要とする業務を担当する職員等	2月
	総務	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等の手続きに関する知識の付与。	総務、経理事務の担当職員	8月
	メンタルヘルス	メンタルヘルス研修（専門相談員）	対外的なストレスに晒される機会の多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与。	専門相談員	11月

区分		研修名	目的	対象者	実施月
業務別研修	モニタリング部門	モニタリング研修（内製動画型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等に対する預取・保険業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	通年
		モニタリング研修（オンライン双方向型）	講師からの解説に加え、質疑応答による双方向の議論を行うことで、預取・保険業務に関するモニタリングに必要な知識・スキル及び対話力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：7月・8月 冬期：1月
		モニタリング研修（オンラインワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：8月 冬期：1月
		モニタリング研修（集合ワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：7月・8月 冬期：1月
		モニタリング研修（資金決済業・暗号資産業・貸金業コース）	資金決済業者（前払式支払手段発行者、資金移動業者及び仮想通貨交換業者）及び貸金業者等に係る金融モニタリングに必要な基礎及び専門的知識、スキルの付与。	モニタリング業務（資金決済業者、暗号資産業者、貸金業者）担当者及び都道府県の貸金業担当者	9月～11月
	企画部門	企画系統研修	企画部門の職員としての必要な知識の付与。	企画部門職員	7月
		開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識の付与。	新任の開示審査業務担当職員	8月
		開示審査実務研修	企業内容の開示審査業務に関する専門的な知識の付与。	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
	監視部門	市場監視基礎研修	市場監視業務に関する基礎的知識の付与。	新任の市場監視担当職員	7月
		市場監視実務研修	市場監視業務に関する専門的知識の付与。	市場監視担当職員	7月
		市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的知識の付与。	市場監視担当職員	1月
		取引審査基礎研修	取引審査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引審査官	8月
		取引審査実務研修	取引審査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引審査官	1月
		モニタリング基礎研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券モニタリング業務担当職員	7月
		モニタリング実務研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する専門的知識の付与。	証券モニタリング業務担当職員	7月
		取引調査基礎研修	取引調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
		取引調査実務研修	取引調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
		国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
		国際取引等調査実務研修	国際取引等調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
		開示検査基礎研修	開示検査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	7月
		開示検査実務研修	開示検査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
		犯則調査基礎研修	犯則調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引特別調査官	8月
		犯則調査実務研修	犯則調査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引特別調査官	夏期：8月 冬期：1月
	検査事務部門等会計士監査公認	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識の付与。	公認会計士・監査審査会職員等	7月
通信研修		【主な開催講座】 ＜学習講座＞ ・金融マーケットの価格変動と要因 ・財務諸表の見方と財務分析 ・金融機関のSGDs･ESG金融実践講座 ・マネロンガイドライン即戦力講座 ・英文Eメールライティング講座 ＜資格試験等対策講座＞ ・証券アナリスト検定 ・FP技能士検定 ・公認内部監査人試験 ・TOEIC L&R TEST ・基本情報技術者試験 ・応用情報技術者試験	各講座に設定されている知識等の付与。	全職員（希望者） ※研修生実費負担	9月期
		米国証券アナリスト（CFA）	CFA（Chartered Financial Analyst）資格の取得。	全職員（希望者） ※研修生実費負担	2月受検・5月受検

第６節　デジタル・ガバメントへの取組み

Ⅰ　概要

政府全体において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、デジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2021 年９月にデジタル庁が発足し、同年 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2023 年６月改定）においては、

① 行政手続のオンライン化、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組み及びキャッシュレス化の推進
② 業務改革（ＢＰＲ）・システム改革の推進等について留意した情報システムの整備・管理
③ 全ての情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト監理の実施
④ 行政機関における、生産性やセキュリティ向上を図るためのデジタル技術の活用

等が示されている。

当庁においては、デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者及び専門的な知識を有するデジタル統括アドバイザー等を構成員とする金融庁ＰＭＯ（Portfolio Management Office）の統括の下、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（2022 年９月策定）に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

① 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
② デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
③ ＩＴガバナンスの推進
④ 業務におけるデジタル技術の活用

Ⅱ　取組実績

2022 事務年度、金融庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

１．利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化に向けて、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（事務局：デジタル庁、金融庁）による「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」（2021 年６月公表）を踏まえ、事務局として 2022 年 12 月に第２回「課題検討ワーキング・グループ」を開催した。同検討会の構成員として、証券取引等監視委員会において、2023 年４月に民間事業者が提供するサービスを契約し、預貯金等

照会・回答業務のデジタル化のための環境整備を行った。

また、金融庁の行政手続のデジタル化に関し、金融庁電子申請・届出システムに登録免許税及び手数料の電子納付機能を整備し、2023 年１月に運用を開始した。

２．デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

重要プロジェクトである「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）」、「金融庁業務支援統合システム」及び「金融庁電子申請・届出システム」について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。

また、毎年度策定している「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、2022 事務年度においては以下のような対策を重点的に実施した。

① 昨今のサイバー攻撃傾向を踏まえて改訂した「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づいてセキュリティ運用を見直し、環境変化に即した対応を実施
② 外部事業者による定期的な脆弱性診断に加えて、内製化による短周期での脆弱性診断を実施
③ 情報の収集・集約化を行い、庁内外に必要に応じて情報発信・注意喚起を行うなど日々のセキュリティオペレーションを強化
④ セキュリティ意識向上を目的とした、職員を対象とする情報セキュリティに関する研修、訓練をより高頻度で実施

３．ＩＴガバナンスの推進

政府全体において、情報システム整備方針等に基づいているかという観点から、全ての情報システムを対象とする一元的なプロジェクト監理を実施しているところである。当庁においても、デジタル統括アドバイザーやデジタル庁等による助言を踏まえ、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、デジタル・ガバメントの推進に関する取組みを当庁として一体的に推進していくために、金融庁ＰＭＯによる適切なＩＴガバナンスの下、ＩＴ戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

また、情報システムの調達に当たっては、金融庁ＰＭＯが、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証するとともに、政府調達に該当する情報システム調達案件においては、金融庁デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、各局総務課長及びデジタル統括アドバイザー等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で、調達の適切性等に関して審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

あわせて、こうした取組みを支えるデジタル人材の着実な確保・育成を図るため、「政府機関におけるデジタル改革に必要なＩＴ・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針」（2021 年７月策定）及び「金融庁デジタル人材確保・育成計画」（2022 年８月改訂）に基づき、外部からのデジタル人材

の採用、庁内職員向け（管理職向け・全職員向け）ＤＸ研修の開催、国内外の大学院及び民間企業への派遣等の取組みを実施した。

４．業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、金融庁ネットワークシステムのガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）移行に向けて、移行後の利用サービスなどについて具体的な検討を行い、職員の意見募集を経て移行時期等を含めた全体方針を決定するなどの取組みを進めた。

また、ＡＩ等による業務の効率化・高度化を図る観点から、市場監視業務における金融機関提出資料の入力業務効率化のための「ＡＩ-ＯＣＲ」、金融分野の文章の翻訳に特化した「高精度ＡＩ翻訳システム」、金融行政・金融サービスに関する一般的、定型的な質問について自動で応答する「ＡＩチャットボット」などを整備した。

さらに、ＲＰＡ（Robotic Process Automation）ついては、新たに12業務を自動化し、管理する業務は31件となっている。

第７節　報道・広報

Ⅰ　報道対応

報道発表及び記者会見等の実施

毎週２回の閣議後等に実施している大臣記者会見（111 回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（24 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：661 件）。

Ⅱ　広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第１部第２章第 16 節」を参照）

１．金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、特設サイトの設置や金融庁ウェブサイトのトップページで注意喚起を行うなどの取組みを行っている。

2022 事務年度は、一般の利用者に分かりやすいページとなるよう、トップページや「政策・審議会等」に関するページ等の構成の見直しを行った。

また、地域金融機関等による事業者支援を後押しするため、地域金融機関を介した地域の中堅・中小企業と大企業の人材マッチング等に関する特設サイトを開設した。加えて、業種別に事業者支援のノウハウをまとめた解説資料と動画を作成・公表し、ウェブサイトのほか、YouTube、X(旧 Twitter)といった SNS や広報誌「アクセス FSA」も活用して積極的な広報を実施した。

２．政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙１のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

（別紙１）

2022事務年度政府広報等実績(2022.7.1～2023.6.30)

	媒　体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	定時番組	「サキドリ情報便！」 （2022年７月８日放送）	休眠預金等の活用について 「長い間、使っていない預金はありませんか？」
	定時番組	「ビビるとさくらとトモに深掘り！知るトビラ」 （2023年１月６日放送）	将来のために！ コツコツ投資のススメ
	定時番組	「ミライの歩き方」 （2023年２月９日放送）	金融教育
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 （2023年２月２日放送）	「NISA」篇
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 （2023年２月９日放送）	「NISA」篇
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 （2023年２月16日放送）	「NISA」篇
	地上波テレビ番組付随CM	「ミライの歩き方」 （2023年２月23日放送）	「NISA」篇
ラジオ	政府広報ラジオ番組	青木源太・足立梨花　Sunday Collection （2022年11月13日放送）	国民の安定的な資産形成の重要性について 「資産づくりの第一歩　はじめよう！つみたてNISA」
	政府広報ラジオ番組	青木源太・足立梨花　Sunday Collection （2022年12月４日放送）	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご協力のお願い 「あなたの口座でもマネー・ローンダリング対策」
インターネット	インターネットテキスト広告	SmartNews （2022年９月５日～９月11日）	大企業と地域企業を繋ぐ人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」
	インターネットテキスト広告	SmartNews （2023年２月20日～２月26日）	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報（NISA）
	インターネットテキスト広告	SmartNews （2023年５月１日～５月７日）	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報（NISA）
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN （2022年９月12日～９月18日）	大企業と地域企業を繋ぐ人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN （2023年２月13日～２月19日）	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報（NISA）
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN （2023年６月26日～７月２日）	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報（NISA）
その他	政府広報オンラインお役立ち動画	2020年12月から掲載	コロナ禍で広がるヤミ金融に注意！ 「給与ファクタリング」「＃個人間融資」
	政府広報オンラインお役立ち動画	2021年９月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2010年７月から掲載（2013年５月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？　借入れのルール
	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2011年７月から掲載（2013年８月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2011年８月から掲載（2022年３月２日更新）	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2013年６月から掲載（2021年12月14日更新）	資産づくりの第一歩に、　投資優遇制度「NISA（ニーサ）」があります。

	媒　体（広報実施時期）		テーマ
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年９月から掲載（2020年８月６日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ　個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2014年４月から掲載	知らないと損をする？　最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年３月から掲載（2018年４月27日更新）	中小企業や小規模事業者の方へ　ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年10月から掲載（2016年３月２日更新）	投資詐欺にご注意を　気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2016年７月から掲載（2021年２月17日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ　ご利用ください。　「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2018年１月から掲載	少額から手軽にできる資産づくり「つみたてNISA（ニーサ）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2020年12月から掲載	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年４月から掲載	新たな手口のヤミ金融に注意！ 「＃個人間融資」「給与ファクタリング」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年９月から掲載	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年12月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年２月から掲載	暗号資産に関する勧誘等の注意喚起
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年３月から掲載	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご協力のお願い

第８節　情報公開等

Ⅰ　開示請求の動向

１．行政文書の開示

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号、13 年４月１日施行）に基づく、2022 年度の開示請求の受付件数は 111 件となっている。

（２）主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

①　金融機関等所管する法人に関する文書

②　法令や内部規則等に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2022 年度）

部　局	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ
		開示決定			不開示決定	
		全面開示	一部開示	小計		
金融庁	98	15	60	75	24	6
証券取引等監視委員会	12	0	13	13	2	0
公認会計士・監査審査会	1	0	0	0	1	0
合　計	**111**	**15**	**73**	**88**	**27**	**6**

（注１）本表は、2022 年４月から 2023 年３月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注２）2023 年度における６月末までの開示請求の受付件数は５件である。

金融庁本体：４件

監視委：０件

審査会：１件

（３）不服申立等

2022 年度における不服申立受理件数は９件、前年度繰越分は９件となっており、同年度中に、これらのうち８件について情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行った。

また、2022 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答

申は９件であり、そのうち７件について同年度中に裁決を行っている。

２．行政機関の保有する個人情報の開示

（１）開示請求の受付状況

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、15 年５月 30 日施行）に基づく、2022 年度の開示請求の受付件数は 2,388 件となっている。

（２）主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案

② 各種申請等受付時に請求者から提出された書類

開示請求の受付及び処理状況（2022 年度）

部　局	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ
		開示決定			不開示決定	
		全面開示	一部開示	小計		
金融庁	**16**	2	8	10	4	0
証券取引等監視委員会	1	0	1	1	0	0
公認会計士・監査審査会	2,371	2,358	0	2,358	0	7
合　計	**2,388**	**2,360**	**9**	**2,369**	**4**	**7**

（注１）本表は、2022 年４月から 2023 年３月末までの計数を取りまとめたものである。
個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注２）2023 年度における６月末までの開示請求の受付件数は 26 件である。
金融庁本体：１件
監視委：１件
審査会：24 件

（３）不服申立等

2022 年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は０件、前年度繰越分は３件となっており、同年度中に、これらのうち１件について情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行った。

また、2022 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は３件であり、いずれも同年度中に裁決を行っている。

Ⅱ　文書管理等の状況

１．内部管理体制

（１）研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計２回）。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2022 年 10 月～11 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2022 年 12 月～2023 年２月において監査を実施。

２．文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、１．内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2022 事務年度において、保有する情報の取扱いが不適切であると認められる事例が６件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、メール誤送信については速やかに相手方にメール削除を依頼する等の対応を行った。いずれも２次被害は確認されていない。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① 文書紛失を防ぐため、職務の性質上電子化することが差し支えない資料については電子化することを徹底。
② メールの外部送信時には、送信者による送付先、メールの内容、添付ファイル等の確認を行うことを徹底。
③ ヒューマンエラーによる誤送信を防ぐため、定型的なメール送信作業について自動化を検討。

第９節　金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等からみた行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態ごとに幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017 年１月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2022 年７月～2023 年６月）

主要行等	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11 回	11 回	11 回	４回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
４回	４回	５回	５回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
２回	７回	２回	２回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産交換業
１回	４回	２回	２回

第10節　パブリック・コメント手続の実績（別紙１参照）

（別紙１）

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

2022事務年度（2022年７月～2023年６月）　　（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
R5.6.30	「インパクト投資に関する基本的指針（案）」への意見募集について	R5.10.10
R5.6.30	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.7.31
R5.6.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表（大口信用供与規制にかかる改正）	R5.7.31
R5.6.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表（回転売買のモニタリングにかかる改正）	R5.7.31
R5.6.30	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）の公表（上場承認前届出書にかかる改正）	R5.7.31
R5.6.30	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）の公表（「重要な契約」の開示にかかる改正）	R5.8.10
R5.6.29	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」の公表について	R5.7.31
R5.6.15	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等の公表について	R5.7.14
R5.6.2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正について	－ （注１）
R5.5.12	「自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について	R5.6.13
R5.5.12	「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」等の改正（案）の公表について	R5.6.12
R5.4.28	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について	R5.5.29
R5.4.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	R5.5.31

公表日	案件名	締切日
R5.4.24	「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」の改訂（案）への意見募集について	R5.5.31
R5.4.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について	－ （注2）
R5.4.17	「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（案）」及び「公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（案）」の公表について	R5.5.21
R5.4.10	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.5.12
R5.4.5	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	R5.5.8
R5.4.3	「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」について	－ （注2）
R5.3.31	「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表について	R5.5.1
R5.3.31	「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」の一部改正について	－ （注3）
R5.3.29	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等について	－ （注2）
R5.2.17	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について	R5.3.19
R5.2.3	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の公表について	R5.3.5
R5.1.31	「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）の公表について	R5.3.3
R5.1.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	R5.2.28
R5.1.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	R5.2.27

公表日	案件名	締切日
R5.1.19	「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.2.20
R5.1.17	「保険業法施行規則第73条第１項第２号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部改正（案）」等の公表について	R5.2.17
R4.12.27	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.1.31
R4.12.26	令和４年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R5.1.31
R4.12.26	「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）の公表について	R5.1.31
R4.12.23	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.1.30
R4.12.23	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.1.31
R4.12.23	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R5.1.26
R4.12.19	ESG投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	R5.1.27
R4.12.16	「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（案）への意見募集について	R5.2.16
R4.12.16	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について	R5.1.30
R4.12.15	「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」の公表について	R5.1.19
R4.12.9	「預金保険法施行規則の一部を改正する命令（案）」の公表について	R5.1.10
R4.12.9	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について	－ （注４）

公表日	案件名	締切日
R4.12.7	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」の一部改正（案）の公表について	R5.1.6
R4.11.7	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	R4.12.7
R4.11.1	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案の公表について	R4.12.1
R4.10.31	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について	－ （注2）
R4.10.21	令和４年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R4.11.21
R4.10.5	令和４年資金決済法改正に係る内閣府令案等（資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分）の公表について	R4.11.7
R4.9.22	「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件（案）」の公表について	R4.10.24
R4.9.14	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	R4.10.14
R4.9.12	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第４条第１項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン（案）」の公表について	R4.10.12
R4.9.9	「自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示の一部改正（案）」等及び「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」等の公表について	R4.10.11
R4.9.9	「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（案）」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	R4.10.10
R4.8.31	「金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（案）」について	R4.9.30
R4.8.5	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について	R4.9.5
R4.7.22	「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	R4.8.22

公表日	案件名	締切日
R4.7.15	「レバレッジ比率規制に関する府省令及び告示の一部改正（案）」等について	R4.8.15
R4.7.12	「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」について	R4.9.5

注１　行政手続法第39条第４項第１号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続は実施していない。

注２　行政手続法第39条第４項第８号で定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更」に該当することから、同法に定める意見公募手続は実施していない。

注３　行政手続法第39条第４項第２号に定める「納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき」に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していない。

注４　行政手続法第39条第４項第８号に定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更」又は同法第４条第４項第６号に定める「国の機関相互の関係について定める命令等」に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施していない。

第11節　金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ　制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザリーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザリーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザリーの委嘱状況（2023年６月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局５名以内、合計37名。内訳は次のとおり。

① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）：10名
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等：10名
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等：３名
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等：14名

Ⅱ　2022事務年度における取組み

2022年７月～2023年６月、財務（支）局において、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節　金融行政モニター制度

Ⅰ　制度の概要（別紙１参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年１月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

Ⅱ　提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙２、３参照）

１．金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2022事務年度には42件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2022事務年度には6,795件のご意見等が寄せられた。

２．金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政モニターについて

別紙１

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする金融行政にご意見等をお持ちの方から、金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判などをお聞きするため、「金融行政モニター制度」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、６名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科 教授
佐々木 百合	明治学院大学経済学部 教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山　高生	東京経済大学経営学部 教授
和仁　亮裕	弁護士（モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー）

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員（中立的な第三者である外部専門家）に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

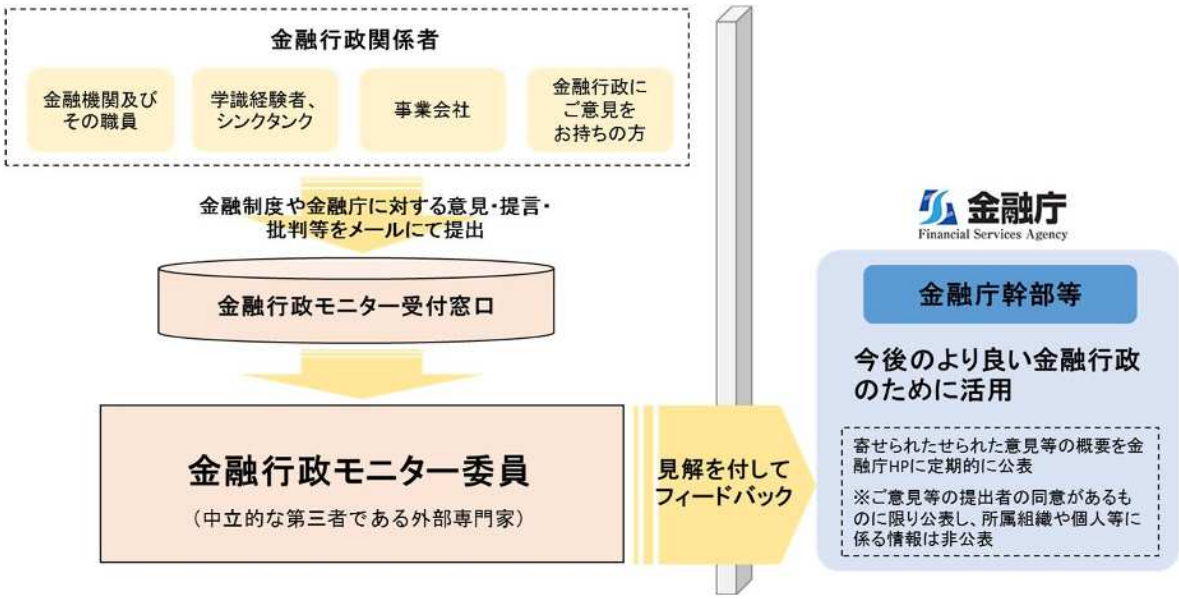
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化　＜銀行法改正につながったケース＞

【寄せられた意見等】
銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】
母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」（案）を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した（平成29年5月26日成立）。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃　＜銀行法施行規則改正につながったケース＞

【寄せられた意見等】
不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】
銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した（平成29年4月より施行）。

金融行政モニター受付窓口

https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール
電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp
※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。
http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

お問い合わせ先　金融庁　金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100（ナビダイヤル）（IP電話は、03-3501-2100）

（別紙２）

金融庁
Financial Services Agency

令和５年７月 25 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

１．金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年１月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

（注）このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

２．金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

〇平成 28 年１月 29 日から令和５年６月 30 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】
298 件

【主なご意見等】
（別紙３）をご覧ください。

※　公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和４年４月 ～ 令和４年６月	公開買付けの事前相談に関して、交渉局面における「手の内」（提案価格の根拠）を届出書に記載する実務対応等、関係者からは疑義が出ている。 今後も公開買付けの件数の増加が見込まれる中、企業や弁護士に対し、行政として指導方針等を説明したほうが良いのではないか。	関東財務局において、公開買付届出書の事前相談を受け付けており、金融庁とも連携の上で対応を行っております。引き続き、投資者保護の観点から、金融庁・関東財務局において事前相談を実施してまいります。 今後、市場関係者の意見を踏まえつつ、事前相談の在り方につき、指導方針の明確化を含めて検討してまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和４年 10 月 ～ 令和４年 12 月	令和４年９月１日付けで金融庁より「いわゆる「みなし入院」による入院給付金支払対象等について（要請）」という文書が生命保険協会他宛てに通知された。この要請に基づいて、各保険会社はみなし入院による入院給付金対象をリスクのある層（例えば 65 歳以上の者等）に限定するという方針に変更される。 保険契約は同じ契約内容であれば同じ内容の補償が得られることが大前提であるにもかかわらず、この要請により本来入院加療を必要とした患者であってもリスクのある層に該当しなければ入院給付金を得られなくなるため、この大前提が覆されることになり、契約者間の不平等を招き国民の権利を侵害する完全に誤った対応である。 この通知の背景にどのような要請があったか知らないが、契約者間の不平等を招く通知はするべきではない。	新型コロナの感染拡大以来、保険会社は、被保険者が自宅等において医師等の健康観察下で療養を行った場合でも入院とみなし、特例的に入院給付金を支払うよう、保険約款の柔軟な解釈・適用を行ってきたものと承知しています。 先般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和４年９月 26 日以降、新型コロナの発生届の対象を重症化リスクの高い方（注）に限定することになり、重症化リスクの高い方か否かで自宅療養をされている方に対する医師等の関わり方も変わるため、金融庁は生命保険協会等に対して、こうした政府の方針を踏まえた入院給付金の取扱いの検討を要請しました。当庁からの要請を受け、各保険会社において個別に検討された結果、多くの保険会社において一部原則的な対応に戻ることになったものと考えています。 （注）①65 歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方、④妊婦 医療保険や保険約款は保険会社によって様々ですので、一概には申し上げられませんが、今般の見直しによって、入院給付金の支払対象から外れるケースが生じたとしても、保険会社による恣意的な契約の変更（いわゆる不利益変更）にはあたらないと考えています。 金融庁としては、保険会社において、こうした取扱いの変更について、保険契約者等に対して丁寧な説明や周知・広報が行われるよう引き続きしっかりと促していきます。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和４年 10 月 ～ 令和４年 12 月	多くの銀行において、外為法上の居住者であることを口座開設の条件の一つとして定めているところ、留学生は、入国後６か月間を経過するまで、外為法上の非居住者扱いとなる結果、銀行口座の開設ができないという話をよく聞く。入国後６か月間の経過を待つことなく、留学生が銀行口座を開設できるよう、対応をご検討頂きたい。	金融庁としては、当該顧客の口座を非居住者預金口座として取扱いを行う金融機関に対し、非居住者預金に関する丁寧な案内を実施するよう改めて周知し、非居住者を含む外国人顧客の金融サービス利用の利便性向上に向け、引き続き取り組んでまいります。 なお、金融機関においては一般に、「外国為替及び外国貿易法」及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号、以下「解釈運用通達」）に基づき、顧客の居住性を判定しておりますが、「規制改革推進に関する中間答申」（令和４年 12 月 22 日）にあるとおり、財務省は、外国人の居住性判定基準について、より実態に沿う形で見直せるかどうか、令和４年度中できるだけ早期に検討を開始し、令和５年上期を目途に見直しの方向性を整理した上で結論を得る、としております。 また、同答申にあるとおり、金融庁も財務省と緊密に連携しながら当該外国人顧客に対して居住者口座または居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、引き続き取り組んでまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和５年１月 ～ 令和５年３月	高齢顧客は認知判断能力が低下していることがあるため、保険契約を締結する場合、必ずしも契約内容等を理解していないことがあり得る。このため、保険会社が高齢顧客を相手方として保険契約を締結する際には、親族等の同席を必須としてほしい。 また、保険会社のホームページにおける苦情窓口には、生年月日の入力を求めるものがある。しかし、苦情を受ける上で生年月日を把握する必要はないため、保険会社に対して生年月日の入力を求めないよう促してほしい。	①高齢者の契約時における「親族等の同席」の取扱いについて 　生命保険協会・損害保険協会の高齢者対応に関するガイドラインでは、高齢者加入時の対応として、高齢者の特性やトラブルの未然防止の観点から「親族等の同席」、「複数の募集人による保険募集」、「数回の保険募集機会の設定」及び「高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認」といった４つの取組みを推奨しつつ、これらの対応の組み合わせなどにより高齢者に対して適切かつ十分な説明がなされる態勢整備を求めています。その上で、特に外貨建保険など市場リスクを有する保険商品の加入時には、「親族等の同席」と「複数回の保険募集機会」の組み合わせを原則的な対応として定めています。 　ご指摘の高齢者の契約時における対応については、例えば高齢者であっても相当の金融リテラシーを有する方もいれば、親族の同席を望まない事情を有する方もいるように、顧客一人ひとりによって状況が変わり得ることを踏まえれば、一律に規制を設けるよりも、各保険会社・代理店がそれぞれ商品や顧客の特性に応じて、創意工夫を行っていくことが望ましいと考えます。 　金融庁としては、高齢者に対する契約時の対応について、保険会社向けの総合的な監督指針において、高齢者加入時の対応として業界のガイドラインと同様に「親族等の同席」を含む４つの取組みを挙げ、契約者の意向や商品の特性等を踏まえた保険会社各社の創意工夫を促しつつ、苦情分析などを通じて保険会社・代理店に対してモニタリングを行っているところであり、引き続き、顧客本位の業務運営を徹底する観点から、保険会社における適切な対応をしっかりと促してまいります。 ②ホームページの苦情窓口における「生年月日」の必要性について 　保険会社のホームページにおける意見フォームには、ご指摘のとおり、生年月日の入力を必須としている例があります。 　氏名に加えて生年月日を把握することについては、一般的に、保険会社に対するご意見・苦情は、顧客が実際に契約している保険商品に関するものが相当数あるところ、苦情原因である既契約の特定などに速やかに対応する観点から

		の対応であるものと承知しております。 　他方、ご意見・苦情は必ずしも既契約に紐づくもののみではないことを踏まえ、金融庁としては、ホームページにおける意見フォームについて、利用者のニーズや各社の実情を踏まえた見直しがなされるよう、保険会社に促してまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和５年１月 ～ 令和５年３月	来年度からの新 NISA の導入により、NISA 口座で管理される有価証券の額は飛躍的に大きく増えるものの、NISA 口座は一個人につき一つの金融機関にしか開設できず、このままでは口座開設機関である販売会社（主に証券会社）の優位が益々強くなり、結果として販売会社の投信会社に対する優位が益々強くなって、顧客本位の業務運営原則に反する状況が強まる問題が生ずるおそれがあるので、複数の金融機関に NISA 口座の開設ができるようにする等、何らかの対策が必要である。	現行の NISA 制度では、つみたて NISA は年間 40 万円まで、一般 NISA は年間 120 万円までの投資上限額（「年間投資枠」）が設定されており、この年間投資枠の管理を行うため、制度開始当初から、その年に買付け可能な NISA 口座・金融機関を一つとする制度設計とされています。2024 年１月からの新制度においても、年間投資枠が設定される点は同様であり、その年に買付可能な NISA 口座を複数の金融機関で開設することはできないこととされています。 一方、家計の安定的な資産形成を実現するためには、販売会社を含めた金融事業者による顧客本位の業務運営を徹底することが重要です。金融庁は、これまで「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、顧客の最善の利益を図るべきことや、顧客のニーズにふさわしい商品・サービスを提供することを求めてきたところです。 顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げを図るため、本年３月 14 日に国会に提出致しました「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」では、顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨を広く金融事業者一般に共通する義務として定めることとしております。 こうした制度整備も踏まえ、「原則」に反する状況が生じないよう、金融庁として、引き続き金融事業者のモニタリングや対話を進めてまいります。 あわせて、資産運用業の高度化及び顧客本位の業務運営の観点からは、販売会社に依存することのないよう資産運用会社の独立性が確保されることが重要であり、資産運用会社との対話を継続してまいります。

第13節　金融サービス利用者相談室

Ⅰ　概要（別紙１参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・郵送等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

１．金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。

２．「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。

３．金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

４．相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。

５．相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

Ⅱ　相談等の受付状況（別紙２参照）

2022年４月１日から2023年３月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

１．総受付件数は48,507件となっている。１日当たりの平均受付件数は200件となっており、2021年度（172件）から増加している。そのうち、事前相談の受付件数は548件となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は6,104件あり、そのうち4,807件が何らかの被害があったものである。

２．分野別では、預金・融資等が20,325件（42%）、保険商品等が7,453件（15%）、投資商品等が9,715件（20%）、貸金等が2,067件（４%）、資金移動・前払式支

払手段等が459件（１%）、暗号資産（仮想通貨）等が3,460件（７%）、金融行政一般・その他が5,028件（11%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が３件（１%）、保険商品等が21件（３%）、投資商品等が362件（66%）、貸金等が11件（２%）、資金移動・前払式支払手段等が１件（１%）、暗号資産（仮想通貨）等が140件（25%）、金融行政一般・その他が10件（２%）となっている。

３．各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（１）預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、増加している（14,501件→20,325件）。要因別では、行政に対する要望等に関するものが10,556件（52%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが3,270件（16%）等となっている。

（２）保険商品等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、増加している（6,680件→7,453件）。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,533件（47%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,201件（16%）等となっている。

（３）投資商品等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（10,040 件→9,715 件）。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,899件（40%）、一般的な照会・質問に関するものが3,661件（38%）等となっている。

（４）貸金等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（2,135件→2,067件）。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが737件（36%）、個別取引・契約の結果に関するものが403件（19%）等となっている。

（５）資金移動・前払式支払手段等に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、減少している（603件→459件）。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが170件（37%）、個別取引・契約の結果に関するものが107件（23%）等となっている。

（６）暗号資産（仮想通貨）等に関する相談等の受付件数は、2021 年度に比べて、減少している（3,757件→3,460件）。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,388件（69%）、一般的な照会・質問に関するものが672件（19%）等となっている。

（７）行政一般・その他に関する相談等の受付件数は、2021年度に比べて、増加している（3,976件→5,028件）。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが2,180件（43%）、行政に対する要望等に関するものが2,154件（43%）等と

なっている。

４．金融行政・金融サービスに関する一般的、定型的な質問等について自動で応答する「ＡＩチャットボット」（2022 年９月１日に設置）については、2022 年９月から 2023 年３月までに、3,211 人のアクセスがあった。

５．寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
2022 年４月１日～６月 30 日・・・2022 年９月９日公表（第 68 回）
2022 年７月１日～９月 30 日・・・2022 年 11 月 30 日公表（第 69 回）
2022 年 10 月１日～12 月 31 日・・・2023 年２月 28 日公表（第 70 回）
2023 年１月１日～３月 31 日・・・2023 年５月 31 日公表（第 71 回）

金融庁

（別紙１）

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する４つのサービス

ご意見・ご要望・情報提供の受付

- 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の各種情報提供を承ります。

ご質問・ご相談への対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ウェブサイト・ファックス（※高齢者・障害者専用）・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

頂いたご意見の金融行政への活用

- 頂いたご意見は金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用致します。

金融サービス利用者の皆様への情報提供

- 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのＱ＆Ａ等を、３ヶ月ごとに金融庁ウェブサイトで公表します。

－ ご留意事項 －

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい

相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日１０：００～１７：００
- 電話番号：０５７０－０１６８１１（ナビダイヤル）
  IP電話からは ０３－５２５１－６８１１

（注）お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

- 受付の流れ：

➢上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

① 預金・融資等に関するご相談
② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
④ 貸金等に関するご相談
⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

➢相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見･相談･情報提供等を 24 時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の１０:００～１７:００の間に、お電話をお返し致します。

（注１）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
  (https://www.fsa.go.jp/opinion/)

ファックス等での受付

- ファックス番号（高齢者・障害者専用）：０３－３５０６－６６９９
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
  〒100-8967　東京都千代田区霞が関 3－2－1　中央合同庁舎第７号館
  金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

（別紙２）

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（2022年４月１日～2023年３月31日）

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2022年４月１日～６月30日・・・2022年９月９日公表（第68回）

2022年７月１日～９月30日・・・2022年11月30日公表（第69回）

2022年10月１日～12月31日・・・2023年２月28日公表（第70回）

2023年１月１日～３月31日・・・2023年５月31日公表（第71回）

１．類型別受付件数

（単位：件）

区　　分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
質　問　・　相　談	7,273	7,330	7,834	7,994	30,431
意　見　・　要　望	3,345	3,120	2,877	6,754	16,096
情　報　提　供	324	291	283	282	1,180
そ　の　他	255	180	191	174	800
合　計	11,197	10,921	11,185	15,204	48,507

２．受付方法別件数

（単位：件）

区　　分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
電　話	7,683	7,589	7,568	7,648	30,488
ウェブサイト	3,035	2,899	3,192	7,154	16,280
ファックス	78	90	82	64	314
手　紙	314	268	279	271	1,132
そ　の　他	87	75	64	67	293
合　計	11,197	10,921	11,185	15,204	48,507

３．分野別受付件数

３－１．総受付件数

（単位：件）

区　　分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
預金・融資等	4,343	3,840	3,982	8,160	20,325
保険商品・保険制度等	1,699	2,010	2,074	1,670	7,453
投資商品・証券市場制度等	2,407	2,357	2,245	2,706	9,715
貸金等	532	471	523	541	2,067
資金移動・前払式支払手段等	140	143	97	79	459
暗号資産（仮想通貨）等	936	847	858	819	3,460
金融行政一般・その他	1,140	1,253	1,406	1,229	5,028
合　計	11,197	10,921	11,185	15,204	48,507

３－２．「事前相談（予防的なガイド）」受付件数

（単位：件）

区　　分	2022/4～6	2022/7～9	2022/10～12	2023/1～3	2022年度合計
預金・融資等	2	0	1	0	3
保険商品・保険制度等	5	5	5	6	21
投資商品・証券市場制度等	106	104	78	74	362
貸金等	1	2	4	4	11
資金移動・前払式支払手段等	0	0	1	0	1
暗号資産（仮想通貨）等	55	43	29	13	140
金融行政一般・その他	1	2	3	4	10
合　計	170	156	121	101	548

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

（単位：件、％）

区　　分	預金		融資		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	1,217	28.0	1,901	43.8	1,225	28.2	4,343	100.0
７月　～　９月	1,187	30.9	1,158	30.2	1,495	38.9	3,840	100.0
10月　～　12月	1,233	31.0	637	16.0	2,112	53.0	3,982	100.0
１月　～　３月	1,232	15.1	599	7.3	6,329	77.6	8,160	100.0
2022年度合計	4,869	24.0	4,295	21.1	11,161	54.9	20,325	100.0

○保険商品等

（単位：件、％）

区　　分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	457	26.9	534	31.4	708	41.7	1,699	100.0
７月　～　９月	573	28.5	673	33.5	764	38.0	2,010	100.0
10月　～　12月	891	43.0	564	27.2	619	29.8	2,074	100.0
１月　～　３月	466	27.9	688	41.2	516	30.9	1,670	100.0
2022年度合計	2,387	32.0	2,459	33.0	2,607	35.0	7,453	100.0

○投資商品等

（単位：件、％）

区　　分	証券会社（第一種業）		その他		合　計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	558	23.2	1,849	76.8	2,407	100.0
７月　～　９月	467	19.8	1,890	80.2	2,357	100.0
10月　～　12月	497	22.1	1,748	77.9	2,245	100.0
１月　～　３月	514	19.0	2,192	81.0	2,706	100.0
2022年度合計	2,036	21.0	7,679	79.0	9,715	100.0

○貸金等

（単位：件）

区　　分	件　数
４月　～　６月	532
７月　～　９月	471
10月　～　12月	523
１月　～　３月	541
2022年度合計	2,067

○資金移動・前払式支払手段等

（単位：件、％）

区　　分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	26	18.6	68	48.6	46	32.9	140	100.0
７月　～　９月	29	20.3	71	49.7	43	30.1	143	100.0
10月　～　12月	27	27.8	70	72.2	0	0.0	97	100.0
１月　～　３月	29	36.7	50	63.3	0	0.0	79	100.0
2022年度合計	111	24.2	259	56.4	89	19.4	459	100.0

○暗号資産（仮想通貨）等

（単位：件）

区　　分	件　数
４月　～　６月	936
７月　～　９月	847
10月　～　12月	858
１月　～　３月	819
2022年度合計	3,460

○金融行政一般・その他

（単位：件）

区　分	件　数
４月　～　６月	1,140
７月　～　９月	1,253
10月　～　12月	1,406
１月　～　３月	1,229
2022年度合計	5,028

第14節　政策評価への取組み

金融庁においては、2012 年４月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：５ヵ年）

② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：４月～翌年３月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2022 年４月から 2027 年３月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙１、２参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※　金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト中の「政策評価」を参照。

なお、ＰＤＣＡサイクルを有効に機能させるため、2013 年度からは、５～６月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013 年度実績評価から、従来３段階の区分で評価していたものを、各府省共通の５段階区分で評価を実施することとした。

（参考１）　金融庁における政策評価への取組み（別紙３参照）

（参考２）　評価の実施状況（別紙４参照）

（別紙１）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

○　2022 年度からの５年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の３つを「基本政策」として定めることとした。

・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」

・「利用者の保護と利用者利便の向上」

・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

（注）金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の３つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」

・「利用者保護と利用者利便の両立」

・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

○ また、上記の３つの「基本政策」のほかに、

・３つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

（「デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応」「サステナブルファイナンスの推進」「業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応」等）

を「横断的施策」とするほか、

・３つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

（以　上）

（別紙２）

実績評価における基本政策・施策等一覧（令和４～８年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
Ⅰ　金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	１　マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 ２　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 ３　金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
Ⅱ　利用者の保護と利用者利便の向上	１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 ２　利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
Ⅲ　市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	１　世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 ２　企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 ３　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

（横断的施策）

施策
１　デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
２　サステナブルファイナンスの推進
３　業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
４　その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
１　金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
２　検査・監督の質の向上
３　質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

（別紙３）

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
４年８月		・政策評価（令和３年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（４年８月 31 日）
11 月		・「令和３年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：令和４年４月～令和５年３月末）策定（４年 11 月 22 日公表）
５年３月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（５年３月 28 日閣議決定）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（５年６月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（５年６月１日） ・「令和３年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（５年６月７日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

（別紙４）

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の政策評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14 年度	26 件 （13 年度計画に掲げた政策）	－	－	－		
15 年度	27 件 （14 年度計画に掲げた政策）	６件	－	－		
16 年度	36 件 （15 年度計画に掲げた政策）	５件	－	－		
17 年度	43 件 （16 年度計画に掲げた政策）	７件	－	１件		
18 年度	28 件 （17 年度計画に掲げた政策）	４件	５件	－		
19 年度	26 件 （18 年度計画に掲げた政策）	３件	３件	－	11 件	
20 年度	25 件 （19 年度計画に掲げた政策）	１件	６件	１件	23 件	
21 年度	24 件 （20 年度計画に掲げた政策）	１件	４件	－	25 件	
22 年度	24 件 （21 年度計画に掲げた政策）	－	３件	－	19 件	７件
23 年度	24 件 （22 年度計画に掲げた政策）	－	２件	－	15 件	５件
24 年度	24 件 （23 年度計画に掲げた政策）	１件	２件	－	６件	９件
25 年度	20 件 （24 年度計画に掲げた政策）	－	１件	－	26 件	９件
26 年度	20 件 （25 年度計画に掲げた政策）	－	－	－	６件	８件
27 年度	20 件 （26 年度計画に掲げた政策）	－	２件	－	10 件	10 件
28 年度	20 件 （27 年度計画に掲げた政策）	－	１件	－	８件	５件
29 年度	20 件 （28 年度計画に掲げた政策）	－	－	－	５件	２件

30 年度	14 件 （29 年度計画に掲げた政策）	―	―	―	６件	11 件
元年度	14 件 （30 年度計画に掲げた政策）	―	―	―	12 件	３件
２年度	14 件 （元年度計画に掲げた政策）	―	―	―	12 件	８件
３年度	14 件 （２年度計画に掲げた政策）	―	―	―	19 件	２件
４年度	15 件 （３年度計画に掲げた政策）	―	―	―	26 件	３件

（備考）

〇実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

〇事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）

〇総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

〇規制の政策評価（ＲＩＡ：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価が実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。

〇租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年５月より評価の実施が義務化された。

第 15 節　金融庁業務継続計画の策定

Ⅰ　金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（2005 年９月策定、2010 年１月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、2023 年６月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を改定した。（別紙１参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を 2018 年８月に策定している。

Ⅱ　災害等発生時に備えた訓練

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

別紙１

金融庁業務継続計画
（首都直下地震対応編）

＜ 概　要 ＞

金　融　庁

「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- **首都直下地震対策特別措置法**（H25.12施行）
- **首都直下地震緊急対策推進基本計画**（H26.3策定）
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- **政府業務継続計画**（H26.3策定）

金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

（H20.6策定）

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し（H23.12）。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定（H26.7）。より実践的な記載とする観点から改定（H27.12、R5.6）。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

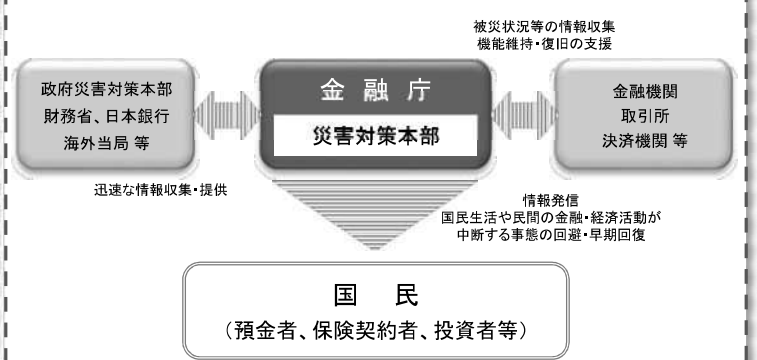
想定災害・周辺環境想定

- **想定災害**：
  - 「都心南部直下地震」（M7.3、東京23区の最大震度6強）
- **周辺環境想定**：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：７日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	**管理事務**
➢災害対策本部の設置・運営 •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者（政府災害対策本部、財務省、日本銀行等）との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➢金融市場等における状況の確認 ➢金融機関における状況の確認 ➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➢金融機関に対する被災者支援の要請 ➢被災者等からの相談受付 ➢EDINETの管理・運用 ➢公認会計士試験の実施に係る業務（期間を限定する非常時優先業務）	➢行政資源の被災状況の確認 •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➢庁内情報システムの管理等 •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用

＜金融庁と関係機関との概念図＞



想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員	災害発生時の対応
① 災害対策本部構成員 • 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定	• 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施
② 非常時参集者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 必要人員と同数以上の職員を指定	• 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
③ 第一参集予備者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定	• とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
④ 第二参集予備者 • 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする	• 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機 • 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁　舎	• 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 • 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。
備　蓄	• 参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 • 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通　信	• 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 • 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	• 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。 • EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広　報	• 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 • ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

教育・訓練及び本計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、金融システムを巡る環境の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行う。

第16節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

金融庁では、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

Ⅰ　英語による行政情報の発信

従来からの大臣記者会見等の英訳やＦＳＡ Weekly Review（公表物の英語による概要版）の公表に加え、Ｘ（旧 Twitter）（英語版アカウント）の活用や月刊広報誌「アクセスＦＳＡ」の英訳、国際的な関心が高い事案における英語による意見公募手続（パブリックコメント）の実施等に注力した。

また、金融庁ウェブサイトの見直しの一環で、日本語版・英語版の相互リンクを充実させ、より一般の利用者に分かりやすくなるよう、2023年６月に英語版ウェブサイトのトップページ等について構成の見直しを行った。

Ⅱ　英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口（2014年４月設置）では、英語での一元的な対応を実施している。

2022事務年度においては、計597件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が254件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が60件、その他の照会が283件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

Ⅲ　法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2022事務年度においては、英語版を作成した主な法令等（別紙１参照）のほか、「2022事務年度金融行政方針　～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）」の英語版を公表した。

加えて、「モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集」の英語版を公表した。

（別紙１）

英語版を作成した主な法令等

・資金決済に関する法律（令和四年法律第六十一号による改正まで反映）
・銀行法（令和四年法律第六十八号による改正まで反映）
・認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（令和三年内閣府令第十一号による改正まで反映）
・信託業法（令和四年法律第六十一号による改正まで反映）
・信託業法施行令（令和四年政令第四十二号による改正まで反映）
・信託業法施行規則（令和四年内閣府令第十三号による改正まで反映）
・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（令和三年政令第二十一号による改正まで反映）
・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十九号による改正まで反映）
・担保付社債信託法（令和四年法律第四十八号による改正まで反映）
・預金保険法（令和四年法律第六十一号による改正まで反映）
・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・金融庁告示第一号による改正まで反映）
・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（令和四年個人情報保護委員会・金融庁告示第二号による改正まで反映）
・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（令和三年内閣府令第七十二号による改正まで反映）
・店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（令和四年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
・金融商品取引法（令和四年法律第六十八号による改正まで反映）
・金融商品取引法施行令（令和三年政令第三百九号による改正まで反映）
・金融商品取引業等に関する内閣府令（令和四年内閣府令第二十号による改正まで反映）

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第１節　金融商品取引法等の一部を改正する法律案について

金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用、「金融経済教育推進機構」の設立、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（2023 年３月）。

第２節　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案について

デジタル化への対応、スタートアップ企業の上場日程短縮のための措置を講ずる「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（2023 年 3 月）。

第３節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

Ⅰ　開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

１．投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

企業と投資家との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新を行っているところ、今事務年度は、2023 年１月施行の改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」において新たに開示が求められている「サステナビリティ情報」等の記載項目の参考となる好事例等を取りまとめ、公表した（2023 年１月 31 日公表、2023 年３月 24 日最終更新）。（別紙１参照）

２．金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022 年６月 13 日公表）では、四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書（第１・第３四半期）を廃止して取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されたが、併せて、その具体化に向けた課題や、サステナビリティ開示に関するサステナビリティ基準委員会（ＳＳＢＪ）の役割の明確化やロードマップについて、引き続き検討することとされた。

2022 年 10 月以降、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、これらの事項について審議を行い、主に以下の内容が盛り込まれた「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表した（2022 年 12 月 27 日）。（別紙２、３参照）

① 四半期決算短信への「一本化」に当たり、四半期決算短信を一律義務付けるとともに、四半期決算短信に投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）を追加すること等

② サステナビリティ開示について、ＳＳＢＪや今後策定される開示基準の法令上の枠組みの中で位置付けるとともに、ロードマップを作成

また、上記①に関して、2023 年通常国会に金融商品取引法の改正法案が提出された（2023 年３月）。

３．企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

（１） サステナビリティ情報の開示等に関する改正

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022 年６月 13 日公表）を踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」という。）において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設やコーポレート・ガバナンスの状況に係る開示の拡充を図る内閣府令等の改正を行った（2023 年１月 31 日公布・施行）。（別紙４、５参照）

（２）「重要な契約」に関する改正

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022 年６月 13 日公表）を踏まえ、有価証券報告書等及び臨時報告書における「重要な契約」の開示について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容の具体化等を内容とする内閣府令等の改正についてパブリック・コメント手続きを実施した（2023 年６月 30 日）。

（３） ＩＰＯ公開価格設定プロセスの見直し

日本証券業協会における「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ報告」（2022 年２月 28 日公表）において、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化等が課題とされたこと等を踏まえ、以下の対応を行った。

① 仮条件の範囲外で公開価格を決定する場合や公開価格決定と同時に売出株式数を変更する場合における訂正届出書の効力発生日の取扱いを明確化するため、企業内容等開示ガイドラインを改正（2023 年６月 30 日適用）。（別紙６参照）

② 上場承認前に提出する有価証券届出書の記載事項・位置付け等を定めることを内容とする内閣府令等の改正についてパブリック・コメント手続きを実施（2023 年６月 30 日）。

Ⅱ 開示諸制度の運用

１．有価証券報告書等の審査

（１） 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、「収益認識に関する会計基準」の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正及び「時価の算定に関する会計基準等」の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正を審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、「収益認識に関する会計基準」を審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェ

ブサイト等に公表した（2023 年３月 24 日）。

（２） その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っている。例えば、大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書等について、その記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

２．課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	４件

３．無届けで募集を行っている者に対する対応

有価証券の勧誘・販売が「有価証券の募集」に該当し、募集金額が１億円以上となる場合、事前に有価証券届出書の提出が必要となるが、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例（いわゆる無届募集）が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等

ＥＤＩＮＥＴについては、システムの安定運用に努めるとともに、ＥＤＩＮＥＴのシステム再構築を行った。本事務年度の状況は次のとおりである。

１．ＥＤＩＮＥＴの稼動状況

ＥＤＩＮＥＴは、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

２．ＥＤＩＮＥＴのシステム再構築

ＥＤＩＮＥＴのシステム再構築について、2020 年 10 月から構築作業を開始し、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、2023 年１月にシステム更改を行った。システム更改に当たっては、利用者の利便性向上のため、ＥＤＩＮＥＴで公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長等を行った。

更改後のシステムの運用及び保守については、一般に新システムの稼働初期に

おいては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意した体制の構築を行い、安定運用及び情報セキュリティの確保に努めた。

Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

１．会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

（１）ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進

ＩＦＲＳ任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2023 年６月末時点で 278 社、全上場企業の時価総額の 46.5%まで増加した。（別紙７参照）

ＩＦＲＳへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況については、企業会計審議会総会・第９回会計部会（2022 年９月）、企業会計審議会総会（2023 年４月）及び第 10 回会計部会（2023 年６月）において審議が行われた。

（２）ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において、のれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきＩＦＲＳの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

なお、ＡＳＢＪは、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）が公表した公開草案「国際的な税制改革―第２の柱モデルルール（IAS 第 12 号の修正案）」に対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントを提出した（2023 年３月）。

（３）日本基準の高品質化

ＡＳＢＪにおいて、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み等が進められており、2022 年 10 月に「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を公表したほか、2023 年５月、「リースに関する会計基準」等に関する公開草案が公表され、コメントの募集が開始された。そのほか、金融商品会計基準の見直しに向けた検討等も進められている。

金融庁では、ＡＳＢＪにおいて改正を公表した「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等を踏まえ、内閣府令を改正した（2023 年３月）。

（４）国際会計人材の育成

公益財団法人財務会計基準機構（ＦＡＳＦ）において、「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」[1]の登録者等を対象に、ＩＳＳＢセミナー

[1] ＩＦＲＳに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、ＩＦＲＳ等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017 年４月に構築。2023 年２月には、昨今のサステナビリティ開示基準に関しても国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築することが求められている状況を鑑み、ネットワークの名称が変更された。同ネットワークへの登録者は、2023 年３月時点で 1477 名となっている。

「サステナビリティ情報開示の未来像を考える」（2022 年 10 月）及びＩＡＳＢセミナー「ＩＦＲＳ会計基準を巡る最新動向」（2023 年２月）が開催された。

Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組み

１．会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、2016 年３月８日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙８参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙９参照）、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告、第二次報告）の公表（別紙 10、11 参照）等の取組みが行われてきた。

こうした中、その後の経済社会情勢の変化に伴って、監査品質に対する社会からの期待の高まり、公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化、ＡＩを含むＩＴを活用した監査手法の導入・開発の進展、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなど、会計監査を巡る環境に変化がみられている。

このような環境変化に対応するため、2021 年９月より、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和３事務年度）」が開催され、同年 11 月 12 日、会計監査の信頼性確保、公認会計士の能力発揮・能力向上、高品質な会計監査を実施するための環境整備等を内容とする論点整理が取りまとめられた。（別紙 12 参照）

さらに、当該論点整理を踏まえ、公認会計士制度に関する事項については、2021 年 11 月より、「金融審議会公認会計士制度部会」において議論され、2022 年１月４日、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等を内容とする報告が取りまとめられた（別紙 13 参照）。

同報告の内容を踏まえ、2022 年３月１日、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。同法律案は、2022 年通常国会において５月 11 日に成立し、同月 18 日に公布された（令和４年法律第 41 号）。（別紙 14 参照）

２．改正公認会計士法を踏まえた対応

（１）公認会計士法改正に伴う政令・内閣府令の改正

改正公認会計士法の施行に伴い必要となる制度整備として、上場会社等監査人登録制度に係る「上場会社等」の範囲、登録拒否要件及び業務管理体制の整備義務、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の適用対象社員の範囲等を定める改正政令・内閣府令が令和５年１月に公布され、同年４月１日に施行された。（別紙 15 参照）

（２）監査法人のガバナンス・コードの改訂

改正公認会計士法に伴う関係内閣府令の改正により、上場会社監査を行う監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や

充実した情報開示を行うための体制を整備することが義務付けられた。こうした状況を踏まえ、2022 年 10 月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を再開し、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう議論が行われ、中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進のほか、監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を主な改訂内容とする、改訂版監査法人のガバナンス・コードが 2023 年３月に公表された。（別紙 16 参照）

（３）「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」の改訂

2023 年４月に開催された企業会計審議会総会において、財務報告に係る内部統制の実効性向上を図る観点から、経営者が内部統制の評価範囲を検討する際に適切なリスクアプローチを徹底するとともに、その評価範囲の決定の考え方について充実した開示を求めること、国際的な内部統制の枠組みの改訂を踏まえ、内部統制の基本的枠組みを見直すことを内容とした、「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」の改訂を行った。（別紙 17 参照）

（４）「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」の充実化に向けた取組み

「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」の実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）の特徴的な事例と記載のポイント 2022」の公表を行った（2023 年２月 17 日公表）。（別紙 18 参照）

Ⅵ　公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた３監査法人に対し業務改善命令を発出したほか、継続的専門研修（ＣＰＥ）の履修義務不履行者に対する懲戒処分を実施するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2022 年７月	公認会計士７名	戒告	継続的専門研修の履修義務の不履行（注）
2022 年７月	公認会計士３名	業務停止１月、業務改善指示	継続的専門研修の履修義務の不履行（注）
2022 年９月	公認会計士１名	業務停止３月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務

			停止処分）
2023 年１月	監査法人ハイビスカス	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2023 年３月	ひびき監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2023 年６月	赤坂有限責任監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営

（注）日本公認会計士協会からの継続的専門研修（ＣＰＥ）の履修義務不履行者に係る行政処分請求を受け、調査を行った結果、処分を行ったもの。

（参考）

	2019 年６月末	2020 年６月末	2021 年６月末	2022 年６月末	2023 年６月末
公認会計士の登録数（人）	31,153	31,784	32,465	33,192	34,356
監査法人の数（法人）	237	246	262	278	281

Ⅶ　ＩＦＩＡＲを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）は東京に事務局を設置する監査監督当局の国際機関であり、54 カ国・地域の当局が加盟している（2023 年６月現在）。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟している。（別紙 19、20 参照）ＩＦＩＡＲではグローバルな監査品質の向上に向けて、加盟当局の能力向上に向けた取組みや財務報告エコシステム[1]におけるステークホルダーとの対話等を行っている。

2021 年４月よりＩＦＩＡＲ副議長を務めていた当庁総合政策局審議官（国際担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長が、2023 年４月に米国ワシントンＤＣで開催されたＩＦＩＡＲ本会合においてアジアから初めて議長に選出された（任期は２年間）。

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、ＩＦＩＡＲ議長国（2023 年４月までは副議長国。以下同じ。）として、監査や監査監督を巡る新規課題全般に関する意見交換をＩＦＩＡＲ内で機動的に実施できる体制構築に大きく貢献したほか、メンバー間で関心が高いＥＳＧについてはサステナビリティ保証に係るタスクフォースの設立を含むＩＦＩＡＲ内の議論・対応を牽引し、組織運営を主導した。また、６大監査法人ネットワークＣＥＯを含む各種ステークホルダーとの対話等にも議長としてＩＦＩＡＲを代表して参加した。さらに、ＩＦＩＡＲメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとするＩＦＩＡＲ未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った。

ＩＦＩＡＲに加盟する当局として、全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ及びタスクフォース内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加することで、ＩＦＩＡＲの活動に貢献した。特に、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議ではリード役として議論を取り仕切ったほか、検査に係る経験や課題の共有を目的としたワークショップでは中小監査法人に対する検査についてプレゼンテーションを実施した。

ＩＦＩＡＲの活動を通じて得られた知見については、監査法人のモニタリング等に活かすために内部で共有したほか、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点からも活用した。具体的には、監査品質に関する意識と検査能力の一層の向上に資するよう、ＩＦＩＡＲの検査ワークショップの内容に関する研修を検査官向けに実施した。また、国内における会計監査税務や経済界、金融資本市場関係等の各団体を幅広く会員とする「日本ＩＦＩＡＲネットワーク」の第７回総会を 2023 年６月に開催し、関係者と意見交換を行ったほか、同ネットワークの活動を契機と

[1] 企業経営陣、監査委員会、外部監査人、基準設定主体、規制監督当局、投資家その他利害関係者等の様々な関係者が財務報告の作成・監査・利用等に関与する枠組み

した講演・寄稿等を通じて、ＩＦＩＡＲの活動を国内に発信した。（別紙 21 参照）

また、ＩＦＩＡＲのホスト国[2]として、ＩＦＩＡＲの活動に関する戦略的な取組みを推進するためＩＦＩＡＲ戦略企画本部を設置しているほか、2023 年２月の代表理事会東京開催や事務局員としての職員の派遣を含め、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。

[2] ＩＦＩＡＲは、東京に事務局を置く唯一の金融関係国際機関

「記述情報の開示の好事例集」の概要

（別紙1）

- 2019年3月に初めて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後に公表された有価証券報告書における好事例を公表・更新

記述情報の開示の好事例集

○ 2022事務年度は、2023年１月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、新たに開示が求められる「サステナビリティ情報」に関する開示等を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2022」として公表（2023年１月、同年3月最終更新）。

○ それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（四半期開示）（2022年12月公表）

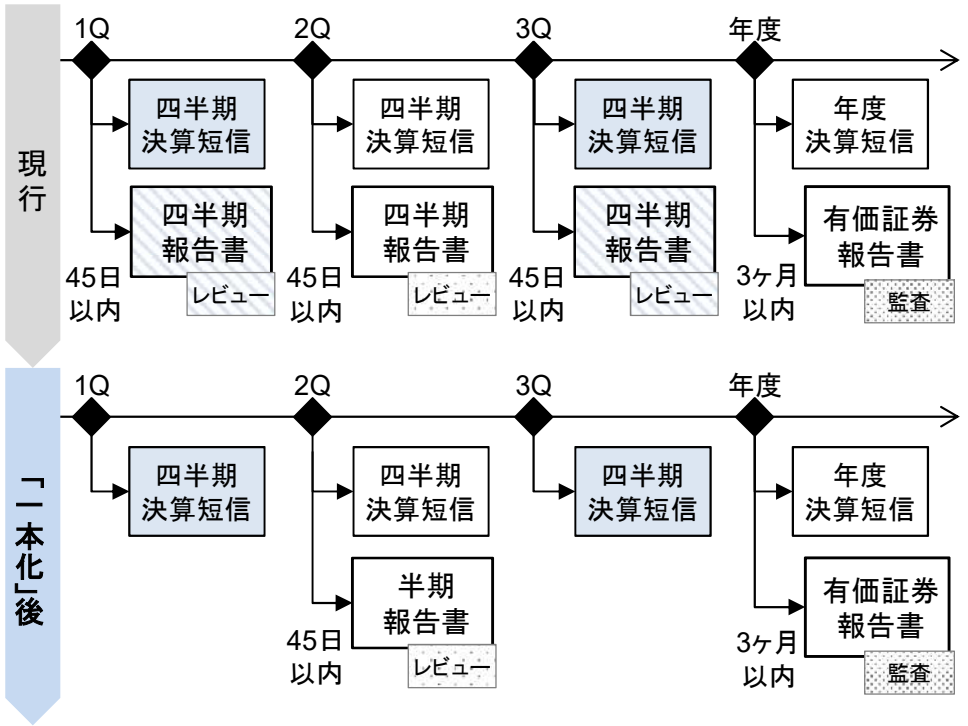
□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示 （法改正事項）

■ 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に、**期中において、情報の信頼性を確保しつつ、**適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**

■ 四半期開示（第1・第3四半期）について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止**し（法改正事項）、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ

- **当面は、四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
- **開示内容**については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報**（セグメント情報等）**を追加**
- **監査人によるレビュー**については、**任意**とするが、**会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け**
- **虚偽記載**に対しては、取引所のエンフォースメント**をより適切に実施。**ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、罰則の対象になりうる
- 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めること**とし、提出期限は**決算後45日以内**に。非上場企業も**上場企業と同じ枠組みを選択可能**（法改正事項）
- **半期報告書及び臨時報告書**の金融商品取引法上の**公衆縦覧期間（各3又は1年間）**を**5年間へ延長**（法改正事項）



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（サステナビリティ開示）（2022年12月公表）

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

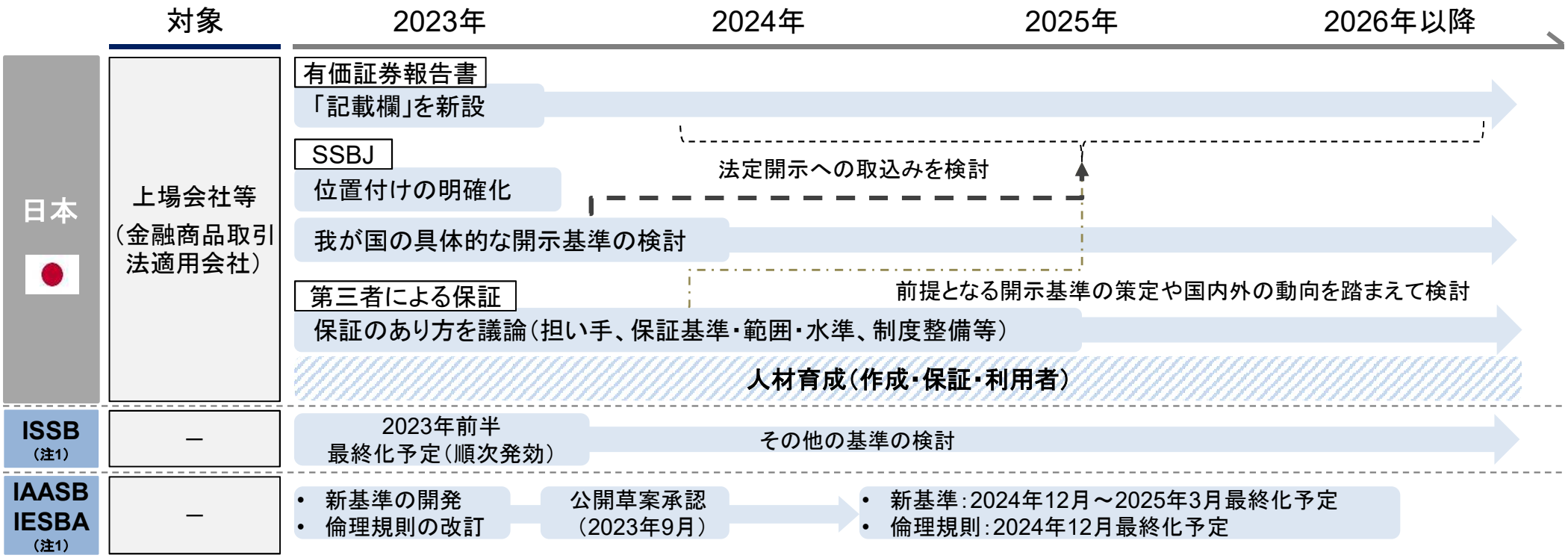
■ 我が国の**サステナビリティ基準委員会（SSBJ）**や今後策定される開示基準を、**法令上の枠組みの中で位置づけ**（府令事項）

■ 今後の検討課題（**サステナビリティ開示基準**、開示内容に対する第三者による**保証**(※)等）、**ロードマップ**について議論

※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



（注1）ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、IAASB（国際監査・保証基準審議会）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）

（注2）米国は、大規模早期提出会社（時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社）に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。
欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

□ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用）

有価証券報告書（主な項目）

第一部　企業情報

第1　企業の概況

- 従業員の状況 等

第2　事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等

第3　設備の状況

第4　提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5　経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

サステナビリティに関する考え方及び取組

（1）ガバナンス　全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割 等）

（2）戦略

重要性を判断して開示：サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策 等）

全企業が開示：人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

（3）リスク管理　全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス 等）

（4）指標及び目標

重要性を判断して開示：サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値 等）

全企業が開示：人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示（注1）：女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

（記載に当たっての留意事項）
- ✓ 詳細情報について、任意開示書類（統合報告書、データブック等）の参照も可能（注2）
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

（注1）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に基づく情報の公表義務（努力義務は含まない）のある企業が対象となる

（注2）任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

コーポレート・ガバナンスの状況に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

□ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、取締役会等の機能発揮の観点から、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に「取締役会等の活動状況」等の記載欄を新設

有価証券報告書（主な項目）

第一部　企業情報

第1　企業の概況

- 従業員の状況 等

第2　事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等

第3　設備の状況

第4　提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5　経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

コーポレート・ガバナンスの状況　※青字新設

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

➢ 企業統治の体制の概要（取締役会や各委員会の体制 等）

＜新設＞取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役等の出席状況 等）

(2) 役員の状況（役員の略歴一覧）

(3) 監査の状況

➢ 監査役監査の状況（体制、活動状況 等）、内部監査の状況

＜新設＞内部監査の実効性を確保するための取組み（デュアルレポーティングラインの有無を含む）

➢ 会計監査の状況、監査報酬の内容

(4) 役員報酬の状況（報酬方針、業績連動報酬の内容、個別報酬額 等）

(5) 政策保有株式の状況

➢ 政策保有株式の保有方針、銘柄ごとの情報 等

＜新設＞政策保有株式の発行会社と営業上の取引、業務上の提携をしている場合の説明

IPOにおける公開価格設定に関する開示ガイドライン改正

- 令和4年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理を踏まえ、新規公開（IPO）プロセスに関し、仮条件の範囲外で公開価格を決定する場合や、公開価格決定と同時に売出株式数を変更する場合における訂正届出書の効力発生日について、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化するもの。
- 改正内容は、以下の場合に、従来のIPOと同様、訂正届出書の提出日又は翌日に届出の効力が発生すること（効力の発生により、株式の売付けが可能となる）を認めるもの。

① 仮条件の範囲外の公開価格の設定

決定される公開価格が、仮条件の上限価格の120%～下限価格の80%の範囲内

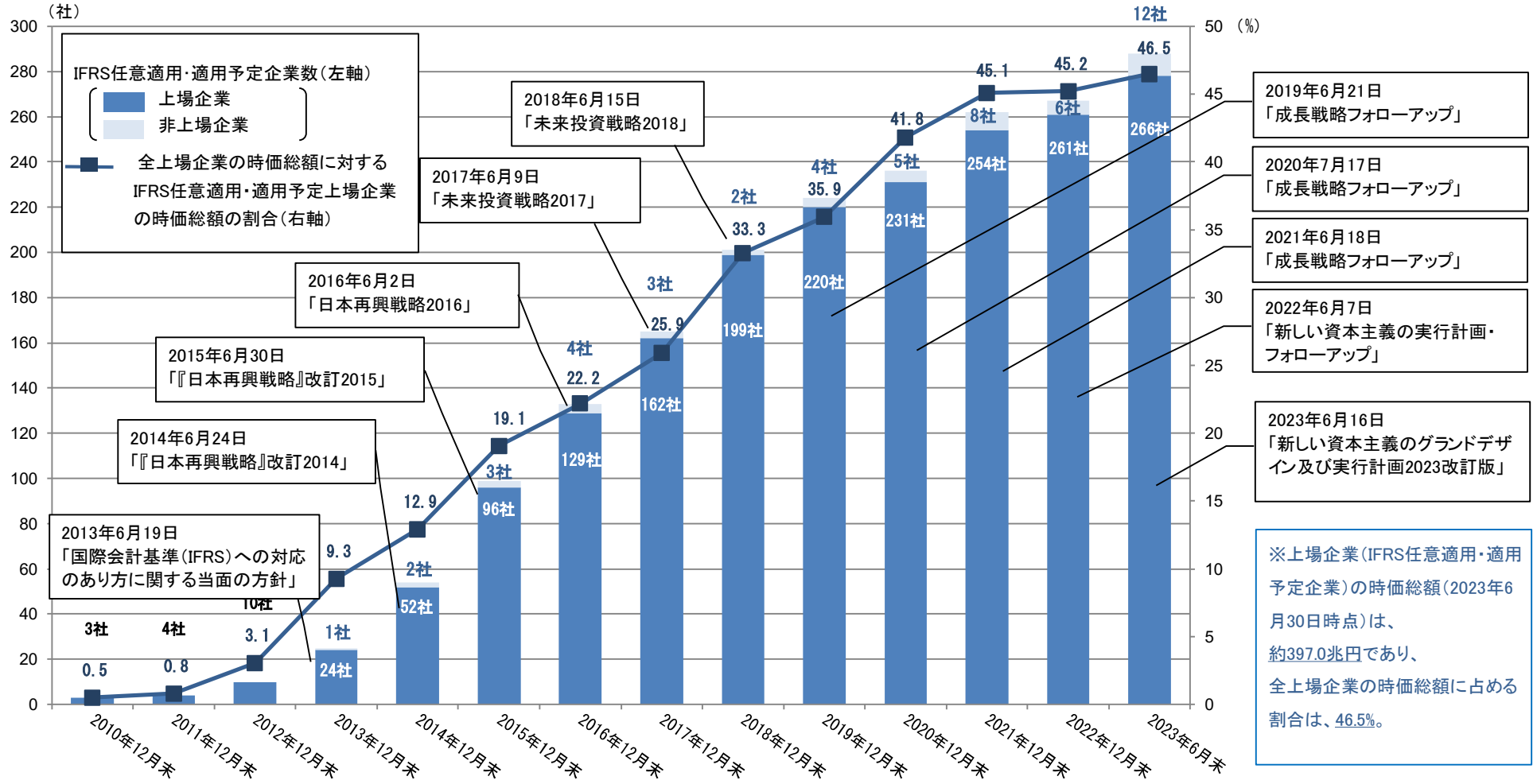
② 売出株式数の変更

公開価格の決定と同時に変更される売出株式数が、
仮条件決定時の売出株式数の120%～80%の範囲内

※ ただし、①・②とも、オファリングサイズ（募集＋売出しに係る株式数×価格）が、仮条件決定時のオファリングサイズの上限の120%～下限の80%の範囲内

我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大（2023年6月末時点：278社）

（別紙7）



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）の任意適用を開始。
※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

（別紙8）

（2016年3月8日公表）

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
  （監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示）
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
  （コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等）

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
  （有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実）
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
  （監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等）

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
  （監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等）
- 不正リスクに着眼した監査の実施
  （監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底）

4.「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
  （監査法人のローテーション制度についての調査の実施）
- 当局の検査・監督態勢の強化
  （公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等）
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
  （品質管理レビュー等の見直し等）

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
  （監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等）
- 実効的な内部統制の確保
  （内部統制報告制度の運用と実効性の検証）
- 監査におけるITの活用（協会において検討を継続）
- その他（試験制度・実務補習等の在り方の検討）

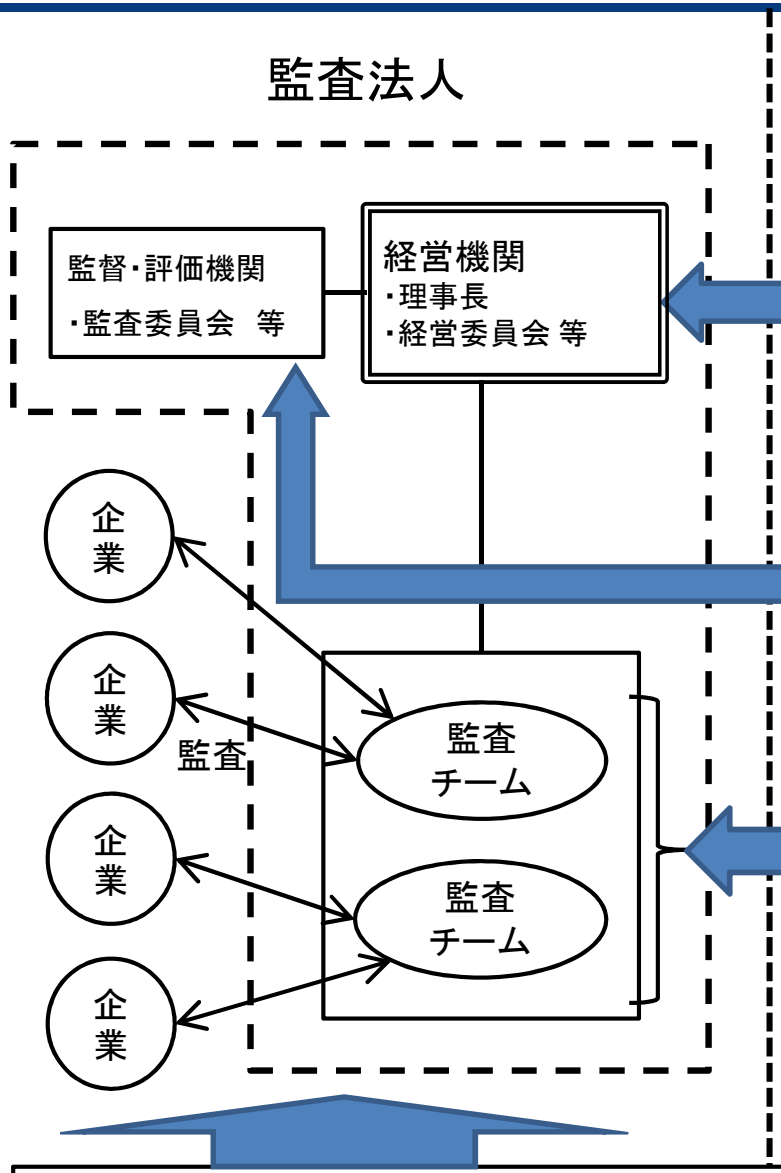
有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立

⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）

（別紙９）

（2017年3月31日公表）



〔監査法人が果たすべき役割〕
- ○ 監査法人の公益的な役割を確認
- ○ 会計監査の品質を、組織として向上
- ○ 開放的な組織文化・風土の醸成

〔組織体制（経営機能）〕
- ○ 経営陣の役割の明確化
- ○ 経営陣にマネジメント能力を備えた人物の選任

〔組織体制（監督・評価機能）〕
- ○ 独立性を有する第三者の活用

〔業務運営〕
- ○ 経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有
- ○ 人材育成・人事管理に係る方針の策定
  - ・職業的懐疑心の発揮に向けた動機付け
- ○ 監査チームと被監査会社との深度ある意見交換

〔透明性の確保〕
- ○本原則の適用状況等についての分かりやすい開示
- ○開示内容について外部との積極的な意見交換
- ○監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善（PDCAの実行）

監査法人のローテーション制度に関する第一次調査報告

（別紙10）

（2017年7月20日公表）

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016年３月）

○「監査法人のローテーション（注）を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

（注）企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じうることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度（注）の強化がなされた。

（注）監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- 過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- 企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
  - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
  - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年６月より実施。

（規則の概要）
同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年（当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、４年間以上のインターバルが必要）。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

○ 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

監査法人のローテーション制度に関する第二次調査報告

（別紙11）
（2019年10月25日公表）

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場（監査補助者）で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことのない者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

（参考） 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁（CMA）も調査報告書を公表。

【英CMAの提案概要】
当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度） 論点整理（概要）

（別紙12）

	環境変化・新たな課題	対応の方向性
会計監査の信頼性確保	• 企業活動が複雑化し、上場会社の多様性が広がる中、中小監査事務所を含め、上場会社の監査の担い手の裾野が拡大 • 会計監査の品質管理の高度化 • 海外における監査の在り方の見直しに向けた動向	■ **中小監査事務所等に対する支援**の充実 ■ **上場会社の監査**に高い規律を求める**制度的枠組み**の検討 • 「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れの促進 ■ 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮 • **深度ある品質管理レビュー**の実施 • 公認会計士・監査審査会による**検査範囲の見直し**
公認会計士の能力発揮・能力向上	• 公認会計士の働き方の多様化 — 女性活躍の進展 — 組織内会計士の増加 • 監査基準の高度化やAIを始めとする監査の技術革新の進展	■ 監査法人の社員の**配偶関係に基づく業務制限**について見直しを検討 ■ 組織内会計士向けの**指導・支援を広げるための方策**の検討や、**研修プログラムの充実**等 ■ **継続的専門研修（CPE）、実務補習・業務補助等の充実** （公認会計士試験制度の在り方については、中長期的な目線で検討） ■ 監査事務所と企業の人材交流等による公認会計士の現場感覚の養成 ■ CPEの受講義務を**適切に履行しない者に対する対応**
高品質な会計監査を実施するための環境整備等	• コーポレートガバナンス・コードに基づく企業の取組み	■ **監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携**の強化 ■ **内部統制**の整備・運用状況の分析、実効性向上に向けた議論

金融審議会公認会計士制度部会報告 （概要）

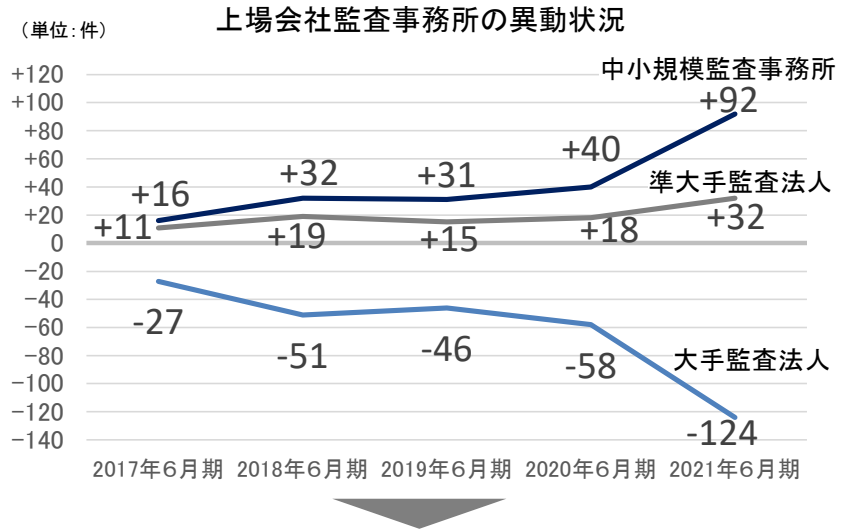
（別紙13）

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景：上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードの受入れなどの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

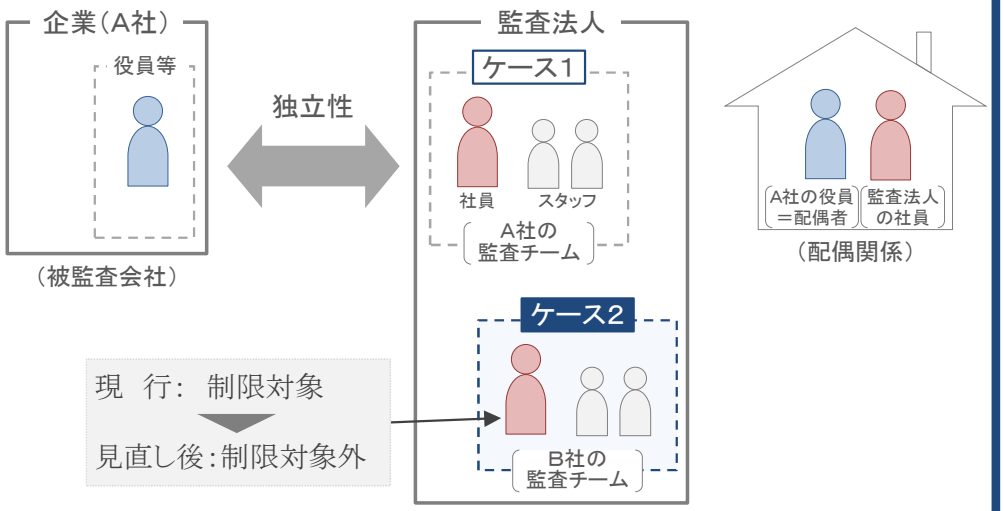
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景：共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定。
  （現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象）



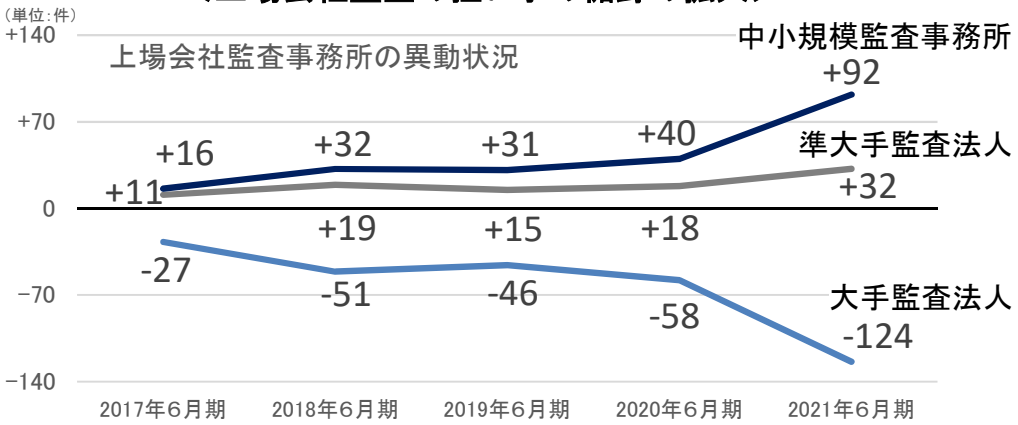
＜その他の事項＞

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し（2年以上→3年以上）
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
  （協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ）

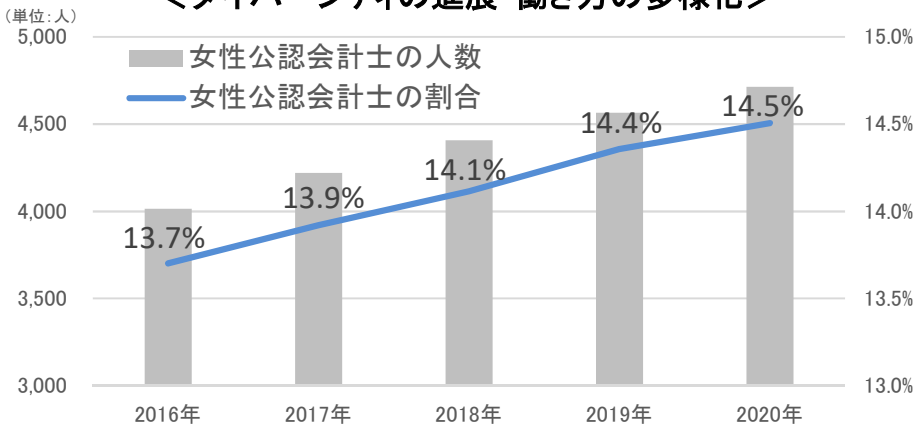
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（2022年5月成立、2023年4月施行）概要

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、**会計監査の信頼性確保**や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する制度を実現

＜上場会社監査の担い手の裾野の拡大＞



＜ダイバーシティの進展・働き方の多様化＞



会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社監査について、法律上の<u>登録制を導入</u>
  【公認会計士法第34条の34の2等】
- 登録に際し、日本公認会計士協会が<u>適格性を確認</u>
  【公認会計士法第34条の34の6】
- 上場会社の監査事務所に対し、<u>適切な体制整備</u>を義務付け
  （監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実を想定）
  【公認会計士法第34条の34の14】

※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 効果的・効率的なモニタリングに向け、公認会計士・監査審査会に委任される立入検査権限等を見直し
  【公認会計士法第49条の4第2項】

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

現行法は、監査法人の独立性確保のため、
- 監査法人の社員の配偶者が役員等を務める会社等に対して、
- その社員が監査に関与するか否かを問わず、

監査法人による監査業務の提供を制限

- <u>監査に関与する社員等に対象を限定</u>した制限に見直し
  【公認会計士法第34条の11第1項】

その他の事項

- 企業等に勤務している公認会計士の<u>登録事項に「勤務先」</u>を追加【公認会計士法第17条】
- 資格要件である<u>実務経験期間</u>の見直し（2年以上→3年以上）【公認会計士法第3条】
- 継続的専門研修の<u>受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備</u>
  【公認会計士法第21条】
- 日本公認会計士協会による<u>会計教育活動</u>の推進
  （協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ）【公認会計士法第44条第1項】

（別紙15）

公認会計士法改正に伴う改正政府令の概要

□ 令和4年公認会計士法改正に伴う改正政府令を2023年1月25日に公布（施行は4月1日）。

Ⅰ．上場会社監査に関する登録制の導入

1.「上場会社等」の範囲 ［政令］

○ 登録しなければ監査することができない「上場会社等」の範囲を規定

- ➢ 株券等を上場している者
- ➢ 株券等を上場しようとする者（IPOのための有価証券届出書を提出する者） 等

2. 登録拒否要件 ［政令・内閣府令］

○ 登録に必要な社員の最低人数を「5人」とする［政令］

○ 上場会社等の監査業務を公正・的確に遂行するための体制として、以下の体制整備を求める［内閣府令］

- ➢ 人的体制 （以下を含む）
  - ・ 上場会社等の監査経験を有する社員が過半数いること
  - ・ 過去の品質管理レビューで極めて重大な不備がなかったこと
- ➢ 改訂品質管理基準を踏まえた体制 （以下を含む）
  - ・ 品質管理専担部門の設置（又は主として従事する者の選任）

3. 業務管理体制の整備 ［内閣府令］

○ 上場被監査会社の属性に応じて、十分な知見を有する公認会計士を監査チームに配置するための体制を整備

○ 監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を行う体制、コードの適用状況を公表するための体制を整備

4. 情報開示のための体制整備 ［内閣府令］

○ 品質管理システムの状況、自己評価の結果・その理由、改善策等を公表する体制の整備（法定の説明書類での開示）

○ 経営管理の状況、IT監査の状況、人材確保の状況等を公表する体制を整備

Ⅱ．監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

○ 業務制限が適用される社員の範囲を規定 ［政令］

- ➢ 監査に関与する社員
- ➢ 関与社員を管理する地位にある社員
- ➢ 品質管理担当社員 等

Ⅲ．その他の事項

○ 企業等に勤務する公認会計士の登録事項として、企業等の名称、勤務する施設の名称・所在地を追加 ［府令］

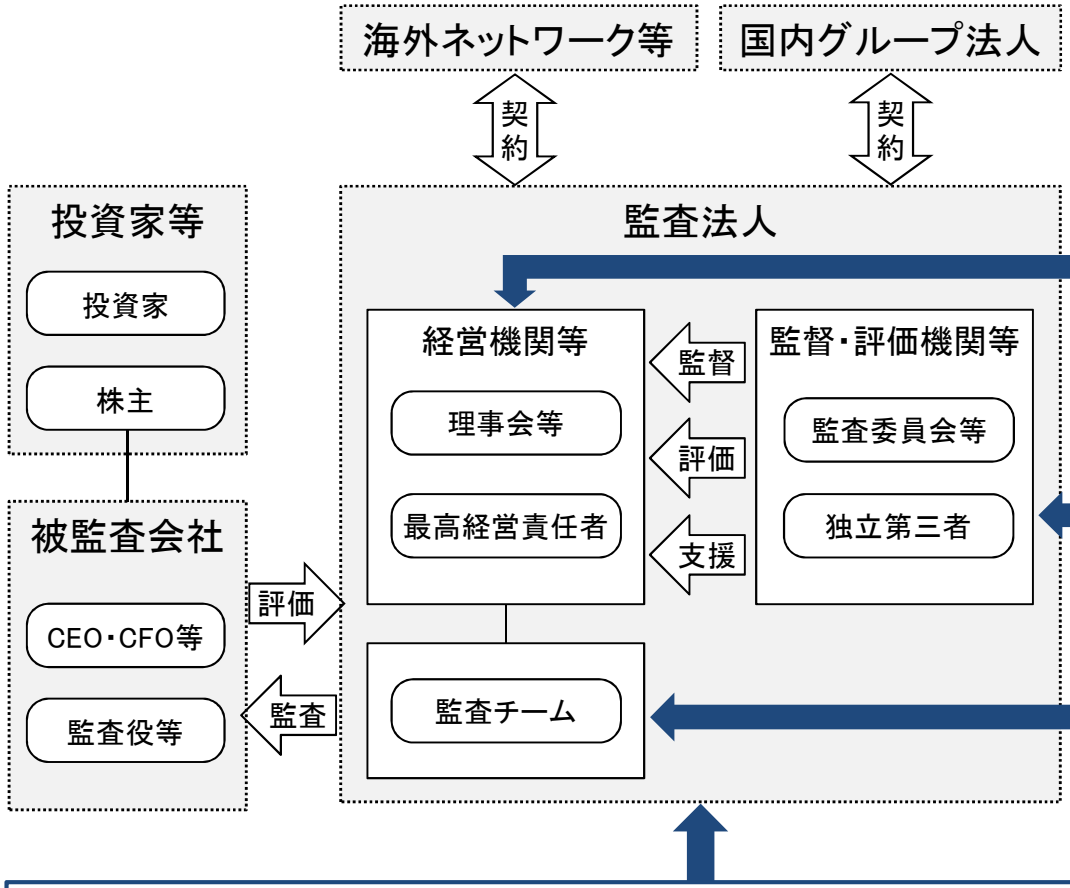
○ 公認会計士登録が抹消される継続的専門研修の不受講期間を「3年」とする ［府令］

監査法人のガバナンス・コード改訂の主なポイント

（別紙16）

（2017年3月策定、2023年3月改訂）

- 上場企業等の監査に関する法律上の登録制の導入に伴い、上場企業等を監査する監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制整備や情報開示の充実を規律づけ。公認会計士協会が中小監査法人の体制整備を支援。
- 有識者検討会での議論を踏まえて、①中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進、②監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を図るため、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、2023年3月にコードを改訂（主な改訂部分は下線）



【監査法人が果たすべき役割】

- 監査法人の公益的な役割を確認
- 会計監査の品質を組織として向上（特に上場企業等の監査を行う際はより一層高い品質が求められる）
- 開放的な組織文化・風土の醸成

【組織体制（経営機能）】

- 経営陣の役割の明確化
- 経営陣にマネジメント能力を備えた人物の選任
- 経営機関を設置しない場合も実効的な経営機能を確保　中小

【組織体制（監督・評価機能）】

- 監督・評価機関を設置しない場合も独立第三者を活用　中小
- 独立第三者に期待する役割や独立性の考え方も開示

【業務運営】

- 経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有
- 人材育成・人事に係る方針の策定
- 監査チームと被監査会社との深度ある意見交換

【透明性の確保】

- 本原則の適用状況に加え、「品質管理」、「ガバナンス」、「IT・デジタル」、「人材」、「財務」、「国際対応」の観点から開示を促進　中小
- グローバルに活動する場合、海外ネットワークとの関係性・位置づけ（意義・目的、リスク、契約概要等）などの開示を充実　グローバル
- 開示内容について外部との積極的な意見交換や、監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善（PDCAの実行）

内部統制報告制度の見直し

（別紙17）

□ 財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、2022年10月より、企業会計審議会内部統制部会において内部統制報告制度(注)の基準・実施基準等の見直しについて議論を開始。同部会で基準等の改訂案をとりまとめ、2023年4月に企業会計審議会総会において最終化（改訂基準等は、2024年4月1日以後開始する事業年度から適用）。

（注）内部統制報告制度（2008年に導入）とは、経営者に対して財務報告に係る内部統制の有効性の評価と、その評価結果の報告（内部統制報告書の提出）を金融商品取引法で義務付けたもの。報告書の提出に際しては、公認会計士等による監査証明が必要。

背景

① 経営者による内部統制の評価範囲外（例：海外子会社等）での重要な不備の発生や、十分な理由の開示なく内部統制の有効性の評価の訂正が繰り返されるなど、**制度の実効性に懸念**。

② 国際的な内部統制の枠組みは、**経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題**対処のために改訂を実施しているものの、日本の内部統制報告制度では未反映。

内部統制が有効でないと表明した（訂正）内部統制報告書の提出状況



米国における内部統制の枠組みの動向

- ガバナンスの概念や、内部統制・ガバナンス・全組織的なリスク管理（ERM）の連携を強調した改訂が行われている。

※ 米国COSO（トレッドウェイ委員会支援組織委員会）の枠組みの改訂



基準等の改訂ポイント

① 制度の実効性向上

➢ **経営者による内部統制の評価における適切なリスクアプローチの徹底、評価に関する開示の充実**

- 内部統制の評価範囲の選定の際に、数値基準（売上高2／3等）の機械的な適用ではなく、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮すべき旨を強調。評価範囲の選定の考え方の開示事項を明示。
- 評価範囲等について、経営者と監査人との協議を促す。
- 内部統制の評価の訂正時に、訂正の経緯や理由の開示を求める。

② 内部統制の最新の知見の反映

➢ **直面する課題や国際的な内部統制の枠組みを踏まえ、内部統制の概念をアップデート**

- 内部統制とガバナンスや全組織的なリスク管理（ERM）との一体的な整備・運用の重要性の明示。
- 不正に関するリスクへの対応の強調　など

※ 中長期的課題として、サステナビリティ情報等の非財務情報の取扱い、内部統制監査の方式変更や開示の充実等。監査方式に関し、経営者の内部統制評価への監査（現行）から、監査人による内部統制の直接監査（ダイレクト・レポーティング）に変更すべきとの意見あり。

「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」の概要　（別紙18）

「監査上の主要な検討事項（KAM）」の実務の定着と浸透を図ることを目的として、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント2022」を公表（2023年2月公表）。

○　監査上の主要な検討事項（KAM）は、2021年3月期から本適用開始

○　2022年3月期は、本適用２年目となり、創意工夫のあるKAMの記載が見られる一方、KAMのボイラープレート化への懸念等の課題も

○　これらを踏まえ、今後の更なる実務の定着と浸透を図るため、「KAMに関する勉強会」を開催し、記載内容や傾向について議論

○　本勉強会の議論を踏まえ、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント2022」を公表

○　それぞれの事例には、特徴的な記載として着目したポイントを各頁の上部に記載の上、主に該当する箇所を青色の枠囲みで表示
⇒ 公表資料を参考に、今後、更なるKAMの記載の充実化が図られることを期待

勉強会メンバー

○　メンバー（13名）※五十音順　（2023年２月 17 日現在）

氏名	所属
井口 譲二 氏	ニッセイアセットマネジメント㈱ 執行役員　チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
今給黎 真一 氏	㈱日立製作所 財務統括本部担当本部長
大瀧 晃栄 氏	SMBC日興証券㈱ 株式調査部 シニアアナリスト ／ ㈱日本証券アナリスト協会 企業会計研究会 委員
小畑 良晴 氏	㈱日本経済団体連合会 経済基盤本部長
塩谷 公朗 氏	三井物産（株）常勤監査役 ／ ㈱日本監査役協会 副会長
三瓶 裕喜 氏	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
関口 智和 氏	有限責任あずさ監査法人 開示高度化推進部長 パートナー ／ 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 起草委員
辻 幸一氏	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ　取締役 監査委員会 委員長
林 隆敏 氏	関西学院大学商学部 教授
増野 大作 氏	野村證券㈱ エクイティ・リサーチ部デピュティヘッド
町田 祥弘 氏	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授
松本 祥尚 氏	関西大学会計専門職大学院 教授
結城 秀彦 氏	日本公認会計士協会 常務理事

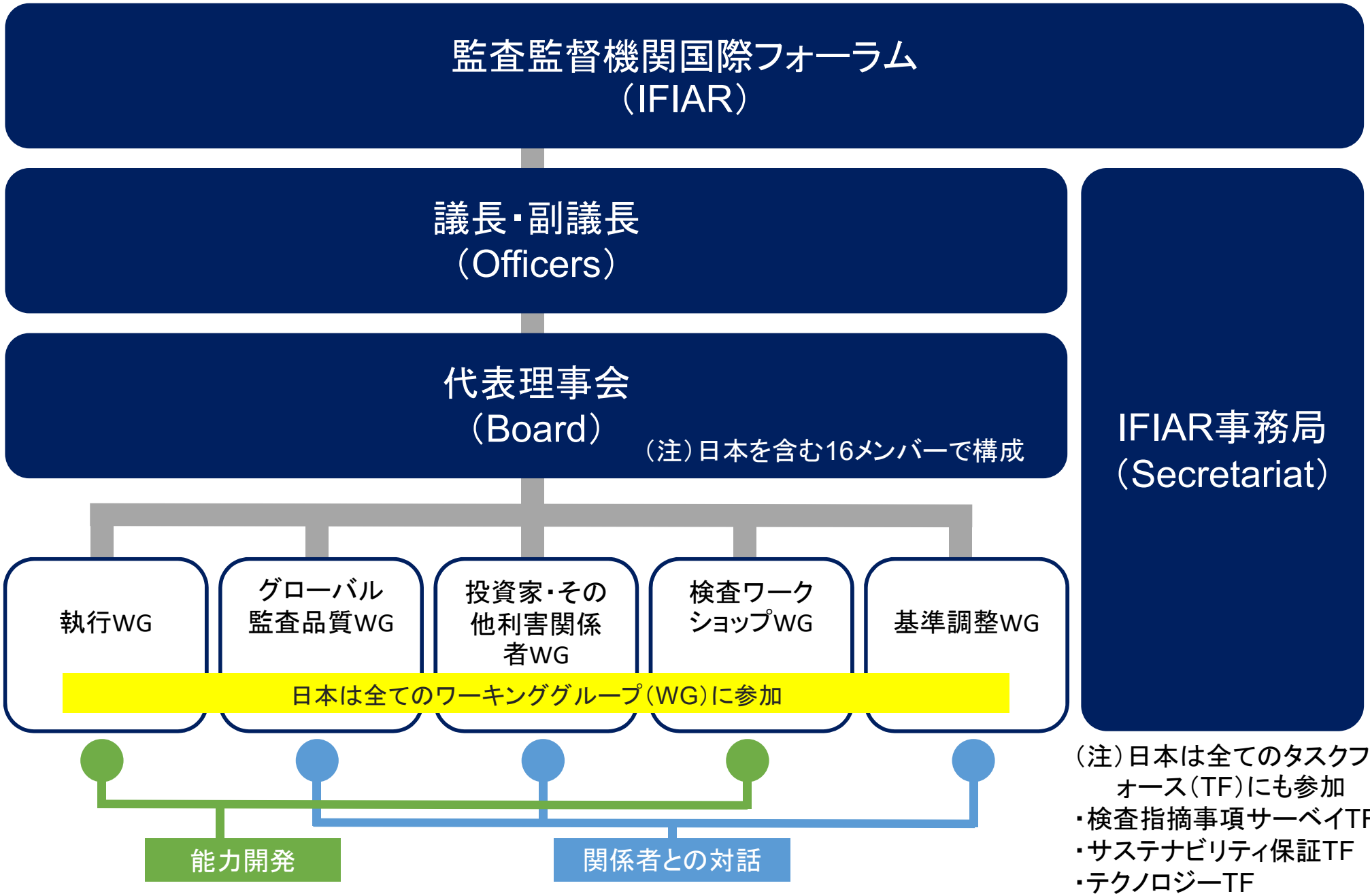
○　上記メンバーに加え、以下の関係者を招き、意見交換を実施

有限責任あずさ監査法人	有限責任監査法人トーマツ
EY新日本有限責任監査法人	PwCあらた有限責任監査法人



IFIAR組織図

（別紙19）



（注）日本は全てのタスクフォース（TF）にも参加
- 検査指摘事項サーベイTF
- サステナビリティ保証TF
- テクノロジーTF

IFIAR加盟メンバー構成　54か国・地域

（別紙20）

欧州（32）

アイルランド(IAASA)＊
アルバニア(POB)
イギリス(FRC)＊
イタリア(CONSOB)
ウクライナ(APOB)
オーストリア(APAB)
オランダ(AFM)＊
キプロス(CyPAOB)
ギリシャ(HAASOB)＊
クロアチア(MOF)
ジブラルタル(GFSC)
ジョージア(SARAS)
スイス(FAOA)＊
スウェーデン(RI)
スロバキア(UDVA)
スロベニア(APOA)
スペイン(ICAC)
チェコ(RVDA)
デンマーク(DBA)
ドイツ(AOB)＊
ノルウェー(FSA)
ハンガリー(APOA)
フィンランド(PRH)
フランス(H3C)＊
ブルガリア(CPOSA)
ベルギー(BAOB)
ポーランド(PANA)
ポルトガル(CMVM)
リトアニア(AAAPVIM)
ルーマニア(ASPAAS)
ルクセンブルグ(CSSF)
ロシア(MOF/FT)

アジア大洋州（11）

インドネシア(PPPK)
韓国(FSC/FSS)
シンガポール(ACRA)＊
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
台湾(FSC)＊
日本(FSA/CPAAOB)＊
フィリピン(SEC)
マレーシア(AOB)
オーストラリア(ASIC)＊
ニュージーランド(FMA)

中東（4）

アブダビ(ADAA)
サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFSA)
トルコ(CMB/POA)＊

アフリカ（3）

ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)＊
モーリシャス(FRC)

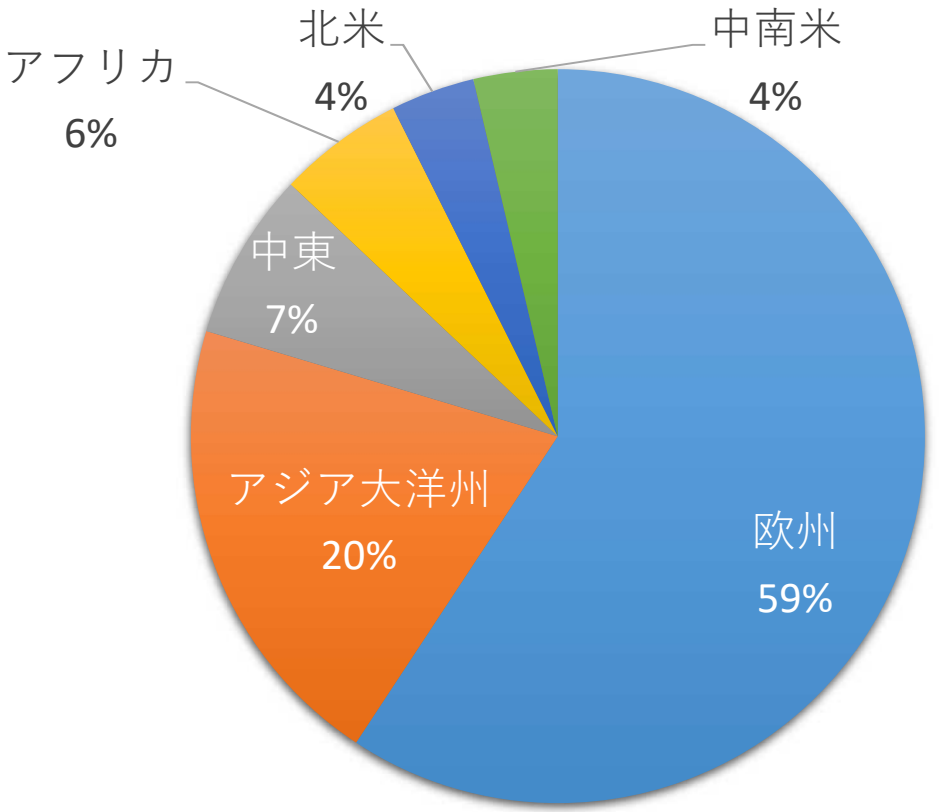
北米（2）

アメリカ(PCAOB)＊
カナダ(CPAB)＊

中南米（2）

ケイマン(AOA)
ブラジル(CVM)＊

2023年6月時点



※ 下線を引いてある22か国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書（IFIAR MMOU）に署名。

※「*」の記載がある16か国・地域は代表理事会メンバー。

0

日本IFIARネットワーク

（別紙21）

- 2016年12月に設立。
- IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論のIFIAR事務局へのインプット、IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARにおける取組の紹介、などの活動を行っている。
- 会員は以下のとおり。

【会計監査税務】
- ○日本監査研究学会
- ○日本監査役協会
- ○日本公認会計士協会
- 日本税理士会連合会
- ○日本内部監査協会

【経済界】
- 経済同友会
- ○日本経済団体連合会

【金融資本市場】
- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（IBA）
- 信託協会
- 生命保険協会
- ○全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- ○日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- ○日本取引所グループ
- ○日本IR協議会

【その他】
- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】
- 東京都

（注）各分類内で50音順
計21会員　22団体
○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計9会員。

第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等

Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理（2022 年６月）を踏まえ、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化のため、特定投資家向けの有価証券を私設取引システム（ＰＴＳ）で取り扱うことができるよう政令の改正を行った（2023 年７月施行）。

証券取引等監視委員会より、合同会社による社員権の取得勧誘について建議が行われたことを踏まえ、合同会社等の使用人（従業員）による社員権の取得勧誘の適正化を図るため、社員権の発行者に関する規定を見直す内閣府令の改正を行った（2022 年 10 月施行）。

Ⅱ　金融商品取引所等をめぐる動き

１．市場構造改革について

東京証券取引所は、2022 年４月に市場区分の見直しを行い、その実効性向上や上場企業の企業価値向上に向けて、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を開催した（同年７月より 10 回開催）。また、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等を含む論点整理や今後の東京証券取引所としての取組みを公表した（2023 年１月）。

２．東京証券取引所のシステム強靭化

東京証券取引所は、システム障害を契機として市場のレジリエンス・利便性の向上や国際競争力の強化等の観点から、2024 年度に立会時間の 30 分延伸を実現するため、システム改修を進めるとともに、幅広い市場関係者への説明会の開催や業界横断的な対応の検討を進めた。

３．スタートアップにおける新規上場手段の多様化

東京証券取引所は、スタートアップにおける新規上場手段の多様化を図る観点から、企業特性に合わせた上場審査の円滑化（2022 年 12 月）やダイレクトリスティングの制度の導入（2023 年３月）等、所要の環境整備を行った。

４．大阪取引所の祝日取引制度の開始

大阪取引所は、祝日中のヘッジ取引機会提供による投資者の更なる利便性向上及び我が国デリバティブ市場の競争力強化を図る観点から、祝日取引制度を開始した（2022 年９月）。

５．上場株式等を取り扱う私設取引システム（ＰＴＳ）に係る監督

上場株式等の流通市場におけるＰＴＳの存在感が増しつつある中で、取

引所との横並びでモニタリングを行う必要性が高まり、ＰＴＳの監督業務が監督局証券課から企画市場局市場課市場業務室へ移管された（2023 年７月）。

Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

2023 年 11 月に日本証券クリアリング機構における上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の精緻化を行うにあたって、制度整備や業界説明を行った。

外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加した。

取引情報報告制度の報告項目の拡充等に向け、内閣府令の改正（2022 年 8 月）を行うとともに、報告項目の定義等について明確化を図るため、ガイドラインを策定した（同年 12 月）。

Ⅳ　国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みである。また、大きな実体経済と株式市場、約 2,000 兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

１．海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

（１）海外資産運用業者等の声も踏まえ、「拠点開設サポートオフィス」を通じた、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・登録後の監督等の英語でのワンストップ対応の対象となる第二種金融商品取引業の範囲を一部拡大した（2022 年 10 月）。これに伴い、投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」も改訂した（2022 年 10 月）。さらに、国際金融センターの特設ウェブサイトを通じて、人的構成を含めた登録等の要件の明確化や情報発信を行った。

（２）拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が 14 件完了するとともに、届出（海外投資家等特例業務に関する届出）を１件受理した（2022 年７月～2023 年６月の件数。変更登録含む。なお 2021 年１月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから 2023 年６月までの累計

数は 23 件）。

（３）縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録・届出支援が７件完了した（2022 年７月～2023 年６月の件数）。

（４）中小企業庁等において、金融庁とも連携し、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象を資産運用業者等へ拡大した（2023 年６月）。

２．海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

（１）海外金融事業者の間で特に関心の高い事項について、テーマ別のウェビナーを複数回主催したことに加え、外部団体のイベントにも登壇をするなど、積極的にプロモーション活動を行った（2020 年７月以降、約 70 回のイベントを開催・登壇し、延べ約 5700 名が参加）。

（２）現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、プロモーション活動を実施した（2022 年 10 月以降、５回出張（ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、シンガポール、香港））。

（３）国際金融センターの特設ウェブサイトにつき全面的なリニューアルを完了した（2023 年３月）。

（４）ＡＩ翻訳サービスについて、金融庁の英語発信力強化に向けて、庁内での利用普及に努めた。

Ⅴ　資産運用業の高度化

１．金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに資産運用会社におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

２．資産運用業の高度化に向けた取組み

ガバナンス機能の強化に向けた取組みが、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているか等の観点で資産運用会社との対話を継続的に実施した。

また、インベストメント・チェーンの機能向上の一環として、企業年金等のオルタナティブ運用など、機関投資家（アセットオーナー）の運用高度化に向けた取組みや運用手法について、機関投資家や資産運用会社、有識者等からのヒアリングを通じ、調査・分析を行った。

上述の各資産運用会社との対話の状況や調査分析結果を「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」としてとりまとめ、公表した（2023 年４月）。

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第１節　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 61 号）の施行に係る関係政令・内閣府令等の整備

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）が、2022 年６月に公布されたことを受け、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行った（2023 年５月 26 日公布、同年６月１日施行）。

主な内容は以下のとおりである。

① 電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段（いわゆるステーブルコインのうち、広く送金・決済手段として利用され得るもの）等に係る規定の整備

② 複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業に係る規定の整備

③ 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る規定の整備

第２節　ＦＡＴＦ勧告に対応するための犯罪収益移転防止法の改正

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）による第四次対日相互審査報告書の指摘を踏まえ、我が国のマネー・ローンダリング対策等を強化し、国際基準に引き上げるため、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）等の改正を盛り込んだＦＡＴＦ勧告対応法（注）が 2022 年 12 月２日に成立し、同年 12 月９日に公布された。

犯罪収益移転防止法では、以下の事項の改正を行っており、このうち①については、関係政令・内閣府令等とともに 2023 年６月１日に施行された（別紙１、２参照）。

①　暗号資産の移転に係る通知義務（通称「トラベルルール」）の整備等

②　公認会計士等の法律・会計等専門家に係る取引時確認義務の整備等

（注）「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 97 号）」。関係省庁と協力の上、犯罪収益移転防止法を含む６法令の改正をした。

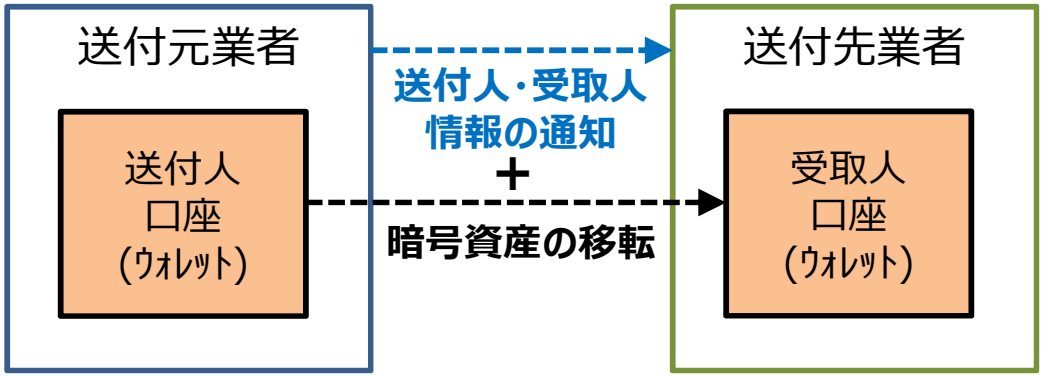
FATF勧告対応法における犯罪収益移転防止法改正の概要

（別紙１）

暗号資産の移転に係る通知義務（通称「トラベルルール」）の整備等

※９月以内施行（2023年６月１日施行）

- 暗号資産の取引経路を追跡することを可能にするため、暗号資産交換業者に対し、**暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務**を新設。



通知すべき情報（FATF勧告）	
送付人情報	（a）氏名・名称 （b）口座（ウォレット）番号 （c）住所等
受取人情報	（d）氏名・名称 （e）口座（ウォレット）番号

- 外国為替取引・電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）の移転時に通知すべき事項に、**受取人情報を追加**。

法律・会計等専門家に係る取引時確認義務の整備等（金融庁所管業者では公認会計士）

※１年半以内施行

- 公認会計士が行う一定の取引(※)における確認事項に、取引目的、法人の実質的支配者等を追加。
  ※ 宅地・建物の売買、財産の管理・処分等の財務相談業務が対象。監査業務に関する取引は対象外。
- 疑わしい取引の届出義務を課せられる主体に、公認会計士を追加。

（別紙2）

施行：令和５年６月１日

令和４年資金決済法等改正及びFATF勧告対応法に係る犯収法政府令等の改正について

改正の概要

○　以下の２つの改正法における犯収法の改正について、関連する政令・施行規則等のパブリックコメントを実施。

- 令和４年６月３日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月10日法律第61号）
- 令和４年12月２日に成立した「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(注)」（令和４年12月9日法律第97号）

（注）FATF勧告対応法（財産凍結法、外為法、犯収法等を改正）。当庁所管の犯収法については、暗号資産の移転に係る通知義務（トラベルルール）等を新設。

１．特定事業者の追加に係る規定の整備

①　犯収法の対象となる特定業務・特定取引

・　高額電子移転可能型前払式支払手段発行者（高額プリカ発行者）、電子決済手段等取引業者等が犯収法上の特定事業者に追加されたことに伴い、これらの特定事業者の業務のうち、取引記録等の作成・保存義務等の対象となる業務（特定業務）及び取引時確認義務等の対象となる取引（特定取引）を定める。

（例：高額プリカの場合）
　特定業務：高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務
　特定取引：前払式支払手段記録口座の開設契約の締結

（例：電子決済手段の場合）
　特定業務：電子決済手段等取引業に係る業務
　特定取引：電子決済手段の交換等を継続・反復して行うこと又は電子決済手段の管理を行うことを内容とする契約の締結等

②　取引時確認の方法等の規定の整備

・　新たに追加された特定事業者による取引時確認の方法や監督上の着眼点等を整備する。

２．トラベルルール等に係る規定の整備

①　トラベルルール

・　電子決済手段及び暗号資産のトラベルルールが定められたことに伴い、通知事項の詳細を定める。

（例：送付人及び受取人が自然人の場合）
　送付人情報：氏名、住居、ブロックチェーンアドレス
　受取人情報：氏名、ブロックチェーンアドレス

・　外国為替取引に係る通知義務に基づく通知事項に、支払の相手方に係る事項を追加したことに伴い、通知事項の詳細を定める。

②　アンホステッド・ウォレット等に係る対応

・　アンホステッド・ウォレット等（個人が管理するウォレットや無登録業者等）と取引を行う際の取引時確認等を的確に行うために講ずるべき措置等について定める。

③　態勢整備義務等の規定の整備

・　トラベルルール、アンホステッド・ウォレット等との取引のリスクに応じた態勢整備義務等に関する所要の規定の整備等を行う。

その他、FATF第４次対日相互審査報告書を踏まえた規定の整備を行う。

第３節　ＩＴの進展等への対応

Ⅰ　デジタル・イノベーションの推進

金融サービスのデジタル化や金融機関のDX[1]を推進し、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していくことが重要である。また、様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていくことが重要である。

こうした視点を踏まえ、2022 事務年度においては、以下の取組みを推進した。（別紙１参照）

１．事業者支援

ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクでは、フィンテックに関する事業者の事業環境の相談等に一元的に対応しており、2022 事務年度においては 286 件の相談をフィンテック事業者や金融機関等から受け付けた。（別紙２参照）ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブでは、１件について支援を終了し、実証実験結果を公表したほか、新規申請に係る３件の相談に対応した。（別紙３、４参照）また、「ＦＩＮ／ＳＵＭ 2023」を含む３件のフィンテックイベント（地方開催も含む）で出張相談を実施した。（別紙５参照）

加えて、我が国の金融機関のデジタル化を促進させるため、海外の有望なフィンテック事業者と日系金融機関等とのミートアップを、ＪＥＴＲＯや各国大使館と連携して開催した（カナダ、イスラエルの計２回）。

２．調査・研究

分散型金融システムが包含するリスク（金融犯罪や利用者保護等）を的確に評価し、イノベーションとの両立に向けた検討を深化させるため、ＤｅＦｉを含む分散型金融システムのオンチェーン／オフチェーンデータに関する分析を実施し、研究報告書[2]を公表した。

３．ステークホルダーとの対話

2023 年３月にフィンテックに関する国際カンファレンス「ＦＩＮ／ＳＵＭ 2023」を開催し、Ｗｅｂ3.0 やデジタル決済、メタバースなどをテーマに、国内外のフィンテック事業者、金融機関、アカデミア、当局者等のステークホルダーを招聘して多面的な議論を行うとともに、業界団体等と連携して複数のサ

---

[1] ここでいうデジタル化は、既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること等を指す。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）は、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第３のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することを指す（令和３年情報通信白書）。

[2] 分散型金融システムにおけるオンチェーン／オフチェーンデータを活用した実態把握に関する研究［株式会社クニエとの合同研究］：https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ResearchPaper_qunie2_ja.pdf

イドイベントを対面で開催し、多数の海外参加者を招聘した。（別紙６参照）

また、庁外拠点を活用してフィンテック事業者等と恒常的に対話を行っているほか、フィンテック事業者等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを行うミートアップの開催等を通じて、フィンテックに係る最新の技術・ビジネス動向の把握を行った。

このほか、「Blockchain Governance Initiative Network（ＢＧＩＮ）」における議論及び関連ドキュメントの策定に引き続き貢献したほか（別紙７参照）、各国当局等が主催する海外フィンテックイベントへの参加・登壇等を通じて、我が国のフィンテック動向の紹介や海外ビジネス動向に関する情報収集、各国当局や海外フィンテック事業者との連携強化を行った。

Ⅱ　金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク（以下「同サポートデスク」）」[1]では、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブから引継いだ支援プロジェクト１件を終了し、2023 年１月に最終報告書を公表した（残り２件は支援を継続中、別紙８参照）。また、同サポートデスクでは、個別案件の相談・照会対応を実施した。

[1] 2021 年 11 月、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブについて、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとの API 連携等を含む先進的な取組みも相談対象とするように拡充した。

Ⅲ　プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法（2018 年６月６日施行）に基づき、ＡＩ・ＩｏＴ・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021 年６月 16 日に廃止されたものの、同制度は、 産業競争力強化法（2021 年６月 16 日改正）に移管され、恒久化された。

2022 事務年度においては、金融庁として、新たに認定した実証計画はない。

デジタル・イノベーションの推進に向けた取組み （別紙1）

■ デジタライゼーションを金融サービスに取り入れ、利用者利便を飛躍的に向上させる。そのため、事業者によるイノベーションを支援し、利用者目線での金融サービス高度化を実現させる。また、自発的・能動的な情報収集を通じて、国内外における先進的な金融サービスの事例を常に把握し、当庁の政策立案機能を強化する。

事業者支援

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ
- FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談
- 海外ミートアップ

調査・研究

- ブロックチェーン国際共同研究

ステークホルダーとの対話

- FIN/SUM2023
- 金融庁と国内フィンテック事業者とのミートアップ
- 庁外拠点を活用したフィンテック事業者との対話
- 各国当局等が主催するフィンテックイベントへの参加・登壇
- Blockchain Governance Initiative Network（BGIN）

FinTechサポートデスク

（別紙2）

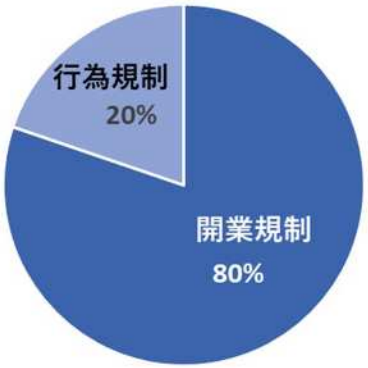
- フィンテックに関する事業を営んでいる、または新たな事業を検討している事業者等からの、開業規制の法令解釈等に関する相談に**ワンストップ**で対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。

TEL：03-3506-7080

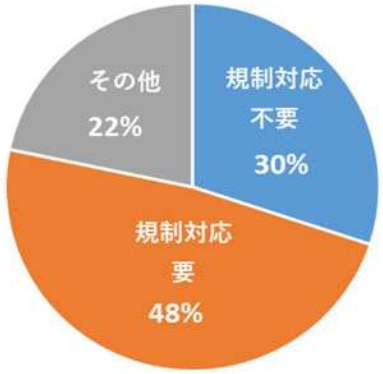
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均５営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2023年6月末までに、**問合せ総数は1,995件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ1,715件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約８割（1,380件）。行為規制に関するものは約２割（335件）。
- ✓ 開業規制等に関する相談終了済案件（1,256件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約３割、**回答期間は平均５営業日以内**。

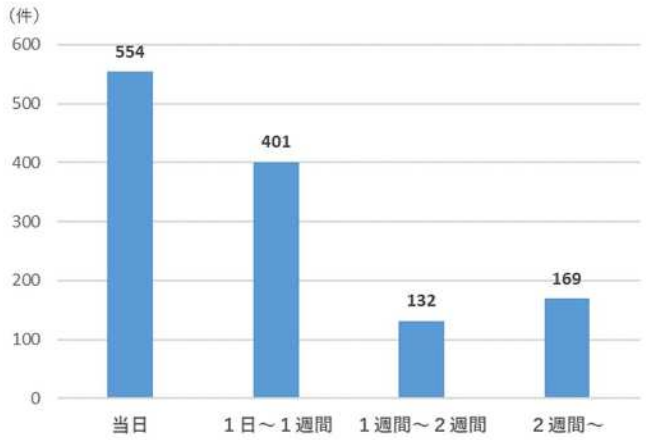
【法令解釈類型別（1,715件）】



【相談終了済案件の内訳（1,256件）】



【相談終了済案件の対応期間（1,256件）】



FinTech実証実験ハブ

（別紙3）

■ フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年９月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

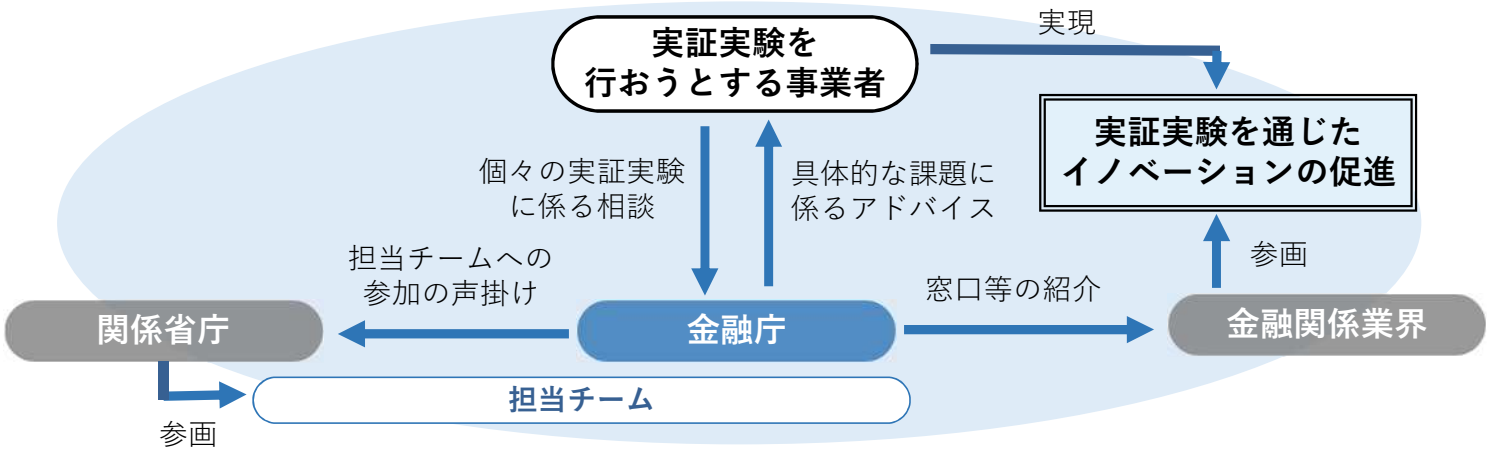
TEL：03-3581-9510
Email：pochub@fsa.go.jp

■ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。

■ 個々の実験ごとに、

✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。

✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



FinTech実証実験ハブにおける受付状況

（別紙４）

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ 三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ 三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ･ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾃﾞﾛｲﾄ ﾄｰﾏﾂ ｸﾞﾙｰﾌﾟ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月２日	2018年 ７月17日
2	大日本印刷 西日本ｼﾃｨ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 ３月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 ５月７日	2018年 ８月１日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 ﾏﾈｰﾌｫﾜｰﾄﾞ、ｻｲﾊﾞｰﾄﾗｽﾄ	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 ５月31日	2019年 １月24日
5	TORANOTEC GMOﾍﾟｲﾒﾝﾄｹﾞｰﾄｳｪｲ ｾﾌﾞﾝ銀行、ﾎﾟｹｯﾄﾁｪﾝｼﾞ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月８日	2021年 12月24日
6	みずほ銀行 ｸﾞｰｸﾞﾙ･ｸﾗｳﾄﾞ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 ４月10日	2022年 ３月25日
7	新生銀行 三井住友DSｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ･ｻｯｸｽ･ｱｾｯﾄ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ ｱｽﾄﾏｯｸｽ投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 ５月29日	2022年 ６月28日
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 ８月27日	2022年 ７月29日

FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談

（別紙5）

■ イノベーションの促進に向けたチャレンジ及び金融サービスの育成を積極的に支援する観点から、「Meetup with FSA」や「FIN/SUM2023」などの当庁主催フィンテック関連イベントに、FinTechサポートデスク及びFinTech実証実験ハブの出張相談ブースを出展し、事業者からの相談・意見交換を受け付けている。

FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談@FIN/SUM 2023

- 会場（丸ビル）の一部に相談ブースを設けて、FIN/SUM開催日のうち3日間（3/28～3/30）出張相談を実施。
  ※　2021年・2022年度はコロナの影響でオンライン面談のみであり、対面では初の実施。
  ※　あわせて、内閣官房「規制のサンドボックス制度」の出張相談も実施。

- **事前予約4件に、当日受付の6件を加えた計10件（内訳：ステーブルコイン3件、ブロックチェーン2件、前払式支払手段1件、資金移動1件、NFT1件、その他2件）**に対応。うち、**海外事業者からの相談は3件。**
  ※　昨年度は計５件、うち海外事業者からの問い合わせは１件。

- 主な相談事項は開業規制に係る事項。また、事業に関する一般的な意見交換も行った。

- FinTech実証実験ハブに関しても出張相談を行いその存在を周知する中で、関心を示す事業者が２社あった。

- 今回の出張相談においては、**ステーブルコインに関する相談が多く（10件中3件）**、改正資金決済法（2023年６月施行）への関心の高さが伺えた。引き続き、こうした出張相談の機会を活用するとともに、FinTechサポートデスクの日常的な相談対応を通じ、イノベーションを伴う事業を営む事業者を支援していく。




FIN/SUM 2023における出張相談

金融庁と内閣官房は、FIN/SUM 2023において、以下の出張相談を開催し、対面面談を実施いたします。

① FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ

フィンテック業界の動向について少し話したい、といったフランクなものから、現在ご検討されている新規事業などについて生じた疑問や意見、「実験を行いたいが規制との兼ね合いが不安」といった雑談や懸念等の相談まで、この機会をぜひご利用ください。

＜FinTechサポートデスク＞
https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151214-2.html
＜FinTech実証実験ハブ＞
https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html

② 規制のサンドボックス制度（内閣官房一元窓口）

新規事業が、金融庁の所管に留まらず、関係省庁が複数に跨るような規制に関連する場合の実証に関する相談や、関連制度を含めて、問合せ先が分からない場合の相談まで受け付ける。出張窓口を開設いたします。この機会をぜひご利用ください。

＜規制のサンドボックス制度　内閣官房一元窓口＞
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/s-portal/regulatorysandbox.html

FIN/SUM 2023

（別紙6）

- 日本経済新聞社との共催で７回目のFIN/SUM。Web3.0やデジタル決済、メタバースなどをテーマに議論。
- FIN/SUMの国際化・規模拡大を図るため、金融庁主催のレセプションディナーや業界団体等と連携して複数のサイドイベントを開催。

【 3/29 金融庁シンポジウム・プログラム】*モデレーター



開会挨拶
中島淳一（金融庁長官）

セッション１．産官学連携が紡ぐWeb3.0の未来
アラン・リム（MAS）、伊藤穣一（デジタルガレージ）、松尾真一郎（ジョージタウン大学）、
ミシェル・コーバー（アンドリーセン・ホロウィッツ）、 *有泉秀（金融庁）

セッション２．金融規制とイノベーション～クリプトの冬を超えて～
ジェニファー・スカルプ（ケイトー・インスティチュート）、ワイジェーフィッシャー（SEC）、
サンドラ・トブラー（ Futurae）、天谷知子（金融庁）、 *ジェマイマ・ケリー（フィナンシャル・タイムズ）

セッション３．日本のWeb3.0戦略
シーラ・ウォレン（クリプト・カウンシル）、渡辺創太（Astar Network）、平将明（衆議院議員）、栗田照久（金融庁）、 *楠正憲（デジタル庁）

セッション４．日本市場の可能性
沖田貴史（ナッジ）、**李 暢**（プラグアンドプレイジャパン）、有友圭一（東京国際金融機構）、ピーター・ケネバン（PayPal）、 *堀本善雄（金融庁）

セッション５．デジタル金融最前線～技術が拓く決済の未来～
中山一郎（PayPay）、谷崎勝教（三井住友FG）、ディアナ・アヴィラ（Wise）、中島淳一（金融庁）、 *別所昌樹（日本銀行）



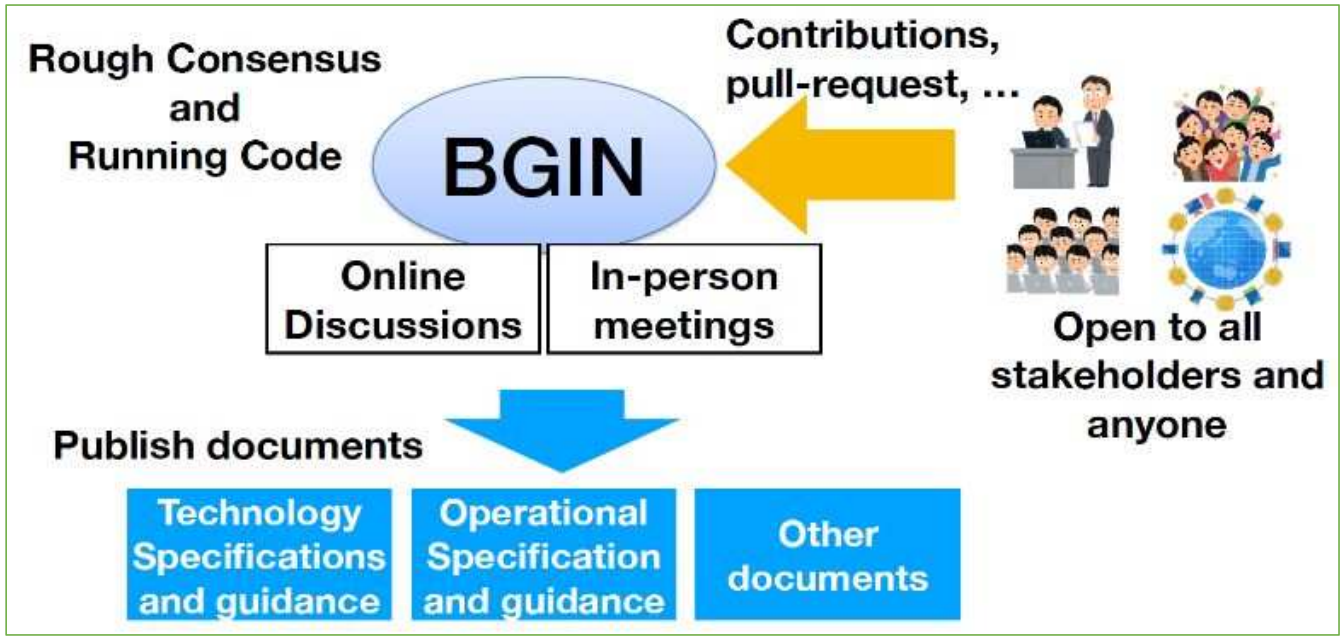
セッション６．トークナイゼーションがもたらす証券市場のフロンティア
齊藤達哉（三菱UFJ信託銀行）、**小林英至**（セキュリタイズ・ジャパン）、**脇仁雄**（大阪デジタルエクスチェンジ）、
佐々木俊樹（Boostry）、 *柳瀬護（金融庁）

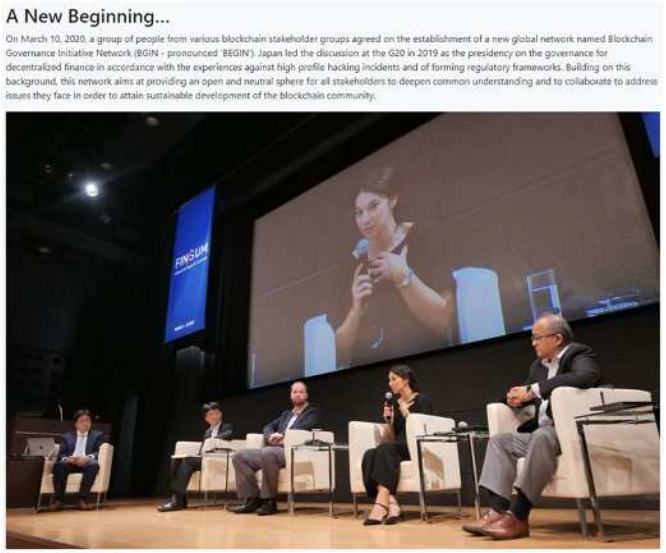
セッション７．現実を超えた未来へ ～メタバース内の新たな社会構築～
中馬和彦（KDDI）、山口明夫（日本IBM）、河合祐子（ジャパンデジタルデザイン）、ヤット・シウ（アニモカ・ブランズ）、
*眞下利春（金融庁）

閉会挨拶
藤丸敏（内閣府副大臣（金融））

BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]　（別紙7）

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年３月に設立。2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として２名が参加し、事務局機能の中心的役割も担っている。
- 2022事務年度は、第６～８回会合での議論及び関連ドキュメントの策定に積極的に貢献した。





https://bgin-global.org

活動目標

- **オープンかつグローバルで中立的**なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた**共通な言語と理解の醸成**
- オープンソース型のアプローチに基づいた**信頼できる文書とコードの不断の策定**を通じた学術的基盤の構築

（旧）基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ支援状況（別紙8）

	申込者	支援決定/終了	案件概要
1	静岡銀行	• 2020年4月支援決定 • 2021年10月支援終了	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェア・ソフトウェアの自由選択を可能とすること、コンポーネント化したシステムの疎結合化により外部サービスへとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	• 2020年6月支援決定 • 2022年5月支援終了	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザインファクトリー	• 2021年5月支援決定 • 2023年1月支援終了	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド（Google Cloud Platform）上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	• 2021年5月支援決定	外部サービスや銀行の営業関連のシステムと勘定系システムを連携するための基盤（オンラインデータ連携基盤）を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。
5	西京銀行	• 2021年9月支援決定	基幹系システムを、メインフレーム上で稼働する共同利用型から他行で稼働実績のあるクラウド型パッケージに更改することで、システムベンダーに依存しない自行主体のシステム開発を行い、開発コストの低減やフィンテック等の新サービスの柔軟な取り込みを図る。

第４節　休眠預金等活用法に関する取組み

Ⅰ　法律の概要（別紙１参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が 2016 年 12 月に成立、2018 年１月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から 10 年経過した預金等を「休眠預金等」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金等の移管後も、金融機関は、預金者等から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金等のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

※休眠預金等の移管・預金者等への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

Ⅱ　2022 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第 48 条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等も預金者等が返還請求を行えること等について広く国民に周知を図るため、インターネット広告等の広報活動を行った。具体的には、ウェブページ上でのバナー広告や動画広告を継続して行ったほか、新たな取組みとして、幅広い年代層に周知するため、SNS における投稿及び広告の配信などの活動を行った。

また、休眠預金等活用法附則第９条の５年後見直しの規定に基づき、休眠預金等活用法の改正が行われたところ（議員立法、令和５年６月成立）、内閣府とともに改正に向けた議論に参画した。

（別紙１）

民間公益活動を促進するための
休眠預金等に係る資金の活用に関する法律　概要

１法律の背景

○休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10 年間放置された預金等
⇒毎年 1,200 億円程度発生（その後 500 億円程度が払戻し）（平成 26～28 年度）

○預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

２法律の概要

※法附則第 9 条の 5 年後見直しの規定に基づき、休眠預金等活用法が改正された（令和 5 年 6 月に成立）。

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第 16 条・第 17 条】

○休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の３分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用

○民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。

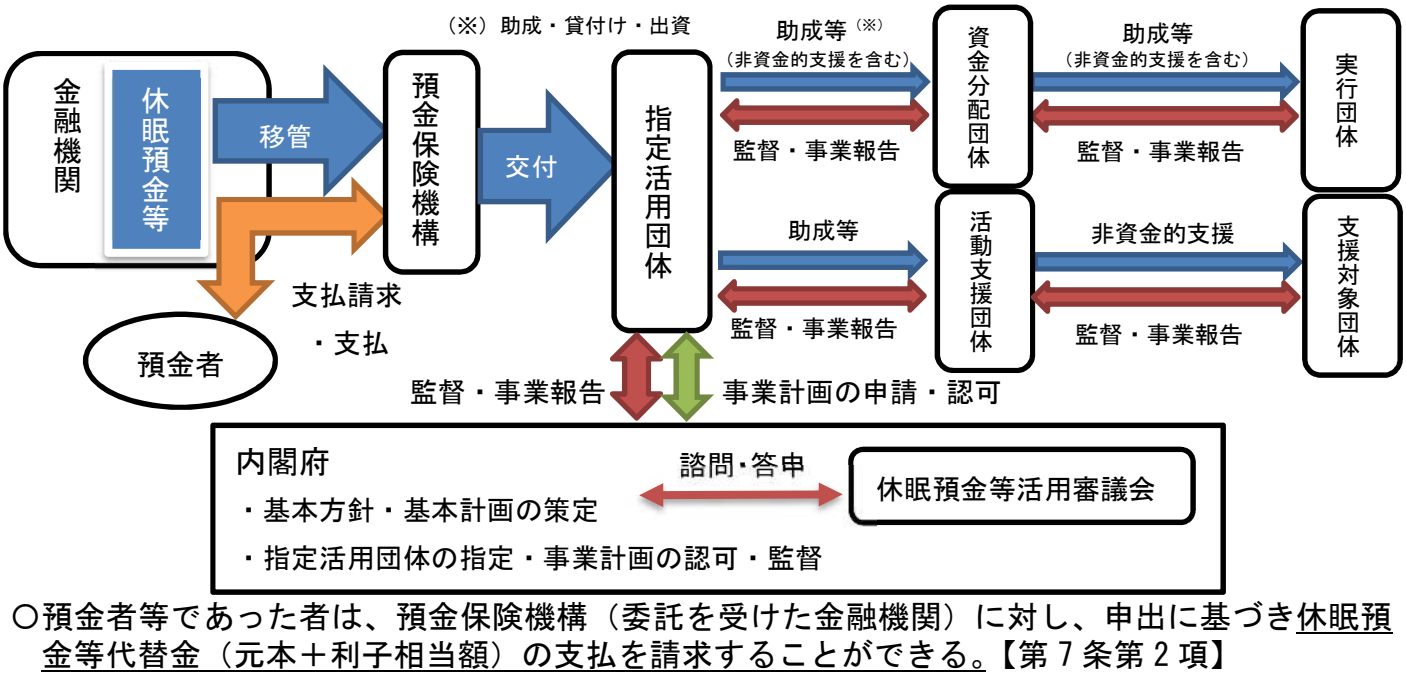
○預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。

○大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。

○複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。

○宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第 2 章第 1 節（第 3 条～第 8 条）並びに第 3 章第 2 節（第 18 条・第 19 条）、第 3 節（第 20 条～第 34 条）及び第 4 節（第 35 条～第 41 条）】



○預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本＋利子相当額）の支払を請求することができる。【第 7 条第 2 項】

第５章　審議会等の活動状況

第１節　金融審議会等

Ⅰ　金融審議会の構成（別紙１～２参照）

Ⅱ　2022 事務年度の開催実績

１．総会・金融分科会合同会合

（１）第 50 回総会・第 38 回金融分科会合同会合（2022 年９月 30 日開催）
（別紙３参照）

（２）第 51 回総会・第 39 回金融分科会合同会合（2023 年３月２日開催）
（別紙４参照）

２．ワーキング・グループ等

（１）市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2022 年９月以降、４回にわたり、開催。

メンバー：（別紙５参照）

報告書：

・「市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」（2022 年 12 月 21 日公表）
※報告書は以下リンクを参照
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221221/houkoku.pdf

（２）ディスクロージャーワーキング・グループ（令和４年度）

開催実績：2022 年 10 月以降、４回にわたり、開催。

メンバー：（別紙６参照）

報告書：

・「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022 年 12 月 27 日公表）（別紙７参照）

（３）顧客本位タスクフォース

開催実績：2022 年９月以降、５回にわたり、開催。

メンバー：（別紙８参照）

報告書：

・「顧客本位タスクフォース中間報告」（2022 年 12 月９日公表）
（別紙９参照）

（４）事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ

開催実績：2022 年 11 月以降、７回にわたり、開催。

メンバー：（別紙 10 参照）

報告書：

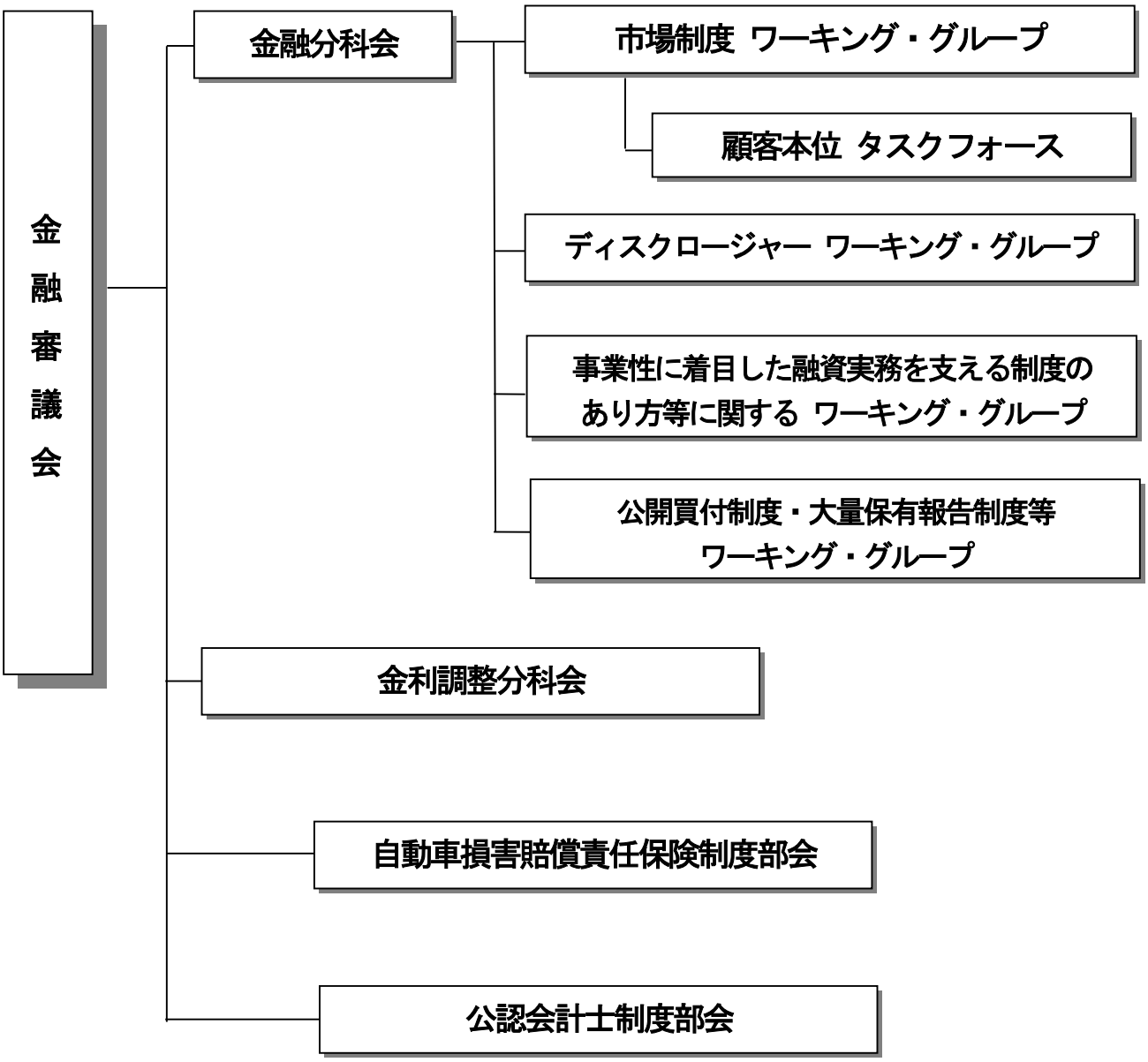
・「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告」（2023 年２月 10 日公表）
※報告書は以下リンクを参照
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210/01.pdf

（５）公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ
開催実績：2023 年６月に１回開催。
メンバー：（別紙 11 参照）

（６）デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会
開催実績：2022 年 10 月以降、５回にわたり、開催。
メンバー：（別紙 12 参照）

（別紙１）

金融審議会の構成



その他有識者会議

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

（別紙2）

金融審議会委員名簿

令和５年３月２日現在

会　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学法学部教授
	河村　芳彦	株式会社日立製作所　代表執行役執行役副社長
	北尾　早霧	東京大学大学院経済学研究科教授
	河野　康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林　いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古　和恵	早稲田大学理工学術院教授
	佐々木　百合	明治学院大学経済学部教授
	冨田　珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	星　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井　智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本　眞弓	弁護士（銀座新明和法律事務所）
	吉戒　孝	福岡銀行　顧問
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

［計18名］

（敬称略・五十音順）

（別紙３）

第 50 回金融審議会総会・第 38 回金融分科会
議事次第

日時：令和４年９月 30 日（金）13：30～15：00

場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室
　　及び オンライン形式

１．開会

２．政務挨拶及び諮問

３．諮問事項にかかる報告等

４．2022 事務年度金融行政方針について

５．討議

６．閉会

（別紙４）

第 51 回金融審議会総会・第 39 回金融分科会
議事次第

日時：令和５年３月２日（木）15：00～16：30

場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室
　　及び オンライン形式

１．開会

　　会長互選

３．政務挨拶及び諮問

４．諮問事項にかかる報告等

５．討議

６．閉会

（別紙５）

「市場制度ワーキング・グループ」　メンバー名簿

2022 年 12 月 12 日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	有吉　尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	井口　譲二	ﾆｯｾｲｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱ﾁｰﾌ･ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ･ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ･ｵﾌｨｻｰ 執行役員 統括部長
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田　洋子	三菱総合研究所 研究理事 ｼﾝｸﾀﾝｸ部門副部門長兼政策・経済ｾﾝﾀｰ長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾　健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡　直美	ソニーグループ（株）執行役員 （日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長）
	森下　哲朗	上智大学法学部教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー　全国銀行協会　　国際銀行協会　　日本証券業協会
投資信託協会　　日本投資顧問業協会　　第二種金融商品取引業協会
日本 STO 協会　　証券・金融商品あっせん相談センター　　信託協会
生命保険協会　　日本プライベート・エクイティ協会
日本ベンチャーキャピタル協会　　日本取引所グループ
財務省　　経済産業省　　国土交通省　　日本銀行

（別紙６）

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和４年 10 月５日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科　教授
委　　員	井口　譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員　統括部長　チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
	上田　亮子	株式会社日本投資環境研究所　主任研究員
	近江　静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ　ディレクター
	小倉　加奈子	公認会計士
	柿原　アツ子	川崎重工業株式会社 執行役員マーケティング本部長
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	清原　　健	清原国際法律事務所　代表弁護士
	熊谷　五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室　上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会　企業会計部長
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科　教授
	小林　いずみ	ANA ホールディングス株式会社　社外取締役
	佐々木　啓吾	住友化学株式会社　常務執行役員
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	渋澤　　健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役
	高村　ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター　教授
	田代　桂子	株式会社大和証券グループ本社　取締役兼執行役副社長
	永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）　世話人
	中野　貴之	法政大学キャリアデザイン学部　教授
	松元　暢子	慶應義塾大学法学部　教授

オブザーバー

東京証券取引所　日本監査役協会　日本経済団体連合会
関西経済連合会　日本公認会計士協会　日本労働組合総連合会
法務省　財務省　経済産業省　日本銀行

（敬称略・五十音順）

（別紙７）

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（四半期開示）（2022年12月公表）

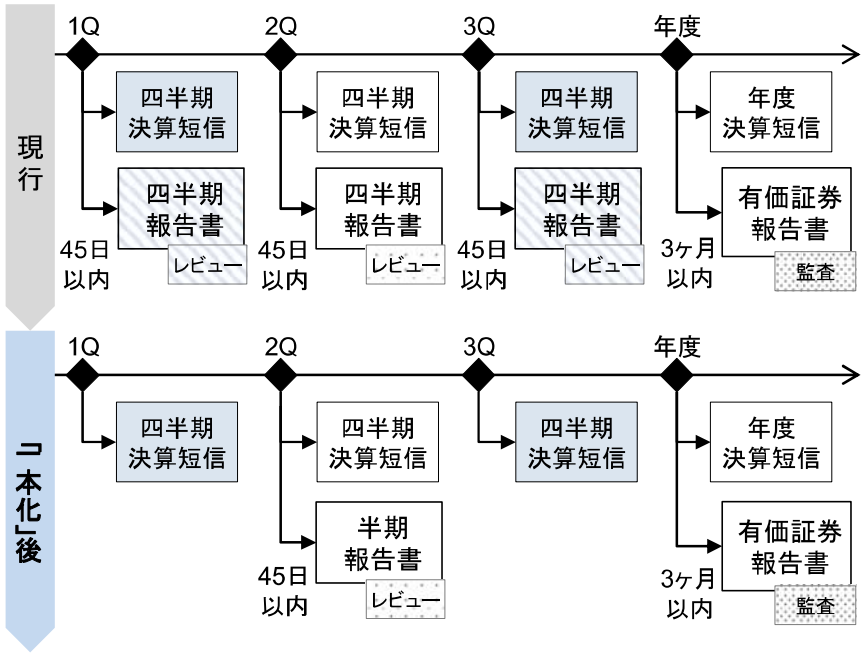
□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示 （法改正事項）

■ 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に、**期中において、情報の信頼性を確保しつつ、**適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**

■ 四半期開示（第1・第3四半期）について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止**し（法改正事項）、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ

- **当面は、四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
- **開示内容**については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報**（セグメント情報等）**を追加**
- **監査人によるレビュー**については、**任意**とするが、**会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け**
- **虚偽記載**に対しては、取引所のエンフォースメント**をより適切に実施。**ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、罰則の対象になりうる
- 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めること**とし、提出期限は**決算後45日以内**に。非上場企業も**上場企業と同じ枠組みを選択可能**（法改正事項）
- **半期報告書及び臨時報告書**の金融商品取引法上の**公衆縦覧期間（各3又は1年間）**を**5年間へ延長**（法改正事項）



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（サステナビリティ開示）（2022年12月公表）

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

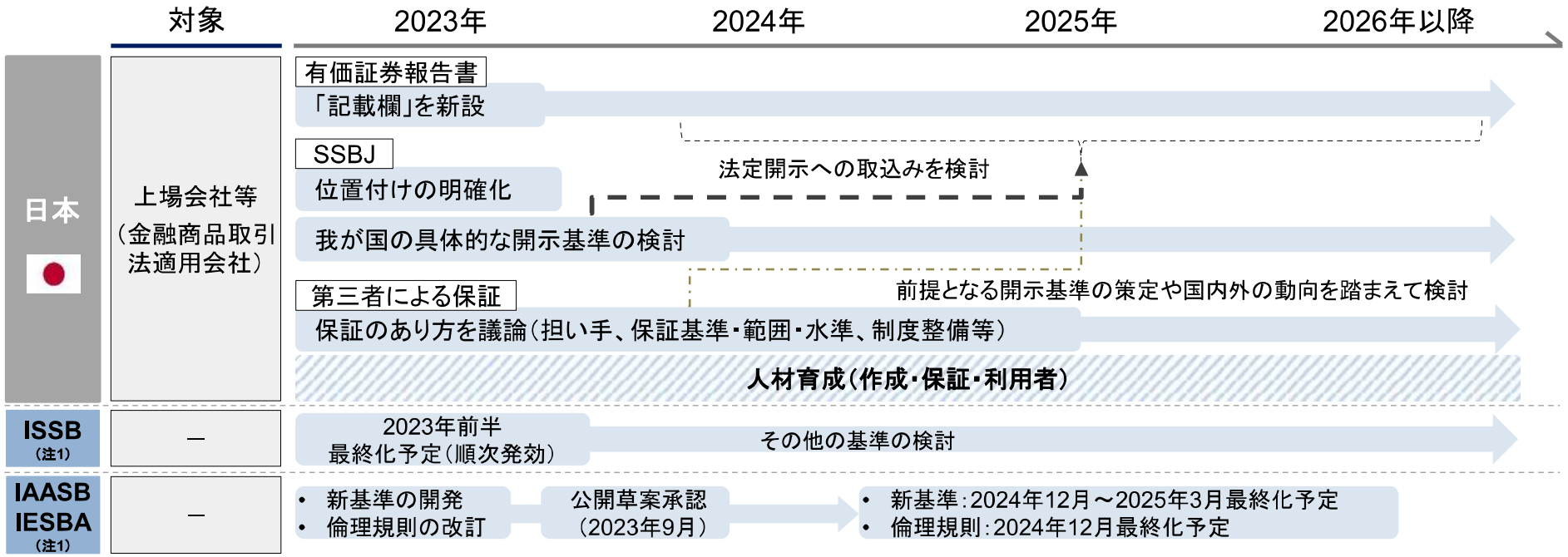
■ 我が国の**サステナビリティ基準委員会（SSBJ）**や今後策定される開示基準を、**法令上の枠組みの中で位置づけ**（府令事項）

■ 今後の検討課題（**サステナビリティ開示基準**、開示内容に対する第三者による**保証**(※)等）、**ロードマップ**について議論

※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



（注1）ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、IAASB（国際監査・保証基準審議会）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）

（注2）米国は、大規模早期提出会社（時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社）に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。
欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

（別紙８）

「顧客本位タスクフォース」　メンバー名簿

2022 年 10 月 24 日現在

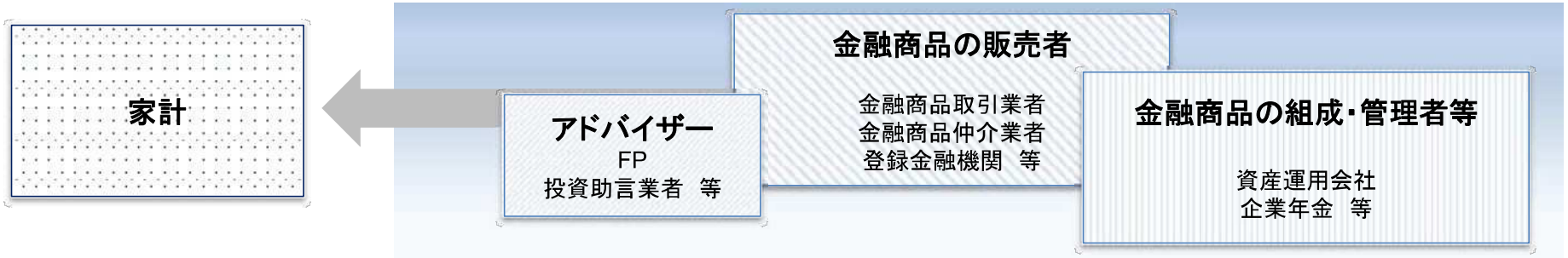
座　　長	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委　　員	有吉　尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	岩城みずほ	NPO 法人みんなのお金のアドバイザー協会副理事長
	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	島田　知保	「投資信託事情」編集長
	竹川美奈子	LIFE MAP 合同会社 代表
	佃　　秀昭	㈱ボードアドバイザーズ代表取締役社長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	沼田　優子	帝京平成大学人文社会学部教授
	野尻　哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	松尾　健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松元　暢子	慶應義塾大学法学部教授
	渡辺　安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

（敬称略・五十音順）

オブザーバー　全国銀行協会　国際銀行協会　日本証券業協会
投資信託協会　日本投資顧問業協会　第二種金融商品取引業協会
日本 STO 協会　証券・金融商品あっせん相談センター　信託協会
生命保険協会　電子決済等代行事業者協会　日本金融サービス仲介業協会
日本 FP 協会　ファイナンシャル・アドバイザー協会
日本経済団体連合会　日本取引所グループ　消費者庁　財務省　文部科学省
厚生労働省　経済産業省　日本銀行（金融広報中央委員会）

金融審議会　市場制度ワーキング・グループ
顧客本位タスクフォース中間報告　概要（2022年12月９日）

□ **家計の安定的な資産形成の実現**に向けて、インベストメント・チェーン（注1）全体における顧客や最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供・アドバイスの充実、金融リテラシー向上への取組み等、利用者の利便向上と保護を図るための幅広い施策が必要。政府において**「基本的な方針」**を策定し、これらの施策を関係者が協力して**総合的・計画的に実施**。



インベストメント・チェーン全体における顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保

- **顧客の最善の利益を図るべきであることを、金融事業者及び企業年金関係者なども含む資産形成を支える幅広い主体一般に共通する義務として定める**などにより、顧客本位の業務運営の定着・底上げや横断化

金融リテラシーの向上

- 個人が主体的に金融商品・サービスを選択し、安定的な資産形成を行えるよう、生活設計や家計管理、社会保障・税制度等も含む、広範な金融リテラシー向上の取組みの推進
- **金融経済教育の機会提供に向けた体制を整備（推進主体の常設化）**

顧客への情報提供・アドバイス

- **顧客の立場に立ったアドバイザーの見える化**
- **顧客への分かりやすい情報提供のルール化、デジタル技術の情報提供への活用**
- **利益相反の可能性と手数料等についての顧客への情報提供のルール化**
- 組成者が組成に係る費用等を販売会社に情報提供するための体制整備

資産運用業

- 資産運用会社のガバナンスや独立性の確保、プロダクトガバナンス（注2）の確保、に向けて、「顧客本位の業務運営の原則」の見直しやルール化等を検討

（注１）顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ。
（注２）想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者へ必要な情報を提供することや、商品組成・情報提供のあり方について継続的に評価・検証等を行うこと。

（別紙 10）

「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」メンバー等名簿

2023 年２月 10 日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	伊藤　麻美	日本電鍍工業㈱代表取締役
	井上　　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
	大澤加奈子	弁護士（梶谷綜合法律事務所）
	大西正一郎	フロンティア・マネジメント㈱代表取締役
	沖野　眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	倉林　　陽	DNX Ventures 日本代表
	志甫　治宣	弁護士（三宅・今井・池田法律事務所）
	菅野　百合	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	星　　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	堀内　秀晃	㈱ゴードン・ブラザーズ・ジャパン代表取締役社長
	水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	村上　陽子	日本労働組合総連合会副事務局長
	安井　暢高	㈱メルカリ　政策企画マネージャー （日本経済団体連合会　スタートアップ委員会 スタートアップ政策タスクフォース委員）
	山内　清行	日本商工会議所産業政策第一部長
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

オブザーバー	全国銀行協会	全国地方銀行協会	第二地方銀行協会
	全国信用金庫協会	全国信用組合中央協会	株式会社商工組合中央金庫
	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策投資銀行	日本公認会計士協会
	国際銀行協会	信託協会	内閣府
	法務省	厚生労働省	経済産業省
	特許庁	中小企業庁	日本銀行
	最高裁判所		

（敬称略・五十音順）

（別紙11）

「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」メンバー等名簿

令和5年6月5日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科　教授
委　　員	飯田　秀総	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	石綿　学	森・濱田松本法律事務所　弁護士
	太田　頼子	伊藤忠商事㈱　法務部　安全保障貿易管理室長 （兼）企画統括室長
	神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科　教授
	黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科　教授
	桑原　聡子	外苑法律事務所　弁護士
	児玉　康平	㈱日立製作所　執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセル兼 Deputy CRMO 兼オーディット担当
	齊藤　真紀	京都大学大学院法学研究科　教授
	三瓶　裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社　代表
	高山　与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール㈱　副会長
	武井　一浩	西村あさひ法律事務所　弁護士
	田中　亘	東京大学社会科学研究所　教授
	玉井　裕子	長島・大野・常松法律事務所　弁護士
	角田　慎介	野村證券㈱　経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当
	藤田　友敬	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	堀井　浩之	三井住友トラスト・アセットマネジメント㈱ 専務執行役員 チーフ・サステナビリティ＆ストラテジー・オフィサー
	萬澤　陽子	筑波大学ビジネスサイエンス系　准教授

オブザーバー　東京証券取引所　日本経済団体連合会　関西経済連合会
日本投資顧問業協会　日本証券業協会　国際銀行協会
法務省　経済産業省

（敬称略・五十音順）

（別紙 12）

「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

メンバー等名簿

2023 年６月 30 日時点

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メ ン バ ー	井上　　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁　　百合	㈱日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神作　裕之	学習院大学大学院法務研究科教授
	栗田　太郎	ソニー㈱FeliCa 事業部チーフソフトウェアエンジニア
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐古　和恵	早稲田大学理工学術院教授
	野田　俊也	東京大学大学院経済学研究科講師
	松尾真一郎	ジョージタウン大学研究教授（当時）
	松本　勇気	㈱LayerX 代表取締役ＣＴＯ
	森下　哲朗	上智大学法科大学院教授
	横関　智弘	東京大学大学院工学系研究科准教授
オブザーバー	財務省	日本銀行　　預金保険機構

（敬称略・五十音順）

第２節　自動車損害賠償責任保険審議会（別紙１～２参照）

（別紙１）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

（令和５年１月13日現在）

会　長	**藤田　友敬**	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委　員	**大野　澄子**	弁護士
	加藤　憲治	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	金子　晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	京井　和子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	慶島　譲治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	武田　涼子	弁護士
	寺田　一薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	中嶋　陽二	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	長島　佳史	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	中林　真理子	明治大学商学部教授
	細川　昭子	弁護士
	唯根　妙子	特定非営利活動法人消費者機構日本常任理事
特別委員	**川口　伸吾**	損害保険料率算出機構専務理事
	桑山　雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂口　正芳	一般社団法人日本自動車連盟会長
	波多江　久美子	明治学院大学法学部教授 弁護士
	細川　秀一	公益社団法人日本医師会常任理事
	宮木　由貴子	第一生命経済研究所取締役 ライフデザイン研究部長兼主席研究員
	麦倉　泰子	関東学院大学社会学部教授

（敬称略・五十音順）

第145回・第146回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

１．　令和５年１月13日15時00分から第145回自動車損害賠償責任保険審議会、令和５年１月20日15時00分から第146回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。

２．　第145回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和４年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：%）

契約年度	令和４年度	令和５年度
前回（令和３年４月）改定時予定損害率	122.3	
令和４年度検証結果による損害率	110.1	107.9

（※１）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の２点を踏まえて、令和５年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

・　保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については107.9%と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
・　保険契約者への還元に活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること

３．　来年度以降の審議会は、議題となり得る事案等を十分勘案した上で審議会の開催回数や所要時間を柔軟に決定することを通じて、議論の質を落とさないことを前提に、基準料率の改定がある場合も含めて、原則年１回で運営することとなりました。

４．　第146回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。
審議の結果、新たな基準料率を本年４月１日より適用することなどについて了承されました。

５．　新たな基準料率は、全車種等の平均で11.4%の引下げ（現行基準料率比）となります。
例えば、自家用乗用自動車２年契約の保険料（※2）は、17,650円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は20,010円で、現行基準料率比で11.8%の引下げとなります）
（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対しての答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁監督局保険課
Tel　03-3506-6000（代表）（内線2335、2657）

第３節　企業会計審議会

Ⅰ　企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘　京都大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙１参照）

Ⅱ　2022 事務年度の審議状況

１．企業会計審議会総会・第９回会計部会（2022 年９月 29 日開催）

総会・第９回会計部会以後に開催した企業会計審議会は、2021 事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンライン会議での開催となった。

総会では、内部統制を巡る動向について議論した後、今後内部統制部会において、内部統制の実効性向上に向けて審議することが了承された。

また、以下について金融庁、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組状況等の報告の後、議論が行われた。

・会計監査・会計基準を巡る主な動向

① 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（サステナビリティ開示、四半期開示）
② 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の概要
③ 会計基準を巡る変遷と最近の状況
④ ＡＳＢＪの活動状況
⑤ 国際会計人材の育成の取組み

２．企業会計審議会第 22 回内部統制部会（2022 年 10 月 13 日開催）

我が国における内部統制報告制度の現状と国際的な議論の進展を踏まえ、主な制度的論点について議論を行った。

３．企業会計審議会第 23 回内部統制部会（2022 年 11 月８日開催）

第 22 回部会の主な議論を整理した上で、内部統制報告制度の見直しの方向性について議論を行った。

４．企業会計審議会第 24 回内部統制部会（2022 年 12 月８日開催）

これまで議論された内部統制報告制度の見直しの方向性を踏まえ、財務報告に係る内部統制基準・実施基準の改訂に係る公開草案を取りまとめ、公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承された。

これを踏まえ、2022 年 12 月 15 日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に

ついて（公開草案）」を公表した。

５．企業会計審議会総会（2023 年４月７日開催）

2023 年１月にかけて広く意見募集を行い、寄せられたコメントを踏まえ所要の修正を行った内部統制基準・実施基準の改訂が了承された。

また、以下について事務局より説明の後、議論が行われ、「四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応」については、今後、監査部会にて審議すること、「国際会計基準への対応」については、今後、会計部会でも審議することが承認された。

・開示・会計監査を巡る国内外の動向

① 四半期開示の見直しに関する法案の概要

② サステナビリティ開示に関する内閣府令の改正

③ 改正公認会計士法に伴う政府令の改正

④ 監査証明府令の改正

⑤ 国際監査基準における主な改訂

・国際会計基準への対応

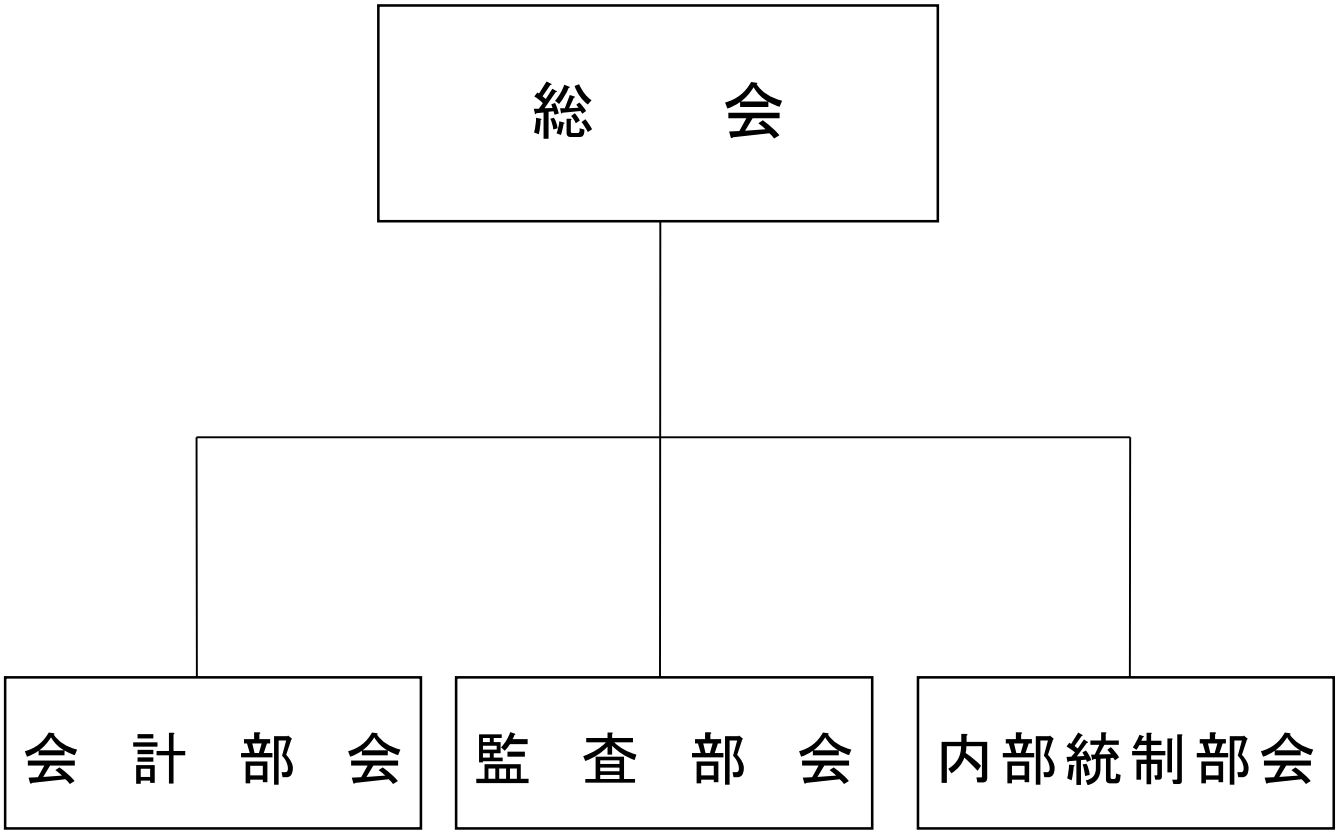
６．企業会計審議会第 10 回会計部会（2023 年６月２日開催）

2023 年４月７日に開催された企業会計審議会総会において、「国際会計基準への対応」について、会計関係者で構成される会計部会で議論することとされた。

これを踏まえ、関係者から国際会計基準を巡る現状等を説明した上で、①ＩＦＲＳ任意適用企業の拡大促進、②ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信、③日本基準の高品質化、④国際的な会計人材の育成について議論を行った。

（別紙1）

企 業 会 計 審 議 会 の 組 織



第４節　金融トラブル連絡調整協議会

Ⅰ　経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000 年６月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年９月より開催しているものである。（別紙１参照）

Ⅱ　議論の状況

2000 年９月７日の第１回会合以降、これまで 64 回の協議会を開催してきた。

第 63 回金融トラブル連絡調整協議会

2023 年１月６日、第 63 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和４年度上半期）及び「ＡＤＲ機関からのフィードバックを受けた金融機関側の対応状況」等について報告・意見交換等を行った。

第 64 回金融トラブル連絡調整協議会

2023 年６月 23 日、第 64 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和４年度）及び「ここ３年の相談・苦情・紛争解決対応における工夫・取組と今後への継続・課題」等について報告・意見交換等を行った。（別紙２、３参照）

（別紙１）

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和５年６月23日現在

	（消費者行政機関等）	
	消費者庁地方協力課長	加藤　卓生
	国民生活センター紛争解決委員会事務局長	猪又　健夫
	東京都消費生活総合センター所長	小菅　秀記
	日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長	千葉　城作
	（消費者団体）	
	全国消費者団体連絡会政策スタッフ	大出　友記子
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会元理事	唯根　妙子
	全国消費生活相談員協会参与	渡邊　千穂
	（指定紛争解決機関）	
	全国銀行協会金融ＡＤＲ部長	寺内　美穂子
	信託協会信託相談所長	西川　紀之
	生命保険協会生命保険相談所事務局長	紅松　義
	日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	森脇　隆正
	保険オンブズマン専務理事	種村　尚
	日本少額短期保険協会事務局長	大槻　正志
	証券・金融商品あっせん相談センター事務局長	丸野　雅人
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	菅原　健
	（業界団体・自主規制機関）	
	全国信用金庫協会業務管理部長	関谷　祐樹
	全国信用組合中央協会しんくみ相談所副所長	松本　裕司
	全国労働金庫協会常務理事兼法務部長	菅谷　宏行
	日本商品先物取引協会相談センター長	小河　哲
	農林中央金庫総務部ＢＣＰ統括室長（農漁協系統金融機関代表）	間崎　久
	不動産証券化協会市場基盤ディビジョン（資格制度担当）兼苦情相談室長	深津　明
	日本資金決済業協会事務局長	鈴木　徹
	日本暗号資産取引業協会管理部参与	古井丸　裕隆
	日本金融サービス仲介業協会事務局長	小柳　雅彦
	（弁護士）	
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	斎藤　輝夫
	東京合同法律事務所	坂　勇一郎
	（学識経験者）	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	沖野　眞已
【座長】	学習院大学大学院法務研究科教授	神作　裕之
	一般社団法人メディエーターズ代表理事	田中　圭子
	上智大学法学部教授	森下　哲朗
	京都大学大学院法学研究科教授	山田　文
	（金融当局）	
	金融庁総合政策局リスク分析総括課長	森　拡光
	金融庁企画市場局総務課長	若原　幸雄
	金融庁監督局総務課長	池田　賢志
	金融庁金融サービス利用者相談室長	青木　利和
	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	山井　翔平
	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	細田　豊
	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室課長補佐	本田　雄治
	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	小林　知也
	農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官	安田　知己

〔計40名〕

	（事務局）	
	金融庁金融トラブル解決制度推進室長	今西　隆浩

〔合計41名〕

（敬称略、順不同）

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（別紙2）

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	80	1,013	59%	1,093	983	110	0	750	81	0	33	1	118	983	618	211	121	32	982
信託協会	4	11	10%	15	12	3	0	11	1	0	0	0	0	12	3	2	4	3	12
生命保険協会	298	1,575	54%	1,873	1,506	367	0	1,093	339	0	7	0	67	1,506	703	340	338	125	1,506
日本損害保険協会	1,203	3,489	1%	4,692	3,479	1,213	0	2,988	248	0	218	0	25	3,479	829	1,372	607	671	3,479
保険オンブズマン	24	134	▲7%	158	142	16	5	60	31	0	46	0	0	142	68	53	21	0	142
日本少額短期保険協会	3	33	10%	36	26	10	0	12	11	0	0	0	3	26	11	9	5	1	26
証券・金融商品あっせん相談センター	50	1,014	32%	1,064	950	114	0	784	166	0	0	0	0	950	675	232	37	6	950
日本貸金業協会	1	7	▲22%	8	8	0	0	7	1	0	0	0	0	8	7	1	0	0	8
合計	1,663	7,276	20%	8,939	7,106	1,833	5	5,705	878	0	304	1	213	7,106	2,914	2,220	1,133	838	7,105

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（別紙3）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	43	88	▲7%	131	81	50	38	0	37	0	6	0	0	0	81	0	16	17	48	81
信託協会	0	1	皆増	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
生命保険協会	201	345	1%	546	336	210	22	75	220	0	19	0	0	0	336	15	34	161	126	336
日本損害保険協会	203	502	5%	705	496	209	162	0	306	0	26	0	0	2	496	2	61	265	168	496
保険オンブズマン	16	18	▲36%	34	30	4	15	0	14	0	0	0	0	1	30	1	13	12	4	30
日本少額短期保険協会	2	11	▲42%	13	12	1	1	7	3	0	1	0	0	0	12	2	4	6	0	12
証券・金融商品あっせん相談センター	35	173	53%	208	126	82	85	0	38	0	2	0	0	1	126	1	45	69	11	126
日本貸金業協会	0	5	400%	5	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2
合計	500	1,143	6%	1,643	1,084	559	326	82	618	0	54	0	0	4	1,084	21	174	532	357	1,084

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不　応　諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ　の　他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第６章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第１節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

Ⅰ「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」、「成長戦略等のフォローアップ」（2023 年６月 16 日閣議決定）

新しい資本主義実現会議において、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けた施策の議論を経て、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「成長戦略等のフォローアップ」が策定された（2023 年６月 16 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙１参照）。

なお、同会議での議論を踏まえ、政府全体で「成長と資産所得の好循環」の実現を目指す「資産所得倍増プラン」が策定された。（2022 年 11 月 28 日）

Ⅱ「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（2023 年６月 16 日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針 2023）が取りまとめられた（2023 年６月 16 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙２参照）。

Ⅲ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2022 年 12 月 23 日閣議決定）

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組みの方向性に沿って、目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標（ＫＰＩ）と併せて示すとともに構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された（2022 年 12 月 23 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙３参照）。

Ⅳ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023 年６月９日閣議決定)

デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組む構造改革や個別の施策等を示す観点から、「デジタル社会の実現に関する重点計画」が改定された（2023 年６月９日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙４参照)。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

（別紙１）

Ⅳ.GX・DX等への投資

2. GX・エネルギー安全保障

- サステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備

5. DX

（1）Web3.0の推進に向けた環境整備

- 暗号資産に係る税制上の取り扱いについて、法令上・会計上の在り方を含め、検討

Ⅴ.企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

2. スタートアップ育成5か年計画の推進

（5）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

- 株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備
- 未上場株の取引環境の整備
- 銀行等によるスタートアップへの融資促進（出資要件の緩和等）
- 特定投資家私募制度等の見直し

（6）オープンイノベーションの推進

- M&Aを促進するための国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大

3. 事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

（3）企業の事業性に着目した資金調達

- 「事業成長担保権」の検討・早期の法案提出を目指す

Ⅵ.社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

- インパクトスタートアップや投資家等が集うコンソーシアム設置
- インパクト投資に関する基本的指針の策定及び案件の創出

Ⅶ.資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

1. 資産所得倍増プランの推進

（3）NISA制度

- NISAの手続の簡素化、新しいNISA制度の開始に向けた対応

（5）消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

（7）金融経済教育の充実

- 金融経済教育推進機構の設立とともに、官民連携して地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備

（8）世界に開かれた国際金融センターの実現

- 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての地位を目指す

（9）金融資本市場の活性化

- コーポレートガバナンス改革の実質化
- 人的資本に関する開示ルールの整備、国際ルールの形成
- アジアにおけるGX金融ハブの形成
- 市場インフラの強化
- 銀証ファイアウォール規制の見直しの検討

（10）金融行政・税制のグローバル化

（12）顧客本位の業務運営の確保

2. 資産運用立国に向けた取組の促進

- 資産運用会社やアセットオーナーのガバナンスの改善・体制強化、国内外の資産運用業者の新規参入の支援拡充等
- これらを含む具体的な政策プランを年内に策定

Ⅷ.経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤調整・中山間地の生活環境改善

- 大企業人材プラットフォームを活用し、地域金融機関によるマッチングを強化

（別紙２）

経済財政運営と改革の基本方針 2023
加速する新しい資本主義
～未来への投資拡大と構造的賃上げの実現～

〔令和５年６月 16 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

第２章　新しい資本主義の加速

１．三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

（略）2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、ｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

２．　投資の拡大と経済社会改革の実行

（１）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

（略）また、海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていくことが重要である。対内直接投資残高を 2030 年に 100 兆円とする目標の早期実現を目指し、半導体等の戦略分野への投資促進、アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略、特別高度人材制度（J-Skip）や未来創造人材制度（J-Find）の創設、技能実習制度や特定技能制度の在り方の検討等を含む高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備、国際金融センターの機能強化、投資喚起プロモーション・世界への発信強化などを含む「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる。

（２）グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）等の加速

（グリーントランスフォーメーション（ＧＸ））

（略）ＧＸ投資を支えるファイナンスについて、日本をアジアにおけるＧＸ投資のハブとすべく国際金融センター機能を強化する。グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を開発・確立する。加えて、ＴＣＦＤ等に基づく開示の質と量の充実を含めたサステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備を図

る。

（デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、ＡＩへの対応）

（略）分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画に基づき、デジタル３原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行き渡った状況を踏まえつつ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大などマイナンバーカードの利活用等促進に取り組む。

（略）ＣＢＤＣについて、政府・日本銀行は、年内目途の有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、制度設計の大枠 を整理し、発行の実現可能性や法制面の検討を進める。

（３）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換）

（略）また、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化を図るため、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資、ベンチャーキャピタルとも連携した事業開発等の支援の更なる推進、ＳＢＩＲ制度による支援の推進とスタートアップの実態を踏まえた運用改善、エンジェル税制の活用促進、株式投資型クラウドファンディングの環境整備、未上場株の取引環境の整備、特定投資家私募制度等の見直し等に取り組む。さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

これらに併せて、企業の参入・退出の円滑化やスタートアップ育成の観点から、規制改革の推進、知的財産の保護・活用の推進等に取り組むとともに、経営者が事業不振の際、Ｍ＆Ａ・事業再構築・廃業等を早期に相談できる体制の確立や、事業成長担保権の創設を含め、経営者保証に依存しない融資の拡大を図る。

（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家(インパクトスタートアップ)への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達の優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。休眠預金等活用制度における出資の実現に向けた取組を進める。複数年度の案件形成支援や予算の戦略的活用により、ＳＩＢを含む成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）の

一層の拡大を図る。インパクト投資の普及に向けた基本的指針を年度内に策定し、インパクト指標や事例等を具体化するコンソーシアムの設置について必要な措置を講ずる。また、専門家派遣事業等の検討、個人投資家とつなぐビークルの早期の枠組み整備などインパクト投資促進のための総合的な支援策を推進する。

（資産運用立国・国際金融センター等の実現）

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、日本の金融市場の魅力を向上させ、世界の金融センターとしての発展を実現すべく、取組を進める。企業価値向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の実質化に取り組む。アジアにおけるＧＸ金融ハブを形成すべく、ＣＯ２排出量を含む企業データの集約やＡＳＥＡＮ等で官民関係者が参画する「アジアＧＸコンソーシアム（仮称）」の組成などの取組を進める。さらに、地域でのＧＸ投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。金融行政・税制のグローバル化の観点から、拠点開設サポートオフィス及び FinTech サポートデスクの機能と体制を強化するとともに、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。また、銀証ファイアウォール規制の在り方につき検討を行う。さらに、「資産運用立国」の実現を目指し、資産運用業等の抜本的な改革の一環として、日本独自のビジネス慣行・参入障壁の是正や、新規参入に係る支援の拡充等を通じた競争の促進に取り組む。これら一連の取組につき、海外主要メディアへの広報チャンネル拡大や、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Week（仮称）」の立ち上げを含む国内外でのプロモーションイベントの開催等、情報発信を効果的・戦略的に実施する。

また、企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。消費者にとって利用しづらい金融サービスや手続を網羅的に点検し、消費者の利便性向上の観点から必要なものについて改善を求める。

４．包摂社会の実現

（女性活躍）

女性版骨太の方針 2023 に基づき、Ｌ字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成、地域のニーズに応じた取組の推進、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。（略）

（中堅・中小企業の活力向上）

（略）さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力改善・事業

再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

第３章　我が国を取り巻く環境変化への対応

１．国際環境変化への対応

（５）対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

（対外経済連携の促進）

（略）途上国の債務問題に対処し、また、金融システムの強化に向けた国際的な議論（注）に貢献する。

（注）金融安定理事会（ＦＳＢ）等における議論。

３．国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止やインテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、 有事に備えた 国民保護施策 、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等を推進する。（略）

（以　上）

（別紙３）

デジタル田園都市国家構想総合戦略

〔令和４年 12 月 23 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

第２章　デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

１．取組方針

（３）デジタル人材の育成・確保

④デジタル人材の地域への還流促進

（現状と課題）

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、各地域において、デジタル人材の育成・確保を行うとともに、特に高度なデジタル技術が駆使できるような、いまだ希少なデジタル人材を地域の課題解決に参画させるため、地方へのデジタル人材の還流を促進していくことが重要である。

（施策の方向）

地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進めるために、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者等とも連携しながら取組を推進する。

加えて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

第４章　各分野の施策の推進

２．分野別の施策の推進

（１）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる

ア　地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

ⅱ地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援

【具体的取組】

⑹事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

・「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日公表）及び「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」（令和元年 12 月 20 日中小企業庁公表）の活用等を通じ、経営者保証に依存しない融資慣行を確立していくとともに、円滑な事業承継を促す。

（金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課）

⑸地域企業を支援する体制の構築

・関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者等の連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁監督局総務課地域金融支援室、財務省大臣官房地方課）

・一部の金融機関を対象に、法人企業貸出に係る高粒度データを試行的に収集し、企業個社の外部データと紐付け、感染症や資源高・原材料高が企業セクターに与える影響等について詳細な分析を行い、その結果を活用しながら金融機関と対話をすること等を通じて、企業への金融面での支援を促す。

（金融庁総合政策局リスク分析総括課）

・地域企業の成長・生産性向上を実現するため、地域金融機関が AI などのデジタル技術を活用し、事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究を実施する。

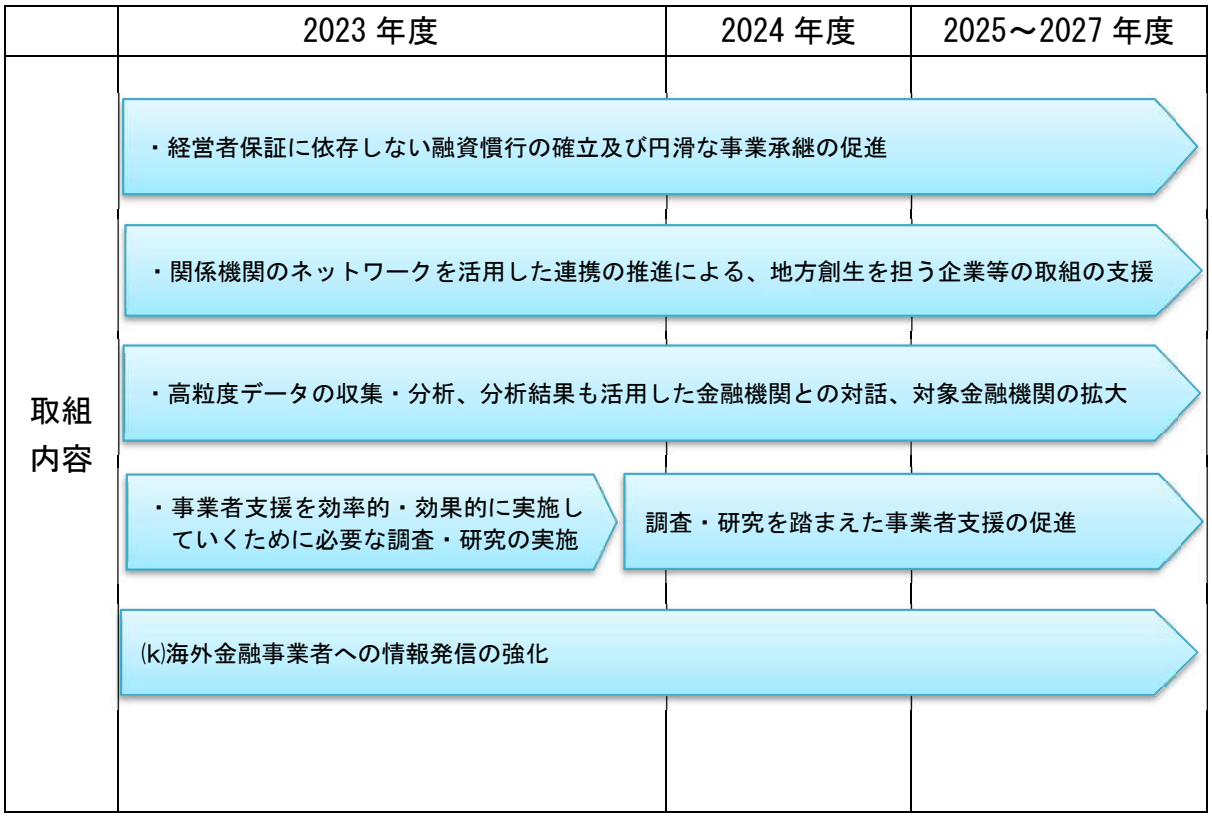
（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室）

⑹参入海外金融事業者向け情報発信事業

・法人設立、金融業の登録、在留資格、生活環境等に関する情報を集約した、国際金融センター専用ウェブサイトの利便性向上や、更なる情報発信強化に努めていく。

（金融庁総合政策局総合政策課）

■工程表



②人の流れをつくる

ア　地方移住・移転の推進

ⅰ地方移住の推進

【具体的取組】

(b)地方の仕事に従事する機会の拡大

・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度

取組内容	・地域企業への経営人材マッチングの促進		

（３）デジタル人材の育成・確保

④デジタル人材の地域への還流促進

ア　「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

【具体的取組】

⑹地域企業のデジタル人材のマッチング支援

・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。【再掲】

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	・地域企業への経営人材マッチングの促進 ・地域企業のデジタル人材のマッチング支援		

４．デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

（１）デジタル基盤の整備

【具体的取組】

⑹デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）

・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定に当たっては、例えば、地域においてデジタル社会実装基盤を活用してサービスを提供しようとする事業者等が存在するか、当該サービスが持続的に提供され得るか、地域経済への波及効果が見込まれるか、といった点も踏まえ、官民が適切な役割分担の下でデジタル社会実装基盤の整備を進めていくことが想定される。最終的に目指すべきゴールは、首都圏や一部都市圏だけではなく、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備することで、各地域がデジタル化の恩恵を享受でき、地域社会・経済の発展につながっていくことにある。例えば、人口減少・高齢化の進行する地域における人流・物流に係るサービスの維持・発展を実現するためには、ドローンを使った生活必需品の配送、自動運転によるデマンド交通サービス等の継続的提供が欠かせない。これらのサービスの継続的提供を支えるためには、情報処理・情報通信等のハードインフラにとどまらず、ドローン等の運航に必要となる地物・気象等の情報を統合した３次元空間情報基盤等のソフトインフラや、地域を越えて安全・安心なサービスの提供を担保するための認定・認証制度等のルール整備が必要となるが、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の目指すべきゴールは、これらの地域横断的な課題解決が必要となる分野において、複雑なシステムやルールの全体像を俯瞰した上で最適な社会システムの見取り図を作成し、時間軸・空間軸を意識しつつ、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備していくことにある。なお、３次元空間情報基盤の整備は、これまで２次元で行ってきた国土管理やインフラ（電力・ガス・情報通信・水道等）の管理を３次元での管理にアップデートするものであり、新たな基盤インフラとしても防災等の多様な分野においても利活用が期待されるため、各セクターにおいて、取組の現状を踏まえつつ、必要に応じて今後検討を深めていく。

・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるルール面での取組として人流・物流等の DX を実現すべく、安全性と両立する形でイノベーションを促進するアジャイルガバナンス（様々な社会システムにおける設計及び運用のサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル）の社会実装も進めていく。具体的には、マルチステークホルダーで機動的にガバナンスを行う仕組みとして、運用パフォーマンスベースで

各ステークホルダーが安全をマネジメントする仕組みやそれを促すインセンティブを要する保険の開発・普及等を行う。なお、これらの検討に際しては、既存ルールの趣旨・効用等を考慮した上でデジタル社会に最適なルールを設計し、地域の自主性も尊重しながら、必要な措置を講じていくことが重要である。また、デジタル臨時行政調査会において、活用可能なデジタル技術及びサービスを整理したテクノロジーマップ及び技術カタログを整備・更新するとともに、デジタル化の制約となる規制の見直しを進めていく。

・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるデジタル社会実装基盤とは、情報処理、情報通信、エネルギー、交通・物流に関するインフラ等のハードインフラに加え、アプリケーション、データ連携、データ、クラウド等のソフトインフラや、技術仕様・制度等に関するルールも含めたものを指す。デジタル社会実装基盤は、地域におけるビジョン、ユースケースからバックキャストし、どれだけのスペックのものが必要とされているかを特定した上で、地域ごとにレジリエンスの観点や再生可能エネルギーの拡張性のある環境等も踏まえつつ全国での最適整備を進めていくことが必要となる。また、デジタル社会実装基盤については、規格等がバラバラになると投資が進まないおそれがあるため、標準化や公有資産の民間活用等も検討する。その際、デジタル社会実装基盤やサービスの稼働率を上げることが極めて重要であるところ、インフラシェアリング（インフラを複数の事業者で共同利用すること）や、モビリティ領域におけるマルチパーパス（一度の運行で複数の目的を達成すること）等の取組を推進する必要がある。また、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の既存計画や施策との整合性を確保しながら検討を進めていく。さらに、計画の策定で終わらないように、関係省庁等が参加するデジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の実行状況・実行方針を確認するためのフォローアップを行う会議体も併せて整備し、官民が適切な役割分担の下で各構成要素の整備に取り組むことで、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤整備を完遂する。

表　デジタル社会実装基盤（例）

	項目	具体例
ソフト	アプリケーション	オープンソースソフトウェア、共通 API 等
	データ連携（データスペース含む）	三次元空間情報基盤、次世代取引基盤、モビリティデータ基盤、資源循環情報流通プラットフォーム等

	データ	3D 都市モデル、気象データ、衛星データ、ダイナミックマップ、ドローン・空飛ぶクルマ航路等
	クラウド	ハイブリッドクラウド、超分散クラウド等
ハード	情報処理に関するインフラ	次世代コンピュータ、データセンター、MEC 等
	情報通信に関するインフラ	通信網（５G 基地局、信号５G、海底ケーブル等）等
	エネルギーに関するインフラ	スマートメーター、蓄電池、送配電網、充電器等
	交通・物流に関するインフラ	スマートポール、モビリティハブ、物流センター等
ルール	技術仕様に関するルール	識別子、データ項目、トラスト等
	制度に関するルール	デジタルを制約する規制の改革、データガバナンスルール、認定・認証制度等

※上記の表における具体例については、データセンター等、複数の項目に跨るものがあるものの、便宜的に一つの項目に記載している。

・現在、（独）情報処理推進機構に設置したデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）において、産学官からリーダーシップや高度な専門性を有する参加者を募り、前記の各領域について社会システムの見取り図を作成し、社会実装に向けた取組を進めている。例えば、人流・物流に関して、自動運転車、ドローン、空飛ぶクルマ、サービスロボットといった自律移動ロボットに関わるモビリティ領域、屋内でもシームレスにヒトやモノの流れを円滑にするスマートビル領域及びこれらの領域を横断して必要となる空間情報領域について、関係機関等とも連携しつつ、社会実装に向けた実証等に取り組んでいる。また、地域企業の事業生産性を向上させるとともに、脱炭素社会や循環経済、人権の尊重といったサステイナビリティに関する価値観の実現に向けた各種社会要請への対応が求められる商流・金流に関して、企業間取引に関する領域（契約・決済、サプライチェーン）についても、同様の取組を進めている。これらの取組を更に加速するとともに、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）策定に当たっても、これまで DADC に蓄積されてきた知見・人財を最大限活用し、DADC 中心に産学官が共創して、検討を具体化していく必要がある。同時に、（独）情報処理推進機構に蓄積された DX 推進施策やデジタル人材育成の知見を、更なる DX 促進のために活用していく。

（警察庁長官官房技術企画課、交通局交通規制課、金融庁監督局銀行第一課、デジタル庁国民向けサービスグループモビリティ班、企業間取引班、デジタル臨時行政調査会事務

局、総務省情報流通行政局情報通信政策課、総合通信基盤局総務課、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、製造産業局自動車課、ロボット政策室、次世代空モビリティ政策室、商務情報政策局情報経済課、サイバーセキュリティ課、情報技術利用促進課、情報産業課、商務・サービスグループ物流企画室、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課、電力・ガス事業部電力産業・市場室、電力基盤整備課、国土交通省都市局都市政策課、国土地理院地理空間情報部）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	(b)デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定	地方ごとの計画の策定	会議体におけるフォローアップの実施

（別紙４）

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

〔令和５年６月９日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

本文

第１ 国民の生活や事業者の活動が便利となるよう、今後、重点的に取り組むこと

重点計画は、第２「１．デジタルにより目指す社会の姿」に示すとおり、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、これまで以上に安全・安心が確保され、多様な幸せが実現できる社会を目指す。今回の改定に当たり、その社会の実現に向けて、国民生活や事業者活動の利便性向上、安全・安心の確保の観点からの当面の政策対応について、以下の各事項について重点的に取り組むこととする。

１．マイナンバーカード／デジタル行政サービス

マイナンバーカードを使って国民の生活を向上させるため、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化、市民カード化、民間ビジネスにおける利用、カードの利便性の向上など、以下に掲げる事項について重点的に取り組む。

（４）公金受取口座の活用推進

公金受取口座の更なる登録の促進によって給付事務での活用推進を図るため、2023 年度（令和５年度）下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指すとともに、新たに創設した行政機関経由登録の特例制度の施行・実施に向けて必要な取組を進める。

２．デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

（１）アナログ規制の横断的な見直し

デジタル改革と規制改革は言わば「コインの裏表」の関係であるため、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う。「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行い、2024 年（令和６年）６月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

（３）デジタル法制審査

新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）については、各府省庁において、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、指針に基づく点検結果をデジタル庁に提出することとする。

（５）手続のデジタル完結と利便性向上

「申請」と比較し進んでいない「処分通知」のデジタル化について、経済界要望等も踏まえて取り組み、デジタル臨時行政調査会において 2023 年（令和５年）12 月末を目途に取りまとめる行政手続のデジタル完結に向けた工程表に基づいて、行政手続の「デジタル完結」の加速化を図る。

また、国民の更なる利便性向上に向けて、国民接点がある政府情報システムについて、最低限守るべき UI のチェックリストを基に 2023 年（令和５年）夏を目途に改善を目指すとともに、更なる UI 改善に向けては、重要かつ難易度が高い項目についても対応方針を検討する。

７．国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み

（３）簡易な国際間送金

簡易な国際間の即時送金について、本人確認手段や必要となるデータ標準など、国際的な相互運用性等について検討し、具体的な結論を得る。

第３ デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第３－１ 戦略として取り組む政策群

１．デジタル社会の実現に向けた構造改革

（１）デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

「デジタル臨時行政調査会」（以下第３－１　１．において「調査会」という。）において、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、2022 年（令和４年）６月に策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に沿って、アナログ規制の見直し等の取組を進めている。（第２　２．（３）の「構造改革のためのデジタル原則」参照。）

① アナログ規制の点検・見直し

2022 年（令和４年）12 月末に、アナログ規制約１万条項（目視：2,927、実地監査：74、定期検査・点検：1,034、常駐・専任：1,062、書面掲示：772、対面講習：217、往訪閲覧・縦覧：1,446、FD 等記録媒体：2,095、その他規制：42）に関する「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を確定した。規制所管府省庁において当該工程表に沿った規制の見直しを行い、2024 年（令和６年）６月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

告示、通知及び通達については、点検対象としてリストアップした 2,536 条項について、2023 年（令和５年）５月に確定した見直し方針や見直し完了時期に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行う。

③ デジタル法制審査の取組の強化

2024 年（令和６年）通常国会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）については、2022 年（令和４年）臨時国会提出法律案から前倒して試行実施しており、2023 年（令和５年）通常国会にデジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けること等を内容とするデジタル規制改革推進の一括法案を提出したところである。これらを踏まえ、各府省庁においては、新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、デジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出することとする。また、デジタル庁においては、必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施する。

（２）国民が利便性を実感できる官民デジタル完結の徹底と AI・データ等を徹底活用できる社会づくり

① 経済界要望等を踏まえた行政手続のデジタル完結の推進

行政手続のデジタル完結に関しては、調査会において、年間手続件数１万件以上の申請等に関する約1,300条項の調査・点検を実施し、それらの手続のデジタル化に関する状況・方針等を取りまとめた。

各府省庁は、上記の方針に基づき、集中改革期間の終期に当たる 2025 年度（令和７年度）までに、手続のデジタル化等を行うこととする。具体的には、当該方針の別表に掲載された手続について、デジタル化の方針が決定しているものについては具体的な見直しの手順やデジタル化の方法等を検討し、今後、方針等が確定するものについてはデジタル化に向けた方針を調査会事務局と調整の上、2023年（令和５年）９月末を目途に、デジタル化に向けた工程の案を調査会へ提出する。調査会は、同年12月末を目途に、その内容を精査した上で行政手続のデジタル完結に向けた工程表を公表するものとし、各府省庁は、この工程表に沿って規制の見直し等を進めていくこととする。

また、上記の横断的な調査・点検により把握された課題を踏まえ、調査会は、国民等向け手続においてマイナンバーカードの利用による更なる利便性向上を図るとともに、ベース・レジストリの整備を通じた申請・届出手続の効率化や、デジタル化を妨げるローカルルールへの対応などについて、事業者向け手続から段階的に取組を広げられるよう、今後取り組むべき方策等について検討を行い、2023年(令和５年)内に結論を得ることとする。

デジタル庁においては、行政手続のデジタル化に向けた各府省庁の取組の現状等を把握し、各府省庁別に進捗の状況を公表するなど、各府省庁における自律的な取組を推進するための仕組みを構築する。

（３）規制改革

デジタル分野の規制改革については、規制改革推進会議における先行的取組を調査会にフィードバックするとともに、調査会における横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトしていくなど、柔軟に連動していくことが重要である。両会議の連携・役割分担を図りつつ、政府全体として強力に規制改革を進めていく。

特に、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応することにより、個別具体的な規制・制度を迅速に見直すとともに、そうした先行的取組を横断的改革につなげていく。さらに、「デジタル」と「リアル」の改革の有機的連携を図り、イノベーションを阻む規制の改革に取り組む。

こうした観点から、各府省庁は、規制改革実施計画において取り組むこととされる実施事項について、デジタル原則も踏まえ、その着実な実施を図る。

７．Web3.0の推進

Web3.0 と呼ばれる新たなテクノロジーを活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界観においては、国境や組織の壁を超えて、世界中の誰もが自由に学び合い、互いに刺激を与え合って技術革新を促進することにより、これまでにない革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されている。一方、2022年（令和４年）11月に、グローバル大手暗号交換所が破綻した事案を契機として、国際的には、利用者保護の在り方や、Web3.0 の本源的価値についての議論の機運が高まってきている。

我が国としては、新しいデジタル技術を、様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく観点から、Web3.0 の健全な発展に向けて、引き続き、利用者保護等の観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。また、Web3.0 の活動は国境を越えるため、グローバルでのルール形成が重要であるところ、国際的なルール策定の議論に積極的に貢献していく。

（１）Web3.0の中核的要素であるトークンの利活用に係る環境整備

ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向け、必要な取組を進める。また、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律上で投資対象とすることを検討する。このほか、発行者以外の者が保有し、期末時価評価課税の対象となる暗号資産について、その法制度上の位置付けや、企業会計上の取扱いなども含め、必要な検討を行う。

（４）利用者保護

関係府省庁が連携して、利用者からの相談事例の把握・分析を行う。その上で、ウェブサイト等の各種媒体により利用者被害の未然防止・拡大防止に向けた広報啓発活動を推進する。

第３－２ 各分野における基本的な施策

１．国民に対する行政サービスのデジタル化

（２）マイナンバー制度の利用の推進

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、2023 年（令和５年）５月までに 396 件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

行政機関による公金受取口座情報の利用について、2022 年（令和４年）10 月から運用を開始した。

公金受取口座の更なる登録の促進に向けて、2023 年度（令和５年度）下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指し、関係府省庁、関係機関及び金融機関と調整の上、政省令及びシステム整備を進める。

また、2023 年（令和５年）の通常国会において、マイナンバー法等の一部改正法が成立した。本法律において、デジタルに不慣れな方も簡易に登録を可能とするため、既存の給付受給者等（年金受給者を想定）を対象として、同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく同意したものとして取り扱われる場合、既存の年金受給口座を公金受取口座として登録可能とする制度が創設された。

本制度の施行・実施に向け、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定やシステム整備を進めるとともに、制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、2023 年（令和５年）１月から行っている電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化に続き、2023 年（令和５年）５月から公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを開始した。

また、地域通貨と連動した地域の消費や社会的活動を活性化させるための地域ポイントや、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフ

レジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

（４）公共フロントサービスの提供等

② マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づいて、2024 年度（令和６年度）中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

２．安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

（３）相互連携分野のデジタル化の推進

契約から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするほか、スマートシティの全国での実装を推進することにより、分野を越えた横断的な連携を実現し、国民の利便性の向上につなげる。

① 取引（受発注・請求・決済）

世界中で続くサービスやものづくりの革新を、中小企業始め我が国の企業がリードしていくためには、系列にとどまらない多様な相手に提案し受注できる取引のデジタル化が不可欠になる。また、今後は需要側のデータが人の判断を介さずサプライチェーン全体を駆動すると考えられ、そのためのデータ連携を特定の事業者間ではなく、出入り自由な事業者ネットワークの中で実現できるデータ連携基盤が必要となる。データスペースと称して先行する欧州との相互運用性も念頭に置きつつ、現場での実証を踏まえて、その基盤技術を確立する。

受発注から、請求、決済にわたる企業間の取引全体をデジタル化しアーキテクチャに沿ったデータ連携を可能とすることで、グローバルにサプライチェーン全体を強靭（きょうじん）化・最適化し、カーボンニュートラルの実現等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業等が活躍して産業が発展する社会を実現する。そのため、アーキテクチャ、技術仕様及び運用ルールに関する標準の提示並びに共通ツール群の整備を行う。また、中小企業を含む実際の産業の現場での実証を行いながら、海外との相互運用性を確保できるデータ連携基盤を構築し、公益デジタルプラットフォームの認定制度などデータの利活

用を的確に推進するための仕組みも検討しながら、我が国独自のデータスペースエコノミーを実現する。

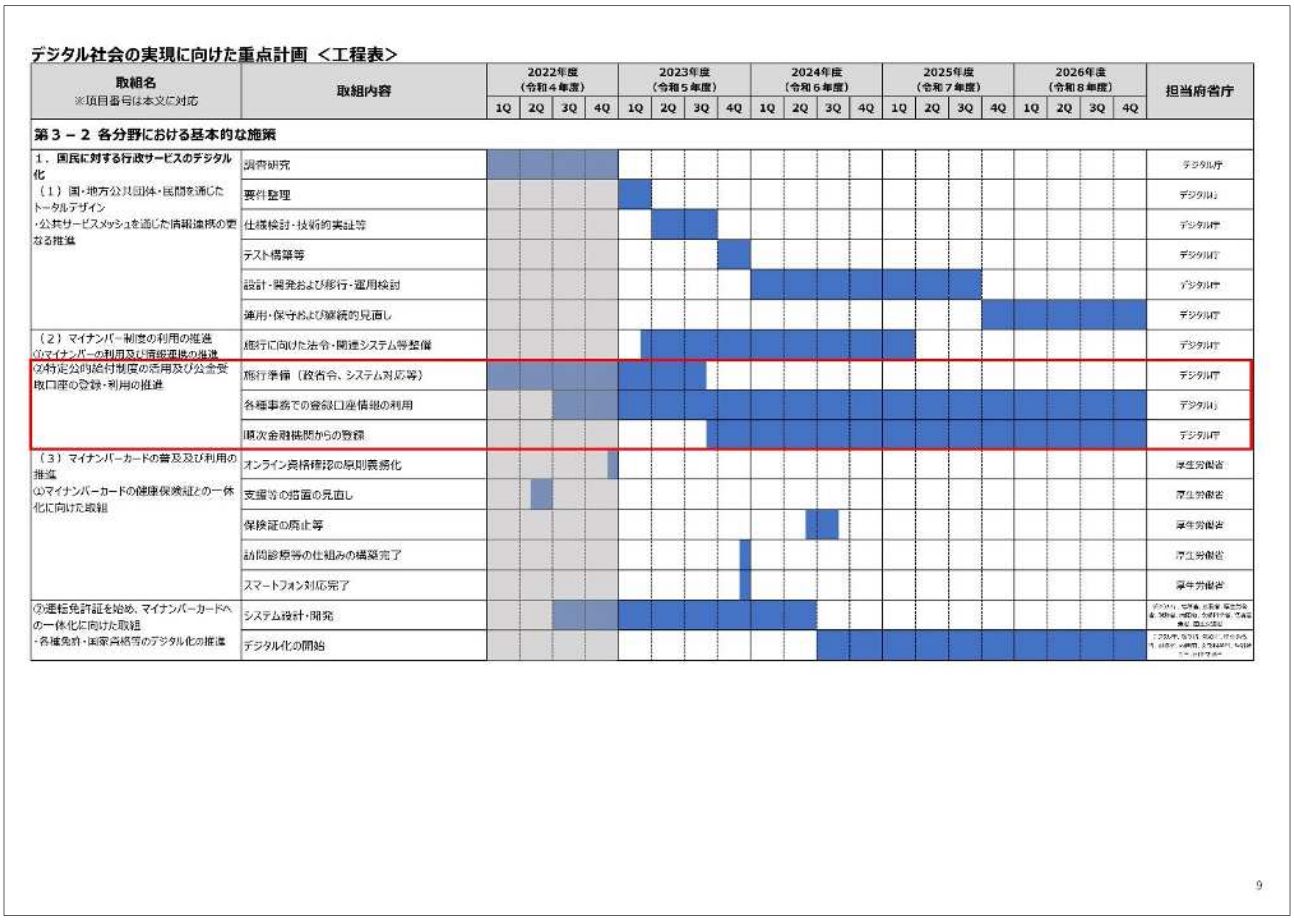
第一に、受発注については、2022 年度（令和４年度）のアーキテクチャ設計や実証事業の成果等も踏まえ、各業界での利便性が高まるよう受発注に関するデータモデルを具体化し、必要に応じて中小企業共通 EDI（電子データ交換）の更新を検討する。特に中小企業を念頭に置いて必要な実証を行い、中小企業の電子受発注システムの導入促進に向けた取組を進める。

第二に、請求については、国内外の関係者の意向をよく汲み取りながら電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の更なるブラッシュアップと商取引への定着を進めるとともに、それを契機に国内のシステム・サービスベンダー等が海外市場へ積極的に進出できるよう、日本企業の進出が多い ASEAN 諸国等を念頭に置きつつ、必要な支援を行う。

第三に、決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野との連携や全銀 EDI・金融 GIF の利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を後押しする。

これらの動きを踏まえ、2023 年度（令和５年度）頃までに、アーキテクチャ設計や実証実験を通じて、受発注から請求、決済までをつなぐデータモデルや、企業間取引に関するシステム間をデータ連携する基盤の仕様を具体化する。その後、2024 年度（令和６年度）頃までに、代表的な業界においてユースケースを創出するとともに、補助金等を通じてアーキテクチャに基づくシステムの導入・利用を促進する。政府と民間の取引のデジタル完結化に向けては、2023 年度（令和５年度）から実装に向けた取組を開始する。

工程表



デジタル社会の実現に向けた重点計画 ＜工程表＞

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度（令和４年度）				2023年度（令和５年度）				2024年度（令和６年度）				2025年度（令和７年度）				2026年度（令和８年度）				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
第３－２ 各分野における基本的な施策																						
１．国民に対する行政サービスのデジタル化 （１）国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン ・公共サービスメッシュを通じた情報連携の更なる推進	調査研究																					デジタル庁
	要件整理																					デジタル庁
	仕様検討・技術的実証等																					デジタル庁
	テスト構築等																					デジタル庁
	設計・開発および移行・運用検討																					デジタル庁
	運用・保守および継続的見直し																					デジタル庁
（２）マイナンバー制度の利用の推進 ①マイナンバーの利用及び情報連携の推進	施行に向けた法令・関連システム等整備																					デジタル庁
②特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進	施行準備（段省令、システム対応等）																					デジタル庁
	各種事務での登録口座情報の利用																					デジタル庁
	順次金融機関からの登録																					デジタル庁
（３）マイナンバーカードの普及及び利用の推進 ①マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組	オンライン資格確認の原則義務化																					厚生労働省
	支援等の措置の見直し																					厚生労働省
	保険証の廃止等																					厚生労働省
	訪問診療等の仕組みの構築完了																					厚生労働省
	スマートフォン対応完了																					厚生労働省
②運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 ・各種免許・国家資格等のデジタル化の推進	システム設計・開発																					（デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省庁）
	デジタル化の開始																					（デジタル庁、警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省庁）

9

デジタル社会の実現に向けた重点計画 ＜工程表＞

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度（令和４年度）				2023年度（令和５年度）				2024年度（令和６年度）				2025年度（令和７年度）				2026年度（令和８年度）				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
（4）公共フロントサービスの提供等 ①マイナポータルの継続的改善 ・マイナポータルのUI・UXの継続的な点検・改善	新しいマイナポータル実証アルファ版第１弾の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第１弾のリリース																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第２弾の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第２弾のリース・継続的改善																					デジタル庁
	新しいマイナポータルベータ版の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータルベータ版のリリース・継続的改善																					デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版のリリース・継続的改善																					デジタル庁
①マイナポータルの継続的改善 ・マイナポータルから連携できるデータの順次拡大	社会保険料控除証明書連携機能の開発・テスト																					デジタル庁
	社会保険料控除証明書連携機能のリリース																					デジタル庁
	公的年金等の源泉徴収票連携機能の開発・テスト																					デジタル庁
	公的年金等の源泉徴収票連携機能のリリース																					デジタル庁
	給与所得の源泉徴収票連携機能の開発・テスト																					デジタル庁
	給与所得の源泉徴収票連携機能のリリース																					デジタル庁
	年末調整手続の事前準備ページの開発・テスト																					デジタル庁
	年末調整手続の事前準備ページのリリース																					デジタル庁
	その他確定申告のための各種控除証明書等連携機能の検討																					デジタル庁
①マイナポータルの継続的改善 ・各種行政手続のオンライン化	就労証明書のオンライン提出機能の開発・テスト																					デジタル庁
	就労証明書のオンライン提出機能のリリース																					デジタル庁
②マイナンバーを活用した国民の利便性の向上 ア 預貯金付番の円滑化	施行準備（政省令、システム対応等）																					デジタル庁
	新たな制度による円滑な付番																					デジタル庁
	相続時等のサービス																					デジタル庁

14

デジタル社会の実現に向けた重点計画 ＜工程表＞

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度（令和４年度）				2023年度（令和５年度）				2024年度（令和６年度）				2025年度（令和７年度）				2026年度（令和８年度）				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
（3）相当進展分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済）	JP PINTの仕様策定																					デジタル庁
	仕様の運用・実装																					デジタル庁
	グローバル展開																					デジタル庁
①取引（受発注・請求・決済）	電子調達システムと電子契約システムの仕様検討・調達																					デジタル庁
	設計・開発																					デジタル庁
	運用（必要に応じ改修）																					デジタル庁
④取引（受発注・請求・決済）	アーキテクチャ設計																					デジタル庁
	普及展開（実証事業・補助金）																					デジタル庁
	データモデル策定（受発注・請求）																					デジタル庁
	データモデル策定（金融EIF）																					デジタル庁
	システム化計画（官公需）																					デジタル庁

24

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

[No.６－13] 取引のデジタル化

- 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。
- 2023年（令和５年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。
- 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にもつながる。

KPI： 2022年度（令和４年度）に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDOにおける実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施
2022年度（令和４年度）に実証分析を実施

主担当府省庁： デジタル庁

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

Ⅱ　オンライン化を実施する行政手続等

１．国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

（１）オンライン化対象手続

（略）

（２）取組内容

（２）取組内容

（１）に記載した50手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019年（令和元年）11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

KPI

未設定
（預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化の導入に際し、行政機関及び金融機関ともに、システム改修等コスト費用が発生することからも、費用対効果の検証が必要になるところであり、現時点での設定が困難なため）

Ⅳ 更なる利便性の向上を図る行政手続等

２．国民等、民間事業者等と国等との間の手続

62. 金融分野における手続の電子化

（１）取組内容

金融庁電子申請・届出システムは、金融機関等から受け付ける約4,500の申請・届出等についてオンラインで提出することを可能としており、2023年（令和５年）１月には手数料納付等の電子納付機能の運用を開始している。 引き続き、オンライン申請・届出等が可能であることの周知等を通じてオンライン化の取組を着実に進める。

また、現在、システムへの認証はGビズIDに限られ、個人(自然人)のシステム利用ができないため、2023年度（令和５年度）中にマイナンバーカードを活用した認証機能の整備を図る。

KPI

①申請・届出等のオンラインによる申請件数（2023年度（令和５年度）年間100万件以上）
②登録免許税・手数料の電子納付実施機関数（2023年度（令和５年度）年間300機関以上）

第２節　政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み（別紙１参照）

（別紙１）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和５年度改訂）
（金融庁関連箇所抜粋）

2023 年６月９日

Ⅱ　施策

３　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

（２）具体的施策

オ ライフステージに共通する取組

○　訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 112》

○　関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む 14 言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕《施策番号 118》

○　資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図る。

〔厚生労働省、金融庁〕《施策番号 120》

（以　上）

第３節　金融に関する税制

Ⅰ　ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化

令和５年度税制改正要望において、「資産所得倍増プラン」関連の要望を行い、その結果、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化が措置され、2024 年から制度が開始されることとなった。

新しいＮＩＳＡ制度においては、

①　非課税保有期間の無期限化、及び口座開設期間の恒久化を図りつつ、

②　年間投資枠については、長期・積立・分散投資による「つみたて投資枠」を 120 万円、一般ＮＩＳＡの機能を引き継ぐ「成長投資枠」を 240 万円まで拡大し、合計 360 万円の投資を可能とし、

③　一生涯にわたる非課税保有限度額として 1,800 万円を設定する

こととしている。

Ⅱ　その他の税制改正

令和５年度税制改正要望にあたり、

①　「資産所得倍増プラン」関連要望

②　クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

③　保険等

④　暗号資産

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和５年度の税制改正大綱において別紙１の内容が盛り込まれた。

別紙１

令和５（2023）年度税制改正について

－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

2022年12月
金　融　庁

１.「資産所得倍増プラン」関連要望

◆ NISAの抜本的拡充・恒久化〔金融庁〕

第一　令和5年度税制改正の基本的考え方等

令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した。

まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う。

1．成長と分配の好循環の実現

（1）NISAの抜本的拡充・恒久化

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる**環境を整備することが極めて重要**である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

【新しいNISA制度のイメージ】　（2024年1月から適用）

	年間 投資枠	非課税 保有期間	非課税保有 限度額	口座 開設期間	投資対象	対象者	現行制度 との関係
つみたて 投資枠 併用可	120万円	無期限化	1,800万円 （うち成長投資枠の限度額は1,200万円）	恒久化	現行のつみたてNISA対象商品と同様	18歳 以上	2023年末までに現行NISA制度で投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用
成長投資枠	240万円				上場株式 ・投資信託等※		

※①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外

NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ

（2024年1月から適用）

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間（注1）	無期限化		無期限化
非課税保有限度額（総枠）（注2）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等（注3） （①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外）
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

（注1）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
（注2）利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
（注3）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
（注4）2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

【参考】現行NISA制度の概要

	つみたてNISA（2018年創設）	選択制	一般NISA（2014年創設）	ジュニアNISA（2016年創設）
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間※1
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
口座開設期間	2042年まで		2028年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信		上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
対象年齢	20歳※2以上		20歳※2以上	20歳※2未満
口座数（2022.6末）	639万口座		1,065万口座	87万口座
残高（2021.12末）	1.7兆円		10.1兆円	0.5兆円

※1 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり
※2 2023年以降は18歳

◆ 国民の安定的な資産形成促進に向けた所要の措置〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　高齢社会対策大綱（2018年2月閣議決定）において、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進することが盛り込まれたところ。

○　また、総合経済対策（2022年10月閣議決定）においても、国全体としての推進体制を整備し、安定的な資産形成を国家戦略として推進することが盛り込まれた。

○　こうした方針を踏まえ、**企業による従業員の資産形成に関する取組みの後押し**を含め、国民の安定的な資産形成を促進していくことが重要。

【大綱の概要】

○　法人が使用人に対して支給する**つみたてNISA奨励金**で所得税法の給与等に該当するものは給与等の支給額が増加した場合の**税額控除制度の対象**となる給与等に該当することを**明確化**する。

○　法改正を前提に、新たに設立される**金融経済教育推進機構（仮称）**に対する法人税・事業税等の非課税措置など**税制上の所要の措置**を講ずる。

※ 資産所得倍増プラン（2022年11月28日 新しい資本主義実現会議決定）（抄）

＜企業による資産形成の支援強化＞
○従業員が職場つみたてNISA や従業員持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討する。
○また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISA や企業型確定拠出年金、iDeCo が広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。

＜安定的な資産形成の重要性の浸透＞
○そこで、中立的なアドバイザーの認定に関する事業と併せ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年１月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。

○ しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。

○ 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関する**これまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討**する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	**申告分離**	**申告分離**
特定公社債・公募公社債投信	2016年１月～ 源泉分離→**申告分離**	2016年１月～ 非課税→**申告分離**
デリバティブ取引	**申告分離**	
預貯金等	**源泉分離**	―

⇐ 現在、損益通算が認められている範囲

２．クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

◆ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化〔金融庁主担、財務省が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ **クロスボーダーの債券現先取引**（レポ取引）については、本邦金融機関等の重要な資金調達手段（特に、外債レポによる外貨調達）として活用されているところ。

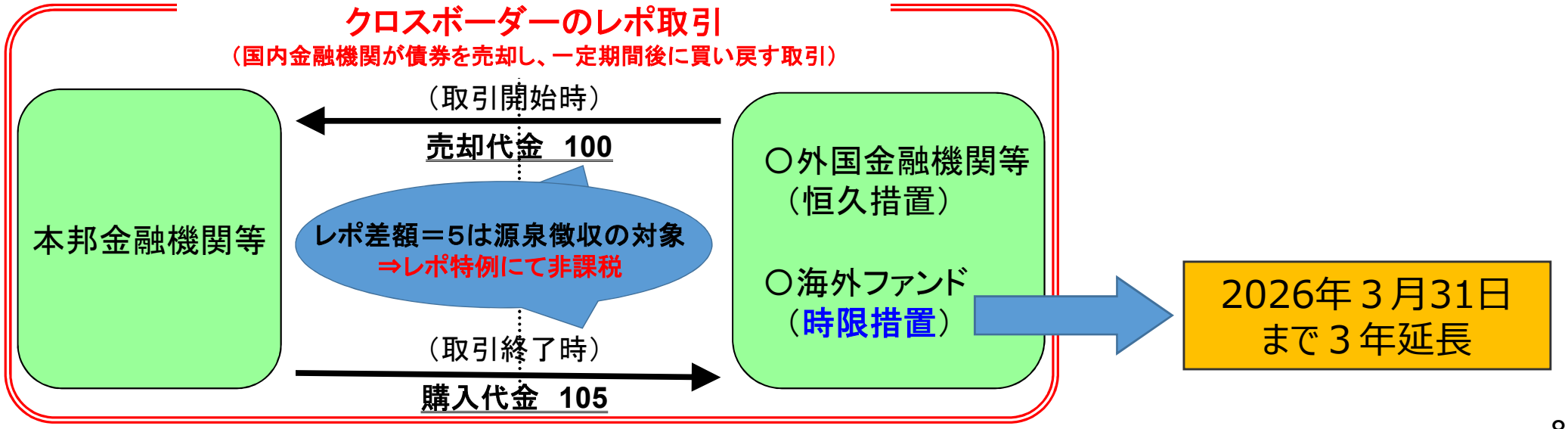
○ 外国金融機関等・海外ファンドが本邦金融機関等から受取るレポ差額は、非課税とされている（レポ特例）。ただし、この非課税措置については、外国金融機関等に関するものが恒久措置である一方、**海外ファンドに関するものが時限措置**（2023年３月31日まで）とされている。

※海外ファンドに関しては、平成29（2017）年度税制改正で非課税措置（時限）が導入された。

○ このため、本邦金融機関等にとって、継続的な取引ができるか懸念があり、資金調達が制限されているとの指摘がある。

【大綱の概要】

海外ファンドが本邦金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の**非課税措置の適用期限**を**３年延長**する。



※ファンドとの直接取引での資金調達は、海外（主に欧州）では一般的である。

3. 保険等

◆ 生命保険料控除制度の拡充〔金融庁〕

【現状及び問題点】

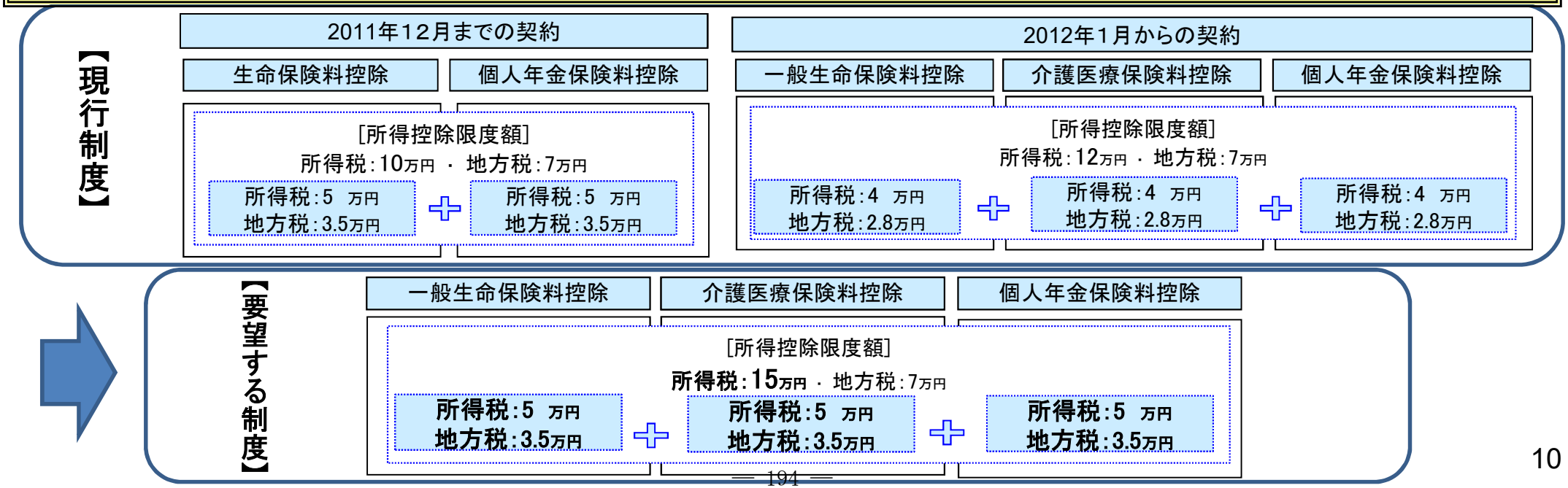
○ 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。

○ 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。

○ こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

【大綱の概要 】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。



◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

〔厚生労働省主担、金融庁・財務省ほか4省庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される**法人税（1．173%）**。

（注）特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までに課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、1962年に導入。

○ 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、**1999年度から凍結**されているが、2023年３月末でその凍結措置が**期限切れ**。

【大綱の概要】

退職年金等積立金に対する法人税の課税の**停止措置の適用期限**を**3年延長**する。

【主要国の企業年金税制の概要】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 （事業主拠出分）	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 （特別法人税） （※）2026年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 （収益部分のみ）	課税

4. 暗号資産

◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。

○ こうした取扱いは、キャッシュフローを伴う実現利益がない（＝担税力がない）中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因として指摘されている。

【大綱の概要】

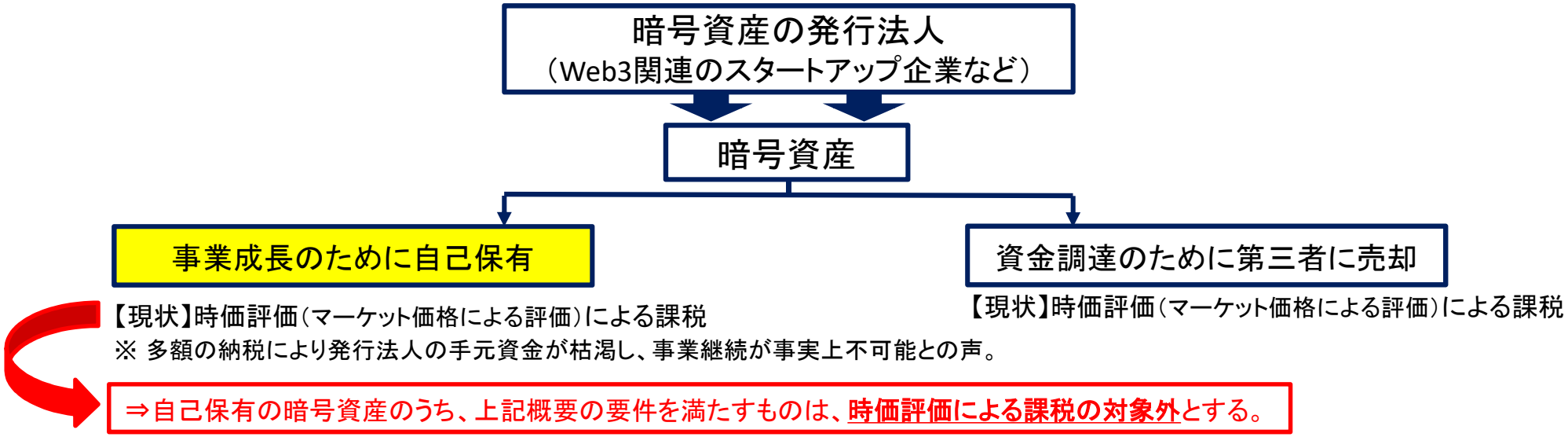
法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により**評価損益を計上するものの範囲**から、**次の要件に該当する暗号資産を除外**する。

イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。

ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。

（イ）他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

（ロ）一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。



５. 贈与税

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し〔文部科学省主担、金融庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 祖父母（贈与者）が子・孫（受贈者。30歳未満に限る。）の口座等を開設し、教育資金管理契約に基づき贈与した場合、贈与時には**1,500万円**までは贈与税が非課税となる。契約終了時に贈与税の精算が行われ、残高及び教育資金以外の支払分は、贈与税が課税される。

○ 本制度は、贈与された資金が長期に金融機関に預け入れられるため、一部を投資商品で運用することにより、その果実を教育関連団体等への寄附（第三者への教育支援）につなげることも期待されているところ。

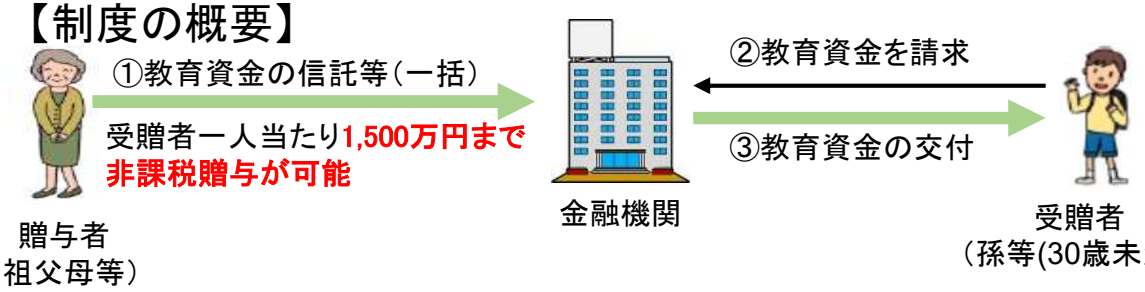
○ しかしながら、現行、投資商品での**運用損失**や教育関連団体等への寄附等については、教育資金以外の支払分とされ、贈与税が課税されてしまうため、贈与された資金が十分に活用されていない現状。

【大綱の概要】

2023年3月末までの時限措置とされている本特例を、**2026年3月末まで3年延長**する。

その際、①契約終了時の残高に贈与税が課される際の**税率を贈与税の一般税率**とする、②契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計が**5億円を超える場合**には、受贈者の年齢等に関わらず、**残高を相続財産に加算**する、など一定の見直しを行う。

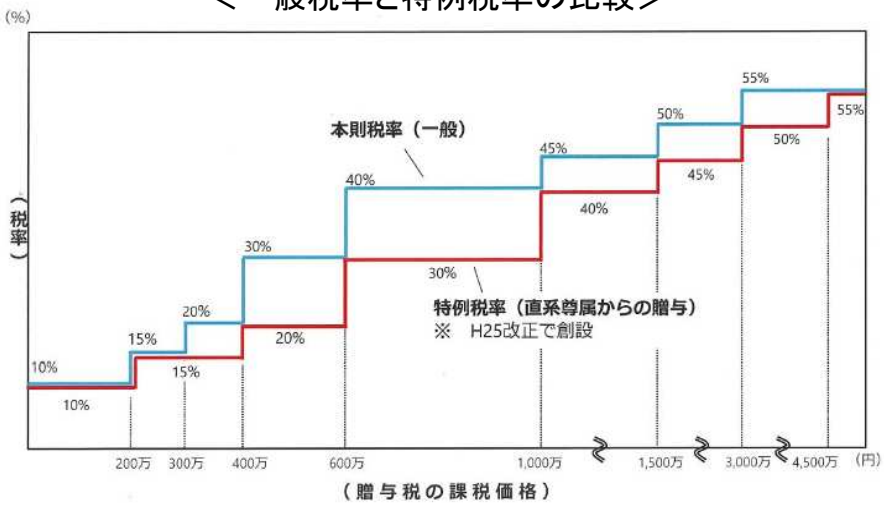
【制度の概要】



※ 教育資金以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税。

2026年３月31日まで３年延長

＜一般税率と特例税率の比較＞



◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔内閣府主担、金融庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

○ 世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金により若年層の結婚・妊娠・出産・育児を支援するとともに、消費の活性化を図る仕組みとして、結婚・子育て資金一括贈与の特例を2015年４月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。

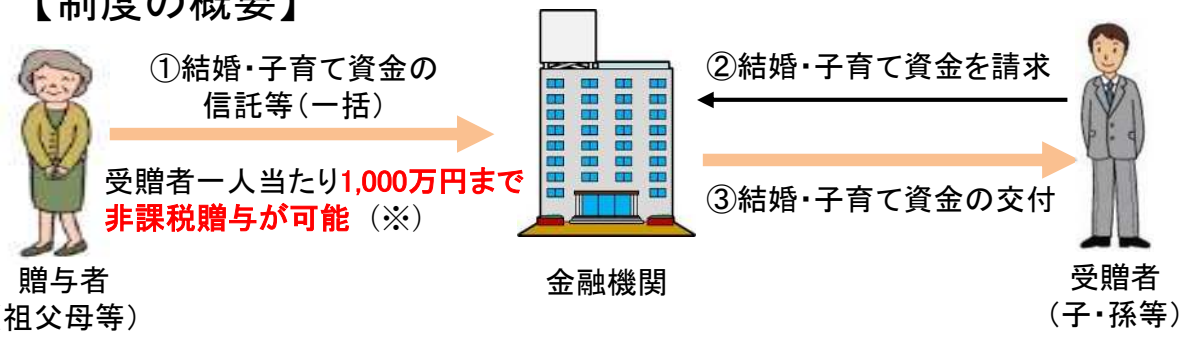
○ 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、経済的要因から結婚や出産に踏み切れない若年層が多く存在し、**特例の継続**を求める声が多い。

【大綱の概要】

2023年3月末までの時限措置とされている本特例を、**2025年３月末まで２年延長**する。

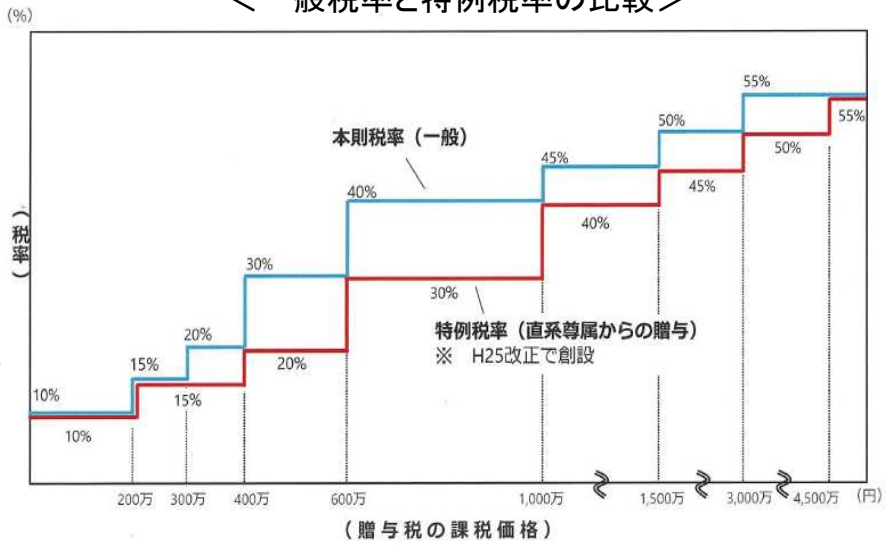
その際、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を**贈与税の一般税率とする見直し**を行う。

【制度の概要】



※ 結婚・子育て資金以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税

＜一般税率と特例税率の比較＞



2025年３月31日まで２年延長

６．その他の要望項目

◆投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　インフラファンドについては、以下の条件を満たす場合に限り、法人の所得金額の計算上、分配金を損金算入できることとされている（ペイスルー課税）。

①　2023年３月31日までに再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）を取得し、賃貸の用に供すること

②　再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年を経過した日までの間に終了する事業年度であること

③　再エネ設備の取得時において、上場投資法人又は設立時公募により投資口を1億円以上募集した投資法人であること

○　直近では2020年２月に新規上場があり、現在５銘柄（時価総額約1,301億円、2022年９月末時点）が上場。同月現在、各ファンドの資産規模合計は約2,237億円であり、直近３年間で再エネ設備の資産が約1,423億円増加。

○　一方、上記取得期限により本件税制優遇措置が日切れとなれば、新規上場ファンドは組成されず、成熟した市場　への成㊋は困難となる。これにより、投資家の市場に対する期待が収縮し、既存の上場ファンドについても新規の資金調達・設備の取得が難しくなり、上場インフラファンド市場の存続が困難となるおそれがある。同市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資の積極的な後押しが引き続き必要。

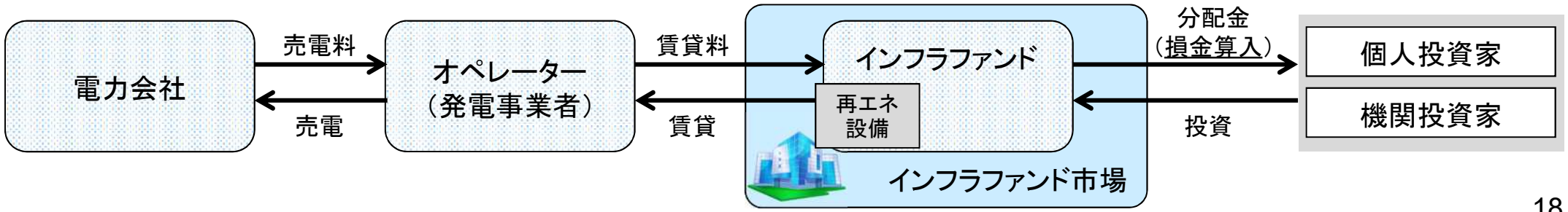
※ 一定以上の時価総額かつ多様な銘柄で構成され、機関投資家を含む多様かつ厚みのある投資家層が投資する市場。

（注）これまで、平成26（2014）年度（創設）、平成28（2016）年度（拡充）及び平成29（2017）年度・令和２（2020）年度（延長）に税制改正。

【大綱の概要】

インフラファンドの税制優遇に係る時限措置について、期限を３年延長する（再エネ設備を2026年３月31日までに取得すること）。

※ 設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が１億円以上であることとの要件は除外。



◆ 上場株式等の相続税に係る見直し〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○ 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価(※)で評価される。

(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

○ 他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいことから、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。このため、上場株式等に係る相続税の評価方法については、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。

○ また、上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。

【要望事項】

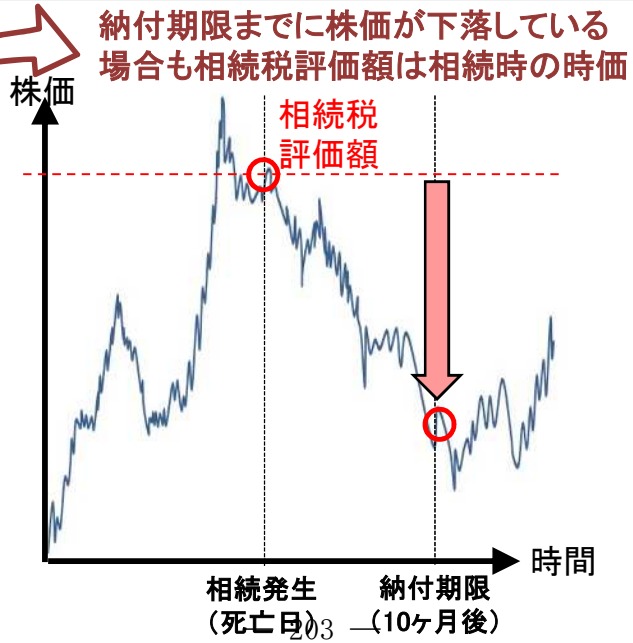
国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。また、物納の場合の手続についても、要件の見直しを行うこと。

【要望結果】 相続税評価方法等の見直しは、×(措置不可)。物納手続の要件の見直しは、△(長期検討)。

他の資産の評価方法との比較

株券 上場株式	時価(取引所終値)(毎日算定)	時価(※1)の100%
土地	路線価(1月1日)	公示地価(時価)の80%程度(※2)
建物	固定資産税評価額(3年毎に算定)	建築費(取得費)の50～70%(※2)

(※1) 死亡日の株価(又は当月・前月・前々月の平均株価)
(※2) 土地や建物については、実際の取引価格にばらつきがあることや路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。



物納に充てることのできる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

(注)ただし、延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内で物納可能との要件がある。

第４節　金融経済教育の取組み

Ⅰ　経緯・概要

金融経済教育については、2013 年４月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018 事務年度以降、長寿化やデジタライゼーションの進展といった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を大幅に拡充するなど、取組みの強化を図ってきた。

これらの金融経済教育に係る取組みを更に推進すべく、2022 年 11 月に策定・公表された「資産所得倍増プラン」において、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、令和６年中に新たに金融経済教育推進機構を設置することが盛り込まれた。また、経済財政運営と改革の基本方針 2023 及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版においても、同様の内容が盛り込まれている。

さらに 2024 年１月に新しいＮＩＳＡ制度が導入される予定であることから、当該制度の更なる活用を促すべく、金融庁ＨＰにおいて広報を行った。

Ⅱ　具体的な取組状況

１．金融経済教育推進機構について

前述の各政府文書に沿って、金融経済教育を推進すべく、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」において、金融リテラシーの向上に向けた施策が検討された。2022 年 12 月に中間報告が取りまとめられ（第５章第１節参照）、この内容を踏まえて、金融経済教育推進機構の創設等の国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を 2023 年３月に国会に提出した。（第３章第１節参照）

２．金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013 年６月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014 年６月に策定した（2023 年６月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を 2019 年３月 22 日に策定・公表した。

さらに、e ラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」を 2021 年 11 月 25 日に開講した。

３．学校における出張授業の実施

2014 年４月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014 年４月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施。（別紙１参照）

また、金融庁職員・財務局職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、211 校に対して延べ 470 回の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

2022 年度は、2021 年度に引き続き、積極的にオンライン授業を実施。その際は、リアルタイムでの投票や、チャット欄を駆使した質問、大人数講義から少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、オンラインならではの授業形態を構築した。

４．高校学習指導要領改訂への対応

2018 年３月及び７月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

さらに、2022 年４月から新学習指導要領が施行されたことに伴い、実際の授業で先生方が対応できるよう、2022 年３月に作成した高等学校向けの金融経済教育指導教材について、同年６月以降、各県の教育委員会を通じて周知・広報を行った。また、各地の教員向け研修会や高校での研究授業などに金融庁・財務局職員を講師として派遣し、実際に授業を行う教員を中心に金融経済教育の概要や重要性、当庁職員が出張授業で行っている授業内容の紹介といった講演を行った。

５．ガイドブック等の作成・配布

電子マネーやＳＮＳ等を通じた消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や資産形成の基本、電子マネーやＳＮＳ等を通じた消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてＮＩＳＡ早わかりガイドブック」について、幅広い層に配布を行い、セミナー等に活用した。

また、2024 年より新しいＮＩＳＡ制度が導入されることから、実務分野の有識者による各 10 分程の新しいＮＩＳＡ関連動画のコンテンツを拡充し、引き続き、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組んだ。（別紙２参

照）

６ 「Regional Banking Summit （Re:ing/ＳＵＭ）」×「日経地方創生フォーラム」への参加

日本経済新聞社と金融庁がオンラインにて共催した「Regional Banking Summit」に参加し、金融教育に携わる登壇者とともに、子どものうちから金融教育を行っていくことの重要性、高校で金融教育が拡充されることの意義、教育や行政、金融機関等が連携して金融教育を行う必要性、金融リテラシーの向上が人々の生活にもたらす意義について情報発信を行った。

７．「グローバルマネーウィーク」への取組み

2012 年から始まった子供・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバルマネーウィーク」において、金融庁の取組みとして高校の学習指導要領の改訂と金融経済教育の内容拡充による、教育現場の現状や変化・課題などに関するパネルディスカッションを実施した。

また、議論の様子については現役教師の方々が今後の授業や金融経済教育の参考にできるようオンライン形式で配信を行った。

８．金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（2022 年度　15 件）。（別紙３参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

９．後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（2022 事務年度　後援 27 件）。（別紙４参照）

10．その他の連携

2021 年に作成した「うんこドリル」各種の活用を進め、新たに小学校の授業における活動にも取り組んだ。また、厚生労働省、内閣人事局と合同で主催のもと、金融庁職員に対しても国家公務員を対象として、2023 年６月にライフプランに基づく資産形成やつみたてＮＩＳＡ、ｉＤｅＣｏ等に関する「霞が関資産形成セミナー」を開催し、その模様を当庁ＨＰにて公開しているほか、新ＮＩＳＡのパンフレットや高校生向け教材の作成も行った。

別紙１

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本 FP 協会　等

2014 年度：２大学
（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：５大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：８大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、椙山女学院大学、大学コンソーシアム大阪）

2018 年度：11 大学
（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、椙山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学）

2019 年度：12 大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、椙山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学）

2020 年度：６大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学、専修大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、学習院大学）

2021 年度：13 大学

（東京家政学院大学、東京理科大学、明治大学、明治学院大学、日本大学、明星大学、慶應義塾大学、椙山女学園大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、専修大学、学習院大学、県立広島大学）

2022 年度：14 大学

	大　学　名	科　　目　　名
前期	東京理科大学	キャリアデザイン２
	埼玉大学	金融リテラシー概論
	明治学院大学	現代経済特講１ （金融の基礎知識とデリバティブ）
	明治大学	基礎専門特別講義 B （金融リテラシーとライフデザイン）
	日本大学	経済特殊講義Ⅰ （金融リテラシー ～人生とお金の知恵）
	慶応義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	東京家政学院大学	生活設計論
後期	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	専修大学	特殊講義（金融リテラシー特論）
	椙山女学園大学	金融リテラシー
	中央大学	総合講座「金融リテラシーを学ぶ」
	コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める ― 生活設計と金融の基礎知識

	名古屋短期大学	キャリアデザインⅡ
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論

別紙２

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック
「基礎から学べる金融ガイド」
ウェブサイトアドレス
https//www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック
「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」
ウェブサイトアドレス
https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック
「つみたてNISA早わかりガイドブック」
ウェブサイトアドレス
https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html



資産所得倍増プランの背景や詳細について解説する動画
「資産所得倍増プランNISA大幅拡充の背景と期待」
「『資産所得倍増プラン』について」
ウェブサイトアドレス
https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index01.html



資産所得倍増プランNISA
大幅拡充の背景と期待

株式会社オフィス・リベルタス
代表取締役
大江加代



「資産所得倍増プラン」
について

大和総研　副理事長
内閣官房参与（経済・金融担当）
熊谷亮丸

別紙３

2022 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕　　（敬称略）

１．中田（なかた）　鶴子（つるこ）
（青森県）

- 金融広報アドバイザーとして、時代の流れによって変わりつつあるテーマについて数々の事例を交えた講演を実施。金融についての知識や情報をわかりやすく伝えるために受講対象に応じたレジュメを作成するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

２．石垣（いしがき）　直美（なおみ）
（宮城県）

- 金融広報アドバイザーとして、各年齢層に求められる多様なテーマに積極的に取り組んでいる。成年年齢の引下げや、高等学校での学習指導要領の改訂に伴うニーズの高まりに応えて意欲的な活動を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

３．大久保和之（おおくぼかずゆき）
（栃木県）

- 金融広報アドバイザーとして、学校や公民館での講演に積極的に取り組み、毎年度多数の講義を実施。成年年齢引下げに伴う矯正施設における講座のように金融包摂の観点に基づいた金融教育にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。

４．板橋美代子（いたばしみよこ）
（群馬県）

- 金融広報アドバイザーとして、金融経済から生活設計までの幅広い分野の講演を実施。児童から高齢者まで、全ての年代の方に対し、分かりやすい説明を行い、質問に対しても懇切丁寧に回答するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

５．竹元（たけもと）　泰子（やすこ）
（千葉県）

- 金融広報アドバイザーとして、子供から子育て世代を中心に幅広い層に対して、キャッシュレスや終活関連等の近時関心が高まっているテーマに積極的に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。

６．新喜（しんき）　章弘（あきひろ）
（石川県）

- 金融広報アドバイザーとして、終活・相続関連を中心テーマとした講演を実施。相続手続支援センター所長としての豊富な知識、経験を生かして、シニア層に向けて積極的な啓蒙活動を働きかけるなど、金融知識の普及・向上に貢献。

７．古川（ふるかわ）　雅文（まさふみ） （長野県）	● 金融広報アドバイザーとして、高校生や大学生に向けて、これから社会に出るにあたって必要な知識について分かり易く授業を行い、若年層の金融リテラシー向上に貢献するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
８．光森（みつもり）　司（つかさ） （兵庫県）	● 金融広報アドバイザーとして、幅広い世代を対象として講義を実施。キャッシュレスなどの外部環境の変化を踏まえた講演テーマにも、工夫を施しながら精力的に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
９．赤井カホル （和歌山県）	● 金融広報アドバイザーとして、25 年以上に亘る消費生活センターの経験を基に、幅広い啓発活動を実践。受講者が効率的なお金の使い方に関する知識を確実に身に着けられる工夫をし、その金銭感覚を育成させるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10．村田　弘子 （鳥取県）	● 金融広報アドバイザーとして、児童養護施設等の入所児童や職員に対して幼児期の金融教育を中心とした継続的な金融教育を実施。児童生徒対象の講座では、自ら開発した教材を使い、楽しく学べる工夫をするなど、金融知識の普及・向上に貢献。
11．梅津（うめつ）　洋子（ようこ） （徳島県）	● 金融広報アドバイザーとして、精力的に講座を行っている。ファイナンシャル・プランニング技能士しての知見や経験を活かし、子ども向けの金銭教育から、成人向けの生活設計や終活についての講演まで行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
12．境（さかい）　輝美（てるみ） （香川県）	● 金融広報アドバイザーとして、開催地の特徴、統計データなどの情報収集のうえ、開催地にマッチした情報提供を心掛けるほか、「子育て世代」、「シニア世代」など対象に応じた家計管理・資産形成の提案を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

13. 武田（たけだ）　咲枝（さきえ）
（愛媛県）

- 金融広報アドバイザーとして、参加者に合わせて工夫した講座を実施。高齢者の金融トラブル被害防止や小・中・高校生の年齢に応じた金銭教育に関する講座の講師を積極的に務め、金融知識の普及・向上に貢献。

14. 名城（なしろ）　佳枝（よしえ）
（沖縄県）

- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャル・プランニング技能士としての知識・経験を活かした講義を実施。幅広い年齢層に対し、それぞれの属性や生活環境等を反映した金銭教育行うことで、金融知識の普及・向上に貢献している。

〔団体の部〕

１．愛媛県立内子高等学校小田分校

（愛媛県）

- ・平成 30・令和元年度の２年間にわたり、「金銭教育研究校」として、金融教育の推進を図るための実践・研究を実施。
- 金融教育研究指定校の委嘱を受ける前から、金融リテラシーの醸成に向け、多年にわたり活動している。
- 金融教育に視点をおいた教科指導、ホームルーム活動の実践、各種行事への参加など、綿密な計画の下、効果的な金融教育を展開し、金融知識の普及・向上に貢献。

別紙４

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
NPO 法人キッズフリー	2023 年度通年	キッズフリーマーケット
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023 年度通年	くらしとお金の FP 相談室
日本証券業協会	2022/9～2023/2	はじめての資産運用講座
株式会社日本教育新聞社	2022/10/1～ 2022/11/30	18 歳成人オンラインフェア
一般社団法人日本金融教育推進協会	2022/10/19～ 2022/10/26	副業、起業、移住...キャリア設計のために知っておきたいお金の知 識-ピリカスクプ特別編｜お金の勉強会
一般社団法人投資信託協会	2022/10/26～ 2022/11/29	中小企業を応援するマネーセミナー
福岡大学ベンチャー企業論ミライノプロジェクト	2022/11/14	ミライノ教室
家計簿普及促進委員会	2022/11/16	第 5 回家計簿の夕べ
NPO 法人金融知力普及協会	2023/2/25～ 2023/2/26	エコノミクス甲子園
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023/3/21	パーソナルファイナンスセミナー
一般社団法人日本金融教育推進協会	2023/3/22～ 2023/3/28	Global Money Week 2023 special event by Japan Financial Education Association
一般社団法人全国銀行協会	2023/4～2023/12 末	職域における NISA 促進のためのチラシ作成
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023/5/1～2024/3	小学生「夢をかなえる」作文コンクール

主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
公益財団法人生命保険文化センター	2023/5/11～ 2023/11/17	第 61 回中学生作文コンクール
株式会社日本経済新聞社	2023/5 中旬～ 2024/3 中旬	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト第 24 回日経 STOCK リーグ
一般社団法人投資信託協会	2023/5/23～ 2023/11/27	中小企業を応援するマネーセミナー
金融広報中央委員会	2023/6/1～2023/12 中旬	「お金の作文」コンクール
金融広報中央委員会	2023/6/1～2023/12 中旬	「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
金融広報中央委員会	2023/6/1～2023/12 中旬	金融教育に関する実践報告コンクール
一般社団法人日本 CFA 協会	2023/6/11～ 2023/6/25	日本 CFA 協会エシックス・チャレンジ 2023
一般社団法人投資信託協会	2023/6/15～2023/12	資産形成学生論文アワード 2023
株式会社読売新聞	2023/6/24	未来のマネーフェス ～楽しく学べる金融経済教育
金融広報中央委員会	2023/7/27	先生のための金融教育セミナー
日本証券業協会	2023/6～2024/2	はじめての資産運用講座
株式会社日本経済新聞社	2023/6 前後～ 2024/3	NIKKEI 100 年の資産形成 2023
全国公民科・社会科教育研究会	2023/7/27	証券・経済セミナー
日本証券業協会	2023/8/8～ 2023/8/18	教育関係者向け金融経済セミナー
株式会社イー・カンパニー	2023/8/19～ 2023/9/3	金融教育サミット
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023/9/1～ 2023/11/30	FP の日

第５節　家計の安定的な資産形成に関する取組み

Ⅰ　顧客本位の業務運営に関する原則

１．経緯

当庁は、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下、「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとの認識のもと、2017 年３月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）」を策定・公表した。さらに、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書−顧客本位の業務運営の進展に向けて−」（2020 年８月５日公表）を踏まえ、2021 年１月 15 日に原則を改訂した。

２．顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みについて

（１）金融事業者における顧客本位の業務運営に係る取組みの「見える化」

金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みを見える化し、よりよい取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するため、原則を採択し、原則の項目ごとに自らの「取組方針[1]」等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者の一覧である「金融事業者リスト[2]」を公表した（直近は、2023 年６月）。

また、「投資信託の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ（2022 年３月末基準）」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩ（2022 年３月末基準）」に関する報告があった者の計数を取りまとめ、その分析結果を公表した（直近は、2023 年６月）。

（２）金融審議会 顧客本位タスクフォースにおける検討

2022 年６月公表の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ中間整理」において残された課題の一つである「経済成長の成果の家計への還元促進」及び、第 50 回金融審議会総会（同年９月）における金融担当大臣の諮問（「顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと。」）について検討を行うため、市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」を新たに立ち上げた上で、以下の検討を実施した。

① 金融事業者全体による顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げを図るための方策について検討を行った。

② 顧客が適切な金融商品を選択できるようにするため、利益相反事項に関する情報の顧客への提供のルール化について検討を深めた。

---

[1] 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針（顧客本位の業務運営に関する原則「原則１」）

[2] 金融事業者リストの更新について、2023 年６月末基準から、これまでの(1)原則と取組方針の対応関係に加えて、(2)取組状況の公表と、(3)原則と取組状況の対応関係も確認対象とする旨を公表（2023 年４月）。

③ 顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供されるよう、デジタルツールを活用した情報提供の充実に向けた制度面の検討を行った。
④ 顧客の立場に立ったアドバイスを適切に受けられる環境を整備するため、顧客の立場に立ったアドバイザーの見える化や、こうしたアドバイス・サービスが持続可能なビジネスとして成立するための支援の可能性について検討を行った。
⑤ 資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に必要な検討を深めた。

（３）「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の提出

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の提言等を踏まえ、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

（４）投資助言業の兼業に係る環境整備

「市場制度ワーキング・グループ中間整理」の提言を踏まえ、証券会社等の投資助言業の兼業に係る環境整備を行うため、2022 年 12 月に金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した。

Ⅱ　ＮＩＳＡの普及・利用促進について

１．基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。ＮＩＳＡ利用者は成人人口の２割に届いていないほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめるための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め､適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

２．具体的な取組み

（１）職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてＮＩＳＡセミナーを行った。また、財務局とも連携し、地方公共団体、商工団体等に対し、職域資産形成セミナー実施等の働きかけを行った。

（２）政府広報オンライン等を通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、様々な媒体を通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018 年に決定したつみたてＮＩＳＡ公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したＳＮＳによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてＮＩＳＡについて、その背景、必要性、内容などを広く国民に知っていただくべく、テレビやラジオを用いた政府広報を行った。

（３）イベントを通じた広報

2022 年７月８日には、ＮＩＫＫＥＩ100 年の資産形成オンラインセミナーとして、つみたてＮＩＳＡではじめの一歩を踏み出そう！with マネーのまなびを開催し、「これからのライフプランを考えるときに備えたい資産形成の考え方」をテーマに、各有識者とパネルディスカッションを行った。

３．制度の利用状況等

ＮＩＳＡの利用状況は、一般ＮＩＳＡとつみたてＮＩＳＡを併せて、口座開設数が約 1,874 万口座、買付額が約 31.6 兆円（2023 年３月末時点）となっている。そのうち、つみたてＮＩＳＡの利用状況は、口座開設数約 783 万口座、買付額が約３兆,2,396 億円（2023 年３月末時点）となった。また、利用者の特徴をみると、2023 年３月時点で、一般ＮＩＳＡは利用者の約７割が 50 代以上のシニア層であった。一方、つみたてＮＩＳＡは利用者の約７割が 20 代～40 代の若年層であり、2018 年１月の制度開始以降、特に 20 代、30 代を中心に口座数が増加している。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書　-2022年（令和４年）ＮＩＳＡ、ｉＤｅＣｏ等制度に関する調査」によると、つみたてＮＩＳＡの認知率は75.2%（前年より4.0ポイント増加）、制度内容の認知率は28.6%（前年より0.9ポイント増加）となった。

第６節　規制・制度改革等に関する取組み

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み

１．概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置されたＷＧ等において、規制・制度改革に関する議論が進められ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定されている。このうち、デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し等については、2021 年 11 月に設立された「デジタル臨時行政調査会」において議論・検討が進められている。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020 年９月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」（2013 年３月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

２．2022 事務年度に措置した規制・制度改革事項

（１）2022 年「規制改革実施計画」（2022 年６月７日閣議決定、以下「2022 年実施計画」という）に盛り込まれた事項

Ⅱ 実施事項

１．デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

⑴ 目視に係る規制の見直し

１　目視規制の見直しの着実な推進

⑵ 実地監査に係る規制の見直し

２　実地監査規制の見直しの着実な推進

⑶ 定期検査・点検に係る規制の見直し

４　定期検査・点検規制の見直しの着実な推進

⑷ 常駐・専任に係る規制の見直し

５　常駐・専任規制の見直しの着実な推進

⑸ 書面掲示に係る規制の見直し

８　書面掲示規制の見直しの着実な推進

⑹ 対面講習に係る規制の見直し

９　対面講習規制の見直しの着実な推進

⑺ 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し

10　往訪閲覧・縦覧規制の見直しの着実な推進

⑻申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

・行政手続デジタル化の基盤整備

11　共通基盤の整備

12　情報連携基盤の整備

13　情報システム調達を通じたデジタル化の推進

・行政手続のオンライン化の推進

14　行政手続のオンライン化の推進

15　性質上オンライン化が適当でないとされた手続の検証

・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

17　行政の手続におけるキャッシュレス化の推進

・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みの推進

18　行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みの推進

５．個別分野の取組

＜スタートアップ・イノベーション＞

⑴スタートアップに関する規制・制度の見直し

３　経営者保証制度に関する取組み

４　事業成長担保権の創設・整備について

＜デジタル基盤＞

⑴社会のデジタル化の基盤整備

２　インターネットバンキングの利用促進

※詳細については「規制改革フォローアップ（2023年６月１日規制改革推進会議公表）」参照
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/230601/followup.pdf

（２）「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に寄せられた提案に関する規制の見直し

金融庁関連の提案について、2022事務年度においては、185件の回答を行い、その一部については、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページを参照
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html

３．2023事務年度に取り組む規制・制度改革事項

2023年「規制改革実施計画」（2023年６月16日閣議決定）に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

Ⅱ 実施事項

１．デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

⑴ ７項目のアナログ規則等の見直し

３．個別分野の取組み

＜スタートアップ・イノベーション分野＞

⑴ スタートアップを促進する規制・制度見直し

１　海外起業人材の活躍に資する制度見直し

４　個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備

⑹ 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

14　企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

⑾ 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方

20　金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方

＜グリーン分野＞

⑵ 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等

28　太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供

また、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

４．行政手続きにおけるオンライン利用の促進

行政手続きにおけるオンライン利用の促進については、「規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でＰＤＣＡを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みを着実に推進する。」とされており、金融庁が所管している事業は、「役員又は主要株主の売買報告書の提出」と「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出」の２事業である。

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

１．本制度の概要

産業競争力強化法（2014 年１月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事

業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常、照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

２．本制度の実績

2022 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、新事業特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

第７節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について

金融庁は、2013 年以降、成長戦略の一環として、コーポレートガバナンスの向上を図り、中長期的な企業価値の向上とその果実の家計（アセットオーナー）への還元という日本経済全体の好循環を実現するため、コーポレートガバナンス改革を推進している。（別紙１参照）

2014 年２月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定（2017 年５月改訂・2020 年３月再改訂）、2015 年６月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定（2018 年６月改訂・2021 年６月再改訂）した。2015 年８月以降は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）において、両コードの普及・定着状況のフォローアップと、コーポレートガバナンスの更なる充実に向けて必要な施策の議論・提言が行われている。

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のとおり進捗が見られる。

① 独立社外取締役を３分の１以上選任する企業の割合
　2015 年：12.2%（東証一部） → 2023 年：93.7%（プライム市場）
② 指名委員会（法定・任意）を設置している企業の割合
　2015 年：10.5%（東証一部） → 2023 年：85.7%（プライム市場）
③ 報酬委員会（法定・任意）を設置している企業の割合
　2015 年：13.4%（東証一部） → 2023 年：87.6%（プライム市場）
④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関の数
　2014 年６月：127 機関 → 2023 年６月：327 機関
⑤ 個別の議決権行使結果と行使理由を公表する機関数
　2018 年 12 月：20 機関 → 2023 年６月：68 機関

こうしたなか、2022 年９月に行われたニューヨーク証券取引所における岸田総理大臣の講演において、「とても大切な政策の一つは、コーポレートガバナンス改革だ。（中略）近々、世界中の投資家から意見を聞く場を設けるなど、日本のコーポレートガバナンス改革を加速化し、更に強化する。」との発言があった。

これも踏まえ、金融庁において、「ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム」を設置し、海外投資家との意見交換を行ってきた。

当該フォーラムにおける意見や、昨事務年度実施した中間点検等を踏まえてコーポレートガバナンス改革の効果について検証し、フォローアップ会議（第 28 回）での議論を経て、2023 年４月、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを公表した。（別紙２・３参照）

また、近時、協働エンゲージメントの広がりや企業と投資家の建設的な対

話の重要性の高まり等、資本市場における環境変化を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度・実質株主の透明性のあり方について様々な課題が指摘されている。

これを受けて、2023 年３月２日開催の金融審議会総会・金融分科会において、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うことが諮問され、６月５日に第１回金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」が開催された。（別紙４・５参照）

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

（別紙1）

2013年 6月 **日本再興戦略**
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる。

2014年 2月 **スチュワードシップ・コード策定**

6月 **日本再興戦略 改訂2014**
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。

2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**

日本再興戦略 改訂2015
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。

8月 **スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置**

2016年 6月 **日本再興戦略 2016**
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。
そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

2017年 5月 **改訂版スチュワードシップ・コード公表**

6月 **未来投資戦略 2017**
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。

12月 **新しい経済政策パッケージ**
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。

2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**

未来投資戦略 2018
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。

2019年 6月 **成長戦略（2019年）**
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020 年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

2020年 3月 **再改訂版スチュワードシップ・コード公表**

7月 **成長戦略フォローアップ（2020年）**
「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進（…（中略）…事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。）、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。

2021年 6月 **再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**

成長戦略実行計画（2021年）
中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。
取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。
上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

2023年 4月 **「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」公表**

6月 **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年）**
コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを踏まえ、収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。

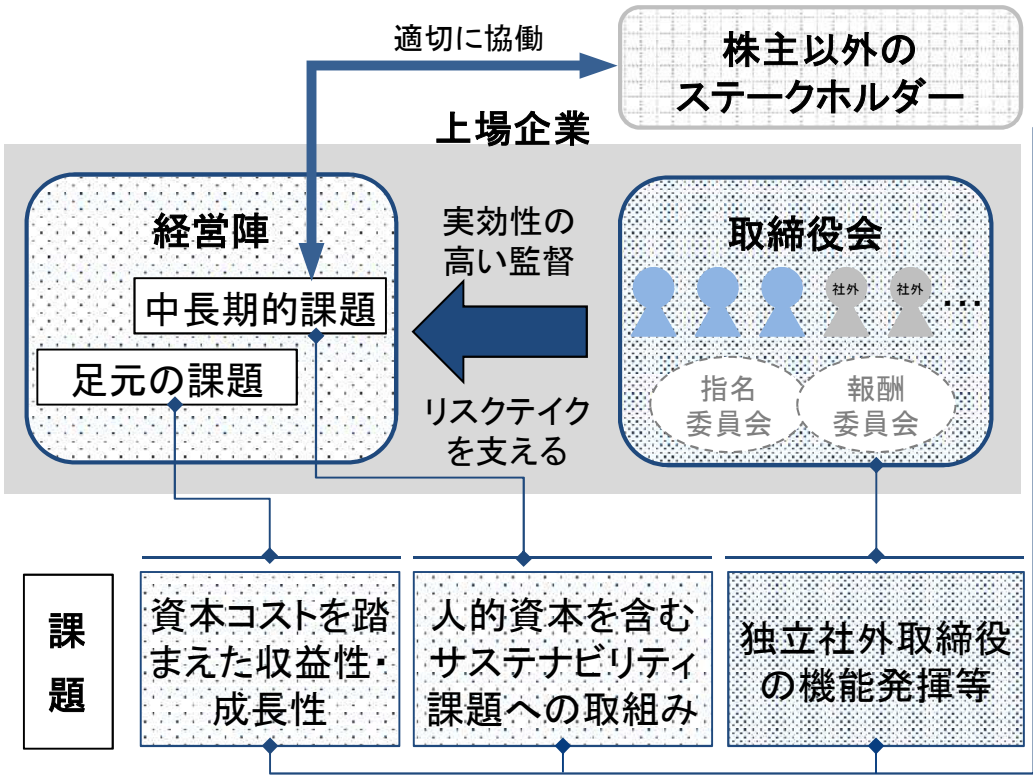
コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム　概要①（別紙2）

□ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、アクション・プログラムとして取りまとめ（2023年４月26日公表）。

今後の取組みに向けた考え方

- コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、企業と投資家の建設的な対話の促進や、企業と投資家の自律的な意識改革の促進を主眼とする
- 各コードの改訂時期については、必ずしも従前の見直しサイクルにとらわれることなく、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、その進捗状況を踏まえて適時に検討する

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題



具体的な取組み内容

A）収益性と成長性を意識した経営

資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）を促進する。

B）サステナビリティを意識した経営

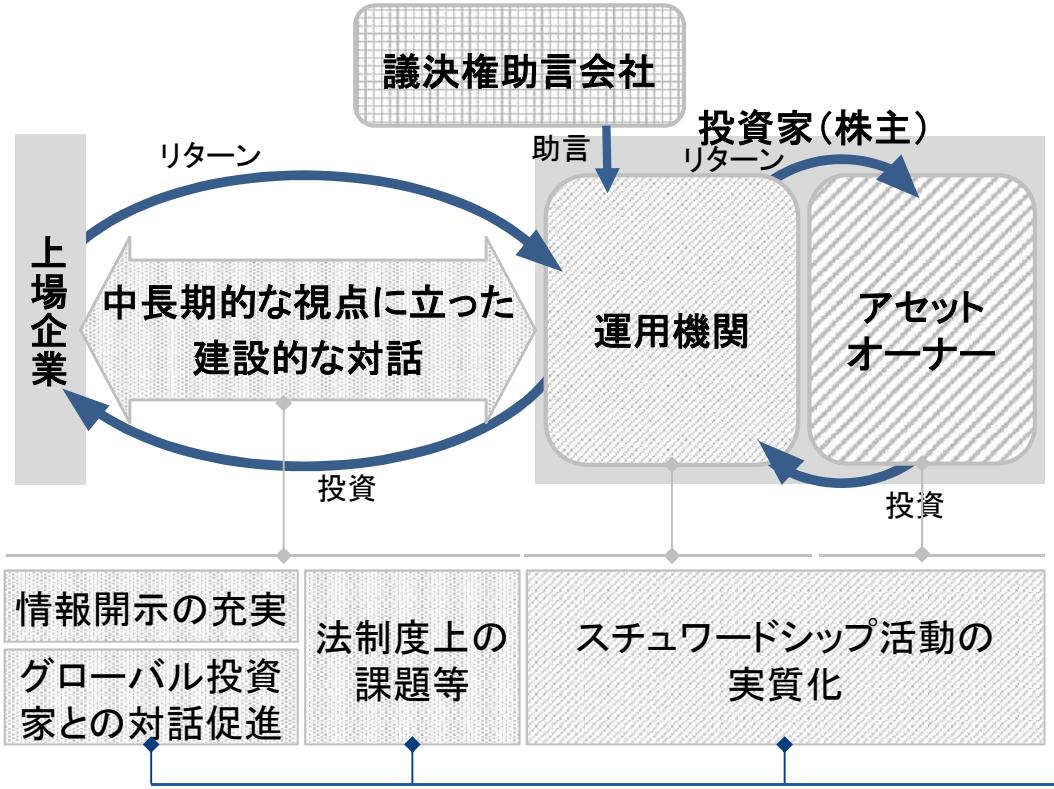
サステナビリティ開示の好事例集の公表等を通じて、サステナビリティ課題への取組みを促進する。
女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

C）独立社外取締役の機能発揮等

取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する実態調査・公表や、独立社外取締役への啓発活動等を通じて、更なる機能発揮を促進する。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム　概要②（別紙3）

2. 企業と投資家との対話に係る課題



具体的な取組み内容

A）スチュワードシップ活動の実質化

スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。

B）対話の基礎となる情報開示の充実

対話状況の開示や、エクスプレインの好事例・不十分な事例の明示に取り組む。
投資家が必要とする情報を株主総会前に提供する方策や、投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開示を促進する方策について検討を進める。

C）グローバル投資家との対話促進

グローバル投資家の期待に自律的・積極的に応える企業群の見える化や、英文開示の更なる拡充を通じて、グローバル投資家との対話を促進する。

D）法制度上の課題の解決

大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

E）市場環境上の課題の解決

従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進めるとともに、政策保有株式の縮減の進捗をフォローアップし、必要に応じて更なる検討を進める。

公開買付制度・大量保有報告制度に関する主な導入・改正の経緯

（別紙4）

□ 日本の公開買付制度は1971年に、大量保有報告制度は1990年にそれぞれ導入され、その後の市場環境の変化等を踏まえて改正されてきたが、2006年以降、大きな改正はなされていない。

1971年	● 米国の制度等を参考に公開買付制度を導入。10%以上の株券等を所有することとなる公開買付け（不特定かつ多数の者に対する市場外での買付勧誘）を行う場合に、公開買付届出書の提出等が必要とされた。
1990年	● 公開買付制度における10%基準が5%基準に見直されるとともに、英国の制度等を参考に3分の1ルール（3分の1超の株券等を取得する場合には、少数の者からの買付けであっても公開買付けによらなければならない）を導入。ただし、市場外取引のみを適用対象としたほか、全部買付義務を課さないなど、英国の制度等を一部採用せず。 ● 米国の制度等を参考に大量保有報告制度を導入。
2005-2006年	● 公開買付制度における3分の1ルールの適用対象に立会外市場内取引（ToSTNeT取引等）を含めるほか、株券等所有割合が3分の2以上となる公開買付けについて、全部買付義務が課された。 ● 大量保有報告制度における特例報告制度の適用範囲を明確化するとともに、EDINETによる提出義務化などが定められた。

近時の環境変化・課題

（別紙5）

□ 近時の市場環境の変化に伴い、公開買付制度・大量保有報告制度について様々な課題が指摘されているとともに、実質株主の透明性の在り方についても課題が指摘されている。

	環境変化	主な課題・指摘
公開買付制度	• 市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加 • M&Aの多様化	■ 公開買付規制の適用範囲（市場内取引の取扱い、閾値等）の見直し ■ 公開買付けの強圧性を解消・低減させるための方策 ■ 公開買付規制の柔軟化
大量保有報告制度	• パッシブ投資の増加 • 協働エンゲージメントの広がり • 企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり	■ 特例報告制度の適用要件の明確化 ■ 共同保有者の範囲の明確化 ■ 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱いの明確化
実質株主の透明性		■ 実質株主の透明性を図るための方策

第８節　自然災害等の被災者への対応

Ⅰ　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

地震や暴風、豪雨等の様々な自然災害により被災した個人債務者の生活や事業の再建を支援するため、2015 年９月２日に金融機関等団体の関係者等や、学識経験者等の関係機関により構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。同研究会において、東日本大震災での経験も踏まえながら、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）が同年 12 月 25 日に策定され、2016 年４月１日に運用が開始された。

なお、東日本大震災の被災者の私的整理による債務免除に係る金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、2021 年４月１日に自然災害ガイドラインに統合され、引き続き、同ガイドラインに基づき東日本大震災の被災者支援を行うこととされた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少することなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となる個人や個人事業主の生活や事業の再建を支援するため、同研究会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下「コロナ特則」という。）が 2020 年 10 月 30 日に策定され、同年 12 月１日に運用が開始された。（別紙１、２参照）

2022 事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく自然災害ガイドライン等を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、自然災害ガイドライン等の活用促進に関して、政府広報オンラインの活用、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）自然災害ガイドライン等の運用状況（2023 年６月 30 日時点）

	自然災害 （2016 年４月～）	コロナ特則 （2020 年 12 月～）	合計
委嘱件数	1,214	2,394	3,608
うち手続き中	26	520	546
債務整理成立件数	591	361	952

Ⅱ　東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用及び機構等が支援決定を行った事業者の事業再生に向けた支援に継続的に貢献していくよう促してきた。

（参考）　（2023 年６月 30 日時点）

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設　立	2011 年 11 月 11 日	2011 年 12 月 27 日	2011 年 12 月 28 日	2011 年 11 月 30 日	2012 年３月 28 日
買取決定	110 先	144 先	49 先	20 先	16 先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設　立	2012 年２月 22 日
支援決定	747 先

※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の申込受付は、2021 年３月に終了。

Ⅲ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等における 2022 年３月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年９月 22 日に、同年９月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については 2023 年３月３日に、報告内容を公表した。（詳細は「第３部第９章第５節」参照）

Ⅳ　2022 事務年度に発生した自然災害への対応

2022 年７月以降の大雨や 2023 年石川県能登地方を震源とする地震等の発災後、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。

金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。（別紙３参照）

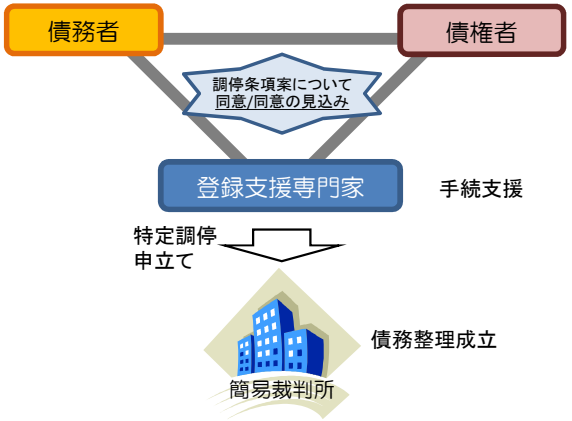
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について
（平成27年12月25日策定、平成28年４月１日適用開始）

（別紙１）

■ ガイドラインの概要

○　本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年４月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。

○　本ガイドラインにより債権者（金融機関等）との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益（信用情報への登録など）を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



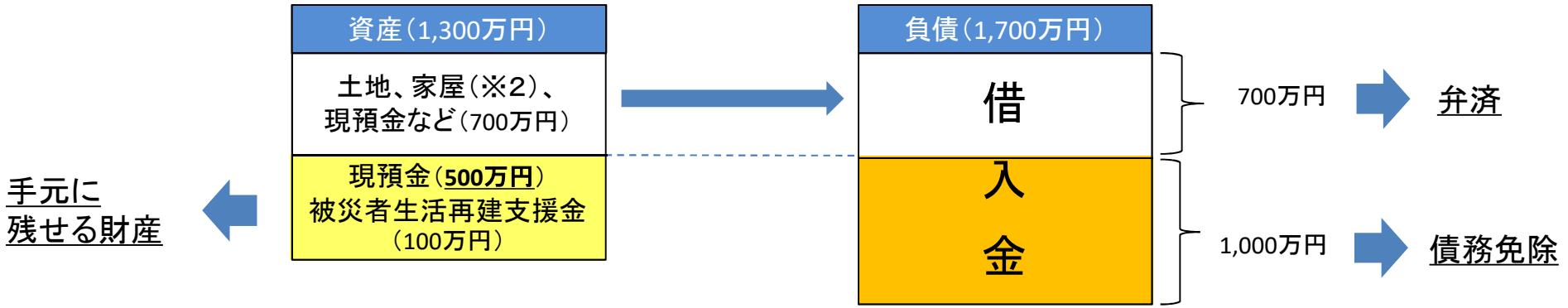
■ ガイドラインによる債務整理のメリット

○　被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。

○　破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。

○　国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

■ 債務整理のイメージ（例）※1



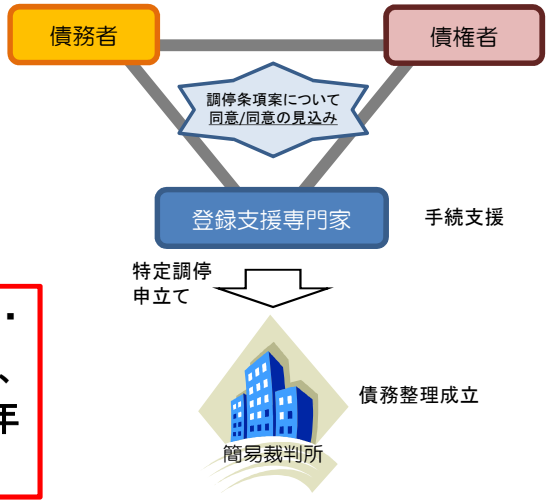
※1　上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。
※2　保有する資産（自宅跡地等）については、「公正な価額」（時価に相当する額）を分割弁済することにより、換価・処分せずに手元に残すことが可能。

（別紙2）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について（令和2年10月30日制定、令和2年12月１日適用開始）

■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

○　**自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。**災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、**令和２年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する（令和２年12月１日より適用開始）。**

■ コロナ特則の支援対象

○　新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和２年２月１日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

■ 主なポイント

○　従来の支援スキームに加え、**民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム（※）の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。**

※住宅資金特別条項による支援スキーム：住宅資金貸付債権（住宅ローン）については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。

○　特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。

○　破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。

○　国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

（別紙3）

災害救助法適用の状況（2022年7月1日～2023年6月30日）

○令和4年7月14日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
宮城県	7月15日（7月16日）	東北財務局	7月19日

○令和4年8月3日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山形県	8月3日（8月3日）	東北財務局	8月4日
新潟県	8月3日（8月4日）	関東財務局	8月4日
石川県	8月4日（8月4日）	北陸財務局	8月5日
福井県	8月4日（8月5日）	北陸財務局	8月5日
青森県	8月9日（8月9日）	東北財務局	8月10日

○令和4年台風第14号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山口県	9月18日（9月18日）	中国財務局	9月20日
高知県	9月18日（9月18日）	四国財務局	9月20日
熊本県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
大分県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
宮崎県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
鹿児島県	9月17日（9月17日）	九州財務局	9月20日
福岡県	9月18日（9月18日）	福岡財務支局	9月20日
佐賀県	9月18日（9月18日）	福岡財務支局	9月20日
長崎県	9月18日（9月18日）	福岡財務支局	9月20日

○令和4年台風第15号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
静岡県	9月23日（9月24日）	東海財務局	9月26日

○令和4年12月17日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	12月19日（12月19日）	関東財務局	12月20日

○令和４年12月22日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
北海道	12月23日（12月23日）	北海道財務局	12月26日
新潟県	12月22日（12月24日）	関東財務局	12月26日

○令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れ

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山形県	12月31日（12月31日）	東北財務局	１月４日

○令和５年１月24日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
鳥取県	１月25日（１月25日）	中国財務局	１月25日

○令和５年石川県能登地方を震源とする地震

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	５月５日（５月５日）	北陸財務局	５月６日

○令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
埼玉県	６月２日（６月３日）	関東財務局	６月５日
静岡県	６月２日（６月３日）	東海財務局	６月５日
茨城県	６月２日（６月５日）	関東財務局	６月６日
和歌山県	６月２日（６月５日）	近畿財務局	６月６日

第９節　新型コロナウイルス感染症への対応

Ⅰ　民間金融機関による事業者支援促進等のための施策

新型コロナウイルス感染症の影響や世界的な物価高騰等への対応等様々な課題に直面する中、金融庁は、事業者の資金繰りに支障が生じないよう、返済猶予や条件変更等の資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するよう累次の要請を行ったほか、金融機関との取引に係る相談窓口で受け付けた相談に関する事実関係の確認と、適切な対応の働きかけなどに取り組んだ。こうした中、金融機関においては、既往債務の条件変更等の資金繰り支援に積極的に応じており、条件変更の応諾率は約 99%で推移している。（別紙１参照）

さらに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、2022 年３月４日に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」（別紙２参照）の取組みを更に加速させた「中小企業活性化パッケージＮＥＸＴ」（別紙３参照）を関係省庁と連携のうえ策定し、９月８日に公表した。また９月９日には、同パッケージＮＥＸＴに掲げられた施策等も活用し、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めるよう、金融機関に対して要請を行った。（別紙４参照）

Ⅱ　事業者支援態勢構築プロジェクト

事業者の経営改善・事業再生・事業転換等の取組みを、金融機関、信用保証協会、商工団体、地方自治体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等の地域の関係者が連携・協働し、一体的かつ包括的に推進することが重要である。

こうした観点から、財務局が経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援にあたっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進した。具体的な取組事例は以下の通り。

ひとつの財務局・財務事務所では、県庁所在地以外においても商工団体と金融機関や支援機関の連携を深めるべきとの問題意識を踏まえ、県内各地域で、商工会議所の経営指導員と官民金融機関の営業店職員等を対象に、現場の取組みや地域課題についての意見交換会を開催。

ひとつの財務局・財務事務所では、事業承継に関する主な相談相手が顧問税理士であり、税理士を起点とした支援機関の連携強化が重要になるとの認識から、税理士会や自治体、経済産業局と連携し、事業承継・引継ぎ支援センター、官民金融機関等が、税理士に対し、事業承継支援に関する業務や態勢、具体的事例等を紹介する説明会を開催。

Ⅲ　国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際基準設定主体等における新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的に貢献した。

１．G20

G20においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、議長総括・首脳宣言が発出された。2022年７月以降に公表された議長総括・首脳宣言における主な関連記述の抜粋は、以下のとおり。

① G20財務大臣・中央銀行総裁会議議長総括（2022年７月16日）

- （前略）我々は、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関する金融安定理事会（ＦＳＢ）の中間報告書を歓迎し、11月の首脳サミットに先立つ最終報告書の政策検討に期待する。（後略）

② G20財務大臣・中央銀行総裁会議議長総括（2022年10月13日）

- （前略）我々は、11月の首脳サミットに先立つ、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するＦＳＢの最終報告書及びその金融安定上の課題に関する結論に期待する。（後略）

③ G20サミット首脳宣言（2022年11月16日）

- （前略）我々は、2022年末までに、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するＦＳＢの最終報告書及びその金融安定上の課題に関する結論がまとまることを歓迎する。（後略）

２．金融安定理事会（ＦＳＢ）

ＦＳＢは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「ＦＳＢ原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを2020年４月のG20向け報告書で公表、G20財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。ＦＳＢは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行ってきた。

※新型コロナ対応に関する「ＦＳＢ原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減

の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

2022 事務年度には、2022 年７月に「金融セクターにおける公平な回復を支援するための出口戦略及び新型コロナウイルス感染症の傷跡化する効果への対処：中間報告書」を公表、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、同年 11 月「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う金融面での政策対応：金融セクターにおける公平な回復の支援と傷跡化する効果への対処:最終報告書」を公表、G20 サミットで歓迎された。同報告書では、新型コロナウイルス感染症への各法域の政策対応と出口戦略等について整理した上で、グローバルに公平な回復の実現に向けた今後のＦＳＢの取組みが示されている。

３．バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

ＢＣＢＳは、金融危機後のバーゼル規制改革が銀行システムにもたらした影響の評価に関する作業の一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の初期の経験に基づき、同規制改革が銀行の強靭性と行動に及ぼした影響の評価を行い、2021 年７月に、「バーゼル規制改革に関する Covid-19 パンデミック初期の教訓」と題する報告書を公表した。2022 年 10 月、この報告書において示された、Covid-19 パンデミック時のバーゼル枠組みにおける資本・流動性バッファーの使用可能性やシクリカリティといった論点について実施した追加的な影響評価の結果を取りまとめ、「バーゼル枠組みにおけるバッファーの利用可能性とシクリカリティ」と題する報告書を公表した。

貸付条件の変更等の状況について
（令和２年３月10日から令和５年６月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	209,191	193,709	5,814	5,408	4,260	97.1%
地域銀行(100)	1,067,787	1,020,609	7,795	20,808	18,575	99.2%
その他の銀行(76)	1,449	1,265	106	16	62	92.3%
合計(185)	1,278,427	1,215,583	13,715	26,232	22,897	**98.9%**

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和５年６月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	27,641	24,098	938	506	2,099	96.3%
地域銀行(100)	56,414	48,719	1,567	833	5,295	96.9%
その他の銀行(76)	2,067	1,598	97	25	347	94.3%
合計(185)	86,122	74,415	2,602	1,364	7,741	**96.6%**

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	873,591	839,420	4,466	14,622	15,083	99.5%
信用組合(146)	149,119	144,819	395	1,718	2,187	99.7%
労働金庫(14)	17	17	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	4,474	4,334	23	53	64	99.5%
農協・漁協(614)	9,779	9,432	31	94	222	99.7%
合計(1072)	1,036,980	998,022	4,915	16,487	17,556	**99.5%**

・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	34,154	31,844	318	577	1,415	99.0%
信用組合(146)	6,323	6,054	50	60	159	99.2%
労働金庫(14)	7,273	6,419	310	77	467	95.4%
信農連・信漁連(43)	86	77	1	4	4	98.7%
農協・漁協(614)	5,832	5,502	20	59	251	99.6%
合計(1072)	53,668	49,896	699	777	2,296	**98.6%**

・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。

（別紙2）

中小企業活性化パッケージ
～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

2022年3月4日
経済産業省
金 融 庁
財 務 省

- 日本の企業数の99.7%、雇用の７割を占める**中小企業は成長と分配の好循環のエンジン**。
- **足下では**、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて**中小企業の事業継続を強力に支援**するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施（*）。（*）政府としても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%（21年12月末）
- こうした中、**年度末の資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請**するとともに、感染状況等を踏まえ、**融資期間の延長**をした上で**実質無利子・無担保融資、危機対応融資を6月末まで継続**。さらに、**日本公庫の資本性劣後ローンも来年度末まで継続**。
- 併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、**増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開する**。

Ⅰ．コロナ資金繰り支援の継続

年度末の資金需要への対応

①年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換・要請

→ 年度末の資金繰り支援等の徹底について、内閣府特命担当大臣（金融）及び経済産業大臣より金融機関に要請。

②セーフティネット保証４号の期限延長

→ 一般枠（上限2.8億円、80%保証）に上乗せした別枠保証（上限2.8億円、100%保証）の期限を延長【3月1日まで→**6月1日まで**】

来年度以降の資金需要への対応

①実質無利子・無担保融資、危機対応融資の継続等

→ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資（*）の期限を延長【今年度末→**6月末まで**】
（*）商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン

→ 返済負担を軽減するための融資期間の延長【運転資金15年→**20年**】

②日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの継続

→ 民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン（最大20年元本据置、上限額10億）を継続【**来年度末まで**】

③納税や社会保険料支払いの猶予制度の積極活用・柔軟な運用

→ 納税緩和制度に基づく猶予及び社会保険料の支払猶予制度（延滞税や延滞金を0.9%に軽減）の柔軟な運用（原則担保不要、口頭での事情説明も可など）を継続

中小企業活性化パッケージ
～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

2022年3月4日
経済産業省
金 融 庁
財 務 省

Ⅱ．中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

①認定支援機関による伴走支援の強化

→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による**計画実行状況のフォローアップや助言等を強化**【22年4月～】

②協議会による収益力改善支援の強化

→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特例リスケ支援を**収益力改善支援にシフト**【22年4月～】

事業再生フェーズ

①中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

→ **コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援**するファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進【順次】

②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】
- 補助率：3/4（中堅2/3）
- 補助上限額：従業員規模により500万～1500万円

③中小企業の事業再生等のガイドラインの策定
（経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）

→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援
→ ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**【22年4月～】

再チャレンジフェーズ

①経営者の個人破産回避のルール明確化

→ **個人破産回避に向け**、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、**金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

②再チャレンジに向けた支援の強化

→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を**廃業後の経営者まで拡大**【22年4月～】
→ 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開**【順次】
→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

→ 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置**。
→ 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

（別紙３）

中小企業活性化パッケージNEXT

～経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充と収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速～

2022年９月８日
経済産業省、金融庁、財務省

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等を展開するため、本年３月、**「中小企業活性化パッケージ」（資金繰り支援、収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援）を公表**。
- その後、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（本年4月26日）」により、**日本公庫等の実質無利子・無担保融資等の期限を本年９月まで延長**。
- 事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、コロナ貸付の申請件数等を踏まえ、**ポストコロナへの段階的移行を図りつつ（伴走支援型特別保証の上限引上げ、スーパー低利・無担保融資の継続・貸付上限の引上げ、無利子・危機対応融資の終了等）**、コロナ融資の返済負担軽減策の検討など**コロナ資金繰り支援の継続・拡充**を図る。
- また、**物価高騰対策**として、価格転嫁の促進と併せて、**セーフティネット貸付の金利引下げ措置の期限を延長**する。
- 更に、中小企業活性化協議会等による**収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させるための措置**を講じる。

Ⅰ．経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充

ポストコロナに向けた段階的移行

①伴走支援型特別保証の拡充

→ 金融機関による伴走支援を条件に、保証料を引き下げる（0.85%→0.2%等）特別保証（100%保証等、年度末まで）について、前向き投資を促すために保証限度額を引き上げ【6,000万円→**１億円**】

※前向き投資には事業再構築補助金や生産性革命推進事業等が活用可能(参考参照)

②日本公庫等のスーパー低利・無担保融資の継続【来年3月末まで】・拡充＋無利子・危機対応融資（商工中金・政投銀）の終了（9月末申込分まで）

→ 低利融資の対象となる貸付限度額を引き上げ【3億円→**4億円（中小事業）**】

→ スーパー低利・無担保融資（コロナ特貸）の期限を延長【9月末→**年度末まで**】

※貸付期間5年　中小事業：0.16%、国民事業：0.31%

コロナ資金繰り支援等の継続・拡充

①セーフティネット保証４号（別枠（上限2.8億円）、100%保証）**の期限延長**【9月末→**12月末まで**】

②セーフティネット貸付（物価高騰対策）の金利引下げ（▲0.4%）**期限延長**【9月末→**12月末まで**】

※貸付期間5年　中小事業：0.66%、国民事業：1.41%

③借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討

④事業者の資金繰り支援等のための金融機関等への要請

1

Ⅱ．中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

①認定支援機関による伴走支援の強化

②中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化

事業再生フェーズ

①中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

③中小企業の事業再生等のガイドラインの策定
（経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）

再チャレンジフェーズ

①経営者の個人破産回避のルール明確化

②再チャレンジに向けた支援の強化

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

→ 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。**
→ 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

更に加速するための追加措置

○収益力改善支援実務指針の策定

→ 支援機関向けに、収益力改善支援の**実務指針を策定。**経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保。

①再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設

→ 中小機構が出資する再生ファンドについて、**民間出資者に優先分配する仕組みの創設。**

②再生系サービサーを活用した支援スキームの創設

→ **中小企業活性化協議会との連携による、再生系サービサーを活用した支援スキームの創設。**

③金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進

○経営者の個人破産回避に向けた取組の促進

→ **再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年中にとりまとめ。**

→ **融資先の廃業時等に「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理を行った割合を把握**するなど、金融機関に対して、よりきめ細かいフォローアップを行う。

中小企業活性化協議会の機能強化

→ **飲食業・宿泊業支援専門窓口の設置**
→ **信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局の間で連携協定を締結。**民間無利子融資先を中心に、収益力改善等を連携して支援。
→ 中小企業活性化協議会（416人体制で稼働中）について、**サテライトでの相談対応**（17協議会）を行うことで体制を強化。
→ 地域金融機関職員を再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣する**トレーニー制度の拡充。**

2

（参考）中小企業の前向きな投資を後押しする支援策

- ポストコロナに向けた中小企業の前向きな投資を後押しするため、**「事業再構築補助金」**及び**「生産性革命推進事業」**等の政策措置を導入。
- **最低賃金・賃上げや原材料高などの外的環境の変化に即応して政策メニューを機動的に追加**するとともに、**グリーン成長・デジタル化などの成長への投資**に対しても力強く支援。

事業再構築補助金

予算総額
1兆8,608億円

令和2年度補正　:1兆1,485億円
令和3年度補正　:　6,123億円
令和4年度予備費:　1,000億円

- **新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**等の中小企業による**意欲的な投資を支援**。
- 第5回公募までで、累計**44,890件を採択**。製造業、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業で全体の5～6割を占める。

類型	通常枠	回復・再生応援枠	最低賃金枠	大規模賃金引上枠	緊急対策枠	グリーン成長枠
補助上限	8,000万円	1,500万円	1,500万円	1億円	4,000万円	中小1億円 中堅1.5億円
補助率（原則）	2/3	3/4	3/4	2/3	3/4	1/2

最低賃金・賃上げ　ウクライナ情勢 原油価格・物価高騰　グリーン化

生産性革命推進事業

予算総額
9,601億円

令和元年度補正:3,600億円
令和2年度補正 :4,000億円
令和3年度補正 :2,001億円

- **生産性向上のための設備投資**等を支援。

【ものづくり補助金】

類型	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠
補助上限	1,250万円	1,250万円	1,250万円	2,000万円
補助率（原則）	1/2	2/3	2/3	2/3

デジタル化・グリーン化

【持続化補助金】

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠、創業枠、後継者支援枠	インボイス枠
補助上限	50万円	200万円	200万円	100万円
補助率（原則）	2/3	2/3	2/3	2/3

最低賃金・賃上げ

【IT導入補助金】

類型	通常枠	デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
補助上限	A類型:150万円 B類型:450万円	会計・ECソフト:50万円	PC・タブレット:10万円 レジ・発売機:20万円	100万円
補助率（原則）	2/3	3/4以内	1/2以内	1/2

デジタル化

3

（別紙4）

令 和 4 年 9 月 9 日

各協会等　代表者　殿

内閣総理大臣　岸田　　文雄
財務大臣兼金融担当大臣　鈴木　　俊一
厚生労働大臣　加藤　　勝信
農林水産大臣　野村　　哲郎
経済産業大臣　西村　　康稔

「中小企業活性化パッケージ NEXT」を踏まえた事業者支援の徹底について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の事業者支援と感染拡大防止の両立にご尽力いただいていますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り等の事業者支援については、令和２年１月以降、２年超にわたり着実に取り組んできた一方で、収益力改善や事業再構築、新分野進出など、前向きな取組への資金需要が増加するなど、必要となる支援にも徐々に変化が見られます。

こうした中で、経済産業省・金融庁・財務省においては、DX などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、本年３月に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」の取組を更に加速させた「中小企業活性化パッケージ NEXT」を本年９月８日に新たに策定・公表したところです。

つきましては、官民の金融機関等における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

１．世界的な物価高騰への対応など様々な課題に直面する中、改めて、中小企業のみならず、大企業・中堅企業を含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を引き続き徹底すること。その際、申込期限が延長された日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の積極的な活用に努めること。

２．貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しているものの、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、すでに元金返済を開始している事業者も含め、申込みを断念さ

せるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。

3．民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い[1]を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

4．実質無利子融資及び新型コロナウイルス感染症に関する事案に係る危機対応業務による融資を実施する金融機関においては、当該融資が本年9月末に申込期限を迎えることを踏まえ、顧客への周知や、駆け込みの申込みに対応可能な態勢整備に万全を期すこと。

5．10月以降についても、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金など[2]について、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、保証限度額が拡充された伴走支援型特別保証や、上限額が引き上げられた日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）の積極的な活用に努めるなどにより、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。

6．こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関が密に連携し、「中小企業活性化パッケージNEXT」に掲げられた施策も活用の上、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含めた事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。

7．信用保証協会を含む官民金融機関等は、収益力改善や事業再構築など前向きな取組に対する資金需要への対応や、事業再生支援のため、資本性資金の供給や債権買取等が可能な株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の全国をカバーするファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣

---

1 詳細は、金融庁HP“「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”（https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html）を参照。

2 例えば、DX投資を通じた非接触型ビジネスモデルへの転換といった新分野進出などの前向きな取組に向けた投資に要する資金など。

後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても紹介するとともに、民間金融機関においては、同ローンのほか、同ファンド等の活用についても積極的に検討すること。

第10節　消費者行政に関する取組み

Ⅰ　経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、令和２年３月31日、令和２年度から６年度までの５年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された（令和３年６月15日改定）。

消費者基本計画には、５年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

Ⅱ　工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。（別紙１参照）

工程表では、消費者基本計画における各種施策について、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）を設定している。

工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、消費者白書において公表している。

Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

重点項目７　成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進

重点項目13　消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備

重点項目７．成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進

※Well-being 関連

消費者基本計画対象箇所	成年年齢引下げについて、国民各層へ、2022 年４月から施行される民法の改正内容の周知を行うこと、若年者向けの貸付けを実施する際に返済能力を確認するために事業者が行う自主的取組の充実を促すことなど、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の枠組みを基に対応を進める。

目標	・若年者が返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者における日本貸金業協会が策定した自主ガイドラインの遵守状況や若年者への貸付状況についてモニタリングを行う。（金融庁） ・若年者への消費者教育の推進による消費者被害の防止・減少（消費者市民社会の実現）（消費者庁、文部科学省） ・電気通信分野における成年年齢引下げに伴う若年層の消費者トラブルの発生を防止する。（総務省） ・若年者の与信が過大にならないよう、成年年齢引下げ後の若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況のモニタリングを行う。（経済産業省）		
KPI（アウトプット指標）	１消費者教育連携・協働推進全国協議会の参加者数【参加者数の増加】（文部科学省） ２消費者庁　若者ナビ！のリーチ数【増加】（消費者庁）		
KPI（アウトカム指標）	初期	中期	最終
	１地域での若年者向け消費者教育関連事業（講座等）の実施割合【令和５年度に 15%以上】（消費者庁） ２若年者の契約等消費生活（消費者被害）に関する知識の正答率【令和５年度に 38%以上】（消費者庁） ３教育委員会において、	１被害の未然防止のための行動ができる若年者の割合【令和５年度に 53%以上】（消費者庁） ２被害に遭った際に相談等行動できる若年者の割合【令和５年度に 78%以上】（消費者庁）	１消費者被害に遭った若年者の割合【令和５年度に 18%以下】（消費者庁）

	現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合【取組割合の増加】（文部科学省） ４大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合【取組割合の増加】（文部科学省）		
取組	令和５年		
	a「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン」に基づき、必要な施策を実施（消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁） b 貸金業者における日本貸金業協会が策定した自主ガイドラインの遵守状況や若年者への貸付状況についてモニタリングを継続（金融庁） c 令和４年に引き続き「インターネットトラブル事例集」において、成年年齢引下げに伴う注意事項や相談窓口に関する情報を記載（総務省） d 割賦販売法に基づく監督・検査により、成年年齢引下げ後の若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況をモニタリング（経済産業省） e 若年者に対する消費者トラブル防止に関する普及啓発の実施（消費者庁）		
	令和６年		
	a 令和５年の取組 a～d を引き続き実施（金融庁、総務省、消費者庁、法務省、文部科学省、経済産業省）		
	令和７年以降		
	a 令和５年の取組 b、c を引き続き実施（金融庁、総務省）		

重点項目 13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備

消費者基本計画対象箇所	消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）及び消費者教育の推進に関する基本的な方針（2013 年６月閣議決定）に基づき、消費者教育推進会議での議論を踏まえつつ、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じ、体系的に消費者教育を推進する。 小学校、中学校、高等学校における学校教育については、新たな学習指導要領において消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、引き続き、学習指導要領の周知・徹底を図る。

目標	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進による消費者被害の防止・減少（消費者市民社会の実現）（消費者庁）		
KPI（アウトプット指標）	１消費者教育連携・協働推進全国協議会の参加者数【令和５年度に 900 人以上】（文部科学省） ２国民生活センターにおける消費者教育推進のための研修の実施状況【独立行政法人国民生活センター中期目標に準じる／毎年度】、国民生活センターにおける消費者教育推進のための研修受講者数（消費者庁） ３消費者教育コーディネーター会議の参加者数【令和５年度に 100 人以上】（消費者庁） ４事業者向け研修の実施状況・受講者数（消費者庁） ５消費者教育ポータルサイトのアクセス件数、教材件数、取組件数、講師派遣団体数【アクセス件数 38 万件】（消費者庁）		
KPI（アウトカム指標）	初期	中期	最終
	１消費者教育推進計画の策定状況【令和６年度に指定都市及び中核市で 50%以上】（消費者庁） ２消費者教育地域協議会の設置状況【令和６	１被害の未然防止のための行動ができる消費者の割合【令和５年度に 48%以上】（消費者庁） ２被害に遭った際に相談等行動できる消費	１消費者被害に遭った人の割合【令和５年度に 15%以下】（消費者庁）

	年度に指定都市及び中核市で 50%以上】（消費者庁） ３消費者教育コーディネーター配置済の地方公共団体の数【令和６年度に 47 都道府県での配置】（消費者庁） ４地域サポーター配置済の地方公共団体の数【令和６年度に配置都道府県数増加】（消費者庁） ５教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合【令和５年度に 50%以上】（文部科学省） ６大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合【令和５年度に 65%以上】（文部科学省） ７地域での消費者教育関連事業（講座等）の実施割合【目標：令和５年度に 40%以上の自治体での実施】（消費者庁） ８契約等消費生活（消費者被害）に関する知識	者の割合【令和５年度に 70%以上】（消費者庁） ３被害防止のために周囲に働き掛けできる消費者の割合【令和５年度に 27%以上】（消費者庁）	

	の正答率【目標：令和５年度に38%以上】(消費者庁)		
取組	令和５年		
	a消費者教育推進会議及び「消費者力」育成・強化WTの開催（消費者庁） b消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づくライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進（消費者庁） c消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信（消費者庁） d 消費者教育コーディネーターの配置・育成に向けた取組支援（消費者庁） e「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン」に基づき、必要な施策を実施（消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁） f 国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を実施（消費者庁）		
	令和６年		
	a 令和５年の取組を引き続き実施（消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁）		
	令和７年以降		
	a 令和６年の取組を引き続き実施（消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁）		

第11節　障害者施策への対応

Ⅰ　概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015 年２月 24 日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016 年４月１日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」）を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016 年４月１日施行）。

令和６年４月１日からの改正障害者差別解消法（令和３年６月公布）の施行に向け、対応要領及び対応指針の改正作業を進めた。

Ⅱ　対応要領、対応指針の改正に係る取組み及びアンケート調査等の実施

改正障害者差別解消法の施行に向けた対応要領、対応指針の改正に係る取組みとして、障がい者団体とのヒアリングを実施した。

銀行等に対するアンケート調査のほか、障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施した。その結果も踏まえ、障がい者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促した。

保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障がい者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障がい者に対する利便性向上の取組みを促すとともに、保険会社向けの総合的な監督指針を改正した。

また、職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、ポータルサイトや庁内広報誌を通じて全職員に対し周知を図った。

第 12 節　高齢者等への対応に関する取組み

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2022 事務年度には、以下の取組み等を行った。

- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果（注）の公表を通じて、各金融機関による導入を促した。
  （注）2022 年３月末時点において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める後見制度支援預貯金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は引き続き増加し、約 69%となった。
- 預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理について周知徹底されるよう促した。
- 認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁公式Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）において当該取組みについて周知・広報を行った。

第 13 節　預金取扱等金融機関の旧姓使用への対応に関する取組み

経済社会活動の様々な場面での旧姓の通称使用の拡大は、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進の一環として、政府全体が今後重点的に取り組む事項として定められている。

こうした中、預金取扱金融機関における口座開設等での旧姓の通称使用に関する対応状況や課題等を詳細に把握することを目的としたアンケート調査の結果を公表したほか、調査結果を踏まえ、預金取扱金融機関との意見交換会において、旧姓名義による口座開設等に関する取組みを促した。また、預金取扱金融機関における課題等の把握を通じ、取組みの促進に向けた対応の検討を行った。

第14節　サステナブルファイナンスに関する取組み

Ⅰ　国内動向

１．サステナブルファイナンス有識者会議

2020年12月に設置した「サステナブルファイナンス有識者会議」における議論を踏まえ、2021年６月、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理などに関する提言を取りまとめた報告書を公表した。

2022年７月には、こうした施策の進捗と新たな課題を整理・提言する第二次報告書を公表した。

2022事務年度は、施策の大きな柱は引き続き維持しつつ、特にこの１年間の環境変化や施策の動向・状況を取りまとめ、新たに生じた課題及び認識された論点等を評価し、課題の全体像や施策の方向性を改めて整理した「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書ーサステナブルファイナンスの深化ー」を公表した。

２．企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年６月公表）を踏まえ、有価証券報告書等においてサステナビリティ情報の「記載欄」の新設等を行う内閣府令等の改正を行い（2023年１月公布・施行）、サステナビリティ情報の開示が求められることとなった。

３．市場機能の発揮

2022年12月、ＥＳＧ評価の透明性・客観性等を確保する観点から「ＥＳＧ評価・データ提供機関に係る行動規範」を最終化し、2023年６月末時点におけるＥＳＧ評価機関の本行動規範への賛同状況を同年７月に公表した。また、2022年５月に公表した「資産運用業高度化プログレスレポート2022」において取りまとめた「ＥＳＧ投信を取り扱う資産運用会社への期待」等も踏まえ、ＥＳＧ投信の範囲を定めるとともに、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2023年３月に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正した。

さらに、カーボン・クレジット取引の本格化に向け、2022年12月に「カーボン・クレジットの取扱いに関するＱ＆Ａ」を公表し、金融機関等の業務範囲規制上の整理を行った。

４．金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

地方銀行（49行）から収集した貸出明細や地理データ等を活用し、地方銀行の気候関連リスクの特徴を把握する試行的な分析を実施し、2023年６月に公表した。

また、金融庁と金融機関の対話の着眼点を整理した2022年７月に公表の「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を踏まえ、脱炭素について金融機関と企業との間でエンゲージメントを促進していくため、2022年10月に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を立ち上げた。2023年６月には、同検討会での議論を、脱炭素に向けた金融等の取組みに関する提言（ガイド）として報告書を取りまとめ、公表した。

５．その他横断的な課題

国内外で関心の高まる社会・環境的効果と投資収益の実現を図るインパクト投資の基本的意義、推進に向けた課題等について議論するため、2022年10月にサステナブルファイナンス有識者会議の下に「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、2023年６月に報告書を公表した。報告書では、インパクト投資の基本的考え方や要件を「基本的指針（案）」として取りまとめている。

また、サステナブルファイナンスの専門知見を有する人材の育成・充実が課題として指摘される中、2022年12月に「人材育成スキルマップ」を公表した。また、同スキルマップの構成を基にしつつ、特に人材が不足する分野や育成方法の実態を把握するため、金融機関向けのアンケートを実施し、その結果を2023年６月に公表した。

Ⅱ　国際動向

１．国際的な議論への貢献

脱炭素社会の実現に向けて、企業や金融機関の着実な移行を支えるトランジション・ファイナンスに関する国際的な議論の発展に貢献した。ＩＰＳＦ[1]では、トランジション・ファイナンスに関する作業部会の共同議長を務め、ＣＯＰ27の期間中（2022年11月）に報告書を公表した。また、2023年５月には、日本が議長国を務めるＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議および広島サミットの声明において、トランジション・ファイナンスの重要性を共有した。あわせて、Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議では、移行のフォワードルッキングな進捗評価を可能にすることや、ファイナンスド・エミッションの軌跡を説明することにより、公的・民間セクターが、トランジション・ファイナンスの促進に資する情報の入手可能性と信頼性を強化することを奨励している。

また、気候関連リスクの測定におけるシナリオ分析の重要性の高まりを受けて、国内施策に資するよう、2023年６月に、「ＮＧＦＳシナリオ第三版に関する調査」報告書を公表した。

さらに、生物多様性も含めた自然資本については、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）における議論や、ＮＧＦＳの自然関連リスクに係るタスクフォースでの議論への参加を通じて、考察を深めた。

---

[1] ＩＰＳＦ：International Platform on Sustainable Finance とは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームのこと。

ＦＳＢや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、ＩＯＳＣＯでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

第15節　ウクライナ情勢への対応

Ⅰ　概要

2022年２月のロシアによるウクライナ侵略を受け、我が国は、Ｇ７を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアの一部銀行に対する資産凍結などを含む金融分野での制裁やロシア関係者・団体に対する資産凍結、ロシア産原油及び石油製品に係るプライスキャップ制度の実施等の対露制裁措置を講じるなど事態の改善に向けて取り組んだ。金融庁としても、金融機関に対し、国内外の制裁に係る法規制等に則った対応の着実な実施を求めるとともに、日本の金融システムに与える影響等をモニタリングするなどの対応を行った。

Ⅱ　金融機関に対するモニタリング

ウクライナ情勢を受けて、本邦大手金融機関のロシア向けエクスポージャーの状況や顧客企業への影響等についてヒアリングを実施した。

また、資源価格の高騰や供給制約等の経済・社会情勢の変化が与信先企業に与える影響や、市場環境の変化が金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響についても、引き続き情報収集を行った。

Ⅲ　金融機関の対応に関する要請

１．ウクライナ避難民の方々への金融サービス提供に係る要請

2022年９月５日に各預金取扱金融機関に対し、来日したウクライナ避難民がより円滑に金融サービスを利用できるよう要請した。

Ⅳ　国際的な議論への貢献

2022年２月のロシアによるウクライナ侵略以降、ウクライナ情勢が金融安定等に与える影響について、国際会議等の場で主に以下の議論が行われた。金融庁は、各会議等の一員として、当該議論に貢献した。

１．Ｇ７

Ｇ７では、ロシアに対する制裁対応等が議論され、複数の声明が公表された。2022年７月以降に公表された声明における主な関連記述の抜粋は、以下のとおり。

- ロシアのウクライナに対する侵略戦争に対する一致した対応に関するＧ７財務大臣声明（2022年９月２日）

  エルマウ・サミットにおいて、Ｇ７首脳はロシアが侵略戦争か

ら利益を得ることを阻止し、世界的なエネルギー市場の安定を支援し、負の経済的波及効果、特に低・中所得国へのものを最小化するという共通のコミットメントを再確認した。この合意を実行するため、本日、我々は、ロシア産の原油及び石油製品の世界的な海上輸送を可能にするサービスの包括的禁止を最終化し実施するとの共通の政治的な意図を確認する。そうしたサービスの提供は、当該石油及び石油製品が、この上限価格を遵守しかつ実施する国々から成る幅広い連合により決定される価格（「上限価格」）以下で購入される場合のみ許容されることとなる。

上限価格は、サービス提供者が上限価格以下で販売されるロシアの海上輸送の石油及び石油製品に関連するビジネスを継続することのみを許可することにより、ロシアの戦争が世界のエネルギー価格に及ぼす影響、特に低・中所得国に及ぼすものを抑制しつつ、ロシアの収入とロシアの侵略戦争の財源確保能力を減少させることに特化して設計されている。それゆえ、この措置は、強固な世界的枠組みを通じて一貫性を確保しつつ、既存の制裁、特にＥＵの第６次制裁パッケージに立脚し、その範囲を拡大するものであろう。我々は、一時的な輸入上限価格の導入の実現可能性を含め、エネルギー価格の上昇を抑制する方策を国際的なパートナーと共に探求するという欧州連合の決定を歓迎する。

我々の、多様な国々及び主要な利害関係者との広範かつ継続的な関与に沿い、我々は、全ての国が上限価格の設計についてインプットを提供し、この重要な措置を実施するよう求める。我々は、この取組の有効性を最大化するために広範な連合の設立を目指すとともに、ロシアの石油及び石油製品を依然として輸入しようとする全ての国に対し、上限価格以下の価格においてのみ輸入することにコミットすることを強く促す。我々は、ロシアの石油及び製品を自国の国内市場からフェーズアウトするという我々自身の措置を再確認し、上限価格措置が、世界的な石油価格の圧力を緩和し、そのような輸入を継続する国による上限価格以下でのロシア産石油への継続的アクセスを可能にすることにより、石油輸入国を世界的に支援することを目的としていることを強調する。（後略）

我々は、我々のパートナーとともに、それぞれの国内的及び法的手続を通じて、我々の法域内における本措置の最終化及び実施に早急に取り組むことにコミットする。（中略）我々は、ＥＵの第６次制裁パッケージに含まれる関連措置のタイムラインと実施を一致させることを目指す。

最初の上限価格は各種の技術的なインプットに基づいた水準に設定され、各法域における実施に先立って連合全体によって決定される。上限価格は、明確かつ透明性のある方法で公に伝達さ

れる。上限価格の有効性と影響は注意深く監視され、価格水準は必要に応じ再検討される。

我々は、実際の上限価格の実施は、あらゆる関連する種類の契約をカバーする記録管理及び証明手続モデルに基づくことを想定する。我々は、法域を超えて一貫した実施を確保することを目指す。実施にあたっては、市場参加者の事務的な負担を最小化しつつ、上限価格体制を回避する可能性を制限することを目指すこととする。我々は、最終的な設計及び実施の観点から、透明性とコンプライアンスを強化し、想定される上限価格以下で貿易が続いていくことを可能とするべく、多様な国々及び利害関係者に引き続き関与する。我々は、この連合が、コンプライアンスを確保し、モニタリング及び監督を可能にするため、法域を超えた協力の枠組みを確立することを想定する。運用開始後、この連合は上限価格の有効性を確保するため、更なる行動を検討する可能性がある。上限価格措置は、適切な時期に、検証され、再検討される。

● ロシアのウクライナに対する侵略戦争の世界経済への影響とウクライナに対するＧ７の支援に関するＧ７財務大臣・中央銀行総裁声明（2022 年 10 月 12 日）

我々はまた、最近のボラティリティを踏まえ、国際的な市場を注意深く監視し続け、金融安定理事会によるモニタリングと分析を歓迎する。（後略）

我々は、2022 年９月２日のＧ７財務大臣声明を想起しつつ、ロシア産の原油及び石油製品の世界的な海上輸送を可能にするサービスの包括的禁止を最終化し実施するとの共通の政治的な意図を再確認する。そうしたサービスの提供は、当該石油及び石油製品が、上限価格以下で購入される場合のみ許容されることとなる。我々は、オーストラリアがこの上限価格を課す国々の連合に参加したことを歓迎する。我々は、当該連合が９月の立ち上げ以来、全ての主要な側面で顕著な進展をしてきたこと、ＥＵの第６次制裁パッケージに含まれる関連措置のタイムラインと実施を一致させるべく取り組み続けていることを確認する。我々は、上限価格措置が、世界的な石油価格を安定させ、既にロシアの歳入に下方圧力を掛けていることにより、ロシアの侵略戦争によって悪化したエネルギー及び食料価格の高騰に苦しんでいる国々、とりわけ脆弱な低・中所得国にとって、特に有益となる可能性を有するであろうことを強調する。我々はそしてまた、全ての国の産業が、購入が上限価格かそれ以下であれば、その国の正式な連合への参加に関わらず、連合の海上サービスを利用し続けることができることを強調する。

● Ｇ７首脳声明（2022 年 12 月 13 日）

我々は、ロシア産の原油及び石油製品を我々の国内市場からフェーズアウトさせる我々の意図を再確認する。2022 年 12 月５日の週に、我々のそれぞれの管轄下で海上輸送されるロシア産原油に対する上限価格が施行され、ロシアがウクライナに対する侵略戦争からロシアが利益を得ることを制限し、世界のエネルギー市場の安定化を支援し、及び特に低中所得国へのロシアの侵略戦争による負の経済的影響を限定するという我々のコミットメントを実現している。我々は、海上輸送されるロシア産の原油及び石油製品を輸入することを求める第三国が上限価格を活用することを奨励する。我々は、ロシア産の石油製品に対する上限価格を 2023 年２月５日に施行するという我々の決定を改めて表明する。

● ロシアのウクライナに対する侵略戦争とその世界経済への影響に関するＧ７財務大臣・中央銀行総裁声明（2023 年２月 23 日）

我々は、ロシアの侵略戦争に対する我々の協調した経済的措置への共通のコミットメントを再び強調する。我々の制裁は、ロシアが不法な戦争を遂行する能力を顕著に低下させてきた。我々は引き続き、制裁の効果を注意深く監視し、必要に応じて更なる行動をとる。また、我々は、我々の制裁の遵守を確保し、制裁の回避あるいは迂回の試みを阻止するために、パートナーとともに引き続き緊密に連携して取り組む。この文脈で、我々は他の国々にも我々の対ロシア制裁に参加するよう呼び掛ける。

（前略）昨年 12 月に実施されたロシア原産の海上輸送される原油への上限価格の導入に続き、今月、上限価格連合は更に、ロシア原産の石油製品に対し上限価格を課した。我々は、世界のエネルギー市場の安定を支援し、ロシアの侵略戦争による特に低・中所得国への負の経済的波及効果を抑えつつ、ロシアがウクライナに対する侵略戦争から利益を得ることを防止するという上限価格政策の目標に関して、既に進展しつつある。（中略）我々は、石油及び石油製品の上限価格を執行し、その回避又は迂回の試みを阻止するために、パートナーと共に、引き続き緊密に連携して取り組む。

（前略）我々は国際的な市場を注意深く監視し続け、金融安定理事会による進行中のモニタリング及び分析と、脆弱性に対処するための同理事会の作業を歓迎する。（後略）

● Ｇ７首脳声明（2023 年２月 24 日）

我々は、違法な侵略を行うロシアの能力に更に対抗するために、Ｇ７及びパートナー国がこれまでに実施してきた前例のない協調された制裁及びその他の経済的措置を強化するという我々の

コミットメントを再確認する。我々は、今後数日から数週間のうちに、ロシアに対する新たな協調された経済的行動を講じることを通じて、共同戦線を張ることに引き続きコミットしている。具体的には、我々は、各々の法的権限及び手続並びに国際法と整合的な形で、以下の新たな措置を講じる。

（i）我々は、我々の措置の遵守と実施を強化し、ロシアがＧ７の経済から得る利益を否定するために、実施調整メカニズムの設立を通じて回避や迂回を防止し対応することなどにより、既に講じた経済的措置を維持し、完全に実施し、拡大する。（中略）

（iii）我々は、輸出禁止並びに海上輸送されるロシア産原油及び石油精製品の上限価格を含むこれまでに我々が講じてきた措置を基礎として、ロシアのエネルギー収入及び将来的な採掘能力を制限する適切な措置を講じることにより、ロシアの違法な侵略の資金を調達するための収入を引き続き減少させる。我々は、特に最も脆弱な国々及び影響を受ける国々へのエネルギー安全保障上の波及効果を緩和する方法で行動することにコミットする。（中略）

（v）我々は、ロシアが違法な侵略を遂行する能力を更に損なうために、ロシアの金融部門に関連する追加的な措置を講じている。我々は、不可欠な取引のための金融チャネルを残すべく調整しつつ、我々の措置の迂回を防ぐために、追加的にロシアの金融機関を対象とする。

● Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2023 年４月 12 日）

我々は、ロシアによる不法かつ不当で、いわれのない戦争に対応して、ロシアに対する制裁及びその他の経済的措置を課すという強いコミットメントを再確認する。我々は、我々の制裁及びその他の経済的措置の回避や迂回を防止し、対応するため、共同で及び各国ごとに、様々なフォーラムにおいて精力的に取り組んでいる。また、我々は引き続き、我々の制裁の効果を監視し、必要に応じて更なる行動をとり、それらの執行を強化していく。

● Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2023 年５月 13 日）

我々は、ロシアの不法かつ不当で、いわれのない侵略戦争を遂行する能力をさらに低下させるために、制裁及びその他の経済的措置を課し、遵守を確保するという我々の揺るぎない決意を再確認する。我々は引き続き、我々の制裁措置を回避し、損なうようなあらゆる試みに対抗することにコミットする。２月 24 日の首脳声明に従い、我々の制裁及びその他の経済的措置の履行確保を強化する取組の一環として、我々は、実施調整メカニズム（ＥＣＭ）を通じた迂回、回避の類型及びその他関連情報の共有を開始した。

将来に向けて、我々は、ロシアと他の国々との間のクロスボーダー取引の監視における連携を引き続き強化し、ロシアの金融セクターに対して必要に応じて更なる行動を取り、ロシアの原油及び石油製品への上限価格がその目的を実現していることを確保し、また必要かつ適切な所要の履行確保措置を取るために、その効果を注意深く監視する。我々は、他の国々にも我々のロシアに対する措置とその履行確保を強化する取組に参加するよう呼び掛ける。我々はまた、２月 24 日の首脳声明に沿った形で、我々の管轄権の下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かせないようにしておくことを確保する。

● ウクライナに関するＧ７首脳声明（2023 年５月 19 日）

（前略）2022 年２月以降、我々は、制裁、輸入禁止及びその他の措置を実施し、ロシアのエネルギー資源への我々の依存度を低下させてきた。加えて、我々は、エルマウにおいて、ロシアの石油及び石油製品の上限価格措置の導入に合意した。この措置は機能している。ロシアの収入は減少している。世界の石油及びガス価格は顕著に下落し、世界各国に恩恵が及んでいる。

我々は、ロシアが違法な侵略を遂行する能力を更に損なうために、協調した制裁及びその他の経済的行動を講じることにおいて引き続き結束している。具体的には、我々は、それぞれの法的権限及び手続並びに国際法と整合的な形で、次の措置を講じている:

（中略）

ii)我々は、前線に物資を輸送する団体を対象とすることを含め、ロシアに対する我々の措置の回避や迂回を更に阻止する。我々は、我々の制限的措置の有効性を高めるために、「ロシアの支配層（エリート）、代理勢力、オリガルヒ」（ＲＥＰＯ）タスクフォース及び実施調整メカニズムを通じて取組を続ける。（中略）

iv)我々はまた、ロシアがウクライナでの戦争を進めるために、国際金融システムを利用することを更に制限するために取り組む。我々は、ロシアの戦争の資金調達を故意に支援する者に対して更なる措置を講じる用意がある。我々は、ロシアの銀行の第三国支店が制裁を回避するために使用されるのを阻止することを含め、ロシアが我々の金融措置を迂回するための手段を更に減じるための措置を講じている。我々は、不可欠な取引のための金融チャネルを残すべく調整しつつ、ロシアの金融部門に対する必要な行動を取り続ける。

v)我々は、輸出禁止並びに海上輸送されるロシア産原油及び石油精製品の上限価格措置を含むこれまでに我々が講じてきた措置を基礎として、ロシアのエネルギー収入及び将来的な採掘能力を制限する適切な措置を講じることにより、ロシアの違法な侵略の

資金を調達するための収入を引き続き減少させる。我々は、ロシアのエネルギー及び物資への依存を劇的に低減してきた。我々は、ロシアが我々に対してエネルギーを武器にすることがもはやできないように、この道を歩み続けることを決意する。我々は、供給の多角化を追求する国を支援するため取り組むことを含め、ロシアからの民生用原子力及び関連製品への依存を更に低減する。我々はまた、ロシアの金属からの収入を減らすための取組を継続する。さらに、我々は、ロシアの石油及び石油製品の上限価格措置を堅持することに引き続きコミットしており、波及効果を回避して世界のエネルギー供給を維持しつつ、これらの上限価格の回避に対抗するための我々の取組を強化する。

（前略）ＲＥＰＯタスクフォースでなされたコミットメントに沿って、我々は、ロシアによる侵略に関連して制裁を受けている個人及び団体の資産を特定し、制限し、凍結し、差し押さえ、適切な場合には、没収又は剥奪するために、我々の国内の枠組みの中で利用可能な措置を引き続き講じる。我々は、我々の管轄下で動かせないようになっているロシアの国家が有する資産の保有状況について完全に把握するための取組を進めている。我々は、それぞれの法制度と整合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害を支払うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かせないようにしておくことを再確認する。

２．金融安定理事会（ＦＳＢ）

ＦＳＢは、2022 年４月、ウクライナ情勢が引き起こした金融市場における大きな価格変動についてＧ20 財務大臣・中央銀行総裁へのレターを公表した。当該レターでは、ウクライナ情勢において表面化した注意を要する論点として、①商品市場とその他の金融システムとの連関性、②商品市場の変動が引き起こした商品デリバティブにおける多額のマージンコール、③金融システムにおけるレバレッジ、④サイバー攻撃、⑤新興国における外部からの資金調達に係る脆弱性、に言及している。これら現存する金融安定の課題に対して、ＦＳＢは、主に２つの方法で対応するとしている。一つは、グローバルな金融システムにおける重要なノードのレジリエンスに焦点をあてた、現在の市場動向や新たな脆弱性監視の強化、もう一つは、特定の潜在的な脆弱性、特に商品市場、証拠金取引、及びレバレッジに焦点をあてた詳細な分析と評価である。これらの分析・評価を踏まえ、ＦＳＢは、2023 年２月、「商品市場における金融安定の側面」を公表、同月のＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。本報告書は、コロナ禍におけるサプライチェーン上の制約や 2022 年２月のロシアによるウクライナ侵攻によりもたらされた、商品市場及び商品関連デリバティブ

市場におけるボラティリティの上昇を踏まえ、同市場への更なるストレスが金融安定に与えうる影響や、商品市場とその脆弱性、ショックの波及経路及びショックに対して商品エコシステムがどのように適応してきたのかについて分析したものである。

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有を Tier１以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、2002 年に設立された認可法人である。

機構の設立後、2006 年９月末までに買い取られた株式については、その後、処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、2008 年 10 月 15 日以降、市場の状況が改善するまで市中売却（処分のうち自己株取得に対応するものなどを除く。以下この章において同じ。）は凍結していた。機構は、2017 年６月 30 日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後、凍結していた市中売却を再開。2022 年度は、2,147 億円の処分を実施（うち市中売却は 251 億円）。

また、2008 年９月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

①　株式買取再開等（2009 年３月４日公布、同年３月 10 日施行）

2006 年９月末までとされていた機構による株式買取期限を 2012 年３月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「２兆円」から「20 兆円」に拡大した（平成 20 年度第２次補正予算で手当て、21 年度以降も継続）。

②　買取対象の拡大（2009 年７月３日公布、同年７月６日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ＥＴＦ、Ｊ－ＲＥＩＴ及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③　買取期限の延長（2012 年３月 31 日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、2017 年３月末まで５年間延長した。

④　買取期限の延長（2016 年 12 月２日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するな

どの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取期限を、2022 年３月末まで５年間延長した。

⑤　買取期限の延長（2021 年５月 26 日公布、同年 11 月 22 日施行）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して、企業を支援していくためにも金融機関は自らの経営基盤を強化する必要があり、経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の合理化に対応するため、機構による株式等の買取期限を、2026 年３月末まで４年間延長した。

これらの措置を受け、2022 事務年度（2022 年７月～2023 年６月末）において、機構は、1,273 億円（買取再開後の累計１兆 9,287 億円）の株式等の買取りを行っている。

第３部　金融検査・監督等

第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第１節　モニタリングの高度化に向けた取組み

Ⅰ　モニタリングを巡る最近の動き

新しい検査・監督を実現するために「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（2018 年６月公表）で基本的な考え方と進め方を整理し、2019 年 12 月に検査マニュアルを廃止した。

検査マニュアル廃止後の検査・監督は、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）等を順次公表しており、これまで、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、IT ガバナンス、融資、気候変動対応の５つに加えて、2023 年４月にはオペレーショナル・レジリエンスのディスカッション・ペーパーを公表した。

今後も、モニタリングの高度化に向け、対話手法等の定着を図る。

金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行った。

Ⅱ　日本銀行との連携

日本銀行との連携については、2021 年３月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取組みを進めた。2022 年６月には、その進捗について取りまとめた「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組みの進捗」を公表した。

また、こうした取組みの実効性を継続的に確保するため、金融機関との意見交換会を開催し、これまでの連携強化の取組みの評価とともに、更なる負担軽減の要望などを聴取した。

金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組みを更に深化させていく。

第２節　金融行政方針に基づく金融モニタリング

Ⅰ　経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2022 事務年度は、金融庁全体の方針として、「2022 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

Ⅱ　金融行政方針に基づく 2022 事務年度のモニタリング

第１部第２章第１節で記載したとおり、「2022 事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」においては、これまでの実績を評価するとともに、以下の３つを重点課題として取りまとめた。

① 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

② 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

③ 金融行政をさらに進化させる

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

１．預金取扱金融機関

（１）大手銀行グループ

○　大手銀行グループにおける経営上重要な課題について、通年・専担検査の枠組み等を通じ、対話を行った。その際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った（水平レビューの実施）。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2022 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、ＳＢＩ新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの９グループである（詳細は第９章第３節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

（２）地域金融機関

○　地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、経営トップ等と対話を行い、それぞれの取組みを促した。また、国内外の金融経済情勢の動向等を注視するとともに、それらが地域銀行に及ぼす影響を踏まえ、信用リスクや市場リスクの管理状況等について、各種データを活用しつつ、モニタリングを実施した。特に、昨年来の金利上昇や、米国銀行破綻等を受け、国内外の金融経済情勢の動向が個々の銀行や金融システムに与える影響等について、強い警戒心を持ってモニタリングを行った（詳細は第９章第３節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

２．保険会社

○　少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を踏まえ、ビジネスモデル対話及び自然災害への対応等のモニタリングを実施した（詳細は第 11 章第３節「保険会社に対する金融モニタリング」に記載）。

３．金融商品取引業者等

○　大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための業務運営態勢の構築、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

第３節　マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等により、金融取引がより複雑化する中、金融機関の直面するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）に係るリスクも変化している。

2021 年８月、金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）は、第四次対日相互審査報告書を公表した。報告書では、日本のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネロン対策等」という。）の成果は上がっているとの評価を得たものの、同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関に対する監督や、マネロン等に係る捜査・訴追等において優先的に取り組むべきとされ、「重点フォローアップ国」との評価となった。

当該報告書の公表を契機として、政府は以後３年間のマネロン対策等に関して実行する政策と期限を定めた「政府行動計画」を策定・公表した。同計画も踏まえ、官民が連携して、我が国のマネロン対策等の強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

2022 年 12 月、関係する省庁の法律改正案をまとめた「ＦＡＴＦ勧告対応法」が成立するなど、官民双方でマネロン対策等の高度化が進められている（上記改正案のうち、金融庁が関係する法律改正の詳細は、第２部第４章第２節参照）。

金融庁では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）」を策定・公表し、各金融機関に対し、ガイドラインで対応を求めている事項について、2024 年３月末までに対応を完了させ、態勢を整備することを要請している。

さらに、リスクベースでの検査・監督の強化の一環として、リスクが高い業態から優先的に、マネロン等リスク管理態勢に焦点を当てた検査を集中的に実施している。検査の結果、金融機関においては、2024 年３月末を目標に態勢整備が順次進められ、全体的な態勢の水準は高度化していると認められるものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組みに遅れが見られる金融機関も存在している。

また、金融庁は、金融業界全体のマネロン対策等の高度化・実効性の向上を適切かつ迅速に推進することを目的とし、複数の金融機関で利用可能なＡＩ等の技術を活用したシステム開発・実装に係る経費の一部に補助金を交付することとし、2023 年３月、外部有識者による審査結果を踏まえて選定した補助事業者２社を公表した。加えて、2022 年６月に成立した、為替取引分析業の創設を含む「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行（2023 年６月）に向けて、関係事業者へのヒアリング等を通じて業務の実態把握等を進めると同時に、為替取引分析業者に対する監督上の着眼点や課題も整理し、関連する政府令・監督指針を改正するなど監督体制の整備を行った。

このほか、金融機関がマネロン対策等を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁は、業界団体と連携して、金融機関にお

けるマネロン対策等の必要性等に関する情報発信や広報活動を実施している。特に、継続的顧客管理について更なる理解・浸透を図るため、全国銀行協会が作成した動画ＣＭの金融庁ウェブサイトへの掲載や、政府広報オンラインウェブサイトでの継続的顧客管理に係る特集ページの掲載、インターネット広告の配信、ＦＭラジオにおけるＣＭの配信等の政府広報を実施した。

上記のモニタリング結果や取組みの詳細は、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2023 年６月）」（2023 年６月 30 日公表）を参照。

第４節　ＩＴガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ

Ⅰ　ＩＴガバナンスに関する対話

2019 年６月に「金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（ディスカッションペーパー初版）を策定・公表して以降、金融機関との対話を重ねている。2022 事務年度は、ＩＴ・デジタル技術を活用した金融機関のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に関して相応の進展が見られたことなどを踏まえ、ＤＸの考え方・着眼点を盛り込んだディスカッションペーパーの第２版を公表した（2023 年６月）。

Ⅱ　システムリスク管理態勢の強化

金融機関のシステム障害（サイバーインシデントによるものを含む）については、顧客及び業務への影響などに応じ、リスクベースで金融機関による障害の原因究明や改善策のモニタリングを行った。

また、金融機関のシステムリスク管理の改善を促すため、一年間のシステム障害の分析結果（傾向及び必要な対策など）をまとめ、金融情報システムセンターに共有するとともに、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した（2023 年６月）。

さらに、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対しては、システムの安定稼働を確保するため、リスクに応じ、検査を含めて深度ある検証を実施した。このほか、金融機関におけるクラウドの普及を踏まえ、利用実態の把握を進めたほか、クラウドサービスで障害が発生した場合の復旧と対応上の課題に関して、金融機関及びクラウド事業者等との対話を行った。

Ⅲ　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

サイバー攻撃の脅威は増加の一途を辿っており、サイバーリスクは、金融機関のトップリスクの一つであり続けている。こうした状況の下、金融セクターのサイバーセキュリティを強化するため、以下の取組みを行った。

１．検査・モニタリング

３メガバンクに対しては、脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例等を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証した。その結果、３メガバンクは、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいるものの、例えば、経営レベルでのサイバーセキュリティの推進、ＴＬＰＴの実効性及びサードパーティリスク管理等に一層の強化の余地が認められたため、改善を促した。

その他主要行及び地域金融機関に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認した。

その結果、例えば、経営レベルでのサイバーセキュリティの推進、リスク管理、サイバーハイジーンの徹底及びサードパーティリスク管理等において一層の強化の余地が認められたため、改善を促した。

２．自己評価の実施

日本銀行及びＦＩＳＣと共働して、サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票を整備し、地域金融機関に対して同点検票に基づく自己評価の実施を求め、その結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元した。加えて、点検票を改善した上で、金融庁又は日本銀行より、2023 年６月、地域金融機関、保険会社及び証券会社に対し、同点検票に基づく自己評価の実施を依頼した。

３．サイバーセキュリティ演習の実施

「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅶ）」を 2022 年 10 月に主催した。過去最大規模の 160 の金融機関が参加した。金融機関に対する攻撃のみならず、その外部委託先やサプライチェーン等への攻撃を想定するなどにより、最新の脅威動向を踏まえ、従前より高度なシナリオを採用した。

演習の結果、インシデント情報の収集、サイバー攻撃内容の調査に課題が認められた金融機関が散見された。個別金融機関に認められた課題を還元するだけではなく、業界全体に共通して認められた課題や良好事例については業界団体を通じて非参加金融機関にも還元し、金融業界全体のインシデント対応能力の向上を図った。

４．国際的な連携

国際的な連携強化への対応として、Ｇ７サイバーエキスパートグループ（ＣＥＧ）において、ランサムウェア対策及びサードパーティサイバーリスク管理に関する基礎的要素の策定に参画した(左記基礎的要素は 2022 年 10 月に公表)ほか、当該基礎的要素の理解浸透及び国際的な意見交換等を通じたサイバーセキュリティの強化を目的として、Ｇ７サイバーセキュリティセミナーを開催した（2023 年５月）。

５．不正送金対策

フィッシングによるものと推察される不正送金の被害の急増を踏まえ、警察庁と連携し、当庁から金融機関に対して、フィッシング対策の強化に関する要請を行う（2022 年９月）とともに、インターネットバンキング利用者に向けて注意喚起を行った（2022 年９月、2023 年４月）。

第５節　業態横断的な金融モニタリング

１．今春の欧米における銀行セクターの混乱への対応

2023 年３月以降、米国では複数の銀行が破綻するなど、欧米における銀行セクターに大きな混乱が生じた。シリコンバレーバンクが３月８日に資産売却を発表したことを直接的な契機として、同行や同行と預金構造に類似の特徴を持つ銀行の一部を中心に急速な預金流出や株価の下落が見られ、一部の銀行はその後破綻に至った。また、金融市場においてもリスク回避的な動きが世界的に広がり、一部邦銀においても、一時的にＣＤ・ＣＰ等の外貨調達が困難となった。ただし、我が国金融機関は、一般に小口の個人預金が多いなど、米国の破綻した銀行と状況は異なっていると考えられるほか、総じて充実した流動性や資本を有しており、より大きな信用不安につながることはなかった。もっとも、金融分野を取り巻く環境の変化は破綻銀行だけの問題ではなく、我が国も含め各国が直面する共通の課題であり、国内外で改めて金融監督の強化に関する議論も行われている。金融庁としては、この間、日本銀行や海外当局とよく連携し、国内外の金融経済情勢や金融システムに与える影響等を注視し、強い警戒心を持って金融機関の流動性やポートフォリオの状況、さらにリスク管理態勢について入念にモニタリングした。

２．市場リスク上の課題

2021 事務年度に、金融市場の変調時における個別金融機関の健全性確保及び金融システム全体の安定性確保に向けた知見を集約する観点から、総合政策局において、大手銀行グループのほか大手生命保険会社及び一部の地域銀行も対象に、有価証券運用に係るリスク管理についての業態横断的なモニタリングを行う体制を整備した。2022 事務年度においても、それぞれの金融機関との間で、その規模やリスクテイクの状況に応じた対話を実施した。

大手銀行グループ及び大手生命保険会社については、米国等における金融政策の転換に伴う局面変化や欧米における銀行セクターの混乱等の金融経済情勢の変化の中で、経済・市場環境の見通しやリスク認識、これに基づく有価証券運用方針、リスク管理態勢等に関して対話を行った。

また、一部の地域銀行については、各行を取り巻く経営環境に係る分析を踏まえつつ、有価証券のポートフォリオの構築や管理態勢について対話を行い、その結果を踏まえ、更なる高度化に向けた態勢整備等を促した。

３．信用リスク上の課題

国内貸出に関する信用コストの水準は、事業者のデフォルトが低水準に留まる中で、総じて、低位に抑制されている。こうした中で、国内の不動産業向け融資

については全体として与信残高の増加が見られる。また、事業者の再編に係る資金ニーズ等が高まっており、大手行は国内でＬＢＯ（レバレッジドバイアウト）ローンに積極的に取り組んでいる。そこで、大手銀行グループ及び一部の地域銀行を対象に、国内不動産ノンリコースローン及び国内ＬＢＯローンに係る与信方針やリスク管理の状況等に関して対話を行った。

４．金融機関における顧客本位の業務運営について

当庁は、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」という。）を提示し、良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を期待しており、金融事業者に対して、「顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指す」ことを求めている。

2022 事務年度のモニタリングにおいてはリスク性金融商品の各業態の販売動向や個社別の規模対比での販売額等を踏まえて、金融事業者において顧客の最善の利益を追求する販売・管理態勢が構築できているか等について検証を実施した。

その結果、金融事業者において、顧客の最善の利益の追求に向けた具体的な行動の検討やリスク性金融商品全般における販売の位置付けを見直す等の動きが確認された一方、プロダクトガバナンス[1]管理態勢、仕組債や外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢及び従業員に対する適切な動機付けなどに課題が認められた。

これらの課題については、分析を行った上で、2023 年６月に「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。（別紙１参照）

５．コンプライアンス（コンダクト）・リスクへの対応

コンプライアンス（コンダクト）・リスク管理については、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、「基本方針」という。）に基づき、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」といった形で公表などを行ってきているほか、当局に寄せられる苦情等の傾向について分析を行った。

また、2022 年６月に銀証ファイアーウォール規制が緩和されたことを踏まえ、主要行等における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報管理態勢の整備状況について、「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」（2022 年６月設置）に寄せられる情報等を活用して検証を行った。

[1] 金融機関が組成・販売する商品について、①組成・販売に当たって、期待リターンが投資家の負担するコストやリスクに見合ったものとなっているか等を検証し、②組成・販売後もコストやリスクに見合うリターンを提供できているか等を定期的に検証するなど、個別商品ごとに品質管理を行うこと。

６．金利指標改革への対応（ＬＩＢＯＲ[2]の恒久的な公表停止に向けた対応）

ロンドン銀行間取引金利（ＬＩＢＯＲ）は、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するＬＩＢＯＲについて、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021 年 12 月末をもって公表が停止された。また、米ドルについては、2021 年 12 月末に公表が停止されたテナー以外のテナーも、2023 年６月末をもって公表が停止された。

ＬＩＢＯＲは、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されていることから、日本銀行と連携して、公表停止時期を意識した代替金利指標への適切な移行を促した。

具体的には、ドルＬＩＢＯＲの一部テナーが 2023 年６月末に公表停止されることを踏まえ、既存契約の事前移行又はフォールバック条項[3]の導入状況について、日本銀行と合同で実施した第４回ＬＩＢＯＲ利用状況調査（調査基準日：2022 年 12 月末時点）にて確認した。また、市場データを用いて算出するシンセティック円ＬＩＢＯＲ[4]の公表が 2022 年 12 月末までであったことを踏まえ、シンセティック円ＬＩＢＯＲから代替金利指標への移行対応状況について、同調査にてあわせて確認した。

金融庁及び日本銀行は、2023 年３月に同調査の結果概要を公表し、ドルＬＩＢＯＲについては、６割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることを確認したほか、シンセティック円ＬＩＢＯＲについては、実質的な移行対応は完了していることを確認した。監督当局としては、同調査の結果や個別金融機関のモニタリングを通じて、時間軸を意識した移行対応を金融機関に促した。

また、東京ターム物リスク・フリー・レート（ＴＯＲＦ、トーフ）については、その頑健性・信頼性・透明性向上に向けたＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組みをフォローアップした。

東京銀行間取引金利（ＴＩＢＯＲ）については、その頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による取組みをフォローアップした。特に、ＴＩＢＯＲの頑健性等向上の観点から、運営機関が 2023 年３月 15 日に公表した「全銀協ＴＩＢＯＲのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組みを後押しするとともに、金融商品取引法に基づいて、2023 年３月に、同市中協議の結果等を

[2] London Interbank Offered Rate のことで、パネル行が呈示するレートに基づき算出するロンドン銀行間取引金利を指す。
[3] ＬＩＢＯＲの恒久的な公表停止後に参照する金利指標について、契約当事者間であらかじめ合意した内容
[4] 市場データを用いて算出する擬似的な円ＬＩＢＯＲ

踏まえた運営機関の業務規程の変更を認可した。また、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関において 2024 年 12 月末目途での廃止が検討されているユーロ円ＴＩＢＯＲについて、運営機関における検討をフォローアップした。

特定金融指標（注）の欧州域内利用に関しては、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。

（注）信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれのある金融指標

（別紙１）

リスク性金融商品の販売会社による
顧客本位の業務運営のモニタリング結果
（概要版）



2023（令和５）年６月30日

金　融　庁

１．はじめに　～ 本資料の目的等 ～

（１）モニタリングの背景・目的

- 金融庁は、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「本原則」）を提示し、販売会社が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うことを期待
- 販売会社による顧客本位の業務運営を確保するため、実践状況の把握・改善に向けて対話・モニタリング
- 昨事務年度までに、良質な金融商品の提供に懸念が見られた（例えば仕組債）ほか、「見える化」に改善の余地を確認
- これを踏まえて、今事務年度は、以下の観点も意識して、対話・モニタリングし、取組改善を促してきた
  - 「取組方針」等を踏まえた販売会社の第１線における顧客本位の業務運営の実践状況
  - 個別金融商品等の販売実績や苦情を踏まえ、顧客の最善の利益の追求に資する良質な金融商品の提供状況
  - 「取組方針」等の策定を含むリテールビジネス戦略への経営陣の関与
  - 三線管理の枠組みの構築とＰＤＣＡサイクルの実効性

（２）モニタリング対象先

- リスク性金融商品の各業態の販売動向や個社別の規模対比での販売額等を踏まえて、対話・モニタリング先を抽出（主要行等６行、地域銀行グループ26先、証券会社６社：以下「重点先」）
- 幅広い実態把握や「取組方針」等の質の向上に向けて、定量・定性アンケート調査や対話等も実施

（全モニタリング先：主要行等９行、地域銀行100行、証券会社39社等）

（３）本資料の目的

- 重点先のモニタリング結果等を踏まえ、販売会社に共通となり得る課題を提示
- 販売会社の業務改善を促すとともに、顧客の最善の利益を追求するベストプラクティスを目指した取組みを促進
- 金融庁は、こうした取組みを通じて、販売会社が国民の「貯蓄から投資へ」の動きを後押しすることを期待

１．はじめに　～ 本資料の構成（目次）～

１．はじめに

～ 本資料の目的等 ～

～ 本資料の構成（目次）～

２．リスク性金融商品における販売の現状

（１）業態別の保有顧客数等の状況

（２）リスク性金融商品の投資環境と販売状況

（３）対面取引における工夫と顧客獲得状況

（４）仕組債や外貨建て一時払い保険の販売・管理態勢の課題【原則２関連】

３．「顧客の最善の利益の追求」に向けた課題

（１）プロダクト・ガバナンスの課題【原則２関連】

（２）銀証連携の課題

（３）リスク性金融商品販売・管理態勢の課題【原則４・５・６】

（４）従業員に対する適切な動機付けの課題【原則７】

４．顧客本位の業務運営の確保に向けた「取組方針」策定の課題

（１）リテールビジネス戦略と「取組方針」との関係

（２）「取組方針」等から窺える「原則」の精神と趣旨の咀嚼度合い【原則１】

５．第２線及び第３線による検証態勢の課題

（１）第２線・第３線による検証態勢の概要

（２）第２線の事例

（３）第３線の事例

６．モニタリング結果を踏まえた販売会社の課題

７．来事務年度の対話・モニタリングの主なポイント

２．リスク性金融商品における販売の現状　その１

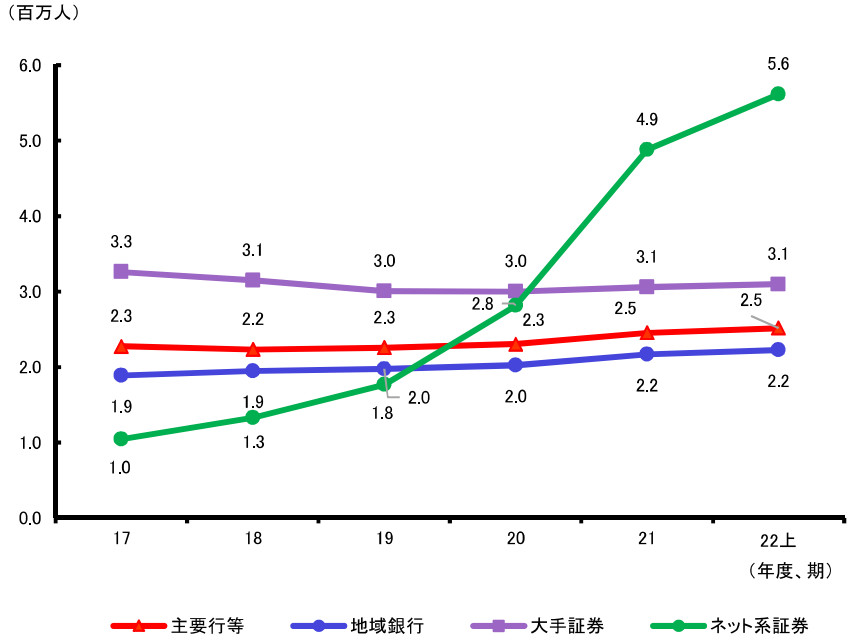
本文２.（１）参照

（１）業態別の保有顧客数等の状況

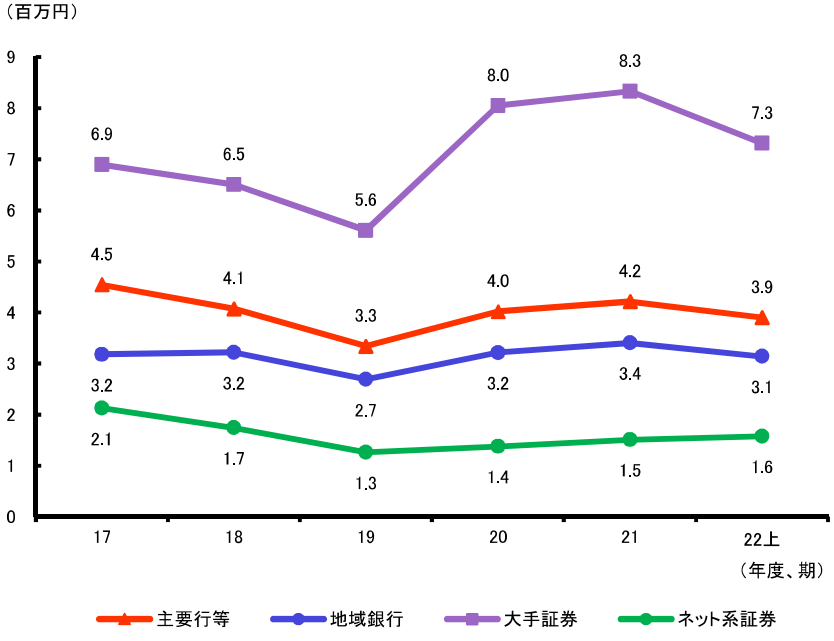
- 投資信託の保有顧客数は、ネット系証券会社が他業態対比で著増
- 投資信託の保有顧客一人当たりの残高は、ネット系証券会社のみで増加
- ネット取引における適切な情報提供等を含めて「顧客の最善の利益の追求」に向けた取組みの明確化が必要

ネット取引を含めて、顧客の最善の利益の追求に向けた対話を強化

投資信託の保有顧客数の推移



投資信託の保有顧客一人当たり残高の推移



（全体注１）集計対象先は、以下、特に別途の記載がない限り、「主要行等」は回答が得られた９行、「地域銀行」は30行、「証券会社」は12社（うち「大手証券」は７社、「ネット系証券」は５社）
（全体注２）集計項目は、以下、特に別途の記載がない限り、「主要行等」の計数には紹介販売分を含まない。一方、「地域銀行」については、紹介販売分を含む
（全体注３）資料は、以下、特に別途の記載がない限り、出所は、金融庁による定量アンケート調査

２．リスク性金融商品における販売の現状　その２

本文２.（２）参照

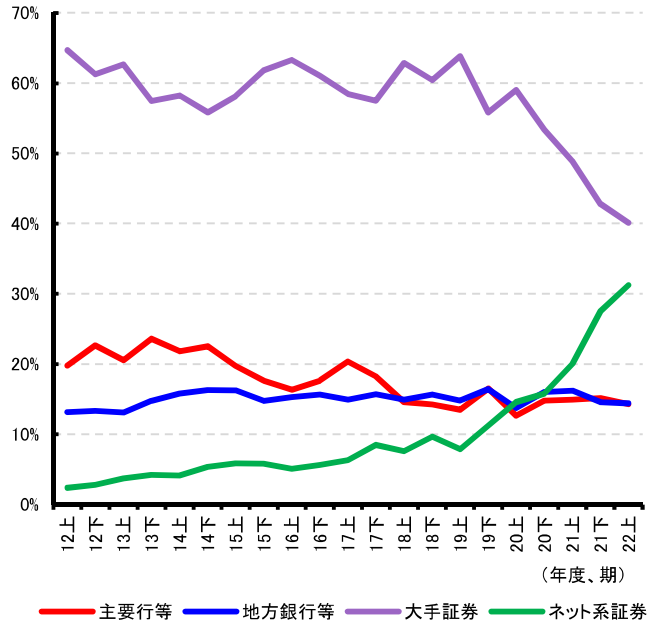
（２）リスク性金融商品の投資環境と販売状況

- 投資信託販売額の業態別シェアは、大手証券が低下する中、ネット系証券会社の上昇が継続
- 投資信託の販売動向を見ると、2018年度上期から19年度上期（日経平均株価は22千円前後で推移）は流出超の傾向にあったが、21年度上期から22年度上期（29千円から26千円に下落）は全業態で流入超継続。過去の株式市況の悪化局面と相違

➪ 持続可能なビジネスモデルの明確化や転換の前提として、顧客の投資に関する意識や行動の変化の分析が必要

リテールビジネス戦略等を踏まえて、顧客本位に基づく持続的なビジネスモデルの構築に向けた対話を継続

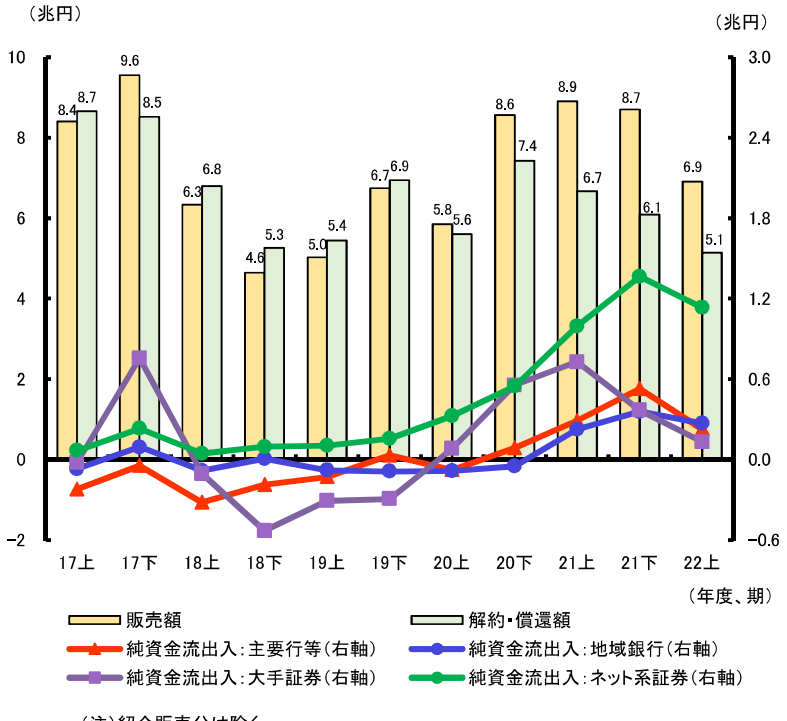
投資信託販売額シェアの推移



（注）「地方銀行等」は、地方銀行と埼玉りそな銀行を合算したもの、他の業態は全体注と一緒

（出所）一般社団法人　金融財政事情研究会

投資信託販売額と解約・償還の動向



（注）紹介販売分は除く

（参考）日経平均株価の推移



（出所）Bloomberg L.P.から提供を受けたデータを基に金融庁で作成

２．リスク性金融商品における販売の現状　その３

本文「コラム」参照

（３）対面取引における工夫と顧客獲得状況

➢ 対面金融機関の中でも顧客への**アプローチ戦略で以下の工夫を行い顧客基盤の拡大**につなげた先が存在

✓ 対面金融機関で、資産・年収額・年齢等で**ターゲット顧客層を明確化**し、**顧客接点や相談機会を拡充**

- 夫婦で相談に訪れやすいよう、**休日相談ができる店舗の拡充**や**ショッピングセンターの併設店舗の活用**
- 法人営業でのリレーションを梃子にした**職域での従業員向けの法個一体営業**
- 販売する金融商品の難度と担当者のスキルを合致させるための**営業拠点の集約や配置転換の実施**

➪　こうした取組みは、**規模・地域特性等も踏まえて**、営業戦略や販売態勢面で**創意工夫**が必要

２．リスク性金融商品における販売の現状　その４

本文２.（２）②、３.（１）①参照

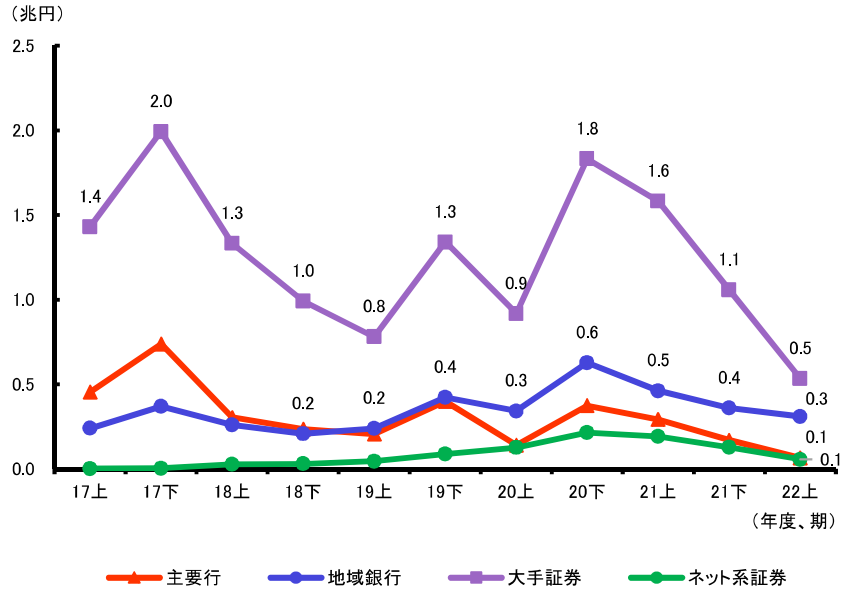
（４）仕組債や外貨建て一時払い保険の販売・管理態勢の課題【原則２関連】

■ 仕組債

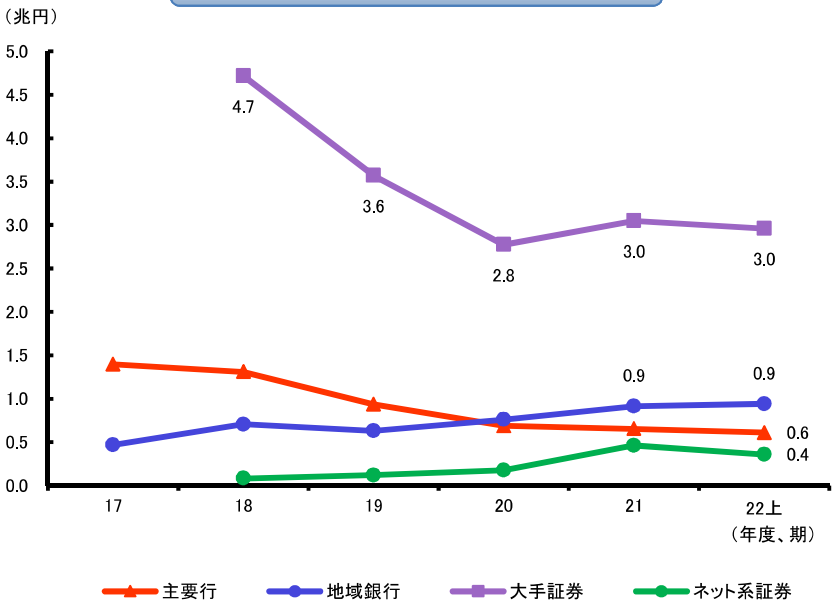
- 仕組債の販売額は、2021年度上期から22年度上期の株式市況の低迷（日経平均株価は29千円から26千円に下落）に加えて、販売停止・縮小等の動きにより、足元、全業態で大幅に減少
- 指数連動債も含めて、リスクに見合うリターンが得られないものが多く、資産形成層向けの商品性としては課題
- 多くの重点先では、収益確保に焦点を置き、想定顧客層や商品性を十分検討しないまま、販売対象先を拡大
- ➪ 仕組債を販売する場合は、商品性の見直し、他のリスク性金融商品との比較提案、全ての費用等の開示等を行う必要

仕組債関連ガイドラインを最低限とし、経営陣が責任を持って判断しているか、モニタリングを継続

仕組債の販売額の推移



仕組債の預り資産残高の推移



２．リスク性金融商品における販売の現状　その５

本文２．（２）②、３．（１）②参照

（４）仕組債や外貨建て一時払い保険の販売・管理態勢の課題【原則２関連】

■ 外貨建て一時払い保険

- 外貨建て一時払い保険の販売額は、2022年度上期は主要行等及び地域銀行で急増。なお、金融機関毎で増分や割合に大きな違い
- 多くの重点先では、以下の課題が認められた

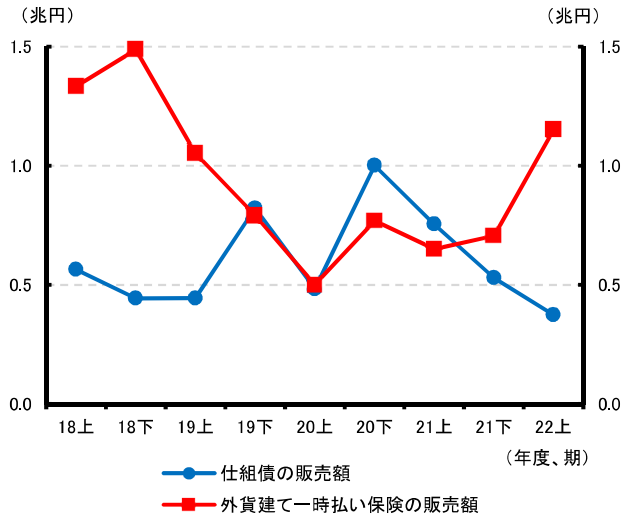
  - 運用目的で販売したが、他のリスク性金融商品とのリターン・コスト等の商品性に関する比較説明していない
  - 相続目的で販売したが、非課税枠を大きく超える保険金の額を契約時に設定
  - 保障目的で目標（ターゲット）到達型保険を販売したが、目標到達後に保険を解約させて保険期間を途絶えさせている

- 多くの重点先では、販売増加の背景の一つが、販売推進する業績評価体系であることが窺われた

➪ 販売・解約額が大幅増加の一方、残高は横ばい。顧客ニーズに即した販売動向か懸念する先が相応に存在

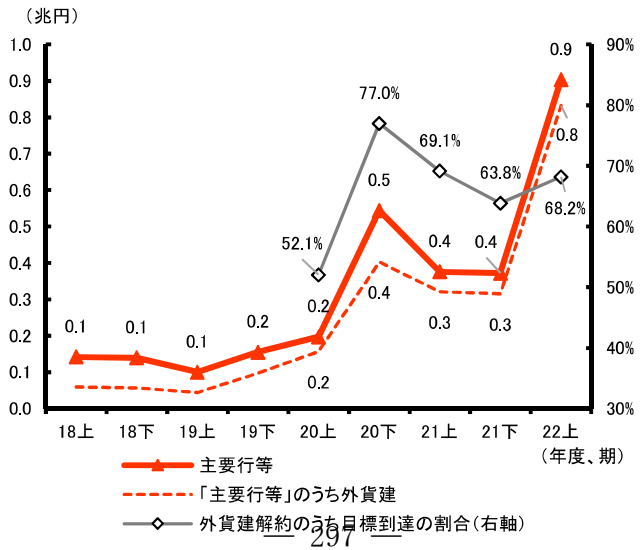
販売姿勢や販売・管理態勢について幅広く対話・モニタリングを強化

仕組債・外貨建て一時払い保険の販売額の推移



（注）「主要行等」と「地域銀行」を合算したもの

一時払い保険の解約の推移



外貨建て一時払い保険の販売割合と業績評価

外貨建て一時払い保険の販売割合が高い先

項目	A行	B行	C行
販売割合	10割弱	10割弱	9割強
業績評価（収益目標）	外貨は円貨の**2．5～4倍**	**販売手数料**	外貨は円貨の**3倍**

円貨・外貨保険を比較的バランス良く販売している先

項目	D行	E行	F行
販売割合	4割強	6割	7割弱
業績評価（収益目標）	円貨・外貨の**差無し**	円貨・外貨の**差無し**	**設定無し**

（注）販売割合は、2022年度上期の保険販売に占める外貨建て一時払い保険の割合

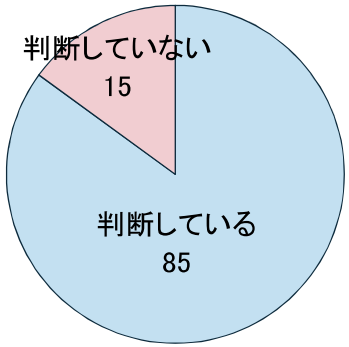
３．「顧客の最善の利益の追求」に向けた課題　その１

本文３.（２）、３.（３）参照

（１）プロダクト・ガバナンスの課題【原則２関連】

- 多くの重点先では、リスク性金融商品の導入に当たり、リスク・リターン・コスト等の分析や想定顧客の特定ができていなかった金融商品が存在
- 地銀向けアンケート調査結果等では、
  - ✓ 経営陣が商品導入の「適否判断している」との回答が８割強
  - ✓ 「判断している」と回答した先も、その多くは経営陣が営業部門における商品導入の検証結果を十分な議論なく追認
  - ✓ プロダクトガバナンス態勢（商品の導入、検証、廃止）に課題

Q. 頭取を含む経営陣は、想定顧客や商品性等を踏まえて、金融商品の導入の適否を判断しているか（n=100）



➪ リスク特性が異なる金融商品を導入する場合は、リスク・リターン・コスト等の検証結果を踏まえて、顧客基盤や「取組方針」に照らして導入すべき商品か、導入する場合の想定顧客等の判断に経営陣が関与する必要

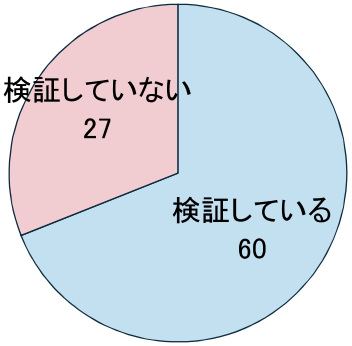
プロダクト・ガバナンス態勢が構築・機能しているか、モニタリングを継続

（２）銀証連携の課題

- 重点モニタリングや地銀向けアンケート調査結果からは、銀証間での情報共有態勢の構築や、銀行による送客後の販売状況の検証に課題

➪ 銀証間で適切な紹介基準を設け、送客後も顧客の意向に沿った提案・販売ができているか、銀行が検証する必要

Q. 銀行は、証券に送客した顧客の投資目的・リスク許容度の基準の遵守状況を確認しているか（n=87）



顧客の最善の利益の追求に資する販売プロセスの構築に向けて
適切な銀証連携態勢が構築できているか、対話を継続

３．「顧客の最善の利益の追求」に向けた課題　その２

本文３．（４）参照

（３）リスク性金融商品販売・管理態勢の課題【原則４・５・６】

➢ 営業現場での販売プロセスの現状について、重点先等では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

原則	不芳事例	工夫事例
原則４ 手数料等の明確化	• 仕組債等のリスク性金融商品の販売に当たり、投資判断に必要となるコスト開示が不十分	• インターネットと対面で投資信託等の販売手数料が異なることを「取組方針」で示し、顧客が適切な取引手法を選択するための有益な情報を提示
原則５ 重要な情報の分かりやすい提供	• 仕組債や外貨建て一時払い保険の販売に当たり、高クーポンといった表面的なニーズのみに対応し、元本毀損リスク等を十分に説明していない	• 「取組方針」にリスク性金融商品の分かり易い横断比較をする旨を示し、リスク・リターン・コスト等の重要事項を商品毎で横断比較可能な資料で分かり易く説明、顧客意向を適切に把握して提案
原則６ 顧客にふさわしいサービスの提供	• 自社の取り扱い商品数が多いため、営業現場で商品性の理解が十分に進まないため、最適な商品説明・提案ができていない • ライフプランシミュレーション等のツールを導入するも、十分に活用していない	• 投資知識が不足している投資未経験者に、提案商品を仕組みが分かりやすい商品に限定 • 全てのリスク性金融商品の販売の位置付け等をゼロベースで検討し、想定顧客層を踏まえて非推奨商品を洗出し
原則６（注１） フォローアップ	• フォローアップ目的で、専ら提案営業の機会に活用	• 「取組方針」に顧客の希望に応じてフォローアップする旨を示し、顧客にフォローアップして欲しい時期を確認

➪ 顧客の最善の利益の追求に向けて、分かりやすい情報提供や真の顧客ニーズを踏まえたサービス提供が必要。その際、経営陣・本部は、営業現場の実態を把握する必要

販売プロセスの改善に向けたモニタリングやベストプラクティスの実践に向けた対話を継続

本文３．（５）参照

（４）従業員に対する適切な動機付けの課題【原則７】

■ 業績評価（個人・営業拠点）

➢ 重点先では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

不芳事例	工夫事例
• 個人の収益目標を廃止するも、拠点業績の評価項目の一部である定量目標を、営業拠点長等の判断で個人に割り振っている。その結果、銀行で個人向け国債を購入したいとする顧客をグループ証券会社に紹介し仕組債を販売	• 定量評価を引き下げ、顧客評価や提案プロセス等の定性情報を重視 • 顧客評価を盛り込むなど、営業店や営業職員の収益目標を全て撤廃
• 販売手数料の高い外貨建て一時払い保険の個人評価のウェイトが高いため、営業現場が当該保険への販売に傾注	• 若年層・中年層への資産形成を推進するため、同層への積立投資信託の獲得の配点を高く設定

➪ 業績評価が営業現場の行動に与える影響は様々であり、継続した検証・見直しが必要

■ 従業員研修その他の適切な動機付け

➢ 重点先では、以下のような工夫事例が見られた

（ローテーション・キャリアパス）

- 人材の専門性を向上させるため、ローテーションルールを長期化・柔軟化し、実務経験を積めるようにした
- ロールモデル（理想とする人材像）や管理職に至るキャリアパスを示すことで、当該業務への異動希望者が増加

（販売態勢の向上）

- 営業店の取扱商品を積立投資信託に限定し、他の金融商品をコンサルティングプラザに集約

➪ 顧客の最善の利益の追求に向けた研修・人事制度の整備、営業職員の経験等を考慮した金融商品販売業務の範囲限定が必要

顧客本位の業務運営の確保を後押しする従業員の適切な動機付け等ができているか、対話・モニタリングを継続

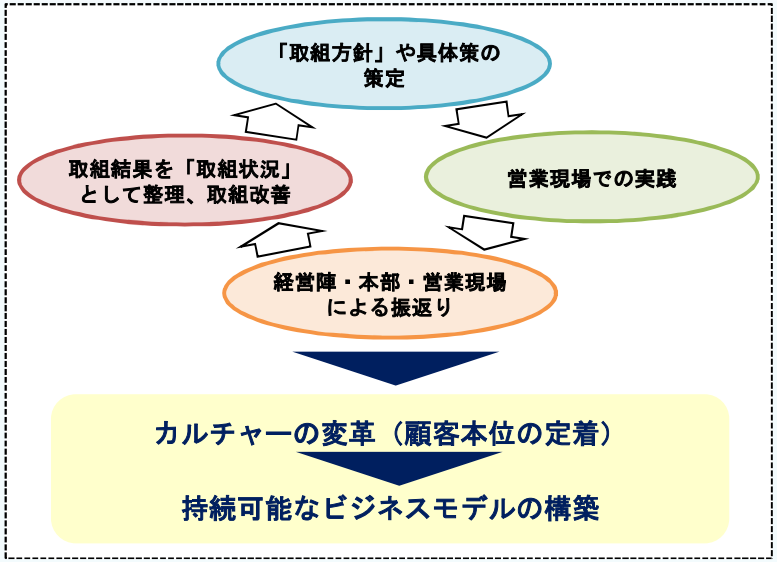
４．顧客本位の業務運営の確保に向けた「取組方針」策定の課題

本文４．参照

（１）リテールビジネス戦略と「取組方針」との関係

- モニタリング先の多くでは、依然として、
  - ✓ 中期経営計画等と「取組方針」等とが整合的でない、
  - ✓「取組方針」等の策定に当たり、取締役会で議論していない
- 経営陣の関与の下、「取組方針」を策定、営業現場で実践し、その結果「取組状況」を検証し、必要に応じて「取組方針」を見直すＰＤＣＡサイクルの構築が必要

「取組方針」策定のＰＤＣＡサイクルの構築状況について
モニタリングを継続



（２）「取組方針」から窺える「本原則」の精神と趣旨の咀嚼度合い【原則１】

- 全業態において、創意工夫や差異化された取組みを顧客に示すことができておらず、「見える化」の趣旨を踏まえていない原則の文言とほぼ同一の「取組方針」が多い
- 「取組方針」と取組実態を比較すると、多くの先で「取組方針」に則して対応していない以下の不芳事例が認められた

  - 原則４「手数料の開示」について、「名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用を情報提供すべき」を基に、「取組方針」でコストを開示する旨を示しているが、仕組債等のコスト開示に向けた検討・対応が不十分
  - 原則５（注２）等の「パッケージ商品」の取扱いについて、「パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較できるよう説明すべき」とされているが、仕組債や外貨建て一時払い保険等の販売に当たり、比較説明していない

➪ 経営陣・本部は、「取組方針」への意識・責任感を高め、営業現場が同方針を適切に実践するよう取り組む必要

「取組方針」の質の向上や適切な実践に向けたモニタリングを強化

５．第２線及び第３線による検証態勢の課題　その１

本文５．参照

（１）第２線・第３線による検証態勢の概要

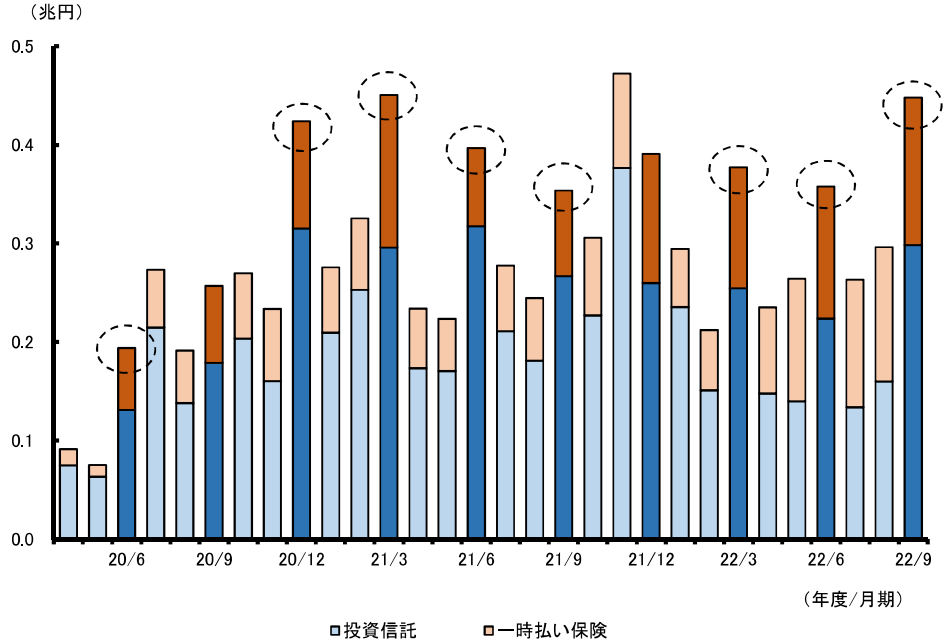
- 重点先では、四半期の最終月の販売偏重や苦情等に対する検証・監査は、準拠性中心に留まっている
- 会議体の議事録からは、金融商品の導入の議論で、第２線・第３線の意見が少ない先が存在

➪ 法令遵守に留まらないコンダクトリスク管理の観点からの取組みの検証・監査の実効性の向上が必要

コンダクトリスク管理の観点も含めて実効性のある検証・監査を実施しているか、モニタリングを継続

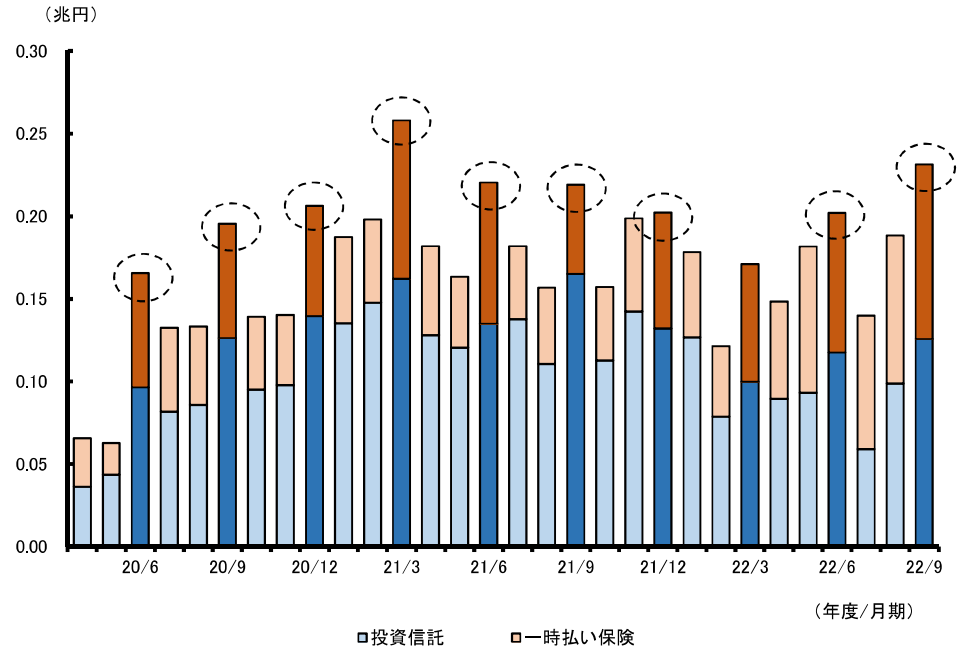
リスク性金融商品の月次販売額の推移

【主要行等】



（注）主要行等９行を集計

【地域銀行】



（注）地域銀行15行を集計

５．第２線及び第３線による検証態勢の課題　その２

本文５．参照

（２）第２線の事例

➢ 重点先では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

不芳事例	工夫事例
• 第１線が行った取扱商品や想定顧客等の事前検証評価を追認しているなど、第２線の役割を果たしていない	• 販売実績を定期的に把握し、金融商品・営業店・顧客属性別に、リテールビジネス戦略や「取組方針」と異なる過度な偏重等の問題事象がないかを分析・評価 • リスク性金融商品の導入から販売等に至るまでの全てのプロセスのリスクを洗い出し、そのリスクの低減策の策定や責任部署を明確化した上で、残存リスクが顕在化しない業務フローとなっているかを検証 • 金融商品の導入に当たり、同種商品への過去の苦情や従業員アンケート結果等の営業実態の分析等も加味して検証・牽制

（３）第３線の事例

➢ 重点先では、以下のような不芳・工夫事例が見られた

不芳事例	工夫事例
• 営業現場の実態と経営戦略の整合性等の経営監査やカルチャー監査を実施していない • 苦情の背景検証が不十分など第２線が機能発揮できていないことを第３線が十分に監査（指摘）できていない	• 顧客本位に反する可能性のある販売偏重等の事象について、直接的な原因に留まらず、販売プロセスの瑕疵、拠点長の統制、計画・目標設定、業績評価等の様々な着眼点で、監査を実施

６．モニタリング結果を踏まえた販売会社の課題

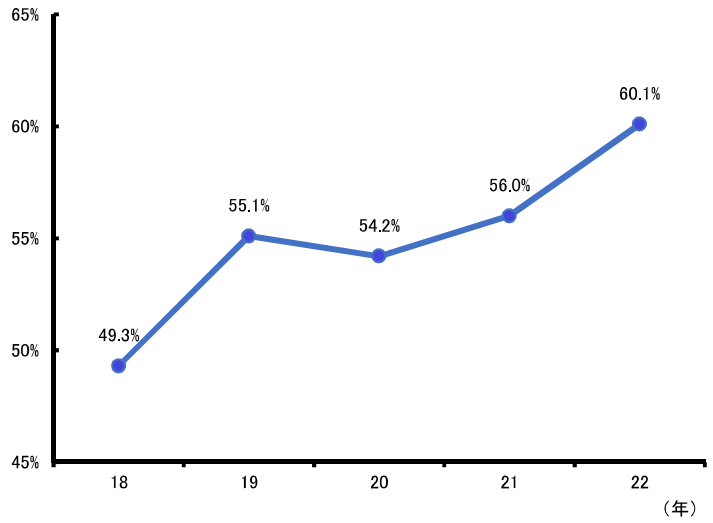
- 顧客による販売会社の選択が進む反面、**リテールビジネスに対する経営陣の関与が弱い**先が多い
- **「取組方針」等**について、差異を示す**工夫が不十分**な先や**営業現場での取組実態の間に乖離**がある先が多い
- 仕組債や外貨建て一時払い保険で典型的に見られたとおり、リスク性金融商品**販売・管理態勢に課題**がある先が多い
- **三線管理**について、販売偏重や苦情等に対する**検証・監査が準拠性に留まっている**先が多い

⇨ 顧客本位に基づく持続的なビジネスモデル構築の観点から、**リテールビジネス戦略の明確化や人財等の体制構築**が必要

⇨ 国民の資産形成に資するビジネスモデルの構築が難しい場合は、**他の分野への経営資源の集約も選択肢の一つ**

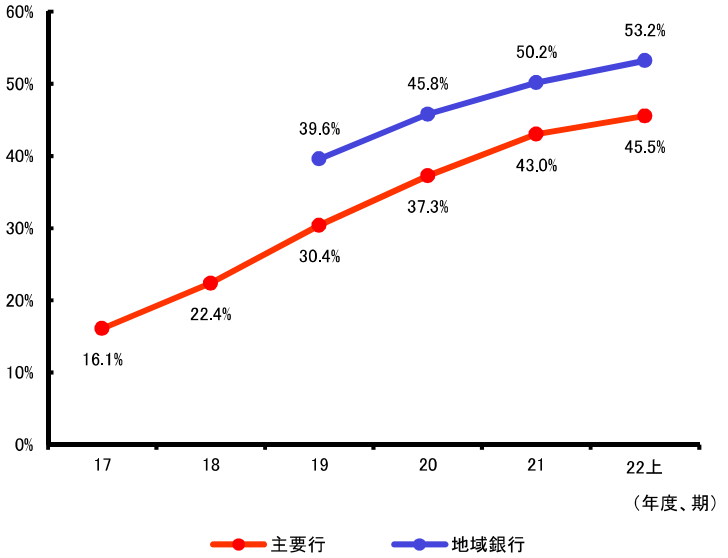
「資産所得倍増プラン」を後押しするリテールビジネス戦略の策定状況について対話を継続

資産形成に「必要を感じる」と答えた人の割合



（注）回答者は各年とも5,075人。単一回答で「非常に必要性を感じる」「やや必要性を感じる」の合計
（出所）QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査」

積立投資信託の顧客割合



（注）自行販売分のみ（仲介・紹介は除く）。「主要行」は、有効回答が得られた６行

７．来事務年度の対話・モニタリングの主なポイント

本文６．参照

➢ **顧客本位に基づく持続的なビジネスモデルの構築**

- 「資産所得倍増プラン」を後押しする**リテールビジネス戦略**の策定
- 適切な**銀証連携態勢**を含む、顧客の最善の利益の追求に資する**販売プロセス**の構築
- **プロダクト・ガバナンス態勢**の構築・機能（**ネット取引含む**）

➢ **顧客本位の業務運営の確保に向けた「取組方針」の策定**

- **「取組方針」の質の向上**（リテールビジネス戦略の具体化や顧客視点の分かりやすい内容等）
- 顧客本位の業務運営の質を向上していく「取組方針」策定の**ＰＤＣＡサイクル**の構築
- **ベストプラクティス**を目指した**「取組方針」の実践と検証**
- 顧客本位の業務運営の確保を後押しする営業現場への**適切な動機付けや環境づくり**

➢ **リスク性金融商品の販売・管理態勢の強化**

- **仕組債や外貨建て一時払い保険等のリスク性金融商品の販売・管理態勢**（特定商品への販売偏重や苦情分析含む）
- **仕組債**関連ガイドラインを最低限とした顧客の最善の利益を踏まえた**商品性の見直しや販売可否判断**

➢ **三線管理の枠組みの構築及び実効性ある機能発揮**

- 第１線の自律的統制、第２線・第３線の検証・監査を通じた**自主的な取組改善**
- **第２線・第３線**によるコンダクトリスク管理の観点からの**実効性ある検証・監査**
- **第３線**による**経営監査やカルチャー監査**

第６節　データ活用の高度化

Ⅰ　データを活用した多面的な実態把握

個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靭性・脆弱性を的確に把握する観点から、外部から購入した企業個社データや、金融機関の法人向け貸出の明細データ等を用いて、多面的な実態把握に取り組んだ。その中で、コロナ後の企業財務の動向、銀行融資の信用リスク、地方銀行の気候関連リスク（移行リスク・地理的リスク）に関する分析について、「FSA Analytical Notes」として公表した（2023 年６月）。

このうち、銀行融資の信用リスクに関する分析では、貸出ポートフォリオの信用リスクを評価するモデルを構築・推計し、経済・金融環境の変化が企業セクター全体のデフォルト確率へ与える影響の試算も行った。

また、気候関連リスクの分析では、顧客企業の業種、製品または地理的条件に着目して、地方銀行の気候関連リスクの特徴や地域毎の相違等を明らかにした。

Ⅱ　データインフラ整備

① 日本銀行と連携して進めてきた計表の統合・廃止や提出先一元化については、業界の要望も踏まえ、統計集計上の理由やシステム上の理由により対応困難等のものを除きすべて対応し、金融機関の負担軽減を実現した。

② 加えて、共同データプラットフォームの構築に向け、日本銀行と連携し、金融機関が保有する法人企業向け貸出に係る高粒度データを試行的に収集する実証実験を実施し、その結果と今後の進め方を公表した（2023 年６月）。実証実験においては、既存計表の代替可能性や同データの収集・管理プロセスの課題、同データのモニタリング高度化への活用可能性等を検証した。

第７節　早期是正措置・社外流出制限措置について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用

１．早期是正措置の趣旨（別紙１参照）

早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合に監督上の措置を発動する制度であり、1998 年４月に導入されている（銀行法第 26 条第２項等）。

なお、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等）に対しては、2019 年３月より、レバレッジ比率も基準として用いられている。

早期是正措置には、

① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、

② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、

③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

（注）保険会社については、1999 年４月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる早期是正措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第１条）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行	
第１区分	普通株式等Ｔｉｅｒ１比率: 2.25%以上 4.5%未満 Ｔｉｅｒ１比率：３%以上６%未満 総自己資本比率：４%以上８%未満	２%以上 ４%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	普通株式等Ｔｉｅｒ１比率:1.13%以上 2.25%未満 Ｔｉｅｒ１比率： 1.5%以上３%未満 総自己資本比率：２%以上４%未満	１%以上 ２%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等

第２区分の２	普通株式等Ｔｉｅｒ１比率：０%以上1.13%未満 Ｔｉｅｒ１比率：０%以上1.5%未満 総自己資本比率：０%以上２%未満	０%以上１%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	普通株式等Ｔｉｅｒ１比率：０%未満 Ｔｉｅｒ１比率：０%未満 総自己資本比率：０%未満	０%未満	業務の全部又は一部の停止

	レバレッジ比率 国際統一基準行	措置の内容
第１区分	1.5%以上３%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	0.75%以上1.5%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第２区分の２	０%以上0.75%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	０%未満	業務の全部又は一部の停止

２．発動実績

2022 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

（参考）早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	０件
信用組合	69 件
系統金融機関	３件
保険会社	１件

（注）労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用

１．社外流出制限措置の趣旨（別紙２参照）

社外流出制限措置は、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第 26 条第２項等）。

なお、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ-ＳＩＢｓ）に対しては、2023 年３月より、「レバレッジ・バッファー比率」も基準として用いられている。

【参考】資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率の算式

$$\text{資本バッファー比率} = \frac{\text{資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

$$\text{レバレッジ・バッファー比率} = \frac{\text{Ｔｉｅｒ１資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}} - 3\%$$

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる社外流出制限措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第１条）。

<table>
<tr><th rowspan="2">資本バッファーの充実の状況に係る区分</th><th rowspan="2">資本バッファー比率</th><th colspan="2">措置の内容</th></tr>
<tr><th>社外流出制限割合</th><th></th></tr>
<tr><td>資本バッファー第１区分</td><td>2.5%未満</td><td>40%</td><td rowspan="4">社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令</td></tr>
<tr><td>資本バッファー第２区分</td><td>1.875%未満</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>資本バッファー第３区分</td><td>1.25%未満</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本バッファー第４区分</td><td>0.625%未満</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="3">※早期是正措置における第１区分～第３区分に該当する場合、同時に資本バッファー第４区分にも該当する。
この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む１つの命令を発出することが想定される。</td></tr>
</table>

（注）上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファーおよびＧ－ＳＩＢｓ/Ｄ－ＳＩＢｓバッファーは含んでいない。

<table>
<tr><th>レバレッジ・バッファーの充実の状況に係る区分</th><th>レバレッジ・バッファー比率</th><th colspan="2">措置の内容
社外流出制限割合</th></tr>
<tr><td>レバレッジ・バッファー第１区分</td><td>最低レバレッジ・バッファー比率未満</td><td>40%</td><td rowspan="4">社外流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令</td></tr>
<tr><td>レバレッジ・バッファー第２区分</td><td>最低レバレッジ・バッファー比率の四分の三の比率未満</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>レバレッジ・バッファー第３区分</td><td>最低レバレッジ・バッファー比率の二分の一の比率未満</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レバレッジ・バッファー第４区分</td><td>最低レバレッジ・バッファー比率の四分の一の比率未満</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="3">※早期是正措置における第１区分～第３区分に該当する場合、同時にレバレッジ・バッファー第４区分にも該当する。
この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む１つの命令を発出することが想定される。</td></tr>
</table>

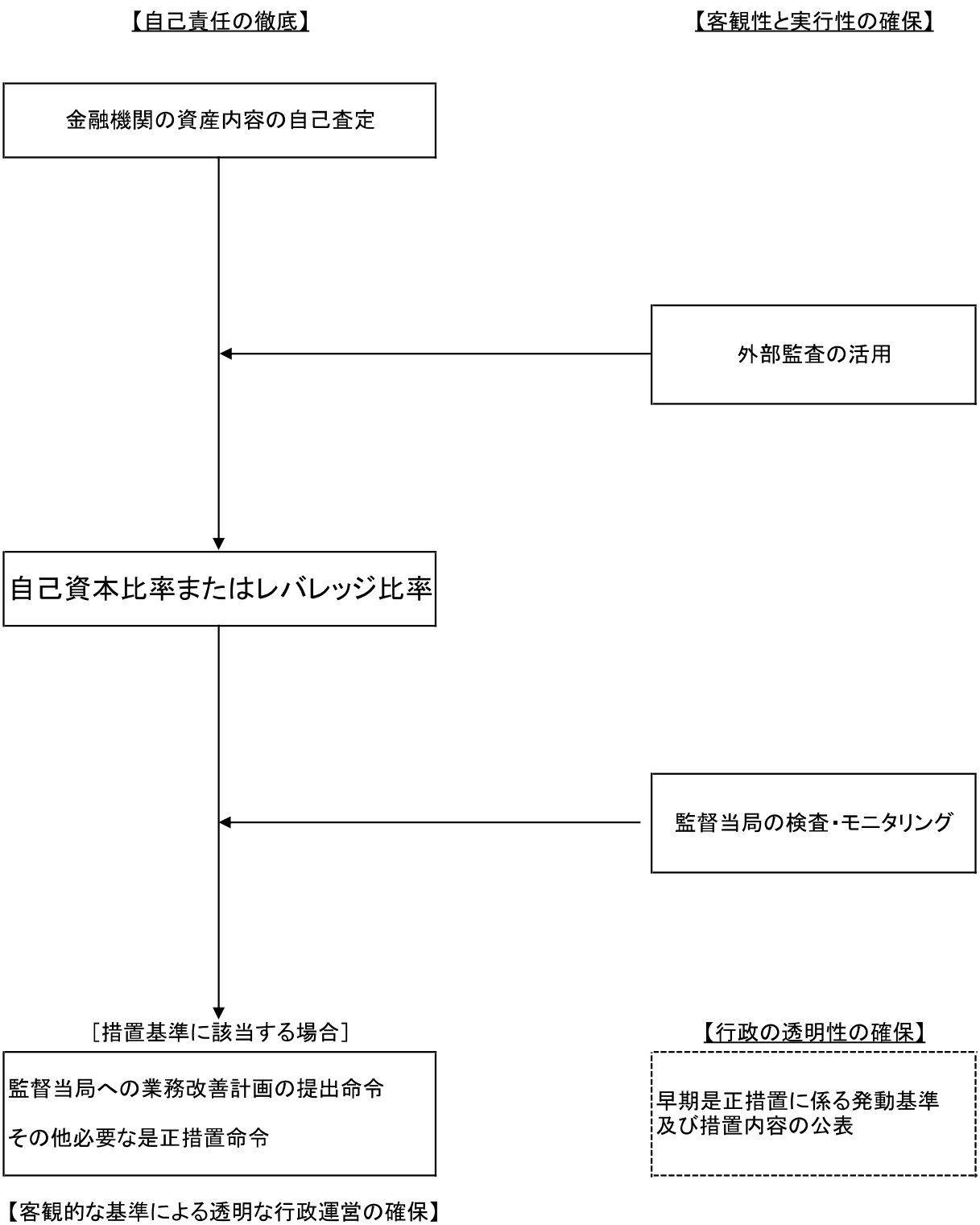
（注）「最低レバレッジ・バッファー比率」は、Ｇ－ＳＩＢｓバッファーの50%の水準。

２．発動実績

2022事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

（別紙１）

早期是正措置の概念図

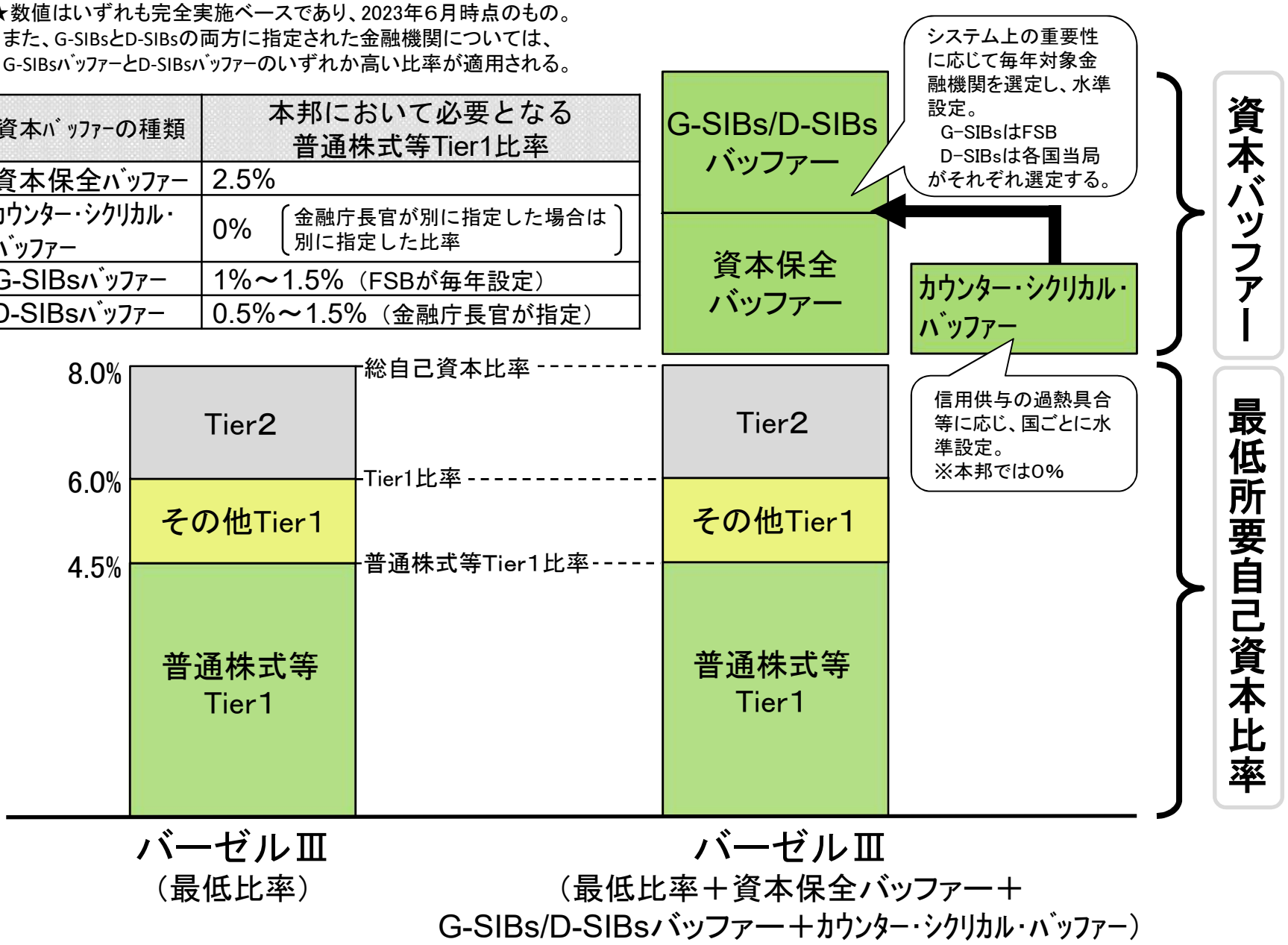


「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」

（別紙2）

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2023年6月時点のもの。
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、
G-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰとD-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰのいずれか高い比率が適用される。

資本ﾊﾞｯﾌｧｰの種類	本邦において必要となる普通株式等Tier1比率
資本保全ﾊﾞｯﾌｧｰ	2.5%
ｶｳﾝﾀｰ・ｼｸﾘｶﾙ・ﾊﾞｯﾌｧｰ	0%（金融庁長官が別に指定した場合は別に指定した比率）
G-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰ	1%～1.5%（FSBが毎年設定）
D-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰ	0.5%～1.5%（金融庁長官が指定）



第８節　金融上の行政処分について

Ⅰ　行政処分の趣旨（別紙１参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注１）を行っているところである。

2007 年３月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008 年４月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ　行政処分の業態別発動状況（別紙２参照）

2022 事務年度における行政処分の業態別発動件数（注２）は、以下のとおり。

① 銀行等	:	０件	【０件】（注３）
② 協同組織金融機関	:	１件	【０件】
③ 政府系金融機関	:	０件	【０件】
④ 金融商品取引業者等	:	22 件	【６件】
⑤ 保険会社等	:	７件	【３件】
⑥ 貸金業者	:	０件	【０件】
⑦ 特定目的会社	:	０件	【０件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	０件	【０件】
⑨ 資金移動業者	:	２件	【１件】
⑩ 暗号資産交換業者	:	７件	【４件】

（注１）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注２）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言･代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）、である。

（注３）【　】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

（別紙１）

金　　融　　庁

金融上の行政処分について

○　行政運営の基本的な考え方

・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○　基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○　行政処分の公正性・透明性の確保

１．事前にルールや解釈を明示

・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」として定め、広く周知している。

・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

（注１）ノーアクションレター制度の利用実績は、平成 13 年７月の制度導入以降、令和５年３月 31 日時点までで 68 件。

（注２）「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした

② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
③ 弁護士等（弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者）以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。

・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している（意見交換制度）。

（注）更に、処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。

・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

①当該行為の重大性・悪質性

◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性
例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無
当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無
当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無
問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無
反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由
以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。
特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

２．上記１の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○　チェック体制等

・　行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。

・　庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁（職員）の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

○　事後のフォローアップ

・　行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

（以　上）

（別紙2）

行政処分の件数（2002年４月～2022事務年度）

	2001事務年度（2002年4月1日～6月30日）	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	2021事務年度	2022事務年度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	**53**
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**9**
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	**43**
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	**86**
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	**64**
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	**19**
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**2**
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**24**
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	**2**
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**20**
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**65**
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**21**
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	**5**
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	**2**
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	0	7	**37**
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	3	9	**459**
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	1	0	**111**
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	2	2	**175**
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	3	2	**67**
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**9**
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	2	**16**
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	10	5	**1,268**
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	**4**
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**1**
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	**34**
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	**61**
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**15**
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	2	3	5	**15**
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	**3**
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**4**
合　計	**20**	**65**	**107**	**90**	**253**	**129**	**80**	**87**	**104**	**70**	**58**	**53**	**49**	**27**	**47**	**1,185**	**83**	**62**	**41**	**22**	**26**	**39**	**2,697**
うち業務停止以上	**9**	**20**	**29**	**30**	**91**	**40**	**33**	**26**	**40**	**30**	**23**	**22**	**20**	**8**	**17**	**582**	**24**	**24**	**18**	**6**	**9**	**14**	**1,115**

（注1）ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。
（注2）複数の行政処分（例：業務停止命令と業務改善命令）を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
（注3）金融商品仲介業者（2007年９月以前は証券仲介業者）の件数は、2004年４月より証券仲介業制度が導入されたため、2004年４月からの計上となっている。
（注4）少額短期保険業者等の件数は、2006年４月より少額短期保険業制度が導入されたため、2006年４月からの計上となっている。
（注5）合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
（注6）主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注7）前払式支払手段発行者のうち2010年４月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
（注8）資金移動業者の処分件数は、2010年４月より資金決済法が施行されたため、2010年４月からの計上となっている。
（注9）暗号資産交換業者の処分件数は、2017年４月より改正資金決済法が施行されたため、2017年４月からの計上となっている。
（注10）第一種金融商品取引業者のうち2007年９月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
（注11）第二種金融商品取引業者のうち2007年９月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
（注12）投資助言・代理業者のうち2007年９月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
（注13）投資運用業者のうち2007年９月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。
（注14）生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

第９節　指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ＡＤＲ制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ＡＤＲ制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013 年８月２日策定）」等に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2023 年６月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

（2023 年６月 30 日現在）

指定日 （業務開始日）	機関名	業務の種別
2010．９．15 （2010.10．１）	一般社団法人全国銀行協会	・　銀行業務 ・　農林中央金庫業務
2010．９．15 （2010.10．１）	一般社団法人信託協会	・　手続対象信託業務 ・　特定兼営業務
2010．９．15 （2010.10．１）	一般社団法人生命保険協会	・　生命保険業務 ・　外国生命保険業務
2010．９．15 （2010.10．１）	一般社団法人日本損害保険協会	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務
2010．９．15 （2010.10．１）	一般社団法人保険オンブズマン	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務 ・　保険仲立人保険募集
2010．９．15 （2010.10．１）	一般社団法人日本少額短期保険協会	・　少額短期保険業務
2010．９．15 （2010.10．１）	日本貸金業協会	・　貸金業務
2011．２．15 （2011．４．１）	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	・　特定第一種金融商品取引業務

第 10 節　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

Ⅰ　意見申出制度（別紙１、２参照）

Ⅱ　外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価（別紙３参照）

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することにしている。2022 事務年度は、「信用金庫・信用組合に対する各財務（支）局による立入検査」をテーマとして実施した。

金融庁
Financial Services Agency

「意見申出制度」について

目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、平成 30 年７月以降、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大しております。

本制度は、モニタリング職員と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として 14 日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙２に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙１により代表者名において総合政策局総括審議官宛に提出してください。
なお、主任検査官等又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができ

ます。

意見相違項目の審理

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

審理結果の通知

申出項目の審理結果は、書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む）により通知します。

意見申出様式

（別紙１）　意見申出書　（PDF 版）（WORD 版）

（別紙２）　モニタリング金融機関と検査官（モニタリング職員）との認識の相違点　（ PDF 版）（ WORD 版）

お問い合わせ先

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係
Tel　03-3506-6000(代表)

（別紙２）

意見申出実績（検査実施日ベース）

○　申出機関数　　（2023年６月末現在）

	銀　行	協同組織金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999～2019 事務年度	23	12	2	5	2	44
２０２０　事務年度	0	0	0	0	0	0
２０２１　事務年度	0	0	0	0	0	0
２０２２　事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44

金融庁
Financial Services Agency

令和５年６月23日
金融庁

「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等の公表について

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのアンケート等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙（PDF:788KB）の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添１（PDF:809KB）を、報告書については別添２（PDF:1,968KB）をご覧下さい。

お問い合わせ先

金融庁　総合政策局リスク分析総括課
Tel 03-3506-6000（代表）（内線 2281、2573）

第11節　金融モニタリング情報の収集について

Ⅰ　概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

Ⅱ　情報の収集状況

2022事務年度の総収集件数は3,334件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が2,960件（88.8%）、保険会社等に関する情報が208件（6.2%）、証券会社や暗号資産交換業者等に関する情報が166件（5.0%）であった。

第 12 節　オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靭性）（別紙参照）

Ⅰ　オペレーショナル・レジリエンスの意義

オペレーショナル・レジリエンス（オペレジ）とは、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生しても、金融機関が重要な業務を、最低限維持すべき耐性度において、提供し続ける能力をいう。

近年の急速な環境変化等を踏まえると、未然に事故や障害を防ぐための体制整備及び特定のリスク事象を想定した対応計画の策定等のみでは、重要な業務を提供し続ける能力を十分に確保することができないおそれが増大している。そのため、未然防止策を尽くしてもなお、業務中断が生じ得ることを前提に、既存のガバナンス体制を活用し、オペレジに係る方針を整備する意義がある。

金融機関がオペレジを確保するためには、重要な業務を特定した上で、業務中断後の金融システムや利用者への影響を耐性度内に収めるよう、平時から社内外の業務プロセスの相互連関性をマッピングし、必要な経営資源を確保し、訓練・テスト等を通じて適切性を検証し、定期的に見直し続けることが、経営陣に求められる。

国際的には、バーゼル銀行監督委員会において、2021 年３月に、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」を最終化している。

Ⅱ　我が国における取組み

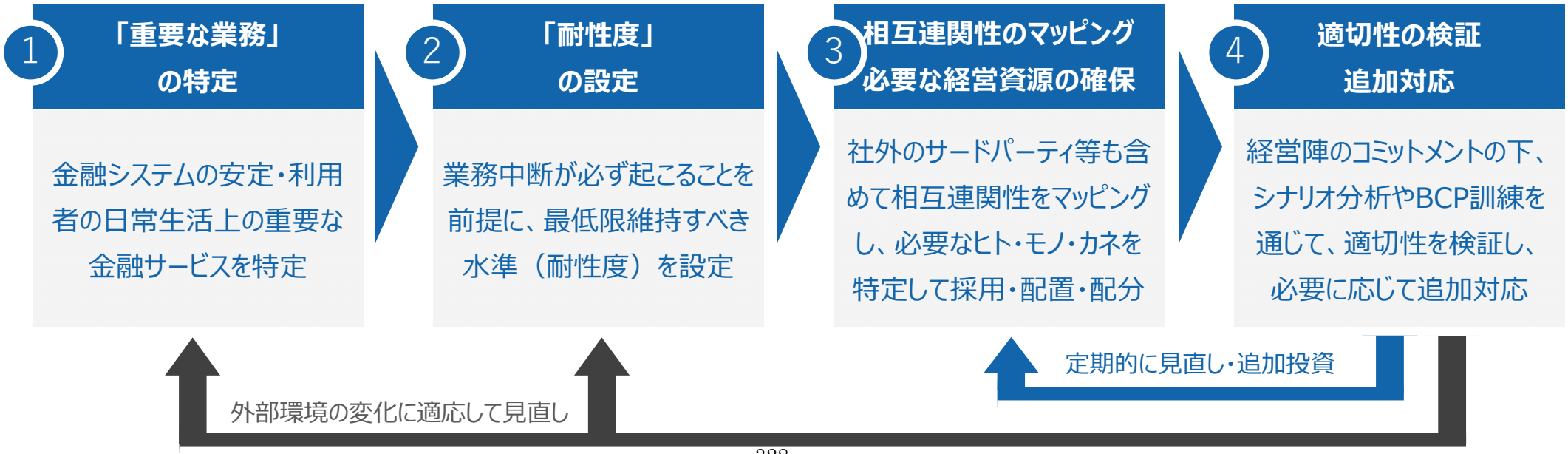
こうした国際的な動向を踏まえ、我が国においても、2022 年 12 月に「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」をディスカッション・ペーパーの形で公表し、パブリックコメントを実施。そして、2023 年４月、寄せられた意見を踏まえディスカッション・ペーパーを最終化した。

さらには、ディスカッション・ペーパーの趣旨を踏まえ、2023 年４月に、主要行等向け監督指針改正案のパブリックコメントを実施し、６月に公表・適用した。

オペレーショナル・レジリエンス（オペレジ）の概要　（別紙）

- オペレジ（業務の強靭性・復旧力）とは、システム障害、サイバー攻撃、自然災害等が発生しても、重要な業務を、最低限維持すべき水準において、提供し続ける能力をいう。
- 既存のリスク管理（未然防止策）や、BCP（地震などの特定のリスク事象を想定した対応計画）は重要だが、想定外の事象が生じた場合に、金融システム安定上の重要な業務を提供できなくなるおそれ。**未然防止策を尽くしてもなお、業務中断が生じることを前提に、利用者目線で早期復旧・影響範囲の軽減を確保する枠組み**として国際的に議論されている。
  - 2021年3月に、バーゼル銀行監督委員会が国際原則を策定。
- 本邦においても、各金融機関によるより良い実務の構築に向けて、論点・課題を整理したディスカッション・ペーパーに基づく意見交換を、金融機関や有識者と行う方針。

▼オペレジの基本動作



第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第１節　監督指針

Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005 年 10 月 28 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2022 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

① 銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可等に係る改正（2022 年８月９日）

金融機関や財務局からの質問や要望などを踏まえ、「他業銀行業高度化等会社」を含めた子会社の設立等の認可の審査基準の明確化や考え方及び同認可に係る関連様式の一部廃止、財務局における行政報告の一部廃止等の所要の改正を行ったもの（2022 年８月９日より適用）。

② レバレッジ比率規制の見直し（日銀預け金除外措置）に係る改正（2022 年 11 月 11 日）

レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を総エクスポージャーから除外する措置の見直しを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2024 年４月１日より適用）。

③ Ｄ－ＳＩＢｓ選定手法の見直しに係る改正（2022 年 11 月 30 日）

本邦Ｄ－ＳＩＢｓ（国内のシステム上重要な銀行）選定手法の見直しを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2023 年３月 31 日より適用）。

④ 最終化されたバーゼルⅢの実施に係る改正（2022 年 11 月 30 日）

2017 年 12 月に最終合意された「バーゼルⅢの最終規則文書」及び 2019 年１月に最終合意された「マーケット・リスクの最低所要自己資本」等に基づき、所要の改正を行ったもの（2023 年３月 31 日より適用）。

⑤ 産業競争力強化法等の一部改正に係る改正（2022 年 12 月９日）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第 70 号）施行に伴い、所要の改正を行ったもの（2022 年 12 月９日より適用）。

⑥ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に係る改正（2022 年 12 月 23 日）

経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させるため、経済産業省・財務省と連名で公表（同日）した、「経営者保障改革プログラム」に基づ

き、金融機関が個人保証を求める場合には、保証契約の必要性等を保証人等に説明し、その結果の記録をするなど、手続きを厳格化するため、所要の改正を行ったもの（2023 年４月１日より適用）。

⑦ レバレッジ比率規制の見直し（バーゼルⅢ最終化）に係る改正（2023 年１月 27 日）

バーゼルⅢの最終化の一環として、Ｇ－ＳＩＢｓを対象にレバレッジ・バッファーが導入されることを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2023 年３月 31 日より適用）。

⑧ 資金決済法等改正に係る改正（2023 年５月 26 日）

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）における電子決済手段等に係る規定の整備に伴い、所要の改正を行ったもの（2023 年６月１日より適用）。

⑨ 銀行業高度化等会社の設立に向けた実証実験に係る改正（2023 年６月１日）

他業銀行業高度化等会社及び一定の銀行業高度化等会社の設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するため、所要の改正を行ったもの（2023 年６月１日より適用）。

⑩ オペレーショナル・レジリエンスに係る改正（2023 年６月 23 日）

2023 年４月に最終化したディスカッションペーパー「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」の趣旨を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2023 年６月 23 日より適用）。

Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004 年５月 31 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2022 事務年度の改正内容は、上記のⅠ　主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①、④～⑥、⑧及び⑨（②、③、⑦、⑩以外）である。

第２節　預金取扱等金融機関の概況

Ⅰ　主要行等の 2022 年度決算概況（別紙１参照）

Ⅱ　地域銀行の2022年度決算概況（別紙２参照）

地域銀行の2022年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

① 当期純利益は、債券等関係損益が悪化したものの、株式等関係損益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期比2.7%（234億円）増益の8,776億円となった。

② 不良債権残高は前年同期比0.1兆円増加の5.6兆円となったものの、不良債権比率は前年同期比0.05%pt低下し、1.76%となった。

③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.49%pt上昇の13.90%、Ｔｉｅｒ１比率及び普通株式等Ｔｉｅｒ１比率は、いずれも前年同期比 0.57%pt 上昇の13.50%となった[1]。

国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.27%pt上昇の9.98%となった[2]。

[1] 国際統一基準行の対象は、2022年３月期が11行、2023年３月期が10行

[2] 国内基準行の対象は、2022年３月期 が89行、2023年３月期 が90行

Ⅲ　再編等の状況

１．銀行業の免許

2022 年７月以降、新たに銀行業の免許を付与した銀行はない。

２．主要行等の再編等

2022 年７月以降、主要行等における再編等は行われていない。

３．地域銀行の再編等（別紙３～８参照）

2022 年７月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社静岡銀行

（内容）2022 年 10 月３日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社しずおかフィナンシャルグループ

株式会社中国銀行

（内容）2022 年 10 月３日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

株式会社伊予銀行

（内容）2022 年 10 月３日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社いよぎんホールディングス

株式会社愛知銀行、株式会社中京銀行

（内容）2022 年 10 月３日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社あいちフィナンシャルグループ

株式会社横浜銀行、株式会社神奈川銀行

（内容）2023 年４月 27 日に株式会社横浜銀行による株式会社神奈川銀行の子会社化（2023 年６月 29 日に完全子会社化）

株式会社八十二銀行、株式会社長野銀行

（内容）2023 年６月１日に株式会社八十二銀行による株式会社長野銀行の子会社化

４．外国銀行の参入

2022 年７月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない（2023 年６月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は 56 行）。

５．外国銀行の退出

2022 年７月以降、以下のとおり外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

銀行名	廃止年月日
ウニクレディト銀行　東京支店	2022 年 11 月 18 日

Ⅳ　不良債権処理等の推移

１．不良債権の概念

金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の４つの区分に分けて開示するものである。

なお、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つに銀行法等において開示が求められていたリスク管理債権があるが、開示項目の簡潔化・明確化等の観点から、2022 年３月 31 日の銀行法施行規則等の改正により、金融再生法開示債権との一本化が適用された。

２．金融再生法開示債権等の現状（別紙９参照）

当庁ウェブサイトで、民間金融機関における金融再生法開示債権等の状況を公表。(2022 年８月、2023 年２月)

金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円	2002年３月期	2021年３月期	2021年９月期	2022年３月期	2022年９月期
不良債権比率	8.4	1.2	1.2	1.3	1.2
総与信	512.1	650.1	648.9	672.4	713.6
金融再生法開示債権	43.2	7.9	8.0	8.9	8.8
破産更生債権	7.4	1.3	1.2	1.2	1.2
危険債権	19.3	4.6	4.7	5.7	5.7
要管理債権	16.5	2.0	2.1	2.0	2.0
正常債権	468.9	642.1	640.9	663.5	704.8

（別紙１）
令和５年６月２日
金　　融　　庁

主要行等の令和５年３月期決算の概要

１．損益の状況（グループ連結ベース）

○　令和５年３月期は、米国等の金利上昇に伴い外債を中心に債券等関係損益が悪化した一方で、投資信託解約益の増加や貸出金残高の増加、為替影響等により資金利益が増加したこと等を主因に、当期純利益は前期比6.6%の増益。

（単位：億円）

	R3年3月期	R4年3月期	R5年3月期	前期比
業務粗利益	105,642	108,328	115,933	7,605
資金利益	49,618	54,392	63,039	8,646
役務取引等利益	35,266	39,182	40,824	1,642
その他業務利益	8,254	4,722	202	▲ 4,519
うち債券等関係損益*	1,887	▲ 3,123	▲ 11,893	▲ 8,770
経費	▲ 68,739	▲ 70,260	▲ 73,850	▲ 3,590
業務純益	37,638	38,630	42,776	4,146
コア業務純益*	19,947	26,165	38,077	11,911
コア業務純益*（除く投資信託解約損益）	19,692	25,232	31,742	6,510
与信関係費用**	▲ 11,789	▲ 9,761	▲ 10,244	▲ 483
株式等関係損益	2,407	5,101	5,973	872
親会社株主に帰属する当期純利益	21,016	27,023	28,807	1,784

*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	R3年3月末	R4年3月末	R5年3月末
貸出金（末残）***	319.1兆円	328.0兆円	349.6兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○　不良債権残高は令和４年３月末に比べ減少、不良債権比率は低下。

	R3年3月末	R4年3月末	R5年3月末
不良債権残高	2.6兆円	3.4兆円	3.2兆円
不良債権比率	0.75%	0.92%	0.81%

３．自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○　国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、令和４年３月末に比べ低下。

○　国内基準行の自己資本比率は、令和４年３月末に比べ低下。

（国際統一基準行：4グループ）

	R4年3月末	R5年3月末
総自己資本比率	15.72%	14.92%
Tier1比率	13.87%	13.25%
普通株式等Tier1比率	12.35%	11.87%

（国内基準行：3グループ）

	R4年3月末	R5年3月末
自己資本比率	11.56%	11.34%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、SBI新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。
（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。
（注4）各グループ公表資料等より、金融庁作成（公表数値の定義はグループにより異なる場合がある）。

（別紙２）
令和５年６月２日
金　　融　　庁

地域銀行の令和５年３月期決算の概要

１．損益の状況（銀行単体ベース）

○ 令和5年3月期の当期純利益は、債券等関係損益が悪化したものの、株式等関係損益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期に比べ、2.7%の増益。

（単位：億円）

	R3 年３月期	R4 年３月期	R5 年３月期	前年同期比
業務粗利益	41,692	42,195	38,330	▲ 3,865
資金利益	36,473	37,438	37,851	413
役務取引等利益	5,458	6,038	6,387	349
その他業務利益	▲ 283	▲ 1,317	▲ 5,955	▲ 4,638
うち、債券等関係損益	▲ 854	▲ 1,893	▲ 6,385	▲ 4,492
経費	▲ 29,361	▲ 28,836	▲ 27,988	848
実質業務純益	12,330	13,359	10,342	▲ 3,017
コア業務純益	13,184	15,252	16,818	1,566
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	12,167	14,568	15,893	1,325
与信関係費用(※)	▲ 4,472	▲ 3,217	▲ 1,779	1,438
株式等関係損益	2,378	1,621	3,222	1,601
当期純利益	7,082	8,542	8,776	234

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	R3 年３月期	R4 年３月期	R5 年３月期
貸出金（末残）	291.9 兆円	298.8 兆円	312.7 兆円

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権残高は令和４年３月期に比べ増加したものの、不良債権比率は低下。

	R3 年３月期	R4 年３月期	R5 年３月期
不良債権残高	5.3 兆円	5.5 兆円	5.6 兆円
不良債権比率	1.78%	1.81%	1.76%

３．自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率、国内基準行の自己資本比率ともに令和４年３月期に比べ上昇。

（国際統一基準行：R4年３月期 11行、R5年３月期10行）

	R4 年３月期	R5 年３月期
総自己資本比率	13.41%	13.90%
Tier1 比率	12.93%	13.50%
普通株式等 Tier1 比率	12.93%	13.50%

（国内基準行：R4年３月期 89行、R5年３月期 90行）

	R4 年３月期	R5 年３月期
自己資本比率	9.71%	9.98%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）R３年３月期の集計対象は101行（地方銀行62行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行）
R４年３月期の集計対象は100行（地方銀行62行、第二地方銀行37行及び埼玉りそな銀行）
R５年３月期の集計対象は100行（地方銀行62行、第二地方銀行37行及び埼玉りそな銀行）
（注3）与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

金融庁
Financial Services Agency

令和４年９月 15 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
（株式会社しずおかフィナンシャルグループ）

本日、株式会社静岡銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商号　：　株式会社しずおかフィナンシャルグループ
２．本店所在地　：　静岡市葵区呉服町１丁目 10 番地
３．代表者　：　取締役会長　中西　勝則
　　取締役社長　柴田　久
４．資本金　：　900 億円
５．役職員数(予定)　：　182 名
６．設立予定日　：　令和４年 10 月３日

お問い合わせ先
東海財務局　Tel：052-951-2493
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3367）

金融庁
Financial Services Agency

令和４年９月 15 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
（株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ）

本日、株式会社中国銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商号：株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ
２．本店所在地：岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号
３．代表者：取締役社長　加藤　貞則
　　専務取締役　寺坂　幸治
　　専務取締役　原田　育秀
４．資本金：160 億円
５．役職員数（予定）：263 名
６．設立予定日：令和４年 10 月３日

お問い合わせ先
中国財務局　Tel：082-221-9221（代表）
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3393）

金融庁
Financial Services Agency

令和４年９月 15 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
（株式会社いよぎんホールディングス）

本日、株式会社伊予銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社いよぎんホールディングス」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商号 ： 株式会社いよぎんホールディングス
２．本店所在地 ： 愛媛県松山市南堀端町１番地
３．代表者 ： 取締役社長 三好 賢治
取締役専務執行役員 長田 浩
４．資本金 ： 200 億円
５．役職員数(予定) ： 205 名
６．設立予定日 ： 令和４年 10 月 3 日

お問い合わせ先
四国財務局 Tel：087-811-7780（代表）
金融監督第一課

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3699）

金融庁
Financial Services Agency

令和４年９月 22 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
（株式会社あいちフィナンシャルグループ）

本日、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社あいちフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商号　：　株式会社あいちフィナンシャルグループ
２．本店所在地　：　愛知県名古屋市中区栄三丁目 14 番 12 号
３．代表者　：　代表取締役社長　　伊藤　行記
　　代表取締役副社長　小林　秀夫
４．資本金　：　200 億円
５．役職員数(予定)　：　188 名
６．設立予定日　：　令和４年 10 月３日

お問い合わせ先
東海財務局　Tel：052-951-2493
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3367）

金融庁
Financial Services Agency

令和５年３月 17 日
金融庁

銀行及び銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社横浜銀行及び株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループに対し、株式会社神奈川銀行を子会社とすることについて銀行法第 16 条の２第４項及び第 52 条の 23 第３項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先
関東財務局　Tel：048-600-1281
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3222、3681）

金融庁
Financial Services Agency

令和５年５月 29 日
金融庁

銀行に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社八十二銀行に対して、株式会社長野銀行を子会社とすることについて銀行法第 16 条の２第４項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先
関東財務局　Tel：048-600-1286
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3222、3681）

（表1）金融再生法開示債権等の推移

		2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
都銀・旧長信銀・信託	総与信（億円）	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	3,368,850	3,477,410	3,515,960	3,537,710	3,500,920	3,690,700	4,032,340
	金融再生法開示債権(億円)	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	20,470	20,550	23,490	26,430	25,440	34,000	32,700
	破産更生等債権(億円)	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,670	2,570	2,830	4,080	3,540	2,780	2,610	2,740
	危険債権（億円）	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	12,300	11,400	12,170	13,510	12,660	22,010	21,070
	要管理債権（億円）	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	5,610	6,330	7,250	9,380	10,000	9,370	8,890
	正常債権（億円）	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	3,348,380	3,456,850	3,492,460	3,511,280	3,475,490	3,656,710	3,999,630
	不良債権比率（%）	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8
	不良債権処分損（兆円）	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	0.3	0.3	0.7	▲ 0.0	0.8	0.0
(9)	実質業務純益（兆円）	1.5	2.9	1.6	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6	1.1	2.1	1.1	1.8	1.2	2.1	1.3	2.2	1.2	2.3	1.5
都市銀行	総与信（億円）	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290	2,911,490	3,015,440	3,055,260	3,074,990	3,044,110	3,227,780	3,541,720
	金融再生法開示債権(億円)	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	18,940	19,150	21,720	24,600	23,790	31,290	30,660
	破産更生等債権(億円)	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	2,400	2,660	3,790	3,250	2,580	2,400	2,510
	危険債権（億円）	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	11,320	10,610	11,230	12,540	11,780	20,250	19,750
	要管理債権（億円）	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	5,210	5,880	6,700	8,810	9,430	8,640	8,390
	正常債権（億円）	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	2,892,550	2,996,290	3,033,530	3,050,390	3,020,320	3,196,490	3,511,060
	不良債権比率（%）	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9
	不良債権処分損（兆円）	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	0.3	0.3	0.7	▲ 0.0	0.8	0.0
(4)	実質業務純益（兆円）	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1	0.9	1.6	0.8	1.3	0.9	1.6	1.0	1.7	0.9	1.8	1.2
旧長期信用銀行	総与信（億円）	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310	79,300	81,460	80,850	82,590	83,980	86,810	98,710
	金融再生法開示債権(億円)	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	390	460	580	600	510	570	440
	破産更生等債権(億円)	370	170	90	50	60	50	40	30	30	20	20	20	60	70	70	70	30	40	30
	危険債権（億円）	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	310	340	410	440	390	460	250
	要管理債権（億円）	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	50	30	30	50	100	90	90	70	160
	正常債権（億円）	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	78,910	80,990	80,270	81,990	83,470	86,240	98,270
	不良債権比率（%）	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	0.4
	不良債権処分損（兆円）	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0
(2)	実質業務純益（兆円）	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
信託銀行	総与信（億円）	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670	378,060	380,520	379,850	380,130	372,830	376,120	391,910
	金融再生法開示債権(億円)	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	1,140	940	1,190	1,230	1,130	2,140	1,610
	破産更生等債権(億円)	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120	110	100	220	220	170	170	190
	危険債権（億円）	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	380	360	640	670	450	530	530	480	1,310	1,070
	要管理債権（億円）	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220	370	390	440	480	480	670	340
	正常債権（億円）	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700	376,920	379,570	378,660	378,910	371,690	373,980	390,310
	不良債権比率（%）	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6	0.4
	不良債権処分損（兆円）	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0
(3)	実質業務純益（兆円）	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.3	0.5	0.3
主要行	総与信（億円）	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400	3,249,740	3,236,480	3,318,980	3,312,970	3,289,560	3,395,960	3,435,110	3,455,120	3,416,940	3,603,900	3,933,630
	金融再生法開示債権(億円)	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760	24,090	21,750	18,120	19,370	20,080	20,090	22,920	25,830	24,930	33,430	32,260
	破産更生等債権(億円)	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650	3,630	3,100	2,930	2,650	2,510	2,760	4,010	3,470	2,750	2,570	2,710
	危険債権（億円）	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170	11,800	10,460	10,110	12,020	11,990	11,060	11,760	13,070	12,270	21,560	20,830
	要管理債権（億円）	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940	8,670	8,190	5,070	4,700	5,580	6,270	7,150	9,290	9,910	9,300	8,730
	正常債権（億円）	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640	3,225,650	3,214,730	3,300,860	3,293,590	3,269,480	3,375,860	3,412,190	3,429,300	3,392,010	3,570,460	3,901,360
	不良債権比率（%）	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8
	不良債権処分損（兆円）	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	0.3	0.3	0.7	▲ 0.0	0.8	0.0
(7)	実質業務純益（兆円）	1.4	2.8	1.6	3.1	1.5	2.9	1.5	2.5	1.1	2.0	1.1	1.7	1.2	2.0	1.2	2.1	1.2	2.2	1.5

		2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
地域銀行	総与信（億円）	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700	2,922,880	2,962,900	2,988,090	3,033,700	3,103,590
	金融再生法開示債権(億円)	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	46,550	47,640	47,680	47,920	50,540	52,790	54,350	54,930	55,440
	破産更生等債権(億円)	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,670	9,410	9,000	8,990	9,180	9,240	9,220
	危険債権(億円)	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	28,620	28,420	30,510	32,690	34,210	35,050	35,590
	要管理債権(億円)	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	9,390	10,090	11,030	11,110	10,950	10,630	10,630
	正常債権（億円）	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770	2,716,650	2,770,780	2,872,340	2,910,090	2,933,750	2,978,770	3,048,150
	不良債権比率（%）	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
	不良債権処分損（兆円）	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲ 0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1
(100)	実質業務純益（兆円）	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	0.8	1.3	0.7	1.2	0.6	1.2	0.7	1.3	0.6	1.2	0.7	1.3	0.7
地方銀行	総与信（億円）	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710	2,241,630	2,318,050	2,345,310	2,380,090	2,418,760	2,473,210
	金融再生法開示債権(億円)	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	37,670	37,500	39,780	41,450	42,890	43,020	43,250
	破産更生等債権(億円)	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	7,440	7,180	6,810	6,760	6,920	6,970	6,970
	危険債権(億円)	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570	23,420	25,060	26,540	27,020	27,220
	要管理債権(億円)	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760	9,550	9,630	9,430	9,030	9,070
	正常債権（億円）	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,040	2,204,130	2,278,270	2,303,860	2,337,200	2,375,750	2,429,960
	不良債権比率（%）	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.7
	不良債権処分損（兆円）	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲ 0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.0
(62)	実質業務純益（兆円）	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.6	1.1	0.5	1.0	0.6	1.1	0.6
第二地方銀行	総与信（億円）	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	489,170	500,110	522,900	534,520	524,330	530,540	542,810
	金融再生法開示債権(億円)	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	9,120	9,480	9,870	10,450	10,570	10,980	11,310
	破産更生等債権(億円)	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,180	2,070	2,080	2,030	2,090	2,110	2,120	2,090
	危険債権(億円)	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	6,010	6,260	6,570	7,080	7,140	7,470	7,830
	要管理債権(億円)	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140	1,270	1,280	1,320	1,390	1,400
	正常債権（億円）	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,630	513,030	524,070	513,770	519,550	531,490
	不良債権比率（%）	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1
	不良債権処分損（兆円）	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
(37)	実質業務純益（兆円）	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
全国銀行	総与信（億円）	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	6,133,190	6,296,110	6,438,840	6,500,610	6,489,010	6,724,400	7,135,930
	金融再生法開示債権(億円)	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	68,150	68,480	74,030	79,220	79,780	88,920	88,140
	破産更生等債権(億円)	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	11,740	11,040	11,350	11,930	12,230	12,240	13,080	12,530	11,960	11,860	11,960
	危険債権(億円)	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130	42,100	40,130	40,020	41,700	40,910	39,820	42,680	46,200	46,870	57,060	56,670
	要管理債権(億円)	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130	16,610	15,790	13,460	13,650	15,010	16,420	18,270	20,490	20,950	20,000	19,520
	正常債権（億円）	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	5,780,570	5,836,670	5,886,000	6,012,670	6,057,410	6,065,030	6,227,630	6,364,800	6,421,370	6,409,240	6,635,480	7,047,790
	不良債権比率（%）	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
	不良債権処分損（兆円）	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.0	0.3	0.0	0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	0.3	0.1	0.7	0.4	1.2	0.1	1.2	0.1
(109)	実質業務純益（兆円）	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8	1.8	3.3	1.8	3.0	1.9	3.4	1.9	3.4	1.9	3.6	2.2

		2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
協同組織金融機関	総与信（億円）		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		1,144,500		1,212,130		1,208,520	
	金融再生法開示債権(億円)		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680		34,780		36,220		37,570	
	破産更生等債権(億円)		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570		8,310		7,650		7,490	
	危険債権(億円)		33,140		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770		23,180		25,170		26,880	
	要管理債権(億円)		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340		3,290		3,400		3,200	
	正常債権（億円）		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180		1,109,660		1,175,850		1,170,890	
	不良債権比率（%）		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2		3.0		3.0		3.1	
	不良債権処分損（兆円）		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.2		0.3		0.2	
(415)	実質業務純益（兆円）		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5		0.8		0.7		0.7	
信用金庫	総与信（億円）		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340		817,820		874,350		870,910	
	金融再生法開示債権(億円)		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660		28,880		30,240		31,680	
	破産更生等債権(億円)		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580		6,410		6,010		5,850	
	危険債権(億円)		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610		20,070		21,770		23,480	
	要管理債権(億円)		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480		2,400		2,470		2,350	
	正常債権（億円）		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640		788,910		844,080		839,200	
(255)	不良債権比率（%）		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7		3.5		3.5		3.6	
信用組合	総与信（億円）		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730		159,080		171,620		174,280	
	金融再生法開示債権(億円)		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230		5,080		5,140		5,050	
	破産更生等債権(億円)		2,990		2,630		2,400		2,220		2,060		1,740		1,650		1,380		1,370	
	危険債権(億円)		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670		2,580		2,860		2,860	
	要管理債権(億円)		1,040		1,050		970		920		880		820		850		910		820	
	正常債権（億円）		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470		153,970		166,460		169,210	
(146)	不良債権比率（%）		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4		3.2		3.0		2.9	
預金取扱金融機関	総与信（億円）		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620		7,440,610		7,712,740		7,932,920	
	金融再生法開示債権(億円)		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950		103,260		115,440		126,490	
	破産更生等債権(億円)		27,710		24,310		23,370		21,760		20,130		20,500		20,550		20,180		19,350	
	危険債権(億円)		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470		63,000		71,370		83,940	
	要管理債権(億円)		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990		19,710		23,890		23,200	
	正常債権（億円）		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590		7,337,290		7,597,220		7,806,370	
	不良債権比率（%）		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4		1.4		1.5		1.6	
	不良債権処分損（兆円）		0.2		0.2		0.4		0.4		▲ 0.1		0.4		0.8		1.5		1.3	
(524)	実質業務純益（兆円）		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6		4.2		4.2		4.3	

（注） 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （　）内は2022年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、新生銀行及びあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの（信農連等は含まない）。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。

第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙参照）

Ⅰ　大手銀行グループに対する金融モニタリング

2022 事務年度の大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。この際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った（水平レビューの実施）。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも、個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2022 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱 ＵＦＪフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、ＳＢＩ新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの９グループである。

これらの課題についての金融庁の考え方については、フィードバックレター等により各グループの経営陣を含む役職員に伝達し、この中でリスク管理態勢や実務等に係る必要な改善を促した。また、複数のグループに共通する課題など、幅広く周知・注意喚起すべき事項については、金融機関との意見交換会における情報発信を行った。

信用リスクについて、国内での与信費用の発生が過去の危機時と比較して低位で推移する中、将来の経済環境の変化も見据え、各金融機関の信用リスク管理態勢について対話を行った。具体的には、各金融機関の内部格付等のプロセスの有効性について、個社の審査関係書類等をサンプル抽出して参照しながら、対話を行った。個別の貸出先についても、業況悪化が見込まれる事業者について行内資料の精査や随時のヒアリングによる実態把握を重点的に行い、与信管理、事業者支援の状況や態勢について対話を行った。また、国内の貸出ポートフォリオの相応部分を占める不動産向け融資の管理状況について実態把握を行った。その他、金融庁において、金融機関の与信ポートフォリオに外生的なショックを与えた場合の信用コストの簡易なシミュレーション（センシティビティ分析）を行い、金融機関との対話を行った。さらに、国内ＬＢＯ融資に係るリスクテイク主体の裾野の拡大といった個別行のみでは対応が困難な課題について、関係者と意見交換を行い、考えられる解決の方向性や金融庁の関与のあり方について議論を開始した。加えて、海外与信に関して、特に米国におけるファンドや低信用先との取引、グローバルでの海外プロジェクトファイナンスなど、相対的にリスクが高いと考えられる分野の与信に関し、グループ・グローバルの戦略やリスク管理の枠組みについて対話を行った。

市場・流動性リスクについて、2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱により金融市場においてリスク回避的な動きが見られた中、各行の運用・調達方針をタ

イムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各行の財務の健全性や外貨流動性、金融システムに与える影響について分析を行った。その分析結果を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理態勢について各行と対話を行った。また、直近のクレジット投資や低流動性資産に対する戦略や方針を確認した。加えて、外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で対話を実施し、外貨流動性ストレステストにおける前提の妥当性や精緻化等、高度化を促した。

ガバナンス・横断的リスクについて、各金融機関におけるストレステストの実施体制について対話を行った。特に、共通シナリオを用いた実施手法の検証に加え、ガバナンス面、結果の活用状況の検証を日本銀行と共同で実施し、各行との対話を経て、ストレステスト実施プロセスに係る把握事項のフィードバックを行った。2021年11月に公表した「モデル・リスク管理に関する原則」の対象金融機関（Ｇ－ＳＩＢｓ及びＤ－ＳＩＢｓ等）に対し、昨年に引き続き、モデル・リスク管理態勢の構築状況に関するモニタリングを実施した。その結果、各行において、それぞれが策定した計画に基づき、管理態勢の構築・運用に取り組んでいることが確認された。

また、2019年６月の「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を公表以降の各行の内部監査の高度化に向けた取組みの進捗状況について、確認を行った。その他、各行におけるＤＸ戦略と各施策について、ＤＸ推進に係る枠組みにも着目しながら、確認を行った。

加えて、顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備の状況等について、営業店職員に対してアンケート調査や営業現場での直接のヒアリング等を実施し、検証を行った。さらに、2022年６月に銀証ファイアーウォール規制が緩和されたことを踏まえ、各行における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報管理態勢の整備状況について、「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」（2022年６月設置）に寄せられる情報等を活用して検証を行った。

資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足許の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等について、人的資本等に係る投資戦略にも着目しながらヒアリングを実施した。

ＦＳＢ「健全な報酬慣行に係る原則及び実施基準」も踏まえ、金融機関の報酬制度に関する国際的な議論に参画すると共に、国際的な動向共有を目的とした金融機関との対話を行った。

システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組みについて、実効性の確保に向けた課題事項への取組み状況についてフォローアップを行った。

政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行った。

「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（ＢＣＢＳ239）について、リスクデータに係る適時報告演習等を実施し、その結果を踏まえた対話を通じて対象金融機関に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行った。

Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング

2022 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促した。

地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進した。経営の高度化・多角化を図るために、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認した。

持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を把握するため、各行の人員構成や採用、人材育成、職場環境、ダイバーシティ等を調査項目にした、アンケート調査を実施した。

独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行った（2022 年９月、資金交付制度活用の３号案件を認定・公表。2023 年５月、独占禁止法特例法活用の２号案件及び資金交付制度活用の４号案件を認定・公表）。

銀行本体を含む銀行グループ等において、高度化等会社設立を目的とした、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を一定の場合に行えることを監督指針において明確化した。

地域金融機関の取組等に対する顧客評価を把握するための「企業アンケート調査」において、新たに実質無利子・無担保融資に関する項目等を追加し、調査を実施した。

国内外の金融経済情勢の動向等を注視するとともに、それらが地域銀行に及ぼす影響を踏まえ、信用リスクや市場リスクの管理状況等について、各種データを活用しつつ、モニタリングを実施した。特に、昨年来の金利上昇や、米国銀行破綻等を受け、国内外の金融経済情勢の動向が個々の銀行や金融システムに与える影響等について、強い警戒心を持ってモニタリングを行った。また、地域銀行における持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理態勢、リスクテイクの状況に応じた有価証券運用の管理態勢、金融商品販売における顧客保護態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した。

持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある対応策の策定や実行を強く促した。

地域銀行が抱える課題や各種リスクの状況等に応じて、検査を実施した。マネロンターゲット検査については、財務局、日本銀行と連携して、集中的に実施した。

検査に際しては、対面とウェブ会議を併用し、地域金融機関の負担軽減や効率化を図った。

財務局が地域銀行に検査を実施する際に、必要に応じて金融庁からも検査官を派遣し、検証の目線合わせを行うなど、連携して対応した。

リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施した。

引当方法の見直しの検討状況について、2022 年 10 月に地域金融機関にアンケート調査を実施し、調査結果を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」において公表した。

引当に関する開示の充実を後押しするため、「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表（2022 年３月）後の引当に係る開示の状況に関して、2022 年３月期の有価証券報告書をもとに、開示に進展が見られた事例等を関係者の意見も踏まえて取りまとめ、「銀行の引当開示の状況」にて 2022 年 12 月に公表した。

Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング

大手を中心に、日本拠点におけるビジネスの状況やリスク管理態勢等について確認するとともに、グループレベルにおけるビジネスの状況･課題等については、監督カレッジへの参加を通じて、海外当局とともに状況の把握・意見交換を行った。

グローバルに活動する金融グループのビジネスモデルの違いやその変化に関する分析のほか、主要数社を対象にリスク管理態勢や法令等遵守態勢に関する調査を行い、その結果を踏まえたモニタリングや対話を行った。

国際的金融グループにおける経営への懸念が生じたところ、当該グループや関係海外当局との緊密な連携のもと、適時適切な状況把握や顧客への対応状況の確認など、必要な対応を行った。他の国際的金融グループによる買収決定後は、国内における顧客対応状況や経営管理態勢・内部管理態勢について深度あるモニタリングを継続した。

Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング

１．信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2022 事務年度の信用金庫・信用組合に対するモニタリングについては、事業者を取り巻く環境は引き続き厳しい中、財務局とともに、信用金庫・信用組合において、事業者のニーズに応じた資金繰り支援・本業支援が行われているかについてヒアリング等を通じて把握した。このほか、信用金庫・信用組合に対し、関係省庁と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透を図った。

地域経済の再生、活性化に貢献し、信用金庫・信用組合自らも持続可能な経営を確立できるよう、財務局とともに、金融仲介機能の発揮状況および経営基盤の強化に関して、トップヒアや探究型対話の手法を用いて対話を進めた。また、経営方針・経営ビジョンを踏まえた人材戦略や人材育成における課題と対応について、対話を通じて、取組を確認した。

早期警戒制度の枠組み等に基づく対話に加えて、国内外の金融経済情勢を踏まえ、日銀や中央機関等とも連携し、市場動向や市場リスクの見通しを踏まえた信用金庫・信用組合における対応状況等について、財務局とともに随時にモニタリングを実施した。

新規業務の許認可等に関して、特に地域商社に係る認可において、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、信用金庫・信用組合による自主的な取組を後押しした。

地域や事業者の抱える様々な課題について、財務局とともに、信用金庫・信用組合による課題解決に向けた自主的な取組を後押しすべく、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を還元した。

２．協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

中央機関との間で、信用金庫・信用組合の経営や業務のサポートの観点に加えて、信用金庫・信用組合間や他の支援機関等との結節点としての取組として、創業支援や事業承継支援、ビジネスマッチング、デジタル化支援、脱炭素化支援等に関して対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

３．他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

（１）　労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、１の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行う

こととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施)。

（２）　農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省等と財務（支）局が共同で検査を実施している。

（３）　農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

（別紙）

2022事務年度における金融モニタリングの実施状況（業態別・地域別）

業態	地域	対象機関数 （2023年6月30日現在）	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	34	9
主要行等	全国	32	16
地域銀行	関東	20	9
	近畿	8	5
	北海道	2	1
	東北	15	5
	東海	11	4
	北陸	6	2
	中国	9	6
	四国	8	3
	九州	20	5
	計	99	40
信用金庫	関東	72	12
	近畿	29	10
	北海道	20	4
	東北	27	6
	東海	34	8
	北陸	15	7
	中国	20	8
	四国	10	3
	九州	27	5
	計	254	63
信用組合	関東	51	7
	近畿	21	4
	北海道	7	1
	東北	15	1
	東海	15	1
	北陸	6	2
	中国	10	1
	四国	3	2
	九州	17	4
	計	145	23
外国金融機関等	全国	58	5
生命保険会社	全国	42	2
損害保険会社	全国	55	0
その他金融機関	全国	4	2
政策金融機関等	全国	12	0

1．本表には、財務局検査を含む。

2．地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
　九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。

3．対象機関数は、2023年６月30日現在。
　主要行等とは都市銀行、信託銀行（外資系信託銀行を除く）、決済・IT専業銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
　外国金融機関等とは、外国銀行支店（複数支店を有する外国銀行は１店として計上）、外資系信託銀行をいう。
　その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
　政策金融機関等には、独立行政法人を含む。

4．同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数１件として計上する。

第４節　自己資本比率規制等

Ⅰ　自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第１の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第２の柱）、「市場規律の活用」（第３の柱）という３つの柱から構成される。

我が国では、銀行法 14 条の２等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。

Ⅱ　関連告示等の整備

2017 年 12 月に国際合意されたバーゼルⅢ等に基づき、関係者と十分な対話を行った上で告示改正案のパブリックコメントを実施し、2022 年４月及び 11 月に銀行・銀行持株業態、2023 年１月に農林中央金庫・商工組合中央金庫業態、３月に信用金庫及び信用金庫連合会・最終指定親会社業態の自己資本比率規制告示を改正した。改正後の枠組みについては、2023 年３月期から、段階的に適用を開始している。

また、2018 年４月、2020 年 11 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された最終規則文書等を踏まえ、2023 年５月に証券化商品の自己資本規制上の取扱いに関する告示改正案のパブリックコメントを実施した。

さらに、レバレッジ比率を算定するに当たって銀預け金を除外する措置については、2024 年３月 31 日まで存置するとされていたところ、それ以降は引き続き日銀預け金を総エクスポージャーから除外しつつ、最低所要水準を引き上げる枠組みとするため、2022 年７月に告示等改正案のパブリックコメントを実施し、2022 年 11 月に銀行・銀行持株会社業態、2023 年１月に農林中央金庫・商工組合中央金庫業態、2023 年６月に信用金庫連合会・最終指定親会社業態のレバレッジ比率規制に関する告示等を改正した。

この他、2022 年 10 月に公布された「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」等を踏まえ、信託銀行が暗号資産を自己保有するニーズが高まる可能性があることから、資金決済法上の暗号資産を自己保有する場合の健全性規制上の暫定的取扱いを明確化するため、関連告示のＱ＆Ａを新設した。

Ⅲ　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2022 事務年度）

信用リスクの基礎的内部格付手法	５先（いよぎんホールディングス、ＳＢＩ地銀ホールディングス、しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、武蔵野銀行）
マーケット・リスクの内部モデル方式	１先（ＳＢＩ地銀ホールディングス）
オペレーショナル・リスクの粗利益配分手法	３先（いよぎんホールディングス、しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ）
オペレーショナル・リスクの標準的計測手法における内部損失乗数の算出に係る内部損失データの利用	22 先（ａｕフィナンシャルホールディングス、コンコルディア・フィナンシャルグループ、しずおかフィナンシャルグループ、ひろぎんホールディングス、めぶきフィナンシャルグループ、山口フィナンシャルグループ、足利銀行、ａｕじぶん銀行、北九州銀行、紀陽銀行、山陰合同銀行、静岡銀行、常陽銀行、東日本銀行、百五銀行、広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、横浜銀行、農林中央金庫、農中信託銀行、商工組合中央金庫）

（別紙）
令和5年6月

バーゼル規制の概要

※　本資料は、バーゼル規制に関する理解促進の一助として作成されたものです。分かりやすさを重視した記載となっていることから、必ずしも正確ではない部分があります。規制対応あるいは確実な理解に当たっては、必ず関連する告示、監督指針等（https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html）をご確認ください。

※　金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室作成。

我が国におけるバーゼル規制（自己資本比率規制等）の実施

1989年　バーゼルⅠ

- 国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低水準を規定

2007年　バーゼルⅡ

- 金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化に合わせ、リスク計測手法を精緻化

2013年以降　バーゼルⅢ

自己資本の質・量の強化

- 【国際統一基準】損失吸収力の高い資本（普通株、内部留保等）の自己資本に占める割合を高めるとともに、資本バッファーを導入（2013年）
- 【国内基準】国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（４％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案（2014年）

レバレッジ比率規制・流動性比率規制（国際統一基準）

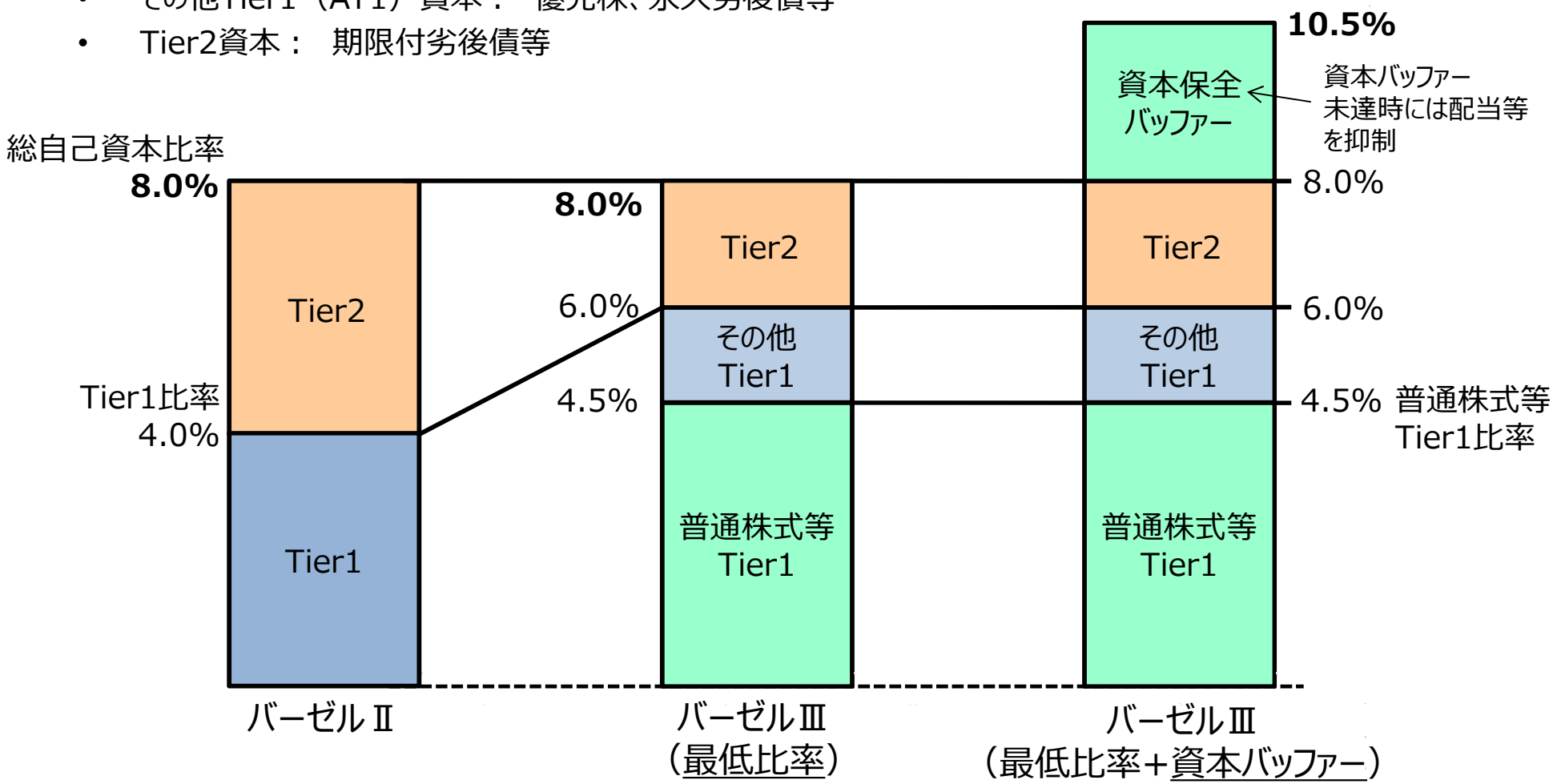
- レバレッジ比率規制（第３の柱）の導入、流動性カバレッジ比率規制の導入（2015年）
- レバレッジ比率規制（第１の柱）の導入（2019年）
- 安定調達比率規制の導入　（2021年）

バーゼルⅢ最終化

- リスクアセット計測の過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（2023年より段階的に実施）

最低所要自己資本の水準

- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を高める観点から、自己資本の質及び量を強化。
  - 普通株式等Tier1（CET1）資本： 普通株、内部留保等
  - その他Tier1（AT1）資本： 優先株、永久劣後債等
  - Tier2資本： 期限付劣後債等



※ 最低所要自己資本比率を割り込んだ場合、早期是正措置（経営改善計画、資本増強計画の提出等）の対象となる。

自己資本の構成

（1）Tier1資本

- 事業を継続する中で（破綻に至る前の段階で）損失を吸収できる資本・負債等（going concern capital）。「普通株式等Tier1（CET1）資本」と「その他Tier1（AT1）資本」に区分される。
  - **CET1資本**は、最も損失吸収力の高い資本である普通株や内部留保等（その他包括利益を含む）。資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、CET1資本から控除される。
  - **AT1資本**は、事業継続を前提とした損失吸収力があると認められる資本・負債等。具体的には、①発行体のCET1比率が一定水準（5.125%以上）を下回った場合や、実質破綻認定時（PONV：Point of non-viability）に元本削減または株式転換が行われる、②満期が定められていない、③金利ステップアップ条項なし、等の要件を満たす優先株や永久劣後債等。

（2）Tier2資本

- 破綻後に、預金者を含む一般債権者に先立って損失を吸収する資本・負債等（gone concern capital）。具体的には、一般貸倒引当金のほか、①実質破綻認定時（PONV）に元本削減または株式転換が行われる、②債務の弁済について一般債権者よりも劣後する、等の要件を満たす優先出資証券、劣後債、劣後ローン等。

資本バッファー

- 国際統一基準行に対し、最低所要自己資本に加えて資本バッファーの積み立てを求めるもの。基準値を下回った場合には、社外流出（配当・賞与・自社株買い等）に制限が課される。
- 本邦では、2016年より段階的に導入。

① 資本保全バッファー

- 将来のストレスに備え、（景気動向等にかかわらず）2.5%の資本バッファーの構築を求めるもの。

② カウンター・シクリカル・バッファー（CCyB）

- 国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするため、各国裁量により設定されるもの（0～2.5%）。現在、本邦では0%。

③ G-SIBsバッファー

- 「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）」に対する追加的な資本賦課。金融システム上の重要度に応じて1.0%～3.5%の水準を設定。

④ D-SIBsバッファー

- 「国内のシステム上重要な銀行（D-SIB）」に対する追加的な資本賦課。各国裁量で水準を設定。

日本のG-SIBs/D-SIBs

金融機関	バッファー水準	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1.5 %	G-SIB/ D-SIB
みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ	1.0%	
三井住友トラスト・ホールディングス 農林中央金庫 野村ホールディングス 大和証券グループ本社	0.5%	D-SIB

レバレッジ比率

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制するために導入された、簡素な非リスクベースの指標。リスクベースの指標である自己資本比率を補完。
- 日本では、2015年より開示規制（第３の柱）として導入し、2018年より最低所要自己資本（第１の柱）規制として導入。対象は国際統一基準行。
- 所要水準を下回った場合、早期是正措置が発動される。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ額（ｵﾝﾊﾞﾗﾝｽ項目＋ｵﾌﾊﾞﾗﾝｽ項目）}} \geqq 3\%$$

（参考）

- 本邦では、2020年6月期に、コロナ禍において金融機関の貸出余力を確保する観点から、「日銀預け金」をエクスポージャー額（分母）から除外する時限措置を導入。2024年4月以降は、「日銀預け金」をエクスポージャー額から除外しつつ、最低所要水準を3.15%（G-SIBsは3.20%）に引き上げる枠組みに移行。
- 2023年3月期より、G-SIBsに対してレバレッジ・バッファーが導入されている（邦銀の場合、0.5%～0.75%を上乗せ）。

流動性カバレッジ比率（LCR：Liquidity Coverage Ratio）

- 30日間のストレス下における資金流出に対応できるよう、「適格流動資産（ストレス時に大きく減価することなく換金できる資産であって、換金に係る障害がないもの）」の保有を求めるもの。
- 日本では、2015年から段階的に実施。対象は国際統一基準行。

掛け目：100%
・現金
・中銀預金
・国債（リスクウェイト0%、同0%でない母国国債等）

掛け目85%
・国債（リスクウェイト20%）
・社債・カバードボンド（AA-以上）

掛け目50%
・上場株式、社債（A+～BBB-）

掛け目75%
・住宅ローン担保証券（AA以上）

$$LCR = \frac{\text{適格流動資産（レベル１＋レベル２A＋レベル２B）}}{\text{30日間のストレス期間における純資金流出額（資金流出－資金流入）}} \geqq 100\%$$

預金の流出率
・リテール・中小企業（預金保険対象）.....5%（3%）
　〃　（預金保険対象外）10%
・非金融機関（預金保険対象）.....20%
　〃　（預金保険対象外）..... 40%
・金融機関.....100%

与信・流動性ファシリティ等の流出率
・リテール向け与信・流動性枠.....5%
・非金融機関向け与信枠.....10%
・非金融機関向け流動性枠.....30%
・金融機関向け与信・流動性枠..... 40%

流入率
・金融機関・中銀向け債権.....100%
・リテール、事業法人、政府・公共部門向け債権...50%
・リバース・レポと証券借入..... 担保に応じて0～100%

安定調達比率（NSFR：Net Stable Funding Ratio）

- 残存期間が長期の資産や市場流動性が低い資産を保有する場合、その裏付けとして、中長期的に安定した調達を行うよう求めるもの。
- 日本では、2021年9月期より実施。対象は国際統一基準行。

算入率
・資本、1年以上の負債： 100 %
・リテール・中小企業預金（残存1年未満または満期なし）：90～95%
・非金融機関預金、オペ預金（残存1年未満または満期なし） ：50%
・金融機関からの借入（6ヶ月未満）：0%、（6ヶ月以上1年未満）：50%

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額（資本＋預金・市場性調達）}}{\text{所要安定調達額（資産）}} \geqq 100\%$$

適格流動資産（HQLA）の算入率
- レベル1資産：0%、レベル2A資産：15%、レベル2B資産：50%

短期貸付の算入率
- 1年未満のリテール・非金融機関向け：50%
- 6ヵ月以上1年未満の金融機関向け：50%
- 6ヵ月未満の金融機関向け（レベル1資産担保）：0%、（それ以外）：15%

長期貸付（1年超）の算入率
- 処分可能なリスク･ウェイト35%以下の貸付（住宅ローン含む）：65%
- その他の正常債権（金融機関向け除く）：85%
- 不良資産等：100%

バーゼルⅢ最終化の概要

- 自己資本比率規制において、銀行のリスクアセット計測の過度なバラつきを軽減するため、リスク計測手法等を見直し。
- 日本では、2023年3月期より段階的に実施。

（各リスク計測手法の見直し）

信用リスク	• 標準的手法の頑健性やリスク感応度の向上（例：中堅企業向け債権（無格付）のリスクウェイト（RW）を引下げ（100%⇒85%）、株式のRWを引上げ（100%⇒250%）） • 内部モデル手法の利用制限（例：デフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）等の自行推計値に下限を設定）
マーケット・リスク	• 標準的方式はリスク感応的となるよう再設計 • 内部モデルのリスク計測の精緻化及び承認要件の厳格化
オペレーショナル・リスク	• 新たな標準的手法の導入（銀行のビジネス規模と損失実績を勘案） • 内部モデル手法の廃止
CVA（信用評価調整）リスク	• 新たな標準的手法の導入（デリバティブ取引の規模や特性等を勘案） • 内部モデル手法の廃止
資本フロア	• 内部モデル手法により算出されたリスクアセットが、標準的手法で算出されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置の導入

バーゼルⅢ最終化の実施時期

■ 国際的な合意

- 2023年1月（当初は2022年1月。コロナ禍の影響を受け、1年延期）

■ 日本

- 2024年3月31日：　国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関（最終指定親会社を除く）
- 2025年3月31日：　内部モデルを採用しない国内基準金融機関及び最終指定親会社

※　ただし、2023年3月31日以降、上記の時期よりも早期の適用を希望する金融機関は、金融庁への届出により適用可能（20金融グループ39先が2023年3月期より適用開始）

■ 他国の予定（2023年5月時点）

- 2023年：　カナダ、オーストラリア 等
- 2024年：　スイス、シンガポール、香港、南アフリカ 等
- 2025年：　イギリス、EU 等
- 2028年：　アメリカ

参考資料

自己資本比率規制の基本的な考え方

- リスク（一定の確率で被りうる損失）をカバーするのに十分な額の自己資本を備えることで、金融機関の健全性を確保
  - 国際的に活動する銀行は、自己資本比率**8%**以上を維持
  - 国内のみで活動する銀行は、自己資本比率**4%**以上を維持

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット}} \geqq 8\% \text{ or } 4\%$$

- 貸出先（企業、個人等）や投資先が破綻するリスク（信用リスク）

  例： 貸付金は、貸出先の外部格付に応じて20～150%のリスクウェイト※を乗じて算出

- 市場動向による保有有価証券等の価格変動リスク（マーケット・リスク）
- 事務事故、不正行為等で損失が生じるリスク（オペレーショナル・リスク）

※ リスクウェイト100%とは、仮に国際的に活動する銀行が１億円の貸出を行っている場合、所要水準の８%を満たすため、800万円の自己資本を備えるよう求めることを意味する（200%の場合、倍の1,600万円の自己資本を備える必要）。

リスク計測手法

バーゼルⅡ実施以降（2007年～）、多様なリスク計測手法の選択肢から、各金融機関が自らのリスク管理実務に則した手法を選択することが可能に。バーゼルⅢ最終化では、その計測手法の見直しを実施。

	信用リスク		マーケット・リスク	オペレーショナル・リスク
	カウンターパーティ信用リスク	信用評価調整（CVA）リスク		
バーゼルⅡ	標準的手法（SA）	カレント・エクスポージャー方式（CEM）	簡便的リスク測定方式	標準的方式（SA）	基礎的手法（BA）
	基礎的内部格付手法（FIRB）	標準的手法（SA-CCR）	標準的リスク測定方式	内部モデル方式（IMA）	粗利益配分手法（TSA）
	先進的内部格付手法（AIRB）	期待エクスポージャー方式（IMM）	先進的リスク測定方式		先進的計測手法（AMA）
バーゼルⅢ最終化	標準的手法（SA）	カレント・エクスポージャー方式（CEM）	簡便法	簡便的方式	標準的計測手法（SMA） ※ 銀行の内部損失データを用いて内部損失乗数（ILM）を計測する場合は、要承認。
	基礎的内部格付手法（FIRB）	標準的手法（SA-CCR）	基礎的方式（BA-CVA）	標準的方式（SA）	
	先進的内部格付手法（AIRB）	期待エクスポージャー方式（IMM）	標準的方式（SA-CVA）	内部モデル方式（IMA）	

※ **赤字**は、利用に当たって金融庁の承認を要するリスク計測手法。

国際統一基準と国内基準

日本では、自己資本比率規制等に関して、海外営業拠点（海外子会社、海外支店）を有する銀行には国際統一基準、それ以外の銀行には国内基準が適用されている。

- **国際統一基準を適用する金融機関**（令和5年3月31日現在）

銀行持株会社	いよぎんホールディングス、コンコルディア・フィナンシャルグループ、 しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、 みずほフィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、 三井住友フィナンシャルグループ、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、 山口フィナンシャルグループ　（計９社）
大手行等（除く信託銀行）	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱ＵＦＪ銀行　（計３行）
信託銀行	みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行（計３行）
地域銀行	伊予銀行、群馬銀行、滋賀銀行、静岡銀行、千葉銀行、中国銀行、 名古屋銀行、八十二銀行、山口銀行、横浜銀行　（計10行）
協同組織金融機関	商工組合中央金庫、農林中央金庫　（計２金庫）
最終指定親会社	大和証券グループ本社、野村ホールディングス　（計２社）

国際統一基準と国内基準の差異

（１）自己資本比率規制

	国際統一基準	国内基準
分子 （自己資本）	① 普通株式等Tier1（普通株、内部留保等） ※ その他包括利益を含む。 ※ のれん、その他無形資産、繰延税金資産、その他金融機関向け出資等は、「控除項目」として普通株式等Tier1から控除。 ② その他Tier1（優先株、永久劣後債等） ③ Tier2（期限付劣後債、一般貸倒引当金等）	コア資本（普通株、内部留保、強制転換条項付優先株、協同組織優先出資、一般貸倒引当金） ※ その他有価証券評価差額金は損益ともに勘案しない。 ※ 国際統一基準と同様の「控除項目」について、コア資本から控除。
分母 （リスクアセット）	バーゼル規制と整合的に計測 ※ 国際合意上の当局裁量や経過措置の適用あり。	国際統一基準と同様。ただし、一部簡便法の適用が可能（例：信用リスクにおける不動産向けエクスポージャーのリスクウェイト、カウンターパーティ信用リスクのCEM利用、CVAリスクの簡便法適用）
最低比率	普通株式等Tier1比率（①）≧ 4.5% Tier1比率（①＋②）≧ 6% 総自己資本比率（①＋②＋③）≧ 8%	コア資本比率 ≧ 4% ※ ただし、内部格付手法（IRB）採用行は、国際統一基準の普通株式等Tier1比率を満たす必要（IRBの利用条件）。

（２）その他

資本バッファー規制	適 用	適用なし
レバレッジ比率規制	適 用	当局にデータを提出
流動性カバレッジ比率規制	適 用	当局にデータを提出
安定調達比率規制	適 用	適用なし

自己資本比率規制における「３本の柱」

バーゼルⅡ以降、自己資本比率規制は、「３本の柱」が相互補完的な役割を果たしながら銀行の健全性を確保するもの、と位置づけられている。

第１の柱 （最低所要自己資本）	• 金融機関の経営の健全性を確保するため、最低所要比率を定め、金融機関が抱えるリスクに応じた自己資本の確保を求める。 • 当該最低所要比率を下回った場合は、監督当局として是正措置命令を発動し、銀行経営の早期是正を促す。
第２の柱 （銀行の自己管理と監督上の検証）	• 金融機関は、第１の柱の対象ではないリスクも含めて主要なリスクを評価した上で、経営上必要な自己資本額を検討。 • 監督当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、金融機関の取組みが十分であるかを評価し、必要に応じて適切な監督上の措置をとる。
第３の柱 （市場規律）	• 金融機関による情報開示の充実により、市場参加者が銀行のリスク管理の優劣を評価し、そうした市場からの外部評価の規律付けを通じて金融機関の経営の健全性を高める。

第５節　資本増強制度等の運用状況

Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

１．資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2022 年９月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 12 月 23 日に、2023 年３月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年６月 20 日に、報告内容を公表した。（別紙１、２参照）

２．公的資金の返済状況

2022 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2021 事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約 12.3 兆円）に対して、2022 年６月末時点で約 12.1 兆円が返済されており、残額は約 0.2 兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、既に返済されている約 12.1 兆円に対し、約 1.5 兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

Ⅱ　金融機能強化法

１．資本参加制度

（１）資本参加の決定

2022 事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

（２）資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組み等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、金融仲介の取組みを通じて収益化を実現することにより、公的資金の返済原資を積上げ、返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2022 年３月期（26 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年９月 22 日に、同年９月期（24 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については 2023 年３月３日に、報告内容を公表した。（別紙３～４参照）

（３）経営強化計画等の公表

豊和銀行、東京厚生信用組合及び横浜幸銀信用組合（以上、本則）並びに筑波銀行、東北銀行（以上、震災特例）の新たな経営強化計画等について、2022 年９月 22 日に公表した。（別紙３参照）

（４）公的資金の返済状況

2022 事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った三十

三フィナンシャルグループ（三十三銀行）から 2022 年８月 12 日に公的資金 300 億円、南日本銀行から 2022 年９月 30 日に公的資金 150 億円、宮崎太陽銀行から 2022 年 11 月 30 日に公的資金 130 億円、フィデアホールディングス（北都銀行）から 2023 年２月 27 日に公的資金 50 億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,985.4 億円）に対して、2023 年６月末時点で残額は 4,240.4 億円となっている。

２．資金交付制度

（１）資金交付制度活用の認定

2022 事務年度においては、金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて、以下の金融機関に対し、実施計画を認定・公表した。（別紙５参照）

2022 年９月 22 日認定：愛知銀行・中京銀行（交付予定額 30 億円）

2023 年５月 29 日認定：八十二銀行・長野銀行（交付予定額 30 億円）

2023 年５月 29 日認定：はばたき信用組合・三條信用組合・新潟鉄道信用組合（交付予定額：0.85 億円）

（２）資金交付した金融機関の実施計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資金交付を行った金融機関に対しては、事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置が実施計画に沿って進捗しているか、また、認定金融機関等が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるかといった点に加え、中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかといった観点からフォローアップを実施し、資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認した。

また、2022 年３月期の実施計画の履行状況報告書については１件（１金融機関）を同年９月 22 日に、同年９月期の実施計画の履行状況報告書については２件（３金融機関）を 2023 年３月３日に、報告内容を公表した。（別紙６～７参照）

（別紙1）

経営健全化計画履行状況報告

令和4年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画
新生	※422	※260	※400	368	329	374	304	303	360

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画
新生	11.72	11.21	11.56

（参考）　（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画
新生	8,513	8,829	8,865	72,626	78,701	76,683

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）　　（百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）			人件費＋物件費（参考）		
	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画
新生	10	12	12	2,223	2,217	2,320	27,356	13,817	30,125	22,679	9,394	24,252	66,561	31,379	71,831

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）			うち役員報酬			平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画	令和4/3実績	令和4/9実績	令和5/3健全化計画
新生	190	137	250	190	137	250	35	31	35	－	－	－	489	491	495

（注）使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）	中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）
	令和4年9月期 実績(対前期比)	令和4年9月期 実績(対前期比)
新生	4,938	178

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額（単体ベース）

（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③		不良債権処理損失額	
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績
新生	16	16	302	132	43	77	361	225	70	▲ 57

○剰余金の状況

（億円）

	剰余金の状況（令和4年9月期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注）
新生	4,096	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

（別紙2）

経営健全化計画履行状況報告

令和5年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	※422	※400	※456	368	374	544	304	360	490

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	11.72	11.56	10.24

（参考）

（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	8,513	8,865	8,893	72,626	76,683	86,777

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績
SBI新生	10	12	12	2,223	2,320	2,179	27,356	30,125	27,602	22,679	24,252	21,516

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績
66,561	71,831	66,337

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績	令和4/3実績	令和5/3健全化計画	令和5/3実績
SBI新生	190	250	241	190	250	241	35	35	33	－	－	－	489	495	493

（注）使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）	中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）
	令和5年3月期 実績(対前期比)	令和5年3月期 実績(対前期比)
SBI新生	18,505	207

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額（単体ベース）

（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③		不良債権処理損失額	
	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績
SBI新生	16	15	302	123	43	78	361	215	70	▲ 82

○剰余金の状況

（億円）

	剰余金の状況（令和5年3月期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注）
SBI新生	3,288	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

（別紙３）

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（令和４年３月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
南日本銀行	平成２１年　３月３１日	１５０億円
みちのく銀行	平成２１年　９月３０日	２００億円
三十三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	平成２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	平成２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	平成２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	平成２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜幸銀信用組合		１９０億円
釧路信用組合	平成２６年１２月１２日	８０億円
滋賀県信用組合		９０億円
全国信用協同組合連合会	平成２７年１２月２２日	１０６億円
全国信用協同組合連合会	平成２８年１２月２７日	６２．４億円
全国信用協同組合連合会	平成２９年１２月２２日	１００億円
全国信用協同組合連合会	令和　２年　３月３１日	９２億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
令和4年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計 画	実 績			
南日本	20	21	**29**	＋ 8	＋ 7	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	47	**82**	＋ 11	＋ 35	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
三十三	99	43	**67**	▲ 32	＋ 24	役務取引等利益が計画を上回ったことや、物件費が計画を下回ったことにより経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	7	6	**8**	＋ 1	＋ 2	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東　和	53	40	**61**	＋ 8	＋ 21	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	26	21	**29**	＋ 2	＋ 7	役務取引等利益が計画を上回ったことや、物件費の削減等により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
北　都	31	33	**56**	＋ 24	＋ 22	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	9	9	**16**	＋ 6	＋ 6	役務取引等利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	5	4	**6**	＋ 1	＋ 2	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊　和	11	11	**13**	＋ 2	＋ 1	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.48	1.55	**1.99**	＋ 0.51	＋ 0.44	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	25	27	**34**	＋ 9	＋ 7	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧　路 (信用組合)	0.54	1.06	**0.97**	＋ 0.43	▲ 0.09	貸出金利息の減少等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.95	1.49	**2.48**	＋ 0.53	＋ 0.99	貸出金利息の増加等により資金利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
南日本	64.17	65.50	**61.97**	▲ 2.20	▲ 3.53	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
みちのく	70.99	73.01	**72.81**	＋ 1.82	▲ 0.20	国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったこと等から、ＯＨＲは計画を下回った。
三十三	59.50	69.45	**66.64**	＋ 7.14	▲ 2.81	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、役務取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
山梨県民（信用組合）	70.07	67.34	**60.20**	▲ 9.87	▲ 7.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、有価証券利息配当金の増加等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
東　和	68.84	73.84	**64.93**	▲ 3.91	▲ 8.91	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
高　知	74.79	71.04	**67.40**	▲ 7.39	▲ 3.64	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
北　都	78.59	76.38	**72.00**	▲ 6.59	▲ 4.38	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
宮崎太陽	69.44	69.11	**65.62**	▲ 3.82	▲ 3.49	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、役務取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
ぐんまみらい（信用組合）	83.97	84.61	**75.30**	▲ 8.67	▲ 9.31	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
豊　和	68.40	68.31	**65.53**	▲ 2.87	▲ 2.78	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	72.35	72.34	**67.26**	▲ 5.09	▲ 5.08	資金利益の減少等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
横浜幸銀（信用組合）	61.44	61.42	**56.29**	▲ 5.15	▲ 5.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
釧　路（信用組合）	80.62	75.51	**74.30**	▲ 6.32	▲ 1.21	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、その他業務利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
滋賀県（信用組合）	75.85	78.20	**72.62**	▲ 3.23	▲ 5.58	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益の増加等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出残高・比率

（単位：億円、％）

		計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
			計画	実績			
南日本	残高	3,491	3,584	**3,805**	＋ 314	＋ 221	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金等）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.30	**43.21**	▲ 1.18	▲ 1.09	
みちのく	残高	5,315	5,376	**5,461**	＋ 146	＋ 85	ミドルリスク層への「戦略ミーティング」や「金融取引方針に関するミーティング」に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.54	22.64	**22.52**	▲ 0.02	▲ 0.12	
三十三	残高	13,135	13,185	**13,320**	184	134	経営改善支援等を通じた融資や新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金等）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	30.61	31.57	**28.84**	▲ 1.77	▲ 2.73	
山梨県民（信用組合）	残高	1,176	1,177	**1,202**	＋ 25	＋ 25	新型コロナウイルス感染症の影響が少ない不動産業及び建設業への融資推進等により、貸出残高は計画を上回った。なお、公金預金の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	27.49	28.28	**27.88**	＋ 0.39	▲ 0.40	
東　和	残高	8,018	8,078	**8,217**	＋ 199	＋ 139	「ＴＯＷＡお客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者への資金供給に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.52	31.58	**32.10**	＋ 0.58	＋ 0.52	
高　知	残高	4,565	4,570	**4,614**	＋ 49	＋ 44	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したことや、高知県特別融資制度「伴走支援型特別保証融資」の取扱いを開始したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.00	38.11	**38.42**	＋ 1.42	＋ 0.31	
北　都	残高	3,531	3,534	**3,597**	＋ 65	＋ 62	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.69	22.76	**22.64**	▲ 0.05	▲ 0.12	
宮崎太陽	残高	3,051	3,101	**3,152**	＋ 101	＋ 51	「本業サポートＷｉｔｈ」による販路開拓支援等の顧客価値提供を通じた資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金等）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.84	40.48	**35.92**	▲ 0.92	▲ 4.56	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	1,160	1,161	**1,167**	＋ 6	＋ 6	中小規模事業者等の事業継続を堅持していくための資金繰り支援等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。なお、預け金残高の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	33.88	35.62	**35.14**	＋ 1.26	▲ 0.48	
豊　和	残高	2,530	2,687	**2,885**	＋ 355	＋ 198	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したことから、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.61	**44.87**	＋ 1.14	▲ 0.74	
東京厚生（信用組合）	残高	283	303	**298**	＋ 15	▲ 5	信用供与円滑化に係る体制面を強化し資金需要に対応したものの、不動産業向け貸出の大口返済等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.03	46.76	**46.58**	＋ 0.55	▲ 0.18	
横浜幸銀（信用組合）	残高	3,262	3,400	**4,347**	＋ 1,085	＋ 947	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	65.22	65.53	**66.23**	＋ 1.01	＋ 0.7	
釧　路（信用組合）	残高	297	303	**334**	＋ 36	＋ 31	訪問活動の中で得られた情報を蓄積した「渉外活動記録管理表」を活用し、本部・営業店が一体となってソリューション営業に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.93	**35.50**	＋ 3.13	＋ 2.57	
滋賀県（信用組合）	残高	532	561	**631**	＋ 98	＋ 70	他の金融機関からの人材派遣などによる営業推進体制の一層の強化等により、役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.38	35.65	**38.33**	＋ 3.95	＋ 2.68	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
南日本	2.59	2.65	**5.13**	＋ 2.54	＋ 2.48	「事業復活支援金」事前確認申請支援、ビジネスマッチング、経営改善支援先等のランクアップ、本業支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	11.95	12.58	**12.77**	＋ 0.82	＋ 0.19	伴走型の事業承継支援「みちのく銀行事業承継サポートサービス」やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
三十三	8.04	8.06	**10.93**	＋ 2.89	＋ 2.87	販路拡大、事業承継等の経営課題の解決に資する最適なソリューションの提供に営業店と本部が連携して積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	8.44	8.56	**9.91**	＋ 1.47	＋ 1.35	外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東　和	48.97	49.04	**58.03**	＋ 9.06	＋ 8.99	「ＴＯＷＡお客様応援活動」の展開による創業支援、経営改善計画の策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高　知	5.88	5.99	**7.95**	＋ 2.07	＋ 1.96	「営業サポート情報」の効果的な活用によるビジネスマッチングや経営改善計画策定支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北　都	17.49	17.66	**24.77**	＋ 7.28	＋ 7.11	フィデアグループのネットワーク等を活用したビジネスマッチングや経営改善計画策定支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.98	1.11	**1.37**	＋ 0.39	＋ 0.26	外部機関との連携による創業・新事業支援や外部の専門家を活用した経営相談支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	89.58	89.60	**91.27**	＋ 1.69	＋ 1.67	担保・保証に過度に依存しない融資推進に注力したこと等から、計画を上回った。
豊　和	9.00	9.02	**10.30**	＋ 1.30	＋ 1.28	「Ｖサポート業務」を通じた売上改善等による経営改善支援や事業承継・事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	15.79	16.00	**19.22**	＋ 3.43	＋ 3.22	東京都の「地域金融機関による事業承継促進事業」に参画し、事業主に対する事業承継ヒアリングを多数実施したこと等から、計画を上回った。
横浜幸銀（信用組合）	19.10	20.03	**46.52**	＋ 27.42	＋ 26.49	新型コロナウイルス感染症対応で積極的に経営相談を実施したほか、経営改善計画の策定や外部専門家と連携した経営改善への取組みを行ったこと等から、計画を上回った。
釧　路（信用組合）	4.26	4.33	**4.50**	＋ 0.24	＋ 0.17	経営改善支援先に対して、専門家派遣や既存の保証契約の適切な見直しを行うなど、事業承継支援や担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	41.74	41.94	**44.72**	＋ 2.98	＋ 2.78	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店間や外部支援機関との連携により取引先への提案・相談対応を強化したこと等から、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針
令和4年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1）資金利益

（単位：億円）

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
全国信用協同組合連合会	171	161	**188**	＋ 16	＋ 27	国債の償還に伴い有価証券利息配当金が減少したものの、安定収益の確保に向けてポートフォリオの再構築を図ったこと等から、資金利益は計画を上回った。

2）一営業店当たり資金量

（単位：億円）

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
全国信用協同組合連合会	6,476	8,966	**9,179**	＋ 2,702	＋ 212	９営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

（単位：億円、％）

		計画始期の水準	令和4年3月期	始期比	コメント（実績と計画の比較）
			実 績		
全国信用協同組合連合会	残高	5,837	**12,815**	＋ 6,978	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	**49.92**	＋ 15.03	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値（但し、実績値はIB信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。）

2）経営改善支援先割合

（単位：％）

	計画始期の水準	令和4年3月期	始期比	コメント（実績と計画の比較）
		実 績		
全国信用協同組合連合会	9.76	**22.62**	＋ 12.86	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、外部機関と連携し事業再生支援等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値（但し、実績値はIB信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。）

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（令和４年３月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
仙台銀行	平成２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	平成２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	平成２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	平成２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	平成２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	平成２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した4地域銀行の経営強化計画
令和4年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）		
資本参加額（資本参加時期）	300億円（平成23年9月）	300億円（平成24年12月）	350億円（平成23年9月）	100億円（平成24年9月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・「地元企業応援部」において被災者からの融資相談等にきめ細やかに対応 ・様々な復興ニーズを情報管理システムに登録し、「じもとホールディングス」と共有し、最適な支援を提案	・仙台地区の営業店を法人特化店舗とし震災復興に向けた取引先のニーズへ積極的に対応 ・「コンサルティンググループ」の体制を強化して多様な本業支援ニーズへ対応	・「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に協議・検討を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、事業再生支援先に対する経営計画書の策定支援状況や抜本的な事業再生、廃業支援の活動状況について本部と営業店が一体となって協議し、債務者区分全般に亘り、伴走型の経営改善支援を実施	・「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援のための本部サポートを強化 ・地域特性に応じた積極的な支援を実施するため、各営業店を取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（令和3年度　成約実績：30件）（仙台、きらやか） ・クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート（仙台） ・子会社である「きらやかコンサルティング＆パートナーズ」と協働し、同社が有する人事制度構築コンサルティング、プロモーション支援、製造業生産性向上支援等のメニューを活用して、多様化している本業支援ニーズにワンストップで対応（きらやか）		・ミドルリスク先の企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を実施（令和元年度～令和3年度　目標：2,570億円、実績：3,015億円（＋445億円）） ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による中・長期的な資金繰りへの対応ニーズの高まりに対応するため、既存借入の一本化等による返済見直し（「リファイナンスプラン」）を積極的に実施（令和3年度　1,342件、384億円） ・福利厚生支援サービス「ハッピーエールサポート」を令和3年2月より開始（令和3年度　申込件数：2,881件、加入従業員数：36,528人） ・地域社会の持続的成長を支援するため、SDGs推進プロジェクト「あゆみ」の取組みを推進（令和3年度　震災関連融資実績：7,860件）	・「震災復興推進本部活動報告書」を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 ・財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化の一環として、平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱いを開始（令和3年度　14件、13億円） ・ローカルベンチマークを取り入れた事業性評価シートを活用 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットの活用により共有することで、ビジネスマッチング等の支援を実施（令和3年度　登録：237件）
	被災者向け新規融資	事業性	9，327先／3，359億円	1，452件／　425億円	73，399件／9，668億円	3，835件／　946億円
		消費性	4，596先／　248億円	150件／　19億円	13，965件／1，761億円	662件／　113億円
	被災者向け条件変更	事業性	248先／　152億円	643件／　200億円	3，649件／　917億円	1，093件／　192億円
		消費性	346先／　41億円	104件／　18億円	177件／　17億円	75件／　9億円
	【参考】R4/3期の貸出金残高		8，765億円	9，988億円	1兆8，825億円	6，340億円
	産業復興機構の活用（注1）		決定28先	—	決定12先	決定57先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）		決定68先	決定　7先	決定27先	決定55先
	個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）		成立44件	成立　4件	—	成立18件

※　計数は令和4年5月末時点

（注1）「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

（注2）「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
令和4年3月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額（資本参加時期）	**100億円（平成 24 年2月）** 【国85億円、信金中金15億円】	**150億円（平成 24 年2月）** 【国130億円、信金中金20億円】	**180億円（平成 24 年2月）** 【国157億円、信金中金23億円】	**200億円（平成 24 年2月）** 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・令和2年度以降、物流の拠点化が期待され、経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を行い、積極的な営業活動を実施	・令和3年9月、震災以降に盛支店内で営業を続けてきた大船渡支店を新築移転し、通常営業を開始したことで、被災した全ての店舗の再建が完了	・様々な顧客ニーズへの対応のために、法人営業部と新分野推進室を統合して「総合相談センター」に改組し、若手職員へのOJT指導、外部講師を招いた実務研修等を行い、人材育成を促進	・令和3年7月、円滑な災害支援活動のために、災害発生時には本部・営業店を一時避難場所として提供することなどを内容とする「災害時における支援協力に関する協定」を南相馬市と締結
② 具体的な取組み		・令和3年 12 月、地域の防災力向上と地域住民の防災意識醸成を目的として、預入額の一定割合相当額の防災用品を公共団体等に寄付する防災定期預金を新設 ・令和3年 12 月、金庫取引先に対し金庫商品や外部連携先のサービス、補助金等について情報発信を行う「みやしんパートナーズ制度」を新設	・中小・零細事業者が抱える経営課題を伴走支援する公的支援機関「気仙沼ビズ」の運営に参画し、関係機関と連携し、取引先支援を推進 ・気仙沼市の「地域経済循環推進事業」において信金中央金庫や商工会議所とともに事業者調査等を実施し、市独自の産業連関表を用いて市内事業者や市民へのワークショップを開催	・令和3年4月、「いしのまきSDGsパートナー」制度に登録し、経営者向けセミナーの開催やフードバンク、カーシェアリング活動の支援を引き続き実施 ・雇用創出や地域農業の発展を目的として、環境保全型植物工場、カフェ及び直売所を新設し、規格外野菜の利用や6次産業化を推進する事業者に対し、他の金融機関と連携した金融支援を実施	・令和4年3月に仙台市で開催された「ビジネスマッチ東北 2022 春」において、販路開拓・拡大のために出店した取引先事業者のサポートを積極的に実施 ・交流人口拡大と震災の風化防止及び風評払拭に向けて、地域のガイドブックを制作の上、全国の信用金庫からの団体旅行や被災地視察旅行の受け入れを積極的に実施
	被災者向け新規融資 事業性	1，780先／224億円	3，258先／653億円	1，038先／508億円	2，331先／891億円
	被災者向け新規融資 消費性	746先／ 66億円	785先／ 61億円	1，094先／157億円	648先／ 89億円
	被災者向け条件変更 事業性	299先／143億円	128先／ 62億円	239先／105億円	578先／330億円
	被災者向け条件変更 消費性	93先／ 8億円	296先／ 11億円	108先／ 13億円	501先／ 43億円
	【参考】R4/3期の貸出金残高	277億円	502億円	800億円	947億円
	産業復興機構の活用（注1）	決定24件	決定29件	決定35件	決定 5件
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）	決定46件	決定27件	決定58件	決定 5件
	個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）	成立11件	成立26件	成立39件	成立 2件

※ 計数は令和4年5月末時点

（注1）「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

（注2）「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
令和4年3月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（平成 24 年1月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（平成 24 年1月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（平成 24 年3月） 【国54億円、全信組連16億円】

※　国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
① 実施体制の整備		・新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震等の自然災害の影響を受けた事業者からの相談に対応するため、個別訪問活動を強化するとともに、各ローンセンターにおける夜間融資相談会を開催	・中小企業診断士等の外部専門家による事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談についても積極的に対応	・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談にも常時対応するほか、ウクライナ情勢の変動に伴う相談窓口を新設
② 具体的な取組み		・令和4年3月の福島県沖地震の被害が甚大であった3市町へ地方振興寄附金を贈呈するとともに、当組合の主催イベントにて、新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震の影響を受けた事業者の商品を景品として提供する取組みを推進 ・震災以降減少傾向にある収益性向上を図るべく、飲食業を営む事業者の空き店舗を活用した新規事業のために福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の活用を提案、申請手続きを支援	・事業者が抱える人材不足等の経営課題を解決する目的で、いわき市との共催により副業人材や就労支援事業者との交流会を開催 ・中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする商品を提供することで、事業者の創業・新事業開拓を引き続き支援	・令和3年 10 月より、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」を活用した、「しんくみ新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」に参加し、4件のプロジェクトが成立 ・令和3年 11 月に、他の金融機関と連携協定を締結し、中小規模事業者の事業承継等の経営課題解決に向けた取組みを強化
被災者向け新規融資	事業性	654先／215億円	177先／408億円	4，564件（462先）／522億円
	消費性	314先／　45億円	68先／　11億円	158件（88先）／　4億円
被災者向け条件変更	事業性	755件／207億円	211先／230億円	4，238件／462億円
	消費性	229件／　20億円	68先／　8億円	218件／　30億円
【参考】R4/3期の貸出金残高		408億円	1，177億円	452億円
産業復興機構の活用（注1）		決定5件	決定4先	―
東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）		決定3先	決定9先	決定3先
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）		成立2件	成立3件	―

※　計数は令和4年5月末時点

（注1）「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

（注2）「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（本則）に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

（令和４年９月22日公表）

（単位：億円、％）

銀行名 （時期） ［資本参加額］	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （R4/3期）	計画終期 （R7/3期）	始期比	新計画における主な取組み
豊和銀行 （平成26年３月） ［160億円］	コア業務純益	13	15	1	○地域への徹底支援 －「Ｖサポート業務」の安定的成長 －「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給 －「資金繰り安定化ファンド」による経営改善支援 － 事業承継・Ｍ＆Ａ・創業支援等の取組み強化 ○経営基盤の強化 － 経営改善支援スキルの向上及びマルチタスク人材の育成 － 女性、シニア層の活躍推進 － バンキングアプリの導入、Ｗｅｂ完結型ローンの拡充によるチャネルの多様化 － 現場の意見を踏まえた業務改善、営業店の融資業務の事務負担軽減に向けた取組みの実施
	業務粗利益経費率	65.53	65.52	▲ 0.01	
	中小規模事業者等向け貸出残高	2,885	3,179	294	
	同　　貸出比率	44.87	49.70	4.83	
	経営改善支援先割合	4.14	4.23	0.09	

金融機能強化法（本則）に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東京厚生信用組合・横浜幸銀信用組合】

（令和４年９月22日公表）

（単位：億円、％）

信用組合名 （時期） ［資本参加額］	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （R4/3期）	計画終期 （R7/3期）	始期比	新計画における主な取組み
東京厚生信用組合 （平成26年3月） ［50億円］	コア業務純益（百万円）	199	215	16	○持続的成長を支える収益基盤の確立 － 顧客のリスク、属性、コスト等を踏まえた適正な貸出金利率の設定や、業域向け貸出金利息の拡大による収益力の強化 ○業域取引の基盤再構築と拡大 － 業域法人の抱える経営課題の把握と的確なソリューションの提供のためのトップセールスを推進 － 高齢者福祉施設等との新たな取引開拓のため、外部機関や外部専門家へのアクセスを積極的に行い、事業性評価に必要な目利き力等を向上 ○人材育成の強化 － 人事考課･業績評価制度の充実、研修強化、計画的な能力開発、採用チャネル拡大や通年採用等による人材確保、外部人材･女性職員の登用 － 「医療経営士」「介護福祉経営士」等、業域に直結する資格取得の奨励や、介護職員初任者研修への派遣の実施等による専門人材の育成及び能力向上 ○信用リスク管理体制の一層の強化 － 取引先の信用力に基づいて的確なリスク管理を行うため、個社別クレジットラインの適切な運用 － 業種偏重リスクを抑制するため、不動産向け貸出の適切なポートフォリオ管理の実施
	業務粗利益経費率	67.26	66.89	▲ 0.37	
	中小規模事業者等向け貸出残高	298	322	24	
	同　　貸出比率	46.58	49.53	2.95	
	経営改善支援先割合	19.22	19.30	0.08	
横浜幸銀信用組合 （平成26年3月） ［190億円］	コア業務純益（百万円）	3,486	3,736	250	○営業態勢の強化 － エリア等で基幹店舗、総合店舗、支店に区分け・グループ化し、営業店による推進活動を実施 － 営業店職員を計画的に営業本部へ受入れ、顧客への帯同訪問等によるコンサルティング型提案セールス等のスキルアップを実施 ○取引先の拡大 － 中小規模事業者等への訪問定例化により、顧客情報を収集し、提案型コンサル機能を発揮 － 健康促進事業やグループホーム等介護事業者等からの紹介を通じ、医療・介護事業に係る資金需要の開拓を実施 ○信用コスト削減のための取組強化 － 「取引方針検討会議」において取引先の財務状況、定性情報を分析の上、取引方針の策定及びクレジットリミットの設定を実施するなど、大口グループ与信先に係る信用リスク管理を強化 － 外部専門家や業界経営者を講師とする研修を実施し、審査能力向上・強化を図るとともに、個々人のみならず組合全体のスキルを向上
	業務粗利益経費率	56.29	56.26	▲ 0.03	
	中小規模事業者等向け貸出残高	4,347	4,593	246	
	同　　貸出比率	66.23	66.88	0.65	
	経営改善支援先割合	46.52	49.62	3.10	

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【筑波銀行・東北銀行】

（令和４年９月22日公表）

銀行名 （時期） ［資本参加額］	新計画における主な取組み
筑波銀行 （平成23年９月） ［350億円］	**○実施体制の整備** － 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う地元中小企業への「とことん支援」や「コンサルティングサポート協議会」の活用による高度なコンサルティングの実現 － 「ＳＤＧｓ推進委員会」における、経営強化計画の実施状況のモニタリング及び各施策の検証・管理の実施 **○円滑な資金供給に関する方策** － 「リファイナンスＺＥＲＯ」や「特約付手形貸付」を活用したミドルリスク先への円滑な信用供与 － 「コベナンツ付融資」によるモニタリングを通じた伴走型支援の実践やシンジケートローンによる多様なニーズへの対応 － 「経営者保証に関するガイドライン」を活用した担保・保証に過度に依存しない融資の促進 － 「つくば地域活性化ファンド」や「筑波ＳＢＩ地域活性化ファンド」によるベンチャー企業の成長・発展支援 **○事業再生支援に関する方策** － 「コンサルティングサポート協議会」による個社別取組方針の協議・決定を通じた質の高い金融仲介機能の発揮 － 「経営改善計画書」の策定支援とモニタリングを通じた経営改善施策の実行支援 － 「筑波ＳＢＩ地方創生ファンド」やＤＤＳの活用による企業の事業承継・再生支援 － 新たに創設した「筑波の結び目」を通じた、地元中小零細事業者に対するＭ＆Ａによる事業承継支援の強化 **○ＳＤＧｓ及び地方創生に関する方策** － 「ＳＤＧｓ支援サービス」や「ＤＸデータベース」の活用による地元中小企業の各種取組みに対する支援 － リモートの活用や他行との連携による商談会の開催による販路開拓支援 － 人材紹介会社と連携した経営幹部や専門人材の紹介による地域企業の成長・生産性の向上の実現 － 「ハッピーエールサポート」の提供による地元中小企業の福利厚生の向上
東北銀行 （平成24年9月） ［100億円］	**○「成長予備軍」のランクアップ支援** － ＰＬ改善（ＥＢＩＴＤＡの向上）を中心とした取組みとして、本業支援の高度化、積極的な事業再生支援、持続的な経営サポートを実施 具体的には、販路拡大支援、マッチング支援等の「トップライン向上支援」、費用構造改善支援、経営人材確保支援等の「生産性向上支援」、 事業再構築支援、新事業・事業再生支援等の「ポストコロナ支援」への取組みを実施 **○「地域活性型ビジネスモデル」の確立** － 令和４年４月に新設した「みらい創生部」が中心となり、従来から取り組んできた再生可能エネルギー、アグリビジネスに加え、 知的財産権、ＩＬＣ、半導体・自動車関連産業、地域ビジョンづくり等の新分野への取組みを実施 **○営業店に対する本部サポート体制の構築等** － 令和４年４月に本部組織の改定を行い、中期経営計画における『「地域活性型ビジネスモデル」の確立』に向けて「みらい創生部」を新設し、 「支店統括部」、「みらい創生部」、「融資管理部」が中心となり中小規模の事業者への資金供給、各種ソリューション提供、経営改善支援等の本部サポートを実施 － 地域特性や支店特性を踏まえた「営業店アクションプラン」を策定し、「成長予備軍」、「本業支援」項目を重視した評価体系による取組強化 － ＰＤＣＡサイクル確立の観点で、ＣＡＰ会議を開催し、「成長予備軍に対する取組みの検証」、「営業店の行動分析」などにおける課題を認識し、対応策を検討

（別紙４）

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（令和４年９月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
みちのく銀行	平成２１年　９月３０日	２００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	平成２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	平成２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	平成２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	平成２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜幸銀信用組合		１９０億円
釧路信用組合	平成２６年１２月１２日	８０億円
滋賀県信用組合		９０億円
全国信用協同組合連合会	平成２７年１２月２２日	１０６億円
全国信用協同組合連合会	平成２８年１２月２７日	６２．４億円
全国信用協同組合連合会	平成２９年１２月２２日	１００億円
全国信用協同組合連合会	令和　２年　３月３１日	９２億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
令和4年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計 画	実 績			
みちのく	71	30	**51**	＋ 31	＋ 21	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東　和	53	19	**26**	▲ 1	＋ 7	有価証券利息配当金が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	26	11	**13**	▲ 0	＋ 1	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、物件費の削減等により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
北　都	31	13	**37**	＋ 42	＋ 23	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、物件費の削減等により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	9	4	**9**	＋ 9	＋ 4	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊　和	13	6	**7**	＋ 1	＋ 0	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

(注)「始期比」は、令和4年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	**実 績**			
みちのく	70.99	68.79	**62.28**	▲ 8.71	▲ 6.51	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
東　和	68.84	74.83	**68.51**	▲ 0.33	▲ 6.32	資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
高　知	74.79	71.43	**69.64**	▲ 5.15	▲ 1.79	役務取引等利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
北　都	78.59	75.64	**71.42**	▲ 7.17	▲ 4.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
宮崎太陽	69.44	69.01	**60.25**	▲ 9.19	▲ 8.76	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。
豊　和	65.53	65.94	**63.67**	▲ 1.86	▲ 2.27	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、ＯＨＲは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出残高・比率

（単位：億円、％）

		計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
			計 画	実 績			
みちのく	残高	5,315	5,318	**5,389**	＋ 74	＋ 71	ミドルリスク層を中心に「法人営業戦略ミーティング」に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.54	22.68	**22.55**	＋ 0.01	▲ 0.13	
山梨県民（信用組合）	残高	1,176	1,177	**1,203**	＋ 27	＋ 26	新型コロナウイルス感染症の影響が少ない業種を選定のうえ、重点的に融資推進を図ったこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、公金預金の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	27.49	28.63	**28.01**	＋ 0.52	▲ 0.62	
東　和	残高	8,018	8,153	**8,267**	＋ 249	＋ 114	「ＴＯＷＡお客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者への資金供給に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.52	31.63	**31.92**	＋ 0.40	＋ 0.29	
高　知	残高	4,565	4,572	**4,517**	▲ 48	▲ 55	新型コロナウイルス感染症の影響により、取引先との面談機会が減少したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	37.00	38.67	**38.11**	＋ 1.11	▲ 0.56	
北　都	残高	3,531	3,536	**3,595**	＋ 64	＋ 58	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	22.69	22.77	**23.23**	＋ 0.54	＋ 0.46	
宮崎太陽	残高	3,051	3,121	**3,169**	＋ 118	＋ 48	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.84	40.46	**38.54**	＋ 1.70	▲ 1.92	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	1,160	1,163	**1,193**	＋ 33	＋ 30	中小規模事業者等の事業継続を堅持していくための資金繰り支援等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。なお、預け金残高の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	33.88	35.85	**35.38**	＋ 1.50	▲ 0.47	
豊　和	残高	2,885	2,935	**2,884**	▲ 1	▲ 51	法人預金が高水準で滞留したことや先行き不透明感が増した影響により資金ニーズが低迷したことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	44.87	45.91	**44.80**	▲ 0.07	▲ 1.11	
東京厚生（信用組合）	残高	298	305	**288**	▲ 9	▲ 16	信用供与円滑化に係る体制面を強化し資金需要に対応したものの、高齢者福祉施設への営業活動の制限等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.58	47.58	**46.45**	▲ 0.13	▲ 1.13	
横浜幸銀（信用組合）	残高	4,347	4,377	**4,399**	＋ 52	＋ 21	営業本部及び営業店において、既存顧客向けの資金繰り支援を実施したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	66.23	66.28	**66.66**	＋ 0.43	＋ 0.38	
釧　路（信用組合）	残高	297	304	**333**	＋ 36	＋ 29	訪問活動の中で得られた情報を蓄積した「渉外活動記録管理表」を活用し、本部・営業店が一体となってソリューション営業に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	33.04	**33.99**	＋ 1.62	＋ 0.95	
滋賀県（信用組合）	残高	532	568	**632**	＋ 99	＋ 64	他の金融機関からの人材派遣に加え、渉外担当者との同行訪問の実施などによる営業推進体制の一層の強化等により、役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.38	35.90	**37.70**	＋ 3.32	＋ 1.80	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
みちのく	11.95	12.90	**14.97**	＋ 3.02	＋ 2.07	伴走支援型の事業承継支援「みちのく承継サポートサービス」やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	8.44	8.64	**10.20**	＋ 1.76	＋ 1.56	外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東　和	48.97	49.10	**52.23**	＋ 3.26	＋ 3.13	「ＴＯＷＡお客様応援活動」の展開による創業支援、経営改善計画の策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高　知	5.88	6.06	**6.80**	＋ 0.92	＋ 0.74	「営業サポート情報」の効果的な活用によるビジネスマッチングや経営改善計画策定支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北　都	17.49	17.72	**25.30**	＋ 7.81	＋ 7.58	取引先の経営改善計画策定支援や法人コンサルティング営業体制の強化によるビジネスマッチング支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.98	1.17	**1.47**	＋ 0.49	＋ 0.30	外部の専門家との連携強化による創業・新事業支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	89.58	89.61	**94.37**	＋ 4.79	＋ 4.76	担保・保証に過度に依存しない融資推進に注力したこと等から、計画を上回った。
豊　和	4.14	4.17	**3.73**	▲ 0.41	▲ 0.44	「Ｖサポート業務」等を通じた売上改善等による経営改善支援等に取り組んだものの、資金ニーズの減少により「経営改善応援ファンド」「資金繰り安定化ファンド」の利用が減少したこと等から、計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	19.22	19.34	**19.34**	＋ 0.12	± 0.00	東京都の「地域金融機関による事業承継促進事業」に参画し、事業主に対する事業承継ヒアリングを多数実施したこと等から、計画どおりとなった。
横浜幸銀（信用組合）	46.52	46.52	**50.78**	＋ 4.26	＋ 4.26	経営相談に積極的に取り組んだほか、経営改善計画の策定や外部専門家と連携した経営改善支援を実施したこと等から、計画を上回った。
釧　路（信用組合）	4.26	4.38	**5.42**	＋ 1.16	＋ 1.04	担保・保証に過度に依存しない融資推進や官民連携の協調融資による創業・新事業開拓支援に取り組んだこと等から、計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	41.74	42.00	**42.17**	＋ 0.43	＋ 0.17	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店間や外部支援機関との連携により取引先への提案・相談対応を強化したこと等から、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針
令和4年9月期の実施状況の概要

1．中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	令和4年9月期 実績	始期比	コメント （実績と計画の比較）
全国信用協同組合連合会	残高	5,837	**12,976**	＋ 7,139	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	**50.10**	＋ 15.21	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値（但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。）

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	令和4年9月期 実績	始期比	コメント （実績と計画の比較）
全国信用協同組合連合会	9.76	**21.88**	＋ 12.12	特定信用組合において、創業・新事業開拓支援、事業再生支援、外部機関や外部専門家と連携した取引先の問題解決に資するサポート等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値（但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。）

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（令和４年９月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
仙台銀行	平成２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	平成２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	平成２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	平成２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	平成２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	平成２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した4地域銀行の経営強化計画
令和4年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）		
資本参加額（資本参加時期）	300億円（平成23年9月）	300億円（平成24年12月）	350億円（平成23年9月）	100億円（平成24年9月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・「地元企業応援部」において被災者からの融資相談等にきめ細やかに対応 ・様々な復興ニーズを情報管理システムに登録し、「じもとホールディングス」と共有し、最適な支援を提案	・仙台地区の営業店を法人特化店舗とし震災復興に向けた取引先のニーズへ積極的に対応	・「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に協議・検討を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、事業再生支援先に対する経営計画書の策定支援状況や抜本的な事業再生、廃業支援の活動状況について本部と営業店が一体となって協議し、債務者区分全般に亘り、伴走型の経営改善支援を実施	・各営業店に対し「支店統括部」「みらい創生部（令和4年4月設置）」「融資管理部」が中心となり中小規模の事業者への資金供給、各種ソリューションの提供、経営改善支援等の本部サポートを強化 ・取締役会・常務会等における中小規模事業者に対する信用供与の実施状況の進捗管理及び検証のほか、「CAP会議」において、中期経営計画達成に向けた取組みに係る評価・課題抽出・改善プロセスを構築
② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（仙台、きらやか） ・クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート（仙台） ・経営者との対話を通じて、「財務の本業支援」や将来の成長に向けた「成長の為の本業支援」等の課題設定型伴走支援の取組みによる営業キャッシュフローの改善に向けた支援の実施（きらやか）		・ミドルリスク先や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対する積極的な金融支援や本業支援を実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原材料や燃料の高騰等による資金繰り改善のニーズの高まりに対応するための「リファイナンスプラン」や、数値計画の策定が困難な事業者を対象とする「リファイナンスZERO」を積極的に実施 ・地域社会の持続的成長を支援するため、SDGs推進プロジェクト「あゆみ」の取組みを推進	・「震災復興推進本部活動報告書」を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを実施 ・「成長予備軍」のランクアップ支援として本業支援先を選定し、「トップライン向上支援」、「生産性向上支援」、「ポストコロナ支援」を実施 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットの活用により共有することで、ビジネスマッチング等の支援を実施
	被災者向け新規融資	事業性	9，506先／3，431億円	1，453件／426億円	77，122件／9，955億円	3，836件／946億円
		消費性	4，596先／ 248億円	150件／ 19億円	13，967件／1，761億円	662件／113億円
	被災者向け条件変更	事業性	248先／ 152億円	643件／200億円	3，649件／ 917億円	1，093件／192億円
		消費性	346先／ 41億円	104件／ 18億円	177件／ 17億円	75件／ 9億円
	【参考】R4/9期の貸出金残高		8，909億円	9，766億円	1兆9，146億円	6，396億円
	産業復興機構の活用（注1）		決定28先	—	決定12先	決定57先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）		決定68先	決定 7先	決定27先	決定55先
	個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）		成立44件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は令和4年9月末時点

（注1）「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

（注2）「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
令和4年9月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額（資本参加時期）	**100億円（平成24年2月）** 【国85億円、信金中金15億円】	**150億円（平成24年2月）** 【国130億円、信金中金20億円】	**180億円（平成24年2月）** 【国157億円、信金中金23億円】	**200億円（平成24年2月）** 【国175億円、信金中金25億円】

※　国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

①　実施体制の整備		・令和2年度以降、物流の拠点化が期待され、経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を行い、積極的な営業活動を実施	・令和3年9月、震災以降に盛支店内で営業を続けてきた大船渡支店を新築移転し、通常営業を開始したことで、被災した全ての店舗の再建が完了	・様々な顧客ニーズへの対応のために、法人営業部と新分野推進室を統合して「総合相談センター」に改組し、若手職員へのOJT指導、外部講師を招いた実務研修等を行い、人材育成を促進	・令和3年7月、円滑な災害支援活動のために、災害発生時には本部・営業店を一時避難場所として提供することなどを内容とする「災害時における支援協力に関する協定」を南相馬市と締結
②　具体的な取組み		・価格高騰の影響を受けている事業者に対して、省エネによる経費抑制を促進するため、外部専門家を招へいし、補助金等の公的支援策の情報提供を行う「省エネセミナー」を開催 ・取引先に対し金庫商品や外部連携先のサービス、補助金等について情報発信を行う「みやしんパートナーズ制度」の利用促進を実施	・事業者に対する販路・仕入先の開拓支援を目的として、信金中央金庫が運営する「しんきんコネクト」等に事業者の情報を掲載し、マッチング支援を実施 ・令和4年8～12月、事業者の事務効率化を目的として、法人IBの契約手数料・基本手数料を無料とするキャンペーンを実施するなど、DX支援を実施	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援を目的として、他の金庫と共同し、事業者が取り扱う地場産品を懸賞品とする懸賞品付き定期預金を新設 ・地域における雇用機会の創出及び地域経済の活性化への貢献を目的として、新規創業を志す事業者に対し、信用保証協会等と連携した金融支援を実施	・事業者に対するデジタル化支援を目的として、インボイス制度等に対応した機能を提供するデジタルサービス「あぶくま信用金庫ケイエール」を新設 ・「福島イノベーション・コースト構想」のもと、公益財団法人との連携協定を締結し、信金中央金庫等とともに、営業基盤である15市町村における事業者支援体制を強化
	被災者向け新規融資 事業性	1，802先／224億円	3，297先／658億円	1，039先／509億円	2，402先／915億円
	被災者向け新規融資 消費性	750先／　67億円	785先／　61億円	1，097先／158億円	677先／　91億円
	被災者向け条件変更 事業性	317先／151億円	128先／　62億円	239先／105億円	591先／336億円
	被災者向け条件変更 消費性	93先／　8億円	296先／　11億円	108先／　13億円	504先／　44億円
	【参考】R4/9期の貸出金残高	280億円	491億円	774億円	959億円
	産業復興機構の活用（注1）	決定24件	決定29件	決定35件	決定　5件
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）	決定46件	決定27件	決定58件	決定　5件
	個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）	成立11件	成立26件	成立39件	成立　2件

※　計数は令和4年9月末時点

（注1）「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

（注2）「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
令和4年9月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（平成 24 年1月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（平成 24 年1月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（平成 24 年3月） 【国54億円、全信組連16億円】

※　国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

①　実施体制の整備		・新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震等の自然災害の影響を受けた事業者からの相談に対応するため、個別訪問活動を強化するとともに、各ローンセンターにおける夜間融資相談会を開催	・中小企業診断士等の外部専門家による事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談についても積極的に対応	・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談にも常時対応するほか、ウクライナ情勢の変動に伴う相談窓口を新設
②　具体的な取組み		・令和4年6月、相次ぐ福島県沖地震に備え、地域の住民を災害から守ることを目的として、防災セットを懸賞品とする懸賞品付き定期預金を販売するに加え、地震の被害が甚大であった市町へ地方振興寄付金を贈呈 ・他の支援機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰り等に課題を抱える事業者に対し、経営改善支援を実施	・令和4年5月、地域の中小企業・小規模事業者の面的支援の実行・実践を目的として、他の組合や中小企業診断士事務所等を構成機関とする事業者支援の連携体「磐城国地域振興プラットフォーム」を設立 ・中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする商品を提供することで、事業者の創業・新事業開拓を引き続き支援	・令和4年4月、那須塩原市との連携協定及びSDGsへの取組みの一環として、那須塩原市が掲げる「那須野ヶ原グリーンプロジェクト」の実行体として設立された「那須野ヶ原みらい電力株式会社」に構成会社として参加 ・令和4年8月、地域資源である再生可能エネルギーの利活用により地域の脱炭素化を図るため、「再生可能エネルギーの利活用に関する協定」を締結
	被災者向け新規融資　事業性	658先／216億円	177先／417億円	4，635件（463先）／535億円
	被災者向け新規融資　消費性	316先／　45億円	68先／　11億円	159件（87先）／　4億円
	被災者向け条件変更　事業性	784件／214億円	211先／230億円	4，341件／474億円
	被災者向け条件変更　消費性	232件／　21億円	68先／　8億円	222件／　31億円
	【参考】R4/9期の貸出金残高	407億円	1，182億円	450億円
	産業復興機構の活用（注1）	決定5件	決定4先	—
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）	決定3先	決定9先	決定3先
	個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）	成立2件	成立3件	—

※　計数は令和4年9月末時点

（注1）「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

（注2）「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

（別紙５）

金融機能強化法（資金交付制度）に基づく「実施計画」の概要【愛知銀行・中京銀行】

（令和４年９月22日公表）

銀行名 （計画実施期間） ［交付予定額］	実施計画における主な取組み
愛知銀行 **中京銀行** （令和４年10月～ 令和10年３月） ［30億円］	**○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容** ⑴実施しようとする組織再編成等 ・令和４年10月に銀行持株会社（株式会社あいちフィナンシャルグループ）を設立し、その２年後の令和６年度内を目途に合併予定 ⑵経営基盤の強化のための措置の内容 ①システム統合 ・基幹系システムの統合 ・サブシステムの統合 ・外部専門家の活用 ②機器・装置の導入 ・営業店窓口におけるタブレット端末の導入 ・銀行アプリ機能の拡充 ③店舗統合及び業務効率化 ・支店の統廃合 ・本部組織、事務集中機能の集約 ④経営統合・合併関連 ・店舗看板掛替、通帳、各種帳票の変更 ・顧客への周知、統合記念キャンペーン等の実施 ・各種規程・内部マニュアルの改定 **○地域経済の活性化に資する方策** ・不動産担保や個人保証に頼らない融資手段の多様化 ・事業性評価シートの活用による、顧客の定性情報の把握、成長性の適切な評価、課題解決提案の実施 ・創業支援メニューの拡充や外部機関との連携、投資専門子会社を通じたベンチャー企業育成 ・グループ一体となった人材育成、知見の共有等を通じた、コンサルティング機能の向上 ・両行の専門部署等の連携強化による、新たな融資形態の開発 ・専門部署の人員強化を通じた、事業承継支援の推進

金融機能強化法（資金交付制度）に基づく「実施計画」の概要【八十二銀行・長野銀行】

（令和５年５月29日公表）

銀行名 （計画実施期間） ［交付予定額］	実施計画における主な取組み
八十二銀行 **長野銀行** （令和５年６月～ 令和11年３月） ［30億円］	**○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容** ⑴実施しようとする組織再編成等 ・令和５年６月に八十二銀行が長野銀行を完全子会社化することにより経営統合し、その２年後の令和７年度内を目途に合併予定 ⑵経営基盤の強化のための措置の内容 ①システム改修 ・基幹系システムの統合 ・周辺システムの統合 ・新営業支援システムの導入 ②機器・装置の導入 ・営業店における入力端末や現金処理機等の導入 ③店舗統廃合 ・支店の統廃合 ・本部組織の統合、業務の統一化 ④合併・経営統合関連 ・合併に伴う各種帳票等の変更 ・経営統合・合併に関して必要な顧客への周知等の実施 **○地域経済の活性化に資する方策** ・経営効率の向上により捻出した人材をコンサルティング関連業務やデジタル関連業務等の戦略分野に再配置し、 両行の営業担当者がノウハウ・ネットワークを共有しながら、顧客の潜在ニーズに応えるソリューション提案・経営改善支援を実施。 ・両行が保有する多様なグループ会社や、外部専門家・外部機関との幅広いネットワークを活用して、 地域の中小規模事業者の課題解決をワンストップで支援し、経済の活性化に資する取組みを進める。 ＞　ビジネスマッチング・海外進出支援など金融支援に留まらない様々なソリューション提供 ＞　観光地等の面的再生支援 ＞　人事コンサルティング・人材派遣等

金融機能強化法（資金交付制度）に基づく「実施計画」の概要【はばたき信用組合・三條信用組合・新潟鉄道信用組合】

（令和５年５月29日公表）

信用組合名 （計画実施期間） ［交付予定額］	実施計画における主な取組み
はばたき信用組合 三條信用組合 新潟鉄道信用組合 （令和５年６月～令和11年３月） ［0.85億円］	**○経営強化実施金融機関等** はばたき信用組合・三條信用組合・新潟鉄道信用組合は、令和５年11月20日を目途に合併予定であり、その合併を要件とする資金交付制度の活用（「実施計画」の認定）を申請。実施計画における経営基盤強化実施金融機関等（※）は、はばたき信用組合及び三條信用組合（以下、「両組合」）。 （※）その主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等 **○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容** ⑴実施しようとする組織再編成等 ・令和５年11月20日を目途に合併予定 ⑵経営基盤の強化のための措置の内容 ①システム導入 ・法人・個人向けIBの導入 ・各種システムの導入 ・サブシステムの更改 ・ネットワークセキュリティの構築 ②機器・装置導入 ・窓口・出納システムの統一 ・デジタルサイネージの導入 ・鍵管理機の設置 ・PC・タブレット購入 ③店舗統廃合等効率化等 ・支店の統廃合 ④合併関連対応 ・顧客向け案内通知、通帳・証書・伝票等の印刷等 **○地域経済の活性化に資する方策** ・過度な保証に依存しない資金供給、両組合の知見や実績等の共有を通じた経営者保証を求めない融資の推進 ・両組合の融合による「若手経営者の会」の活性化を通じた、外部専門家との意見交換や会員同士のビジネスマッチングの推進 ・創業支援セミナーの開催や外部機関と連携した創業者支援事業への参画、創業者と廃業予定者とのマッチング支援の推進 ・支援機関の活用や両組合の取組みの融合による、事業者の資金繰り支援及び事業再生支援のさらなる拡充 ・両組合の専門部署等の連携強化による、日本政策金融公庫と連携した資本性劣後ローンの活用や他金融機関との協調による資金繰り支援の推進 ・外部支援機関と連携した事業承継支援の推進

（別紙６）

金融機能強化法の資金交付制度に基づき実施計画を認定した金融機関における「実施計画の履行状況（令和４年３月期）」の概要

	福邦銀行 （福井県福井市）
交付予定額 （計画実施期間）	１４億円 （令和3年 10 月～令和9年3月）

計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の進捗状況等（主なもの）

① 経営基盤の強化のための措置の進捗状況及びその効果	○システム改修 ・福井銀行のクラウド環境への格付自己査定システムや企業情報閲覧システムの移設等によるサーバ管理・更新コストの削減 ○機器・装置の導入 ・本部機能集約におけるPC端末等の導入による生産性向上及び業務効率化 ・福井銀行と同じ会議システムの導入による情報共有体制強化 ○店舗統廃合及び業務効率化 ・店舗移転を踏まえたATM網見直しによるコスト削減 ・福井銀行本店ビル内に一部の本部機能・営業部門移転による情報の効率的活用及び業務の効率化 ・福井銀行との共用ワークフローの導入によるペーパーレス化及び業務効率化
② 地域経済の活性化に向けた取組状況	○中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化 ・本部営業部門の集約による営業支援態勢の強化及び両行協働による顧客の成長支援 ○計画実施地域における経済の活性化 ・「ふくほうトップラインサポート」による販路開拓支援等 ・福井銀行が新設した人材派遣・紹介会社の両行共同運営による経営相談体制強化 ・債務者区分下位先への応援資金の実行 ・外部支援機関等との連携による抜本的な経営改善支援 ・福井銀行と共同での研修・勉強会の実施による人材育成強化
資金交付額（累計）	0．29億円
令和4年3月期	0．29億円

（別紙７）

金融機能強化法の資金交付制度に基づき実施計画を認定した金融機関における「実施計画の履行状況（令和４年９月期）」の概要

	福邦銀行 （福井県福井市）	青森銀行・みちのく銀行 （青森県青森市）
交付予定額 （計画実施期間）	14億円 （令和3年 10 月～令和9年3月）	30億円 （令和4年4月～令和9年3月）

計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の進捗状況等（主なもの）

① 経営基盤の強化のための措置の進捗状況及びその効果	○システム改修 ・福井銀行のクラウド環境への不動産担保評価システムや、情報系システムの移設等によるサーバ管理・更新コストの削減 ○機器・装置の導入 ・本部機能集約におけるPC端末等の導入による生産性向上及び業務効率化 ○店舗統廃合及び業務効率化 ・福井銀行事務センター内への事務集中部門集約による業務運営の効率化 ・本部営業部門の組織改編による営業支援態勢の強化及び拠点集約による情報の効率的活用及び業務の効率化	○システム改修 ・基幹系システム及び周辺システムの共通化による業務効率化・運営コストの削減に向けた、みちのく銀行のシステム移行のための設計作業等の実施 ○機器・装置の導入 ・両行の営業店端末等の統一による業務効率化に向けた、みちのく銀行の営業店に設置する営業店端末の要件定義の実施 ○店舗統廃合 ・店舗網最適化により創出した人員の再配置による地域経済活性化への貢献に向けた、合併後の店舗網の検討及び合併前の店舗統廃合の決定 ○合併・経営統合関連 ・システムや店舗統合、商品・サービス等の統一化に伴う店名・店番変更の実施及び一部口座番号変更の決定
② 地域経済の活性化に向けた取組状況	○中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化 ・本部営業部門の組織改編による営業支援態勢の強化及び両行協働による顧客の成長支援 ○計画実施地域における経済の活性化 ・販路開拓、人材確保及びDX導入支援等に対するコンサルティングサービスの強化 ・債務者区分下位先への応援資金の実行 ・外部支援機関等との連携による抜本的な経営改善支援 ・福井銀行と共同での研修・勉強会の実施による人材育成強化	○中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化 ・「VISION PLUSシート」による顧客の成長戦略等を踏まえた提案（青森）や、「戦略ミーティング」の開催（みちのく）による本業支援強化 ○計画実施地域における経済の活性化 ・外部専門家を活用したコンサルティングによる経営相談支援や、事業承継・M&A分野における職員の知識レベル向上を通じた事業承継支援（青森） ・外部アライアンス先を活用した顧客ニーズに応じた経営相談支援や、専門人材の配置と本部との連携強化による事業承継支援（みちのく）
資金交付額（累計）	0．67億円	1．33億円
令和4年9月期	0．37億円	1．33億円

第６節　金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

Ⅰ　企業アンケート調査

金融庁では、地域金融機関の金融仲介の取組みに対する顧客からの評価等を確認するため、毎年、企業アンケート調査[1]を実施している。2022 事務年度は、企業が地域金融機関に期待する支援や実質無利子・無担保融資の返済状況等を調査した。

主な調査結果は以下のとおりである。（別紙１参照）

① 今後、企業が金融機関から受けたいサービスは、「取引先・販売先の紹介」といった利益改善に直結するサービスが高い割合を占めたほか、「経営人材の紹介」や「業務効率化（ＩＴ・デジタル化）に関する支援」が上位にあり、資金面に留まらない支援へのニーズの拡がりが窺われた。

② 金融機関からサービスを受けるに当たって、手数料を支払ってもよいと回答があった割合は、「経営人材の紹介」が５割弱と最も高く、次いで「業務効率化（ＩＴ・デジタル化）に関する支援」が約４割となっていた一方、実際にサービスを受けた割合は、「経営人材の紹介」が１割未満、「業務効率化（ＩＴ・デジタル化）に関する支援」が約１割であった。

③ また、全体の６割超の企業が「融資を受けた」と回答した、政府系金融機関及び民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済の見通しについては、「すでに全額返済した、又は全額返済の目途が立っている」企業が約４割、「約定弁済を開始した、又は開始したい」企業が４割弱、「借換保証制度を利用した、又は利用したい」企業が約１割、「リスケ（条件変更）をした、又はしたい」企業が１割弱であった。

Ⅱ　金融仲介機能の拡がりを支える組織運営

１．金融仲介機能の「フレームワーク」の試作

金融機関が自身の経営理念や事業戦略等を実際の業務に反映し、実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を客観的に評価・点検し、見直すべき点に対して、必要かつ効果的な改善を図っていく組織運営が重要となる。

こうした観点を踏まえ、金融庁では、金融機関による様々な取組みと期待する効果等を構造的に整理し、当局と金融機関との間で共有するためのツールとして金融仲介機能の「フレームワーク」を試作した。（別紙２参照）そして、この「フレームワーク」を活用し、地域金融機関が、自身の営業活動を通じて、どのように地域企業・経済への付加価値を提供しようとしているのかを深く理解するため、ひとつの地域銀行との間で対話を試行した。

[1] 企業アンケート調査：地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業を中心とする約３万社に調査票を送付し、10,204 社から回答を得た（回答率：約 34%、調査期間：2023 年２月 17 日～３月８日）。

２．金融仲介の取組みの「見える化」

「成長戦略フォローアップ」（2019 年６月 21 日公表）を踏まえ、2019 年９月、金融機関の取組みの「見える化」を推進するため、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（ＫＰＩ）」を設定した。

これに基づき、主要行等及び地域銀行は、2019 年度下期以降、半期ごとにＫＰＩを公表しており、金融庁でも、各行が公表したＫＰＩ及び公表ウェブページアドレスを集約のうえ、金融庁ホームページにて公表している。

Ⅲ　Regional Banking Summit（Re:ing/SUM）（別紙３参照）

地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、多様なバックグラウンドを持つ関係者が議論する場である Regional Banking Summit（Re:ing/SUM）を開催した。

2022 事務年度の Re:ing/SUM では、「信金・信組が行う地域貢献・地域活性化の取組み」をはじめ、「今後の事業者支援に向けた支援機関同士の連携と人材育成」や「女性活躍推進による組織活性化」などの幅広いテーマについて、多様な有識者による活発な議論が行われた。

Ⅳ　事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討（別紙４参照）

従来よりも幅広い事業者に円滑な資金提供が実施されるためには、金融機関と事業者との緊密な関係構築や、金融機関による事業者の実態・将来性の的確な理解が必要である。そこで、金融庁は、事業性に着目した融資実務の発展を後押しするため、有形資産のみではなく将来のキャッシュフローを含めた事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権）について検討し、早期の法案提出を目指している。

2021 年４月より、法務省「法制審議会担保法制部会」において、担保法制の見直しに関する議論が行われている。金融庁も議論に参加し、2022 年 12 月には中間試案が取りまとめられた。

金融庁においては、2022 年 11 月に「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、事業成長担保権の実現に向けて検討を進め、その議論を報告書として取りまとめ、2023 年２月に公表した[2]。

また、米国と英国における全資産担保を活用した制度や実務慣行等に係る委託調査を実施し、取りまとめられた報告書を 2023 年３月に公表した[3]。

[2] 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（2023 年２月 10 日公表）https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210.html

[3] 「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」報告書（2023 年３月 31 日公表）
https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230331/20230331.html

Ⅴ　人材マッチングに関する取組み（別紙５参照）

前述の企業アンケート調査の結果にも示されるように、企業が金融機関から受けたいサービスとして「経営人材の紹介」などの人材に関する支援のニーズが高まっている。

この点、政府としても、都市部の人材を地域に還流させ、地域経済を活性化させるために、人材マッチングに係る様々な施策を講じ、地域金融機関の人材マッチングに関する取組みを後押ししている。

こうした人材面のニーズに関連して、金融庁では、2020 年度から、地域金融機関による人材マッチングを通じて、大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始している。同事業では、地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）が整備する人材プラットフォーム（「REVICareer（レビキャリ）」）を通じて、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形態で、地域金融機関による、大企業での経験を有する人材の地域企業とのマッチングを後押ししている。

2021 年 10 月にレビキャリが本格稼働を開始して以降、同事業の利便性向上や活用促進に向け、大企業や地域金融機関から寄せられた意見・要望を踏まえ、様々な制度改善等に取り組んでいる。例えば、従来の大企業人事部を経由した登録方法に加えて、大企業人材自らが登録できる仕組みの導入（2022 年８月）や、レビキャリを活用して経営人材を採用した地域企業に対する給付金の給付要件の緩和（2022 年 10 月）を行った。

また、周知・広報の一環として、大企業人材を対象に、地域金融機関が行う人材マッチングに関する取組みの現状・課題、地域企業で働くことの意義の発信を目的としたオンラインイベントを開催した（2023 年２月）。

Ⅵ　事業者支援を後押しする取組み（別紙６参照）

物価高騰や人手不足等の影響を受けて厳しい環境に置かれている事業者に対し、その身近な支え手である地域金融機関が、事業者の実情に応じ、経営改善や事業再生などの事業者支援に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、金融庁では、地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするべく、様々な取組みを進めてきた。

例えば、地域金融機関等の現場職員が、経験に関わらず、円滑に事業者支援に着手できるよう、2023 年３月に、５業種（建設、飲食、小売、卸売、運送）について、「業種別支援の着眼点」をとりまとめた。

また、地域金融機関が早期に経営改善支援を実施できるよう、取引先企業を経営改善支援の必要性に応じて優先順位付けする際のＡＩ技術の活用可能性について、調査・研究を実施した。本調査・研究では、個別金融機関の取引先データを活用した実証事業等を通じて、現場職員が取引先の経営改善支援にあたって支援先の優先順位付けを行う際に活用しうるＡＩモデルを構築した。

Ⅶ　地域課題解決支援チーム・地域金融支援室の取組み（別紙７参照）

2018 年 10 月より、地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により「地域課題解決支援チーム」が立ち上げられた。地域の産学官金等の関係者が、地域課題の具体的な解決方法を考えるに当たって、地域課題解決支援チームのネットワークから専門的な知見を有する有識者や実務家を紹介するなど、課題解決の伴走支援を実施してきた。こうした取組みを通じて、提言された企画やスキームが、地方自治体をはじめとする関係者において採用される事例も出てきている。

2022 事務年度の主な取組事例は、以下のとおりである。

① 地域主導によるダイアログの主な取組み

北海道旭川市では、人手不足に悩む地域企業を支援することを目的として、地方自治体と地域金融機関が連携し、関係人口の創出・拡大に向けた外部人材活用の事例を創出した。支援チームでは、他地域での取組事例の情報提供等を通じて、この取組みを支援した。また、この事例の横展開や新たなネットワーク形成・事例創出に向け、2023 年６月、地方自治体・地域金融機関・旭川財務事務所・支援チーム等が連携し、「旭川市たいせつなファン獲得ミーティング」を開催した。

② 霞が関ダイアログの開催

地域課題解決支援チーム及び地域金融支援室では、中央省庁の担当者の施策を、地域金融機関や地方自治体等の職員に向けて直接発信するオンラインイベントである「霞が関ダイアログ」を開催しており、2022 事務年度は、2022 年９月に２回、11 月に１回、2023 年１月、５月にそれぞれ１回の計５回開催した。

同ダイアログでは、中央省庁の担当者が担当する施策を一方的に紹介するだけでなく、双方向の対話による施策の浸透と新たなネットワーク形成を目的として、地域で課題解決支援を実践する地域金融機関や地方自治体等の参加者が、関心ある施策ごとに分かれて、施策担当者とともにグループディスカッションを行っている。

③ 金融庁と環境省との連携チームによる取組み

金融庁と環境省は、持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的に、2021 年３月、「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足し、地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援、地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援の取組みを実施している。

取組みの一例として、神奈川県平塚市における、地方自治体・信用金庫・商工会議所・信用保証協会の連携を通じた、地域の中小企業の脱炭素化を支援する政策パッケージ（「中小企業脱炭素支援パッケージ（各種補助金等支援制度）」）の策

定への支援がある。金融庁と環境省との連携チームでは、地域関係者間の打ち合わせへの参画や国の各種施策及び他地域の取組事例の情報提供等を通じて、この取組みを支援した。

（注）上記ⅠからⅧに関する、金融仲介機能のさらなる発揮に向けた、財務局と連携した取組みや地域金融機関の特徴的な取組事例については、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」（2023 年６月 28 日公表）を参照。

Ⅷ　経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み

経営者保証に関するガイドライン（以下、この項目において、ガイドライン）の積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開、円滑な事業承継、再チャレンジ、さらには創業を志す者の起業意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。

一方で、経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面があるが、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。

こうした課題の解決のため、当庁として、以下のような取組みを実施した。

① 「経営者保証改革プログラム」の策定・公表

- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省・財務省と連名で、「経営者保証改革プログラム」（以下、この項目において、プログラム）を策定・公表（2022 年 12 月 23 日）。（別紙８参照）
- プログラムの趣旨を踏まえた適切な対応を行うことや、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう、金融機関に対して要請（同日）。（別紙９参照）
- プログラムに関する事業者向けパンフレットの作成・公表（2022 年４月 13 日）。（別紙 10 参照）併せて、事業者団体向けにパンフレットを送付。

プログラムに基づき、

- 金融機関が個人保証を求める場合には、保証契約の必要性等を保証人等に説明し、その結果の記録をするよう、監督指針を改正（2022 年 12 月 23 日）し、手続きを厳格化（2023 年４月１日より適用）。
- 監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうため、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施（2023 年１月～）。
- 経営者保証専用窓口として「経営者保証ホットライン」を設置（2023 年４月３日）し、事業者からの情報提供に対応。

② 年末・年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透、定着を図ることなどを要請（2022 年 11 月 28 日、2023 年３月７日）。また、プログラムの策定・公表に併せて 2022 年 12 月 23 日に要請した事項について、営業現場の第一線の職員等に浸透・定着を図るよう大臣名で要請（2023 年３月７日）。（別紙 11 参

照）

③ 当庁ウェブサイトで、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2022 年 12 月 27 日、2023 年６月 30 日）。（別紙 12 参照）

④ 当庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表（2022 年 10 月４日、2023 年３月 17 日）。（別紙 13 参照）

⑤ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014 年 10 月の業務開始以降、2023 年６月末までに、172 件の支援を決定。

Ⅸ　中小企業の事業再生等に関するガイドライン

一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、2021 年６月に公表された「成長戦略実行計画」を受け、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（以下、事業再生ガイドライン）」が 2022 年 3 月に策定された。これを受け、当庁として、以下の取組みを実施した。

① 年末・年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、事業再生ガイドラインの浸透・定着に努めるよう要請（別紙 11 参照）。

② 金融機関における事業再生ガイドラインに基づく事業再生計画の策定支援の状況のフォローアップを実施。

③ 金融機関・支援機関等と事業再生ガイドラインの運用改善に向けた意見交換を実施。

Ｘ　金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施した（2022 年７月～2023 年６月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組みに関する講演会や、支援機関と金融機関の職員間の意見交換会、関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施した。

XI　認定支援機関による経営支援

2012 年８月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2023 年６月 30 日現在で、39,453 件の認定支援機関（うち金融機関 488 件）を認定している。

Ⅻ　地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、ＲＥＶＩＣ等を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

ＸⅢ　金融の円滑化に向けた取組み

１．中小企業金融の現状

（１）金融機関の貸出態度の判断

金融機関の貸出態度に関する判断指標である日銀短観の「貸出態度判断Ｄ．Ｉ．」（Ｄ．Ｉ．＝「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）のうち中小企業向けは、2023 年６月期において＋15（対前年同月比－３）となっている。（別紙 14 参照）

（２）融資残高等

2023 年６月の民間金融機関の法人向け融資残高について、中小企業向けが対前年同月比 5.2%の増加、中堅・大企業向けが同 4.3%の増加となっている。（別紙 15 参照）

２．対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

（１）中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア．貸付条件の変更等の実施状況

リーマン・ショック以降、報告を求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告は、条件変更等の取組みが金融機関に定着してきたことを鑑み、2018 年度の計数の報告をもって一旦休止した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、再度事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要が出てきたことから、条件変更等の取組み状況（金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等）について改めて報告を求め（銀行法第 24 条等による報告徴求）、実績を公表している。なお、足元の条件変更等の実行率は約 99%で推移している。（別紙 16 参照）

イ．「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

なお、「金融円滑化ホットライン」は、受け付けている円滑化に係る相談の多くが「金融サービス利用者相談室」に寄せられていることを踏まえ、利

用者利便の観点から、令和５年７月１日に「金融サービス利用者相談室」に窓口を統一した。

（２）金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア．金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2022 年 11 月 28 日及び 2023 年３月７日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を踏まえた金融の円滑化に係る要請を行うとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

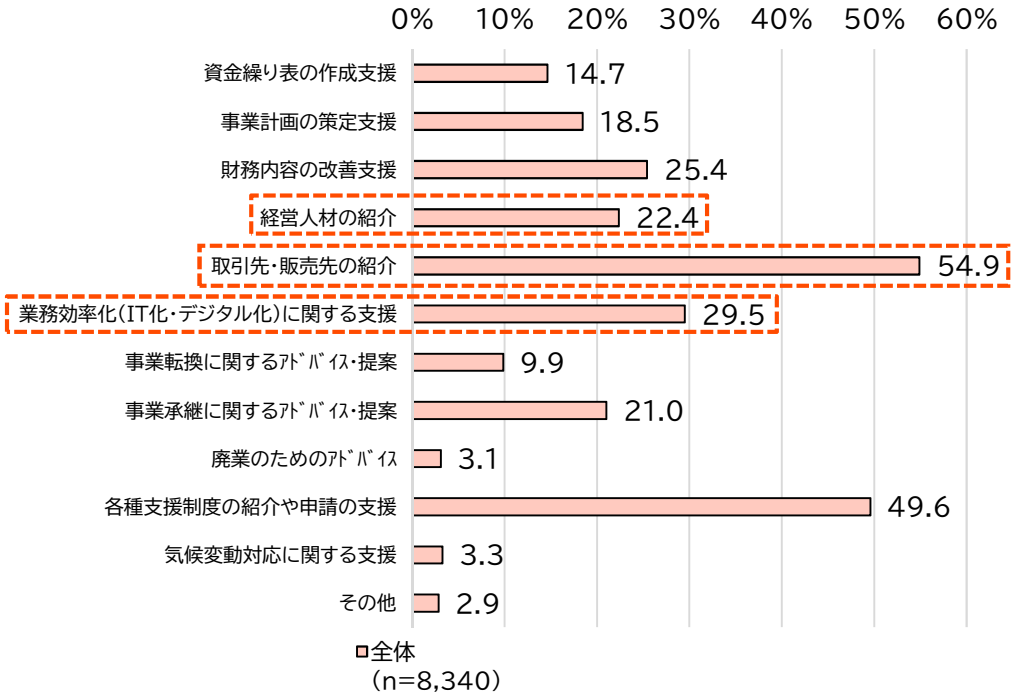
イ．文書による要請

2022 年 11 月 28 日や 2023 年３月７日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。（別紙 11 参照）

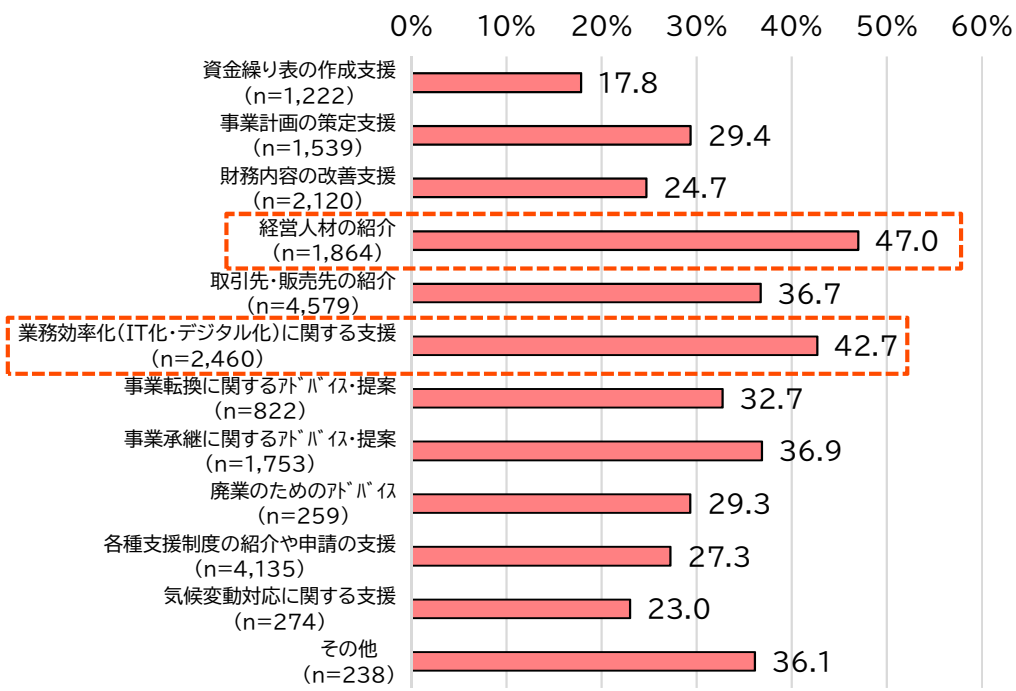
企業アンケート調査の結果

（別紙１）

金融機関から受けたいサービス

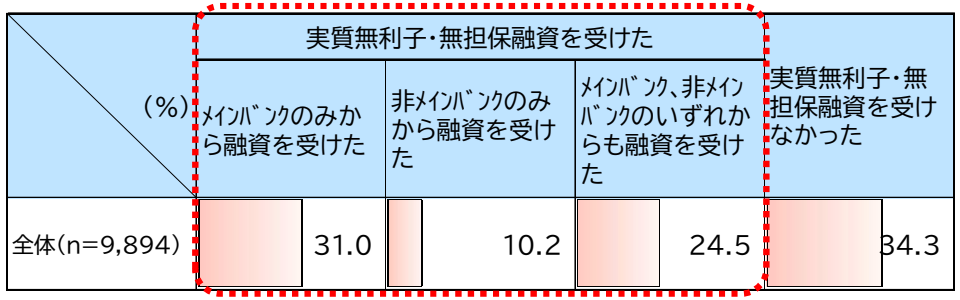


手数料を支払ってもよいサービス



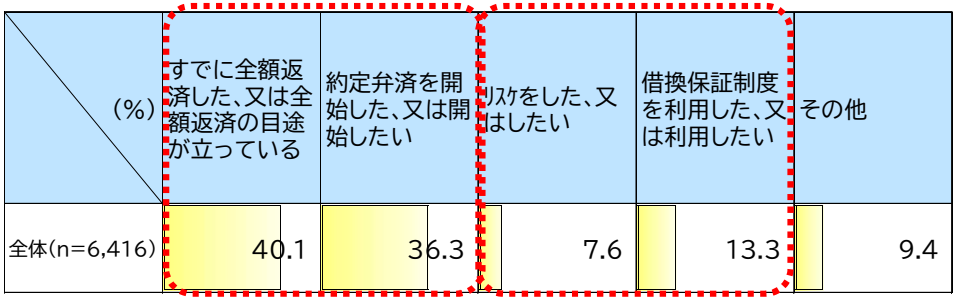
実質無利子・無担保融資（新規融資、既存融資の借換を含む）の利用の有無

実質無利子・無担保融資の借入状況



（資料）金融庁

実質無利子・無担保融資の弁済等の意向

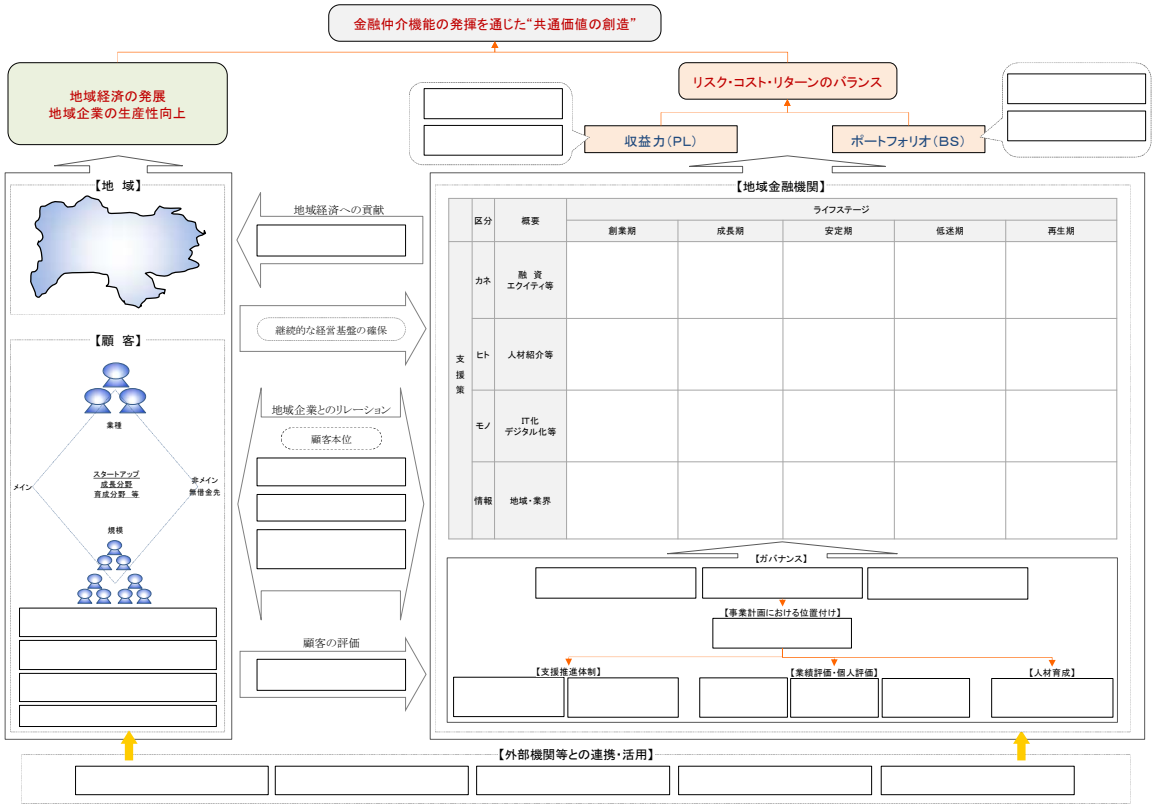


（資料）金融庁

客観的な自己評価による取組み高度化の後押し （別紙２）

- 金融機関が自身の**経営理念や事業戦略等を実際の業務に反映し、実現させていく**ためには、組織における取組みや得られた成果を、**客観的に評価・点検**し、見直すべき点に対して、必要かつ効果的な**改善を図っていく組織運営**が重要。
- 昨今、**地域企業が抱える課題やニーズの多様化**に伴い、地域金融機関の業務の幅が広がっており、そのために必要な組織運営も融資業務に留まらない**多岐にわたる取組みと成果や目標との関連付けを要する**など、より複雑化している。
- こうした観点を踏まえ、金融機関による**様々な取組みと期待する効果との相互の関係性**等を**構造的に整理することを通じて「見える化」し、当局と地域金融機関の間で共有するための**フレームワークを**試作**。

金融仲介機能のフレームワーク



Regional Banking Summit（Re:ing/SUM：リンサム）について　（別紙３）

■ 開催目的

厳しい経営環境にある地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを後押しすべく、その環境整備の一環として、

- ✓ 個別の金融機関内や地域金融機関間のみならず、全国の多様なバックグラウンドを持つ者も含め一同に会し、
- ✓ 関係者の相互理解の醸成、優良事例の共有等を通じ、
- ✓ 持続可能なビジネスモデルの構築、ひいては地域経済・金融の共通価値の創造に向けた、様々なアイデア・方策の創出が期待できる議論の場を設ける

■ 開催内容

- ✓ 2023年２月20日から、多彩な12のテーマのセッション模様を一斉オンライン配信（金融庁チャンネルで視聴可能）
  https://www.youtube.com/playlist?list=PL0cfkMfU1dbn89xQX84CxtsEy_YsXFHNw
- ✓ パネルディスカッションテーマ

地域社会の一員として
信金・信組が行う地域貢献・地域活性化の取組み
地域のサステナビリティ ～地域の子供の貧困問題に取り組む意義～
安定的な資産形成の促進と地域連携について

金融サービスのイノベーション
地域金融機関による海外フィンテック企業との協業
スマホ決済が生み出す地域経済活性化
地域金融機関によるフィンテック企業の利活用

地域の事業者のために
今後の事業者支援に向けた支援機関同士の連携と人材育成
事業承継支援を通じた地域の課題解決
世界と日本のスタートアップと、地域企業や地域金融機関の連携

金融機関の組織
多様な人材の活躍に向けて(女性活躍推進による組織活性化)
女性の起業支援 ～地域金融機関が応援できること～
シニア・ミドル世代の活躍(モチベーションアップ)による組織の活性化

事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討

（別紙４）

■　幅広い企業に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、**不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解**し、その特性に着目した融資を行う必要がある。

■　金融庁では、**事業性に着目した融資実務の発展を後押し**するため、事業成長担保権について検討し、早期の法案提出を目指す。

＜新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年６月16日閣議決定）（抄）＞

Ⅴ．企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進

３．事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

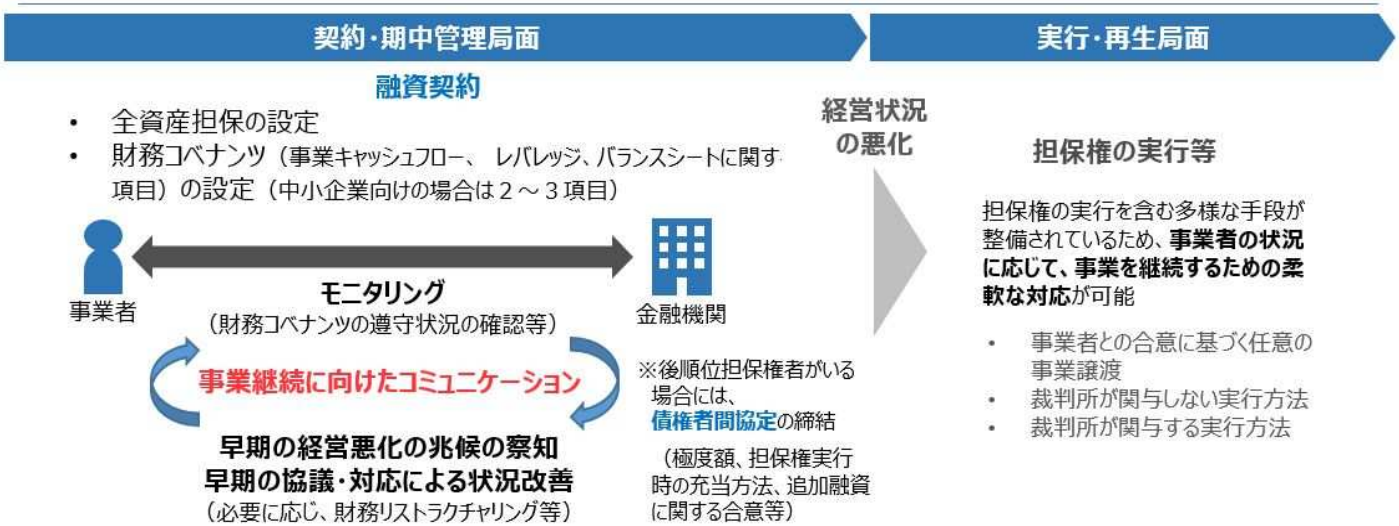
（３）企業の事業性に着目した資金調達

また、中小企業の経営者へのアンケートによると、経営者保証が経営に与えるネガティブな影響として、早期の事業再生への着手が遅れてしまう、という指摘が半数近くを占める。このため、早期の事業再生への着手のためにも、経営者保証や不動産等の有形資産の担保に依存した融資以外の資金調達の選択肢を定着・普及させていくことが必要である。まずは、経営者保証ガイドラインの活用を徹底し、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。また、企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。

米国・英国の全資産担保を活用した融資実務に関する委託調査

我が国における事業性に着目した融資実務の発展において、海外の先行する制度及び実務より有用な示唆を得る観点から、金融庁では、米国・英国における全資産担保を活用した融資の制度や実務慣行に関する委託調査を実施し、2023 年３月に報告書を公表した。

米国・英国の全資産担保融資実務のイメージ



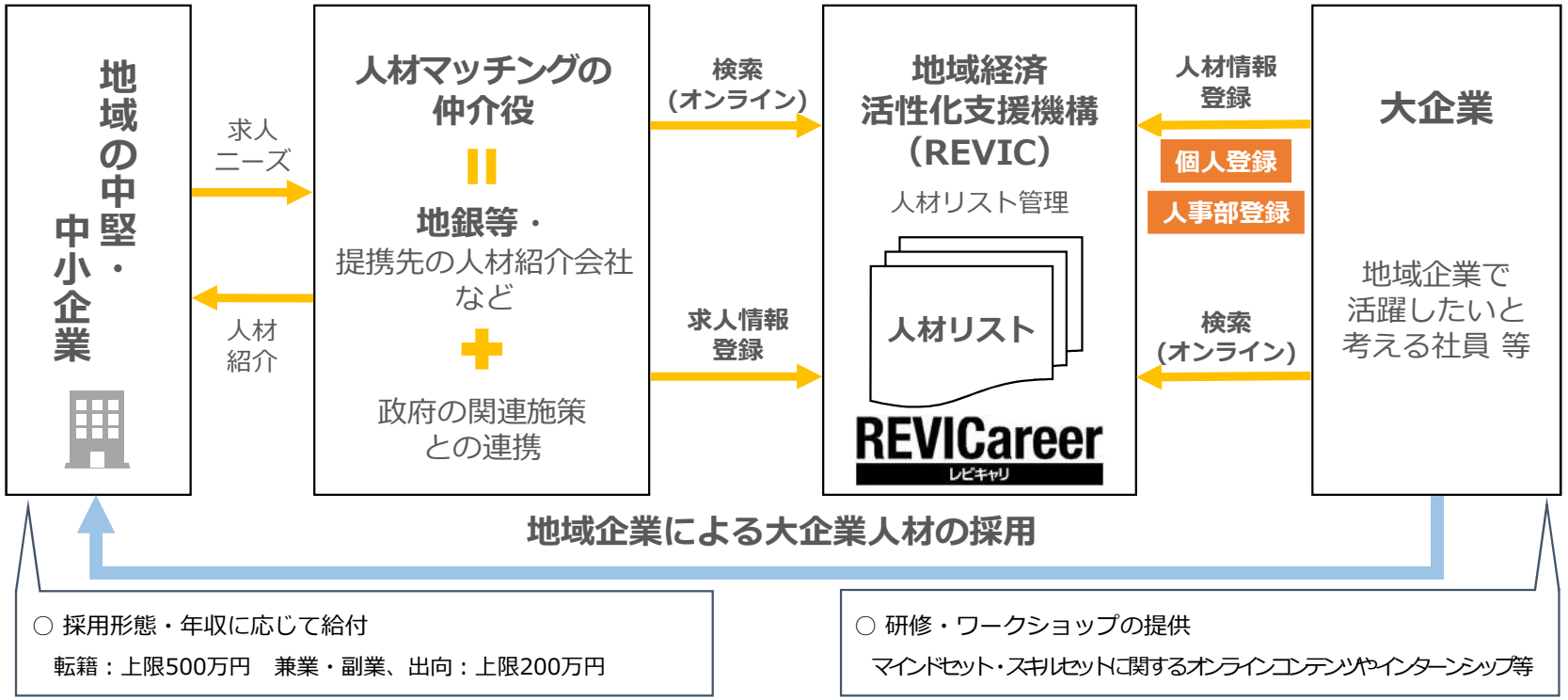
地域企業経営人材マッチング促進事業について

（別紙５）

◆ 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。

◆ 金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、**転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）への人の流れを創出**し、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し

✓ 中堅クラスの**兼業・副業、出向**　⇒　将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
✓ シニア世代の方の**転籍**　⇒　人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

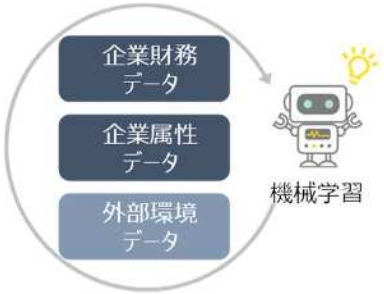


事業者支援の取組みの後押し

（別紙６）

■ 地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、AI技術の活用により、担当先それぞれが抱える課題に応じた優先順位付けを行うための**AIモデルの構築**に向けた調査・研究を実施し、構築した汎用モデルの配布を開始

❶ AIモデルの構築（プロトタイプ）



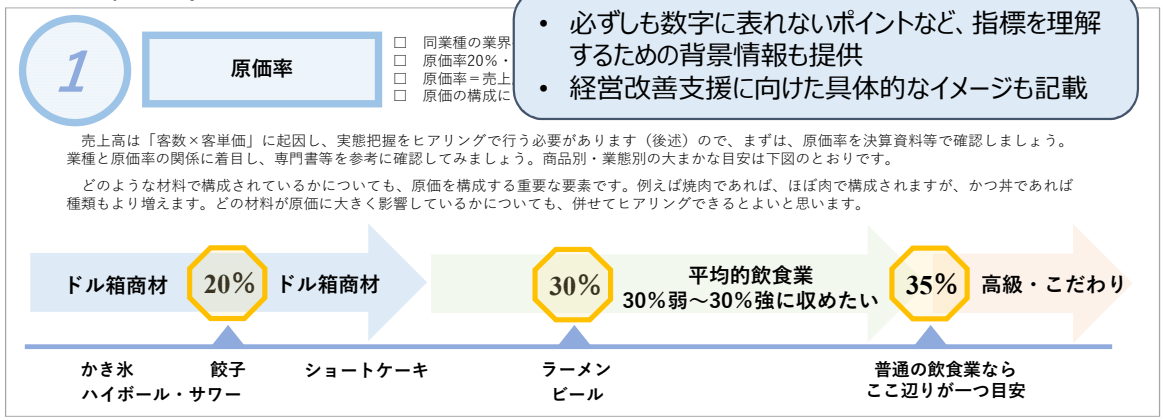
❷結果のアウトプット（経営改善支援先の優先順位付け）

NO	企業名	地域	業種	ポイント
1	●●工業（株）	○○県○○市	製造業	12
2	（株）△△食品	△△県○○市	製造業	25
3	（株）○○商店	□□県△△市	小売業	64

（例）金融機関では、現状業況に問題がない先と認識していたが、ポイントが高いので、経営者と業況等について早期に対話

■ 現場職員が事業者支援の適切な初動対応を行うため、業種別に基礎的な着眼点を整理した『**業種別支援の着眼点**』を公表

（飲食業の例）



- 必ずしも数字に表れないポイントなど、指標を理解するための背景情報も提供
- 経営改善支援に向けた具体的なイメージも記載

（『業種別支援の着眼点』のポイント）

- ５業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業）に関して、事業者支援の基礎的な着眼点をとりまとめ
- 若手や経験年数が浅い現場職員が手に取りやすい分量とレベル
- AI音声による読み上げ動画版や、編集可能なPowerPoint版も公表

業種別支援の着眼点



地域の課題を共有し、解決に向けた「地域課題解決支援チーム・地域金融支援室」による取組み

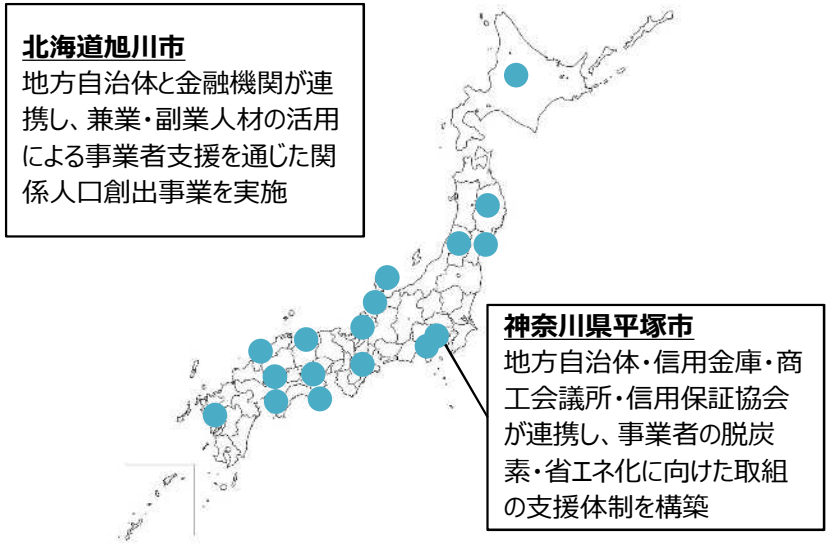
（別紙７）

■ 地域課題の解決に取組みたいという思いをもった金融庁有志職員により、「地域課題解決支援チーム」が立ち上げられ、その活動を後押しすることを目的に「地域金融支援室」を設置

■ 「地域金融支援室」において、地域経済社会の活性化に向けて協働する「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」（2021年3月発足）を通じて、2022事務年度も環境省と連携した取組みを実施

ダイアログの実施

＜ 地域主導による主な取組み ＞



霞が関ダイアログ

■ 各府省庁と連携し、それぞれの施策を地域の関係者に発信し対話する取組み（2022事務年度は計５回開催）

持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム

■ 地域の各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創していく地域経済エコシステムの形成や地域課題の解決を通じた地域経済の活性化や、地域資源の活用を通じた持続可能な地域社会づくりに資する取組みについて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的とする。

＜主な連携項目＞

① 地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援

② 地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援

③ 地域金融機関におけるSDGs/ESGの実践等を通じた持続可能な地域経済社会の活性化に向けた取組支援

経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速 ～

2022年12月23日
経済産業省
金融庁
財務省

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン（経営者保証ガイドライン）の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、**①スタートアップ・創業**、**②民間融資**、**③信用保証付融資**、**④中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む**「経営者保証改革プログラム」を策定・実行**していく。

1. スタートアップ・創業　～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**（保証割合：100%／保証上限額：3500万円／無担保）【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】
（※）創業関連保証の利用実績:11,153件（2021年度：法人）

② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
（※）創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績：約1．6万件（2021年度）

③ **商工中金**のスタートアップ向け融資における**経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
（※）スタートアップ向け融資の実績：202件（2021年度）

④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

2. 民間金融機関による融資　～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、**「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の作成、公表**の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

（1） 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

主な施策

① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
- どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】
（※）「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=**100%を目指す**。

③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】

④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

（2） 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革 （取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

主な施策

① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請**。

② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】

③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

（3） 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討 （事業成長担保権（仮））

主な施策

① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

2

3. 信用保証付融資　～経営者保証の提供を選択できる環境の整備（希望しない経営者保証の縮小）～

- 経営者保証ガイドラインの要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法（保証料の上乗せ、流動資産担保）を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一歩前に出た取組を行う。

（1） 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

主な施策

① 経営者の取組次第で達成可能な要件（法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること　等）を充足すれば、保証料の上乗せ負担（事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動）により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】

（※）無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%（ともに2021年度（法人））

② **流動資産（売掛債権、棚卸資産）を担保とする融資（ABL）に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】

③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度（プロパー借換保証）の時限的創設**【24年4月～】

④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】　　等

（2） 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

主な施策

① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】

② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

4. 中小企業のガバナンス　～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

主な施策

① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】

② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】

（※）年間計画策定支援件数:2,821件（2021年度）

③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】　等

コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**（100%保証の融資は100%保証で借換え）」（**コロナ借換保証**）を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者（債務償還年数が13年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。

（別紙９）

令和４年12月23日

各協会等　代表者　殿

内閣総理大臣　岸田　　文雄
財務大臣兼金融担当大臣　鈴木　　俊一
厚生労働大臣　加藤　　勝信
農林水産大臣　野村　　哲郎
経済産業大臣　西村　　康稔

個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について

個人保証は、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題が存在しており、こうした背景も踏まえ「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめる」ことが盛り込まれました。

これを受け、経済産業省・金融庁・財務省においては、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「経営者保証改革プログラム」を策定・公表し、その中には、金融庁における「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等の各種施策が盛り込まれているところです。

これらを踏まえ、以下の事項について、要請いたします。また、「経営者保証改革プログラム」や本要請内容については、政府としても事業者に対し積極的に周知していきますので、皆様におかれましても、経営トップから現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に周知・徹底をお願いいたします。

なお、金融庁としては、改正後の監督指針に係る取組状況について、状況に応じて、特別ヒアリング等を実施してまいります。

記

経営者保証一般

１．公表された経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえ、改めて、「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」の内容を十分に理解し、適切な対応を行うこと。

２．個人保証に依存しない融資の一層の促進のため、例えば、停止条件又は解除条件付保証契約、ＡＢＬ、金利の一定の上乗せ等、個人保証の機能を代替する融資手法の活用を検討すること。また、停止条件付保証契約におけるコベナンツ要件についてはモニタリング負担も踏まえ、経営者に経営規律を守らせる動機となるような、過度に複雑でない要件とする対応も検討すること。

３．信用保証協会への信用保証申込の際には、金融機関連携型[1]のような、個人保証を不要とする信用保証協会の取り扱いがあることを認識し、信用保証協会と連携のうえ、積極的に個人保証を不要とする取扱いの活用を検討すること。

４．民間金融機関においては、信用保証協会や政府系金融機関が個人保証を徴求しないと判断した協調融資については、その判断に至った経緯を十分に踏まえ、プロパー融資の個人保証の有無を判断すること。

監督指針（説明・記録化）

５．民間金融機関においては、改正された監督指針の趣旨・内容について営業現場の第一線まで漏れなく説明し、運用開始までに確実に浸透させること。また、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを各金融機関の企業文化として定着させるための態勢を整備すること。

６．民間金融機関は、保証契約締結時において、ガイドライン第４項（２）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じ、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなどにより、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明に努めること。

７．民間金融機関は、保証契約締結時において、保証人等へ適切な説明を行い、その結果等を記録した件数を金融庁へ報告できる態勢を整備すること。なお、事務負担軽減の観点から、記録は営業日報等で代用するなど、既存の枠組みでの対応でも差し支えないと考えている。また、金融庁としては、改正後の監督指針の内容が各金融機関の企業文化として定着した暁には「個人保証を徴求せず融資した件数」と「個人保証を徴求した融資で、適切な説明を行い、結果等を記録した件数」の合計が新規融資件数と一致するものと考えている。

８．民間金融機関においては、今般の監督指針改正が個人保証を制限する趣旨でないことを十分に理解し、貸し渋り、貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう留意すること。

監督指針（取組方針）

９．民間金融機関においては、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。当該取組方針等は、『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』の内容も適宜参照のうえ、事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、具体的かつわかりやすい記載で「見える化」するとともに、取組方針等に沿った運用が行われるよう職員への周知徹底等により現場まで浸透させること。

---

[1] 取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近２期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている（または図ろうとしている）等の条件に該当する場合に個人保証を不要とできる制度。

なお、当該取組方針等は、経営者保証に依存しない融資の促進に係る方針に加え、可能であれば、保証人等から保証債務整理の申出があった場合の方針についても盛り込むことが望ましい。

【参考】金融庁『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』（令和3年10月5日）より抜粋

- 保証徴求の判断や回収に要する時間を、顧客とのリレーション構築に使いたいとの経営トップの考えの下、原則、個人保証を徴求しない取組み。
- 例外を除き、原則個人保証を求めない。例外に該当し、個人保証を徴求する場合は全て本部決裁とし、妥当性を検証のうえ、不要な個人保証を防止する取組み。
- 「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、他の要件が未充足であっても、原則個人保証を徴求しない取組み。
- 代替融資手法の整備やコベナンツ付保証契約を具体的に制定した取組み。
- 営業店の「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況を確認するためモニタリングを実施し、その結果（好事例・不芳事例）を営業店に還元するとともに、当該モニタリング結果を踏まえ、行員向研修において「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨等を再徹底。

中小企業のガバナンス

10. 「収益力改善支援に関する実務指針」や「ガバナンス体制の整備に関するチェックリスト」を適宜活用し、事業者との対話を通じてガバナンス体制の整備による中小企業の持続的な企業価値の向上に繋げるよう、適切に対応すること。

スタートアップ・創業

11. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022年６月７日閣議決定）において、「スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵」とされた。こうした中、創業時の融資において個人保証を求める慣行は、創業を躊躇させるなど創業意欲の阻害要因となり得るところ、創業時点では企業は必ずしも充分な資力を有していない場合が多いことなどの事情を踏まえ、ガイドラインの要件のうち財務基盤の強化に係るものについて機械的に当てはめることなく、個人保証を求めない対応ができないか、事業の将来性等を踏まえた検討を行うこと。

12. 日本公庫等においては、新たに創業後５年以内のスタートアップ向けに要件を緩和した経営者保証免除特例制度や、無保証で利用可能な資本性劣後ローンなどを積極的に活用するなど、事業者のニーズに適切に対応すること。

13. 民間金融機関においては、事業者のニーズに応じて、これらの日本公庫等の制度を紹介するとともに、新たに信用保証協会に措置されるスタートアップ創出促進保証を積極的に利用すること。また、こうした制度を利用する事業者に対し、日本公庫等や信用保証協会と協調で資金供給を行うなどの連携に努めること。さらに、創業後６年目以降の事業者の資金ニーズへの対応については、民間金融機関の果たす役割が大きくなってくることも踏まえ、早期の段階から事業者の状況を積極的に把握しつつ、必要に応じ、事業者の将来の展望も踏まえた支援に努めること。

（以　上）

事業者の皆様へ

経営者保証改革プログラム

～個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み～

経営者保証改革プログラムに基づく新たな経営者保証に関する取組みが、
２０２３年４月１日よりスタートします。

「経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策」について、
詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html

金融庁
Financial Services Agency

Q１　経営者保証改革プログラムで何が変わるの？

- **金融機関が経営者等と保証契約を締結する際の監督を強化** ⇒Q２～Q４参照
- **金融庁に経営者保証に関する相談窓口「経営者保証ホットライン」を設置** ⇒Q３参照
- **金融機関の意識改革に向けた経営者保証に関する取組方針の公表** ⇒Q５参照

Q２　保証契約を締結する際に何が変わるの？

保証契約を締結する際の金融機関の対応が変わります

金融機関は経営者保証の必要性等について詳細な説明が必要になります

経営者等との間で保証契約を締結する場合には、**保証契約の必要性等**について、「経営者保証に関するガイドライン※」に基づき主債務者と保証人に対して、**個別具体的に以下の説明をすること**を金融機関に求めています。

- **どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか**
- **どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか**

※中小企業・経営者・金融機関の自主的ルールで、法的拘束力はないものの、自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

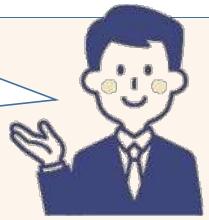


今回、新規融資を受けるにあたり、**なぜ経営者保証が必要になるのか**教えてもらえるかな。

「経営者保証に関するガイドライン」には、中小企業者が、以下の要件を**将来に亘って充足できる**と見込まれる場合には、**経営者保証を求めない可能性がある**旨、記載がされております。

１．法人個人の一体性の解消
２．財務基盤の強化
３．財務状況の適時適切な情報開示

御社においては、**●●の要件が、不十分と考えられることから**、経営者保証が必要となっております。なお、今後、要件充足の目処がたったと判断できた場合には、経営者保証の解除を検討することも可能です。



法人個人の一体性解消・・・社長個人の私的な飲食費を会社の経費としない、事業上必要のない法人から経営者への貸付は行わない。等
財務基盤の強化・・・借入について、法人のみの資産・収益力で返済が可能。等
財務状況の適時適切な情報開示・・・取引金融機関に試算表などを定期的に提出し、業況を報告している。等

Q3　事業者・保証人は何をすればいいの？

金融機関に保証契約が必要な理由をお尋ねください

経営者保証解除に向けた対応を検討することができるようになります

- 改正後の監督指針では、保証契約を締結する際に、保証契約の必要性等について、事業者や保証人により詳細に説明することを金融機関に求めています。
- 新規融資契約時等に保証契約を締結する際は、**なぜ保証契約が必要なのか、どうすれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか**を金融機関にお尋ねください。

経営者保証を解除するための要件は理解したが、具体的に何をすればいいかわからない

「中小企業活性化協議会」では、収益力等の改善支援に向けた取り組みを行っています。
詳しくは、お取引の金融機関、もしくは各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談下さい。

（中小企業活性化協議会ホームページ）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html

金融機関から、経営者保証の必要性等に関する詳細な説明がなかった

- **金融機関から適切な説明がない**
- **保証の解除をお願いしても真剣に聞いてくれない**

等の情報がございましたら、**金融庁の専用相談窓口にご相談下さい。**

【経営者保証ホットライン】
☎：0570-067755
受付時間：平日 10 時～17 時

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q4　金融機関の対応が厳しくならないか心配

貸し渋り・貸し剥がしを行わないように要請しています

- 万が一、貸し渋りや貸し剥がしの対応を受けた、そのように誤解を生じさせる発言が金融機関からあった場合は、上記の**経営者保証ホットライン※にご相談下さい。**
- なお、**今回の監督指針の改正は経営者保証を制限する趣旨ではありません。**そのため、個人保証の要否については、引き続き各金融機関の判断によります。

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q5　金融機関の取組方針はどんな内容なの？

金融機関の経営者保証に対する考え方を示したものです

金融機関の意識改革を進めるため、金融機関のホームページ等において、**「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう要請しました。**

金融担当大臣名で以下の内容を金融機関に要請しています

① 民間金融機関は、**「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」**について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。
② 事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、**具体的かつわかりやすい記載で「見える化」**すること。
③ 取組方針等に沿った運用が行われるよう営業現場まで浸透させること。

事業者の方も金融機関の方針が確認できるようになります

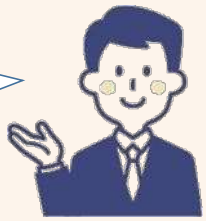
取組方針を通じて金融機関とコミュニケーションをとることが可能になります

今後は各金融機関が経営者保証に対する考え方や取組方針を公表します。事業者の皆様も金融機関のホームページ等で取組方針を確認できるようになります。
※金融機関によって、取組方針の公表タイミングは異なります



ホームページで御行の取組方針を見たけれど、●●という方針なのだね。知らなかったよ。私の経営者保証はどうなるか教えてもらえるかな。

以前は■■という方針でしたが、今回、**経営陣を交えて議論を行った結果、方針は●●になりました。**そのため、御社が▲▲を充足すれば、今後は経営者保証なく借入ができる可能性が高まります。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日１０時～17 時）
☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

（別紙11）

令和４年11月28日

（各業界団体等代表者）　殿

内閣総理大臣　岸田　　文雄
財務大臣兼金融担当大臣　鈴木　　俊一
厚生労働大臣　加藤　　勝信
農林水産大臣　野村　　哲郎
経済産業大臣　西村　　康稔

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や世界的な物価高騰への対応等で、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。また、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による厳しい環境が続く中、金融機関による、経営改善・事業転換・事業再生支援等の必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府においては、10月28日、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を決定し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援するほか、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業・小規模事業者の収益力改善・債務減免を含めた事業再生・再チャレンジを支援することで、過剰債務を克服し、未来につなげるべく、信用保証制度において、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設するとともに、資本性資金（劣後ローン）への転換による資金繰り円滑化等を図ることとしたこと等も踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「中小企業の金融の円滑化等に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

１．新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や世界的な物価高騰への対応等様々な課題に直面する中、足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き

続き徹底すること。加えて、観光分野も含めて、飲食業・宿泊業の事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けてきており、そうした中で実質無利子・無担保融資等の元金返済の開始に直面することを踏まえ、例えば、政府系金融機関においては経営相談窓口を設置する等、官民の金融機関等において、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

２．貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しているものの、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、すでに元金返済を開始している事業者や２度目、３度目の条件変更の相談の事業者も含め、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。なお、コロナで積み上がった債務の返済負担軽減に加え、新たな資金需要にも対応するため、政府として、借換え需要等に対応する新たな保証制度を創設することとしており、こうした制度の積極的な活用に向け、各金融機関が保証協会等と連携を図りつつ、同制度の円滑かつ迅速な実施に向けた準備を行うこと。

３．民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換え、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い[1]を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

４．各種補助金等の支給までの間に必要となる資金を含め、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金等[2]について、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。その際、今後創設する借換え需要等に対応する新たな保証制度や、日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）、申込期限が延長されたセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の積極的な活用に努めること。また、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。また、事業内容や事業者のニーズに応じ、政府系金融機関の資本性劣後ローンは勿論のこと、民間金融機関においても、資本性劣後ローンを活用した協調融資、売掛債権担保融資等の様々な手法を活用しながら、事業者の財務基盤の強化、資金繰り支援等に万全を期すこと。

---

1 詳細は、金融庁 HP“「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”（https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html）を参照。

2 例えば、DX 投資を通じた非接触型ビジネスモデルへの転換といった新分野進出等の前向きな取組に向けた投資に要する資金等。

５．こうした資金繰り支援に加え、官民金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関が密に連携し、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に掲げられた保証期間 15 年以内の経営改善サポート保証や保証付 DDS 等の施策や中小企業庁及び中小企業活性化全国本部が作成した「中小企業活性化協議会における業種別支援事例集」も活用しつつ、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含めた事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。

６．５.の総合的支援に当たっては、資本性資金の供給や債権買取等が可能な株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の全国をカバーするファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。また、官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援し、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。

７．実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないよう、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。

８．経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。その際、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援(経営者の再チャレンジ支援)の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。なお、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策については、本年中にとりまとめる予定であり、それらを踏まえ、別途改めて要請する。

９．引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

以　上

令和５年３月７日

各業界団体等代表者　殿

内閣総理大臣　岸田　　文雄
財務大臣兼金融担当大臣　鈴木　　俊一
厚生労働大臣　加藤　　勝信
農林水産大臣　野村　　哲郎
経済産業大臣　西村　　康稔

年度末における事業者に対する金融の円滑化等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響がこれまで長期に及んできたところですが、足下では、新型コロナの感染症法上の位置付けについて、特段の事情が生じない限り、５月８日から、５類感染症とすることを政府として決定したところです。こうしたことを受け、我が国は、社会経済活動の正常化が進みつつあり、日本経済は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく時期に差し掛かっております。他方、３年超にわたる新型コロナウイルス感染症及び昨今の物価高騰等の影響を受け、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。

大きく傷ついた日本の経済社会を立て直す上で、こうした事業者に対する支援は喫緊の課題です。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、更なる事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、「中小企業の金融の円滑化等に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

１．新型コロナウイルス感染症の影響や世界的な物価高騰等への対応等様々な課題に直面する中、足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。加えて、観光分野も含めて、飲食業・宿泊業の事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けてきており、そうした中で実質無利子・無担保融資等の元金返済の開始に直面されている中において、例えば、政府系金融機関に設置された経営相談窓口を活用する等、官民の金融機関等において、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

２．貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しているものの、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、すでに元金返済を開始している事業者や２度目、３度目の条件変更の相談の事業者も含め、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、事業者の年間返済額の軽減を図る観点から、実質無利子・無担保融資（民間ゼロゼロ融資）からの借換えに加え、既往の信用保証協会付き融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の活用を積極的に提案し、伴走支援に努めるなど、事業者に寄り添った対応を徹底すること。

３．民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換え、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い[1]を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

４．各種補助金等の支給までの間に必要となる資金を含め、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金等[2]について、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。その際、新たな資金需要にも対応できるコロナ借換保証や、申込期限が本年９月末まで延長された日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）、資本性劣後ローン及びセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の積極的な活用に努め、借換えや新規融資の円滑化を図ること。

特に、本年２月より、日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資については、債務負担が重い事業者（債務償還年数が１３年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう要件を緩和したところであり、増大する債務に苦しむ事業者に対しては、こうした緩和を周知の上、活用を促すこと。

加えて、日本政策金融公庫及び民間金融機関においては、資本性劣後ローンについて、実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、協調融資商品の組成拡大に努めること。日本政策金融公庫においては、事業者が民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画書を策定していれば対象となることを周知の上、活用を促

---

1 詳細は、金融庁 HP“「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”（https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html）を参照。

2 例えば、DX 投資を通じた非接触型ビジネスモデルへの転換といった新分野進出等の前向きな取組に向けた投資に要する資金等。

すこと。周知にあたっては、認定支援機関が所属する税理士・中小企業診断士等の関係団体はもちろん、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体にも徹底すること。

なお、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。

５．こうした資金繰り支援に加え、官民金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関が密に連携し、保証期間 15 年以内の経営改善サポート保証や本年１月末より要件を緩和して対象を大幅に拡充した信用保証付 DDS 等の施策や中小企業庁及び中小企業活性化全国本部が作成した「中小企業活性化協議会における業種別支援事例集」、金融庁が今後公表予定の「業種別支援の着眼点」も活用しつつ、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含めた事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。商工組合中央金庫においても、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して、率先して支援に努めること。

６．５.の総合的支援に当たっては、資本性資金の供給や債権買取等が可能な株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の全国をカバーするファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。

７．官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援し、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。

８．実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないよう、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。

９．経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、令和４年 12 月 23 日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」において要請された事項について、営業現場の第一線の職員等に浸透・定着を図るよう徹底すること。商工組合中央金庫については、スタートアップ向け融資における経営者保証を原則廃止したが、スタートアップのみならず、より幅広く経営者保証に依存しない融資の実行に努めること。併せて、「廃業

時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」についても営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。その際、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援(経営者の再チャレンジ支援)の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。

10. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

以　上

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2021年度		2022年度	
	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
① 新規に無保証で融資した件数 （ABLを活用し、無保証で融資したものは除く）	380,864	352,958	401,617	410,638
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	479	485	424	426
③ 保証契約を解除した件数(※3)	39,999	38,208	37,728	41,160
④ 合計【 ④ ＝ ①+②+③ 】	421,342	391,651	439,769	452,224

	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
⑤ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	103	121	96	131

	2021年度		2022年度	
	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
⑥ 新規融資件数	1,254,779	1,188,046	1,210,890	1,238,045
⑦ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【 ⑦ ＝ (①+②)／⑥ 】	30.4%	29.7%	33.2%	33.2%
	30.1%		33.2%	

【代表者の交代時における対応】

	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,739	2,649	2,743	3,067
	(9.5%)	(10.2%)	(10.2%)	(11.6%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	14,023	13,610	12,775	12,236
	(48.6%)	(52.3%)	(47.3%)	(46.2%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	10,815	8,750	10,586	10,306
	(37.5%)	(33.6%)	(39.2%)	(38.9%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,296	1,028	889	861
	(4.5%)	(3.9%)	(3.3%)	(3.3%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行100行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合146組合（全国信用協同組合連合会を含む）の合計533機関。
※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
（注）【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載（過去の実績についても同じ）。

経営者保証に依存しない融資に関する取組状況
～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～
令和4年度上期（4月～9月）

主要行等　　令和5年3月現在

銀行名	指標１．新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標２．事業承継時における保証徴求割合（４類型）				銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
	（①＋②＋③＋④）/⑤	新旧両経営者から保証徴求 ⑥/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	旧経営者のみから保証徴求 ⑦/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	新経営者のみから保証徴求 ⑧/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	経営者からの保証徴求なし ⑨/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	
みずほ銀行	48.6%	3.0%	73.7%	16.2%	7.1%	https://www.mizuhobank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三菱UFJ銀行	53.4%	6.6%	50.9%	27.8%	14.7%	https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf
三井住友銀行	61.5%	5.8%	37.9%	48.9%	7.4%	https://www.smbc.co.jp/keieisya_hosyou/resources/pdf/keieisya_hosyou_guideline02.pdf
りそな銀行	50.3%	0.7%	41.9%	46.6%	10.8%	https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
三菱UFJ信託銀行	100.0%	－	－	－	－	https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/kinyu_torikumi.pdf
みずほ信託銀行	64.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	https://www.mizuho-tb.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guidelines_torikumi.pdf
三井住友信託銀行	75.7%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/management-guarantee.pdf
SBI新生銀行	90.6%	－	－	－	－	https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sites/pdf/keieisyahosyo_guideline.pdf
あおぞら銀行	95.5%	－	－	－	－	https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/pdf/hosyo.pdf

（注１）上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したもの。
なお、指標2において事業承継実績がない場合は「－」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。
（注２）銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

経営者保証に依存しない融資に関する取組状況
～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～
令和4年度上期（4月～9月）

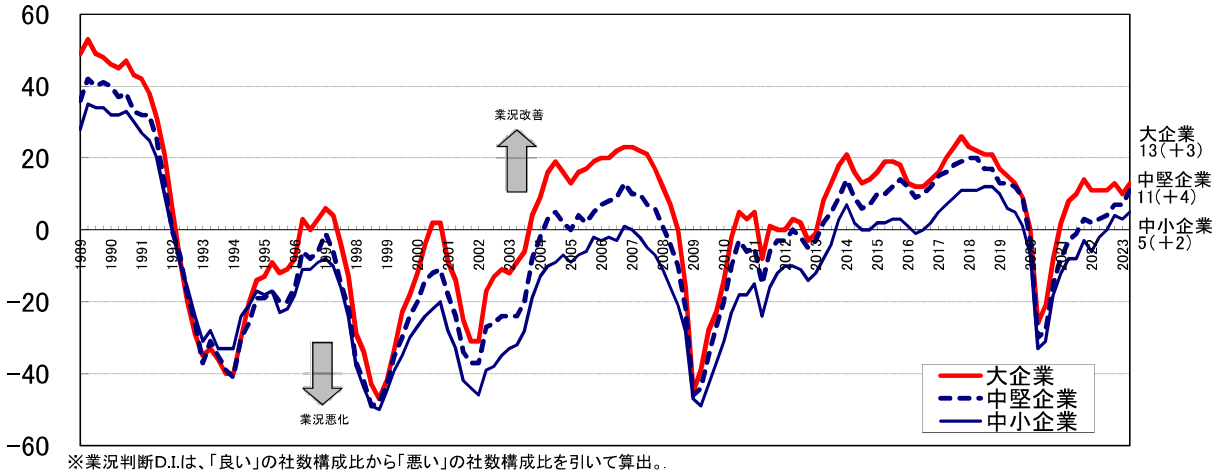
地域銀行　　令和5年3月現在

銀行名	指標１．新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標２．事業承継時における保証徴求割合（４類型）				銀行が公表を行ったウェブページアドレス（URL）
	（①＋②＋③＋④）/⑤	新旧両経営者から保証徴求 ⑥/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	旧経営者のみから保証徴求 ⑦/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	新経営者のみから保証徴求 ⑧/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	経営者からの保証徴求なし ⑨/（⑥＋⑦＋⑧＋⑨）	
北海道銀行	59.8%	0.0%	71.6%	14.9%	13.4%	https://www.hokkaidobank.co.jp/keieisha-hosyo/pdf/guideline.pdf
北洋銀行	47.1%	2.8%	10.3%	71.8%	15.1%	https://www.hokuyobank.co.jp/announcement/pdf/20221115_073375.pdf
青森銀行	35.7%	1.4%	59.4%	31.6%	7.5%	https://www.a-bank.jp/contents/kojin/support/hoshoshoku_guideline/pdf/202209_kpi.pdf
みちのく銀行	35.2%	0.0%	38.1%	54.8%	7.1%	https://www.michinokubank.co.jp/about/company/pdf/kpi.pdf
岩手銀行	57.3%	0.0%	33.6%	54.1%	12.3%	https://www.iwatebank.co.jp/assets/pdf/20230120_kpi.pdf
東北銀行	33.9%	0.0%	47.2%	46.1%	6.7%	https://www.tohoku-bank.co.jp/guarantee/pdf/sinyutuyukai_202209.pdf
北日本銀行	52.5%	0.0%	0.0%	76.5%	23.5%	https://www.kitagin.co.jp/company/information/management_guideline/
七十七銀行	43.3%	3.1%	0.0%	75.0%	21.9%	https://www.77bank.co.jp/pdf/sougan/guideline_joiyo_202209.pdf
仙台銀行	61.4%	0.0%	45.9%	40.5%	13.5%	https://www.jimoto-hd.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/2022/20220928_gd13_013.pdf
秋田銀行	48.0%	0.0%	58.7%	37.4%	3.8%	https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/
北都銀行	33.8%	10.1%	39.9%	44.2%	5.8%	https://www.hokutobank.co.jp/news/pdf/2022_guideline.pdf
荘内銀行	28.6%	8.5%	50.7%	36.6%	4.2%	https://www.shonai.co.jp/information/fiduciary_duty/msg_guideline.pdf
山形銀行	39.8%	0.0%	0.0%	93.0%	7.0%	https://www.yamagatabank.co.jp/company/csr/smooth/img/news-bank20221223.pdf
きらやか銀行	33.6%	12.0%	36.0%	48.0%	4.0%	https://www.jimoto-hd.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/2022/20220928_gd13_013.pdf
東邦銀行	37.2%	0.9%	38.4%	45.9%	14.8%	https://www.tohobank.co.jp/pdf/kinyu_28.pdf
福島銀行	26.9%	0.0%	21.3%	66.0%	12.8%	https://www.fukushimabank.co.jp/keieisyahosyou/pdf/KPI.pdf
大東銀行	28.3%	3.6%	57.8%	31.3%	7.2%	https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/pdf/R04-shihyo-1122.pdf
常陽銀行	46.8%	5.8%	61.0%	23.3%	9.9%	https://www.joyobank.co.jp/relationship/pdf/kpi.pdf
筑波銀行	37.4%	0.0%	77.0%	20.7%	2.3%	https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/
足利銀行	38.8%	1.5%	68.4%	25.3%	4.8%	https://www.ashikagabank.co.jp/policy.pdf/mg_guideline_202209.pdf
栃木銀行	38.8%	0.0%	20.8%	54.2%	25.0%	https://www.tochigibank.co.jp/common/pdf/data07.pdf
群馬銀行	36.9%	0.3%	49.9%	46.0%	3.9%	https://www.gunmabank.co.jp/about/csr/chiiki/pdf/jyokyo43.pdf
東和銀行	45.5%	0.0%	0.0%	75.8%	24.2%	https://www.towabank.co.jp/whatsnew/kpi.pdf
埼玉りそな銀行	45.9%	1.3%	50.6%	41.3%	6.9%	https://www.saitamaresona.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/index.html
武蔵野銀行	45.4%	0.0%	35.4%	57.0%	7.6%	https://www.musashinobank.co.jp/company/keiei_guide.html
千葉銀行	32.3%	0.4%	43.5%	50.9%	5.2%	https://www.chibabank.co.jp/company/ir/library/disclosure/pdf/mc_disc2022_01.pdf
千葉興業銀行	26.9%	0.0%	22.9%	64.6%	12.5%	https://www.chibakogyo-bank.co.jp/ir/disc/pdf/2023intermit_01.pdf
京葉銀行	41.5%	3.3%	14.2%	80.8%	1.7%	https://www.keiyobank.co.jp/policy/financial_facilitation/pdf/enkatsu9.pdf
きらぼし銀行	39.8%	3.0%	0.0%	84.2%	12.7%	https://www.kiraboshibank.co.jp/file.jsp?id=6545
東日本銀行	47.1%	1.3%	18.8%	67.5%	12.5%	https://www.higashi-nipponbank.co.jp/about/contribution6.html
東京スター銀行	92.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	https://www.tokyostarbank.co.jp/hojin/topics/pdf/230116.pdf
横浜銀行	41.5%	2.5%	67.1%	24.6%	5.8%	https://www.boy.co.jp/boy/customer/keieisya-hosyou.html
神奈川銀行	15.6%	7.1%	0.0%	92.9%	0.0%	https://www.kanagawabank.co.jp/pdf/keihosho_guideline.pdf
第四北越銀行	33.1%	4.3%	43.2%	45.4%	7.0%	https://www.dhbk.co.jp/company/csr/pdf/keieishahoshou_202209.pdf
大光銀行	36.6%	7.2%	8.1%	75.7%	9.0%	https://www.taikobank.jp/guidelines/
山梨中央銀行	35.4%	0.0%	26.4%	67.8%	5.7%	https://www.yamanashibank.co.jp/assets/files/K20220130%202223.pdf
八十二銀行	40.2%	0.4%	43.3%	56.3%	0.0%	https://www.82bank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/kt_pdf_2022_3genkyo.pdf
長野銀行	37.5%	0.0%	18.7%	65.6%	15.6%	https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/8168.pdf
北陸銀行	36.8%	3.3%	9.0%	72.4%	15.3%	https://www.hokugin.co.jp/guideline/financial_transaction/data/kotei-sekyou_tenpo.pdf
富山銀行	26.3%	0.0%	50.9%	36.8%	12.3%	https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabunushi/kpi.pdf
富山第一銀行	39.5%	0.0%	4.8%	52.4%	42.9%	https://www.first-bank.co.jp/info/detail?id=2282
北國銀行	86.9%	6.7%	0.0%	18.9%	74.4%	https://www.hokkokubank.co.jp/company/fsm/pdf/20221114.pdf
福井銀行	42.2%	12.3%	30.9%	49.4%	7.4%	https://www.fukuibank.co.jp/press/2023/tyukeikpi_202301.pdf
福邦銀行	30.5%	0.0%	14.7%	52.9%	32.4%	https://www.fukuho.co.jp/web-box/upload/news_release/202209_KPI.pdf.pdf
大垣共立銀行	32.6%	0.9%	43.8%	50.3%	5.0%	https://www.okb.co.jp/assets/pdf/investor/disclosure/2022/2022-sub-kinyu.pdf
十六銀行	35.6%	0.0%	65.2%	3.5%	31.3%	https://www.juroku.co.jp/aboutus/kouken/files/kpi_2022.pdf
静岡銀行	38.0%	17.3%	40.7%	37.9%	4.1%	www.shizuokabank.co.jp/pdf.php/5565/221216_kpi.pdf
スルガ銀行	35.6%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	https://www.surugabank.co.jp/surugabank/investors/relationship/pdf/data_2211.pdf
清水銀行	40.2%	0.0%	56.7%	32.1%	11.2%	https://www.shimizubank.co.jp/aboutus/approach/pdf/kpi_2022_first.pdf
静岡中央銀行	21.9%	0.0%	21.7%	76.7%	1.7%	https://www.shizuokachuo-bank.co.jp/pdf/chiiki-ks_plan_202301.pdf
愛知銀行	47.3%	1.2%	23.8%	61.0%	14.0%	https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/
名古屋銀行	39.7%	0.0%	21.7%	67.1%	11.2%	https://www.meigin.com/pdf/management/kpi.pdf
中京銀行	39.2%	0.0%	73.4%	24.9%	1.7%	https://www.chukyobank.co.jp/cms/download/management_guarantee_guideline.pdf
三十三銀行	28.7%	0.0%	2.9%	93.3%	3.8%	https://www.33bank.co.jp/keieisha_hosyo.html
百五銀行	37.6%	0.0%	47.2%	48.5%	4.4%	https://www.hyakugo.co.jp/ir/disclosure/pdf/2022-36.pdf
滋賀銀行	35.7%	7.6%	58.1%	16.1%	18.2%	https://www.shigagin.com/pdf/about_keieisha-hosho_2022_1h.pdf
京都銀行	38.0%	0.8%	43.7%	50.6%	4.9%	https://www.kyotobank.co.jp/investor/disc/pdf_2022dis_09/all.pdf
関西みらい銀行	35.9%	0.4%	57.4%	37.0%	5.3%	https://www.kansaimiraibank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
池田泉州銀行	45.1%	3.5%	6.9%	89.7%	0.0%	https://www.senshubank.co.jp/ir/ir-kaiji/disclosure/202209/pdf/06.pdf
但馬銀行	38.6%	0.0%	20.5%	65.9%	13.6%	https://www.taijimabank.co.jp/about/disclosure/pdf/disclosure_2022_05-07.pdf
みなと銀行	38.1%	1.8%	30.6%	59.9%	7.6%	https://www.minatobank.co.jp/important/pdf/sme_financing_guideline.pdf?20221105
南都銀行	69.1%	8.9%	34.4%	52.2%	4.4%	https://www.nantobank.co.jp/company/enkatsuka/pdf/guideline.pdf
紀陽銀行	25.3%	5.3%	52.5%	35.0%	7.2%	https://www.kiyobank.co.jp/recommend/images/guideline202211.pdf
鳥取銀行	35.6%	3.6%	54.5%	27.7%	14.3%	https://www.tottoribank.co.jp/torigin/kpi/pdf/2023-01-16.pdf
山陰合同銀行	61.7%	0.8%	47.0%	36.9%	15.3%	https://www.gogin.co.jp/common/g_keieishahosho.pdf
島根銀行	29.6%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	https://www.shimanebank.co.jp/company/news/pdf/20221222_01.pdf
中国銀行	42.7%	1.9%	57.4%	31.4%	9.3%	https://www.chugin.co.jp/up_load_files/enkatsu/keieisya_hosyou.pdf
トマト銀行	31.0%	0.7%	6.4%	80.0%	12.9%	https://www.tomatobank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf
広島銀行	61.1%	2.3%	9.7%	26.2%	61.7%	https://www.hiroginkyo.co.jp/company/fasilitation/pdf/guideline_kasuyo.pdf
もみじ銀行	34.1%	1.0%	71.0%	25.5%	2.5%	https://www.momijibank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
山口銀行	48.1%	4.3%	66.7%	24.7%	4.3%	https://www.yamaguchibank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
西京銀行	75.6%	0.0%	0.0%	12.5%	87.5%	https://www.saikyobank.co.jp/aboutus/pdf/disclosure/disc2022/2203/2209-05.pdf
阿波銀行	50.3%	2.9%	54.7%	29.9%	12.6%	https://www.awabank.co.jp/about/keieisyahosyo/
徳島大正銀行	31.1%	6.8%	63.0%	25.3%	4.9%	https://www.tokushin.co.jp/newsrelease/keiei/pdf/keiei_221202.pdf
百十四銀行	36.2%	6.7%	63.9%	21.8%	7.6%	https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2022_chukan/03.pdf
香川銀行	32.6%	2.6%	73.7%	21.1%	2.6%	https://www.kagawabank.co.jp/news/kinkyu/keieihosyo_katsuyoukyo.pdf
伊予銀行	35.8%	0.6%	27.7%	59.5%	12.1%	https://www.iyobank.co.jp/keieisyahosyou_guide.html
愛媛銀行	25.0%	6.1%	19.2%	49.5%	25.3%	https://www.himegin.co.jp/ginkohd/ir/library/disclosure/2023/intermediate_mat.pdf
四国銀行	33.0%	5.9%	4.9%	69.6%	19.6%	https://www.shikokubank.co.jp/profile/disclosure/assets/2022h05.pdf
高知銀行	29.0%	5.0%	35.5%	55.4%	4.1%	https://www.kochi-bank.co.jp/pdf/results-guideline_20221202.pdf
福岡銀行	38.4%	0.0%	64.2%	26.7%	9.2%	https://www.fukuoka-fg.com/investorimage/ir_pdf/202301_zaimu/all.pdf
筑邦銀行	24.9%	0.0%	0.0%	88.6%	11.4%	https://www.chikugin.co.jp/about/keieisha_hoshou/
西日本シティ銀行	36.4%	1.4%	42.2%	45.6%	10.8%	https://www.nishinippon-cb.com/ir/library/disclosure/financial/pdf/2023/cbfact.pdf
北九州銀行	43.9%	0.0%	45.5%	48.5%	6.1%	https://www.kitakyushubank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
福岡中央銀行	27.0%	0.0%	28.2%	71.8%	0.0%	https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/news/pdf/20230210.pdf
佐賀銀行	43.6%	1.2%	38.1%	44.1%	16.7%	https://www.sagabank.co.jp/disclosure202209/pdf/12.pdf
佐賀共栄銀行	46.7%	0.0%	0.0%	80.8%	19.2%	https://www.saga-kyoei-bank.co.jp/corporate/disclosure/pdf/kpi_kaiji_20230331.pdf
十八親和銀行	33.4%	0.0%	53.8%	40.8%	5.4%	https://www.fukuoka-fg.com/investorimage/ir_pdf/202301_zaimu/all.pdf
長崎銀行	49.3%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	https://www.nishinippon.com/ir/library/disclosure/financial/pdf/2023/cbfact.pdf
肥後銀行	32.7%	0.0%	0.0%	95.4%	4.6%	https://ssl4.eir-parts.net/doc/7180/ir_material6/200332/00.pdf
熊本銀行	28.9%	0.0%	63.8%	28.1%	8.1%	https://www.fukuoka-fg.com/investorimage/ir_pdf/202301_zaimu/all.pdf
大分銀行	40.6%	0.0%	0.0%	96.5%	3.5%	https://www.oitabank.co.jp/company/rinen/chiiki/pdf/sihyo.pdf
豊和銀行	24.3%	0.0%	5.0%	75.0%	20.0%	https://www.howabank.co.jp/docs/aboutus/ir/kpi2022-09.pdf
宮崎銀行	40.8%	2.7%	0.0%	86.5%	10.8%	https://www.miyagin.co.jp/shohizaiyu/pdf/kpi_20221130.pdf
宮崎太陽銀行	44.3%	0.0%	1.8%	80.7%	17.5%	https://www.taiyobank.co.jp/download/?path=%2F1110121338%2F1110121559.pdf
鹿児島銀行	36.1%	0.0%	52.1%	30.8%	17.2%	https://ssl4.eir-parts.net/doc/7186/ir_material8/200010/00.pdf
南日本銀行	35.4%	0.0%	47.6%	28.6%	23.8%	https://nangin.jp/information/contents/RELEASE_20220215_keieihosyo_guideline.pdf
琉球銀行	45.6%	7.7%	0.0%	90.8%	1.5%	https://www.ryugin.co.jp/common/uploads/2022t.pdf
沖縄銀行	34.2%	6.7%	5.7%	81.9%	5.7%	https://www.okinawa-bankcee.jp/_files/00048585/keieisyahosyo_kpi.pdf
沖縄海邦銀行	51.6%	9.1%	2.3%	88.6%	0.0%	https://www.kaiho-bank.co.jp/files/topics/2186.pdf

（注１）上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したもの。
なお、指標2において事業承継実績がない場合は「－」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。
（注２）銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

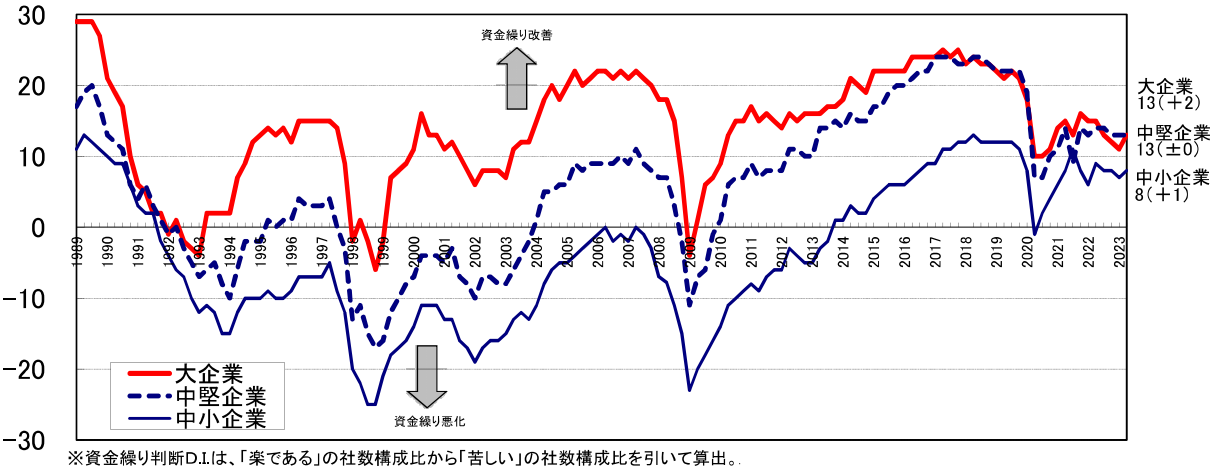
日銀短観D．I．の推移

○ 業況判断



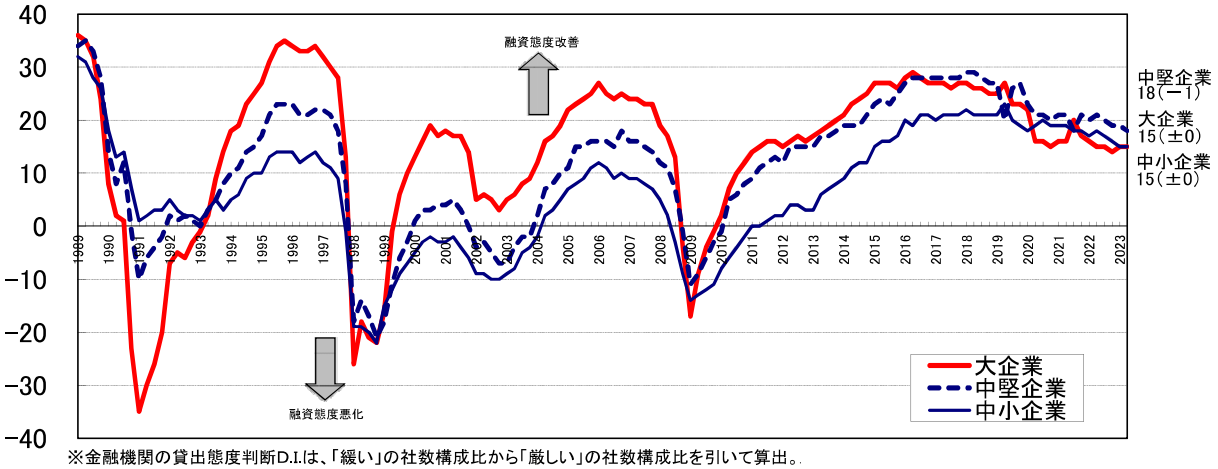
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）数字は2023年６月調査時点。（カッコ内の数字は前回調査（2023年３月）との比較）

（別紙15）

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	209,191	193,709	5,814	5,408	4,260	97.1%
地域銀行(100)	1,067,787	1,020,609	7,795	20,808	18,575	99.2%
その他の銀行(76)	1,449	1,265	106	16	62	92.3%
合計(185)	1,278,427	1,215,583	13,715	26,232	22,897	**98.9%**

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	27,641	24,098	938	506	2,099	96.3%
地域銀行(100)	56,414	48,719	1,567	833	5,295	96.9%
その他の銀行(76)	2,067	1,598	97	25	347	94.3%
合計(185)	86,122	74,415	2,602	1,364	7,741	**96.6%**

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が中小企業者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	873,591	839,420	4,466	14,622	15,083	99.5%
信用組合(146)	149,119	144,819	395	1,718	2,187	99.7%
労働金庫(14)	17	17	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	4,474	4,334	23	53	64	99.5%
農協・漁協(614)	9,779	9,432	31	94	222	99.7%
合計(1072)	1,036,980	998,022	4,915	16,487	17,556	**99.5%**

・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
（令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績）

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	34,154	31,844	318	577	1,415	99.0%
信用組合(146)	6,323	6,054	50	60	159	99.2%
労働金庫(14)	7,273	6,419	310	77	467	95.4%
信農連・信漁連(43)	86	77	1	4	4	98.7%
農協・漁協(614)	5,832	5,502	20	59	251	99.6%
合計(1072)	53,668	49,896	699	777	2,296	**98.6%**

・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
・ 件数は、貸付債権ベース。

（別紙16）

法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表

（単位：兆円,%）

月末	法人向け全体貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7
2018.03	315.8	2.2	204.5	4.2	111.3	▲ 1.2
2018.04	315.4	3.1	202.1	3.9	113.3	1.8
2018.05	313.6	2.9	200.5	3.7	113.1	1.5
2018.06	317.1	3.5	203.4	4.3	113.7	2.1
2018.07	317.2	3.5	202.1	3.6	115.0	3.3
2018.08	317.0	3.7	201.4	3.3	115.5	4.2
2018.09	321.3	3.7	205.0	3.2	116.4	4.7
2018.10	318.8	3.5	202.6	3.1	116.2	4.2
2018.11	321.5	3.8	203.8	3.3	117.7	4.8
2018.12	325.3	3.5	207.1	3.0	118.2	4.4
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2
2019.03	327.0	3.5	209.3	2.3	117.7	5.8
2019.04	327.1	3.7	208.8	3.3	118.3	4.4
2019.05	323.6	3.2	206.2	2.8	117.4	3.8
2019.06	325.8	2.7	208.3	2.4	117.5	3.3
2019.07	324.9	2.4	206.7	2.2	118.2	2.8
2019.08	324.9	2.5	207.3	2.9	117.6	1.8
2019.09	327.7	2.0	209.7	2.3	117.9	1.3
2019.10	326.1	2.3	208.2	2.8	117.9	1.5
2019.11	328.2	2.1	209.4	2.8	118.8	0.9
2019.12	331.3	1.9	212.1	2.4	119.2	0.9
2020.01	330.3	2.3	210.4	2.7	119.9	1.4
2020.02	330.4	2.4	210.8	3.1	119.6	1.2
2020.03	334.5	2.3	214.0	2.2	120.5	2.4
2020.04	343.9	5.1	214.8	2.9	129.1	9.1
2020.05	350.6	8.3	218.2	5.8	132.3	12.7
2020.06	353.2	8.4	219.9	5.6	133.3	13.4
2020.07	353.1	8.7	220.7	6.8	132.4	12.0
2020.08	352.4	8.5	221.0	6.6	131.4	11.7
2020.09	352.2	7.5	222.5	6.1	129.7	10.0
2020.10	351.4	7.8	222.1	6.7	129.3	9.7
2020.11	354.5	8.0	221.6	5.8	132.9	11.9
2020.12	354.8	7.1	224.1	5.7	130.7	9.6
2021.01	354.2	7.2	223.0	6.0	131.3	9.5
2021.02	355.0	7.5	223.1	5.8	131.9	10.3
2021.03	355.7	6.3	226.8	6.0	128.8	6.9
2021.04	353.8	2.9	224.4	4.5	129.4	0.2
2021.05	352.2	0.5	223.5	2.4	128.7	▲ 2.8
2021.06	351.8	▲ 0.4	224.4	2.0	127.4	▲ 4.4
2021.07	351.8	▲ 0.4	223.1	1.1	128.7	▲ 2.8
2021.08	350.7	▲ 0.5	222.2	0.5	128.5	▲ 2.2
2021.09	352.4	0.1	224.6	0.9	127.9	▲ 1.4
2021.10	351.7	0.1	224.3	1.0	127.4	▲ 1.5
2021.11	353.6	▲ 0.3	224.3	1.2	129.3	▲ 2.7
2021.12	356.0	0.4	227.4	1.5	128.7	▲ 1.5
2022.01	355.2	0.3	226.2	1.4	129.0	▲ 1.7
2022.02	356.9	0.5	226.2	1.4	130.7	▲ 0.9
2022.03	360.8	1.4	231.2	1.9	129.6	0.6
2022.04	359.0	1.5	229.7	2.4	129.3	▲ 0.1
2022.05	359.2	2.0	229.5	2.7	129.7	0.8
2022.06	362.0	2.9	231.1	3.0	130.9	2.7
2022.07	363.6	3.3	231.7	3.8	131.9	2.5
2022.08	364.3	3.9	231.3	4.1	133.0	3.5
2022.09	367.9	4.4	234.5	4.4	133.4	4.4
2022.10	368.8	4.9	233.7	4.2	135.2	6.1
2022.11	370.3	4.7	234.7	4.6	135.6	4.8
2022.12	374.9	5.3	238.9	5.1	136.0	5.7
2023.01	374.9	5.6	237.7	5.1	137.1	6.3
2023.02	375.8	5.3	237.9	5.2	137.9	5.5
2023.03	378.6	4.9	242.5	4.9	136.1	5.0
2023.04	379.3	5.7	242.4	5.5	136.9	5.9
2023.05	378.5	5.4	241.3	5.1	137.3	5.9
2023.06	379.7	4.9	243.2	5.2	136.5	4.3

（出典）日本銀行「預金・現金・貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数（個人企業を含む）。
〇「中小企業」：資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

第７節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ　被害及び補償の状況（別紙１～５参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

①　偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2020 年度は 125 件、2021 年度は 25 件、2022 年度は 48 件となっている。2022 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、93.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。

②　盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2020 年度は 11,267 件、2021 年度は 9,609 件、2022 年度は 10,532 件となっている。2022 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、60.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。

③　盗難通帳による被害発生件数は、2020 年度は 33 件、2021 年度は 30 件、2022 年度は 13 件となっている。2022 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、12.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。

④　インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2020 年度は 1,512 件、2021 年度は 408 件、2022 年度は 2,006 件となっている。2022 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、71.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

⑤　連携サービス（注１）における被害発生件数は、2020 年 10 月～2021 年 3 月において 38 件、2021 年度は 441 件、2022 年度は 520 件（注２）となっている。2022 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、95.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。

注１）　スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス。2020 年に資金移動業者の提供する決済サービスを悪用した不正出金事案が多発したことを踏まえ、調査項目に追加したもの。

注２）　上記不正出金事案の多発を踏まえ、2016 年１月～2020 年 10 月 13 日を対象に、過去の被害状況等について調査を実施したところ、948 口座において被害が発生していたことが確認された。

Ⅱ　金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2022 年度は、各預金取扱金融機関の 2022 年３月末時点でのＡＴＭ及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計したところ、別紙６のとおりであった（2022 年 11 月 10 日に概要を金融庁 HP にて公表）。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、ＳＭＳ等を用いたフィッシングメールによりインターネットバンキング利用者をフィッシングサイトへ誘導し、インターネットバンキングのＩＤやパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して不正送金を行うといった手口の増加等により、2022 年 8 月以降被害発生件数及び被害額が急増しており、モニタリングの強化、利用者への注意喚起などといった諸対策を推進している。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）　（別紙1）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額補償	一部補償	補償しない	
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	0	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	5	1	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	100	1	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	434	6	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	885	3	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	0	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	0	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	401	12	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	0	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	0	17	13
23年度	354	215	93	87	6	13	32	26	485	342	70	484	458	2	24	1
24年度	663	465	139	142	34	29	75	68	911	706	77	909	860	7	42	2
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	293	1	19	0
26年度	266	116	33	21	0	0	6	4	305	142	46	305	290	1	14	0
27年度	338	134	25	25	12	9	9	6	384	175	45	374	362	0	12	10
28年度	270	107	29	7	5	3	4	2	308	120	39	307	301	0	6	1
4月～6月	69	18	7	0	0	0	0	0	76	19	25	75	72	0	3	1
7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	2	90	32	36	90	89	0	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	0	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	66	65	0	1	0
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	397	387	1	9	0
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	0	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	0	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	139	137	1	1	0
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	69	65	0	4	0
30年度	235	63	22	44	3	7	20	10	280	126	45	279	268	0	11	1
4月～6月	52	6	1	29	0	0	2	1	55	37	69	54	54	0	0	1
7月～9月	78	22	5	1	0	0	7	5	90	28	31	90	87	0	3	0
10月～12月	65	17	8	8	2	2	7	2	82	31	38	82	77	0	5	0
1月～3月	40	17	8	5	1	5	4	0	53	28	53	53	50	0	3	0
R1年度	168	64	39	54	7	11	8	17	222	147	66	222	206	8	8	0
4月～6月	41	21	1	0	1	8	1	6	44	36	82	44	43	0	1	0
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	57	53	1	3	0
10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	98	87	7	4	0
1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	23	23	0	0	0
R2年度	78	49	24	13	3	2	20	13	125	79	63	123	112	0	11	2
4月～6月	3	1	0	0	0	0	2	6	5	7	147	5	5	0	0	0
7月～9月	6	3	2	0	0	0	1	0	9	3	43	9	6	0	3	0
10月～12月	62	39	22	13	3	2	16	6	103	61	60	101	93	0	8	2
1月～3月	7	4	0	0	0	0	1	0	8	5	73	8	8	0	0	0
R3年度	12	25	8	14	1	0	4	3	25	43	174	25	20	0	5	0
4月～6月	3	4	1	0	0	0	0	0	4	4	101	4	3	0	1	0
7月～9月	7	11	3	13	1	0	3	3	14	28	205	14	12	0	2	0
10月～12月	2	10	1	0	0	0	0	0	3	10	342	3	3	0	0	0
1月～3月	0	0	3	0	0	0	1	0	4	0	10	4	2	0	2	0
R4年度	29	26	13	5	1	0	5	6	48	38	81	33	31	0	2	15
4月～6月	1	1	3	0	0	0	0	0	4	2	50	3	1	0	2	1
7月～9月	2	3	0	0	0	0	1	0	3	4	142	3	3	0	0	0
10月～12月	21	19	4	1	0	0	3	4	28	25	91	23	23	0	0	5
1月～3月	5	1	6	2	1	0	1	1	13	7	54	4	4	0	0	9
計	5,316	3,971	1,453	1,473	419	385	469	454	7,657	6,284	82	7,538	7,186	44	308	119
構成比	69.4%	63.2%	19.0%	23.5%	5.5%	6.1%	6.1%	7.2%	100.0%	100.0%		100.0%	95.3%	0.6%	4.1%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.3%（5,091件/5,286件）、地方銀行95.8%（1,335件/1,393件）、第二地方銀行95.4%（392件/411件）、信金等92.0%（412件/448件）。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙2）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				
													補償		補償しない	調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額	75%又は一部		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,833	1,062	382	165	714	347	6,927	3,236	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,173	628	189	79	499	227	5,330	2,300	43	5,330	2,133	854	2,343	0
20年度	3,515	1,584	1,006	531	166	109	444	211	5,131	2,437	47	5,130	1,820	908	2,402	1
21年度	4,239	1,884	1,081	651	201	126	533	301	6,054	2,964	48	6,052	1,774	1,521	2,757	2
22年度	4,466	2,439	1,178	880	286	198	703	486	6,633	4,004	60	6,633	1,667	2,088	2,878	0
23年度	3,719	1,825	928	647	208	137	531	338	5,386	2,948	54	5,386	1,234	1,451	2,701	0
24年度	2,896	1,243	628	402	104	73	312	187	3,940	1,907	48	3,939	818	849	2,272	1
25年度	2,796	1,206	478	291	66	34	209	130	3,549	1,663	46	3,545	607	705	2,233	4
26年度	2,393	1,058	418	222	75	55	205	162	3,091	1,498	48	3,090	581	604	1,905	1
27年度	2,134	1,126	483	371	94	36	229	228	2,940	1,762	59	2,931	602	746	1,583	9
28年度	2,826	1,873	584	453	101	93	428	353	3,939	2,774	70	3,934	571	1,275	2,088	5
4月～6月	631	404	131	91	21	16	73	58	856	570	66	856	153	226	477	0
7月～9月	647	388	158	130	22	15	65	64	892	598	67	892	129	286	477	0
10月～12月	699	484	130	113	23	17	109	95	961	710	73	961	126	282	553	0
1月～3月	849	596	165	118	35	43	181	135	1,230	895	72	1,225	163	481	581	5
29年度	6,855	4,597	1,642	1,348	387	314	1,722	1,180	10,606	7,440	70	10,601	1,242	5,129	4,230	5
4月～6月	1,271	825	325	323	64	65	311	222	1,971	1,437	72	1,968	252	902	814	3
7月～9月	1,539	1,001	361	286	88	55	389	295	2,377	1,638	68	2,375	328	1,092	955	2
10月～12月	1,962	1,389	472	354	115	105	485	314	3,034	2,164	71	3,034	286	1,544	1,204	0
1月～3月	2,083	1,380	484	383	120	87	537	347	3,224	2,198	68	3,224	376	1,591	1,257	0
30年度	8,580	6,040	2,252	1,736	395	253	2,271	1,453	13,498	9,484	70	13,490	1,217	6,909	5,364	8
4月～6月	1,813	1,296	418	359	98	69	492	325	2,821	2,050	72	2,820	260	1,276	1,284	1
7月～9月	2,003	1,402	502	365	100	68	512	332	3,117	2,168	69	3,116	307	1,547	1,262	1
10月～12月	2,426	1,756	712	551	92	55	595	381	3,825	2,745	71	3,821	346	2,112	1,363	4
1月～3月	2,338	1,585	620	460	105	59	672	413	3,735	2,518	67	3,733	304	1,974	1,455	2
R1年度	9,653	7,450	2,757	2,293	426	281	2,451	1,601	15,287	11,627	76	15,269	1,392	8,025	5,852	18
4月～6月	2,287	1,620	688	536	96	63	575	376	3,646	2,596	71	3,645	341	1,867	1,437	1
7月～9月	2,484	1,801	741	606	107	70	577	374	3,909	2,853	73	3,905	336	2,090	1,479	4
10月～12月	2,596	2,229	718	654	108	72	687	432	4,109	3,389	82	4,105	377	2,198	1,530	4
1月～3月	2,286	1,799	610	495	115	75	612	417	3,623	2,787	76	3,614	338	1,870	1,406	9
R2年度	7,095	5,606	1,930	1,641	358	245	1,884	1,385	11,267	8,878	78	11,249	846	5,914	4,489	18
4月～6月	1,787	1,509	499	410	101	63	484	365	2,871	2,348	81	2,870	241	1,514	1,115	1
7月～9月	2,035	1,561	542	478	108	73	533	371	3,218	2,485	77	3,209	275	1,655	1,279	9
10月～12月	1,659	1,240	482	409	87	58	435	336	2,663	2,045	76	2,658	194	1,361	1,103	5
1月～3月	1,614	1,294	407	342	62	49	432	312	2,515	1,999	79	2,512	136	1,384	992	3
R3年度	6,209	5,175	1,473	1,193	357	231	1,570	1,032	9,609	7,632	79	9,549	613	5,339	3,597	60
4月～6月	1,580	1,260	349	230	97	62	411	275	2,437	1,828	75	2,426	179	1,318	929	11
7月～9月	1,617	1,404	388	346	74	43	409	269	2,488	2,063	82	2,468	164	1,432	872	20
10月～12月	1,549	1,232	411	335	101	62	340	224	2,401	1,855	77	2,387	155	1,361	871	14
1月～3月	1,463	1,277	325	280	85	63	410	263	2,283	1,885	82	2,268	115	1,228	925	15
R4年度	6,734	5,701	1,752	1,306	411	314	1,635	1,003	10,532	8,326	79	9,406	368	5,358	3,680	1,126
4月～6月	1,674	1,330	459	349	100	79	381	237	2,614	1,998	76	2,576	111	1,490	975	38
7月～9月	1,851	1,539	475	342	103	78	468	292	2,897	2,253	77	2,845	115	1,730	1,000	52
10月～12月	1,798	1,571	466	330	123	94	445	270	2,832	2,267	80	2,660	104	1,529	1,027	172
1月～3月	1,411	1,259	352	282	85	62	341	202	2,189	1,807	82	1,325	38	609	678	864
計	84,801	54,387	23,586	17,105	4,617	3,023	17,341	11,249	130,345	85,766	65	129,040	24,384	49,512	55,144	1,305
構成比	65.1%	63.4%	18.1%	19.9%	3.5%	3.5%	13.3%	13.1%	100.0%	100.0%		100.0%	18.9%	38.4%	42.7%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫
（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。
（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。
（注4）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等54.0%（45,394件/84,053件）、地方銀行72.1%（16,777件/23,278件）、第二地方銀行59.8%（2,723件/4,550件）、信金等52.5%（9,002件/17,159件）。

盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙3）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額補償	一部補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	83	82	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	27	33	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	45	20	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	51	9	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	95	20	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	116	32	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	80	27	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	93	37	105	10
23年度	104	148	62	42	9	7	13	15	188	214	114	186	62	50	74	2
24年度	84	70	51	73	7	1	11	11	153	157	102	153	45	49	59	0
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	56	34	43	0
26年度	68	54	23	13	3	8	13	24	107	100	93	106	27	37	42	1
27年度	48	40	18	7	6	2	11	6	83	57	69	83	13	17	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	16	20	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	2	4	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	3	3	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	10	11	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	1	2	7	0
29年度	32	31	14	9	1	0	10	2	57	44	77	55	10	20	25	2
4月～6月	13	18	5	4	1	0	4	1	23	25	112	22	2	12	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	5	3	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	2	3	8	0
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	1	2	4	0
30年度	28	17	6	2	2	0	7	3	43	24	56	43	14	14	15	0
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	4	6	2	0
7月～9月	9	1	3	2	0	0	2	0	14	4	29	14	6	2	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	8	3	2	3	0
1月～3月	6	9	1	0	1	0	1	0	9	9	110	9	1	4	4	0
R1年度	20	13	10	7	0	0	4	6	34	26	78	32	6	10	16	2
4月～6月	9	8	2	1	0	0	2	5	13	15	121	11	2	2	7	2
7月～9月	6	2	3	3	0	0	0	0	9	6	68	9	1	4	4	0
10月～12月	3	1	0	0	0	0	1	0	4	2	53	4	1	1	2	0
1月～3月	2	0	5	2	0	0	1	0	8	2	33	8	2	3	3	0
R2年度	15	34	15	15	1	1	2	1	33	53	161	33	9	13	11	0
4月～6月	3	3	3	4	1	1	0	0	7	8	124	7	1	2	4	0
7月～9月	5	10	7	5	0	0	0	0	12	15	130	12	3	8	1	0
10月～12月	2	9	3	5	0	0	1	0	6	15	253	6	0	3	3	0
1月～3月	5	12	2	0	0	0	1	1	8	13	171	8	5	0	3	0
R3年度	11	2	16	26	0	0	3	4	30	33	113	29	5	6	18	1
4月～6月	1	0	3	8	0	0	2	4	6	13	217	6	1	1	4	0
7月～9月	6	1	3	2	0	0	1	0	10	4	41	9	3	3	3	1
10月～12月	2	0	8	13	0	0	0	0	10	14	143	10	1	2	7	0
1月～3月	2	0	2	2	0	0	0	0	4	2	59	4	0	0	4	0
R4年度	2	3	8	7	0	0	3	0	13	11	91	8	0	1	7	5
4月～6月	0	0	1	2	0	0	2	0	3	3	116	3	0	0	3	0
7月～9月	1	2	1	0	0	0	0	0	2	3	158	2	0	0	2	0
10月～12月	0	0	5	3	0	0	1	0	6	3	64	2	0	1	1	4
1月～3月	1	1	1	0	0	0	0	0	2	1	67	1	0	0	1	1
計	1,679	3,599	1,265	1,546	159	239	405	482	3,508	5,867	167	3,344	853	531	1,960	164
構成比	47.9%	61.4%	36.1%	26.3%	4.5%	4.1%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	25.5%	15.9%	58.6%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

（注4）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%（739件/1,622件）、地方銀行34.5%（412件/1,193件）、第二地方銀行45.6%（67件/147件）、信金等43.5%（166件/382件）。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙4-1）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額補償	一部補償	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	29	9	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	65	4	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	188	2	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	80	8	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	26	2	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	47	1	25	5
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	161	76	33	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	52	52	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,951	1,653	124	174	5
26年度	1,123	1,240	143	417	22	142	122	414	1,410	2,213	157	1,404	997	181	226	6
27年度	1,181	1,444	198	364	19	109	163	536	1,561	2,454	157	1,554	1,224	88	242	7
28年度	574	618	117	330	13	55	62	140	766	1,145	149	759	562	74	123	7
4月～6月	256	225	18	24	0	0	11	8	285	258	90	283	219	15	49	2
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	121	82	13	26	2
10月～12月	168	210	41	135	7	30	28	100	244	475	194	243	182	35	26	1
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	112	79	11	22	2
29年度	210	409	98	397	15	59	48	172	371	1,039	280	370	226	67	77	1
4月～6月	58	103	19	100	7	20	14	70	98	296	302	97	56	16	25	1
7月～9月	56	145	30	44	2	23	7	6	95	220	231	95	60	26	9	0
10月～12月	37	49	28	155	2	8	19	21	86	234	273	86	55	11	20	0
1月～3月	59	109	21	96	4	7	8	74	92	288	313	92	55	14	23	0
30年度	305	669	54	111	10	23	26	44	395	848	214	390	274	46	70	5
4月～6月	84	157	27	83	3	7	11	28	125	276	221	124	77	27	20	1
7月～9月	39	39	11	17	6	13	7	10	63	80	127	63	37	10	16	0
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	21	7	16	2
1月～3月	154	447	4	4	1	3	2	0	161	455	282	159	139	2	18	2
R1年度	1,817	2,283	95	145	5	12	10	13	1,927	2,455	127	1,923	1,527	124	272	4
4月～6月	98	121	26	100	1	10	1	0	126	232	184	123	78	29	16	3
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	440	15	74	0
10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165	953	776	31	146	1
1月～3月	275	148	40	21	0	0	3	1	318	171	54	318	233	49	36	0
R2年度	1,362	1,493	124	209	4	16	22	169	1,512	1,888	124	1,495	1,030	220	245	17
4月～6月	430	472	11	15	0	0	2	1	443	488	110	442	358	18	66	1
7月～9月	238	446	42	52	0	0	4	106	284	606	213	283	249	7	27	1
10月～12月	402	265	61	62	4	16	15	60	482	404	83	473	347	16	110	9
1月～3月	292	309	10	79	0	0	1	0	303	388	128	297	76	179	42	6
R3年度	305	757	84	296	8	42	11	45	408	1,142	280	396	183	43	170	12
4月～6月	49	197	11	47	3	2	7	1	70	248	354	70	23	11	36	0
7月～9月	157	230	8	55	1	1	1	0	167	287	172	164	116	5	43	3
10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	526	67	15	16	36	3
1月～3月	51	120	47	92	1	1	2	23	101	238	235	95	29	11	55	6
R4年度	1,821	2,463	153	284	4	1	28	75	2,006	2,825	140	1,167	696	133	338	839
4月～6月	87	149	28	55	0	0	4	2	119	208	175	105	44	15	46	14
7月～9月	553	668	60	74	1	0	9	31	623	775	0	560	396	85	79	63
10月～12月	444	538	35	62	1	0	6	15	486	617	0	383	228	32	123	103
1月～3月	737	1,105	30	90	2	1	9	25	778	1,223	0	119	28	1	90	659
計	11,391	14,180	1,222	3,053	134	590	536	1,722	13,283	19,547	147	12,357	8,935	1,211	2,211	926
構成比	85.8%	72.5%	9.2%	15.6%	1.0%	3.0%	4.0%	8.8%	100.0%	100.0%		100.0%	72.3%	9.8%	17.9%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

（注4）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等83.1%（8,783件／10,566件）、地方銀行74.9%（861件／1,149件）、第二地方銀行66.1%（80件／121件）、信金等81.0%（422件／521件）。

（別紙4-2）

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（個人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	106	181	7	11	45	92	1,250	1,399	111
	27年度	1,127	1,041	180	298	10	13	91	127	1,408	1,482	105
	28年度	542	586	92	126	11	39	33	42	678	793	117
	4月～6月	234	199	17	20	0	0	10	6	261	226	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	162	207	28	36	7	30	10	20	207	294	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	197	340	83	171	8	14	22	22	310	548	177
	4月～6月	53	99	15	37	4	6	4	3	76	146	193
	7月～9月	49	84	28	32	0	0	5	5	82	121	148
	10月～12月	36	47	21	39	0	0	8	10	65	97	149
	1月～3月	59	109	19	62	4	7	5	3	87	183	210
	30年度	301	663	48	93	7	13	24	26	380	797	209
	4月～6月	82	154	27	83	1	0	9	10	119	249	209
	7月～9月	38	36	9	7	6	13	7	10	60	67	111
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	3	1	0	0	2	0	159	449	282
	R1年度	1,807	2,269	91	124	5	12	10	13	1,913	2,420	126
	4月～6月	96	120	23	85	1	10	1	0	121	215	178
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165
	1月～3月	271	137	40	21	0	0	3	1	314	160	51
	R2年度	1,340	1,470	117	192	4	16	11	14	1,472	1,693	115
	4月～6月	416	454	11	15	0	0	2	1	429	471	109
	7月～9月	233	441	41	50	0	0	2	2	276	494	179
	10月～12月	401	265	56	56	4	16	7	10	468	348	74
	1月～3月	290	308	9	70	0	0	0	0	299	379	126
	R3年度	297	661	82	271	8	42	10	25	397	1,001	252
	4月～6月	46	159	11	47	3	2	7	1	67	210	313
	7月～9月	153	182	6	31	1	1	1	0	161	215	133
	10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	526
	1月～3月	50	109	47	92	1	1	1	3	99	207	209
	R4年度	1,802	2,400	145	275	4	1	19	28	1,970	2,706	137
	4月～6月	86	149	26	55	0	0	4	2	116	207	179
	7月～9月	548	664	60	74	1	0	8	10	617	750	121
	10月～12月	442	529	35	62	1	0	2	0	480	593	123
	1月～3月	726	1,057	24	82	2	1	5	13	757	1,155	152
計		10,541	12,704	1,028	1,882	68	176	279	403	11,916	15,166	127
構成比		88.5%	83.8%	8.6%	12.4%	0.6%	1.2%	2.3%	2.7%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

（別紙4-3）

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（法人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
法人	23年度	3	18	11	66	8	36	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	72	408	153	972	635
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	15	226	7	45	26	150	61	490	804
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	2	0	13	98	759
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	17	3	9	2	17	15	51	343
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	4	21	0	0	0	0	14	35	253
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	11	155	40	195	488
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	8	49	14	56	401
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	R3年度	8	96	2	24	0	0	1	19	11	141	2,471
	4月～6月	3	37	0	0	0	0	0	0	3	37	1,264
	7月～9月	4	48	2	24	0	0	0	0	6	72	1,207
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	1	10	0	0	0	0	1	19	2	30	1,532
	R4年度	19	62	8	8	0	0	9	47	36	118	21
	4月～6月	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	21
	7月～9月	5	4	0	0	0	0	1	20	6	24	0
	10月～12月	2	9	0	0	0	0	4	15	6	24	0
	1月～3月	11	48	6	7	0	0	4	12	21	68	0
計		260	933	152	988	54	400	241	1,285	707	3,607	510
構成比		36.8%	25.9%	21.5%	27.4%	7.6%	11.1%	34.1%	35.6%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

連携サービスによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙５）
（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	処理方針決定済 計	全額補償	一部補償	補償しない	調査・検討中等
R2年度	27	3	11	2	0	0	0	0	38	5	14	38	21	0	17	0
10月～12月	5	0	5	2	0	0	0	0	10	2	24	10	3	0	7	0
1月～3月	22	2	6	0	0	0	0	0	28	3	11	28	18	0	10	0
R3年度	387	44	52	6	2	0	0	0	441	50	11	427	388	2	37	14
4月～6月	29	2	1	0	0	0	0	0	30	2	9	30	28	0	2	0
7月～9月	49	5	15	1	0	0	0	0	64	6	10	63	53	1	9	1
10月～12月	157	15	27	3	1	0	0	0	185	19	10	174	157	0	17	11
1月～3月	152	20	9	1	1	0	0	0	162	21	13	160	150	1	9	2
R4年度	470	69	36	4	13	1	1	0	520	75	14	443	422	0	21	77
4月～6月	363	48	11	1	11	1	1	0	386	51	13	371	363	0	8	15
7月～9月	34	9	6	0	2	0	0	0	42	10	24	24	20	0	4	18
10月～12月	43	9	7	1	0	0	0	0	50	11	23	30	27	0	3	20
1月～3月	30	2	12	0	0	0	0	0	42	2	5	18	12	0	6	24
計	884	117	99	12	15	1	1	0	999	132	13	908	831	2	75	91
構成比	88.5%	88.8%	9.9%	9.7%	1.5%	1.4%	0.1%	0.0%	100.0%	100.0%		100.0%	91.5%	0.2%	8.3%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

（注4）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.6%（763件/798件）、地方銀行59.4%（57件/96件）、第二地方銀行92.3%（12件/13件）、信金等100%（1件/1件）。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（令和４年３月末）　　（別紙６）

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和４年３月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

［表に関する説明］
・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
・パーセントは小数第二位を四捨五入。
・任意回答のアンケート調査結果であり、各金融機関からの有効回答数を基に集計を行っている。
・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

［対象金融機関数］
主要行等…9行、地銀…63行、第二地銀37行、その他の銀行…81行
信用金庫…254、信用組合…145、労働金庫…13、農漁協等…689

［調査結果］
1．基本情報

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	ATM設置台数④	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑤	デビットカード発行金融機関数⑥
主要行等	9	8	8	17,919	108,009	7
地銀	63	63	63	31,867	115,915	63
第二地銀	37	37	37	8,123	25,504	37
その他の銀行	18	25	33	78,013	231,285	14
信用金庫	254	252	253	17,954	49,888	248
信用組合	127	74	81	2,191	4,973	85
労働金庫	13	13	13	1,583	9,128	13
計	521	472	488	157,650	544,702	467
農漁協等	641	686	599	11,282	24,394	571
総計	1,162	1,158	1,087	168,932	569,096	1,038

2．キャッシュカードに関すること
（ICキャッシュカードの導入状況等）

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑦	⑦/①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑧	⑧/④	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑨	⑨/⑤
主要行等	9	6	66.7%	17,810	99.4%	53,689	49.7%
地銀	63	63	100.0%	31,238	98.0%	42,557	36.7%
第二地銀	37	34	91.9%	7,630	93.9%	9,137	35.8%
その他の銀行	18	10	55.6%	78,011	100.0%	106,203	45.9%
信用金庫	254	211	83.1%	16,130	89.8%	14,741	29.5%
信用組合	127	44	34.6%	1,049	47.9%	777	15.6%
労働金庫	13	13	100.0%	1,583	100.0%	53	0.6%
計	521	381	73.1%	153,451	97.3%	227,157	41.7%
農漁協等	641	640	99.8%	11,249	99.7%	14,898	61.1%
総計	1,162	1,021	87.9%	164,700	97.5%	242,055	42.5%

（生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等）　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑩	⑩/①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑪	⑪/④	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑫	⑫/⑤
主要行等	9	5	55.6%	17,099	95.4%	43,753	40.5%
地銀	63	43	68.3%	19,201	60.3%	17,401	15.0%
第二地銀	37	7	18.9%	1,591	19.6%	756	3.0%
その他の銀行	18	2	11.1%	31,774	40.7%	77,644	33.6%
信用金庫	254	79	31.1%	6,472	36.0%	3,335	6.7%
信用組合	127	11	8.7%	352	16.1%	224	4.5%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	521	147	28.2%	76,489	48.5%	143,113	26.3%
農漁協等	641	100	15.6%	1,678	14.9%	27	0.1%
総計	1,162	247	21.3%	78,167	46.3%	143,140	25.2%

3．インターネットバンキングに関すること

（取引時における本人認証の状況（個人向け））

業態	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑬	⑬/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	63	63	100.0%
第二地銀	37	37	100.0%
その他の銀行	25	24	96.0%
信用金庫	252	250	99.2%
信用組合	74	73	98.6%
労働金庫	13	13	100.0%
計	472	468	99.2%
農漁協等	686	686	100.0%
総計	1,158	1,154	99.7%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑭	⑭/②	パスワード生成機⑮	⑮/②	電子メール⑯	⑯/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	1	12.5%
地銀	26	41.3%	50	79.4%	20	31.7%
第二地銀	16	43.2%	26	70.3%	15	40.5%
その他の銀行	12	48.0%	18	72.0%	7	28.0%
信用金庫	168	66.7%	228	90.5%	2	0.8%
信用組合	5	6.8%	71	95.9%	32	43.2%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	244	51.7%	413	87.5%	77	16.3%
農漁協等	0	0.0%	686	100.0%	104	15.2%
総計	244	21.1%	1,099	94.9%	181	15.6%

（取引時における本人認証の状況（法人向け））

業態	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰	⑰/③	（可変パスワード導入未済の金融機関のうち）電子証明書導入済み金融機関数⑱	⑱/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	63	63	100.0%	0	0.0%
第二地銀	37	32	86.5%	5	13.5%
その他の銀行	33	28	84.8%	3	9.1%
信用金庫	253	240	94.9%	11	4.3%
信用組合	81	76	93.8%	5	6.2%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	488	460	94.3%	24	4.9%
農漁協等	599	599	100.0%	0	0.0%
総計	1,087	1,059	97.4%	24	2.2%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑲	⑲/③	パスワード生成機⑳	⑳/③	電子メール㉑	㉑/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	15	23.8%	55	87.3%	10	15.9%
第二地銀	6	16.2%	26	70.3%	3	8.1%
その他の銀行	4	12.1%	24	72.7%	3	9.1%
信用金庫	166	65.6%	166	65.6%	2	0.8%
信用組合	2	2.5%	74	91.4%	9	11.1%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	194	39.8%	366	75.0%	27	5.5%
農漁協等	0	0.0%	599	100.0%	2	0.3%
総計	194	17.8%	965	88.8%	29	2.7%

4．デビットカードに関すること

（デビットカードの不正利用に係る補償方針）

業態	デビットカード発行金融機関数⑥	国内における不正な取引被害の補償					
		原則補償㉒		事案により個別判断㉓		補償しない㉔	
			㉒/㉕		㉓/㉕		㉔/㉕
主要行等	7	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	63	48	76.2%	13	20.6%	2	3.2%
第二地銀	37	30	81.1%	7	18.9%	0	0.0%
その他の銀行	14	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	248	221	89.1%	24	9.7%	3	1.2%
信用組合	85	82	96.5%	3	3.5%	0	0.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	467	404	86.5%	47	10.1%	5	1.1%
農漁協等	571	569	99.6%	2	0.4%	0	0.0%
総計	1,038	973	93.7%	49	4.7%	5	0.5%

業態	国内デビットカード発行金融機関数㉕	国際ブランドデビットカード発行金融機関数㉖	国外における不正な取引被害の補償					
			原則補償㉗		事案により個別判断㉘		補償しない㉙	
				㉗/㉖		㉘/㉖		㉙/㉖
主要行等	6	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	63	38	31	81.6%	7	18.4%	0	0.0%
第二地銀	37	11	9	81.8%	2	18.2%	0	0.0%
その他の銀行	4	14	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%
信用金庫	248	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用組合	85	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	13	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	456	68	58	85.3%	10	14.7%	0	0.0%
農漁協等	571	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,027	68	58	85.3%	10	14.7%	0	0.0%

第８節　振り込め詐欺等への対応

Ⅰ　金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、各年度に一度公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2020 年度は 498 件、2021 年度は 407 件、2022 年度は 873 件であり、調査を開始した 2003 年９月以降 2023 年３月末までの累計は 46,416 件となっている。

Ⅱ　金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速に取っていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2020 年度は 329 件、2021 年度は 335 件、2022 年度は 694 件、強制解約等をしたのは、2020 年度は 113 件、2021 年度は 37 件、2022 年度は 137 件であり、調査を開始した 2003 年９月以降 2023 年３月末までの累計は、利用停止が 25,584 件、強制解約等が 16,173 件となっている。

第９節　銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、各銀行において、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017 年３月）」を踏まえた取組みが行われている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットライン開設（2017 年９月）や立入検査（2018 年１月公表）、各銀行における業務運営の改善状況についてのフォローアップ及びその結果の公表（2019 年９月公表）等の取組みを実施し、各銀行において、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理等の必要な態勢整備が図られたことを確認してきた。

2022 事務年度においては、利用者等から金融庁に寄せられる情報等をもとに、各銀行において銀行カードローン業務が適切に運営されているかをモニタリングした。

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、2004 年 12 月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。2022 事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行った。

① 銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可等に係る改正（2022 年８月９日）

金融機関や財務局からの質問や要望などを踏まえ、「他業銀行業高度化等会社」を含めた子会社の設立等の認可の審査基準の明確化や考え方及び同認可に係る関連様式の一部廃止、財務局における行政報告の一部廃止等の所要の改正を行ったもの（2022 年８月９日より適用）。

② 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に係る改正（2022 年 10 月 19 日）

信託会社のみに認められている暗号資産の信託の受託のうち、管理型信託業に該当するものについて、業務方法書の変更認可手続を経た上で、信託銀行も行うことが可能となるよう所要の改正を行ったもの（2022 年 10 月 20 日より適用）。

③ 産業競争力強化法等の一部改正に係る改正（2022 年 12 月９日）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第 70 号）施行に伴い、所要の改正を行ったもの（2022 年 12 月９日より適用）。

④ 資金決済法等改正に係る改正（2023 年５月 26 日）

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）における電子決済手段等に係る規定の整備に伴い、所要の改正を行ったもの（2023 年６月１日より適用）。

第２節　信託会社等の新規参入（別紙１参照）

2023 年６月 30 日現在、運用型信託会社 12 社、管理型信託会社 23 社及び特定信託業者 13 社（62 件）、自己信託会社４社、信託契約代理店 359 社（注）となっている。2022 年７月１日から 2023 年６月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

管理型信託会社の登録は４社、運用型信託会社の免許及び廃業等による免許取消し・登録抹消は行っていない。

② 自己信託会社（登録制）及び特定信託業者（届出制）

自己信託会社の登録及び廃業等による登録抹消等は行っていない。特定信託業者の届出は１社（４件）となっている。

③ 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業の登録は３社、廃業等による登録抹消は１社となっている。

（注）信託契約代理店 359 社のうち 126 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第３節　信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施している。ただし、2022 事務年度における検査実績はない。

（別紙1）

信託会社等の新規参入状況

2023年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	35 (4)	27 (3)	4	0	0	2	0	1 (1)	0	0	1	0
運用型信託会社（免許制）	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	23 (4)	15 (3)	4	0	0	2	0	1 (1)	0	0	1	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	62 (4)	55 (4)	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認ＴＬＯ）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	359 (3)	133 (1)	38	16	34 (1)	43 (1)	23	25	17	15	13	2
うち　みなし信託契約代理業者	126	43	15	2	11	15	8	7	9	9	6	1
計	460 (11)	219 (8)	45	16	34 (1)	49 (1)	23	26 (1)	17	15	14	2

（注1）　外国信託会社は金融庁直轄

（注2）　グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【13】社）

（注3）　括弧書きは、2022年7月1日から2023年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005 年８月 12 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところである。なお、2022 事務年度においては以下のとおり改正を行っている。

① 大規模代理店の事業報告書の様式改訂に伴う所要の改正（2022 年７月４日）

大規模代理店の事業報告書について、当報告書をモニタリングの端緒としてより有効に活用するとともに、保険代理店の作成負担の軽減を図りつつ、保険代理店による自律的な体制整備等にも活用できるよう当報告書の様式改訂を行い、これに伴う所要の改正を行ったもの（2022 年７月４日適用）。

② 障がい者の利便性向上に配慮した取組みに係る所要の改正（2022 年 11 月 18 日）

保険分野においては、障がい者等に配慮した取組みが進展しつつあるものの、具体的な利便性を向上させる対応については、一層の取組みが期待されるところ、このような取組みが恒久的に定着するよう、所要の規定の整備を行ったもの（2022 年 11 月 18 日適用）。

③ 産業競争力強化法等の一部改正を踏まえた所要の改正（2022 年 12 月９日）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第 70 号）施行に伴い、所要の改正を行ったもの（2022 年 12 月９日適用）。

④ 少額短期保険業者のモニタリング体制等の整備に係る所要の改正(2023 年３月 31 日)

平成 18 年の少額短期保険業制度施行時以降、少額短期保険業者の登録数が増加し、その規模・特性や取扱商品も多様化する中、財務の健全性及び業務の適切性に懸念がある少額短期保険業者を早期に把握し、適切な対応を促すことができるようモニタリング体制等を整備するため、所要の改正を行ったもの（2023 年４月１日適用）。

⑤ 生命保険会社のＩＢＮＲ備金に係る告示改正に伴う所要の改正（2023 年３月 22 日）

生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金 （ＩＢＮＲ）（注）について、パンデミックや大規模自然災害が発生した場合に、その影響を勘案できるよう、現行告示を改正したことに伴う所要の改正（2023 年３月 31 日適用）。

（注） 未だ報告を受けていない既に発生した保険事故から生じる将来の損失に備える支払備金

⑥　特定保険募集人の登録手続に係る所要の改正（2023 年３月 22 日）

規制改革実施計画（2021 年６月 18 日閣議決定）等を踏まえ、特定保険募集人の登録手続に係る登録免許税及び手数料について、電子納付による納付が可能となるよう、所要の改正を行ったもの（2023 年３月 22 日適用）。

⑦　保険業法施行規則の一部改正に伴う所要の改正（2023 年３月 31 日）

保険グループが IFRS 等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についても IFRS 等で対応できるよう保険業法施行規則等の一部改正を行い、これに伴う所要の改正を行ったもの（2023 年４月１日適用）。

⑧　他業保険業高度化等会社に係る規定の改正（2023 年６月１日）

他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、保険会社をはじめとした保険グループにおいて実証実験を行う場合の留意事項等について、明示する改正行ったもの（2023 年６月１日適用）。

第２節　保険会社の概況

Ⅰ　2023 年３月期決算状況（別紙１～２参照）

１．生命保険会社

2022 年度は、海外金利の上昇に伴い、一時払外貨建保険の販売が増加したことなどから、保険料等収入が前年比増収となった。また、新型コロナに係る給付金の支払増加等により、当期純利益は前年比減益となっている。

２．損害保険会社

2022 年度は、火災保険の料率改定に伴う国内の火災保険の増収などから、正味収入保険料は前年比増収となった。また、雹害や台風、新型コロナの影響等により発生保険金が増加し、当期純利益は対前年度比で減益となっている。

Ⅱ　再編等の状況（別紙３～７参照）

１．概要

生命保険会社及び損害保険会社において、新規参入や再編等の動きはみられなかった。

なお、2023 年６月末現在における会社数は、生命保険会社 42 社、損害保険会社 33 社、外国損害保険会社 21 社、免許特定法人１社、保険持株会社 15 社である。

２．主要会社の再編等

2022 年７月以降 2023 年６月までにおいて、再編及び外国保険会社日本支店の日本法人化は行われていない。

（別紙１）

生命保険会社の令和5年3月期決算の概要

（単位：億円、％、ポイント）

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	前期比
基礎収益	479,260	485,368	554,629	69,260
保険料等収入	309,427	320,134	380,198	60,063
資産運用収益	96,640	85,444	86,262	817
基礎費用	440,432	442,286	527,314	85,027
保険金等支払金	296,974	308,156	397,886	89,729
資産運用費用	4,585	4,160	7,902	3,742
事業費	46,017	46,580	49,103	2,522
基礎利益	38,828	43,081	27,314	▲ 15,766
キャピタル損益	4,948	4,338	▲ 611	▲ 4,949
臨時損益	▲ 11,837	▲ 15,723	▲ 1,645	14,077
危険準備金繰入額	3,739	5,081	3,130	▲ 1,950
経常利益	31,939	31,695	25,057	▲ 6,638
特別損益	▲ 5,092	▲ 4,153	▲ 883	3,269
価格変動準備金繰入額	4,608	3,389	2,778	▲ 611
当期純利益（純剰余）	19,199	19,651	16,577	▲ 3,073
総資産	4,124,465	4,196,966	4,068,156	▲ 128,809
有価証券含み損益	471,900	354,837	189,951	▲ 164,885
公表逆ざや額	▲ 854	▲ 615	▲ 846	▲ 231
ソルベンシー・マージン比率	1,009.7	993.9	943.1	▲ 50.8

【 参 考 】［個人保険+個人年金ﾍﾞｰｽ］

新契約高＋転換純増(兆円)	48	51	56	4
解約失効高(兆円)	41	42	48	5
保有契約高(兆円)	917	907	894	▲ 13
年換算保険料（億円）				
新契約ベース	15,944	18,408	21,607	3,200
うち第三分野	4,829	5,419	5,451	32
保有契約ベース	279,649	278,996	277,481	▲ 1,514
うち第三分野	70,342	71,194	72,010	815

（注１）逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金
（注２）ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
（注３）有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
（注４）算出会社（令和３年３月期：42社、令和４年３月期：42社、令和５年３月期：42社）　※かんぽ生命含む。

（別紙２）

損害保険会社の令和５年３月期決算の概要

（単位：億円、％、ポイント）

	令和３年３月期	令和４年３月期	令和５年３月期	前期比
正味収入保険料	88,930	90,096	93,328	3,231
正味支払保険金	46,551	48,051	54,878	6,826
経常利益	6,477	9,403	8,133	▲ 1,270
特別損益	▲ 357	▲ 228	▲ 1,120	▲ 892
当期利益	4,860	7,054	5,362	▲ 1,692
総資産	329,219	331,319	323,193	▲ 8,125
有価証券含み損益	57,899	57,976	52,946	▲ 5,030
ソルベンシー・マージン比率	766.1	744.7	734.0	▲ 10.7

（注１）令和３年３月期は53社ベース。令和４年３月期は54社ベース。令和５年３月期は55社ベース。
（注２）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生 命 保 険 会 社 一 覧 表

（2023年６月30日現在42社）

（別紙３）

	会社名
生命保険会社(42社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ　ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニュライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

（別紙４）

損害保険会社一覧表

（2023年６月30日現在55社）

	会　　社　　名
損害保険会社（33社）	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	ＡＩＧ損害保険株式会社
	ａｕ損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	ＳＢＩ損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	キャピタル損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	全管協れいわ損害保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	ペット＆ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
	楽天損害保険株式会社
	レスキュー損害保険株式会社

外国損害保険会社等（21社）	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
	Asuuranceforeningen SKULD Gjensidig
	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ノース・スタンダード・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスエー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.

免許特定法人（１社）	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

（別紙５）

保険持株会社一覧表

（2023年6月30日現在15社）

	保険持株会社名
（15社）	アイペットホールディングス株式会社
	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

生命保険会社の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2023年度	2023年6月末現在
生命保険会社	41社	41社	42社	42社	42社	42社
＋　免　　許 ▲　廃　　止	※新設 ＋はなさく生命 （2019年２月）		※現地法人化 ＋チューリッヒ生命保険株式会社 （2020年11月）（注1）	※合併 ＋ソニー生命保険株式会社 （2021年４月） ▲ソニー生命保険株式会社 ▲ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社 ※新設 ＋なないろ生命 （2021年４月）		
外国生命保険会社	1社	1社	1社	0社	0社	0社
＋　免　　許 ▲　廃　　止	▲アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ヴィ			▲ﾁｭｰﾘｯﾋ・ﾗｲﾌ・ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ		
合　　計	42社	42社	42社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注１）2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年４月１日に営業開始。

（別紙7）

損害保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年6月末現在
国内社 （法第3条免許）	30社	30社	30社	32社	32社	33社	33社	33社
＋免許 ▲廃止		+カーディフ損害保険株式会社 （2017年12月） ※合併（2018年1月） +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ペット＆ファミリー損害保険株式会社 （2019年4月） +レスキュー損害保険株式会社 （2019年6月） +さくら損害保険株式会社 （2019年6月） ※合併（2019年7月） +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんぽ24損害保険株式会社		+全管協れいわ損害保険株式会社 （2021年6月）		
外国社 （法第185条免許）	21社	23社	23社	21社	21社	21社	22社	22社
＋免許 ▲廃止	▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー （2016年6月） +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー（2016年9月） ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ（2016年12月）	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー （2017年4月） +スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド （2017年12月）	+スコール・エスイー（2019年2月） ▲カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール（2018年4月）	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. （2019年6月） ▲スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド（2020年1月） ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー （2019年4月） ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・アイ （2019年4月）		+ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ（2021年9月） ▲ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド（2022年2月）	+Assuranceforeningen SKULD Gjensidig （2022年6月）	
合計	51社	53社	53社	53社	53社	54社	55社	55社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第３節　保険会社に対する金融モニタリング

Ⅰ　顧客本位の業務運営

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

①　生命保険会社の営業職員チャネルは、長年にわたり生命保険の販売チャネルとして定着しており、重要な位置を占める一方、依然として金銭詐取問題をはじめとする不適切事案が複数の会社で継続的に発生している状況にある。このような中、生命保険協会は、2023 年２月、会員各社が営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を図る上で留意すべき原理・原則や取組例等について、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」として取りまとめ・公表を行った。本着眼点が公表されたことを受け、金融庁では、生命保険協会との意見交換会において、本着眼点を踏まえた各社の取組みや生命保険協会の取組みが、営業職員による不適切事案の未然防止や再発防止に繋がり、業界全体として顧客本位の業務運営の更なる推進に資するものとなるよう、生命保険会社に対応を促した。

②　乗合代理店による保険募集については、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、各生命保険会社においては、生保乗合代理店の業務品質を代理店手数料に反映する取組みを進めてきているほか、生命保険協会においてスタディグループが設置され、2021 年 12 月、業務品質評価基準と生命保険協会による評価運営の在り方についてとりまとめが行われた。生命保険協会においては、業務品質評価基準による評価運営が 2022 年度より開始され、42 代理店が認定を受けている。

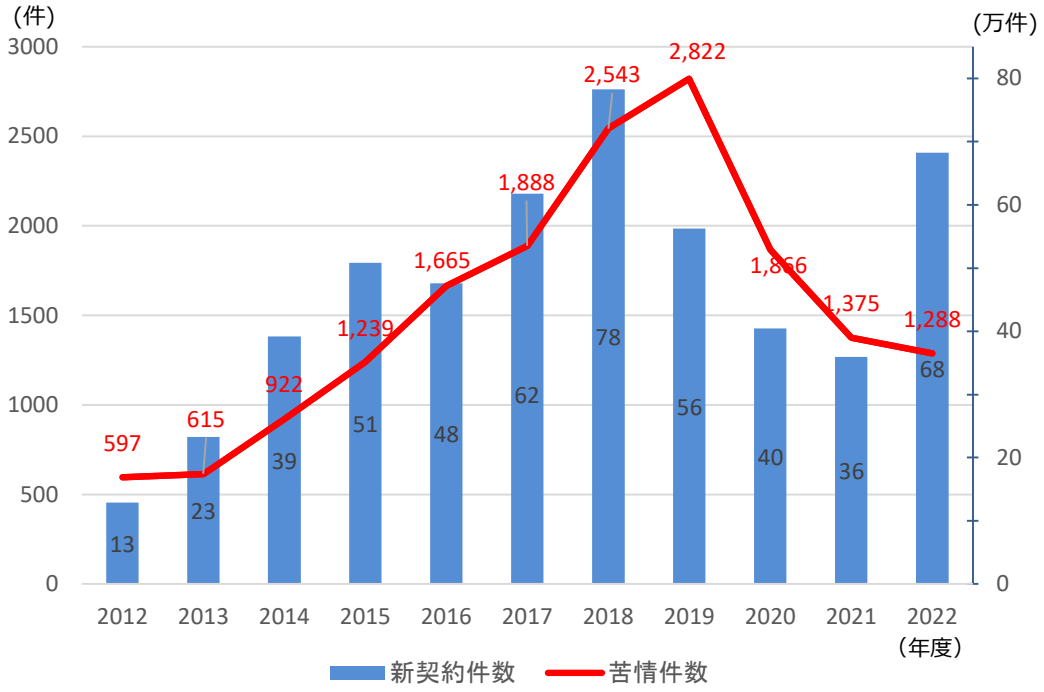
③　保険会社等や保険募集人等が保険募集を行うにあたっては、顧客本位の業務運営を確保する観点から、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集推進が求められる。また、顧客自身のリスクや必要に応じた保険商品を選択できるよう、顧客の保険リテラシーの向上を図ることが重要である。そのため、公的保険制度を踏まえた保険募集の取組状況に係るフォローアップを行ったことに加え、保険会社等における保険リテラシー向上に係る取組実態を把握するためのアンケートを行い、アンケート結果をもとに対話を実施した。

④　外貨建保険は、販売量の増加に伴い、元本割れリスクの説明が不十分であった等の各種苦情が発生しており、近年、苦情発生件数は減少傾向にあるものの（図表１）、引き続き他の保険商品よりも苦情発生率が高い。したがって、外貨建保険の販売量が多い保険会社に対し、募集委託先である金融機関代理店において顧客

の属性と商品特性の適合性を踏まえたきめ細かな保険募集が行われているか等、その募集管理が顧客本位なものとなっているかについて、モニタリングを実施した。また、金融機関代理店に対する対応として、外貨建保険を販売している全ての銀行に実態把握のためのアンケート調査を実施して募集管理の高度化の進捗を確認した。

さらに、顧客が、金融事業者の選択に当たって、各業態の枠を超えてリスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンを長期的に確保できているかを比較検討できるよう、2022 年1月に定義・公表した「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI」について、2023 年3月末時点で 147 の金融事業者が公表し、金融庁に報告を行った。金融庁では、その報告内容を集計・分析し公表した。

図表１　金融機関代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



⑤　保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を防止するための商品開発及び募集管理について、業務運営態勢上の問題が認められ、自主的な改善が十分には期待できない保険会社に対し、保険業法に基づく所要の行政対応を行った。さらに、国税庁との間で構築した商品審査段階及びモニタリング段階において把握した事実を情報共有し、国税庁と定期的な意見交換を実施したほか、商品審査段階において税務上の見解に係る照会を通じて連携を図った。

⑥　2019 年に生じた行政対応事案を契機として、ライフステージの変化等に伴う顧客ニーズの変化に合わせた保障内容の見直しに適切に対応することが重要であ

るとの観点から、特に既契約等の保障内容を見直す際の顧客視点に立った契約見直し制度の導入に関する実態把握等のモニタリングを実施した。その結果、2020事務年度に確認した状況から、各生命保険会社において概ね所要の対応が取られたことを確認した。顧客にとって不利益となり得る状況に対して特段の対応を行っていない一部の社については、顧客視点に立った対応の慫慂を継続していく。

Ⅱ　持続可能なビジネスモデルの構築

（ビジネスモデル）

少子高齢化や自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。

① 生命保険会社については、営業職員が主軸チャネルの大手及び中堅生命保険会社との対話を継続するとともに、これまでビジネスモデルに係る対話が未実施の生命保険会社など、計 21 社との間で対話を実施した。対話を通じて、中長期的課題への対応をはじめ、デジタル化の推進や商品戦略など、各社の足元の取組状況や課題を確認の上、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組強化を促した。

② 損害保険会社については、大手３損保グループ・中堅６社を対象に、ボトムライン（火災保険の収益改善等）の適正化に向けた取組み等をテーマとして、収益悪化要因、2022 年度に実施した商品改定の概要及び収益改善状況について対話を実施した。また、これまでビジネスモデル対話が未実施の先として、旅行保険特化社とペット保険特化社のモノラインの損害保険会社を対象に、新型コロナによる影響、それぞれの保険マーケットの今後の見通し、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた各社の取組状況や今後の課題について対話を実施した。

③ 上記①および②の対話等を通じて確認した内容は、保険モニタリングレポートや業界団体との意見交換会でフィードバックを行った。

（自然災害への対応）

海外での自然災害の発生状況に加え、世界的な金利上昇、インフレーション等の影響により 2023 年４月の再保険交渉は大変厳しいものになったが、各社とも再保険コストの上昇に合わせた再保険政策の見直しにより、適切に再保険契約を更改した。異常危険準備金についても、多額の取り崩しが発生したが、追加積立等を行うことで同準備金の残高を大きく減少させない取組みが多くの損害保険会社において見られたことを確認した。

損害保険協会と警察庁など関係省庁間で災害に便乗した悪質商法等を排除するための意見交換を実施したほか、保険金不正請求事例のうち、検挙につながった事例の分析を通じて、悪質性の高い事例に関する知見を損害保険協会と警察庁等において共有した。

また、社会全体として自然災害に対する経済的な備えを高めていく観点からは、2023 年６月、損害保険会社が自社の保険料率算出の基礎とし得る火災保険参考純率について、損害保険料率算出機構より水災料率細分化を含む改定届出があり、適合性審査を実施した。

第４節　財務の健全性の確保

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中で、保険会社のリスクや収益性に関するフォワードルッキングな分析を行い、早期に経営改善を促すほか、財務上の指標や規制のあり方等についても不断の検討を行い適切に見直しをしていく必要がある。こうした観点から、2022 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

Ⅰ　資産運用に関するモニタリング

2022 事務年度は、海外金利の上昇や大幅な円安の進行及び米国地銀の経営破綻などの金融市場における動向を踏まえ、各保険会社の市場リスクや、大手生命保険会社の資産運用の状況等に係るモニタリングを実施した。また、海外金利の上昇に伴う保有外国有価証券の含み損の拡大により実質資産負債差額が大幅に減少した一部の保険会社については、流動性リスクに係るモニタリングを実施した。

加えて、大手損害保険会社に対して、政策保有株式の縮減計画の進捗や保有意義の検証等にかかるモニタリングを実施した。

Ⅱ　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けて、国際的な動向等を踏まえ、国内フィールドテストの分析結果や 2021 事務年度に公表した暫定的な決定内容等をもとに検討を進め、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」を 2023 年６月 30 日に公表した。また、当該規制導入に伴う保険会社の経営行動の変化と市場への影響を分析することを目的とした委託調査を実施し、調査結果を 2023 年５月に公表した。

Ⅲ　財務上の指標や規制のあり方の見直し

保険グループが IFRS 等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についても IFRS 等で対応できるよう保険業法施行規則等の一部改正を行った（2023 年３月）。また、生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金（IBNR）について、パンデミックや大規模自然災害が発生した場合に、その影響を勘案できるよう、現行告示の改正を行った（2023 年３月）。

第５節　保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2022 年９月及び 10 月、2023 年４月、５月及び６月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2022 年７月、2023 年２月及び６月）。

第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙１参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 38 号）が 2006 年４月１日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短い商品のみ取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

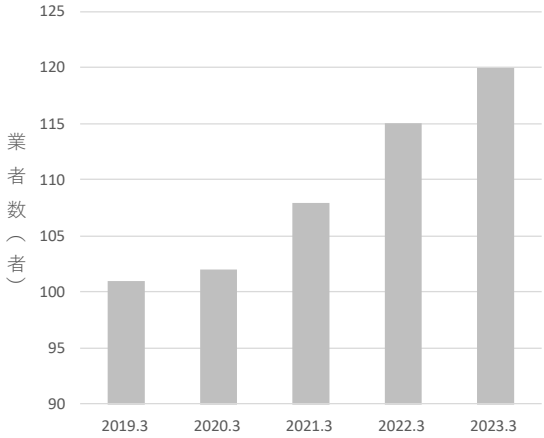
制度創設から 17 年が経過し、少額短期保険業者の数は大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきている。2023 年３月期決算をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、市場規模の拡大が続いている。一方、当期純利益は前年同期比で減少しており、支払保険金や事業費の増加、創業期赤字等を要因とした赤字業者が一定程度存在している。なお、2023 年６月末現在、少額短期保険業者の数は、119 業者となった（※2023 年３月以降、２者が新規登録、３者が合併等により廃止）。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。

2022事務年度では、少額短期保険業者２者に対して、それぞれ、少額短期保険業制度制定以降初めてとなる保険管理人による管理を命ずる処分及び登録取消処分を行った。

また、2023 年３月末に期限が到来した少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置の適用を受けた少額短期保険業者に対しては、本則超過契約の引受け終了に向けた対応計画の策定及び確実な履行を求め、そのフォローアップにおいて、すべての経過措置の適用を受けた少額短期保険業者が、2023 年３月末までに本則超過契約の引受けを終了したことを確認した。

少額短期保険業者数推移



2023年３月期 決算概要

	2022年３月期	2023年３月期	増減（比）
保有契約件数（千件）	15,884	17,471	10.0%
収入保険料（億円）	1,266	1,346	6.3%
当期純利益（億円）	9	-34	-477.8%

少額短期保険業者登録一覧　　（別紙１）

（令和5年6月30日現在：119業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局 【計1者】	北海道財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局 【計6者】	東北財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第6号	平成26年1月7日	ユーミーＬＡ少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
関東財務局 【計91者】	関東財務局長 （少額短期保険）第1号	平成18年10月27日	ＳＢＩリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第8号	平成19年11月22日	ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 （少額短期保険）第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第15号	平成20年3月17日	スマイル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 （少額短期保険）第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第22号	平成20年3月21日	Ａライフ株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧　　（別紙１）

（令和5年6月30日現在：119業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 （少額短期保険）第28号	平成20年5月20日	ＡＢＣ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 （少額短期保険）第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 （少額短期保険）第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第36号	平成20年8月29日	オリーブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第38号	平成20年9月24日	株式会社ＤＭＭ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第44号	平成20年12月12日	ＪＭＭ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第46号	平成21年1月20日	ｅ－Ｎｅｔ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 （少額短期保険）第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 （少額短期保険）第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧　　（別紙１）

（令和5年6月30日現在：119業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 （少額短期保険）第55号	平成21年12月21日	株式会社ＦＩＳ
	関東財務局長 （少額短期保険）第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第57号	平成23年6月20日	ＡＷＰチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社※1
	関東財務局長 （少額短期保険）第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第69号	平成28年3月14日	スターツ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第71号	平成28年4月21日	シャーメゾン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第73号	平成28年10月27日	すまい共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第79号	平成29年7月21日	ミカタ少額短期保険株式会社※2
	関東財務局長 （少額短期保険）第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧　　（別紙１）

（令和5年6月30日現在：119業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 （少額短期保険）第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 （少額短期保険）第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
	関東財務局長 （少額短期保険）第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第96号	令和2年9月30日	ダブルエー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第97号	令和2年12月17日	SUDACHI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社※3
	関東財務局長 （少額短期保険）第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第100号	令和3年5月26日	ｉ－ＳＭＡＳ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第104号	令和3年12月27日	ワランティ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第105号	令和4年3月24日	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第106号	令和4年3月25日	ゼアー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第107号	令和4年6月28日	株式会社Emyii少額短期保険

少額短期保険業者登録一覧　　（別紙１）

（令和5年6月30日現在：119業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 （少額短期保険）第108号	令和4年12月22日	アフラックペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第110号	令和5年2月3日	ブレイブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第111号	令和5年2月7日	Tokio Marine X少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第112号	令和5年2月17日	レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第113号	令和5年5月17日	ビクトリア少額短期保険株式会社
東海財務局 【計4者】	東海財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 （少額短期保険）第5号	平成31年2月7日	ＺｕｔｔｏＲｉｄｅ少額短期保険株式会社
	東海財務局長 （少額短期保険）第6号	令和2年2月14日	株式会社アシロ少額短期保険
	東海財務局長 （少額短期保険）第7号	令和4年11月10日	株式会社きずな少額短期保険
近畿財務局 【計9者】	近畿財務局長 （少額短期保険）第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第5号	平成20年11月13日	株式会社ＳＡＮＫＯ少額短期保険
	近畿財務局長 （少額短期保険）第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第8号	平成24年6月1日	ＳＳＩきみどり株式会社※4
	近畿財務局長 （少額短期保険）第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第12号	令和5年2月15日	あさひ少額短期保険株式会社
中国財務局 【計1者】	中国財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年7月14日	株式会社ＦＰＣ
四国財務局 【計1者】	四国財務局長 （少額短期保険）第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局 【計5者】	福岡財務支局長 （少額短期保険）第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第6号	令和5年4月27日	株式会社愛グループ少額短期保険
沖縄総合事務局 【計2者】	沖縄総合事務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧　　（別紙１）

（令和5年6月30日現在：119業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	沖縄総合事務局長 （少額短期保険）第2号	令和3年2月26日	大同火災Ｗｉ Ｌ少額短期保険株式会社

※1 旧登録番号：東海財務局長（少額短期保険）第3号　旧登録日：平成24年6月25日
※2 旧登録番号：東北財務局長（少額短期保険）第5号　旧登録日：平成25年5月15日
※3 旧登録番号：近畿財務局長（少額短期保険）第11号　旧登録日：平成26年6月20日
※4 旧登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第48号　旧登録日：平成21年2月16日

第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙１参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 38 号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで 2008 年３月 31 日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008 年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013 年 11 月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 51 号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011 年５月 13 日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013 年 11 月が申請期限となっており、財務局所管業者は７法人となった。2022 事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、財務局と共に監督を行った。

（別紙１）

認可特定保険業者一覧
（財務局等所管分）

（令和５年６月30日現在：７法人）

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年１月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人　あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人　ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人　JMC厚生会
東海財務局	平成24年５月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年６月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年９月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2022事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

① Ｄ－ＳＩＢｓ選定手法の見直しに伴う改正（2022年11月30日）

2018年にバーゼル銀行監督委員会で行われたＧ－ＳＩＢｓ選定手法の見直しを踏まえ、本邦Ｄ－ＳＩＢｓ選定手法の見直しを行うため、所要の改正を行うもの（2023年３月31日より適用）。

② 法定帳簿の海外サーバー保存に係る改正（2023年３月24日）

法令に作成及び保存義務が規定されている金融商品取引業者等の業務に関する帳簿書類について、当該帳簿書類を国外において保存することに係る留意事項を明確化する趣旨から、所要の改正を行うもの（2023年３月24日より適用）。

③ 最終化されたバーゼルIIIの実施に伴う改正（2023年３月28日）

バーゼル銀行監督委員会において2017年12月に最終合意された「バーゼルIIIの最終規則文書」及び2019年１月に最終合意された「マーケット・リスクの最低所要自己資本」等に基づき、所要の改正を行うもの（2025年３月31日より適用）。

④ ファンド等モニタリング調査に係る改正（2023年３月30日）

金融安定理事会（ＦＳＢ）及び証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の提言を踏まえ、投資運用業者及び適格機関投資家等特例業者に対し、運用するファンド等に係る報告を求めるため、所要の改正を行うもの（2023年３月30日より適用）。

⑤ ＭＲＦ及びＭＭＦの脆弱性対応に係る改正（2023年３月30日）

金融安定理事会（ＦＳＢ）の提言を踏まえ、一般社団法人投資信託協会において、ＭＭＦ等の強靭性向上に対応した関係規則の改正が行われたところ、当該規則に定められた緊急時対応策（コンティンジェンシープラン）に関し、投資運用業者に適切な対応を促すため、所要の改正を行うもの（2023年３月30日より適用）。

⑥ 大口信用供与等規制（ＬＥＸ規制）に係る改正（2023年３月30日）

最終指定親会社グループへのＬＥＸ規制の導入に伴い、所要の改正を行うもの（2024年３月31日より適用）。

⑦ ＥＳＧ投信に関する改正（2023年３月31日）

ＥＳＧ投信の範囲を定めるとともに、ＥＳＧに関する公募投資信託の情報開示や

投資信託委託会社の態勢整備について、具体的な検証項目を規定するため、所要の改正を行うもの（2023 年３月 31 日より適用）。

⑧　「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）の成立に伴う改正（2023 年５月 26 日）

令和４年資金決済法等改正を踏まえ、所要の改正を行うもの（2023 年６月１日より適用）。

⑨　レバレッジ･バッファーの導入等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正（2023 年６月８日）

バーゼル銀行監督委員会において 2017 年 12 月に最終合意された「バーゼル III の最終規則文書」等に基づき、Ｇ－ＳＩＢｓを対象としたレバレッジ比率の水準上乗措置（レバレッジ・バッファー）の導入等、所要の改正を行うもの（2025 年３月 31 日（一部は 2024 年３月 31 日）より適用）。

⑩　日銀預け金を除外する時限的措置等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正（2023 年６月９日）

バーゼル III の最終化により、2024 年３月 31 日よりＧ－ＳＩＢｓを対象にレバレッジ・バッファーが導入されることに伴い、新たに所定の基準を下回った場合の社外流出制限措置を定めるため、また、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を総エクスポージャーから除外する時限的措置について、2024 年４月１日以降の枠組みを定めるため、所要の改正を行うもの（2024 年４月１日より適用）。

第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、市場の公正性の確保に積極的に貢献するとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、家計の安定的な資産形成や成長性のある企業の資金調達を支えることが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第３節　第一種金融商品取引業

Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況

１．第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙１参照）

（１）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2022 年７月以降、３社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者４社が金融商品取引法第 29 条の登録を抹消されている。

これらの結果、2023 年６月末現在における第一種金融商品取引業者数は 306 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第 28 条第１項第１号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、275 社となっている。

①　新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	登録の状況	登録年月日
シタデル・セキュリティーズ証券株式会社	○	新規登録	令和４年８月 17 日
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社	○	新規登録	令和４年 10 月 19 日
ブルーモ・インベストメント株式会社	○	新規登録	令和５年６月６日

②　金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	廃止等の状況	廃止等年月日
AMP キャピタル・インベスターズ株式会社	○	廃止	令和４年９月 30 日
HCアセットマネジメント株式会社	○	廃止	令和４年 12 月 23 日
Clear Markets Japan		廃止	令和５年５月７日
ロンナル・フォレックス株式会社		登録取消	令和５年６月 16 日

（２）特別金融商品取引業者

2023 年６月末現在、金融商品取引法第 57 条の２第１項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、24 社となっている。

特別金融商品取引業者

ＳＭＢＣ日興証券㈱	クレディ・スイス証券㈱
ゴールドマン・サックス証券㈱	ＪＰモルガン証券㈱
シティグループ証券㈱	大和証券㈱
ドイツ証券㈱	東海東京証券㈱
野村證券㈱	バークレイズ証券㈱
ＢＮＰパリバ証券㈱	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱
みずほ証券㈱	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券㈱
BofA 証券㈱	ＵＢＳ証券㈱
㈱ＳＢＩ証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ㈱
ナティクシス日本証券㈱	ソシエテ・ジェネラル証券㈱
楽天証券㈱	ＨＳＢＣ証券㈱
au カブコム証券㈱	松井証券㈱

（３）指定親会社

2023 年６月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第 57 条の 12 第１項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス㈱及び㈱大和証券グループ本社の２社となっている。

２．国内証券会社の 2022 年度決算概要（別紙２～３参照）

国内証券会社 260 社の 2022 年度決算（単体）は、世界株式市場の低迷等の影響を受けた不透明な市場環境の中、株式売買委託手数料収入が減少したことなどにより、前年度と同様、多くの会社が減収減益となった。

営業収益は、前年度比3,225億円増の４兆1,444億円（同8.4%増）、販売費・一般管理費は、同 1,054 億円増の２兆 9,998 億円（同 3.6%増）、経常損益は、同2,098 億円減の 4,847 億円（同 30.2%減）、当期損益は、同 2,052 億円減の 3,264 億円（同 38.6%減）となった。

Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2022 年７月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、金融商品取引法第 56 条の２第１項の規定に基づく報告や、検査等を通じて法令違反の事実が認められたため、４社（７件）に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

① 登録の取消　１件
② 業務停止命令及び業務改善命令　１件
③ 業務改善命令　１件
④ 資産の国内保有命令及び業務停止命令及び業務改善命令　１件
⑤ 資産の国内保有命令及び業務停止命令　１件
⑥ 資産の国内保有命令　２件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「相場操縦、銀証ファイアーウォール規制違反」、「適合性原則及び顧客属性に応じた説明義務違反」、「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない状況」等となっている。

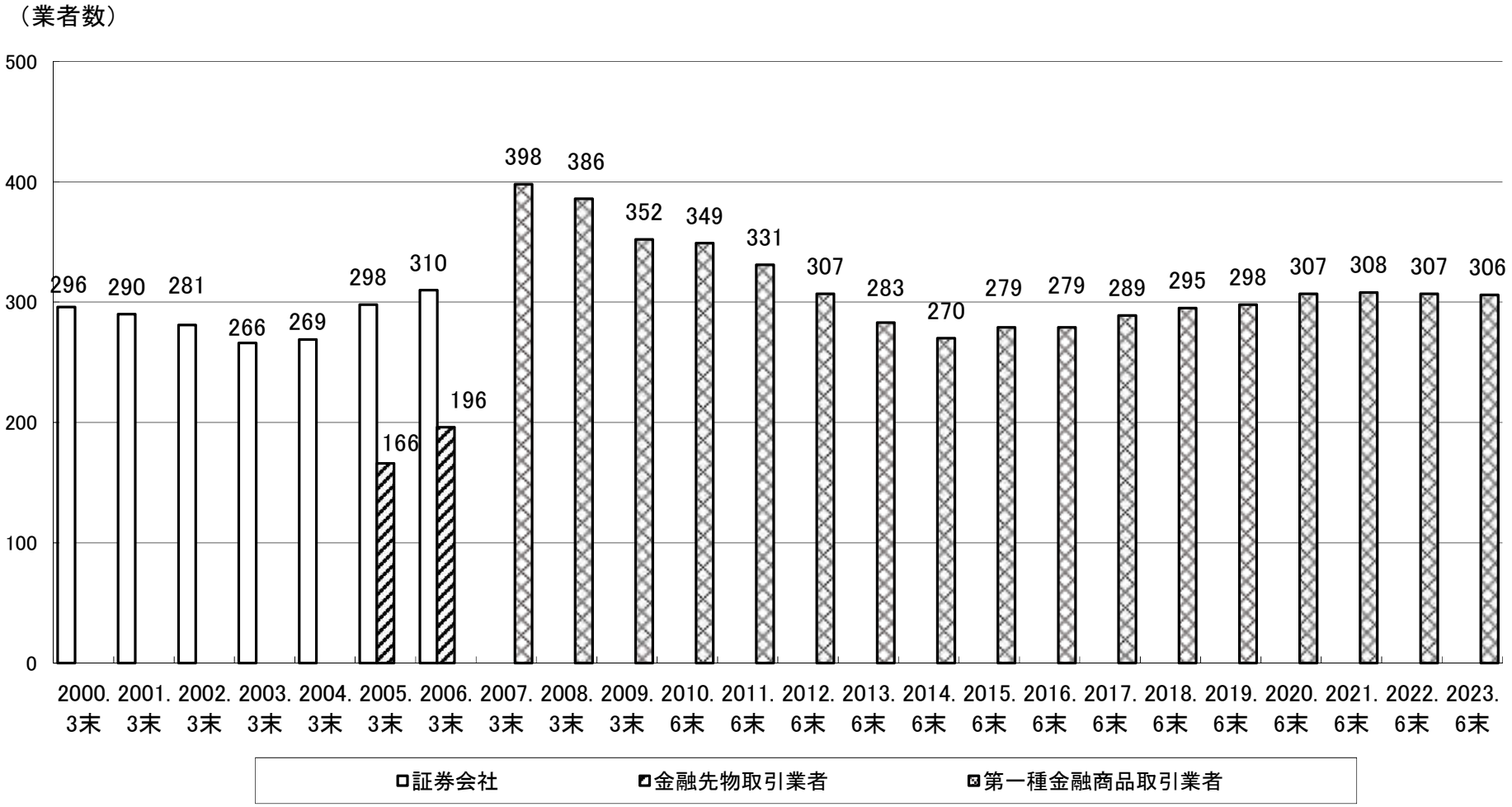
Ⅲ　投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（1998 年 12 月１日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年７月１日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2023 年６月末時点 270 社、同年３月末時点基金規模約 584 億円）。（別紙４参照）

（別紙1）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移



注：2007年３月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

（別紙2）

国内証券会社の2022年度決算概況

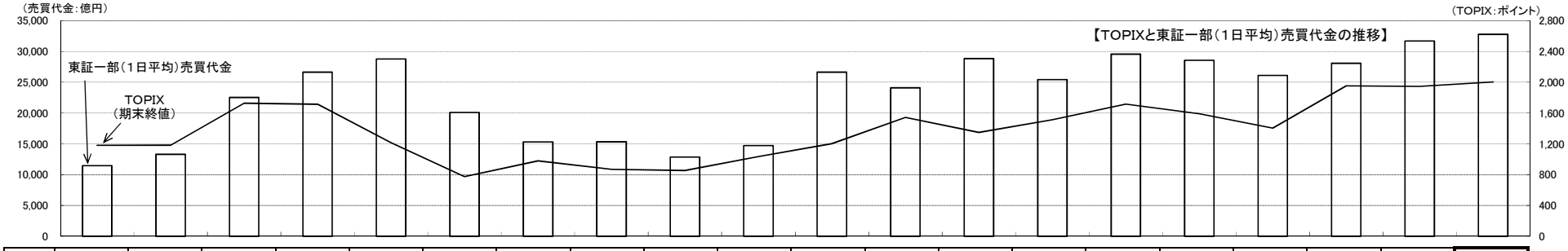
（単位：億円）

	2022年度 (A)	2021年度 (B)	(A)/(B)
会社数	260社	255社	―
営業収益	41,444	38,219	108.4%
受入手数料	22,540	23,244	97.0%
委託手数料	5,084	5,773	88.1%
引受け・売出し手数料	1,214	1,816	66.9%
募集・売出しの取扱手数料	1,656	2,551	64.9%
トレーディング損益	8,561	8,629	99.2%
金融収益	9,970	6,189	161.1%
販売費・一般管理費	29,998	28,944	103.6%
取引関係費	8,169	7,684	106.3%
人件費	10,178	10,374	98.1%
経常損益	4,847	6,945	69.8%
当期損益	3,264	5,316	61.4%

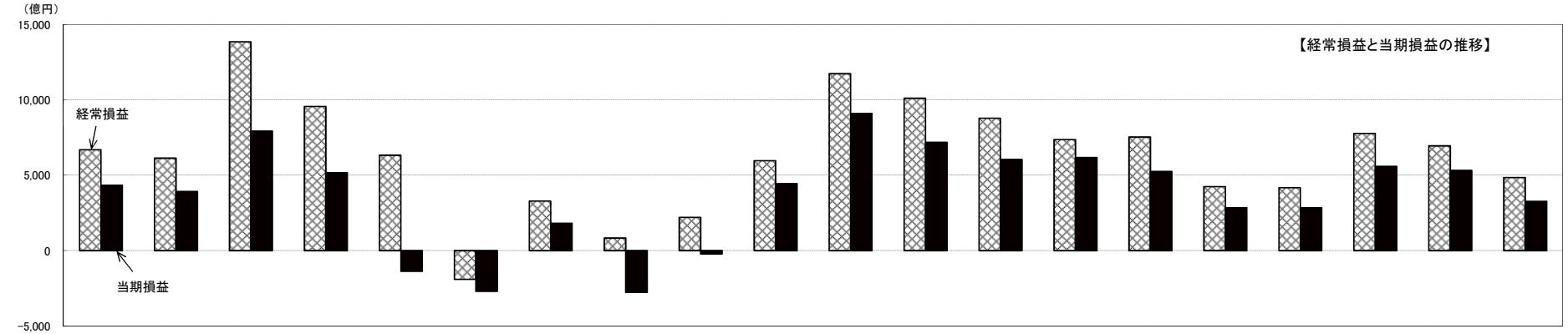
（注）日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

（別紙3）



	2004.3期	2005.3期	2006.3期	2007.3期	2008.3期	2009.3期	2010.3期	2011.3期	2012.3期	2013.3期	2014.3期	2015.3期	2016.3期	2017.3期	2018.3期	2019.3期	2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期
売買代金	11,452	13,287	22,521	26,631	28,790	20,079	15,299	15,324	12,854	14,720	26,632	24,072	28,834	25,425	29,571	28,551	26,097	28,090	31,687	32,777
TOPIX	1,179	1,182	1,728	1,714	1,213	774	979	869	854	1,035	1,203	1,543	1,347	1,513	1,716	1,592	1,403	1,954	1,946	2,004



	2004.3期	2005.3期	2006.3期	2007.3期	2008.3期	2009.3期	2010.3期	2011.3期	2012.3期	2013.3期	2014.3期	2015.3期	2016.3期	2017.3期	2018.3期	2019.3期	2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期
経常損益	6,689	6,127	13,844	9,553	6,322	−1,907	3,279	831	2,200	5,958	11,728	10,101	8,773	7,355	7,527	4,241	4,166	7,768	6,945	4,847
当期損益	4,329	3,918	7,921	5,165	−1,374	−2,697	1,801	−2,764	−220	4,438	9,095	7,172	6,036	6,161	5,241	2,840	2,828	5,581	5,316	3,264

（注）日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

（別紙４）

投 資 者 保 護 基 金 の 概 要

名称	日 本 投 資 者 保 護 基 金
会員数	会員証券会社数（2023年６月30日現在） 国内証券会社　２６１社 外国証券会社　９社 計　２７０社
役員	理 事 長　大久保　良夫
基金規模	2023年３月31日現在　約584億円
補償実績	・ 南証券の破産に伴うもの（2000年３月）－　補償額　約59億円（うち破産管財人からの返還額　約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （2007年６月）－　補償額　約２億円 （2007年10月）－　補償額　約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの （2012年３月）－　補償額　約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が2002年７月１日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

第４節　第二種金融商品取引業

Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況（別紙１参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2023年６月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,210社となっている。

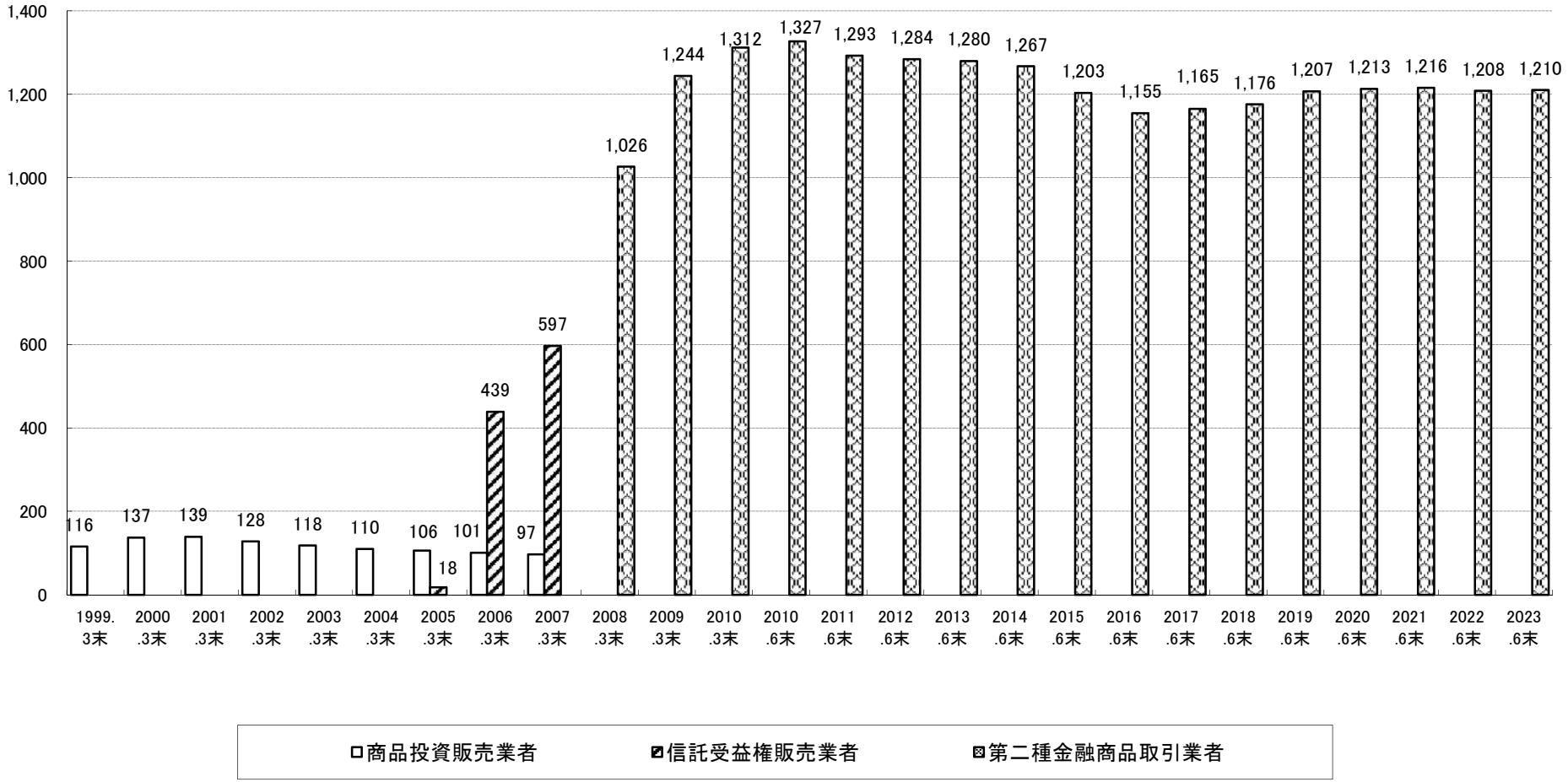
Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2022年７月以降、第二種金融商品取引業者に行政処分は行っていない。

（別紙1）

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移

（業者数）



注：2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

第５節　投資助言・代理業

Ⅰ　投資助言・代理業者の概況（別紙１参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2023 年６月末時点では、投資助言・代理業者数は 996 社となっている。

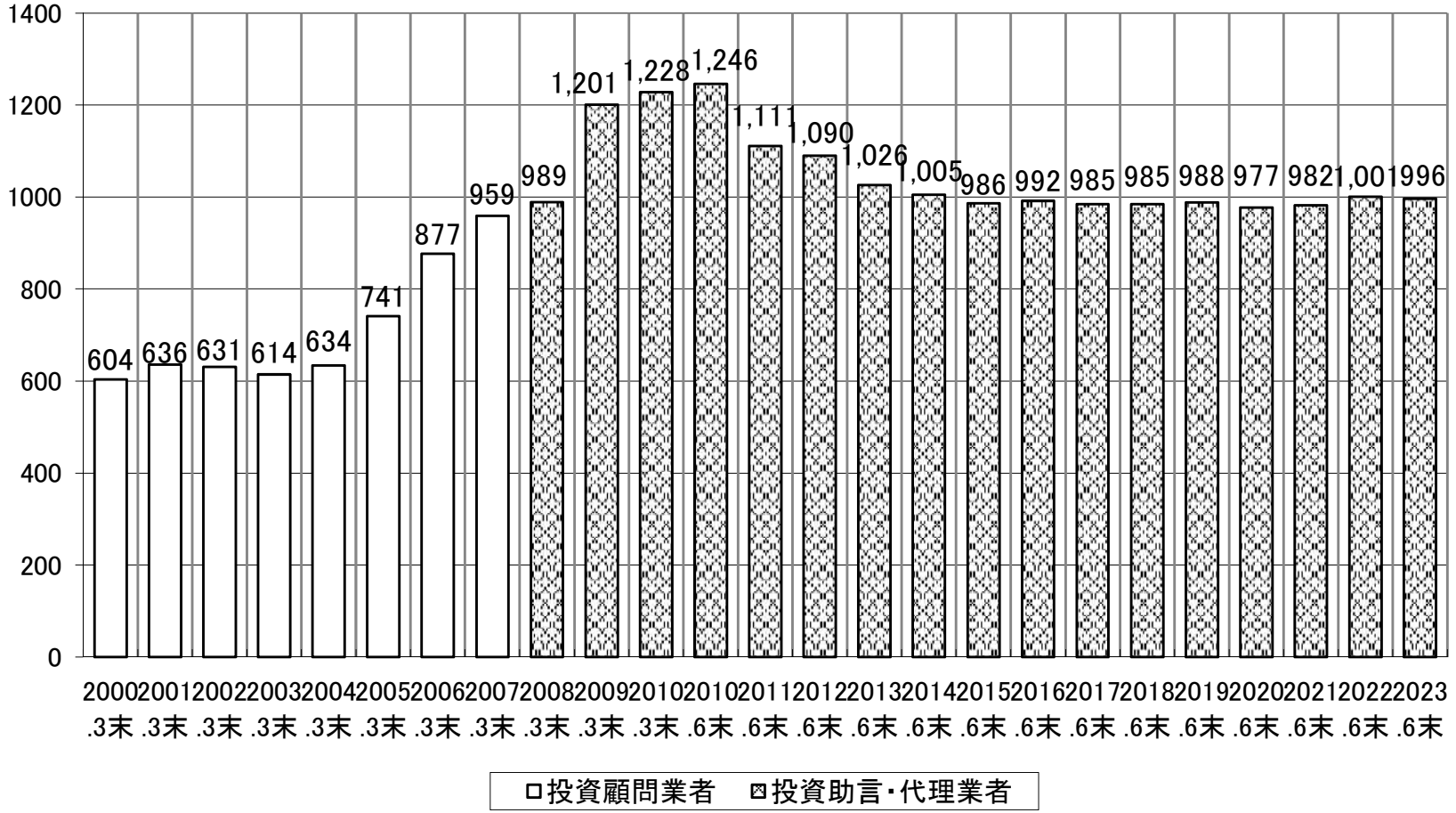
Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分

2022 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、１社に対して行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」等となっている。

（別紙１）

金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移



注：2007年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第６節　投資運用業

Ⅰ　投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の４類型に分類される。

2023 年６月末現在の投資運用業者数は 429 社（投資信託委託業者 110 社、投資法人資産運用業者 110 社、投資一任業者 340 社、自己運用業者 52 社）となっている。（別紙１参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

Ⅱ　投資法人の推移

2023 年６月末現在の登録投資法人は 124 社（不動産投資法人 117 社、インフラ投資法人６社、証券投資法人１社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるＪ－ＲＥＩＴ）60 社の運用資産残高の合計は、2023 年６月末で 22 兆 6,946 億円（前年比 3.09%増）となっている。

2022 年７月以降、ＩＰＯを伴う新規上場はない。

Ⅲ　運用資産の推移

投資信託の純資産残高は、2023 年６月末で公募投信 187 兆 4,550 億円（前年比 19.66%増）（株式投信 171 兆 6,788 億円（同 20.62%増）、公社債投信 15 兆 7,762 億円（同 10.16%増））、私募投信 109 兆 2,458 億円（同 4.71%増）（株式投信 105 兆 7,699 億円（同 5.68%増）、公社債投信３兆 4,759 億円（同 18.16%減））となっている。（別紙２参照）

投資一任契約の資産残高は、2023 年３月末で 478 兆 1,854 億円（同 2.2%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

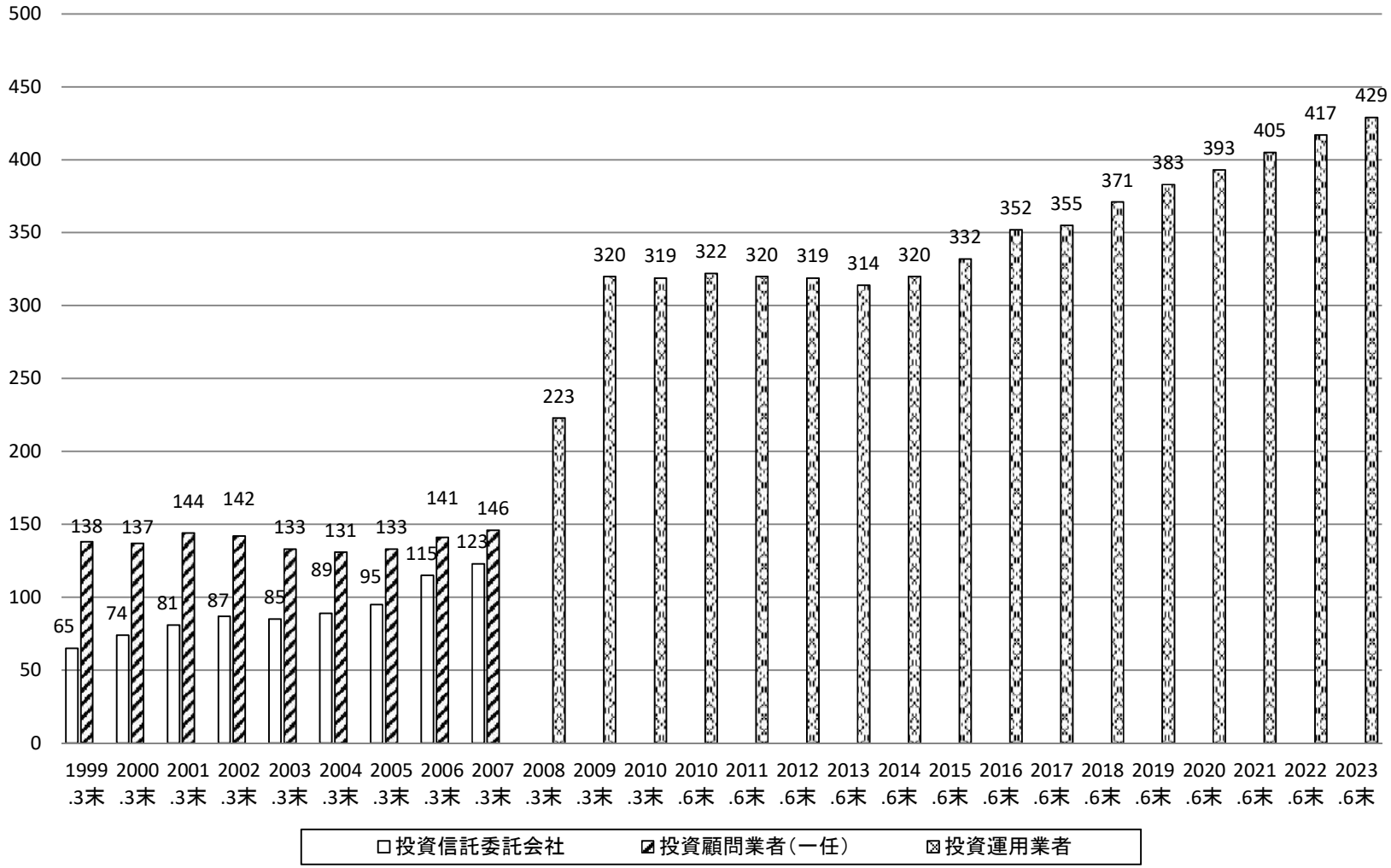
自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、8,124 億円となっている（2022 年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

Ⅳ　投資運用業者に対する行政処分

2022 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、１社に対して行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資法人のために忠実に投資運用業を行っていないことによる忠実義務違反」である。

（別紙1）

金融商品取引業者（投資運用業）数の推移



第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

Ⅰ　登録金融機関の概況

2023 年６月末現在における登録金融機関数は、935 社となっている。（別紙１参照）

なお、2022 年７月以降の登録金融機関に対する行政処分の状況としては、２社に対して、投資者保護上問題が認められたことから、業務改善命令の行政処分を行っている。

Ⅱ　取引所取引許可業者の概況

2023 年６月末現在における取引所取引許可業者数は、２社となっている。

なお、2022 年７月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

Ⅲ　金融商品仲介業者の概況

2023 年６月末現在における金融商品仲介業者数は、684 業者となっている。（別紙１参照）

なお、2022 年７月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況としては、１社に対して、無登録で集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い等を行っている状況が認められたことから、業務改善命令及び登録取消しの行政処分を行っている。

Ⅳ　高速取引行為者の概況

2023 年６月末現在における高速取引行為者数は、50 者となっている。

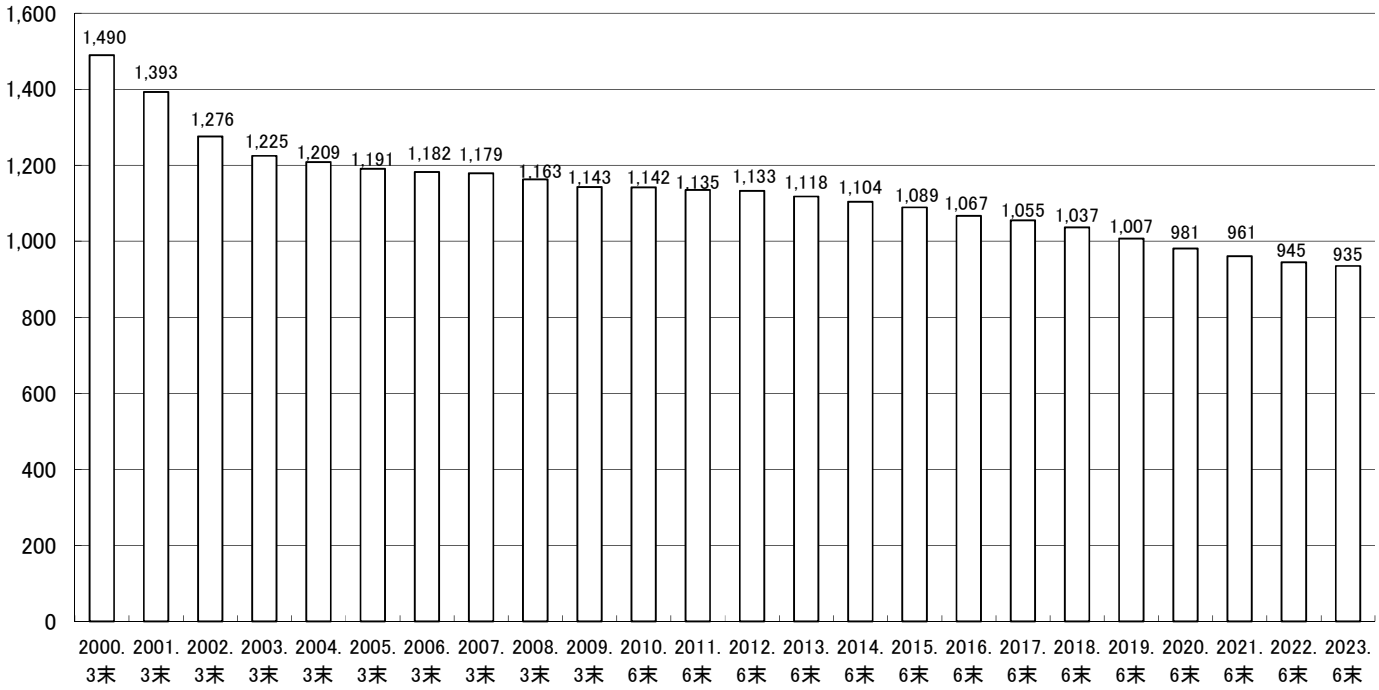
なお、2022 年７月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

また、四半期ごとに「高速取引行為の動向について」（2023 年６月末には東京証券取引所上場銘柄（株式）に加え、大阪取引所上場銘柄（先物・オプション）を追加）を更新・公表した。

（別紙1）

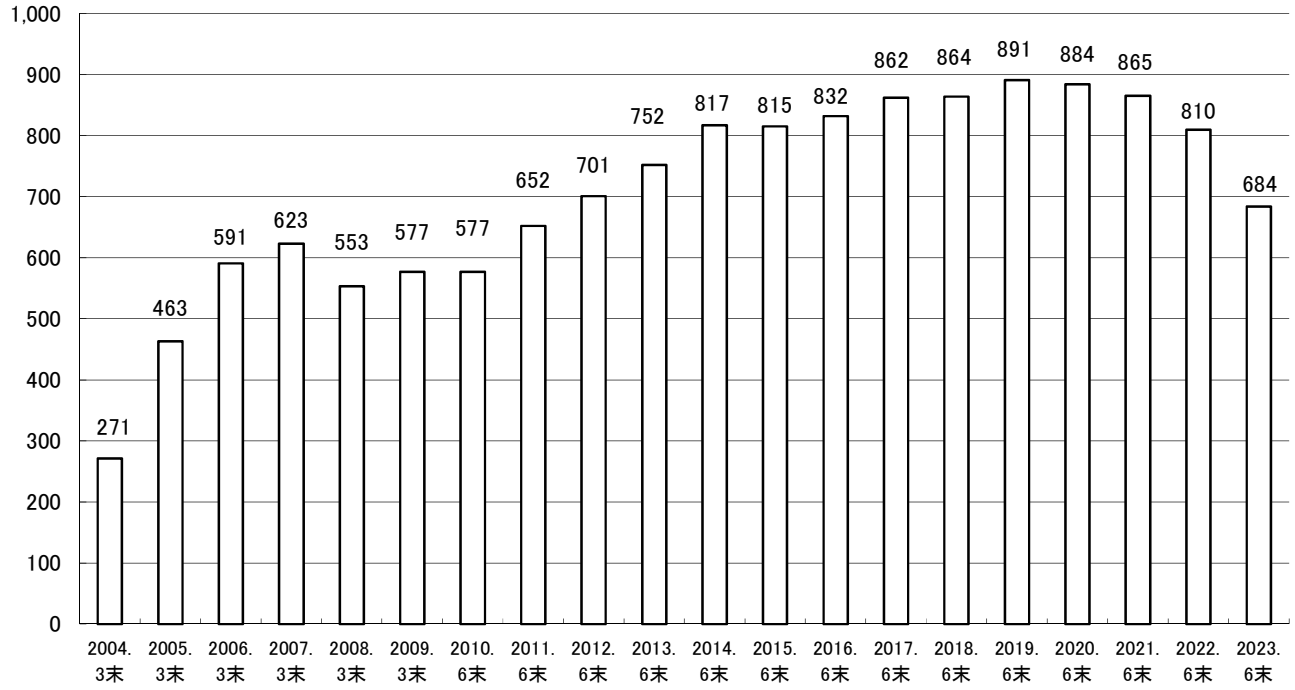
登録金融機関数の推移

（業者数）



金融商品仲介業者数の推移

（業者数）



注：2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第８節　信用格付業者

Ⅰ　信用格付業者の概況（別紙１参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2023 年６月末現在における信用格付業者は７社となっている。

Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人

2023 年６月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、34 法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2023 年６月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	14 法人
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	８法人

信用格付業者登録一覧

（別紙１）

（令和５年６月末現在　７社）

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官（格付）第１号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番８号時事通信ビル
金融庁長官（格付）第２号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第３号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第５号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号丸の内北口ビル
金融庁長官（格付）第６号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官（格付）第７号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目８番地麹町クリスタルシティ東館３階
金融庁長官（格付）第８号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号丸の内北口ビル

第９節　適格機関投資家等特例業務届出者等

Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が１名以上及びそれ以外の者 49 名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

2023 年６月末現在、これらの届出業者は 3,504 者（業務廃止命令発出先 599 者を除く）である。（別紙１参照）

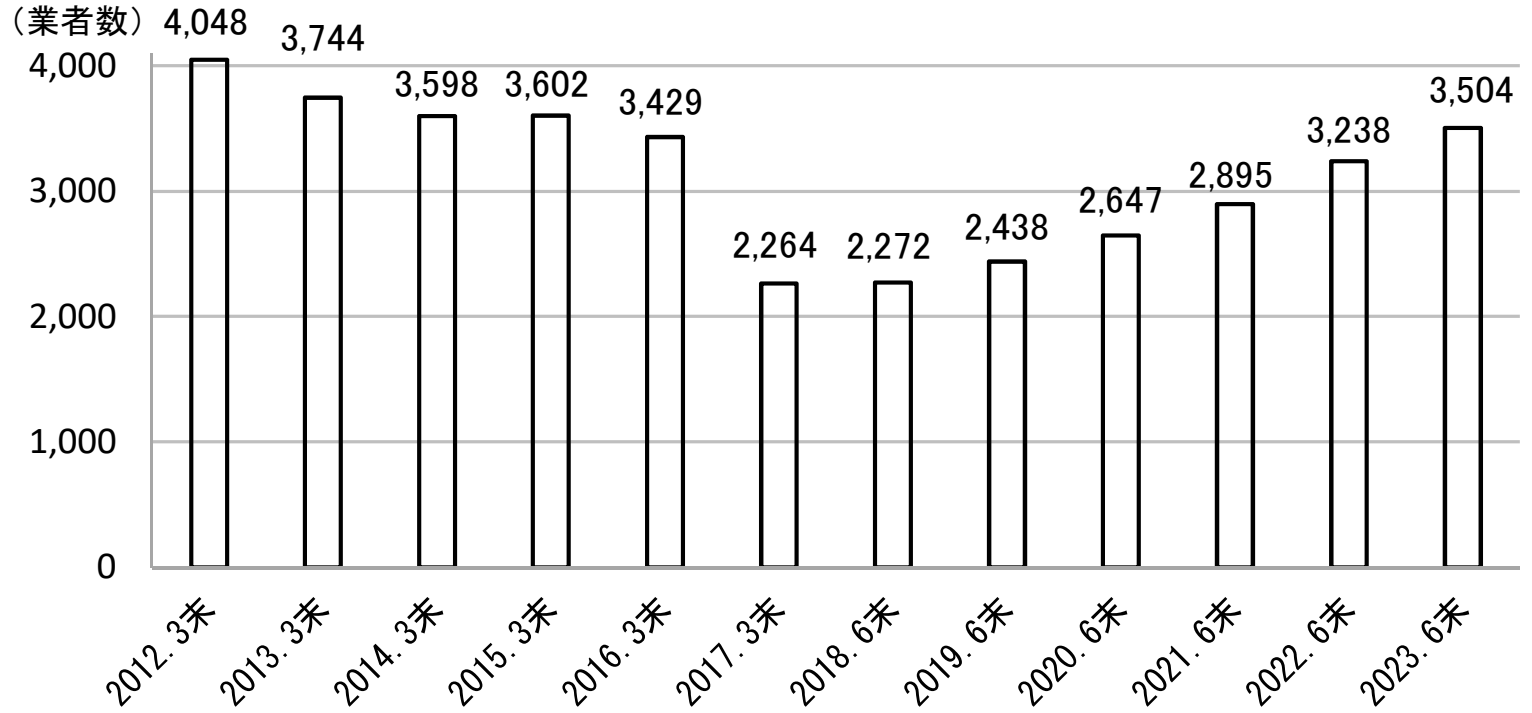
Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2022 年７月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、７件の行政処分（うち業務廃止命令２件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「事業報告書を提出していない状況」、「主たる営業所等を確知できない状況」等となっている。

（別紙１）

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



（注）2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第 10 節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第２条第２項第５号、６号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額９兆 7,059 億円、運用額 75 兆 597 億円となっている(2022 年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計)。(別紙１参照)

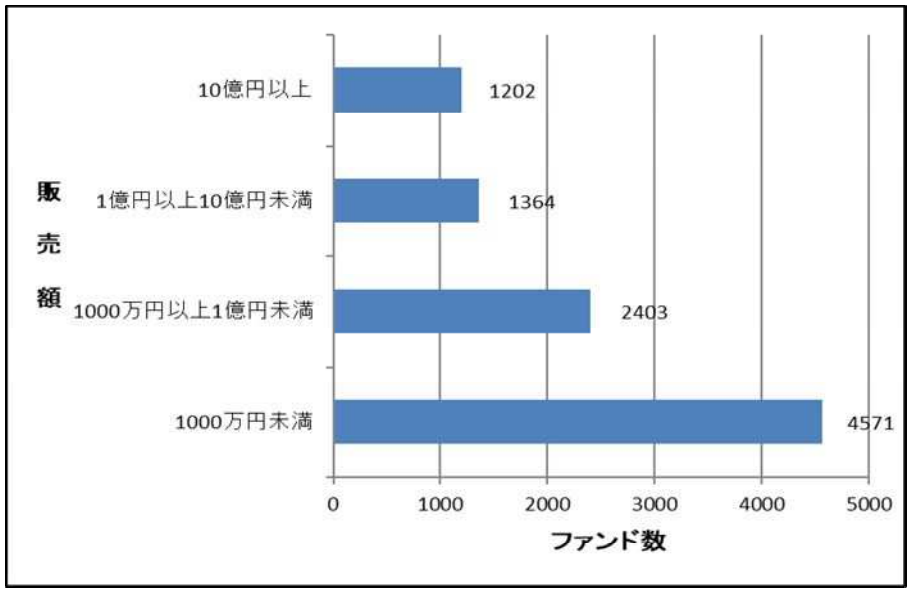
（別紙1）

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

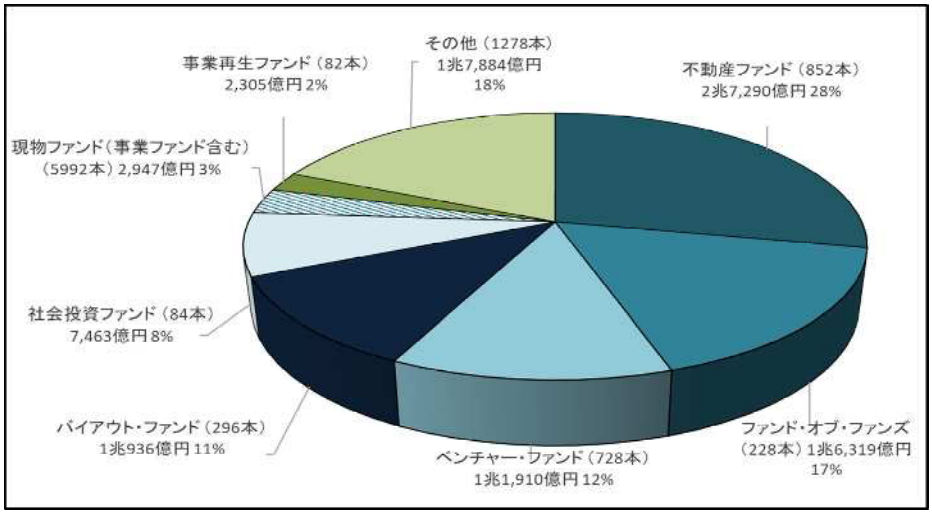
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	うちプロ向けファンド
販売本数	9,540本	2,120本
販売額合計	9兆7,059億円	6兆3,736億円
運用本数	15,633本	4,551本
運用財産額合計	75兆597億円	51兆2,617億円

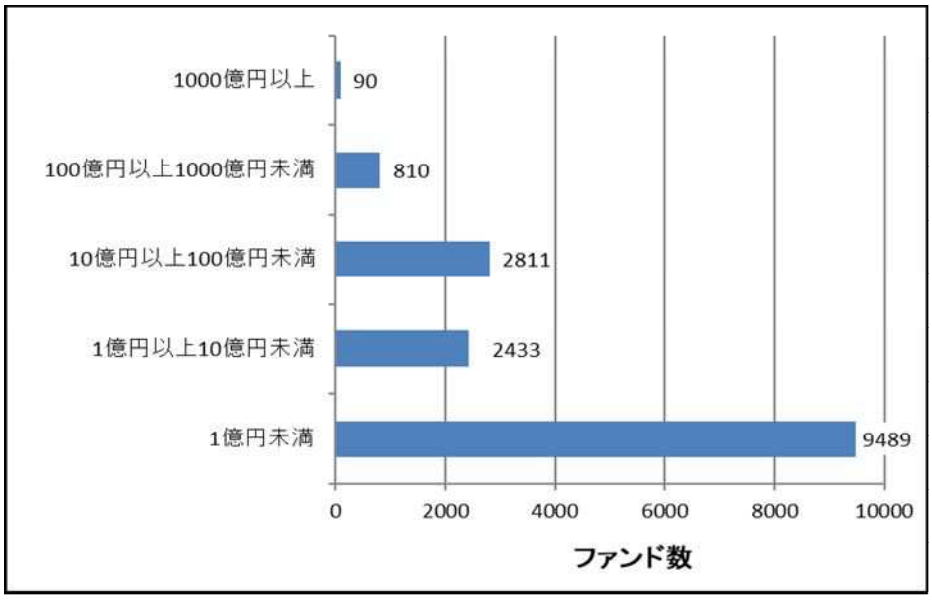
○ 販売額別ファンド本数



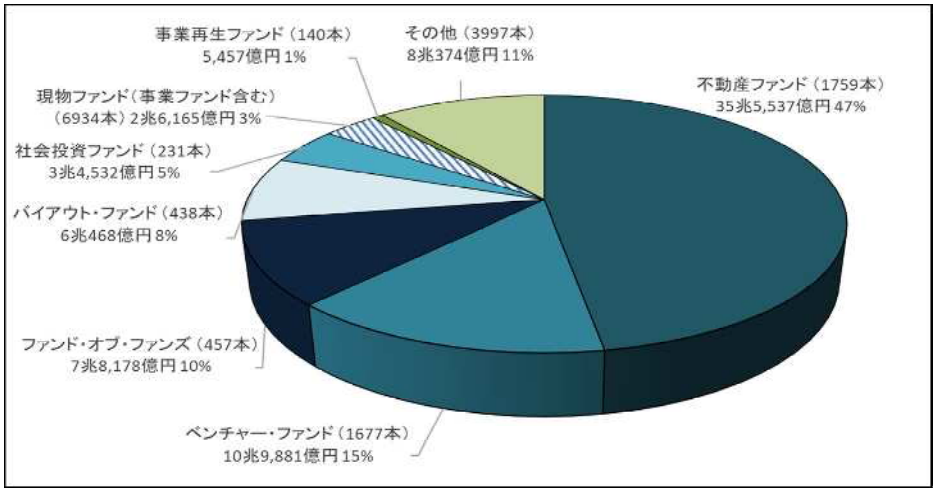
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



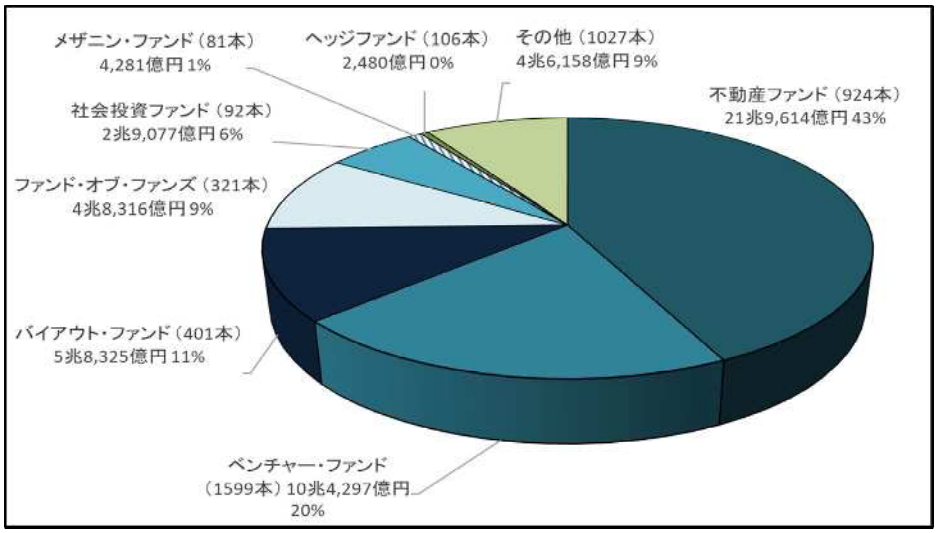
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第11節　認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の７の規定に基づき、2023年６月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

（2023年６月30日現在）

認定日	団 体 名	所 在 地
2010年１月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町２－１－１

第12節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

Ⅰ　相談件数の状況等

2022事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は6,353件（前事務年度6,682件）となっており、そのうち4,925件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約29%、40代以下が約50%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、ＦＸ取引、暗号資産（仮想通貨）、ＩＣＯに関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

Ⅱ　対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

① 金融庁ウェブサイトや公式X（旧Twitter）、リーフレット等を通じた注意喚起

② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応

③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

④ 「詐欺的な投資勧誘等に関する連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第１節　事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　貸金業者の概況

2010年６月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月７日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2022事務年度においては、産業競争力強化法の改正等に伴う見直しを行った。

貸金業者の登録業者数は減少傾向にあり、足元では1,548業者（2023年３月末時点）となっている。一方で、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのＩＴ技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイディアを持った新規参入の動きもみられる。

（貸金業者の登録業者数の推移）

	2021年３月末	2022年３月末	2023年３月末
財務（支）局長登録	271	268	268
都道府県知事登録	1,367	1,312	1,280
合計	1,638	1,580	1,548

Ⅱ　貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2022事務年度は、８業者に対して検査を実施した。

また、業務規制等を踏まえたモニタリングを行ったほか、2022年４月の成年年齢の引下げを踏まえ、18歳・19歳の若年者が収入に比して過大な債務を負うこと

がないよう、日本貸金業協会の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者の貸付状況について、検査等によりモニタリングを行った。

Ⅲ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009 年６月 18 日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも１回行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 34 第１項）、2022 事務年度においては、2022 年 11 月 20 日に実施した。

Ⅳ　貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009 年 10 月５日より登録申請の受付を開始している。

なお、2023 年６月末現在、27,203 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅴ　登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010 年９月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011 年１月から登録講習を実施している。

同講習は毎年１回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第１号）、2022 事務年度は、計 27 回実施している。

Ⅵ　指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第３段階施行（2009 年６月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2023 年６月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010 年３月 11 日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番７号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル５号館

別紙

貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

（単位：人、％）

	第1回試験（平成21年8月30日実施）	第2回試験（平成21年11月22日実施）	第3回試験（平成21年12月20日実施）	第4回試験（平成22年2月28日実施）	第5回試験（平成22年11月21日実施）	第6回試験（平成23年11月20日実施）	第7回試験（平成24年11月18日実施）	第8回試験（平成25年11月17日実施）	第9回試験（平成26年11月16日実施）	第10回試験（平成27年11月15日実施）	第11回試験（平成28年11月20日実施）	第12回試験（平成29年11月19日実施）	第13回試験（平成30年11月18日実施）	第14回試験（令和元年11月17日実施）	第15回試験（令和２年11月15日実施）	第16回試験（令和３年11月21日実施）	第17回試験（令和４年11月20日実施）	合　計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	11,536	243,316
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	9,950	216,622
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	2,644	95,010
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	30.0	33.9	32.2	26.6	43.9
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	1,621	1,643	2,008	1,895	－	57,936
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	51.8	54.7	56.3	56.2	－	61.0

（注）「申請者数」は資格試験実施年の翌々年6月末時点の計数。

第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況

2010年４月１日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・ＩＣ型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	2021年３月末	2022年３月末	2023年３月末
自家型発行者	1,057	1,124	1,165
第三者型発行者	914	890	876
合計	1,971	2,014	2,041

また、資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や 60 日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　５　前払支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60 日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、2022 事務年度において、218 件実施されている。

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（３月末と９月末）における未使用残高が 1,000 万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の２分の１以上の発行保証金の供託等が義務付けられて

いる。
　前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。
　発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990 年 10 月１日）から 2023 年６月末までに 56 件実施されている。
（注）2022 事務年度は発行保証金の還付手続を開始した事例なし。

Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

　「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（2022 年６月 10 日公布、2023 年６月１日施行）の施行にあわせ、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合における監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した（2023 年６月）。また、事業者に対して、資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。
　前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2022 事務年度は、13 業者に対して検査を実施した。

Ⅲ　資金移動業者の概況

　金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009 年１月 14 日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる」とされた。この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引（100 万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010 年４月１日より施行された。
　さらに、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（2020 年６月 12 日公布、2021 年５月１日施行）による改正後の資金決済法（以下、「2020 年改正資金決済法」という。）において、取り扱う為替取引の額に応じた規制体系が整備され、資金移動業は第一種資金移動業（100 万円を超える送金）、第二種資金移動業（100 万円以下の送金）及び第三種資金移動業（５万円以下の送金）に区分されることとなった。

資金移動業者数は、2011 年３月末の 11 業者から 2023 年６月末現在の 83 業者と増加している。また、年間送金件数及び年間取扱額についても年々増加している。

（年間取扱額及び年間送金件数の推移）

	2019年度	2020年度	2021年度
年間送金件数	454百万件	963百万件	1,548百万件
年間取扱額	23,078億円	39,955億円	54,678億円

Ⅳ　資金移動業者に対する金融モニタリング

2022 事務年度においては、第一種資金移動業について、第１号案件を含む２社を登録・認可するとともに、第二種資金移動業の登録審査を進めた。また、事業者に対して、資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。

また、新たに全銀システムに接続する資金移動業者に対する監督上の着眼点を明確にするとともに、無登録業者等への対応を規定するため、事務ガイドラインを改正した（2022 年 10 月）。

厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）の口座への賃金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令（2023 年４月１日施行）を踏まえ、指定資金移動業者への監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した（2023 年４月）。

資金移動業者は、資金決済法に基づき、金融庁及び財務（支）局が検査を実施しており、2022 事務年度は、23 業者に対して検査を実施した。

経営管理態勢や外部委託先管理態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理態勢に重大な問題が認められた資金移動業者に対して、行政処分を行った。

当庁との連携のもと、日本資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について公表を行った（2022 年８月、2023 年３月）。

Ⅴ　暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（2015 年 12 月）を受け、資金決済法を改正し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制や利用者保護の観点から、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入した（2016 年６月公布、2017 年４月１日施行）。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者（みなし業者を含む。）の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段

ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれた。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場した。

こうした状況を受け、2018 年３月、「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置された。同研究会の報告書（2018 年 12 月）を踏まえ、資金決済法を改正し、①暗号資産の流出リスクや過剰な広告・勧誘への対応、②暗号資産を用いた証拠金取引や不公正な行為への対応等を行った(2019 年６月公布､2020 年５月施行)。

このほか､「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　16　暗号資産交換業者関係」を改正し、上記の暗号資産外部流出事案等を踏まえた一連の検査・モニタリングで把握した問題点や、暗号資産交換業に該当するＩＣＯに関する監督上の着眼点を追加した（2019 年９月)。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（2018 年 10 月)。

（注）2020 年５月１日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

Ⅵ　暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

2023 年６月末現在の暗号資産交換業者数は 30 業者である。暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていないと認められた暗号資産交換業者３者に対して行政処分を行った。

ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの資金決済法上の暗号資産への該当性について、事務ガイドラインを改正し、解釈の明確化を行った（2023 年３月 24 日)。

また、登録業者のビジネスモデルを適切に把握した。その上で、ビジネスモデルの多様化も踏まえ、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等に関する監督上の対応について、事務ガイドラインを改正した（2023 年３月 24 日)。

さらに、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、検査・監督を通じて各社の状況を確認したほか、脆弱性診断の実施、演習・訓練によるサイバーコンティンジェンシープランの実効性向上及びサイバーセキュリティ演習（DeltaWall）への積極的な参加を促した。

暗号資産の新規取扱いについて、日本暗号資産取引業協会において、2022 年 12 月から各事業者による暗号資産審査に一定の裁量を委ねるＣＡＳＣ（Crypto Asset Self Check）制度を導入し、審査の効率化に努めた。この結果、日本暗号資産取引業協会として、暗号資産審査の多くが不要となるとともに、ＩＣＯ／ＩＥＯをはじめとした本邦初の暗号資産の審査に充てる時間をこれまで以上に確保することが可能となった。

ＩＥＯに関し、対象事業の実現可能性や利用者保護のために必要な措置等が講じられているかについて審査を実施し、暗号資産交換業者において新規販売がなされた（2022 事務年度は２件)。

無登録で暗号資産交換業を行っている疑いのある者５先に対して照会書を発出するとともに、無登録営業を行っていた６先に対して警告書を発出し、業者名

等を公表した。

日本暗号資産取引業協会と、定期的な意見交換会の実施(2022 年 11 月及び 2023 年６月）等を通じ、登録業者へのモニタリングや無登録業者への対応等について連携した。

また、2022 年 11 月９日、ＦＴＸ Ｔｒａｄｉｎｇ社（グローバル法人）の日本法人であるＦＴＸ Ｊａｐａｎ社が、グローバル法人の方針を踏まえ、利用者財産の引出しを停止したことから、関東財務局は、翌 10 日、当社に対し、行政処分(業務停止命令（利用者財産の返還は可能)、資産の国内保有命令、業務改善命令)を実施した。

なお、2023 年２月 21 日から、日本法人は利用者財産の返還を開始している。

第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き

Ⅰ　ＳＰＣ等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年６月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年６月に成立し、同年９月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「ＳＰＣ」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年５月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年５月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年５月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（ＳＰＣの届出件数）

2022年３月末	2022年６月末	2023年３月末	2023年６月末
1,029社	1,057社	1131社	1132社

（注１）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

Ⅱ　資産の流動化の状況

（億円）

	2020年９月末	2021年９月末	2022年９月末
資産対応証券の発行残高等	117,996	122,422	137,584
① 不動産	50,071	51,388	50,765
② 不動産の信託受益権	53,865	57,250	71,233
③ 指名金銭債権	3,523	1,877	1,885
④ 指名金銭債権の信託受益権	379	676	595
⑤ その他	10,157	11,231	13,105

（注１）毎年９月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注２）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として、1994年に制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたＳＰＣスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年４月には、クラウドファンディング（電子取引業務）を行う事業者の監督を行うにあたり、留意すべき事項を規定する「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を策定した。

不動産特定共同事業者の数は、2023年６月30日現在240社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が86社、国土交通大臣許可業者が１社、都道府県知事許可業者が151社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は５社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2023年６月30日現在121件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2023年６月30日現在58社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が14社、都道府県知事登録業者が44社である。

第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等、社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、2001 年６月に確定拠出年金法が成立し、同年10 月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、さらに、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2023 年６月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は 225 法人となっている。（別紙１参照）

（別紙1）

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組織金融機関(※)	うち保険会社	うち証券会社	その他
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34
2022年6月末	219	75	83	12	17	32
2023年6月末	225	76	83	12	19	35

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務や監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年６月20日に成立し、2008年12月１日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017 年４月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015 年 12 月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

なお、政府の「成長戦略実行計画」（2021 年６月）等を踏まえ、金融界は、産業界と連携し協力を得ながら、2026 年度末までに紙の手形等から電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込）への移行を進めており、電子債権記録機関も利用促進に努めている。

電子債権記録機関は、2023年６月末現在５社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年６月24日
ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社	2010年６月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年９月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年１月25日
Ｔｒａｎｚａｘ電子債権株式会社	2016年７月７日

第８節　電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き

2018 年６月１日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）」により、電子決済等代行業者等に対する登録制が導入された。

電子決済等代行業等に係る登録審査を適切に行うとともに、電子決済等代行業者等の業務特性等を踏まえたモニタリングを行った。また、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ、利用者保護やシステムの安定性の確保を図った。さらに、ＡＰＩ接続を巡る課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握してきた。銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約については、概ねＡＰＩ方式に移行されてきてはいるものの、一部金融機関ではＡＰＩ方式への移行が未了であるため、引き続き継続的なフォローアップを行った。

一般社団法人電子決済等代行事業者協会による認定申請について、銀行法に基づき、電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資する観点から適正な審査を実施し、認定電子決済等代行事業者協会の認定を行った（2023 年３月 29 日）。

2023 年６月末現在の電子決済等代行業者等の登録業者数は 118 業者（うち、電子決済等代行業者が 117 業者、信用金庫電子決済等代行業者が１業者）となっている。

第９節　金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、１つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険全ての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」を創設することを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第 50 号）」が、2021 年 11 月１日に施行され、金融サービス仲介業者に対する登録制が導入された。

この法律によって改正された「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、2021 年 11 月１日付で、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会が、認定業務を行う者として認定されている。

金融サービス仲介業について、新たに５者を登録し、2023 年６月末現在、以下の７者となっている。

金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から、自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対するモニタリングを実施し、金融サービス仲介業の稼働開始や業務運営の状況などについて実態把握を行った。

所管	登録年月日	金融サービス仲介業者名
関東 財務局	令和３年11月１日	株式会社400F
	令和４年３月29日	SCSKサービスウェア株式会社
	令和４年９月13日	株式会社 リクルートペイメント
	令和４年10月５日	株式会社 Habitto
	令和４年11月22日	株式会社 NTTドコモ
	令和５年３月16日	株式会社 SBIネオトレード証券
	令和５年６月26日	株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ

第10節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング

Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2022事務年度は、１協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

区域／種類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2023年３月末現在）。

Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003事務年度から検査を実施している。2015年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

第１節　本制度導入の経緯

政府は、2001年３月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、2001年７月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度にわたる細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

第２節　回答実績

金融庁では、2022事務年度において２件回答を行い、制度導入からの回答の累計は69件となっている。

第３節　利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続

第１節　本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、2005年３月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年４月１日より運用を開始した。

本手続きは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則２ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

第２節　回答実績

2022事務年度においては回答実績はなかった。制度導入からの回答の累計は８件となっている。

第３節　利用上の留意点

Ⅰ　ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

Ⅱ　回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章　疑わしい取引の届出制度

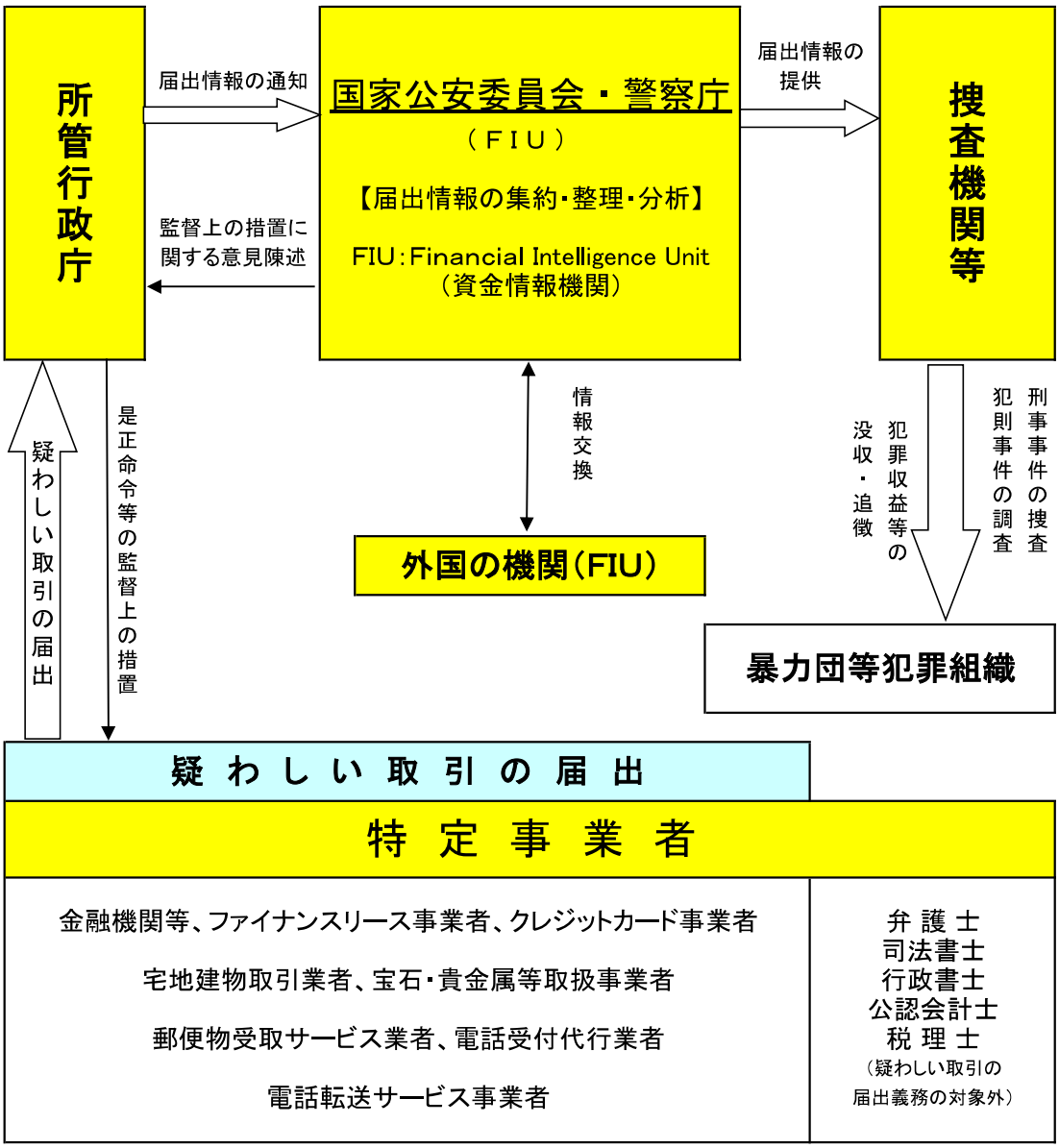
第１節　疑わしい取引の届出制度

犯罪収益移転防止法の規定により、金融機関は、顧客から収受した財産が犯罪収益、テロ資金などである疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（別紙１参照）

疑わしい取引の届出制度の概念図



第２節　疑わしい取引の届出に関する概況

Ⅰ　届出の状況

2022 年１月から 12 月までの１年間に、金融機関から 542,003 件（前年比 46,974 件増）の疑わしい取引の届出が行われた。(※)

（※）「犯罪収益移転防止に関する年次報告書 令和４年 警察庁」より

Ⅱ　研修会の開催

警察庁との共催により、例年、各財務（支）局等において、金融機関の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため対面での研修会を開催しているところである。2022 事務年度は、警察庁と金融庁が共同して金融機関に対しオンラインで説明を行った。

Ⅲ　疑わしい取引の参考事例の公表

当庁では、金融機関が届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示した参考事例を公表している。

Ⅳ　疑わしい取引の届出等の徹底の要請

ＦＡＴＦ声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携の上、金融機関に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章　課徴金納付命令

第１節　課徴金制度について

Ⅰ　経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005 年４月（公認会計士法については 2008 年４月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

１．金融商品取引法

①　不公正取引
（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布又は偽計）

②　情報伝達・取引推奨行為

③　有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④　有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤　公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等

⑥　大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦　プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧　虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

２．公認会計士法

（１）公認会計士

①　公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

②　公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

（２）監査法人

①　監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

②　監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005 年４月１日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した（2018 年７月１日付で総合政策局総務課に設置）。

Ⅱ　課徴金納付命令までの手続（別紙１参照）

第２節　課徴金納付命令等の状況

Ⅰ　課徴金納付命令の実績（別紙２参照）

１．金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2017 事務年度	357 件	109 件	466 件
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件
2019 事務年度	27 件	６件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	７件	22 件
2022 事務年度	16 件	６件	22 件

２．公認会計士法

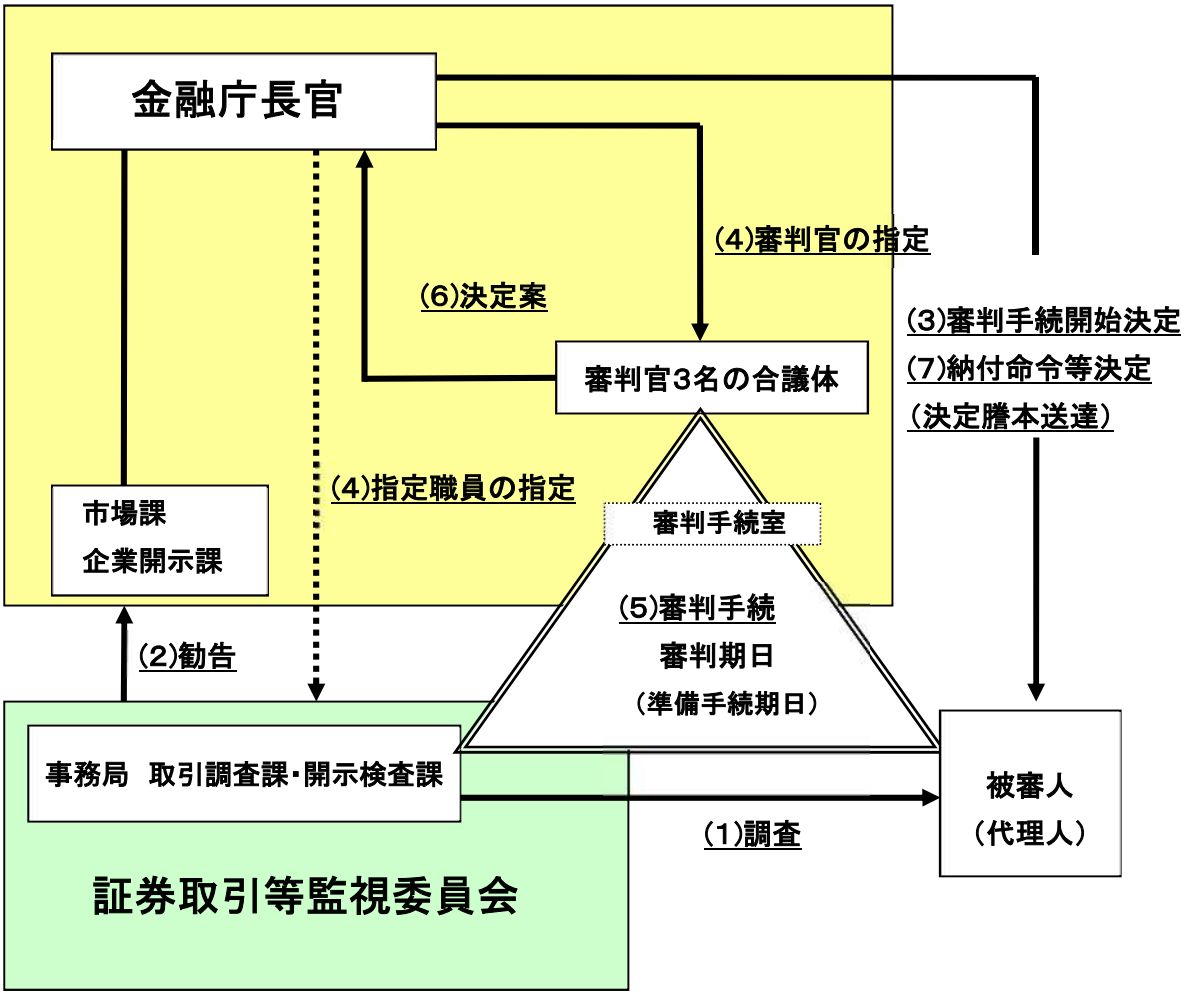
事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	０件	１件	１件

Ⅱ　審判期日等の実績

2022 事務年度中に審判期日が開催されたもの及び審判手続が終結したものはない。

（別紙１）

調査から課徴金納付命令までの流れ

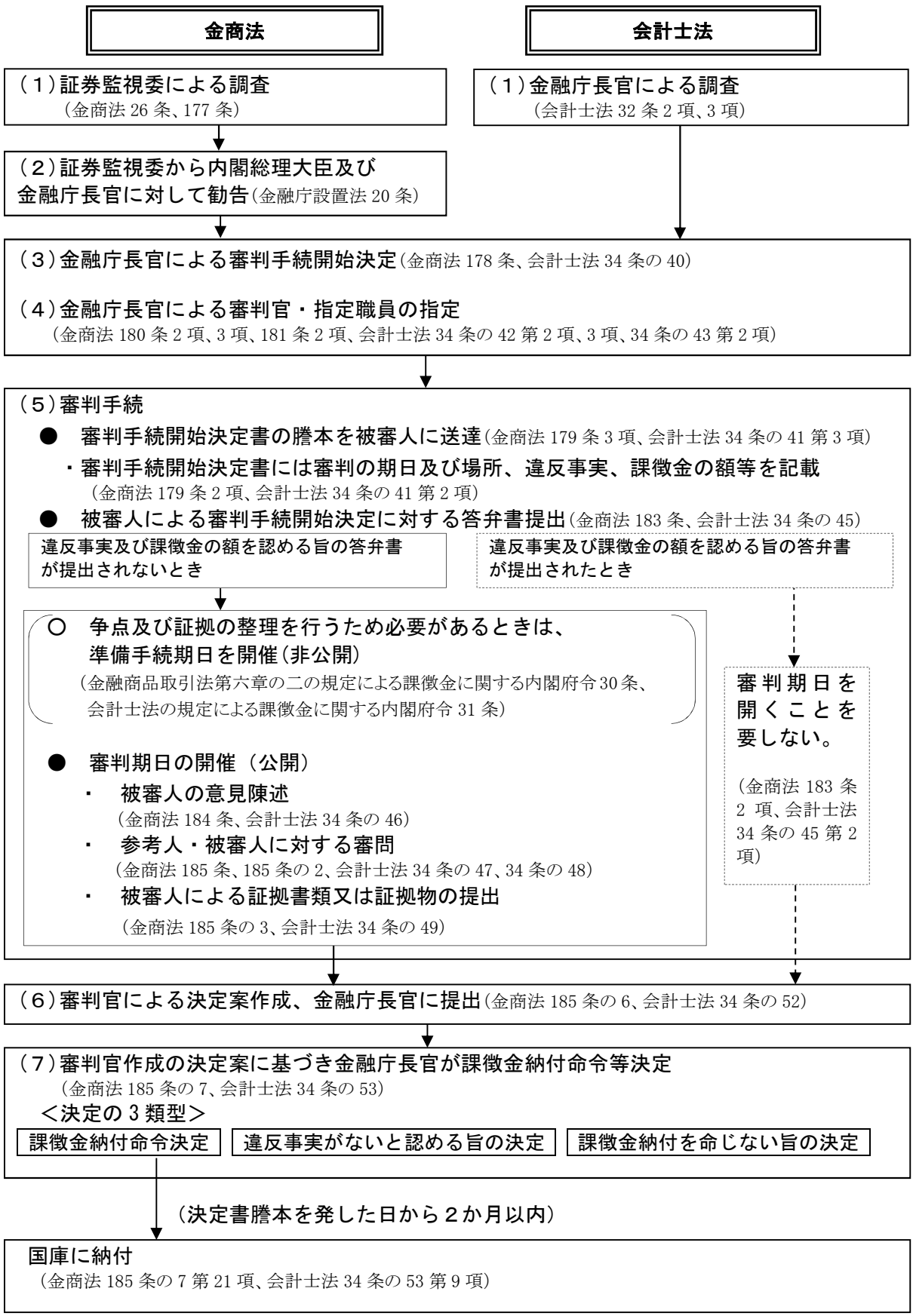


（注）指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※　公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※　番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から３０日以内に裁判所に提起しなければならない（金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63）

※(1) (3) (4) (6) (7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている（金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4）
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

（別紙２）

課徴金納付命令の実績

（2022事務年度）

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	公開買付者との契約締結交渉者の役員による（株）ファミリーマート株式に係る内部者取引 （令和4年度第4号）	公開買付け等事実（伊藤忠商事（株）の業務執行を決定する機関が、（株）ファミリーマート株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）ファミリーマート株式を買い付けた。	個人	2022年6月3日 （勧告） 2022年6月10日 （開始決定）	2022年7月5日	167万円
2	レカム（株）社員からの情報受領者による内部者取引 （令和3年度第14号）	重要事実（レカム（株）の業務執行を決定する機関が、ReSPR TECHNOLOGIES INC.と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、レカム（株）社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、レカム（株）株式を買い付けた。	個人	2022年2月25日 （勧告） 2022年3月4日 （開始決定）	2022年8月9日	1140万円
3	イノテック（株）との契約締結交渉者役員による内部者取引 （令和元年度第33号）	重要事実（イノテック（株）の業務執行を決定する機関が、CVP Holdings Limitedと業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己及び同族会社の計算において、イノテック（株）株式を買い付けた。	個人	2019年12月6日 （勧告） 2019年12月24日 （開始決定）	2022年9月1日	1億9625万円
4	アジア開発キャピタル（株）における有価証券報告書等の虚偽記載 （令和4年度第5号）	架空循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	アジア開発キャピタル（株）	2022年6月17日 （勧告） 2022年6月24日 （開始決定）	2022年9月1日	1500万円
5	（株）北弘電社における有価証券報告書等の虚偽記載 （令和4年度第6号）	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	（株）北弘電社	2022年6月21日 （勧告） 2022年6月23日 （開始決定）	2022年9月1日	600万円
6	（株）京写株式に係る相場操縦 （令和4年度第9号）	（株）京写株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年6月28日 （勧告） 2022年7月5日 （開始決定）	2022年9月1日	415万円
7	長期国債先物に係る相場操縦 （令和4年度第7号）	長期国債先物につき、同先物の売買を誘引する目的をもって、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその委託をした。	アトランティック・トレーディング・ロンドン・リミテッド （Atlantic Trading London Limited）	2022年6月21日 （勧告） 2022年6月28日 （開始決定）	2022年9月9日	4285万円
8	（株）関西みらいフィナンシャルグループ社員による内部者取引等 （令和4年度第10号）	公開買付け等事実（（株）りそなホールディングスの業務執行を決定する機関が、（株）関西みらいフィナンシャルグループ株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）及び重要事実（（株）関西みらいフィナンシャルグループの業務執行を決定する機関が、（株）りそなホールディングスを完全親会社とし、（株）関西みらいフィナンシャルグループを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、（１）上記各事実の公表前に、自己の計算において、（株）関西みらいフィナンシャルグループ株式を買い付けた。 （２）上記各事実の公表前に（株）関西みらいフィナンシャルグループ株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2022年9月2日 （勧告） 2022年9月9日 （開始決定）	2022年10月20日	163万円

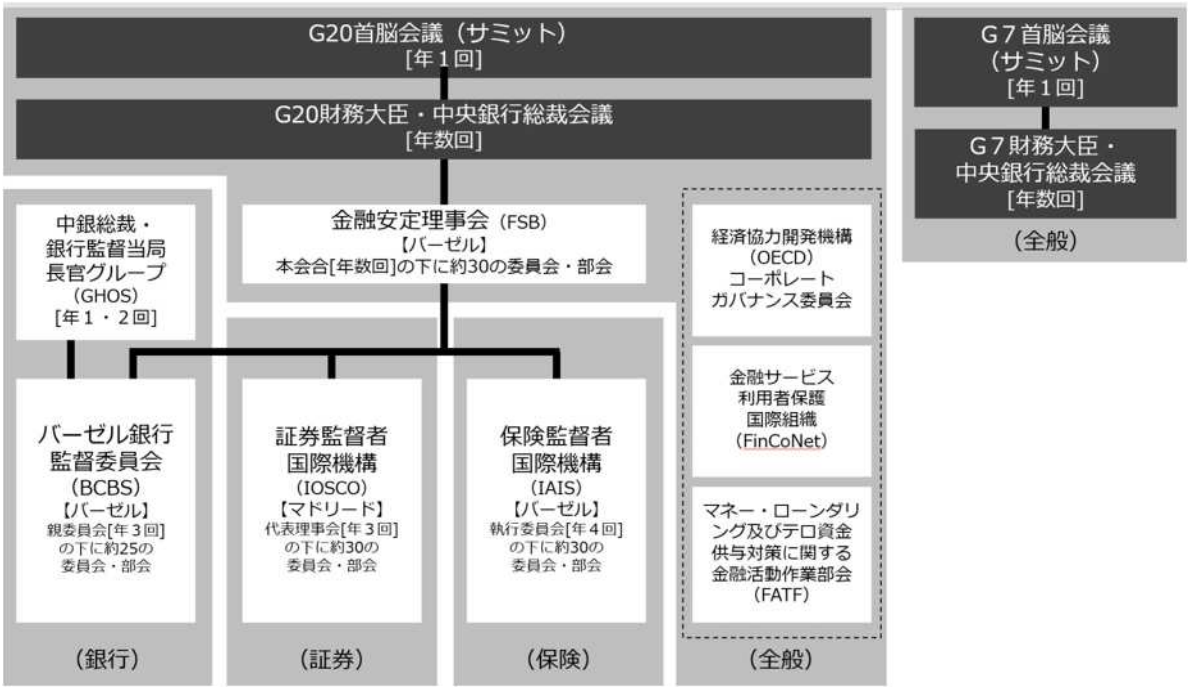
No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	（株）関西みらいフィナンシャルグループ社員から伝達を受けた者による内部者取引 （令和4年度第11号）	公開買付け等事実（（株）りそなホールディングスの業務執行を決定する機関が、（株）関西みらいフィナンシャルグループ株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）及び重要事実（（株）関西みらいフィナンシャルグループの業務執行を決定する機関が、（株）りそなホールディングスを完全親会社とし、（株）関西みらいフィナンシャルグループを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をしたこと）について、（株）関西みらいフィナンシャルグループ社員から伝達を受けながら、各事実の公表前に、自己の計算において、（株）関西みらいフィナンシャルグループ株式を買い付けた。	個人	2022年9月2日 （勧告） 2022年9月9日 （開始決定）	2022年10月20日	31万円
10	日本板硝子（株）株式外１銘柄に係る相場操縦 （令和4年度第12号）	（１）日本板硝子（株）株式 及び （２）（株）ツカダ・グローバルホールディング株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年9月6日 （勧告） 2022年9月13日 （開始決定）	2022年10月20日	215万円
11	大成（株）社員による公開買付けの実施に関する事実に係る推奨行為 （令和4年度第13号）	公開買付け等事実（（株）アイ・ケイ・ケイの業務執行を決定する機関が、大成（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に大成（株）株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2022年9月9日 （勧告） 2022年9月16日 （開始決定）	2022年10月20日	21万円
12	ヤマハ（株）株式に係る相場操縦 （令和3年度第5号）	ヤマハ（株）株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の店頭デリバティブ取引及びその申込みをした。	エボリューション・トレーディング・エルティディ （Evolution Trading Ltd）	2021年11月5日 （勧告） 2021年11月11日 （開始決定）	2022年12月12日	276万円
13	アジャイルメディア・ネットワーク（株）における有価証券報告書等の虚偽記載 （令和4年度第8号）	架空取引による売上の過大計上、販売費及び一般管理費の過少計上及びソフトウェア仮勘定の架空計上等の不適正な会計処理を行い、 （１）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株券及び新株予約権証券を取得させた。	アジャイルメディア・ネットワーク（株）	2022年6月23日 （勧告） 2022年7月1日 （開始決定）	2022年12月12日	6925万円
14	（株）アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和4年度第14号）	売上の過大計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	（株）アマナ	2022年11月1日 （勧告） 2022年11月7日 （開始決定）	2022年12月12日	1650万円
15	名古屋電機工業（株）社員からの情報受領者による内部者取引 （令和4年度第15号）	重要事実（名古屋電機工業（株）の属する企業集団の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	2022年11月29日 （勧告） 2022年12月6日 （開始決定）	2023年1月25日	73万円
16	（株）ＹＥ　ＤＩＧＩＴＡＬ株式外１銘柄に係る相場操縦 （令和4年度第16号）	（１）（株）ＹＥ　ＤＩＧＩＴＡＬ株式 及び （２）データセクション（株）株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	2022年12月6日 （勧告） 2022年12月13日 （開始決定）	2023年1月25日	592万円

No.	事　　件　　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
17	（株）ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 （令和4年度第17号）	売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行い、また、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載せず、 （１）重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 （２）重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権証券を取得させた。 （３）重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書等を提出した。	（株）ディー・ディー・エス	2022年12月9日 （勧告） 2022年12月16日 （開始決定）	2023年2月8日	2億0573万円
18	（株）Ｎ・フィールド社員から伝達を受けた者による内部者取引 （令和4年度第18号）	公開買付け等事実（ユニゾン・キャピタル（株）の業務執行を決定する機関が、（株）Ｎ・フィールド株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、（株）Ｎ・フィールド社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）Ｎ・フィールド株式を買い付けた。	個人	2023年2月28日 （勧告） 2023年3月7日 （開始決定）	2023年4月6日	34万円
19	（株）Ｎ・フィールド社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達 （令和4年度第19号）	公開買付け等事実（ユニゾン・キャピタル（株）の業務執行を決定する機関が、（株）Ｎ・フィールド株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に（株）Ｎ・フィールド株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	2023年2月28日 （勧告） 2023年3月7日 （開始決定）	2023年4月6日	17万円
20	ＪＥＳＣＯホールディングス（株）株式外１銘柄に係る相場操縦 （令和5年度第1号）	（１）ＪＥＳＣＯホールディングス（株）株式 及び （２）（株）シンシア株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	2023年3月24日 （勧告） 2023年4月11日 （開始決定）	2023年5月22日	266万円
21	（株）BuySell Technologiesとの契約締結交渉者の代理人による内部者取引等 （令和5年度第2号）	重要事実（（株）BuySell Technologiesの業務執行を決定する機関が、①（株）ダイヤコーポレーション株式を取得して子会社化すること及び②（株）BuySell Technologiesを完全親会社とし、（株）ダイヤコーポレーションを完全子会社とする株式交換を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、 （１）上記各事実の公表前に、自己の計算において、（株）BuySell Technologies株式を買い付けた。 （２）上記各事実の公表前に（株）BuySell Technologies株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。	個人	2023年3月28日 （勧告） 2023年4月11日 （開始決定）	2023年5月22日	303万円
22	（株）東京衡機における有価証券報告書等の虚偽記載 （令和5年度第3号）	売上の過大計上の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	（株）東京衡機	2023年5月19日 （勧告） 2023年5月26日 （開始決定）	2023年6月27日	1200万円

第 18 章　金融に関する国際的な議論

金融庁は、「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20 や、ＦＳＢをはじめとする国際的な会議体・基準設定主体において、金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20･金融安定理事会（ＦＳＢ）･バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				欧州				中東・アフリカ			
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	―
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○	
米州				ルクセンブルク			○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行（BIS）		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会（EC）	⑦	○	○	国際通貨基金（IMF）		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）	⑦	○	○	世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）監督委員会		○	○	経済協力開発機構（OECD）		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合（EU）	⑦						

（※１）G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはＧ７メンバー。

（※２）ＦＳＢのウェブサイトによれば、ロシア当局は 2023 年７月現在、ＦＳＢの会合に参加しないことで合意している。また、ＢＣＢＳのウェブサイトによれば、ロシア中銀のＢＩＳサービス及びＢＣＢＳを含むＢＩＳの会合へのアクセスは 2022 年７月時点で停止されている。

（※３）証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）・保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。（※４）バーゼル銀行監督委員会

（ＢＣＢＳ）につき、欧州委員会（ＥＣ）、国際決済銀行（ＢＩＳ）、国際通貨基金（ＩＭＦ）はオブザーバーとして参加。

第１節　Ｇ７

Ⅰ　沿革

1986 年の東京サミットにおいて、サミット参加７か国間でインフレなき経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として設立が合意され、1986 年９月に第１回Ｇ７はワシントンＤ．Ｃ．で開催された。以来、マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論の他、開発、新興市場国等の幅広い政策課題について議論が行われている。2022 年はドイツ、2023 年は日本、2024 年はイタリア、2025 年はカナダが議長国を務める。

Ⅱ　主な議論

近年、金融関連では、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブルファイナンス等が主要な議題となっている。
ドイツ議長下で開催された 2022 年 10 月のＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議では、気候問題に関するＧ７財務大臣・中央銀行総裁声明が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、国際的な作業の進展を歓迎し、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」及び「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会（ＦＳＢ）ロードマップ」の実施のための更なる行動を奨励し、適切な場合に、これらの提言及び原則を我々の法域において運用するための措置を取っていく。我々は、市場参加者に対して一貫した、意思決定に有用な情報を提供する気候関連財務開示の義務化へ向かうとのコミットメントを再確認し、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）が現在策定中のサステナビリティ報告基準のグローバルなベースラインを歓迎する。グローバルベースラインへの支援は、特に新興国や途上国において、情報を改善し、もって必要とされる投資のための資金を動員する可能性があり、我々は、ＩＳＳＢが地域の基準設定主体及び現地のステークホルダーと緊密に連携し、助言と能力支援を提供することを求める。我々は、ＩＳＳＢの「法域別作業部会」を歓迎する。我々は、グローバルベースラインが気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）の枠組に基づいていることが不可欠であると考えており、全ての参加者が、より野心的な開示要件に組み込まれ得る、実用的で柔軟かつ相互運用可能なグローバルベースラインに向けた更なる建設的な協力を追求することを奨励する。

2023 年１月からの１年間は、日本がＧ７議長国を務めている。日本議長下のＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議及びその下部会合では、金融分野のプライオリティである①暗号資産・ステーブルコイン、②サステナビリティ開示、③トランジション・ファイナンス、④自然災害リスクファイナンスに加え、2023 年３月以降の一連の銀行破綻等を踏まえた金融セクターの動向について議論されてきた。

2023 年４月にはＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、共同声明が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、最近の世界経済及び金融セクターの動向について議論し、マクロ経済と金融の安定を維持するという我々の決意を再確認する。世界経済の成長は、予想されていたよりも強靭である。インフレ率は引き続き高く、そして中央銀行は、物価の安定を達成することに引き続き強くコミットしている。同時に、最近の金融セクターの動向は、世界経済の見通しの不確実性と、引き続き警戒する必要性を強調する。我々は、関係当局の迅速な対応と 2008 年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、金融システムが強靭であることを再確認する。我々は、引き続き金融セクターの動向を注意深く監視し、グローバルな金融システムの安定と強靭性を維持するために適切な行動をとる用意がある。

2023 年５月にはＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、共同声明が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、監督・規制当局と引き続き緊密に連携して金融セクターの動向を監視するとともに、金融安定及びグローバルな金融システムの強靭性を維持するために適切な行動をとる用意がある。我々は、銀行の資本及び流動性水準の相当の引き上げや破綻機関を効果的に処理するための国際的な枠組、国境を越えた規制・監督上の協力の強化を含む、2008 年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、我々の金融システムが強靭であることを再確認する。我々は、銀行部門における、データ、監督及び規制のギャップに対処する。我々は、金融安定理事会（ＦＳＢ）による、銀行のプルーデンス及び破綻処理の枠組に関するものを含む、最近の出来事から得られる教訓、及びその結果としての、金融の安定を強化するための将来の作業の優先事項を引き出すために進行中の取組を支持する。また、我々は、引き続き、ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）における脆弱性への対処を優先する。我々は、ＦＳＢによるマネー・マーケット・ファンドの政策提案の実施の推進、オープンエンド型ファンドにおける構造的な流動性ミスマッチへの対処、ＮＢＦＩのレバレッジにおける脆弱性への対処、並びに中央清算市場及び中央清算されない市場における証拠金の慣行の改善を含む、ＮＢＦＩの強靭性の強化に関するＦＳＢ及び基準設定主体（ＳＳＢｓ）の作業を強く支持する。

- 我々はまた、「気候関連金融リスクに対処するためのＦＳＢロードマップ」を支持し、その他の国際的なＳＳＢｓの関連作業を歓迎する。Ｇ７の中央銀行は、それぞれのマンデートに関連する気候変動の影響に対処することにコミットしている。我々は、物価の安定と金融の安定が秩序ある移行にとって重要な前提条件であることを確認する。我々はまた、各国で異なる野心やアプローチから生じ得る国境を越えて波及する効果を含め、気候変動及び異なる緩和政策による短期及び長期のマクロ経済的な影響に関する我々の理解を更に向上させることにコミットする。その際、我々は、我々のモデル専門家のネットワークを活用し、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）及びその他の国際機関と協力するとともに、気候変動及び移行の道筋における世界各国に固有の状況を考慮する。

- 我々は、トランジション・ファイナンスの枠組を含む、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の実施及びモニタリングを支持することに引き続きコミットする。1.5 度の気温上昇目標を射程に入れ続けることと整合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減に基づいているトランジション・ファイナンスは、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有している。我々は、先を見据えた方法による移行の進捗の評価を可能にすることと、実体経済の排出削減に関連するファイナンスト・エミッションの軌跡について説明することにより、秩序あるネット・ゼロへの移行と整合的な投資を促進する助けとなる。
- 信頼性のある道筋に支えられた移行計画を通じたものを含む、科学に基づく、移行関連の情報の入手可能性と信頼性を公的・民間セクターが強化することを奨励する。気候変動により悪化した自然災害の頻度と深刻度が増していることを踏まえると、特に脆弱な国にとって、補償ギャップを縮小するために、保険を含む災害リスクファイナンスの促進における、民間・公的セクターの協調の強化が極めて重要である。我々はまた、ＯＥＣＤとの連携の下での、保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）による、自然災害リスクに対する経済的及び財務的な強靱性をいかに強化するかについての、2023 年末までの報告書に期待する。
- 効果的なモニタリング、規制及び監視は、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産の活動及び市場がもたらす金融安定及び健全性のリスクに対処するために、極めて重要である。我々は、ＦＳＢによる 2023 年７月までのハイレベル勧告最終化に期待する。我々は、ＦＳＢの勧告及びＳＳＢｓにより確立された基準及びガイダンスと整合的な形で、暗号資産の活動及び市場並びにステーブルコインに関する効果的な規制監督上の枠組みを実施することにコミットする。我々はまた、ＦＳＢ及びＳＳＢｓが、規制裁定を避けるため、一貫した、効果的かつ適時の勧告の実施を、グローバルに促進することを奨励する。我々は、ＦＳＢ及び ＳＳＢｓが、分散型金融（ＤｅＦｉ）及び多機能暗号資産仲介業者に関するフォローアップ作業を実施することを

支持する。我々は、拡散金融のための暗号資産の窃取、ランサムウェアによる攻撃、テロ資金供与及び制裁の回避を含む、特に国家主体による不正な活動による脅威の高まりに鑑み、「トラベル・ルール」を含む、暗号資産に関するＦＡＴＦ基準のグローバルな実施を加速するための金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）によるイニシアティブ、並びに、ＤｅＦｉ及び個人間で行われる取引（Ｐ２Ｐ取引）から生じるものを含め、新たなリスクに関する作業を支持する。我々はまた、ＦＡＴＦによる４回目の暗号資産にかかる進捗報告及びこれらのイニシアティブに関する更なる作業に期待する。

- 我々は、一貫性があり、比較可能で信頼できる、気候を含むサステナビリティ情報開示に対するコミットメントを強調する。我々は、投資を動員し、イノベーション、生産性向上及び排出削減の潜在力を引き出す助けとなる、サステナビリティ情報の入手可能性を強化するための取組を歓迎する。我々は、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）が、サステナビリティに関する全般的な報告基準及び気候関連開示基準を最終化し、また、グローバルに相互運用性のあるサステナビリティ開示枠組の達成に向けて取り組むことを支持する。我々は、ＩＳＳＢによる、その作業計画の市中協議に沿った、生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待する。これは、生物多様性、従業員への投資並びに多様性、公平性及び包摂性に関する活動による企業の価値創造を投資家が評価する能力を強化しうる。我々は、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）によるＩＳＳＢの２つの基準を承認するかどうかに関する議論に期待する。また、我々は 2023 年９月に発表予定の自然関連財務情報開示タスクフォース（ＴＮＦＤ）の最終版の枠組に期待するとともに、ＴＮＦＤとＩＳＳＢが協力を継続することを奨励する。

同じく 2023 年５月にはＧ７広島サミットも開催され、首脳コミュニケが発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、金融セクターの動向を引き続き注意深く監視するとともに、金融安定及びグローバルな金融システムの強靭性を維持するために適切な行動をとる用意がある。我々は、2008 年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、我々の金融システムが強靭であることを再確認する。我々は、ノンバンク金融仲介の強靭性の強化に関する金融安定理事会（ＦＳＢ）及び基準設定主体の作業を強く支持する。我々は、通貨・金融システムの安定性、強靭性及び健全性に対する潜在的なリスクに対処しつつ、決済の効率性及び金融包摂のようなイノベーションの恩恵を活用するためのデジタル・マネーに関する政策検討を継続する。効果的なモニタリング、規制及び監視は、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産の活動及び市場がもたらす金融安定及び健全性のリスクに対処し、規制裁定を避けるために、極めて重要である。

- 我々は、気候を含む持続可能性に関する情報の一貫性、比較可能性、及び信頼性のある情報開示へのコミットメントを強調する。我々は、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）が、持続可能性に関する全般的な報告基準及び気候関連開示基準を最終化し、またグローバルに相互運用性のある持続可能性開示枠組の達成に向けて取り組むことを支持する。我々はまた、ＩＳＳＢによる、その作業計画の市中協議に沿った、生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待する。我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の実施及びモニタリングを支持することに引き続きコミットする。我々は、企業が信頼性のある気候移行計画に基づき、パリ協定の気温目標に沿ったネット・ゼロ移行を実行する必要性を強調する。我々はまた、摂氏 1.5 度の気温上昇目標を射程に入れ続けることと整合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減に基づいているトランジション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有することを強調する。

第２節　G20

Ⅰ　沿革

2008 年９月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、Ｇ７を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年 11 月に第１回G20 首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20 は、「国際経済協調の第一のフォーラム」として定例化されている。近年では、年１回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2022 年はインドネシア、2023 年はインド、2024 年はブラジル、2025 年は南アフリカが議長国を務める。

Ⅱ　主な議論

金融関連では、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブルファイナンス、クロスボーダー送金の改善、ノンバンク金融仲介の強靭性強化、金融包摂等が主要な議題となっている。

2022 年７月にはG20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、議長総括が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、柔軟性がありかつ自発的な「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に対応する、オンライン保存ダッシュボードに示されるであろう進捗を称賛する。我々は、ロードマップにおいて特定された行動に対処す

るため、G20、国際機関、その他の国際的なネットワーク及びイニシアティブ、並びに民間部門にわたる更なる努力を求めるとともに、国レベルでの進捗に焦点を当てるため、メンバーからの自主的なインプットを歓迎する。我々は、トランジション・ファイナンスの枠組の開発、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性の向上、サステナブル・ファイナンスへのアクセス可能性及びその負担可能性の向上、並びに移行を支援する資金調達及び投資を奨励する政策手段の議論における進展を歓迎する。我々は、2022 年 10 月の最終の「G20 サステナブル・ファイナンス報告書」に期待する。

- 我々は、より困難な世界経済・金融の見通しに直面する中において、グローバルな金融システムの強靭性を強化する必要性を強調し、金融安定理事会（ＦＳＢ）に対し、そのモニタリングを強化するよう求める。我々は、政策措置の継続的な協調及び国際基準の実施等を通じ、グローバルな金融安定を維持することにコミットする。我々は、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するＦＳＢの中間報告書を歓迎し、11 月の首脳サミットに先立つ最終報告書の政策検討に期待する。我々は、ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）における構造的脆弱性にシステミックな観点から対処することを含め、クロスボーダーな波及効果に対する強靭性を高めるためのグローバルな政策行動を強く支持し、10 月のＮＢＦＩにおけるシステミックなリスクに対処するための政策提案を含むＦＳＢの報告書に期待する。我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」を補完する、気候関連金融リスクに対処するための更新されたＦＳＢロードマップの実施を前進させることを支持する。気候関連金融リスクに効果的に対処するためには、グローバルに一貫性のあるデータを要する。我々は、国際的に一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示のための、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）による基準の最終化に期待する。

- 我々は、いわゆるステーブルコインを含む暗号資産が強固な規制・監督の対象となることを確保するためのＦＳＢの進行中の作業を歓迎する。我々は、イノベーションの恩恵を活用しながら、規制の成果を強化し、公平な競争条件を支援するため、リスクに関する公衆の認識を構築するＦＳＢの取組や、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を適用する」との原則を実施することの重要性を強調するＦＳＢの市中コミュニケーションを支持する。我々は、重要なパフォーマンス指標の当初推計、及び次の段階の作業の優先順位を示す「2022 年進捗報告書」の将来における提供を含む、「クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップ」の継続的な実施を支持する。（中略）我々は、「G20/ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに関する第２次報告書を歓迎する。
- 新型コロナウイルスのパンデミックは、特に女性、若者及び中小零細企業（ＭＳＭＥｓ）といった、最も資金的に脆弱で十分なサービスを受けられないグ

ループにとっての不平等を拡大させた。我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ）による進展を歓迎し、「G20 の 2020 年金融包摂行動計画」に導かれた、生産性向上と、十分なサービスを受けられないグループのため持続可能で包摂性のある経済の育成を目的とする、「デジタル化の恩恵を活用するためのG20 の金融包摂枠組」の最終化を期待する。この枠組は、「デジタル金融包摂のためのG20 ハイレベル原則のための実務的な実施ガイド」、ＭＳＭＥｓへの信用にとどまらないデジタル及び革新的な金融商品・サービスに関する生きたデータベース、及びＭＳＭＥｓのデジタル金融サービスへのアクセスに関する規制上の診断ツールキットに基づいて構築される。デジタル化及びサステナブル・ファイナンスの発展に対処し、金融包摂及び福祉を支援するため、我々は、更新された「G20/ＯＥＣＤ金融消費者保護ハイレベル原則」を支持し、更新された「G20/ＯＥＣＤ中小企業金融に関するハイレベル原則」を歓迎する。

- 我々は、暗号資産、特に「トラベル・ルール」、及び実質的支配者の透明性に係るものを含む、ＦＡＴＦ基準の効果的な実施を支持し、また、経済及び社会に重大な影響を与える大規模かつシステム全体に及ぶ腐敗行為及び環境犯罪との闘いにおけるＦＡＴＦ基準の役割を認識する。

2022 年 10 月にはG20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、、議長総括が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、自発的で柔軟性のある「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の優先事項への対応についての、G20、国際機関、その他の国際的なネットワーク及びイニシアティブ、並びに民間部門にわたる進展を歓迎するとともに、サステナブル・ファイナンスを拡大するロードマップで推奨された行動を推進するための更なる努力を求める。我々は、サステナブル・ファイナンス作業部会による、ロードマップにおける進行中及び今後の進捗を示すための、オンラインのダッシュボード及び関連する作業の保存を歓迎し、各国の事情を考慮しつつ、メンバーによる自主的な貢献を奨励する。我々は、トランジション・ファイナンスの枠組の開発、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性の向上、並びにアクセス可能性及び負担可能性の向上に焦点を当てたサステナブル・ファイナンス手段の拡大における各法域や関連するステークホルダーのための実務的で自発的な勧告を示す「G20 サステナブル・ファイナンス報告書」を支持する。

- 我々は、より困難な世界経済・金融の見通しに直面する中において、グローバルな金融システムの強靭性を強化する必要性を強調し、金融安定理事会（ＦＳＢ）及びＩＭＦに対し、モニタリングの取組を継続するよう求める。我々は、政策措置の継続的な協調及び国際基準の実施等を通じ、グローバルな金融安定を維持することにコミットする。我々は、11 月の首脳サミットに先立

つ、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するＦＳＢの最終報告書及びその金融安定上の課題に関する結論に期待する。我々は、ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）における特定された構造的脆弱性にシステミックな観点から対処することを含め、特にクロスボーダーな波及効果に対する強靭性を高めるためのグローバルな政策行動を強く支持し、オープンエンド型ファンドを含む、ＮＢＦＩにおけるシステミックなリスクに対処するための政策提案を含むＦＳＢのＮＢＦＩ進捗報告書に期待する。我々は、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）、ＢＩＳ決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）及び証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）による証拠金の慣行の見直しに関する報告書を歓迎する。我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」を補完する、気候関連金融リスクに対処するための更新されたＦＳＢロードマップの実施を前進させることを支持する。気候関連金融リスクに効果的に対処するためには、グローバルに一貫性のあるデータを要する。我々は、グローバルに一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示を支援するための、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）による基準の最終化、及び気候以外の作業に期待し、開示枠組間の相互運用性の達成のための取組を歓迎する。我々は、グローバルに一貫性のある、比較可能な気候関連財務情報開示の実現に関するＦＳＢの進捗報告書、及び気候関連リスクへの監督規制上のアプローチに関する最終報告書を歓迎する。我々は、各法域の気候シナリオ分析に関するＦＳＢ及び気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）による 11 月の報告書に期待する。

- 我々は、いわゆるステーブルコインを含む暗号資産エコシステムが注意深くモニタリングされ、金融安定に対する潜在的なリスクを軽減するための強固な規制・監督・監視の対象となることを確保するための、ＦＳＢ及び国際基準設定主体による進行中の作業を歓迎する。我々は、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を確保する」との原則に基づく、暗号資産活動の規制のための包括的な国際的枠組を確立するためにＦＳＢが提案したアプローチを歓迎する。我々は、「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視に関するハイレベル勧告の見直しに関するＦＳＢの市中協議報告書を歓迎する。我々はまた、暗号資産の活動及び市場に対する規制監督上のアプローチの国際的な一貫性の促進に関するＦＳＢの市中協議報告書を歓迎する。イノベーションの恩恵を活用しながら、規制の成果を強化し、公平な競争条件を支援するため、リスクに関する公衆の認識を構築することは極めて重要である。我々は、「金融市場インフラのための原則」をシステム上重要なステーブルコインへ適用することを確認する、ＢＩＳ・ＣＰＭＩ及びＩＯＳＣＯによる最終ガイダンスを歓迎する。我々は、重要なパフォーマンス指標の当初推計の将来における提供、及び次の段階の作業の優先順位を示している「2022 年進捗報告書」を含む、「クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップ」の継

続的な実施を支持する。我々は、中央銀行、他の関係当局および決済事業者に対し、こうしたクロスボーダー決済を改善するための重要なイニシアティブについて、引き続き協働することを奨励する。我々は、サイバーインシデント報告における更なる収斂の実現に関するＦＳＢの協議報告書を歓迎し、最終報告書に期待する。我々は、第２次報告書及び進行中の市中協議を含む「G20/ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに関する作業の進捗を歓迎し、見直しに関する更なるアップデートを期待する。

- 新型コロナウイルスのパンデミックは、特に女性、若者及び中小零細企業（ＭＳＭＥｓ）といった、最も資金的に脆弱で十分なサービスを受けられないグループにとっての不平等を拡大させた。我々は、「G20 の 2020 年金融包摂行動計画」に導かれた、生産性向上と、十分なサービスを受けられないグループのため持続可能で包摂性のある経済の育成を目的とする、「デジタル化の恩恵を活用するためのG20 の金融包摂枠組」を支持する。この枠組は、「デジタル金融包摂のためのG20 ハイレベル原則のための実務的な実施ガイド」、ＭＳＭＥｓへの信用にとどまらないデジタル及び革新的な金融商品・サービスに関する生きたデータベース、及びＭＳＭＥｓのデジタル金融サービスへのアクセスに関する暫定的な規制ツールキットに基づいて構築されている。デジタル化及びサステナブル・ファイナンスの発展に対処し、金融包摂及び福祉を支援するため、我々は、更新された「G20/ＯＥＣＤ金融消費者保護ハイレベル原則」を支持し、更新された「G20/ＯＥＣＤ中小企業金融に関するハイレベル原則」を歓迎する。
- 我々は、暗号資産、特に「トラベル・ルール」、及び実質的支配者の透明性に関する国際基準の実施を促進するためのＦＡＴＦによるイニシアティブを歓迎し、経済及び社会に重大な影響を与えるシステム全体に及ぶ腐敗行為及び環境犯罪との闘いにおける国際基準の役割を認識する。

2022 年 11 月にはG20 サミットが開催され、首脳宣言が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- 我々は、自発的で柔軟性のある「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の優先事項への対応についての、G20、国際機関、その他の国際的なネットワーク及びイニシアティブ、及び民間部門にわたる進展を歓迎するとともに、サステナブル・ファイナンスを拡大するロードマップで推奨された行動を推進するための更なる取組を求める。我々は、ロードマップにおける進行中及び今後の進捗を示すためのサステナブル・ファイナンス作業部会によるオンラインのダッシュボード及び関連作業の保存場所の設置を歓迎し、各国の事情を考慮しつつ、メンバーによる自主的な貢献を奨励する。我々は、トランジション・ファイナンスの枠組の開発、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性の向上、並びにアクセス可能性及び負担可能性の向上に焦点を当てたサステナブル・ファイナンス手段の拡大における各法域や関連す

るステークホルダーのための実務的で自発的な勧告を示す「G20 サステナブル・ファイナンス報告書」を支持する。

- 我々は、「G20 の 2020 年金融包摂行動計画」に導かれた、「生産性向上と、女性、若者及び中小零細企業向けの持続可能で包摂性のある経済の育成のための、デジタル化の恩恵を活用するためのG20 の金融包摂枠組」（ジョグジャカルタ金融包摂枠組）を支持する。デジタル化及びサステナブル・ファイナンスの発展に対処し、金融包摂及び福祉を支援するため、我々は、更新された「G20/ＯＥＣＤ金融消費者保護ハイレベル原則」を支持し、更新された「G20/ＯＥＣＤ中小企業金融に関するハイレベル原則」を歓迎する。我々は、より困難な世界経済・金融の見通しに直面する中において、グローバルな金融システムの強靭性を強化する必要性を強調し、金融安定理事会（ＦＳＢ）及びＩＭＦに対し、モニタリングの取組を継続するよう求める。我々は、政策措置の継続的な協調及び国際基準の実施等を通じ、グローバルな金融安定を維持することにコミットする。我々は、2022 年末までに、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するＦＳＢの最終報告書及びその金融安定上の課題に関する結論がまとまることを歓迎する。我々は、ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）における特定された構造的脆弱性にシステミックな観点から対処することを含め、特にクロスボーダーな波及効果に対する強靭性を高めるためのグローバルな政策行動を強く支持する。この目的のため、オープンエンド型ファンドを含む、ＮＢＦＩにおけるシステミックなリスクに対処するための政策提案を含むＦＳＢのＮＢＦＩ進捗報告書を歓迎する。我々は、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）、ＢＩＳ決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）及び証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）による証拠金の慣行の見直しに関する報告書を歓迎する。我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」を補完する、気候関連金融リスクに対処するための更新されたＦＳＢロードマップの実施を前進させることを支持する。気候関連金融リスクに効果的に対処するためには、グローバルに一貫性のあるデータを要する。我々は、グローバルに一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示を支援するための、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）による基準の最終化、及び気候以外の作業に期待し、開示枠組間の相互運用性の達成のための取組を歓迎する。我々は、グローバルに一貫性のある、比較可能な気候関連財務情報開示の実現に関するＦＳＢの進捗報告書、及び気候関連リスクへの監督規制上のアプローチに関する最終報告書を歓迎する。我々は、各法域の気候シナリオ分析に関するＦＳＢ及び気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）による報告書を歓迎する。

- 我々は、いわゆるステーブルコインを含む暗号資産エコシステムが注意深くモニタリングされ、金融安定に対する潜在的なリスクを軽減するための強固

な規制・監督・監視の対象となることを確保するための、ＦＳＢ及び国際基準設定主体による進行中の作業を歓迎する。我々は、「同じ活動・同じリスクには同じ規制を確保する」との原則に基づく、暗号資産活動の規制のための包括的な国際的枠組を確立するためにＦＳＢが提案したアプローチを歓迎する。我々は、「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視に関するハイレベル勧告の見直しに関するＦＳＢの市中協議報告書を歓迎する。我々はまた、暗号資産の活動及び市場に対する規制監督上のアプローチの国際的な一貫性の促進に関するＦＳＢの市中協議報告書を歓迎する。イノベーションの恩恵を活用しながら、規制の成果を強化し、公平な競争条件を支援するため、リスクに関する公衆の認識を構築することは極めて重要である。我々は、「金融市場インフラのための原則」をシステム上重要なステーブルコインへ適用することを確認する、ＢＩＳ・ＣＰＭＩ及びＩＯＳＣＯによる最終ガイダンスを歓迎する。我々は、サイバーインシデント報告における更なる収斂の実現に関するＦＳＢの協議報告書を歓迎し、最終報告書に期待する。我々は、第２次報告書及び進行中の市中協議を含む「G20/ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに関する作業の進捗を歓迎し、見直しに関する更なるアップデートを期待する。

- 我々は、暗号資産、特に「トラベル・ルール」、及び実質的支配者の透明性に関する国際基準の実施を促進するためのＦＡＴＦによるイニシアティブを歓迎し、経済及び社会に重大な影響を与えるシステム全体に及ぶ腐敗行為及び環境犯罪との闘いにおける国際基準の役割を認識する。我々は、全てのG20メンバーがＦＡＴＦ基準を採用し、効果的に実施するために協力を強化することを奨励する。

2023 年２月にはG20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、議長総括及び成果文書が発出された。金融関連の主な合意事項は以下のとおり。

- サステナブル・ファイナンスは、将来の世代が自らのニーズを満たす能力を損ねることなく、現在のニーズを満たす、持続可能、強靭、包摂的かつ公平な経済成長を達成するために極めて重要である。この目標の達成に向け、また、秩序ある、公正で、かつ、負担可能な移行を促進するために、我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に沿って、気候及び気候以外を含むＳＤＧｓのための資金調達の強化を可能とするための行動をとる。官民のイニシアティブに基づき、我々は、サステナブル・ファイナンス作業部会が、ＳＤＧｓに向けた資金調達を可能とするための分析枠組みを、自然関連のデータ及び報告や社会的インパクト投資に当初の焦点を当てて、各国の事情を考慮しつつ、策定するよう求める。我々は、メンバーに対し、各法域、国際機関及び民間部門によるＳＤＧｓのための資金調達に関するベスト・プラクティス集に向けて課題及び政策経験を共有することを奨励する。

我々は、各国固有のニーズ及び状況に沿って、トランジション・ファイナンスの枠組みや気候及び持続可能性のデータといった分野を含む、サステナブル・ファイナンスにおける能力構築及び技術支援の規模拡大に向けた勧告を行うため、「G20 サステナブル・ファイナンス技術支援行動計画」の策定に期待する。我々は、「技術支援行動計画」の基礎を築いた、サステナブル・ファイナンス作業部会の最初の会合の「能力構築に関するワークショップ」における価値ある議論を歓迎する。我々はまた、自発的で柔軟性のある「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の実施におけるメンバー、国際機関、国際的なネットワーク及びイニシアティブによる進展を歓迎し、トランジション・ファイナンスの枠組等を含め、ロードマップで推奨された行動を推進するための更なる自主的な取組を求める。我々は、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）による気候関連財務情報開示基準の早期の最終化、及び気候以外の作業に期待する。

- 我々は、いわゆるステーブルコインを含む暗号資産エコシステムが注意深くモニタリングされ、金融安定に対する潜在的なリスクを軽減するための強固な規制・監督・監視の対象となることを確保するための、ＦＳＢ及び国際基準設定主体による進行中の作業を歓迎する。我々は、分散型金融（Ｄｅｆｉ）に関するＦＳＢの分析報告書を歓迎し、いわゆるステーブルコイン及び暗号資産の監督・規制に関するＦＳＢのハイレベル勧告のそれぞれを 2023 年の第３回会合までに期待する。我々はまた、「暗号資産のマクロ金融上のインプリケーションに係るＩＭＦディスカッション・ペーパー」を歓迎する。我々は、暗号資産がもたらすあらゆる種類のリスクを含め、マクロ経済及び規制上の観点を考慮することにより、暗号資産に対する調和された包括的な政策アプローチを支援する「ＩＭＦ及びＦＳＢの統合報告書」に期待する。我々は、「G20 セミナー『政策的観点：暗号資産に関する政策コンセンサスへの道を議論する』」に留意する。我々は、商品市場の金融安定的側面に関するＦＳＢの報告書を歓迎する。我々は、ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩs）における脆弱性にシステミックな観点から対処するＦＳＢ及び基準設定主体の作業を歓迎する。我々はＮＢＦＩの強靭性を高めるための強力でグローバルな政策行動を支援する。特に、我々は、オープンエンド型ファンドにおける構造的な流動性ミスマッチへの対処及び隠れたレバレッジによるリスクへの対処に関するＦＳＢの勧告に期待する。我々はまた、中央清算市場及び中央清算されない市場における証拠金の慣行の改善に関する作業に期待する。我々は、サイバーインシデント報告の更なる収斂や関連する定義及び用語の共通化を通じたものを含む、金融セクターの強靭性を高めるための取組を継続する。金融セクターにおいて、ＢｉｇＴｅｃｈ及びＦｉｎＴｅｃｈ提供者を含む重要な技術サービス提供者への依存度の高まりから生じる、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスに対する課題に対処するため、我々は、金融機関のサードパーティーリスク及びアウトソーシングの管理に係る能力並びに金融

当局によるサードパーティーリスクの監視の強化に関するＦＳＢの市中協議報告書に期待する。我々は、より迅速で、安価で、透明性のある、包摂的なクロスボーダー送金のための「クロスボーダー送金の改善に向けたG20 ロードマップ」の下での行動の適時かつ効果的な実施にコミットする。我々は、効率化されたより安全なクロスボーダー送金の確保に向けた、G20 ロードマップに対する基準設定主体の支援を歓迎する。我々は、ＦＳＢが気候関連金融リスクに対処するための国際協調を支援する継続的な作業を行うことを歓迎する。我々はまた、G20 の金融規制改革の有効性及び影響を評価するＦＳＢの取組を歓迎する。我々は、「G20/ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに関する作業の進捗を歓迎し、見直しの最終化を期待する。

- 我々は、 金融包摂の推進と、誰一人取り残されないことの確保にコミットしている。近年大きな進展はあったが、我々は、残された課題に対処し、個人及び中小零細企業、特に脆弱で十分なサービスを受けられない層向けの金融サービスのアクセス、使用及び質という３つの目標を達成するためには、取組の加速が必要であることを認識する。我々は、2023 年２月に開催された「革新的で、強靭かつ包摂的な成長及び効果的なガバナンスのためのデジタル公共インフラ（ＤＰＩｓ）に関するG20 ハイレベル・シンポジウム」における、特に金融包摂の推進に関する、ＤＰＩに係る生産的な議論を歓迎する。我々は、2023 年の第３回会合までに、ＤＰＩの活用によってよく設計されたデジタル金融エコシステムを通じた金融包摂の急速な推進や生産性向上のための政策勧告を策定することを期待する。我々は、2020 年の「G20 金融包摂行動計画（ＦＩＡＰ）」の成功裏の完了を支援する。我々は、G20 及びそれを超えた法域における金融包摂の推進のために、行動指向の「2023 年G20 ＦＩＡＰ」に向けた取組を、2023 年の第３回会合までに進展させることを期待する。

- 我々は、ＦＡＴＦ基準に沿って、特にマネーロンダリング・テロ資金供与への利用を防ぐために、暗号資産についての効果的なマネーロンダリング及びテロ資金供与対策の規制と監視の確立が喫緊で必要であることを認識する。我々は、このセクターにおける基準実施を国際的に加速させるためのＦＡＴＦの取組を支持し、「トラベルルール」を含むこれらのルールの適時な実施に再度コミットする。

2023 年４月に開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、世界経済・国際金融アーキテクチャ、サステナブルファイナンス・金融セクター・金融包摂、国際課税について議論した。

第３節　金融安定理事会（ＦＳＢ）

Ⅰ　沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（Contagion）した経験を踏まえ、1999 年２月のＧ７における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（ＦＳＦ：Financial Stability Forum）が設立された。

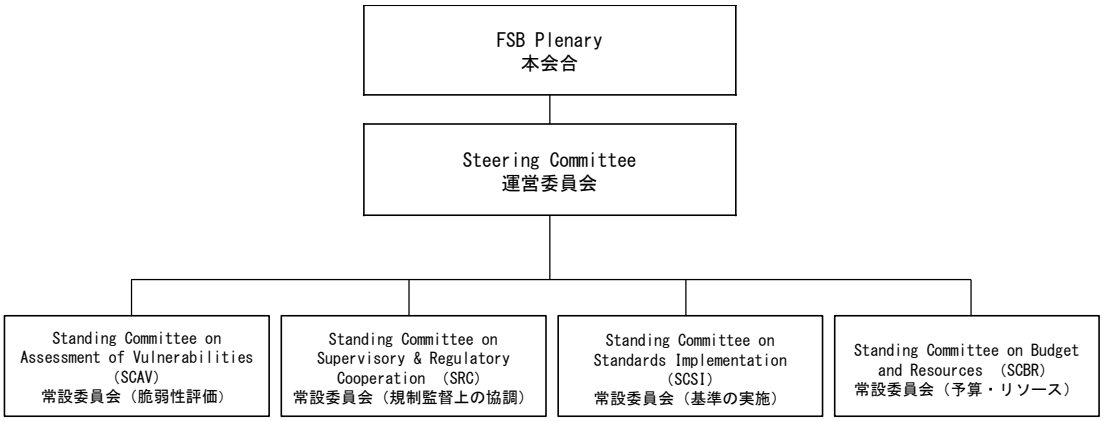
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20 の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、ＦＳＦを改組する形で 2009 年に金融安定理事会（ＦＳＢ：Financial Stability Board）が設立された。

ＦＳＢの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

Ⅱ　組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（ＳＣ：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ１～３の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。

金融安定理事会（ＦＳＢ）の組織



また、ＦＳＢは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥ＣＩＳ諸国、の６つの地域諮問グループ（ＲＣＧｓ：Regional Consultation Groups）を設置している。

ＦＳＢは、スイス・バーゼルの国際決済銀行（ＢＩＳ）内に事務局を有している。2013 年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ　主な議論

１．気候変動

2019 年 10 月より、脆弱性評価に係る常設委員会（ＳＣＡＶ： Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めている。また、2021 年２月より、規制監督上の協調に係る常設委員会（ＳＲＣ：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に関する作業を開始した。

2021 年７月には、こうしたＦＳＢの取組みや、各基準設定主体・ＩＦＲＳ財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組み及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の４つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するためのＦＳＢロードマップ」を公表、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。同ロードマップに基づき、ＦＳＢにおいて取り組んできた進捗を整理し、2022 年７月には、「気候変動に伴う金融リスクに対処するためのＦＳＢロードマップ：2022 年進捗報告書」を公表し、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

同ロードマップに基づく具体的な取組みとして、2021 年７月に「気候関連開示の推進に関する報告書」、2022 年４月に「気候関連リスクに対する規制・監督手法：中間報告書」を公表した。2022 年 10 月には、それぞれの取組みについて進展が見られ、「気候関連開示に関するＦＳＢ進捗報告書」及び「気候関連リスクに対する規制・監督手法：最終報告書」を公表し、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。前者においては、国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり、各国が想定する課題についても報告している。後者においては、規制・監督上の報告とデータ収集及びシステムワイドな気候関連リスク等について、当局への提言等を示している。

また、2022 年 11 月には、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）と協働し、各法域の金融当局により実施された気候シナリオ分析の実施状況やデータギャップの現状等を整理した「各法域における気候シナリオ分析：初期段階の知見と教訓」と題する報告書を公表し、同月のG20 サミットに提出した。

２．金融技術革新

[ステーブルコイン]

ＦＳＢは、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」について、2020 年 10 月に規制・監督等を促進する 10 の勧告、「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告」を公表した。その後、各法域における当該勧告の実施状況を評価し、2021 年 10 月に「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－金融安定理事会のハイレベルな勧告の実施に係る

進捗報告書」の公表を経て、勧告の見直しを進めた。2022 年 10 月に市中協議文書を公表し、市中協議により得られた意見等を踏まえ、最終化に向けて取り組んでいる。

[暗号資産]

暗号資産が金融安定へもたらすリスクについて、ＦＳＢは、2022 年２月に「暗号資産の金融安定に対するリスクの評価」を、2022 年７月には「暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント」を公表した。2022 事務年度は、裏付け資産を持たない暗号資産に関する規制監督上のアプローチの検討が進められ、ステーブルコイン同様、暗号資産に関する提言を含むハイレベル勧告の策定に取り組み、2022 年 10 月に「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視」についての市中協議文書を公表した。ＦＳＢでは、市中協議により得られた意見等を踏まえ、最終化に向けて作業が進められている。

[その他]

いわゆるＤｅｆｉと呼ばれる分散型金融等については、2023 年２月に「分散型金融の金融安定上のリスク」を公表するなどし、金融安定へもたらすリスクについての分析が進められている。

３．ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）

ＦＳＢは､新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする 2020 年３月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020 年 11 月に「2020 年３月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表した。同レビューは、混乱を引き起こす要因となった、ノンバンク金融仲介（Non-Bank Financial Intermediation：ＮＢＦＩ）の抱える課題を特定した上で、ＮＢＦＩシステムの強靭性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②ＮＢＦＩ及び金融システム全体のシステミック・リスクの理解の深化、③ＮＢＦＩのシステミック・リスクに対処する政策の評価、の３分野を内容とする今後の作業計画を示した。

作業計画に基づき、ＦＳＢは、ＮＢＦＩに係る様々な分野について分析や規制監督上のアプローチ等を検討してきた。2022 事務年度には、隠れたレバレッジ、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、証拠金慣行、国債市場の流動性に関する分析作業を行っている。その結果、ＮＢＦＩ作業計画の一環として、2022 年 10 月には、国債市場の流動性に関する分析報告書を公表した。また、ＮＢＦＩに係る取組みの進捗状況を整理し、ＦＳＢは、2022 年 11 月に「ノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）の強靭性向上：進捗報告書」を公表し、同月のG20 サミットに提出した。

さらに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチから生じる脆弱性への対処については、ＩＯＳＣＯと連携し、2017 年に公表した「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」の実効性評価を実施し、2022 年 12 月に

報告書を公表した。同報告書を踏まえ、2017 年に公表された同政策提言の改訂作業を行っている。

４．クロスボーダー送金の改善

ＦＳＢは、クロスボーダー送金の４つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2021 年 10 月に「クロスボーダー送金の４つの課題の対処に向けた目標の最終報告書」を公表した。また、2020 年 10 月に公表されたクロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに基づき取組みを進めた結果を踏まえ、ロードマップのうち特に優先的に取り組む３つの分野（①決済システムの相互運用性と拡大、②法律・規制・監督の枠組み、③クロスボーダーのデータ交換と電文標準）を特定し、2022 年 10 月に「クロスボーダー送金の改善に向けたG20 ロードマップ：次の局面に向けた優先取組分野」及び１年間の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けたG20 ロードマップ：第２回統合進捗報告書」を公表し、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、2022 年 11 月には、ロードマップで示された定量目標のモニタリングに用いるデータソースやＫＰＩに関する検討結果を取りまとめ、「クロスボーダー送金の目標達成に向けた実装方法の策定：最終報告書」を公表した。

加えて、ＦＳＢは、2023 年２月には、３つの優先取組分野ごとに、今後優先的に取り組むべき具体的なアクションとタイムラインを示した「クロスボーダー送金の改善に向けたG20 ロードマップ：G20 目標達成のための優先アクション」を公表し、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

なお、ＦＳＢは、クロスボーダー送金等における取引主体識別子（ＬＥＩ:Legal Entity Identifier）の活用可能性について検討を進め、2022 年７月に、「特にクロスボーダー送金における使用に向けてＬＥＩの採用を改善するための選択肢」を公表した。

５．サイバー・オペレーショナルレジリエンス

ＦＳＢは、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2020 年 10 月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」を公表、その後ＳＲＣ傘下の作業部会でサイバー事象の監督当局への報告制度について金融セクター間や法域間での分断に着目したストックテイクを実施した。ＦＳＢは、ストックテイクの結果を 2021 年 10 月に「サイバーインシデント報告-既存のアプローチとより広い範囲での収斂に向けた今後のステップ」として公表するとともに、サイバー事象報告の収斂に向けて作業を継続することを決定した。2022 年 10 月に「サイバーインシデント報告の更なる収斂の達成」と題する市中協議文書を公表し、市中協議で得られた意見等を踏まえ、2023 年４月に「サイバーインシデント報告の更なる収斂に向けた提案：最終報告書」及び関連文書を公表し、同月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。同最終報告書においては、インシデント報告制度の更なる収斂に向けた提案事項を取りまとめている。

また、ＦＳＢは、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021 年６月に公表した「アウトソーシング・

サードパーティに関する規制・監督上の論点」で識別された論点を踏まえ、「サードパーティ・リスクマネジメントとオーバーサイトの向上―金融機関と金融当局のためのツールキット」と題する市中協議文書を 2023 年６月に公表した。

６．金融機関の実効的な破綻処理

ＦＳＢでは、傘下の破綻処理運営グループ（ＲｅＳＧ:Resolution Steering Group）を中心に、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められている。加えて、ＦＳＢが 2023 年３月に公表したプレスリリースに記載のとおり、国際的な破綻処理枠組みについて、2023 年春の一連の銀行破綻等から得られる教訓の棚卸しを進めている。

第４節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

Ⅰ　沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、ＢＣＢＳ：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年２月に第１回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧　州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、
　　オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、ＥＵ
アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア
北　米：米国、カナダ
中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ
その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

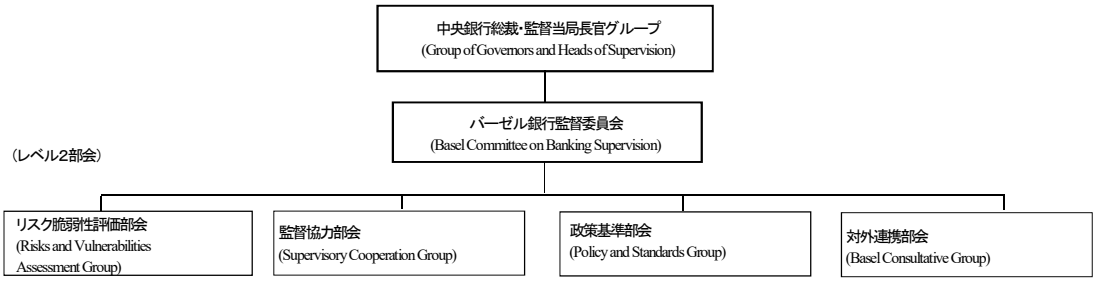
Ⅱ　組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（ＢＩＳ）本部において、年数３回の会合を開催している。議長は、2019年３月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は2020年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（ＰＳＧ：Policy and Standards Group）、監督協力部会（ＳＣＧ：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（ＲＶＧ：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（ＢＣＧ：Basel Consultative Group）の４つのレベル２部会や、気候関連金融リスクタスクフォース（ＴＦＣＲ：Task Force on Climate-related Financial Risks）やバーゼルコアプリンシプルタスクフォース（ＢＣＰ－ＴＦ：Basel Core Principle Task Force）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（ＧＨＯＳ：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）の組織



Ⅲ　主な議論

１．バーゼルⅢ（国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等）の実施及び評価

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010 年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013 年以降合意）が進められてきた。また、2017 年 12 月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは 2022 年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020 年３月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を１年間延期（2023 年から実施）することが合意された。

また、ＧＨＯＳは、2022 年２月９日の声明において、国際的に活動する銀行に対して規制面での公平な競争環境を提供するために、バーゼルⅢのすべての要素が完全、適時かつ整合的に実施されることを確保する重要性を強調し、これらの基準を可能な限り早期に実施することへの期待を一致して再確認した旨を公表した。2022 事務年度においても、ＧＨＯＳ及びバーゼル委は、バーゼルⅢ実施に対する期待を繰り返し表明している。

２．気候関連金融リスク

2020 年２月に気候関連金融リスクタスクフォースを設置し、同年４月に各国当局の取組状況をとりまとめたレポートを公表した。2021 年４月には、「気候関連金融リスクの波及経路」及び「気候関連金融リスクの計測手法」と題する分析報告書を公表した。「気候関連金融リスクの波及経路」は、気候関連金融リスクがど

のように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかについて分析しており、「気候関連金融リスクの計測手法」は、気候関連金融リスクの計測における課題と、銀行及び各国当局の計測手法の実務の現状についてまとめている。

その後、ＢＣＢＳは、これらの文書を踏まえて規制、監督、開示のそれぞれの観点から調査・検討を行っている。その一環として、監督の観点から、2021 年 11 月に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」の市中協議を実施し、2022 年６月に最終版を公表した。規制の観点では、現行のバーゼル枠組みの中で気候関連金融リスクをどのように捉えるべきかについて明確化を図る目的で、2022 年 12 月に FAQ を公表した。開示の観点からは、気候関連金融リスクに対する銀行のエクスポージャーの開示を求める枠組みの策定について、2023 年中の市中協議を目指して検討が進められている。

３．暗号資産

バーゼル委員会は、2021 年と 2022 年の２回の市中協議を経て、2022 年 12 月、銀行の暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱いに関する最終規則を公表した。当該規則の国際的な実施時期は 2025 年１月となっているところ、最終化の過程で合意しきれなかった残課題の検討や、規制実施に向けた技術的な作業が継続している。

４．バーゼル・コア・プリンシプルの改訂

「バーゼル・コア・プリンシプル（通称ＢＣＰ、正式名称は Core Principles for effective banking supervision）」は、「銀行及び銀行システムの健全性に関する規制及び監督のための事実上の最低基準」と位置付けられており、バーゼル委メンバー国の国際的に活動する銀行のみならず、非メンバー国を含むすべての法域の全ての銀行に対して適用することが期待されている。1997 年に策定されたＢＣＰは、2006 年、2012 年に改訂され、2022 年から第３回目の見直しが行われており、2023 年 7 月に市中協議文書を公表した。

５．一連の銀行破綻等から得られた規制・監督上の教訓についての棚卸し

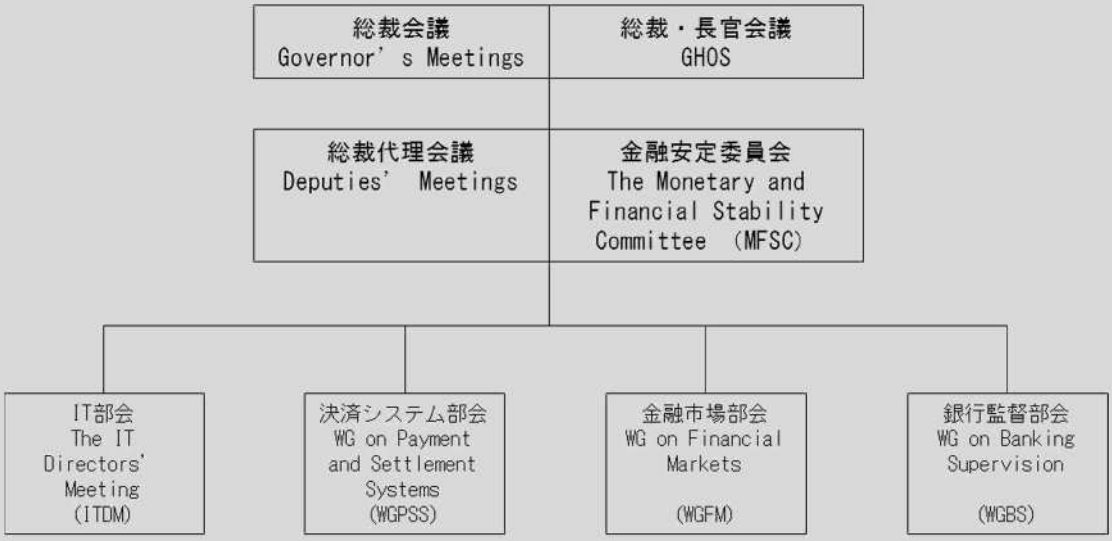
バーゼル委員会は、３月に開催された会合において、直前に生じた米国及びスイスにおける銀行危機を踏まえた意見交換を実施し、一連の危機に関する規制・監督上の教訓の棚卸しを行うことで合意した。６月に開催された会合では、教訓に関する議論が行われ、バーゼル委メンバーは以下の点に合意した。

①銀行の財務・業務運営上の強靭性を強化するためには、銀行自身のリスク管理やガバナンス態勢の強化が最優先事項
②銀行実務の課題を特定し即座に改善させるためには、監督当局が早期かつ実効的に行動する能力と意思を備えていることが不可欠
③グローバルな銀行システムの強靭性を強化するためには、バーゼルⅢ改革の早期、完全かつ一貫した形での実施が重要

今後、監督上の実効性の強化、流動性リスク管理及び銀行勘定の金利リスクに関する作業も含め、引き続きレビューが行われる予定である。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991 年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの 11 か国・地域。
1996 年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ＩＴの各分野の実務家会合が定期的に開催されており、銀行監督分野の実務家によって構成される銀行監督部会（ＥＭＥＡＰ－ＷＧＢＳ）には金融庁も参加している。また、2012 年より、総裁・長官会議（ＥＭＥＡＰ－ＧＨＯＳ）も年１回開催されている。



第５節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

Ⅰ　沿革

証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて239機関（2023年６月現在）となっている。ＩＯＳＣＯの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてＩＯＳＣＯに加盟した。現在は、金融庁が、2000年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

ＩＯＳＣＯは毎年１回年次総会を開催しており、2022年10月にマラケシュ（モロッコ）で、2023年6月にバンコク（タイ）で対面開催された。また、2023年10月にはマドリッド(スペイン)にて対面で開催予定。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

ＩＯＳＣＯは、以下の３つを目的としている。

①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと

②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと

③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

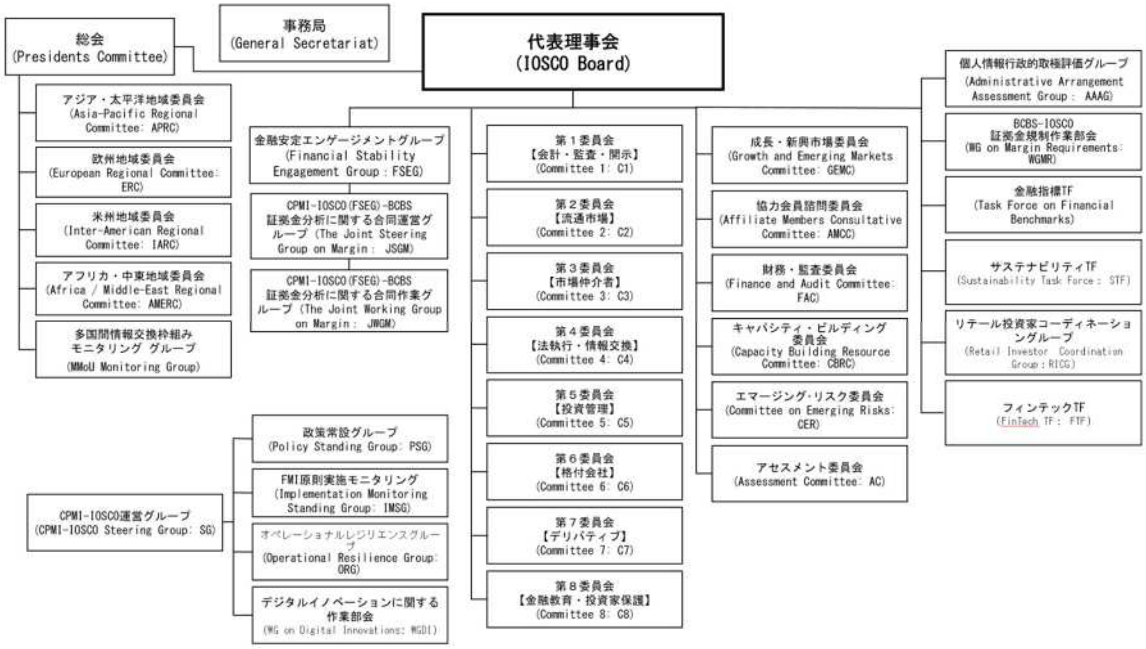
ＩＯＳＣＯは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたＩＯＳＣＯ多国間情報交換枠組み（ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵ）については、2010年６月の代表委員会決議により、2013年１月までに全てのメンバーがＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、金融庁は、2008年２月にＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名）。

Ⅱ　組織

証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の組織

（2023 年６月時点）



１．総会（Presidents Committee）

総会は、全ての普通会員の代表者で構成され、年次総会時に開催される。

２．代表理事会（ＩＯＳＣＯ Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、ＩＯＳＣＯのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。

代表理事会は、金融庁を含む 35 当局（2023 年６月現在）で構成されており、2022 年 10 月より有泉国際総括官（当時）が副議長を務めている。

３．地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の 33 当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ:Asia-Pacific Regional Committee）に属している。同委員会は、原則年２回対面会合が開催されており、2023 年 2 月にダッカ（バングラデシュ）で、2023 年 6 月にバンコク（タイ）で開

催された。議長は2021年10月から2022年10月までは長岡審議官が務め、2022年10月から有泉国際総括官（当時）が務めている。

現在、ＡＰＲＣでは特に、監督協力の強化、暗号資産・ＤｅＦｉ及びサステナブル・ファイナンスなどの課題について精力的に議論している。

Ⅲ　主な議論

１．概要

ＩＯＳＣＯは、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵの推進等）に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む2021-2022作業計画には以下が含まれている。①ＮＢＦＩに関する金融安定・システミックリスク、②新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより悪化したリスク（ミスコンダクト・リスク、オペレーショナル・レジリエンス、不正）、③サステナブルファイナンス、④パッシブ投資及びインデックス・プロバイダー、⑤証券及びデリバティブ市場における市場分断、⑥暗号資産（ステーブルコイン含む）、⑦人工知能及び機械学習、⑧リテール販売とデジタル化。本作業計画は、ＩＯＳＣＯ全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて２年に一度改定されることとなっている。

ＩＯＳＣＯには、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた８の政策委員会（Committee１～８）や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、ＦＳＥＧを含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

２．常設委員会

委員会	**作業内容**
会計・監査・開示に関する委員会（Committee１）	会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ＩＳＡ）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より2023年２月まで、園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee１の議長を務めていた（2020年９月の議長選で再任）。
流通市場に関する委員会（Committee２）	証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2022年7月には「COVID-19パンデミック発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレー

	ショナル・レジリエンス並びに今後の混乱期に向けた教訓」と題する最終報告書を公表した（Committee３と共同）。
市場仲介者に関する委員会（Committee３）	証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2022 年 10 月に、「個人投資家への流通とデジタル化」と題する最終報告書を公表した。
法執行・情報交換に関する委員会（Committee４）	国際的な証券の不公正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。 2022 年 10 月に、「リテール販売・デジタル化に関する報告書」を公表した（Committee３と共同）。 また、Committee４と同時に開催される審査グループ（Screening Group）会合において、ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵ及び強化されたＭＭｏＵ（Enhanced ＭＭｏＵ：ＥＭＭｏＵ）への署名審査及び署名促進のための方策等に関し検討を行っている。
投資管理に関する委員会（Committee５）	集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連しうる課題については、ＦＳＥＧと連携しながら検討を行っている。 2021 年９月には、「人工知能及び機械学習を利用する市場仲介者及び資産運用会社向けのガイダンス」と題する最終報告書を公表した（Committee３と共同）。 2022 年１月には、「投資ファンド統計報告書」と題する 2020 年の投資ファンド業界のグローバルなトレンドを分析した年次報告書を公表した。
格付会社に関する委員会（Committee６）	格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共有や検討を行っている。
デリバティブ市場に関する委員会（Committee７）	従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee８）	投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るＩＯＳＣＯの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017 年より毎年、同委員会主催の個人投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間（World Investor Week)』が世界各地で開催されており、金融庁も例年参加している。
エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）	新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。ＣＥＲは、ＩＯＳＣＯ内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook は、代表理事会が今後ＩＯＳＣＯとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。
アセスメント委員会（Assessment Committee)	ＩＯＳＣＯにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2022 年 11 月に、2018 年にＩＯＳＣＯにおいて策定されたファンドの流動性リスク管理に関する提言の実施状況に関するレビュー結果を公表した。

３．証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）(1997 年)、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）(2001 年)、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）(2002 年)、オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）(2004 年)、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）(2005 年) 並びにニュージーランド証券委員会 (2006 年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換 (2011 年) 及び清算機関に関する覚書への署名 (2015 年、2022 年改定)、欧州の証券監督当局 30 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2013 年、2020 年。2021 年、英国のＥＵ離脱に伴い英国との更新された覚書が発効)、米国ＣＦＴＣとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名 (2014 年)、イタリア国家証券委員会（ＣＯＮＳＯＢ）及びイタリア中央銀行（ＢＯＩ）とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名(2020 年)をそれぞれ行った。2021 年８月

には、英国金融行為規制機構（ＦＣＡ）との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

４．多国間情報交換枠組み

３.の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年５月、複数当局間の情報交換枠組みであるＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名するための申請を行い、ＩＯＳＣＯによる審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2023 年６月現在、129 の証券当局がＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵを強化するための改訂が議論され、2017 年３月にＥＭＭｏＵが策定された。2023 年６月現在、23 の証券当局がＥＭＭｏＵに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では 2018 年５月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／ＧＤＰＲ）が施行。ＧＤＰＲの下でも、引き続き、ＩＯＳＣＯ加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、ＩＯＳＣＯに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（金融庁も起草チームに参加）。金融庁は 2019 年４月 26 日に署名を行った。

また、ＭＭｏＵに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・懸念等について定期的な協議を行う機関としてＭＭｏＵモニタリング・グループが設置されている。

５．サステナブル・ファイナンスに関するタスクフォース

ＩＯＳＣＯは、サステナブルファイナンスに関する取組みを強化すべく 2020 年６月にタスクフォースを設置。同タスクフォースでは３つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、グリーンウォッシングと投資家保護、ＥＳＧ格付け及びデータ提供者）が設置され、当庁の池田ＣＳＦＯが第３作業部会（ＥＳＧ格付け及びデータ提供者）の共同リーダーを務めた。2021 年６月には、第１作業部会（企業のサステナビリティ開示）が報告書を公表した他、2021 年 11 月のＣＯＰ26 に合わせて、第２作業部会（グリーンウォッシングと投資家保護）及び第３作業部会（ＥＳＧ格付け及びデータ提供者）がそれぞれ提言を公表した。

さらに、2022 年３月からはこれまでの体制を再編成し、新たな３つの作業部会（企業報告、業界及び監督上のグッドプラクティスの推進、カーボン市場）を設置して作業を行っている。

６．リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

ＩＯＳＣＯは、2020 年６月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するために各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野に、タスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、短期的な成果物として、新型コロナウイルス感染症の環境下で生じた問題事例に関するケーススタディを集めたレポジトリ及び当該ケーススタディを取りまとめた報告書を作成し、2020 年 12 月に公表した。

また、同報告書とＩＯＳＣＯが 2021 年に実施した包括的調査を基に、規制ツールキットの開発に関する課題について、広範なステークホルダーからのフィードバックを求め、2022 年３月に市中協議を実施した。

今後、市中協議やこれまでの議論を基に最終報告書の公表を予定している。

７．フィンテックに関する取組み

ＩＯＳＣＯは、2022 年３月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワーク（ＩＣＯネットワークとフィンテックネットワーク）を代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。同タスクフォースでは、暗号資産・デジタル資産とＤｅＦｉについてそれぞれ作業部会を設立し、投資家保護や市場の公正性の観点から勧告案の策定作業を行っている。2023 年 5 月には暗号資産・デジタル資産に関する勧告案の市中協議を開始している。

８．金融安定エンゲージメントグループ（ＦＳＥＧ）

2020 年３月、代表理事会直下にＦＳＢと緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」（ＦＳＥＧ）が設置され、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う市場の混乱に関してＦＳＢと連携して行う作業はＦＳＥＧを中心に対応している。現在、ウクライナ情勢との関連で生じた金融安定上の懸念など、その他の重要な政策課題への対応に関してもＦＳＢと連携する重要な会議体となっている。

９．ＳＰＡＣ（特別買収目的会社）に関する取組み

ＩＯＳＣＯは、2021 年６月、米国を中心としたＳＰＡＣ上場の増加及び投資家保護上のリスク等への懸念の高まりを踏まえ、各国当局間でＳＰＡＣ上場を巡る状況や規制の動向に関する情報共有を行うネットワークを設置した。各国の対応状況等が共有されたほか、2022 年３月にはコアグループを組成し、リテール投資家の参加、希薄化、伝統的なＩＰＯとの関係に関して検討を深めることされている。2023 年 5 月には、ＳＰＡＣに対する規制の強化及びレビューのための最終報告書を公表した。

第６節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

Ⅰ　沿革

2009 年のG20 ピッツバーグ・サミットでは、以下の分野における改革に合意した。

① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ＥＴＰ）を通じた取引、②中央清算機関（ＣＣＰ）を通じた決済
② 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（ＴＲ）への報告

2011 年のG20 カンヌ・サミットにおいては、ＢＣＢＳとＩＯＳＣＯに対して、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を策定することを求めた。

これらを受けて、ＩＯＳＣＯ等の国際基準設定主体で国際原則の策定等が進められてきた。

また、上述の原則策定を進める一方、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、2020 年３月に発生した一連の市場混乱において、ボラティリティの急上昇による証拠金の大幅な増加が見られたことで、証拠金の慣行に関する分析作業を共同で行ってきた。2021 年 10 月に公表された市中協議文書に基づき、2022 年９月には最終報告書「証拠金慣行の見直し」を公表した。現在、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯ、ＦＳＢは、上記最終報告書で特定された政策検討事項の追加的な分析作業を、連携しながら行っている。

Ⅱ　主な議論

１．決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯ）

ＩＯＳＣＯとＢＩＳの決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014 年９月に支払･決済システム委員会（ＣＰＳＳ：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）は、G20 ロンドンサミットでの議論を踏まえ、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準を包括的に見直し、2012 年４月に、「金融市場インフラのための原則」（ＦＭＩ原則）を公表した。その後ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯは、ＦＭＩ原則の実施状況のモニタリングやＦＭＩに対する規制のあり方について議論を継続している。

（１）政策常設グループ（ＰＳＧ）

ＰＳＧは、ＦＭＩに対する規制のあり方について議論するグループである。近年では主にＣＣＰの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2022 年７月に報告書「ステーブルコインに対する『金融市場インフラのための原則』の適用」、2023 年２月に「清算機関のデフォルト処理オークション」に関する声明文をそれぞれ公表した。

また、参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）への対応についての分析作業などを行っており、2022 年８月に市中協議文書「清算機関のノンデフォルト・ロス対応実務に関するディスカッション・ペーパー」を公表した。現在、上記市中協議文書の更新のため、更なる分析作業を行っている。

（２）実施モニタリング・グループ（ＩＭＳＧ）

ＩＭＳＧは、ＦＳＢ、ＣＰＭＩ又はＩＯＳＣＯのメンバーである 28 法域におけるＦＭＩ原則の実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループである。2022 年 11 月、「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（金融市場インフラのサイバーレジリエンスに関するレベル３評価報告書）」を公表した。

２．ＢＣＢＳ－ＩＯＳＣＯ証拠金規制作業部会（ＷＧＭＲ）

ＷＧＭＲは、ＣＣＰで清算されない店頭デリバティブ取引について、システミック・リスクを低減するとともに、ＣＣＰへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてＣＣＰの利用を促進するという観点から、規制の在り方を検討している。2013 年９月に公表した最終報告書（2015 年３月、2019 年７月、2020 年４月に改訂）に基づき、2016 年より段階的に導入されてきたマージン規制の最終フェーズが 2022 年９月に実施された。最終フェーズ導入を受けて、これまで各法域にて実施されてきたマージン規制のフォローアップを含む、マージン規制の着実な実施に向けて議論を継続している。

第７節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

Ⅰ　沿革

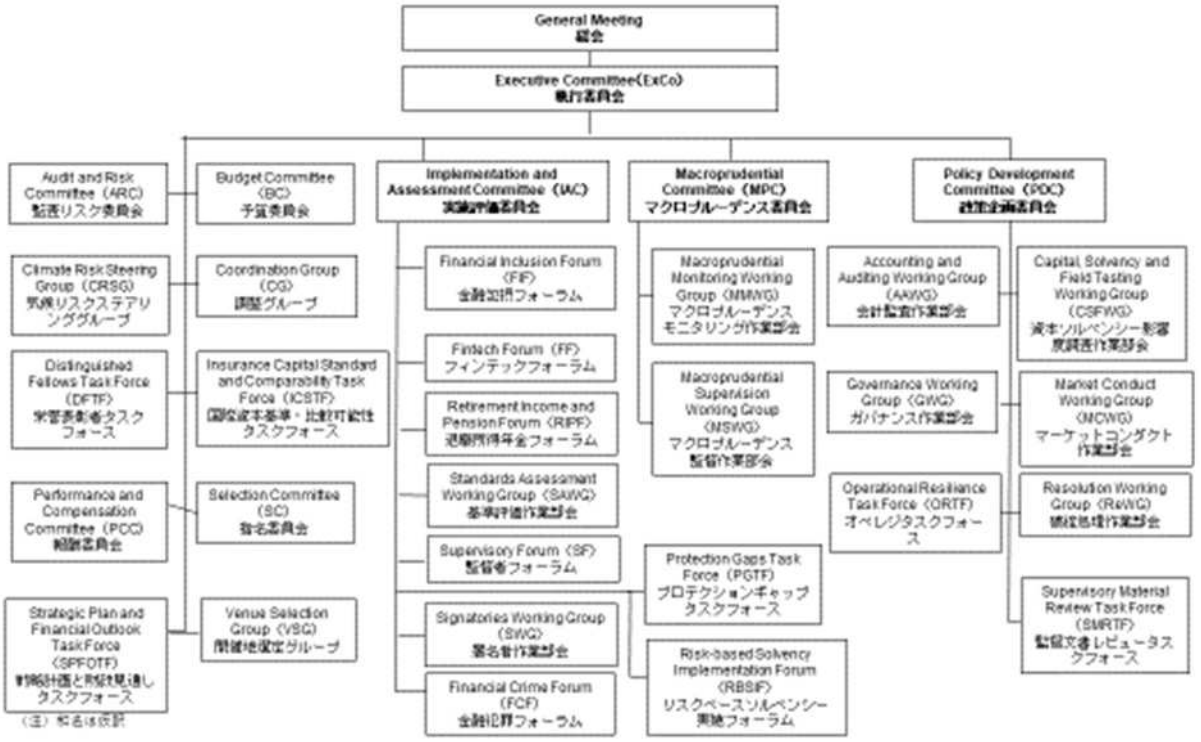
保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ：International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約 200 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

ＩＡＩＳは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（ＢＩＳ）内にある。

Ⅱ　組織

ＩＡＩＳは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。

保険監督者国際機構（IAIS）の委員会構造



（注）和名は仮訳

１．総会

ＩＡＩＳの全てのメンバーで構成されており、毎年１回、年次総会が開催される。なお、2023 年年次総会は東京にて開催予定である。

２．執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した 32 の国・地域（北米：７、西欧：７、アジア：７、オセアニア：１、ラテンアメリカ：２、アフリカ南部：２、北アフリカ・中東：２、中東欧：２、オフショア：２）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（ＰＲＡ）のサポルタ理事であり、副議長は、有泉国際総括官（当時）、米国マサチューセッツ保険監督庁ののアンダーソン長官、モロッコ保険社会福祉監督庁のラムリ局長の３名が務めている。

３．政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則（ＩＣＰ：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）の監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定などを担当している。

４．マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するＩＣＰ及びＣｏｍＦｒａｍｅの策定や、保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当している。

５．実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

Ⅲ　主な議論

１．国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）の監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ）

ＩＡＩＳは、金融危機を踏まえた対応として、2010 年よりＣｏｍＦｒａｍｅの開発に着手し、数次の市中協議を経て、ＩＣＰにＣｏｍＦｒａｍｅを統合したうえで、2019 年 11 月の年次総会でＣｏｍＦｒａｍｅ及び改定されたＩＣＰを採択した。

（※）ＩＡＩＧｓを選定するベンチマークとして、「３つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。ＩＡＩＧｓの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

２．ＩＡＩＧｓに適用される国際資本基準（ＩＣＳ：Insurance Capital Standard）の検討

ＩＡＩＳは、2013 年よりＩＡＩＧｓに適用されるＩＣＳの開発に着手し、2017 年７月に拡大フィールドテストのための国際資本基準（ＩＣＳ Version 1.0）を公表し、2018 年７月にＩＣＳ Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえ、2019 年 11 月にモニタリング期間のためのＩＣＳ Version 2.0 に合意した。モニタリング期間におけるＩＣＳ Version 2.0 の結果や、ステークホルダーからのフィードバックなどを踏まえ、2023 年６月にはＩＣＳの最終化に向けた案（Ｃａｎｄｉｄａｔｅ ＩＣＳ ａｓ ａ ＰＣＲ）に関する市中協議文書を公表した。市中協議の結果を踏まえ、2024 年第４四半期にＩＡＩＧｓに対する規制資本としてのＩＣＳが採択される予定である。

また、ＩＡＩＳは、2024 年までに、米国等の開発する合算手法のＩＣＳとの比較可能性を評価することとしている。ＩＡＩＳは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を 2020 年 11 月に公表したのち、2021 年５月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。2022 年６月には比較可能性に関するハイレベル原則を具体化した比較可能性基準の市中協議案を公表し、2023 年３月に基準の最終案が公表された。

３．システミック・リスクへの対応

金融規制理事会（ＦＳＢ）は、2013 年より 2016 年まで毎年、ＩＡＩＳの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定手法に基づき、Ｇ－ＳＩＩｓのリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、ＩＡＩＳは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017 年 12 月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018 年 11 月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公

表したのち、2019 年 11 月の年次総会で同枠組みを最終化した。同枠組みの下、ＩＡＩＳは保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング（グローバルモニタリング活動：ＧＭＥ）、及び同枠組みに関連したＩＣＰ・ＣｏｍＦｒａｍｅの各法域における実施状況の評価を行い、その結果をＦＳＢに報告することとなった。ＦＳＢは、上記のＩＡＩＳからの報告や同枠組みの進展状況を踏まえ、2022 年 12 月に、グローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定の廃止を決定した。ＩＡＩＳにおいては、引き続きＧＭＥを毎年実施するとともに、各法域における実施状況のフォローアップも行われている。

４．その他の議論

（１）サステナブルファイナンス

ＩＡＩＳは、2017 年より、持続可能な保険フォーラム（ＳＩＦ）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行ってきた。2018 年７月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020 年２月には、「ＴＣＦＤ提言実施に関するイシューペーパー」を公表。また、2021 年５月には、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて、「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。2021 年３月には、ＳＩＦとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始し、同年 11 月にはＳＩＦが「国際的な保険セクターにおける自然関連リスクに関するスコーピングペーパー」を公表している。また、ＩＡＩＳ独自の取組みとして、2020 年－2024 年作業計画において戦略的テーマの一つとして気候関連リスクへの対応を掲げ、2021 年９月に気候関連リスク・ステアリンググループ（ＣＲＳＧ）を設立した。同年 11 月に「気候変動への対応を強化するための保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）の取組み」と題するプレス・リリースを公表している。また、気候関連リスクに係るＩＣＰのガイダンスやサポーティングマテリアルへの作成・策定を行っており、2024 年にかけてトピック毎に市中協議・最終化を進めていくこととなっている。

（２）自然災害リスク等への対応

自然災害リスク等への対応における保険監督当局の役割について議論するため、 ＩＡＩＳは、2023 年１月にプロテクションギャップタスクフォースを設置した。（議長：有泉国際総括官（当時））。ＩＡＩＳは 2023 年４月に「自然災害に係るプロテクションギャップ解消における保険監督者の役割」と題するステートメントを公表し、本件に関して監督当局が取りうるイニシアチブの例や、官民連携の重要性等に言及した。

第８節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

Ⅰ　沿革

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのＯＥＣＤ内に置かれている。2001 年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012 年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

ＦＡＴＦのメンバーはＯＥＣＤ加盟国を中心に 2022 年６月現在 37 か国・２地域機関である。ＦＡＴＦは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

ＦＡＴＦの主な役割は、以下のとおりである。

① マネロン等対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）の策定及び見直し
② ＦＡＴＦメンバー間におけるＦＡＴＦ勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
④ ＦＡＴＦ非メンバー国・地域におけるＦＡＴＦ勧告遵守の慫慂
⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

ＦＡＴＦ全体会合は通常年３回（２月、６月、10 月）開催され、ＦＡＴＦ勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国の Head of Delegation は財務省が務める）。なお、2022 年６月の全体会合において、羽渕国際政策管理官が、ＰＤＧ共同議長に就任した（任期 2022 年６月～2024 年６月）。金融庁のＦＡＴＦの常設作業部会共同議長への就任は、ＦＡＴＦ創設以来、初である。

① ＰＤＧ（Policy Development Group）：政策立案（主に金融庁、財務省）
② ＥＣＧ（Evaluation and Compliance Group）：相互審査（主に財務省）
③ ＩＣＲＧ（International Cooperation and Review Group）：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
④ ＲＴＭＧ（Risk, Trends and Methods Group）：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
⑤ ＧＮＣＧ（Global Network Coordination Group）：ＦＡＴＦ型地域体（ＦＳＲＢｓ）・国際機関との連携（主に財務省）

ＦＡＴＦは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるＦＡＴＦ勧告は、①マネロン等対策の基本的枠組みである「40 の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「９の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領

等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、第４次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、新「40 の勧告」が 2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において採択・公表された。

当該新「40 の勧告」に基づき、2014 年より、メンバー国・地域に対する第４次相互審査が順次実施されている。第３次相互審査と異なり、現在進行中の第４次相互審査においては、新「40 の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（ＴＣ: Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する 11 項目の有効性（Effectiveness）についても審査されている。

2021 年８月に公表された、第４次対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっていると認められつつも、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に(※)優先的に取り組むべきとされている。第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、2021 年８月、政府は今後３年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表した。さらに、2022 年５月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

（※）具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の４項目に優先的に取り組む。

次回の第５次相互審査では、フォローアップのプロセスが厳格化されており、全 11 個ある有効性評価の審査項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が、第4次審査での「5個以上」から「6個以上」に増加している。また、相互審査報告書に加え、4段階評価のうち下から2つの評価となっている法令等遵守状況（TC）及び有効性評価（IO）の項目に対して、各2～3個程度のKRA（Key Recommended Actions）を達成期限付きで設定する「KRAロードマップ」を作成することとされている。このロードマップのもとで、通常フォローアップ国は、3年後に自己評価を行う一方、重点フォローアップ国は、3年後に進捗報告書を作成し、未達項目がある場合は、ハイレベルミッションの派遣や、国名公表、メンバーシップの停止・除名といった追加措置が段階的に発動されることになっている。

評価手法については、第４次審査から導入した有効性の審査に焦点を置いており、全 11 項目の評価項目を維持し、被審査国のリスクや第４次審査を踏まえて、重点審査分野を絞り込むこととしている。他方、法令等整備に係る形式基準の遵守（ＴＣ）の審査については、全 40 項目中、改訂された勧告、及び、被審査国の法制度に変更があった勧告のみの実施に簡素化し、それ以外の項目は第４次審査及びそのフォロ

ーアップでの評価を持ち越す。日本は、引き続き、第４次対日審査に関するフォローアップ及び第５次対日審査に向けた準備作業を進めていく。

Ⅱ　主な議論

１．概論

ＦＡＴＦでは、2022 年４月に公表した大臣声明[1]にて、ＦＡＴＦのグローバルネットワークの強化、ＦＡＴＦ相互審査の実施、実質的支配者の透明性の国際的な向上、犯罪収益の効果的な回復に関する当局の能力増強、デジタル・トランスフォーメーションの促進（暗号資産への対応を含む）を今後２年間のＦＡＴＦの優先事項として挙げている。また、同声明では、前文を始めとして、腐敗対策（corruption）が重要であることも、強調されている。

このようななか、金融庁では、ＰＤＧの共同議長、及び同部会傘下の暗号資産に関するコンタクト・グループの共同議長として、実質的支配者の透明性向上や、犯罪収益の効果的な回復、暗号資産への対応を含むデジタル・トランスフォーメーションの促進などの優先事項を含め、ＦＡＴＦにおける政策立案の議論に積極的に貢献している。

上記のようなＦＡＴＦでの取組みは、2023 年に日本が議長国を務めたＧ７財務大臣・中央総裁会議の声明でも重要性が強調されている。同声明では、「トラベル・ルール」を含む、暗号資産に関するＦＡＴＦ基準のグローバルな実施を加速するためのＦＡＴＦによるイニシアティブ、並びに、Ｄｅｆｉ（分散型金融）及び個人間で行われる取引（Ｐ２Ｐ取引）から生じるものを含め、新たなリスクに関するＦＡＴＦの作業を支持する、としているほか、法人及び信託に関する実質的支配者の透明性向上のためのＦＡＴＦ基準改訂の実施へのコミット、北朝鮮による大量破壊兵器の拡散等を可能にした資金調達に関連する不正な活動がもたらす脅威に対する深刻な懸念等も表明されている。

２．暗号資産に関する議論

2019 年６月、暗号資産に関するＦＡＴＦ基準の採択を受け、ＦＡＴＦ政策企画部会（ＰＤＧ）傘下に暗号資産コンタクト・グループが設立されている。同グループは、設立以降、業界との対話及び基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリング等を行っている。

同グループでの活動の成果等をもとに、、ＦＡＴＦでは、2021 年 10 月、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」を改訂・公表（金融庁がプロジェクト・リード）するとともに、2023 年６月には、暗号資産に関するＦＡＴＦ基準の実施状況等に関する報告書を取りまとめた（2020 年以来年次で公表）。金融庁は、発足時より同グループの共同議長を務

[1] ＦＡＴＦ大臣声明（2022 年４月 21 日）　https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/FATF-Ministerial-Declaration-April-2022.pdf

めており、暗号資産に関する国内外のイベント等において、ＦＡＴＦを代表して登壇し、ＦＡＴＦの考え方について周知する取組みに貢献している。

2023 年４月には、我が国がＧ７議長国となる機会も捉え、金融庁ホストのもと、３日間にわたり、同グループの東京会合を開催した。当会合での議論も経て、我が国が議長国を務めた 2023 年５月のＧ７財務大臣・中央銀行総裁の声明では、トラベルルールを含むＦＡＴＦ基準の実施、及びＤｅｆｉ及びＰ２Ｐ取引も含む新たなリスクに関するＦＡＴＦの作業について、支持が表明されている。

引き続き、金融庁では、Ｇ７の期待も踏まえ、トラベルルールを始めとする、暗号資産に関するＦＡＴＦ基準の早期実施や、ＤｅｆｉやＰ２Ｐ取引などを含めた暗号資産市場に関するリスクへの対応の検討等に関するＦＡＴＦでの取組みに貢献していく。

３．その他の議論

クロスボーダー送金にかかる課題（高コスト、スピード不足、透明性の欠如）について、G20 での問題意識を受け、現在、ＦＳＢ（金融安定理事会）を中心に、課題改善に向けた 19 の構成要素（Building Blocks（ＢＢ））に沿って、国際機関の協調の下、作業が進められている。このうち、ＢＢ５「ＡＭＬ/ＣＦＴ規制の調和」について、ＦＡＴＦが主担当となって検討を進めており、2021 年 10 月にクロスボーダー送金の課題を生じさせているＡＭＬ/ＣＦＴ要因につき報告書を作成・公表した。2023 年2月からは、ISO20022 への移行や新たな決済事業者の参入など、決済市場の構造変化も踏まえ、電信送金にかかるFATF基準の改訂作業を進めている。

また、ＦＡＴＦでは、マネー・ローンダリング（ＡＭＬ）、テロ資金供与対策（ＣＦＴ）及び拡散金融対策（ＣＰＦ）分野のデジタル・トランスフォーメーションが優先課題の１つとなっている。2021 年７月には、ＡＭＬ／ＣＦＴ分野における新技術の機会と課題に関する報告書と、民間セクターにおけるＡＩやビックデータの活用促進に向けたデータプーリング・共同分析とデータプライバシー・保護にかかる報告書の２つを公表し、ＡＭＬ／ＣＦＴ／ＣＰＦと個人情報保護法制との調和の観点から、フォローアップ作業を実施した。その成果物として、2022 年７月に、各国ＡＭＬ／ＣＦＴ／ＣＰＦ態勢の効果に最も影響を与え得る「疑わしい行動の検知を目的とする情報共有」について、共通課題や個人情報保護規制と両立するための手法等に焦点を当てた報告書を公表した。

第９節　その他の会議体等

Ⅰ　サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

１．気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）

ＮＧＦＳ（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017 年 12 月に設立された。140 以上の当局や国際機関が参加(2023 年６月現在）しており、金融庁は 2018 年６月に加盟、2020 年 11 月からは運営委員会に参加している。

ＮＧＦＳでは監督、シナリオデザインと分析といったテーマ別の作業部会において気候変動リスクへの金融監督上の対応等について分析を進めており、2022 年７月に「データギャップ解消に向けた最終報告書」を公表したほか、2022 年９月に「中央銀行および監督当局向けＮＧＦＳシナリオ」の第三版、2022 年 11 月にＦＳＢと協働し「各法域における気候シナリオ分析：初期段階の知見と教訓」、2023 年５月に「金融機関の移行計画とそのミクロプルーデンス当局との関連性に係るストックテイク」、2023 年６月に「気候シナリオに関する調査ー主な結果」を公表した。

さらに、2021 年来、気候変動以外のサステナビリティ課題にも取り組んでおり、2022 年４月に設置された自然関連リスクにかかるタスクフォースでは、自然関連金融リスク分析の概念枠組みの整理が進められている。

２．サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（ＩＰＳＦ）

ＩＰＳＦ（International Platform on Sustainable Finance）は、2019 年 10 月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。19 か国・地域の当局及びオブザーバーである 12 の国際機関が参加（2023 年６月末現在）しており、金融庁は 2020 年 11 月にメンバーとなった。

ＩＰＳＦは、タクソノミー、トランジションファイナンス、金融商品等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組みに関する情報交換等を行うことを目的としている。2022 年２月から池田賢志 総合政策局チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（ＣＳＦＯ）が共同議長を務めるトランジションファイナンスに関する作業部会では、ＣＯＰ27 期間中（2022 年 11 月）に、トランジションファイナンスの枠組みに関するストックテイクの結果や、トランジションファイナンスに係る一連の自主的な原則をまとめた報告書を公表した。

３．国際会計基準（ＩＦＲＳ）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の設定主体であるＩＦＲＳ財団が新たな基準設定主体として、

2021 年 11 月に設立した国際サステナビリティ基準審議会（ＩＳＳＢ）は、サステナビリティ情報の開示に関する統一的な基準策定に向けた取組みを進めている。

国内においては、国際的な意見発信や国内の開示項目を検討するための体制を構築するため、2022 年７月にサステナビリティ基準委員会（ＳＳＢＪ）が設立され、当庁もオブザーバーとして参加している。ＳＳＢＪは、2022 年３月にＩＳＳＢが公表した「全般的な開示要求事項」（Ｓ１基準）と「気候関連開示」（Ｓ２基準）の公開草案に対し、国内の意見を取りまとめ、2022 年７月にコメントレターを提出。

2023 年５月、ＩＳＳＢは、今後の基準開発に向けた優先アジェンダについての情報要請（Request for Information）を公表し、市中協議を開始（コメント期限９月１日）。「新たなリサーチ及び基準設定プロジェクト」の候補として、（１）生物多様性、生態系、生態系サービス、（２）人的資本、（３）人権、（４）報告における統合（integration in reporting）が挙げられている。ＩＳＳＢは、情報要請の結果を踏まえ、2024 年から始まる２年間の作業計画を公表予定。

2023 年５月に日本議長国下で開催されたＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議（於：新潟）やＧ７サミット（於：広島）においても、こうしたＩＳＳＢの現在及び将来の取組みについて、支持・期待が表明された。

2023 年６月、ＩＳＳＢはＳ１基準とＳ２基準の最終化を公表した。

このような動向への対応として、金融庁は、ＩＦＲＳ財団モニタリング・ボード（当局から構成されるＩＦＲＳ財団の監視主体）のメンバーとしてＩＦＲＳ財団の取組みに関する情報収集を行うと共に、日本の主張を行ってきた。2023 年３月には、モニタリング・ボードの議長に長岡隆 総合政策局審議官（国際担当）が就任した。また、ＩＳＳＢが策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組みとの互換性を強化するため、ＩＳＳＢにより 2022 年４月に設立された各法域作業グループ（ＪＷＧ）の会合に、メンバーとして出席し、ＩＳＳＢによる開示基準の策定の動きに対して我が国の意見を発信している。

そのほか、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託する事業を行っている。

「新しい資本主義」の一環として、日本が重視する人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、ＩＳＳＢが高品質なサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府からＩＦＲＳ財団に対して拠出し、日本として国際的な基準策定を支援した。2023 年３月には、国内外から官民の関係者を招いて国際カンファレンスを開催し、人的資本等のサステナビリティ開示に関する日本の取組について意見発信するとともに、ＩＳＳＢが今後取り上げるべきアジェンダについての議論を行った。

Ⅱ　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）

１．コーポレート・ガバナンス委員会

（１）沿革

ＯＥＣＤ加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016 年 11 月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田眞人氏（財務省財務官）が務めている。

（２）主な議論

ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則（1999 年制定、2004 年、2015 年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際基準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、ＦＳＢが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の１つに位置付けられる。

本原則は、ＯＥＣＤのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、ＯＥＣＤ非加盟国の参加も得ながら、2013 年秋より、約 10 年ぶりとなる本原則の改訂作業が行われた。作業結果は 2015 年 11 月のG20 サミットに提出され、「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

2015 年改訂の主な内容は以下のとおりである。

① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。

② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。

③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

また、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006 年策定）も、改訂原則の普及・実施のため、2017 年３月に改訂・公表された。

ＯＥＣＤは、2021 年６月 30 日にローマにて開催された事務総長主催のイベントにて、コロナ禍が資本市場等にもたらした影響を分析した報告書を公表するとともに、コロナ禍で生じた経済社会・資本市場の変化に企業が対応し、資本市場を活用した長期的価値の最大化の達成を支援することを目指し、同委員会がG20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則の見直し作業に着手することを公表した。

同年７月のG20 ローマ・サミットにおいて公表された首脳宣言では、この分野における唯一のグローバル・スタンダードである「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」の見直しへの期待が表明された。

これを受けて、ＯＥＣＤコーポレートガバナンス委員会は、原則の見直しに向けた作業を開始した。その後、ＯＥＣＤコーポレートガバナンス委員会における議論を踏まえ、2022 年９月、企業の持続可能性及び強靱性に係る新章が追加された「G20／ＯＥＣＤコーポレートガバナンス原則の見直し」と題する市中協議文書が公表された。

市中協議で得られた意見等を踏まえた原則改訂案は、2023 年６月に開催されたＯＥＣＤ閣僚理事会にて採択された。G20／ＯＥＣＤコーポレートガバナンス原則の見直し作業は、2023 年中の最終化を目指している。

２．保険・私的年金委員会（ＩＰＰＣ、 Insurance and Private Pensions Committee）

（１）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961 年９月に設立された。2019 年３月より、河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

（２）主な議論

会合には、ＯＥＣＤ加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サイバー保険、災害リスク、規制当局の組織構造、保険会社のガバナンスといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

ＯＥＣＤの保険・私的年金委員会（ＩＰＰＣ）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、原則毎年開催している。第１回会合は東京（2016 年４月）、第２回会合はバンコク（2017 年９月）、第３回会合（2018 年４月）は東京、第４回会合（2019 年３月）はミャンマー・ネピドーで開催された。第５回会合（2020 年９月）及び第６回会合（2021 年６月）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ウェブ形式で開催された。第７回会合（2023 年５月）はインド・ハイデラバードで開催された。

Ⅲ　国際通貨基金（ＩＭＦ）

１．ＩＭＦ対日４条協議

ＩＭＦ４条協議とは、ＩＭＦ協定第４条に基づき、原則年に１回、ＩＭＦが、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

対日協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2019 年度以降中断していたが、2021 年より再開している。

2023 年の金融庁との協議では、主に最近の金融セクターの動向や金融セクターにおける短期・中期的リスク（海外金利上昇、ロシア・ウクライナ情勢等）等について意見交換が行われた。協議の結果は、2023 年３月 30 日に公表された。

Ⅳ　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ）[2]

１．沿革

ＦｉｎＣｏＮｅｔは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など 26 ヵ国のメンバーのほか、オブザーバーとして６機関（ＩＡＩＳ、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、ＯＥＣＤ、ＯＧＡＰ、世銀）等が加盟している。議長は、Maria Lucia Leitao 氏（葡中央銀行 銀行コンダクト監督局長）が、事務局はＯＥＣＤが務める。

ＦｉｎＣｏＮｅｔは、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

ＦｉｎＣｏＮｅｔの全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、ＦｉｎＣｏＮｅｔ加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、１年に１回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、ＦｉｎＣｏＮｅｔのメンバー当局のうち、金融庁を含む 10 当局（2023 年６月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った６つの常設委員会を設置し、ＦｉｎＣｏＮｅｔにおける実質的な作業を行っている。

２．主な議論

現在、各議題に応じて、６つの常設委員会（ＳＣ：Standing Committee）が設置されており、金融庁はＳＣ４、ＳＣ６のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第１常設委員会（ＳＣ１） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。

[2] 2022 年６月現在、ロシアはＦｉｎＣｏＮｅｔへの参加が一時停止されている。

第２常設委員会（ＳＣ２） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	葡（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	COVID-19 による経済的影響を受けた借り手を支援するために実施された支払休日からの出口戦略に中心に、金融機関の延滞前及び延滞の管理に関する監督上のアプローチや課題に焦点を当てたサーベイを 2022 年 3 月に実施し（当庁も回答）、その結果を踏まえた報告書を 2022 年 11 月に公表した。
第３常設委員会（ＳＣ３） モバイル技術・技術革新	伊（議長）、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル取引が増加していることを背景に 2021 年７月に、デジタル決済に関する監督上の課題や行動監視ツール等のアプローチについて調査するサーベイを実施（当庁も回答）し、2022 年 5 月に最終報告書を公表した。 新たなワークストリームとして、非伝統的なデジタル取引に伴う金融消費者への新たなリスク等のアプローチを調査するサーベイを実施（当庁も回答）し、今後報告書が作成される予定。
第４常設委員会（ＳＣ４） フィンテックへの対応	加（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	ＩＴ技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。 2021 年６月より、新型コロナウィルス感染症発生下におけるリモートワークが監督者の内部プロセスに与えた影響や課題、SupTech ツールの効果等に焦点を当てたサーベイを実施（当庁も回答）し、2023 年 3 月に報告書を公表した。
第５常設委員会（ＳＣ５） 金融商品に関する広告	加（議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を 2020 年 11 月に公表した。現在は活動を停止している。
第６常設委員会（ＳＣ６） 顧客本位の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、仏	2022 年２月に、住宅ローン販売におけるインセンティブと消費者の成果への影響、および監督上のアプローチ等に焦点を当てたサーベイを実施（当庁も回答）し、報告書を取りまとめ中。

Ⅴ　規制監視委員会（ＲＯＣ）

１．沿革

取引主体識別子（ＬＥＩ:Legal Entity Identifier）とは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011 年のG20 カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

ＲＯＣ (Regulatory Oversight Committee) は、ＬＥＩのガバナンスを行う為、2013 年１月に発足した規制監視委員会である。2014 年 6 月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルＬＥＩ財団（ＧＬＥＩＦ）が設立された（グローバルＬＥＩ財団の設立者はＦＳＢ、設立準拠法はスイス法)。

なお、ＲＯＣは、2020 年 10 月以降、情報蓄積機関（ＴＲ-Trade Repository）へ報告される店頭デリバティブ取引の国際的な集約を可能とする為に導入された、固有取引識別子（ＵＴＩ:Unique Transaction Identifier）・固有商品識別子（ＵＰＩ:Unique Product Identifier）とその他重要データ項目（ＣＤＥ:Critical Data Elements）のガバナンスをＧＵＵＧより移管され、ＬＥＩを含む上述の識別子全体のガバナンスを担っている。

２．組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合の下に、①欧州、②北米(メキシコ及びカリブを含む)、③アジア、④中央及び南アメリカ・アフリカ・オセアニア・中東の４地域からの代表（各５名）と国際機関等から構成される執行委員会（ＥｘＣｏ:Executive Committee)が設置されている(金融庁もメンバー)。また、ＥｘＣｏの下に、ＬＥＩの技術的な議論を行う評価基準委員会であるＣＥＳ（Committee on Evaluation and Standards）とＵＴＩ・ＵＰＩ・ＣＤＥの技術的な議論を行う評価基準委員会ＣＤＩＤＥ（Committee on Derivative Identifiers and Data Elements）が設置されている。2022 年１月より山下国際政策管理官がＣＥＳの議長を務めている。各評価基準委員会は、ＲＯＣの定めるハイレベル原則に基づき、既存の基準やプロトコルの十分性を評価し、必要に応じて見直しを行い、新しい基準やプロトコルの策定をＥｘＣｏに提案している。

３．主な議論

（１）ＬＥＩの技術的な議論

ＣＥＳは、ＬＥＩの利用拡大の検討や付番されたＬＥＩのデータ品質、ＬＥＩ参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、ＧＬＥＩＦと連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特にＬＥＩが持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

（２）ＵＴＩ・ＵＰＩ・ＣＤＥの技術的な議論

ＣＤＩＤＥは、ＣＰＭＩ-ＩＯＳＣＯより公表されたＵＴＩ・ＵＰＩ・ＣＤＥの技術ガイダンスについて、実務面から、技術ガイダンスの解釈の透明性や、

必要とされる情報の再検討等を行っている。ＣＤＥについては、2021 年９月に、技術ガイダンスの改訂版を公表している。ＵＰＩについては、付番機関として選定されたＤＳＢ（Derivatives Service Bureau）と共に、ＵＰＩの設定に必要な情報及びガバナンスの策定について議論を行っている。

Ⅵ　金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ）

１．沿革

2009 年のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20 金融包摂専門家グループの創設が決定。その後、同グループの活動を引き継ぐ形で、2010 年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2020 年に付託事項（ＴｏＲ）及び金融包摂のための行動計画（ＦＩＡＰ：Financial Inclusion Action Plan）が改訂され（ＦＩＡＰは３年毎に改訂）、2021 年～2023 年の３年間における優先課題としてデジタル金融包摂と中小企業金融が掲げられた。

２．主な議論

2022 年、ＧＰＦＩは、デジタル金融包摂と中小企業金融に関して各国での官民の好事例を元にした政策提案を作成した。2023 年は、2022 年の成果物を更に充実させる議論や、G20 議長国インドが主導してのデジタル金融包摂の促進に関する議論が行われている。また、2024 年～2026 年の３年間におけるＦＩＡＰの作成に関する議論も行われている。

第19章　当局間の連携・協力等

第１節　経済連携協定

経済連携協定（ＥＰＡ：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（ＷＴＯ：World Trade Organization）が担ってきたが、全加盟国の全会一致による意思決定において多国間での利害調整が複雑な中で、ＷＴＯでも一部の有志国による電子商取引や国内サービス規制に関する新しいルール作りの議論が行われるようになっている。他方で多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化の取組み・交渉が行われてきている。

経済連携協定（ＥＰＡ）等の締結・交渉状況

相手先国	**締結・交渉の状況**
（発効済）	
シンガポール	2001年１月交渉開始／2002年１月署名／2002年11月発効 2006年６月再交渉開始／2007年９月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年９月署名／2005年４月発効 2008年９月再交渉開始／2012年４月発効
マレーシア	2004年１月交渉開始／2005年12月署名／2006年７月発効
チリ	2006年２月交渉開始／2006年９月大筋合意／2007年３月署名／2007年９月発効
タイ	2004年２月交渉開始／2005年２月大筋合意／2007年４月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年７月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年８月署名／2008年７月発効
ブルネイ	2006年６月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年６月署名／2008年７月発効
ＡＳＥＡＮ（包括）	2005年４月交渉開始／2007年８月大筋合意／2008年４月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年２月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年９月署名／2008年12月発効
スイス	2007年５月交渉開始／2008年９月大筋合意／2009年２月署名／2009年９月発効
ベトナム	2007年１月交渉開始／2008年９月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年１月交渉開始／2010年９月大筋合意／2011年２月

	署名／2011 年８月発効
ペルー	2009 年５月交渉開始／2010 年 11 月大筋合意／2011 年５月署名／2012 年３月発効
オーストラリア	2007 年４月交渉開始／2014 年４月大筋合意／2014 年７月署名／2015 年１月発効
モンゴル	2012 年６月交渉開始／2014 年７月大筋合意／2015 年２月署名／2016 年６月発効
環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ/ＴＰＰ11）協定	TPP：2010 年３月交渉開始（日本は 2013 年７月の交渉から参加）／2016 年２月署名 TPP11：2017 年 11 月大筋合意／2018 年３月署名／2018 年 12 月発効
ＥＵ	2013 年４月交渉開始／2017 年７月大枠合意／2018 年７月署名／2019 年２月発効
日米デジタル貿易協定	2019 年４月交渉開始／2019 年 10 月署名／2020 年１月発効
ＡＳＥＡＮ（投資・サービス）	2010 年 10 月交渉開始／2017 年 11 月最終合意／2019 年２月署名／2020 年８月発効
英国	2020 年６月交渉開始／2020 年 10 月署名／2021 年１月発効
地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ）	2013 年５月交渉開始／2020 年 11 月署名／2022 年１月発効
（交渉中）	
コロンビア	2012 年７月交渉開始
日中韓	2013 年３月交渉開始
トルコ	2014 年 12 月交渉開始
湾岸協力理事会（ＧＣＣ）	2006 年９月交渉開始／2009 年３月以降交渉中断
（交渉中断）	
韓国	2003 年 12 月交渉開始／2004 年 11 月以降交渉中断
カナダ	2012 年 11 月交渉開始／2014 年 11 月以降交渉中断

Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。2010 年３月に交渉を開始した。日本（2013 年７月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの 12 か国が 2016 年２月に署名。

2017 年１月、米国がＴＰＰを離脱する大統領令に署名し、ＴＰＰから離脱。これを受け米国を除く 11 か国は、同年 11 月にＴＰＰ閣僚会合において、11 か国によるＴＰＰ11 に大筋合意、2018 年３月には同協定が署名。

同協定は、６か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、

豪州）の国内手続完了により、2018 年 12 月 30 日に発効。2019 年１月にベトナム、2021 年９月にペルー、2022 年 11 月にマレーシア、2023 年２月にチリについても発効した。署名国の中で最後の未発効国ブルネイについても 2023 年７月に発効した。

2021 年６月に開催された第４回ＴＰＰ委員会において、英国の加入に関する作業部会を設置し、加入手続の開始が決定。日本が議長を務める加入作業部会（ＡＷＧ）の下で議論・検討が行われ、2023 年３月に開催されたオンラインでの閣僚会合において、交渉の実質的妥結が発表された。

Ⅱ　日ＥＵ・ＥＰＡ

ＴＰＰ/ＴＰＰ11 同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律している。2013 年３月に交渉を開始、2017 年 12 月に首脳間において交渉妥結を確認、2018 年７月に署名した。日本及びＥＵの双方が国内手続きを完了したことにより、2019 年２月１日に発効した。

2022 年３月、欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（ＤＧ　ＦＩＳＭＡ）との間で、日ＥＵ・ＥＰＡの金融規制協力に関する附属書８－Ａに基づく日ＥＵ間の金融規制協力を事務的に補完する枠組み文書を策定した。

2022 年 10 月、「データの自由な流通に関する規定」に係る正式交渉を開始した。

Ⅲ　日英ＥＰＡ

ＥＵ離脱後の英国との、日ＥＵ・ＥＰＡに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定している。2020 年６月に交渉を開始、同年 10 月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2021 年１月１日に発効した。

2022 年６月、英国財務省と、日英ＥＰＡの金融規制協力に関する附属書８－Ａに基づく日英間の金融規制協力を事務的に補完するための書簡交換を行った。

Ⅳ　地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013 年５月に交渉を開始。日本、ＡＳＥＡＮ10 か国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドが交渉に参加し、2020 年 11 月にインドを除く 15 か国にて署名した。2022 年１月１日に国内手続が完了した 10 か国（シンガポール、中国、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、豪州、ニュージーランド）間で発効。その後、同年２月に韓国、３月にマレーシア、2023 年１月にインドネシア、同６月にフィリピンについて、それぞれ発効した。

第２節　アジア地域ファンド・パスポート（ＡＲＦＰ）

ＡＲＦＰ（Asia Region Funds Passport）は、ＡＰＥＣ加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010 年以降、ＡＲＦＰのルールの検討が行われてきたところ、2016 年４月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの４カ国が、同年６月、タイが、ＡＲＦＰの協力覚書（ＭＯＣ）に署名を行い、ＭＯＣが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017 年 12 月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施に係る協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了した。

2023 年６月現在、日本（2017 年 12 月）、タイ（2018 年２月）、オーストラリア（2018 年９月）、ニュージーランド（2019 年７月）及び韓国（2020 年 12 月）の全てのＭＯＣ署名国において国内での制度整備を完了し、ＡＲＦＰの登録申請受付が開始されている。

2016 年６月に設置された、ＡＲＦＰの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee、2021 年 11 月から 2022 年 12 月まで山下国際政策管理官が議長）は、2022 事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年７月にビデオ会議形式にて、2022 年 12 月に東京でハイブリッド形式にて会合を開催した。

また、2021 年１月には、ニュージーランドをホーム国とするパスポート・ファンドの第一号案件が登録され、参加国内での販売に向けた準備が進められている。

第３節　当局間協議

金融庁は、2021 事務年度においては、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。

Ⅰ　米国

金融庁と全米保険監督官協会（ＮＡＩＣ）は、2014 年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

Ⅱ　欧州

金融庁は、1985 年以来、欧州委員会（ＥＣ）金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（ＦＩＳＭＡ）と１～２年に１回程度の頻度で定期協議を開催している（2018 年以前：日ＥＵハイレベル金融協議、2019 年（日ＥＵ･ＥＰＡ発効）以降：日ＥＵ合同金融規制フォーラム）。

このほか、欧州保険・企業年金監督機構（ＥＩＯＰＡ）との監督協力に係る交換書簡（2021 年２月）に基づき、欧州保険企業年金監督機構との間で定期的に会合を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022 年３月 10、11 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定･金融サービス･資本市場同盟（FISMA）総局次長
2020 年 11 月 20 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019 年 10 月 11 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

Ⅲ　英国

金融庁は、1989 年以来、英国当局と定期協議を開催している。日英包括的経済連携協定（CEPA、2021 年１月発効）に基づき、2022 年６月、英国財務省等と第１回「日英合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022 年６月９日	ロンドン	金融国際審議官	英国財務省金融サービス局長

Ⅳ　スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で２、３年に１回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988 年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022 年 11 月 25 日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融庁副長官
2019 年 12 月 10 日	ベルン	参事官（国際担当）	スイス財務省国際金融局課長

Ⅴ　日中韓

2005 年３月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組みとして、第１回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催した。また、第３回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合を同セミナーに付随する形で開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022 年 11 月３日	ソウル （中国はオンライン参加）	金融国際審議官	中国：銀行保険監督管理委員会副主席 韓国：金融委員会副委員長

Ⅵ　中国

2017 年より、銀行・保険分野の課長級が率直に意見交換を行う目的で、金融庁及び中国銀行保険監督管理委員会による定期協議を開催している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022 年 11 月 16 日	オンライン	参事官	銀行保険監督管理委員会 副主任

Ⅶ　インド

2014 年 11 月に、インドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的として「日印金融協力に関する協議」を実施した。2016 年１月以降は定期協議として日印金融協力対話を実施し、2022 年６月には次官級に格上げした日印財務協議を実施した。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関等が参加している。

Ⅷ　台湾

2015 年より、銀行・証券・保険監督も含めた幅広いテーマについて意見交換を行うことを目的に、日本台湾交流協会、台湾日本関係協会、金融庁及び台湾金融監督管理委員会による定期協議を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023 年６月 21 日	東京	国際総括官	金融監督管理委員会 副主任委員

Ⅸ　ベトナム

2021 年より、日越当局間の協力関係強化のため、日越審議官級対話等を実施している。また、国家証券委員会（ＳＳＣ）とハイレベル政策対話を実施し、ＳＳＣのベトナム証券市場発展戦略や、今後の当局間協力について議論している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023 年３月 21 日	ハノイ	長官	国家証券委員会 委員長
2022 年９月 19 日	ハノイ	秘書課長	国家証券委員会 副委員長

第４節　金融技術協力

Ⅰ　概要

金融庁は、ベトナム、インドネシア、タイ等の７か国 15 当局との間で金融技術協力に係る覚書を締結している。金融庁は、これらの協力関係に基づき、研修や面会の実施等を通じて、各国の金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

Ⅱ　活動実績

2022 事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下の技術支援を実施した。

① ベトナムについては、2022 年３月に長官がベトナムに赴き、越の財政大臣、国家銀行（ＳＢＶ）総裁、財政省保険監督庁（ＩＳＡ）長官とハイレベルで意見交換を実施した。加えて、実務者レベルでは、ベトナム証券当局及び証券取引所向けに株式市場の公平性及び透明性改善に向けた研修等を実施した。さらに、３月の長官出張時にベトナム国家銀行（ＳＢＶ）との間でフィンテック協力枠組みに関する書簡交換を行った。

② インドネシアについては、2022 年 11 月にバリにてインドネシア金融庁（ＯＪＫ）長官と会談し、また同月ＯＪＫ理事の当庁訪問を受けたほか、2023 年５月にインドネシア中銀実務者と当庁にて面談を行うなど、継続的に両国の金融制度に関する意見交換を実施した。

③ タイ中央銀行、モンゴル中央銀行、台湾監督管理委員会等の金融当局との間で、双方の関心事項に関するハイレベル及び実務者間の意見交換を実施した。

④ アジア等の新興国の銀行・証券・保険監督当局の職員に対して、各分野における日本の規制・監督制度や取組み等を講義する「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施した（銀行（2022 年７月～11 月、オンデマンド形式）、証券（2023 年３月、対面形式）、保険（2023 年３月、オンライン形式）。

第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）

Ⅰ　概要

グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ: Global Financial Partnership Center、2016 年４月にアジア金融連携センター（2014 年４月～）を改組）では、金融インフラ整備支援及び海外金融当局との協力関係強化を目的として、支援対象地域（アジア、中東、アフリカ、中南米等）の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を行っている。

研修プログラムとしては、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義のほか、各研究員のニーズや関心に応じて金融庁職員によるテーマ別研修や意見交換、外部関係機関等の訪問も行っている。

なお、新型コロナウイルスによる影響のため、2020 年 10 月よりオンラインでの研修プログラムを提供してきたが、2022 年 11 月からはフォローアップとしてオンラインでの研修を修了した研究員を対象に、２週間の招聘プログラムを実施した。

プログラムの期間中研究員は、母国の金融システムの現状や課題、ＧＬＯＰＡＣの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等についてプレゼンテーション等を実施する。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下の施策を継続的に実施している。

① 金融庁職員が外国出張する際、現地の卒業生とフォローアップ面談を実施
② プログラム修了後の知見の活かし方等を含めた情報・意見交換を、卒業生を現地等に集めて実施するＧＬＯＰＡＣアルムナイ・フォーラムを開催
③ 現行プログラムに卒業生を再招聘し、現役生に対する講義や金融庁職員と意見交換を実施
④ 金融庁等が主催する国際シンポジウム等に、卒業生をスピーカーとして招聘

Ⅱ　活動実績

2014 年７月以降、37 の国・地域 (※) 計 196 名の研究員・インターン生がプログラムを修了した（2023 年６月現在）。

2022 事務年度は、オンライン形式で、第 21 期（銀行：2022 年７月～10 月）及び第 22 期（保険：2022 年 10 月～12 月）へ研修を実施。

また、フォローアップ研修として、2022 年 11 月に、オンラインでの研修を修了している第 17 期（銀行：オンライン　2020 年 10 月～2021 年１月）及び第 21 期の研究員について短期招聘を実施した。同様に、2023 年３月に、オンラインでの研修を修了している第 19 期（保険：オンライン 2021 年９月～12 月）と第 22 期の研究員についても短期招聘を実施した。

このほか、卒業生とのネットワーク構築・強化のため、以下の施策を実施した。

① 卒業生が意見交換等を行うアルムナイ・フォーラムを３回開催。

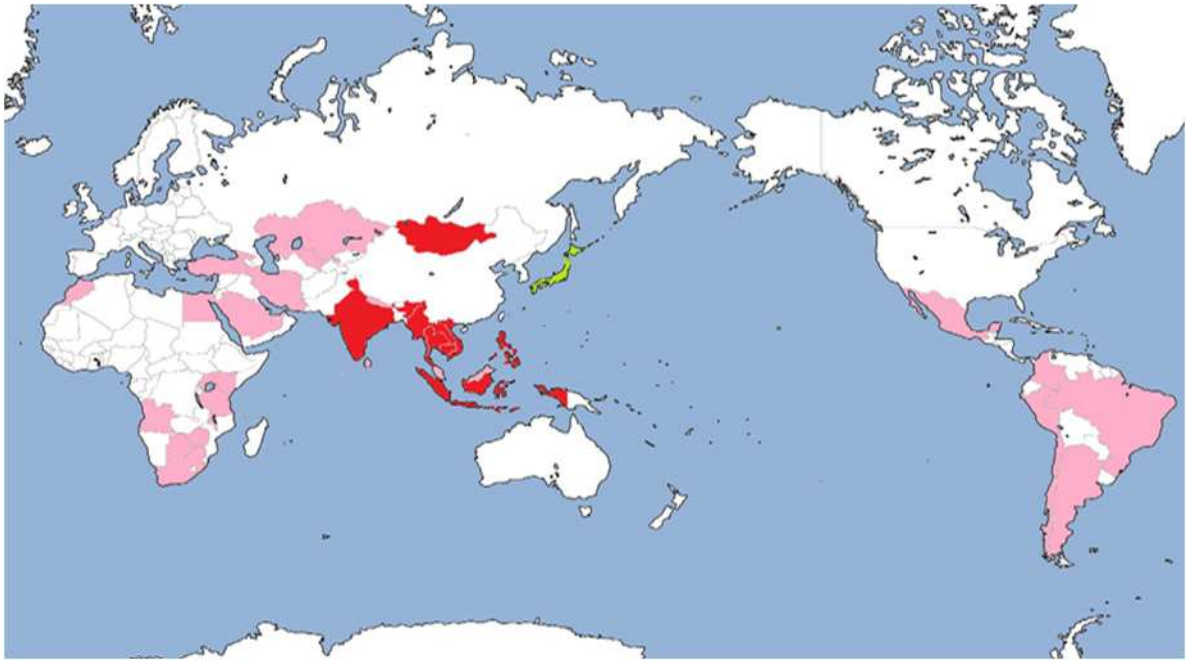
② ＧＬＯＰＡＣウェブページにおいて、現役研究員や卒業生の紹介及び新着情報を発信＜https://www.fsa.go.jp/en/glopac/index.html＞

（※）アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、ケニア、コロンビア、サウジアラビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モロッコ、モンゴル、ラオス、ＵＡＥ。

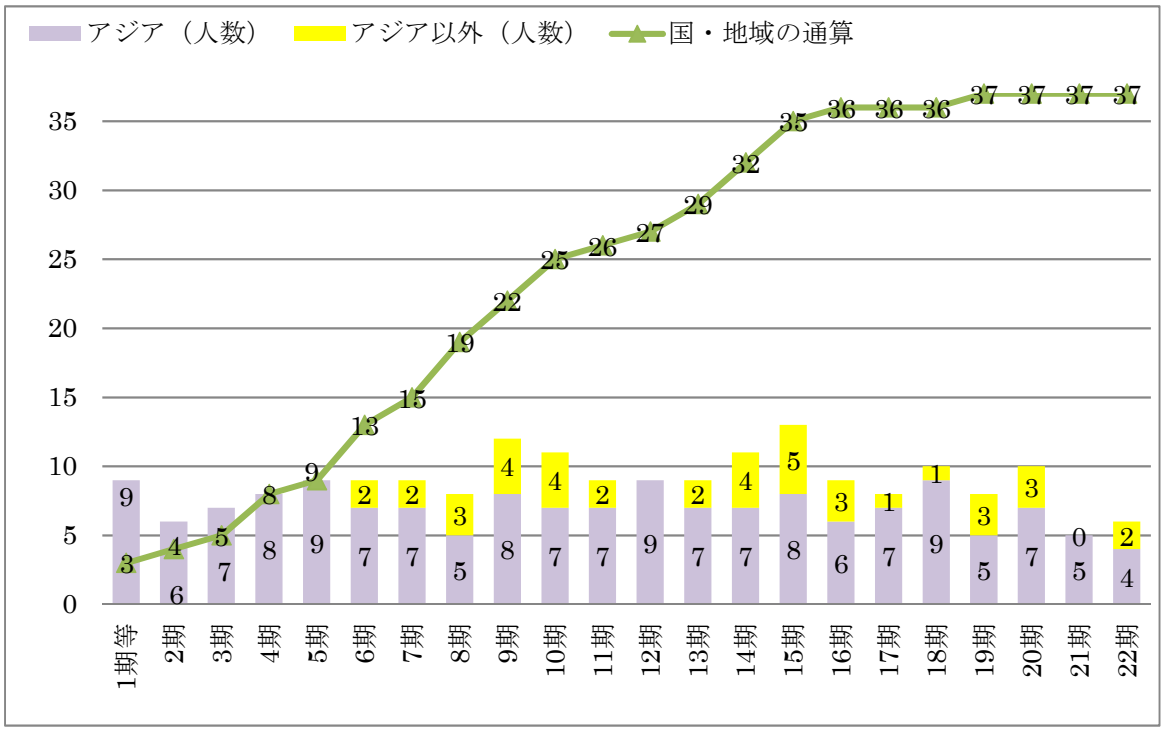
	プログラム	受入期間	人数	出身国（人数）
第１期	銀行・証券	2014年７月29日～11月28日	３	ベトナム（１）モンゴル（２）
第２期	銀行・証券	2014年10月21日～2015年２月６日	６	タイ（２）ベトナム（１）モンゴル（１）ミャンマー（１）タイ（１）
第３期	銀行・保険	2015年３月３日～５月29日	７	カンボジア（１）ベトナム（１）ベトナム（２）モンゴル（２）タイ（１）
第４期	証券	2015年７月28日～10月９日	８	カンボジア（１）インド（１）ラオス（１）スリランカ（１）タイ（１）ベトナム（１）モンゴル（２）
第５期	銀行	2015年10月14日～2016年１月15日	６	タイ（２）カンボジア（１）ベトナム各（１）モンゴル（２）
第６期	保険	2016年２月29日～５月31日	９	タイ（２）カンボジア（１）ベトナム（１）モンゴル（２）ドバイ（１）フィリピン（１）マレーシア（１）
第７期	銀行	2016年７月26日～９月30日	８	イラン（１）カンボジア（１）タイ（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）インド（１）ペルー（１）モンゴル（１）
第８期	保険	2016年10月13日～2017年１月13日	６	ベトナム（１）ブラジル（１）メキシコ（１）、インドネシア（２）ミャンマー（１）
第９期	証券	2017年２月22日～５月19日	９	インド（１）エジプト（１）カザフスタン（１）カンボジア（１）タイ（１）タンザニア（１）ベトナム（１）ボツワナ（１）ラオス（１）
第10期	銀行	2018年７月25日～９月29日	11	アルゼンチン（１）イラン（１）インド（１）インドネシア（１）タイ（１）チリ（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）ラオス（１）UAE（１）
第11期	保険	2018年10月11日～12月20日	８	インドネシア（１）ウズベキスタン（１）タイ（１）トルコ（１）フィリピン（１）ボツワナ（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）
第12期	証券	2018 年４月４日～６月22日	９	インド（１）インドネシア（１）カザフスタン（１）カンボジア（１）タイ（１）ネパール（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）
第13期	銀行	2018年７月24日～	９	アンゴラ（１）、インドネシア（１）、カザフスタン（１）、ジ

		９月 28 日		ョージア（1）、タイ（1）、フィリピン（1）、ブラジル（1）、ミャンマー（1）、モンゴル（1）
第 14 期	保険	2018 年 10 月 16 日～12 月 26 日	９	アルゼンチン（1）、インドネシア（1）、エジプト（1）、コロンビア（1）、ジンバブエ（1）、ベトナム（1）、ミャンマー（1）、モルディブ（1）、モンゴル（1）
第 15 期	保険	2019 年 10 月 10 日～12 月 20 日	10	インドネシア（1）、カンボジア（1）、サウジアラビア（1）、タイ（1）、ベトナム（1）、ボツワナ（1）、マラウイ（1）、南アフリカ（1）、ミャンマー（1）、モンゴル（1）、
第 16 期	証券	2020 年２月５日～３月５日	９	インドネシア（1）、ケニア（1）、タイ（1）、ベトナム（1）、ペルー（1）、南アフリカ（1）、ミャンマー（1）、モンゴル（1）、ラオス（1）
第 17 期	銀行	2020 年 10 月 27 日～2022 年 11 月 18 日（オンライン研修を含む）	８	インド（1）、インドネシア（1）、サウジアラビア（1）、タイ（1）、ベトナム（1）、マレーシア（1）、ミャンマー（1）、モンゴル（1）
第 18 期	証券	2021 年２月 24 日～６月４日	10	インド（1）、インドネシア（1）、カンボジア（1）、ケニア（1）、タイ（1）、ネパール（1）、ベトナム（1）、ミャンマー（1）、モンゴル（1）、ラオス（1）
第 19 期	保険	2021 年９月 21 日～2023 年３月 30 日（オンライン研修を含む）	８	インド（1）、インドネシア（1）、エジプト（1）、カンボジア（1）、サウジアラビア（1）、タイ（1）、モロッコ（1）、モンゴル（1）
第 20 期	証券	2022 年２月 21 日～６月１日	10	アルゼンチン（1）、インド（1）、インドネシア（1）、エジプト（1）、サウジアラビア（1）、タイ（1）、フィリピン（1）、ベトナム（1）、マレーシア（1）、モンゴル（1）
第 21 期	銀行	2022 年７月 25 日～11 月 18 日（オンライン研修を含む）	５	カンボジア（1）、インドネシア（1）、タイ（1）、ベトナム（1）、モンゴル（1）
第 22 期	保険	2022 年 10 月 18 日～2023 年３月 30 日（オンライン研修を含む）	６	インドネシア（1）、ケニア（1）、タイ（1）、南アフリカ（1）、フィリピン（1）、ベトナム（1）
インターン（数週間） 国内大学院に留学中の者			19	インド（1）、インドネシア（1）、ウガンダ（1）ウズベキスタン（1）カンボジア（1）タイ（7）フィリピン（3）ブラジル（2）ベトナム（1）、ミャンマー（1）
短期研修（数日間）			３	ベトナム（3）

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移



巻末資料１

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2023 年 211 国会 （常会）	金融商品取引法等の一部を改正する法律	デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用、「金融経済教育推進機構」の設立、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等の措置を講ずるもの。	Ｒ５．11．29	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規程を除く）。
2023 年 211 国会 （常会）	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律	デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化する中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、デジタル化への対応、スタートアップ企業の上場日程短縮のための措置を講ずるもの。	Ｒ５．11．29	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規程を除く）。

巻末資料２

この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2022 事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
2022 年８月９日 （2022 年８月９日適用）	銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可等に係る改正
2022 年 11 月 11 日 （2023 年４月１日適用）	レバレッジ比率規制の見直し（日銀預け金除外措置）に係る改正
2022 年 11 月 30 日 （2023 年３月 31 日適用）	Ｄ－ＳＩＢｓ選定手法の見直しに係る改正
2022 年 11 月 30 日 （2023 年３月 31 日適用）	最終化されたバーゼル III の実施に係る改正
2022 年 12 月９日 （2022 年 12 月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第 70 号）施行に伴う改正
2022 年 12 月 23 日 （2023 年４月１日適用）	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に係る改正
2023 年１月 27 日 （2023 年３月 31 日適用）	バーゼル III の最終化の一環として G-SIBs を対象にレバレッジ・バッファーが導入されること等に伴う改正
2023 年５月 26 日 （2023 年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）の成立に伴う改正
2023 年６月１日 （2023 年６月１日適用）	他業銀行業高度化等会社及び一定の銀行業高度化等会社の設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するための改正

2023年６月23日 （2023年６月23日適用）	ディスカッション・ペーパー「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」の趣旨を踏まえた改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
2022年８月９日 （2022年８月９日適用）	銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可に係る改正
2022年11月30日 （2023年３月31日適用）	最終化されたバーゼルIIIの実施に係る改正
2022年12月９日 （2022年12月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）施行に伴う改正
2022年12月23日 （2023年４月１日適用）	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に係る改正
2023年５月26日 （2023年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月10日法律第61号）の成立に伴う改正
2023年６月１日 （2023年６月１日適用）	他業銀行業高度化等会社及び一定の銀行業高度化等会社の設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するための改正

系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
2022 年８月９日 （2022 年８月９日適用）	銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可に係る改正
2022 年 11 月 30 日 （2023 年３月 31 日適用）	最終化されたバーゼル III の実施に係る改正
2022 年 12 月 23 日 （2023 年４月１日適用）	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に係る改正
2023 年１月 18 日 （2023 年３月 31 日適用）	最終化されたバーゼル III の実施に向けた制度整備に係る改正
2023 年１月 27 日 （2023 年３月 31 日（一部は 2024 年４月 31 日）適用）	バーゼル III の最終化の一環としてＧ－ＳＩＢｓを対象にレバレッジ・バッファーが導入されること等に伴う改正
2023 年６月１日 （2023 年６月１日適用）	他業銀行業高度化等会社及び一定の銀行業高度化等会社の設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するための改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
2022 年８月９日 （2022 年８月９日適用）	銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可に係る改正
2022 年 12 月 23 日 （2023 年４月１日適用）	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
2022 年７月４日 （2022 年７月４日適用）	保険業法施行規則別紙様式第 25 号の２又は別紙様式第 25 号の３による事業報告書様式の改訂等に係る改正
2022 年 11 月 18 日 （2022 年 11 月 18 日適用）	障がい者等に配慮した取組みの促進に係る改正
2022 年 12 月９日 （2022 年 12 月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第 70 号）施行に伴う改正
2023 年３月 22 日 （2023 年３月 22 日適用）	特定保険募集人の登録手続における登録免許税及び手数料の電子納付に係る改正
2023 年３月 22 日 （2023 年３月 31 日適用）	生命保険会社の IBNR 備金に係る告示改正に伴う所要の改正
2023 年３月 31 日 （2023 年４月１日適用）	保険グループがＩＦＲＳ等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についても IFRS 等で対応できるようにするための改正
2023 年３月 31 日 （2023 年４月１日適用）	少額短期保険業者のモニタリング体制等の整備に係る改正
2023 年６月１日 （2023 年６月１日適用）	他業保険業高度化等会社に係る規定の改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
2022 年 11 月 30 日 （2023 年３月 31 日適用）	Ｄ－ＳＩＢｓ選定手法の見直しに伴う改正
2022 年 12 月９日 （2022 年 12 月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第 70 号）施行に伴う改正
2023 年３月 24 日 （2023 年３月 24 日適用）	法定帳簿の海外サーバー保存に係る改正
2023 年３月 28 日 （2023 年３月 31 日適用）	外証ＴＬＡＣ規制に係る改正
2023 年３月 28 日 （2025 年３月 31 日適用）	最終化されたバーゼル III の実施に伴う改正
2023 年３月 30 日 （2023 年３月 30 日適用）	ファンド等モニタリング調査に係る改正
2023 年３月 30 日 （2023 年３月 30 日適用）	ＭＲＦ及びＭＭＦの脆弱性対応に係る改正
2023 年３月 30 日 （2024 年３月 31 日適用）	大口信用供与等規制（ＬＥＸ規制）に係る改正
2023 年３月 31 日 （2023 年３月 31 日適用）	ＥＳＧ投信に関する改正
2023 年５月 26 日 （2023 年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）の成立に伴う改正

2023年６月８日 （2025年３月31日（一部は2024年３月31日）適用）	レバレッジ･バッファーの導入等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正
2023年６月９日 （2024年４月１日適用）	日銀預け金を除外する時限的措置等に関するレバレッジ比率規制の見直しに伴う改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
2022年８月９日 （2022年８月９日適用）	銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可に係る改正
2022年10月19日 （2022年10月20日適用）	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に係る改正
2022年12月９日 （2022年12月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）施行に伴う改正
2023年５月26日 （2023年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月10日法律第61号）の成立に伴う改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
2022 年 12 月９日 （2022 年 12 月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第 70 号）施行に伴う改正

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
2022 年 12 月９日 （2022 年 12 月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第 70 号）施行に伴う改正
2023 年５月 26 日 （2023 年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）の成立に伴う改正

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
2023 年５月 26 日 （2023 年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）の成立に伴う策定

事務ガイドライン　第三分冊：金融会社関係

公表日	改　正・策　定　内　容
2022 年 10 月７日 （2022 年 10 月７日適用）	全銀システムへの参加資格の拡大を踏まえ、同システムに参加する資金移動業者への監督上の対応等に係る改正
2022 年 12 月９日 （2022 年 12 月９日適用）	「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第 70 号）施行に伴う改正
2023 年３月 24 日 （2023 年３月 24 日適用）	法令に作成及び保存義務が規定されている金融商品取引業者等の業務に関する帳簿書類について、当該帳簿書類を国外において保存することに係る留意事項を明確化するための改正
2023 年３月 24 日 （2023 年３月 24 日適用）	ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの暗号資産該当性に関する解釈の明確化等に係る改正
2023 年３月 31 日 （2023 年４月１日適用）	厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和４年 11 月 28 日公布）を踏まえた、資金移動業者への監督上の対応に係る改正
2023 年５月 26 日 （2023 年６月１日適用）	令和４年資金決済法等改正に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令等の一部改正に伴う改正
2023 年５月 26 日 （2023 年６月１日適用）	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年６月 10 日法律第 61 号）の成立に伴う改正

金融庁の所在地等

2023 年６月 30 日現在

金融庁

〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

証券取引等監視委員会

〒100－8922　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

公認会計士・監査審査会

〒100－8905　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）



（地下鉄）

- 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩５分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩５分
- 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩５分

http://www.fsa.go.jp/

Financial Services Agency